國譯大藏經

論部

第十四巻

目次

以上

大品解題

小品解題

此兩書は巴利文律藏中 Mahāvagga 並に Cullavagga の二部を逐語飜譯したるものなり。巴利文の佛教聖典は律(Vinaya)、經(Sutta)、論(Abhidamma)の三部に分たる。これ吾人の通常三藏(Tipitaka, Pitakattaya)と稱するものにして、此の中律は釋尊の成道後ベナレス附近の鹿野苑に於て五人の比丘を濟度したまひてより一代四十五年の説法時期の間、機に臨み緣に觸れて敎團卽ち吾人が普通「僧伽」と呼び、本書中多く「大衆」と呼べる一羣の人人のために制定したまひたる規律及び法則を含めり。律藏は分れて五部となる、(一)波羅夷(Pārājika)、(二)波逸提(Pācittiya)、(三)大品、(四)小品及び(五)波利婆羅是なり。此等五部の中最後の一部は、後世學者の添加に係るもの歟。其の卷尾に出せる偈文を信ずべしとすれば、之は實にヂーパ(Dīpa)と名くる錫蘭の一長老が學佛者の便に供せんがために律藏卽ち他の四書を概説して作りたるものなるが如し。隨つて吾人が正當に聖典と稱し得べきものは初の四書のみなり。此等の四書中前の二書と後の二書とは其の說く所に截然たる區別あり。前二者は

通常之を修多毘崩伽(Suttavibhaṅga)と稱して、此の中には波羅提木叉(Pātimokkha)二百二十七條の註解を施し、佛の此等の各條を制したまふに至れる由來を明にせり。後の二書卽ち吾人が此に譯出せる大品小品の二部は同じく總稱して犍度(Khandhaka)と呼ぶ。此の中には主として比丘衆の日常生活上必要なる法則、衣食住、器具藥物其の他のものに關する規則、儀式作法、僧伽內外のものに對する義務、裁判懲戒謝罪の方法等頗る複雜なる內容を包含せり。

大品小品各篇に明かせる所の何事に關するやは其の篇の名を一瞥して直に之を理解することを得、卽ち受戒篇には比丘の受戒に關することを明し、受戒の起源、其の作法の變遷より最後に決定せられたる作法卽ち現今南方佛敎諸國に於て行はれつつある作法を示し、之に附隨せる諸種の條件及び此等の條件の設けらるるに至れる動機徑路をも之を示せり。次なる布薩篇、安居篇、以下小品最後の比丘尼篇に至るまで之に類推して知ることを得べし。此等の諸篇は單に其の名稱の示せる箇條に關する規則作法を示すに止まらず、所所また興味ある挿話を出す、今其の一例として大品第一篇中其の挿話の主なるものを示せば、

佛成道後菩提樹下及び他の三所に於て禪思す。二商人佛に蜜麨を獻す。梵天佛に說法を勸請す。佛婆羅奈斯に趣く途中優波迦と問答す。五羣の比丘を度す。耶舍其の父母朋友を度す。魔王現はる。三十人を度す。佛優樓頻羅林に入る。十九種の神通を示す。三迦葉を度す。王舍城に入りて

頻毘沙羅王と會す。舍利弗目犍連の二人を度す。

以上の事實は佛成道の後數箇月の間に繼起せし所にして、佛の傳記中實に重要なる事件たるなり。尙ほ大品憍賞彌篇の僧伽の分裂、小品破和合篇の提婆達多に關する談、比丘尼篇の摩訶波闍波提瞿曇彌に關する談の如き等しく重要なる事件たるなり、而して其の最も信頼し得べき典據としては、佛典中之を措いて他に求むべからざることを思はゞ、其が佛敎史の研究上益する所の大なるべきは素より論なきなり。

律文學の成立は南方佛敎徒は佛滅後第一次の雨安居中、摩訶迦葉を初め五百の長老比丘等が法藏律藏の二部を集めんがために王舍城に會したる時にありとなす。これまた實に小品第一篇五百結集篇中に示せる所なり。されど其が佛の在世より滅後に亙りて漸次に成立したるものなるとは今日の學者の多く一致する所にして、之は先づオルデンベルヒによりて唱導せられ(大品原典序文一〇—四〇頁)、リスデビヅは英譯律藏序文(東方聖書一三卷一〇頁以下)中に、ケルンは其の印度佛敎撮要(一一二頁)中に於て共に、之を是認せり。オルデンベルヒの說にて現在の吾人と直接關係せる所を摘記すれば、先づ(一)波羅提木叉成立せり。之は佛在世中比丘衆は每月二回づつ布薩堂に集りて布薩式を行ひ、波羅提木叉を讀誦したり(大品第二布薩篇參照)、故に波羅提木叉の當時既に存在したることは明かにして、之は實に佛敎の聖典文學の中最も古きものたり。(二)次に波羅提木叉の註解にして、之は

修多羅毘崩伽中に含まれ、其の簡古なる註解の一例は大品第二布薩篇三の四―八中に出せり。但し本書には之を譯出することを省きたり。(三)修多羅毘崩伽成立せり。卽ち波羅提木叉には之に註解を加へ、更に序說卽ち佛が此等の各條目を制したまふに至るまでの徑路を示せる談を加へて、今日吾人の見るが如き內容の文學となれり。大品小品卽ち犍度(小品最後の二篇を除き)の成立も略同時代なるべし。但し此の場合は、前の修多羅毘崩伽の其と異り、法則と序說とは、時を同じうして成立したりと云ふ。リスデビヅは一旦之と反對の意見を抱き、波羅提木叉は修多羅毘崩伽中より拔かれたるものなり、隨つて前者は後者よりも後れて成立したりと主張したるが(錫蘭古代の貨幣及度量一六頁)、後日に至るに及びオルデンベルヒと同一の意見に歸したり。

戒は三學の隨一なりと云ふよりも三學中の首位に居ると云ふを適當なりとす。南方佛敎徒は單に戒定慧と云ふに止まらず、律經論と云ひて戒を詮せる律をも亦三藏の首位に置くを通常となす。其の戒律を重しとするの風察すべし。論藏を重要視する北方佛敎徒の自由の精神に富み、進步の氣象旺なるに比し、律藏の文を固守し、汲汲乎として唯違はざらんことをこれ念とせる南方佛敎家の保守退嬰的なるは誠に然るべきことと云ふべし。退いて忠實に佛の遺誡を守るも可なり、進んで之に新しき解釋を施し、よりて以て新なる態度を取らんとするも可なり。要は唯佛の戒律を設けたまへる旨意を忘却せざるにあるのみ。但吾人は我が讀者諸君が本書を一閱して斯る窮屈なる範圍內に行動せる南方佛敎

教團中の同胞に對して三思を致さんことを切望して止まず。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

余が本書飜譯に著手したるは大正六年の夏にあり、超えて七年二月余は外國留學の途に上り、暹羅東京、交趾支那を經て今緬甸國にあり。此の飜譯の斯の如く遲延したるは一は暹羅、緬甸、錫蘭の如き南方佛教國の寺院に就き、僧侶の實際生活の狀態を見、且つ各地の高僧碩學に就て質疑を匡さんと思ひたるによる。されど余は此等の兩者ともに失望する所の大なりしを遺憾とす。

本書の原本として用ゐたるはオルデンベルヒの刊行に係る律藏原典(大品倫敦一八七九年、小品倫敦一八八〇年)なり。各篇の章をゴチックの數字を以て表はし、節を明朝の數字を以て表はせる等皆同書の例に傚ひたるなり。本書の飜譯に參考したるはオルデンベルヒ、リスデビヅ兩教授の英譯律藏(東方聖書一三、一七、二〇)、暹羅版のサマンタパーサーヂカー(Samantapāsādikā)及び余が先年錫蘭留學の日に現ヸヂョーダヤ校校主ニヤーニッサラ長老に就きて聽き取りたる講義本なりとす。

大正八年六月下旬緬甸仰光城下山田家客中

譯者　立花俊道　識
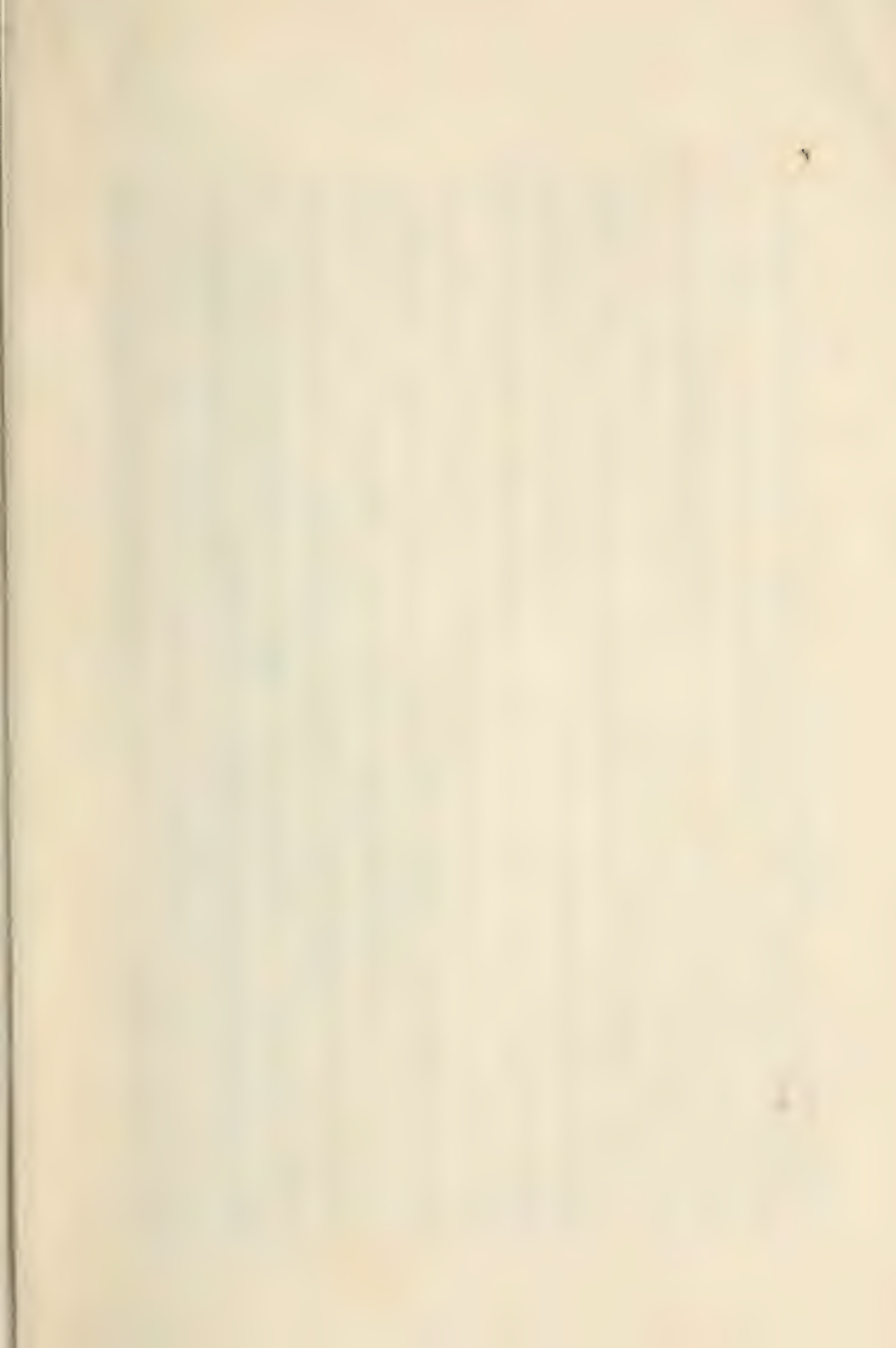
國譯大品

彼の世尊、應供者、正徧智者に歸命す。

受戒篇第一

一—一　爾の時佛〔一〕世尊は優樓頻羅に住したまへり、尼連禪河の岸邊、〔二〕菩提樹の下に於て初めて正覺を成じたまひて。時に世尊菩提樹の下に於て七日間一結跏趺坐のまま、解脱の樂を享けつつ坐したまへり。

二　時に世尊其の夜の〔三〕初分に於て緣起を順次逆次に憶念したまへり、無明の緣より行「生じ」、行の緣より識、識の緣より名色、名色の緣より六處、六處の緣より觸、觸の緣より受、受の緣より愛、愛の緣より取、取の緣より有、有の緣より生、生の緣より老死、憂悲苦哀絶望生ず。斯の如くして此の苦蘊總體の生起あり。然るに〔四〕離欲の

【一】Bhagavā 薄伽梵、英譯者は普通之を the Blessed One と譯す、福者、祥者などと和譯するを可とす。

【二】此の樹の下にありて世尊大菩提を成じたまひしを以て、之を菩提樹と呼ぶ、

【三】一夜を三分し、今の午後六時より十時までを初分、十時より午前二時までを中分、二時より六時までを後分といへり。

【四】Asesa-virāga-nirodha 直譯「殘りなき離欲滅盡」。註書には「離欲即ち道による殘りなき滅盡」と釋せり。

道によりて無明の全く滅せるよりして行滅し、行の滅より識滅し、識の滅より名色滅し、名色の滅より六處滅し。六處の滅より觸滅し、觸の滅より受滅し、受の滅より愛滅し、愛の滅より取滅し、取の滅より有滅し、有の滅より生滅し、生の滅より老死、憂悲苦哀絶望滅す。斯の如くして此の苦蘊總體の滅盡ありと。

三　時に世尊此の義を知りて、其の時下の喜頌を唱出したまへり。

「熱心に入定せる[五]婆羅門の法を解了する時、其の時彼が疑惑は總て除かる、これ彼は[六]有因の法を覺るが故なり。」

四　時に世尊其の夜の中分に於て緣起を順次逆次に憶念したまへり、無明の緣よりして行「生じ」、行の緣より識、識の緣より名色……斯の如くして苦蘊總體の生起あり……滅盡ありと。

五　時に世尊此の義を知りて、其の時下の喜頌を唱出したまへり。

「熱心に入定せる婆羅門の法を解了する時、其の時彼が疑惑は總て除かる、これ彼の[七]諸緣の滅盡を知れるが故なり。」

六　時に世尊其の夜の後分に於て緣起を順次逆次に憶念したまへり、無明の緣より行「生じ」、行の緣より識、識の緣より名色……斯の如くして苦蘊總體の生起あり……滅盡ありと。

【五】婆羅門とは身口意の三業に邪惡なきものと解す。

【六】一切諸法をいふ、これ諸法は皆因緣ありて生ずるものなるが故なり。註書には、行以下の諸法一切苦蘊を指す、これ無明等の因より生ずるが故なりと解す。

【七】涅槃を指す。

七　時に世尊此の義を知りて、其の時此の喜頌を唱出したまへり。

『熱心に入定せる婆羅門の法を解了する時、彼の魔軍を破りて端立し、
恰も太陽の虚空を照すが如くなり。』

菩提〔樹下〕物語　終

二―一　それより世尊七日を過ぎて後、其の定より起ち、菩提樹下より（八）阿闍波羅榕樹の處に趣かせたまへり。趣かせたまひて阿闍波羅榕樹の下に於て七日間一結跏趺坐のまま、解脱の樂を享けつつ坐したまへり。

二　時に一人の（九）慢心の（一〇）婆羅門あり、世尊の處に近づき來りて、世尊と共に相會釋せり、悅喜すべき記憶すべき談話を終りて後、彼は一面に立てり、一面に立ちて彼の婆羅門は世尊に白して言へり、「（一一）友瞿曇、人は何によりてか婆羅門たり、何等か婆羅門たるの法となす。」

三　時に世尊此の義を知りて、其の時此の喜頌を唱出したまへり。

『婆羅門の邪惡の法を除き、慢心なく、汙垢なく、自制あり、吠陀に通じ、淨行を修し、世間何處にも（一二）脹出あることなくば、彼は正し

【八】Aja-pāla 羊牧の意あり。nigrodha 通常尼拘律又は尼俱盧陀樹と呼ぶものなり、榕樹を指す。羊牧者等此の榕樹の下に集まりしより此の名を得たりといふ。

【九】Huhuṅka-jātika 彼の婆羅門は大なる憍慢心あり、常にフフンと聲をなして徘徊せり、由りて憍慢性の婆羅門と稱せり。

【一〇】婆羅門族に生れたるもの、前の三喜頌中の婆羅門とは異れり。

【一一】Bho gotama 之は通常婆羅門等の世尊を呼ぶに用ゐし語なり、よりて佛教徒は婆羅門をBhovādi（友と呼ぶもの）と稱せり。

【一二】Ussada 脹出、腫物、隆肉などの意、貪瞋癡慢邪見の五を譬へたるなり。

く　(二三)婆羅門の語をなすことを得ん。』

阿闍波羅「樹下」物語　終

三―一　それより世尊七日を過ぎて後、其の三昧より起ち、阿闍波羅榕樹の下より(二四)文隣陀樹の處に趣かせたまひ、彼處に於て七日間一結跏趺坐のまま、解脫の樂を享けつつ坐したまへり。

二　偶大雲不時に起り、七日間雨降り續き、寒氣と風とありて天陰れり。時に文隣陀龍王は己の棲處より出で來り蜷局を以て世尊の體を卷きたてまつること七重、頭上に大なる鎌首を立てて居たり、「寒氣世尊に觸るること」なかれ、暑氣世尊に「觸るること」なかれ、蝱蚊風熱蛇世尊に觸るることなかれ」と「念じつつ」。

三　それより文隣陀龍王は七日間を過ぎて後、天晴れ雲去れることを知りて、世尊の體より蜷局を解き、己の相を變へ、一青年の形をなして、世尊の面前に立てり、掌を合せ世尊を頂拜しつつ。

四　時に世尊此の義を知りて其の時此の喜頌を唱出したまへり。

『知足聞法、「智」見ある人の獨居は樂し、世の生命あるものに對して能く制し、瞋恚なきは樂しく、世に貪欲を離れ、諸欲を超脫するは樂し、我慢を調伏する、之は實に最上の安樂なり。』

【二三】　自ら稱して婆羅門と呼ぶことを得。

【二四】　Mucalinda 樹、龍王、池の三者同一の名を有せり。

文隣陀「樹下」物語　終

四―一　それより世尊七日を過ぎて後、其の三昧より起ち、文隣陀樹より（一五）羅闍耶他那樹の處に趣かせたまひ、彼處に七日間一結跏趺坐のまま、解脱の樂を享けつつ坐したまへり。

二　偶帝梨富沙、跋利迦「と呼べる」商人、鬱迦羅より此の處に通ぜる道を旅しつつありき。時に「もと」帝梨富沙、跋利迦「兩」商人の親族血縁たりし天子兩者に語げて言へり、「兒等、茲に世尊は初めて正覺を成じて羅闍耶他那樹の下に住したまふ、汝等往きて彼の世尊を麨菓と蜜丸とを以て恭敬したてまつれ、是れ長く汝等の利益安樂のためならん」

三　それより帝梨富沙、跋利迦の「兩」商は麨菓と蜜丸とを携へて、世尊の居させたまへる處に近づき來り、世尊を禮拜して一面に立てり、一面に立ちて兩商は世尊に白して言へり、「尊師、世尊の我等の麨菓と蜜丸とを納受したまはんことを、是れ長く我等の利益安樂のためならん。」

四　時に世尊心に思惟したまはく、「如來は手を以て「物を」受くるとなし。我如何にしてか此の麨菓と蜜丸とを受くべきぞ」と。其の時四大「天」王、其の心を以て世尊の心に念じたまふ所を知り、四方より四箇の石製の鉢を「取り來りて」世尊に捧げたてまつれり、「尊師、此に世尊の麨菓と蜜丸とを受け

【一五】 Rājāyatana 王處の意。

たまはんことを」と「申して」。世尊は此の新しき石鉢を受け、麨菓と蜜丸とをも受けて之を喫したまへり。

五　其の時帝梨富沙、跋利迦「兩」商は世尊の鉢と手とを洗ひたまひしを知りて、頭を以て世尊の足下を拜し、世尊に白して言へり、「尊師、此の我等は世尊に歸依したてまつる、法にも亦。世尊の我等を今日より始めて命を終るに至るまで歸依せる優婆塞として見たまはんことを。」此等こそ世に二歸依を稱へたる第一の優婆塞なりけれ。

羅闍耶他那「樹下」物語　終

五―一　それより世尊七日を過ぎて後、其の三昧より起ち、羅闍耶他那樹より阿闍波羅榕樹の處に趣かせたまひ、彼處に世尊は阿闍波羅榕樹の下に住したまへり。

二　時に世尊の獨坐靜思したまふや、心に斯の如き念起れり、「我が逮達したる此の法は甚深難見難解寂靜美妙にして念覺の域にあらず、微妙にして賢者の知解すべき所たり。然るに此の羣生は欲を樂しみ、欲に執し、欲を喜とす。欲を樂しみ、欲に執し、欲を喜とする羣生には、此の因緣緣起の法は見難き事ならん。此の又【一六】一切諸行の寂止、一切【一七】有質の抛捨、愛盡、離欲、滅、涅槃をも極めて見難き事ならん。而して我たとひ法を說くとも他人は我を了知せざらん。是れ我に取りて勞苦たり、苦惱

【一六】以下五語總て涅槃の異名なり。

【一七】Upadhi.

たらん。」

三　而も世尊は先に未だ曾て聞かれしことなき此の不思議の偈を思ひ出したまへり。

『艱難によりて我が成じたる所を今解くの要なし、貪欲瞋恚に沒頭せるものには此の法は悟り易からず。流に逆うて行き、微妙甚深微細にして見ること難し、貪欲に染められ、積闇に覆はるるものは〔之を〕見ることなし。』

四　斯の如く觀察したまへる世尊の心は默止に傾いて說法に〔傾か〕ざりき。時に堪忍世界の主大梵天は〔己の〕心を以て世尊の心に念じたまふ所を知りて、思惟すらく、「げにも世は滅びん、げにも世は亡びん、是れ如來應供者正徧覺者の心默止に傾いて、說法に〔傾か〕ざるが故なり。」

五　それより堪忍世界の主大梵天は、譬へば力ある人の屈げたる腕を伸ばし、伸ばしたる腕を屈ぐるが如く、斯く〔速に〕梵天界に沒して、世尊の面前に現れ出でたり。

六　其の時堪忍世界の主大梵天は鬱多羅僧衣を一肩にし、右の膝を地に著け、合掌を世尊の居たまへる方に向け、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の法を說きたまはんことを、〔一八〕善逝の法を說きたまはんことを。有情の心眼の塵垢に〔覆はるること〕少きものあり、法を聞かざるが故に彼等は退墮す、〔聞かば〕法を識知するものあらん」と。

【一八】 Aṅgata 佛の十種稱號の一なり。

七　堪忍世界の主大梵天は之を言へり、之を言ひて更に又白して言へり。
『摩揭陀族の間には、古昔垢穢あるものの思惟せし不淨の法現れき。［今や］此の不滅の門は開かれたり、垢穢なき人の覺りし法を聞け。
猶ほ岩の上、山の頂に立ち、恰も四方の民衆を見るが如く、善慧者よ、普眼者よ、之に譬へらるる法所成の樓閣に上り、自ら憂苦を離れて、憂苦に沈み、生死に克たれたる民衆を見よ。
起てよ勇者、戰勝者、隊の主、負債なきもの、世に遊行せよ。世尊法を說きたまへかし、世に［之を］識知するものあらん。』

八　斯く言ふや、世尊は堪忍世界の主大梵天に告げて宣へり、「梵王、我に斯の如き念起れり、我が成じたる此の法は甚深難見難解……是れ我に取りて勞苦たり、苦惱たらん。而も梵天、我は先に未だ曾て聞きしことなき此の不思議の偈を思ひ出せり。……［之を］見ることなし。」と

九　堪忍世界の主なる梵は二たび世尊に白して言へり、「尊師、世尊の法を說きたまはんことを。……［聞かば］法を識知するものあらん」と。世尊は二たび堪忍世界の主梵天に告げて宣へり、「梵王、我に斯の如き念起れり、我が成じたる此の法は甚深難見難解……是れ我に取りて勞苦たり、苦惱たらん。而も梵天、我は先に未だ曾て聞きしことなき此の不思議の偈を思ひ出せり。……［之を］見ることなしと。斯の如く觀察せる我が心は默止に傾いて、說教に［傾か］ざりき。」

一〇　堪忍世界の主梵は三たび世尊に白して言へり、「尊師、世尊の法を說きたまはんことを。……〔聞かば〕法を識知するものあらんと。時に世尊は梵王の意願を知りたまひ、且は有情に對する慈悲よりして、佛眼を以て世間を見渡したまへり。世尊の佛眼を以て世間を見渡したまふや、有情の心眼の塵垢に「覆はると」少きもの、或は多きもの、根の利きもの鈍きもの、質の善きもの惡きもの、悟らしむることの易きもの難きもの、彼等の中或ものは〔二九〕他の世界と罪過とに怖畏を認めて住せることを見出したまへり。

一一　譬へば青蓮池、赤蓮池、白蓮池の中にて、或青蓮赤蓮白蓮は水に生じ、水に長じて、水より出でず、中に沈みて生長す。或青蓮赤蓮白蓮は水に生じ、水に長じて、水面に止まる。或青蓮赤蓮白蓮は水に生じ、水に長じて、水中より抽で、水のために汙さるることなうして存す。

〔二九〕　再び他の世界に生れ出ること及び罪を犯すことの怖るべきことを知りて住するものを云ふなり。

一二　之と等しく、世尊は佛眼を以て世間を見渡したまひ、有情の心眼の塵垢「に覆はること」少きもの或は多きもの、利根のもの鈍根のもの、善質のもの惡質のもの、悟らしめ易きもの難きもの、其の或ものは他界と罪過との怖るべきを知りて住することを見出したまへり。見たまふや、偈を以て堪忍世界の主梵天に告げたまへり。

『耳あるもの、彼等のため不滅の門は開かれぬ、信心を發し「て之を受けよ」かし。梵王よ、「我

は」害を意識せし〔が故に〕、人間の中にて美妙優長の法を說かざりき。』

一三　時に堪忍世界の主なる梵は、「世尊我が說法の願を聞き届けたまへり」と〔言ひて〕、世尊を恭拜し右繞の禮を作して其の處を沒し去れり。

梵天勸請物語　終

六―一　それより世尊心に念じたまはく、「我先づ何人のためにか法を說くべき、何人か此の法を速に覺らん」と。時に世尊心に念じたまはく、「此の阿羅邏・迦蘭は賢者なり、智慧ありて聰明なり、心眼の塵垢〔のために覆はるること〕少きや久しし。我宜しく先づ法を阿羅邏・迦蘭のために說くべし。彼此の法を速に覺らん」と。

二　其の時見えざる一天子世尊に白して言へり、「尊師、阿羅邏・迦蘭は沒して今七日なり」と。世尊も亦阿羅邏・迦蘭の七日前に沒せしことを知りたまへり。更に世尊は思惟したまはく、「阿羅邏・迦蘭は極めて生善きものなりき、彼若し此の法を聞かば、速に之を覺りたらん。」

三　時に世尊思惟したまへり、「我先づ何人のためにか法を說くべき、何人か此の法を速に覺らん。」世尊心に念じたまはく、「此の羅摩の兒なる鬱陀迦は賢者なり智慧ありて聰明なり、心眼の塵垢〔のために覆はるること〕少きや久しし。我宜しく先づ法を羅摩の兒なる鬱陀迦のために說くべし。彼此の法

速にを覺らん。」

四　其の時見えざる一天子世尊に白して言へり、「尊師、羅摩の兒なる鬱陀迦は昨夜命終せり」と。世尊も亦羅摩の兒鬱陀迦の前夜命終せしことを知りたまへり。更に世尊思惟したまはく、「羅摩の兒なる鬱迦陀は極めて生善きものなりき、彼若し此の法を聞かば、速に之を覺りたらん。」

五　時に世尊思惟したまへり、「先づ何人のためにか我法を說くべき、何人か此の法を速に覺らん」と。更に又「〔二〇〕五輩の比丘は我に大なる助を與へたり、我が專心正勤に從事せし時、我に奉侍せり。我宜しく五輩の比丘のために先づ法を說くべし。」

六　それより世尊心に念じたまはく、「五輩の比丘は今何處にか住するぞ」と。世尊は天眼の清淨にして人［眼］に優れるものを以て、五比丘の婆羅奈斯城、仙人墮處、〔二一〕鹿野苑中に住するを見たまへり。それより世尊隨意の間優樓頻羅林中に住して後、婆羅奈斯城の方へ遊行したまへり。

七　〔二二〕邪命士優波迦は世尊の迦耶と菩提樹との中間を通ずる道を旅したまへるを見たり、見るや世尊に白して言へり、「友よ、汝の諸根は靜穩に、

【二〇】五人連の比丘の意にて、釋尊の苦行中釋尊と共に苦行せしことあり、釋尊の苦行を棄てたまふや、彼等之を退墮するなりとして釋尊を見棄て婆羅奈斯城に去れり。(一)阿若憍陳如、又は阿若多憍陳那・阿若拘隣(二)婆沙波、又は婆師婆、(三)跋提耶、又は跋提梨迦、(四)摩訶那摩又は摩訶男、(五)阿說示、額鞞、馬勝の五人なり。

【二一】Miga(鹿)Daya(施)の意、此の林園は鹿に施し、鹿は此の林中に自由に棲息することを許されたるが故に此の名を得たり。隨つて施鹿林と稱すべきなれど通常の譯法を用ゐて「鹿野苑」と呼べり。

【二二】Ajīvaka.

汝の膚色は淨潔にして光彩あり。友よ、汝は何人をか「師」と仰ぎて出家せる、何人か汝の師なる、汝は何人の「說ける」法をか喜べるや。」

八　斯く申すや、世尊は偈を以て邪命士優波迦に告げたまへり。

「我あらゆるものに克ち、あらゆるものを知り、あらゆる法に於て汙されず、あらゆるものを捨て、〔二三〕愛盡に解脫を得、自ら證知して「また」誰をか「師」と仰がんや、

我に師なく我に同じきものなく、人天世界に於て我に比倚するの人なし、我は世間に於て阿羅漢なり、我は無上の師なり、我獨り正徧智者なり、清涼寂靜に達せり。

法輪を轉せんがために迦尸族の〔二四〕都に趣かん、闇昧の世界に於て不滅の鼓を擊たんがために。」

九　「友よ、汝自ら稱する所の如くんば汝は無限の勝者たるに堪ふ。」

「諸漏の滅盡に達したる我が如き勝者「世に」あり、我は邪惡の法に勝てるが故に、優波迦、我は勝者なり。」

斯く宣ふや、邪命士優波迦は、「友よ、それ或は然らん」と言ひて、頭を振りつつ、別路によりて去れり。

〔二三〕涅槃。
〔二四〕波羅奈城は迦尸國の首都たり。

一〇　それより世尊は次第に遊行したまひつつ、婆羅奈斯城の仙人墮處鹿野苑中、五羣の比丘の止住せる處に近づきたまへり。五比丘は世尊の遠くより來りませるを見たり、見るや互に相約して言へり、「友よ、ここに彼の沙門瞿曇來る、彼過分の生活をなし、正勤を捨て、過分の生活に還れり。我等は彼を拜すべからず、彼を出で迎ふべからず、彼の衣鉢を受け取るべからず、されど座席を設くべきなり、彼若し〔坐せんと〕欲せば坐すべし。」

一一　世尊の五比丘に近づきたまふや、之に隨ひて五比丘は、其の約束に背き、世尊を出で迎へたてまつり、一人は世尊の衣鉢を受け取り、一人は座席を設け、一人は足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を持ち來れり。坐したまへり。世尊は設けたる席に、坐して足を洗ひたまへり。而も彼等は世尊を、或は名を以て或は「友よ」と言ひて呼びたてまつれり。

一二　斯く言ふや、世尊は五比丘に告げて宣へり、「比丘等、汝等如來を呼ぶに名を以てし、『友よ』の語を以てすべからず。比丘等、如來は應供者、正徧智者なり。比丘等、耳を傾けよ、我は不滅を得たり、我〔汝等に〕教へん、我法を說かん。教へられたる所に隨ひて行はば、久しからずして、彼の無上にして梵行を終とせる〔法〕を現世に於て自ら證知し實證し、逮得して住せん、此〔の法〕のために良家の兒は能く在家より出でて出家得度するなり。」

一三　斯く宣ふや、五比丘は世尊に白して言へり、「友瞿曇よ、汝彼の行により、彼の道により、彼

の苦修によりて、(三五)人間の法に勝れる「法」、尊貴者たらしむるに適する特殊の智見を得ざりき。然るに今汝過分の生活をなし、正勤を捨て、過分の生活に還りて。如何に人間の法に勝れる「法」、貴尊者たらしむるに適する特殊の智見を成ずることを得んや。」

一四　斯く言ふや、世尊は五比丘に告げて宣はく、「比丘等、如來は過分の生活をなすものに非ず、正勤を捨てたるにあらず、過分の生活に還れるにあらず。比丘等、如來は應供者正徧智者なり。比丘等、耳を傾けよ、「我」不滅を得たり、我「汝等に」教へん、我法を説かん。教へられたる所に隨ひて行はば、久しからざるに、彼の無上にして梵行を其の終とせる「法」を現在世に於て自ら證知し、實證し、逮得して住せん、此の「法の」ために良家の兒は在家より出でて出家得度するなり。」

一五　五比丘は二たび又世尊に白して言へり。……世尊は二たび又五比丘に告げて宣へり。……三たび又五比丘は世尊に白して言へり。……特殊の智見を成ずることを得んや。」

一六　斯く言ふや、世尊は五比丘に告げて宣へり、「比丘等、之より先我が汝等に斯の如く語りしことを知れりや。」「尊師、否之を「知ら」ず。」「比丘等、如來は應供者正徧智者なり。比丘等、耳を傾けよ、……出家得度するなり」と。世尊は五比丘を覺らしむることを能くしたまへり。時に五比丘は

【三五】Uttarimanussadhammo-alamariyañāṇadassanaviseso 或は之を「十善業に勝り、尊貴者たらしむるに適する特殊の智見」と解す、英譯には「人間の力に勝れる力、十全にして尊貴なる智慧と眼識」とす。

(二六)再び世尊の教を聞かんと願ひ、耳を傾けぬ、知りて其の心を。

一七　其の時世尊五比丘に告げて宣へり、「比丘等、此等兩極端は比丘たるものの避くべき所なり。何をか兩極端となす。〔一は〕諸欲の上に欲樂耽著すると、之低劣野鄙、凡夫的にして聖者的ならず、非利を伴ふものなり、及び〔二には〕自己の苦難に熱中すること、之苦痛にして聖者的ならず、非利を伴ふものなり。比丘等、如來は此等の兩極端によらずして、中道を證知したまへり。之眼たり智たり、寂靜了知正覺涅槃に至るを資くるものたり。

一八　比丘等、何をか彼の如來の證知したまひ、眼たり智たり、寂靜了知正覺涅槃に至るを資くる中道となす、之を賢聖八種の道となす、其は卽ち正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定是れなり、比丘等、之を如來の證知したまひ、眼たり智たり、寂靜了知正覺涅槃に至るを資くる中道となす。

【二六】曾て優樓頻羅林にありて世尊の語を聞けり。

一九　之は苦聖諦なり。生も苦、老も苦、病も苦、死も苦、愛せざるものと會ふは苦、愛するものと離るるは苦、求むるものを得ざる之も苦、約言すれば五の取蘊は苦なり。

二〇　比丘等、之は苦集聖諦なり。再生を來し、悅喜貪欲と伴ひ、此處彼處に悅喜する此の渴愛、其は卽ち欲愛、有愛、更有愛是れなり。

二一　比丘等、之は苦滅聖諦なり。離欲の道によりて此の渴愛の殘りなく滅盡すること、其の捨

離、解脫、離著是れなり。

二二　比丘等、之は苦滅に達る道の聖諦なり。之を賢聖八種の道となす、其は卽ち正見…正定是れなり。

二三　比丘等、之は苦聖諦なりと。未だ曾て聞かざりし所の法に於て我眼を得、智を得、慧を得、明を得、光を得たり。而して比丘等、此の苦聖諦を應に徧く之を知るべきなりと…既に徧く知られたりと。未だ曾て聞かざりし所の法に於て我眼智慧光明を得たり。

二四　比丘等、之は苦集聖諦なりと…光を得たり。而して比丘等、此の苦集聖諦を應に之を捨つべきなりと…既に捨てられたりと…明を得たり。

二五　比丘等、之は苦滅聖諦なりと…光を得たり。而して比丘等、此の苦滅聖諦は應に之を證得すべきなりと…既に證得せられたりと…明を得たり。

二六　比丘等、之は苦の滅に達る道の聖諦なりと…光を得たり。而して比丘等、此の苦滅に達る道の聖諦は應に之を修習すべきなりと…既に修習せられたりと…明を得たり。

二七　比丘等、此等四の聖諦に於て斯の如く我が三轉十二方の如實智見の清淨ならざりし間は、比丘等、人天魔梵を併せたる世界、沙門婆羅門人天を併せたる集會に於て、我無上の正覺を證得せりとは自稱せざりき。

二八　比丘等、此等四種の聖諦に於て斯の如く我が三轉十二方の如實智見清淨となりたるより、比丘等、我は人天魔梵を併せたる世界、沙門婆羅門人天を併せたる集會の中にて、無上の正覺を證得せりと自稱せり。

二九　而して我智と見とを得たり、「我が心解脱は必定なり、之は最後の生なり、今や我に再生あらじ」と。世尊之を語りたまひ、歡喜せる五衆の比丘は世尊の所說を悦べり。此の說示の語り終へらるるや、〔二七〕具壽なる憍陳如は塵に遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總て滅の法なり」と。

三〇　世尊の法輪を輪じたまふや、地居の諸天は聲を揚げて言へり、「斯く世尊は婆羅奈斯城、仙人墮處鹿野苑に於て無上の法輪を轉じたまへり、之沙門も婆羅門も天魔梵も世間何人も覆すと能はざる所なり」と。地居諸天の音聲を聞いて四大王天は聲を揚げて言へり、「……。」四大王天の音聲を聞いて忉利諸天は……耶摩諸天は……兜率諸天は……化樂諸天は……他化自在諸天は……梵身諸天は聲を揚げて言へり、「斯の如く世尊は婆羅奈斯城、仙人墮處鹿野苑に於て無上の法輪を轉じたまへり、之沙門も婆羅門も天魔梵も世間何人も覆すこと能はざる所なり」と。

三一　斯て其の剎那、其の頃刻、其の瞬時に、音聲は梵天界に至るまで上れり。また此の十千世界

【二七】具壽（Āyuṣmān）。比丘の通稱、師より弟子を呼ぶの稱、長老より少年を呼ぶに用ふ。世間の壽命及び法身の慧命を具有するの義なり。舊譯には慧命と云ひ、單に法身の慧命に就てのみ云ふ。

は震ひ甚く震ひ甚く搖ぎ、諸天の威神力を超えたる無量の大光明世に現はれたり。其の時世尊は此の感語を發したまへり、「〔二八〕げにも憍陳如は了知せり、げにも憍陳如は了知せり」、之によりて具壽なる憍陳如には〔二九〕阿若憍陳如の名ありき。」

三二　それより法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え惑を去り、無畏を獲、師の教に於て他人に縁るとなき具壽阿若憍陳如は世尊に白して言へり、「尊師、願くは世尊の傍に於て出家を得、受戒を得ん」と。世尊は之に應じて宣へり、「來れ、比丘、法は善く說明されたり、善く苦際を盡さんがために梵行を修せよ」と。是れ此の具壽の受戒なりき。

三三　それより世尊法を說いて其の他の比丘等を教示訓誡したまへり。其の時世尊の說法によりて教示訓誡せられたる具壽婆師婆と具壽跋提耶とは塵に遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「一集の法は總て滅の法なり」と。

三四　此等の法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え惑を去り、無怖畏を得、師の教に於て他人に縁るとなき「二人」は世尊に白して言へり、「尊師、願くは我等世尊の側に於て出家を得、受戒を得ん」と。世尊は宣へり、「來れ、諸比丘、法は善く說明せられたり、善く苦際を盡さんがために梵行を行せよ」と。是ぞ此等「兩」具壽の受戒なりき。

【二八】 Aññāsi vata Bho Koṇḍañño

【二九】 Aññāta-koṇḍañño 了知者、憍陳如の意。了本際、知本際と譯するは此の意なり。

三五　それより世尊は「比丘等」の乞食し來れるを食ひ、此の方法により法を說いて他の比丘等を敎示訓誡したまへり。三人の比丘の行乞に趣きて得來れるもの、之によりて六羣のものは生活せり。

三六　其の時世尊の說法によりて敎示訓誡せられたる具壽摩訶那摩と具壽阿說示とは塵に遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總て滅の法なり」と。

三七　此等の法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え、惑を去り、無畏を得、師の敎に於て他人に緣ることなき「二人者」は世尊に白して言へり、「尊師、願くは我等世尊の側にありて出家を得、受戒を得ん。」世尊は宣へり、「來れ比丘等、法は善く說き明かされたり。善く苦際を盡さんがために淸淨行を履修せよ」と。之此等「兩」具壽の受戒なりき。

三八　それより世尊は五羣の比丘に告げて宣へり、「比丘等、色は無我なり。比丘等。若し此の色我ならば、此の色は病に陷ることなからん、又色に於て『我が色斯の如くなれ、我が色斯の如くならざれ』といふことを得ん。比丘等、色は無我なるが故に、色は病に陷り、且又色に於て『我が色斯の如くなれ、我が色斯の如くならざれ』といふことを得ず。

三九―四一　受は無我なり、……想は無我なり、……行は無我なり、……識は無我なり、……『我が識斯の如くなれ、我が識斯の如くならざれ』といふことを得ず。

四二　「比丘等、汝等之を如何が思惟す、色は常住なりや或は無常なりや。」「無常なり尊師。」「而し

て無常なるもの、其は苦なりや或は樂なりや。」「苦なり、尊師。」「而して無常、苦、變壞の法、其を『之は我が有、之は我、之は我が我なり』と斯の如く觀ずることを得るや。」「否、尊師。」

四三　「受……想……行……識は常住なりや或は無常なりや。」……「否、尊師。」

四四　されば諸比丘、色といふ色は、過去未來現在のもの、內又は外にあるもの、麤又は細なるもの、劣り又は優りたるもの、遠き又は近きにあるもの、あらゆる色は『之は我が有にあらず、之は我にあらず、之は我が我にあらず』と斯の如く正智を以て如實に之を見るべきなり。」

四五　「受……想……行……識といふ識は、……正智を以て如實に之を見るべきなり。

四六　比丘等、斯の如く見る博聞の聖弟子は色に於ても厭嫌し、受に於ても厭嫌し、想に於ても厭嫌し、行に於ても厭嫌し、識に於ても厭嫌す。厭嫌して欲を離れ、欲を離るるより解脫し、解脫するや『我れ解脫せり』といふ智あり。生は盡き、梵行は修せられ、義務は爲され、復更に斯の如きことのために「來ら」ずと知る。」

四七　之を語りたまへり世尊は。歡喜せる五群の比丘は世尊の所說を悅べり。此の說示の語り終へらるるや、五群の比丘の心は取執なくして諸漏より解脫せり。其の時世に(三〇)六人の阿羅漢ありき。

第一誦出

【三〇】五群の比丘に世尊を加へたるなり。

七―一　其の時婆羅奈斯城に耶舍と呼べるものあり、良家の子、長者の子にして優柔なり。彼に三の樓閣あり、一は寒季のもの、一は暑季のもの、一は雨季のものなり。彼れ雨時殿の中にて四箇月の間、男子を交へざる樂師に侍せられ、樓閣を下りたることあらざりき。時に或日のこと五種の欲を有ち、［女樂師に］侍せられたる良家の子耶舍は他に先んじて眠に陷れり、隨侍の人人は後れて眠り、油燈はまた終夜點りつつありき。

二　それより良家の子耶舍は他に先んじて眠より覺め、己に隨侍せるもの等の睡眠せるを見たり、或ものは琵琶を腋にし、或ものは小鼓を枕にし、或ものは鼓を腋に抱き、或ものは頭髮を亂し、或ものは涎唾を流し、夢語し、恰も屍林の現前せるを見るが如くなりき。之を見るや、彼に患難生じ、其の心厭忌に決定せり。時に良家の子耶舍は感語を發して言へり、「げにも苦しきかな、げにも危きかな。」

三　時に良家の子耶舍は、黄金の履を穿ちて住處の門に近寄れり、〔三〕非人類は「何ものたりとも良家の子耶舍の在家より出でて出家するの妨をなすことなかれ」と［いひて］門を開きたり。それより良家の子耶舍は都城の門に近づけり、非人類は「何ものたりとも良家の子耶舍の在家を出でて出家するの妨をなすことなかれ」と［いひて］門を開きたり。それより良家の子耶舍は仙人墮處鹿野苑に至れり。

【三】アマヌツサー Amanussā.

四　其の時世尊は夜時、早天に起き出で、野外に經行したまへり。世尊は良家の子耶舍の遠くより來れるを見たまへり。見已りて經行處を降り、設けたる座に著きたまへり。時に良家の子耶舍は世尊に近き處にありて感語を發せり、「げにも苦しきかな、げにも危きかな」と。時に世尊良家の子耶舍に告げて宣へり、「耶舍よ、之は苦しきことなく、危きことなし。耶舍よ、來り坐せよ、汝がために法を說かん。」

五　時に良家の子耶舍は、「之は苦しきことなく、危きことなし」とて、歡喜踊躍し、黃金の履を脫して世尊の居たまへる方に近づき、世尊を禮して一面に坐したり。一面に坐したる良家の子耶舍のために世尊は次第說話を談じたまへり。其は卽ち布施の話、「持」戒の話、「生」天の話、諸欲には過患あること、其は陋劣にして雜穢なること、及び出離の功德なること等を說示したまへり。

六　良家の子耶舍の心備はり、心和ぎ、心障礙を離れ、心喜び、心に信念起れることを知りたまふや、世尊は、諸佛の自ら發明したまへる說法、卽ち苦集滅道を顯示したまへり。恰も淸淨にして黑斑なき布の善く色に染むが如く、同じく良家の子耶舍は其の座に居ながら塵を遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總て滅の法なり」と。

七　時に良家の子耶舍の母は樓臺に上りて耶舍を見ず、長者なる（三）居士の處に到れり。到りて長

【三】 家長、居士の義。

者なる居士に語りて言へり、「居士よ、汝の子耶舍は「失せて」見えず」と。それより長者なる居士は乘馬の使者を四方に使はし、己は仙人墮處鹿野苑を指して趣けり。長者なる居士は金履の跡を見、見るや之に隨ひ行けり。

八　世尊は長者なる居士の遠くより來れるを見たまへり、之を見て世尊は心に思惟したまはく、「我當に此の長者なる居士が此の處に坐しながら、此の處に坐せる良家の子耶舍を見ざらんやう、神通力を實地に示現すべきなり」と。それより世尊は斯の如き神通力を實地に示現したまへり。

九　時に長者なる居士は世尊の居たまへる方へ近づき來れり、近づき來りて世尊に白して言へり、「尊師、世尊は良家の子耶舍を見たまへりや。」「さらば居士よ、此の處に坐せよ。汝或は此の處に坐しながら、此の處に坐せる良家の子耶舍を見ることあらん」と。それより長者なる居士は、「我れ此の處に坐しながら此の處に坐せる良家の子耶舍を見ることあらん」と言ふとて、歡喜踊躍し、世尊を禮拜して一面に坐したり。

一〇　彼一面に坐するや、世尊彼がために次第に說話をなしたまへり。其は卽ち布施の話、「持」戒の話、(三)……それより法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え、惑を去り、無畏を獲、師の教に於て他人に縁ることなき長者なる居士は、世尊に白して言へり、「奇なるかな尊師、奇なるかな尊師、譬へば尊師、覆へれるを起し、覆はるるを發き、迷へるものに道を示し、『眼あるものは色相を見

【三】上の五、六を見よ。

ん」といひて暗中に燈明を揭ぐるが如く、斯の如く世尊は種種の方便を以て法を顯示したまへり。尊師、此の我世尊に歸依したてまつる、法と比丘衆とにも亦。今日より始めて生を終るまで世尊の我を歸依する信士として攝受したまはんことを」と。彼は實に世に三「寶歸依」を稱へたる第一の信士なりき。

一一　時に「世尊の」父のために法を說きたまふや、良家の子耶舍は、其の見る所、知る所に隨ひ、「智」地を觀察しつつ、取著なくして心を諸漏より解脫せしめたり。それより世尊は心に念じたまはく、「我父のために法を說きしに、良家の子耶舍は、其の見る所、其の知る所に隨ひ、「智」地を觀察しつつ、取著を離れて心を諸漏より解脫せしめたり。今や良家の子耶舍は還俗して、諸欲を享くること、昔在家の時の如くすること能はじ。我當に此の神通示現を止むべきなり」と。それより世尊は其の神通示現を止めたまへり。

一二　長者なる居士は良家の子耶舍の坐せるを見たり、見るや彼に告げて言へり、「耶舍よ、汝の母は悲哀憂苦に沈めり、母に生命を與へよ。」

一三　其の時良家の子耶舍は世尊を仰ぎ視たてまつれり。而して世尊は長者なる居士に告げて宣へり、「居士よ、汝之を如何が思惟す、耶舍は有學の智と有學の見とを以て法を見たること猶は汝の如くなり。復其の見る所知る所に隨ひ、「智」地を觀察しつつ取著を離れて諸漏より心を解脫せしめたり。

居士よ、耶舍は還俗して諸欲を享くること、猶ほ昔在家人たりし時の如くなることを得べきや否や。」「尊師、然することを得じ。」「居士よ、良家の子耶舍の有學の智と有學の見とを以て法を見たること汝の如く然り。彼其の見る所に隨ひ、其の知る所に隨ひ、「智」地を觀察しつつ取著なうして心解脱したり。居士よ、良家の子耶舍は、還俗して諸欲を縱にすること、先に在家人たりし時の如くなること能はず。」

一四　「尊師、良家の子耶舍の心の取著なうして諸漏より解脱したること、之彼の利得なり、尊師、之彼に取りて大利益なり。尊師、世尊の良家の子耶舍を隨侍者として、今日我が「家に」食を取ることを承引したまはんことを」と。世尊は默して以て之を承引したまへり。時に長者なる居士は世尊の承引したまひしことを知りて、座より起ち、世尊を禮拜し、右繞禮を行うて去れり。

一五　それより良家の子耶舍は長者なる居士の其の處を去りて未だ久しからざるに世尊に白して言へり、「尊師、我世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん」と。世尊の宣たく、「來れ比丘、法は善く說き示めされたり、善く苦際を盡さんがために梵行を修せよ」と。之ぞ此の具壽の受戒なりける。此の時世に七人の阿羅漢ありき。

耶舍出家「物語」終

八—一　それより世尊は朝時に於て内衣を著け、鉢衣を携へて、具壽耶舍を隨侍となし、長者なる居士の住處を指して趣かせたまひ、彼處に趣きて豫て設けたる座に著かせたまへり。而して具壽耶舍の母と舊妻とは世尊の居給へる處に近づき來り、世尊を禮拜して一面に坐したり。

二　世尊彼等のために次第に説話をなしたまへり、……其は即ち布施の話、〔三四〕……彼等は其の座に居ながら塵を遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」と。

三　法を見、法に達し、〔三五〕……師の教に於て他人に縁ることなき二人は世尊に告して言へり、「奇妙なるかな尊師、奇妙なるかな尊師、譬へば尊師、覆れるを起し、覆はるるを發き、迷へるものに道を示し、『眼あるものは色相を見ん』とて暗中に燈明を揭ぐるが如く、斯の如く世尊は種種の方便を用ゐて法を顯示したまへり。尊師、此の我等は世尊に歸依したてまつる、法及び比丘衆にも亦。今日より始めて生を終るに至るまで世尊の我等を歸依する信女として攝受したまはんことを」と。彼等は實に世に三「寶歸依」を稱へたる第一の信女なりき。

四　それより具壽耶舍の母と父と舊妻とは、世尊及び具壽耶舍を上妙の硬食軟食を以て手づから、〔彼等の〕飽きて謝するに至るまで供養したてまつり、世尊の食し終りて、鉢と手とを洗ひたまへるを〔知りて〕一面に坐したり。時に世尊法を説いて具壽耶舍の母と父と舊妻とを教示し、誘導し、策勵し、悅可し、座より起ちて其の處を去りたまへり。

〔三四〕七の五、六を見よ。
〔三五〕七の一〇を見よ。

九―一　具壽耶舍の俗友、婆羅奈斯城にて長者副長者の家の子たるもの、離垢、善肘、滿勝、牛主の四人は良家の子耶舍の鬚髪を剃り、袈裟衣を著けて在家より出でて出家の身となれりといふを聞けり。聞くや彼等心に思へらく、「良家の子耶舍の鬚髪を剃り、袈裟衣を著け在家より出でて出家の身となれるよりせば、之れ尋常の〔三六〕教にはあらざるべく、之れ尋常の出家にはあらざるべし。」

二　此等四人のものは具壽耶舍の處に近づき來れり、近づき來りて具壽耶舍を禮拜し一面に坐したり。それより具壽耶舍は此等四人の俗友を伴ひて世尊の居たまへる處に來れり、來りて世尊を禮拜し一面に著坐せり。一面に著坐するや、具壽耶舍は世尊に白して言へり、「尊師、此等四人の我が俗友は婆羅奈斯城に於て長者副長者の家の子、離垢、善肘、滿勝、牛主なり、世尊此等四人のものを教化訓誡したまへ。」

三　世尊彼等のために次第に説話を爲したまへり。卽ち布施の話、〔三七〕……彼等は其の座に坐したるままにて遠塵離垢の法眼を得たり、「集の法は總て滅の法なり」と。

四　法を見、法に達し、〔三八〕……師の教に於て他人に緣るなく、此等の人人は世尊に白して言へり、「尊師、我等、願くは世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん」と。世尊「之に應じて」宣はく、「諸比丘よ、

〔三六〕Dhammavinayo 直譯「法律」の意、佛教をいふ。
〔三七〕七の五、六を見よ。
〔三八〕七の一〇を見よ。

來れ、法は善く明かされたり、善く苦の際涯を盡さんがために梵行を修習せよ」と。之れ實に此等具壽の受戒なりき。それより世尊は法を說いて此等の比丘を教化訓誡したまへり。世尊の法を說いて彼等を教化訓誡したまふや、其の心取著なうして解脫したり。此の時世に十一人の阿羅漢ありき。

四俗「友」出家「物語」終

一〇―一　具壽耶舍の五十人の俗友、「此の」國に於て最も古く、次に古き家の子たるもの等は、良家の子耶舍の鬚髮を斷ち、袈裟衣を著け、在家より出でて出家せりといふを聞けり。三九……此の時世に六十一人の阿羅漢ありき。

一一―一　其の時世尊諸比丘に告げて宣へり、「比丘等、我は羂の天界のものたると人界のものたるとを問はず、總て之より免れたり。汝等も亦、比丘等、天界人界の羂より免れたり。比丘等、遊行を行へ、衆人の利益の爲に、衆人の安樂の爲に、世間の慈悲の爲に、人天の利益安樂の爲に。二人同一路を行くとなかれ。比丘等、初め善く、中善く、終り善く、義理文句具足せる法を說け、一切完備して淨潔なる梵行を顯示せよ。世には心眼の塵垢に覆はるると少きものあり、法を聞かざるが故に、「之より」退墮す、「聞かば」法を了知せん。比丘等、我も亦優樓頻羅、四〇軍邑に

【三九】九の一、二、三、四と同じ。
【四〇】Senānigomo は Senāni-gomo なるべし、軍邑將軍村の意。

往かん、法を說かんがために。」

二　時に【四二】魔羅・波旬は世尊の居たまへる所に近づき來り、偈を以て世尊に白して言へり。

『汝は天界と人界とあらゆる羂に繫がれたり、汝は大なる縛に繫がれたり、沙門、汝は我を脫ることなけん。』

〔世尊之に答へたまはく〕、

『我は天界も人界も共に其の羂を免れたり、我は大なる縛を免れたり、魔王、汝は我がために滅されたり。』

〔魔羅曰く〕、

『此の空を回る心の羂は處處徘徊す、之を以て我汝を縛せん、沙門、汝は我を脫ることなからん。』

〔世尊之に答へたまはく〕、

『色聲香味と所觸の快きと、此等に對する我が慾念は除かれたり、魔王、汝は我がために滅されたり。』

それより魔羅・波旬は「世尊我を知る、善逝我を知る」といひて悲み惱み、其の處にぞ隱沒したりける。

魔羅物語　終

【四二】Māra pāpimā

一二―一　此の時にあたり比丘等は諸方諸國より出家の希望者、受戒の希望者を引き來れり、「世尊は彼等を出家せしめ、彼等に戒を授けたまはん」といひて、之に就て比丘等も疲れ、出家受戒の希望者も亦「疲れたり」。時に世尊は獨坐靜思したまふや心に斯の如き念起れり、「今比丘等は諸方諸國よりして出家の希望者、受戒の希望者を引き來る、「世尊彼等を出家せしめ、彼等に戒を授けたまはん」といひて。之に就て比丘等も疲れ、出家受戒の希望者も亦「疲る」。我當に「比丘等、汝等各方各國に於て「人を」出家せしめよ、受戒せしめよ」といひて、彼等に許可を與ふべきなり。」

二　それより世尊は晡時に於て靜思より起ち、此の緣により此の機によりて說法を爲したまひ、諸比丘に告げて宣へり、「比丘等、茲に我が獨坐靜思せるや、……彼等に許可を與ふべきなり」と。

三　諸比丘、今より汝等、各方各國に於て「人人を」出家受戒せしめよ、我之を許可す。されど比丘等、斯の如くして出家せしめ受戒せしむべきなり。先づ鬚髮を剃り、袈裟衣を纏ひ、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに被、諸比丘の足を禮し蹲坐合掌して、斯の如く稱へよといふべきなり。

四　「佛に歸依したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる。二たび……三たび……」と。比丘等、此等三歸依によりて出家受戒せしむることを許可す」と。

三歸依による受戒物語　終

一三―一　それより世尊雨安居を終りて諸比丘に告げて宣へり、「比丘等、我が正しく作意し、正しく勤苦せしより、無上の解脱成せられ、無上の解脱證得せられき。比丘等、汝等も亦正しき作意、正しき勤苦よりして、無上の解脱を成じ、無上の解脱を證せよ。」

二　時に魔羅・波旬は世尊の居たまへる處に近寄り來り、偈を以て世尊に白して言へり、

『汝は天界と人界との、魔羅の羂に縛せらる、汝は大なる縛に繋がる、沙門、汝は我を脫るることなけん。』

「世尊之に應じて宣はく」、

『我は天界と人界と、魔羅の羂を脫れたり、我は大なる縛を脫れたり、魔王、汝は我がために滅されたり。』

其の時魔羅・波旬は、「世尊は我を知る、善逝は我を知る」といひて、悲み、惱み、其の處にぞ隱沒したりける。

一四―一　其より世尊は婆羅奈斯城に隨意の間住みて後、優樓頻羅の方へ遊行したまへり。時に世尊は道路を離れて一森林に近づかせたまひ、其の森林に入りて一樹の下に坐したまへり。此の時に當

り三十名の【四二】賢群の友等、其の妻女と共に此の森林中に遊戲しつつありたり。此の中一人は妻を有せず、彼がために遊女を連れ來れり。然るに彼の遊女は彼等の放逸に遊戲せるに乘じ、物品を攜へて遁げ失せたり。

二　彼等の友人は友人のために力を竭し、彼の婦人を尋ねて此の森林を徘徊しけるが、世尊の一樹の下に端坐したまへるを見たり。見るや世尊の處に近づき來り、近づき來りて世尊に白して言へり、「尊師、世尊は一人の婦女を見たまへりや。」「青年、汝等婦女に何の關する所かある。」「尊師、茲に我等三十名の賢群の友は妻女と共に此の森林內にて遊戲しつつありたり。此の中一人は妻を有せず、彼がために遊女を連れ來れり。然るに尊師、彼の遊女は我我が放逸にして遊戲せるに乘じ、物品を攜へて遁げ失せたり。よりて尊師、我我友人は友人のために力を竭し、彼の婦人を搜しつつ此の森林を徘徊せるなり。」

三「青年等、汝等之を如何が思惟す、汝等が婦人を尋ぬると自己を尋ぬると、何れか汝等に取りて勝れりとなす。」「尊師、我等が自己を尋ぬること、之ぞ我等に取りて勝れりとなす。」「青年等、さらば坐せよ、我汝等の爲に法を說かん。」「唯唯、尊師」と。彼等賢群の友は世尊を禮拜して一方に著座せり。

四　世尊は彼等のために次第に說話をなしたまへり。卽ち布施の話、【四三】……彼等は其の座に居ながら離塵遠垢の法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」と。

【四二】 Bhaddavaggiya 跋陀羅跋祇耶。

【四三】 七の五、六を見よ。

五　法を見、法に達し、〔四四〕……師の教に於て他人に縁ることなき此等のものは世尊に白して言へり、「尊師、我等願くは世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん。」世尊「之に應じて」宣はく、「來れ比丘等、法は善く說かれたり、善く苦際を盡さんがために梵行を修習せよ。」之れ實に此等具壽の受戒にてありき。

賢羣友人物說　終　第二誦出

一五—一　それより世尊は次第に遊行しつつ、優樓頻羅に達したまへり。此の時此處に、優樓頻羅迦葉、那提迦葉、伽耶迦葉といふ三人の結髮行者住みたり。此の中、優樓頻羅迦葉は五百の結髮行者の導者、大導者、第一、最上、最第一者たり、那提迦葉は三百の結髮行者の……、伽耶迦葉は二百の結髮行者の……最第一者たり。

〔四四〕七の一〇を見よ。

二　世尊は優樓頻羅迦葉結髮行者の道院に趣かせたまひ、彼處に趣きて彼に告げて宣へり、「迦葉、若し汝の煩にあらずんば我汝の火舍中に一夜を過さん。」「大沙門、我が煩にあらず、〔されど〕彼處には猛惡にして神力ある龍王、怖しき毒ある蛇あり、彼汝を害せざらんことを。」二たび世尊は優樓頻羅迦葉結髮行者に告げて宣へり「迦葉、……。」「大沙門、……。」三たび世尊は優樓頻羅迦葉結髮行者に告げて宣へり「迦葉、……。」「大沙門、……。」「恐くは彼我を害することなからん。願くは汝迦葉、汝の

火舍を我に借せ。」「大沙門、好む所に隨つて住せよ。」

三　世尊は火舍に入り、草の坐敷を設けて坐したまへり、結跏趺坐、身を眞直に保ち、念を眞前に立てて。時に彼の龍は世尊の「火舍に」入りたまへるを見、見るや悲み憂ひて煙を發せり。世尊心に念じたまはく、「我當に此の龍の皮膚筋肉骨髓を害ふことなく、火力を以て其の火力を伏すべきなり。」

四　それより世尊は斯の如き神通力を實地に示現して、煙を發したまへり。彼龍は「己の」忿怒を抑へ得ずして火焔を發し、世尊は火定に入りて火焔を發したまへり。火光ある兩者のために火舍は炎炎として火光を放てり。彼の結髮行者等は火舍を圍みて斯の如く言へり、「げにも美しきは大沙門なり、「されど彼」龍のために惱まされん。」

五　それより世尊其の夜を過ぎて後此の龍の皮膚筋肉骨髓を害することなく、火力を以て其の火力を伏し、「龍を」鉢に入れて優樓頻羅迦葉結髮行者に示したまへり、「迦葉、之は汝の龍なり、我が火力によりて彼の火力は伏せられたり。」時に優樓頻羅迦葉結髮行者は思へらく、「大沙門には大神變大通力あり、猛惡にして神力ある龍王、怖しき毒ある蛇の火力を「己の」火力を以て伏す、されど尚我が聖なるには及ばず。」

六　尼連禪河の邊に於て世尊は優樓頻羅迦葉結髮行者に告げたまはく、「迦葉、若し汝の煩にあらずば、此の月夜汝の火舍に宿らん。」「大沙門、之れ我が煩にあらず、但汝のために之を謝するなり。

彼處に猛惡にして神力ある龍王、怖しき毒の蛇あり、彼汝を害せざらんことを。」「恐くは彼我を害せざらん、願くは迦葉、我に火舍「に宿ること」を許せ。」「許を」與へしことを知りて、「世尊は」怖畏を脫れて恐るる所なく火舍に入りたまへり。蛇王は「大」仙の入りたまへるを見、悲みて煙を發せり。人王も亦心喜びて惑はず、其の處にありて煙を發したまへり。蛇王は怒に堪へず、焔を揚ぐること火の如くなりき。火定に巧なる人王も亦其の處に於て焔を揚げたまへり。火光ある兩者の「ために炎炎たる」火舍を見て、結髮行者は、「げにも美しきは大沙門なり、「されど彼」龍のために惱まされん」と言へり。

七　それより其の夜を過ぎて龍の火光は全く滅したり、然るに神力ある「世尊の」火光は種種の色をなして存せり、青、赤、淡紅、黃、頗梨色等雜色の火光〔四五〕菴儗羅沙の身に現れ出たり。「世尊は」蛇王を鉢に投じて婆羅門に示し、「迦葉、之は汝の龍なり、「我が」火力を以て彼が火力は伏せられたり」と宣へり。時に優樓頻羅迦葉結髮行者は世尊の此の神通示現によりて信心を篤うし、世尊に白して言へり、「大沙門、此の處に住せよ、我汝に日常食を以て「事へん」。」

第一神通「示現」

一六―一　それより世尊は結髮行者優樓頻羅迦葉の道院の傍なる一森林中に住したまへり。時に四

【四五】佛の異名。

大天王は深夜に絶妙の相をなし、隈なく森林を照して世尊の居たまへる處に近づき來り、近づき來りて世尊を禮拜し四方に立つこと、恰も大なる火聚の如くなりき。

二　結髮行者優樓頻羅迦葉は其の夜を過して後世尊の居たまへる處に近づき來り、世尊に白して言へり、「大沙門、時〔至れり〕、食調へり。大沙門、誰か深夜絶妙の相をなし、隈なく森林を照して汝の處に來り、汝を拜して四方に立つこと大なる火聚の如くなるや。」「迦葉、此等四大天王は法を聽かんがために我が處に來れり。」時に結髮行者優樓頻羅迦葉は心に念へらく、「大沙門は大神變大通力あり、さればこそ四大天王は法を聽かんがために近づき來りたれ、されど尚ほ我が聖なるには及ばず。」それより世尊は結髮行者優樓頻羅迦葉の供食を食ひて其の森林中に住したまへり。

第二神通〔示現〕

一七―一　時に〔四六〕諸天の主なる帝釋は深夜に絶妙の相をなし、隈なく森林を照して世尊の居たまへる處に近づき來れり。近づき來りて世尊を禮拜し一方に立てり、恰も大火聚の如くに、而も先なる相觀よりも更に絶妙また美妙なり。

二　〔四七〕迦葉は其の夜を過して後世尊の處に近づき來れり。〔四八〕……。

【四六】サッローデーワーナムインドー Sakko devānam indo 釋提桓因これなり。

【四七】以下此の譯を終るまで單に迦葉と呼ぶべし。

【四八】以下一六の二に同じ。

第三神通〔示現〕

一八―一　時に堪忍世界の主なる梵王は深夜に絶妙の相をなし（四九）・・・・・・・

第四神通〔示現〕

一九―一　此の時に當り迦葉がためには大供犧の時近づけり、央伽摩掲陀の民擧つて多くの硬食軟食を携へ、之に參會せんと望めり。迦葉思へらく、「今や我が大供犧の日は近づき來り、央伽摩掲陀の民は多くの硬食軟食を携へ、擧つて之に參會せん、若し大沙門大羣衆の中にて神通示現をなさば、彼が利得名譽は加はり、我が利得名譽は滅せん。望むらくは大沙門明日の〔食の〕ために此處に來らざらんことを。」

二　時に世尊〔己の〕心を以て迦葉の心に思惟する所を知り、（五〇）欝單越に至りて其處より摶食を持ち來り、（五一）阿耨達池の邊にて食して同處に日中住をなしたまへり。それより迦葉は其の夜過ぎて後、世尊の處に近き來り、世尊に白して言へり、「大沙門、時至れり、食調へり。大沙門、何故なれば昨日來らざりしぞ。我等『何故に大沙門來らざるぞ』といふて汝を憶へり。硬軟の食も夥しく汝の分として殘

【四九】以下一七の一、二と同じ。

【五〇】Uttarakuru須彌四洲中、北方にあるもの。

【五一】Anotattadaho.

されたり。」

三「迦葉、汝は斯の如く思惟せしにあらずや、『今や我が大供犠の日は近づき來れり、……此處に來らざらんことを。』」

四　迦葉、我は我が心を以て汝の心の思惟する所を知り、……日中住をなせり。」時に迦葉心に思へらく、「大沙門は大神變大通力あり、されば「己の」心を以て「他の」心を知る、而も尚ほ我が聖なるには如かず。」時に世尊は迦葉の食を食ひ其の森林中に住したまへり。

第五神通〔示現〕

二〇―一　其の時世尊（五二）襤褸を得たまへり。世尊心に思惟したまはく、「我何處にか此の襤褸を洗ふべき。」時に諸天の主なる帝釋は「己の」心を以て世尊の心に思念したまふ所を知り、手を以て池を掘りて世尊に白して言へり、「尊師、世尊此の處に於て襤褸を洗ひたまへ。」時に世尊心に思惟したまはく、我何處にか此の襤褸を（五三）摩擦せん。」時に諸天の主なる帝釋は「己の」心を以て世尊の心に念じたまへる所を知りて、大なる石を据ゑ、「尊師、世尊の此處に襤褸を摩擦したまはんことを」と「いへり」。

【五二】Paṃsukūla 塵堆より得たる襤褸の意、通常糞掃衣といへるは之なり。世尊之を洗ひて袈裟を作りたまはんとするなり。

【五三】洗濯の時石などに當てて摩擦して、垢膩を去るなり。

二　それより世尊心に念じたまはく、「我何物を攀ぢ持ちてか〔池を〕出づべき。」時に（五四）迦鳩駄樹に宿れる天人は〔己の〕心を以て世尊の念じたまへる所を知りて、樹枝を撓めたり、「尊師、世尊の之に攀ぢて上りたまはんことを。」それより世尊心に念じたまはく、「我何處にか此の襤褸を（五五）乾かさん。」時に諸天の主なる帝釋は〔己の〕心を以て世尊の思念したまふ所を知りて、大なる石を据ゑたり、「尊師、此處に布片を乾かしたまへ。」

三　それより迦葉其夜を過して後、世尊の處に近づき來り、近づき來りて世尊に白して言へり、「大沙門、時〔至れり〕、食調へり。大沙門、之は何ぞや、此の池先には此處にあらざりしが、昨夜此處に〔設けられ〕此の石先には此處にはあらざりしが、誰か之を此處に据ゑたる、此の迦鳩駄樹の枝先には撓みてあらざりしが、昨夜撓められたり。」

四　「迦葉、我此處に襤褸を得、迦葉、我心に思へらく、『我何處にか之を洗ふべき。』時に迦葉、諸天の主たる帝釋は〔己の〕心を以て我が心に念ずる所を知り、手を以て池を掘りて我に白して言へり、『尊師、世尊の此の處に於て襤褸を洗ひたまはんことを。』之は其の非人の手を以て掘りたる池なり。迦葉、我〔次に〕心に思へらく、『我何處にか襤褸を摩擦せん。』……之は其の非人の据ゑたる石なり。

五　迦葉我〔次に〕心に思へらく、『我何物を攀ぢ持ちてか〔池より〕出でん。』……之は其の手を齎せ

【五四】Kakudha 學名 Terminalia Arjuna.

【五五】Vissajjeti 棄つ、棄て置く。

し迦嗚駄樹なり。迦葉我「次に又」心に念ずらく、『我何處にか襤褸を乾かさん。』」……之其の非人の手を以て捃ふられたる石なり。」

六　時に迦葉心に思惟すらく、「大沙門は大神變大通力あり、されば諸天の主なる帝釋は「來りて」奉事す、されど尚ほ我が聖なるには如かず。」それより世尊迦葉の供食を食ひて、其の森林中に住したまへり。

七　それより迦葉其の夜過ぎて後、世尊の居たまへる所に近づき來り、近づき來りて世尊に時「の至れる」を告げて言へり、「大沙門、時「至る」、食調へり。」「迦葉、汝は去れ、我は隨ひ往かん。」迦葉を遣はして、「世尊は」閻浮洲の名の原たる閻浮樹より樹果を摘みて、先に著し火舍中に坐したまへり。

八　迦葉は世尊の火舍中に坐したまへるを見、見るや世尊に白して言へり、「大沙門、汝何れの道を取りて來れりや。我は汝に先んじて去り、汝は我より先に來りて火舍中に坐す。」

九　「迦葉、我は此處に汝を送り、閻浮洲の名稱の原たる閻浮樹より樹果を摘み取り、先づ來りて火舍中に坐せり。迦葉、此の閻浮果は色香味を具足せり、若し汝好まば之を食へ。」「大沙門、止みなん、唯汝之を「食ふに」適す、唯汝之を食へ。」時に迦葉心に思へらく、「大沙門は大神變大通力あり、されば先づ我を送り出して、閻浮洲の名の據たる閻浮樹より樹果を摘み、先來りて火舍中に坐す、而も尚ほ我が聖なるには如かず。」それより世尊……。

一〇　それより迦葉其の夜過ぎて後‥‥迦葉を送りて〔世尊は〕閻浮洲の名稱の原たる閻浮樹の傍なる（五六）菴婆樹‥‥其の傍なる（五七）阿摩落樹‥‥其の傍なる（五八）呵梨勒樹‥‥忉利天に趣きて（五九）波利質多羅華を摘み取り先來りて火舍中に坐したまへり。迦葉は世尊の火舍中に坐したまへるを見、見るや世尊に白して言へり、「大沙門、汝何れの道によりて來れりや。我は汝に先ちて出で、汝は我に先んじて來り火舍中に坐す。」

一一　「迦葉、我は此處に汝を送りて忉利天に至り、波利質多羅華を取りて先づ來り火舍の中に坐せり。迦葉、此の波利質多羅華は色好く香好し、汝若し好まば取れ。」、大沙門、止みなん、唯汝之を取るに適す、唯汝之を取れ。」時に迦葉心に思へらく、「‥‥。」それより世尊‥‥‥。

一二　時に此等の結髮行者は火天を祀らんと欲して薪木を拆くこと能はず、其の時此等の結髮行者は思へらく、「我等の薪木を拆くこと能はざるは之必ず大沙門の神變なり。」世尊迦葉に告げて宣はく、「迦葉よ、薪木拆かれよ。」「大沙門よ、拆かれよ。」五百の薪木は一時に拆かれたり。迦葉は思へり、「大沙門は大神變大通力を有す、されば薪木拆かれたり、而も我が聖なるには及ばず。」

一三　時に此等の結髮行者は火天を祀らんと欲して火を燃すこと能はず。‥‥‥‥

【五六】Amba 梵語に Amra（菴摩羅）といふ。
【五七】Amalaki 阿摩勒果。
【五八】Harītakī 呵羅勒果。
【五九】Pāricchattaka 晝度果、忉利天宮に生ふる果樹。

一四　時に此等の結髮行者は火天を祀らんと欲するに火を消すこと能はず。……

一五　此等の結髮行者は寒き冬の夜、(六〇)八日祭の中間、雪降る季節に尼連禪河に沒みもし、浮みもし、浮み又沒みもせり。時に世尊は五百の火器を化作したまひ、此等の行者は「水より」出でて此に煖を取れり。時に此等の行者は思へらく、「此等の火器の化作せられたる、之必ず大沙門の神變なり。」迦葉「も亦」思惟すらく、「大沙門大神變大通力あり、能く大火器を化作す、而も我が聖なるには如かず。」

一六　此の時偶非時の大雨降り澍ぎ、大洪水起れり。世尊の居たまひし處は水のために覆はれたり。時に世尊心に念じたまはく、「我當に水を四方に退かしめ、中央なる塵埃積れる地に經行すべきなり。」それより世尊水を四方に退かしめ、中央なる塵埃積れる處に經行したまへり。時に迦葉、「大沙門水の爲に漂はさるることなかれ」と「いひて」、船にて衆多の結髮行者と共に世尊の住したまへる處に來れり。迦葉は世尊の水を四方に退かしめ、中央の塵埃積れる處にありて經行したまへるを見たり、見るや世尊に白して言へり、「大沙門、汝此の處にありや。」「迦葉、之我なり」と「いひて」、世尊は空中に飛揚し、船に上りたまへり。時に迦葉思へらく、「大沙門大神變大通力あり、水も彼を漂はすこと能はず、而も我が聖なるには如かず。」

一七　時に世尊思惟したまはく、「此の愚者斯の如く、大沙門は大神變大通力あり、而も我が如く聖

【六〇】アッタカー Aṭṭhakā 第八の意、冬三月の滿月より八日目に行はるる祭をいふ。

なることなし、といふこと更に久しからん。我當に此の結髪行者を震懼せしむべきなり。」それより世尊迦葉に告げて宣はく、「迦葉、汝は（六一）聖者にもあらず、（六二）聖者たるの道に入れるにもあらず、汝が聖者たるべき、聖者たるの道に入るべき、斯る行、汝の身にあるにもあらず。」時に結髪行者優樓頻羅迦葉は頭を以て世尊の足下に伏し、世尊に白して言へり、「尊師、我願くは世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん。」

一八「迦葉、汝は五百の結髪行者の導者、大導者、上首、第一、最第一者なり、先づ彼等に報せよ、彼等自ら思惟する所に隨つて進退せん。」それより結髪行者優樓頻羅迦葉は彼等結髪行者の居る處に到れり、到りて彼等に告げて言へり、「我大沙門に依りて梵行を修習せんと欲す、汝等自ら思惟する所に隨つて進退せよ。」「我等の篤く大沙門を信ずるや久しく、尊者し大沙門に依りて梵行を修したまはば、我等も總て大沙門に依りて梵行を修せん。」

一九　それより彼等結髪行者は髪、結髪、（六三）擔穀、及び祭火の具を河に投じて世尊の居たまへる所に近づき來れり。近づき來りて頭を以て世尊の足下に拜伏し、世尊に白して言へり、「尊師、我等世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん。」世尊「之に應じて」宣はく、「來れ、諸比丘、法は善く說かれたり、

【六一】Arahā 阿羅漢。
【六二】Arahattamaggo 阿羅漢果に達するの道、阿羅漢向。
【六三】Khārikājo 佛音は Khāri-bhāro と釋す。Khāri は約六斗ほどの穀量なり、Kāja は天秤棒なれば之は六斗量の穀物を天秤棒にて擔ぐやうにせしものにてもあるか。

善く苦際を盡さんがために梵行を修せよ。」之等は具壽の受戒にてありき。

二〇　結髪行者那提迦葉は髪、結髪、擔穀及び祭火の具の水に流るるを見たり。見るや、彼心に思念すらく、「事變或は我が兄に落ち來れるか。」彼は行者等を遣りて、「往いて我が兄の「安否」を問へ」と「命じ」、己は三百の結髪行者と共に具壽優樓頻羅迦葉の處に趣けり、彼處に趣きて具壽優樓頻羅迦葉に問うて言へり、「迦葉、之は幸なりや。」「然り、我が友、之は幸なり。」

二一　それより此等の結髪行者は髪、結髪、擔穀祭火の具を水中に投じて、世尊の居たまへる處に近づき來れり、〔六四〕・・・・・・・

二二　結髪行者伽耶迦葉は・・・己は二百の結髪行者と共に具壽優樓頻羅迦葉の處に趣けり、〔六五〕・・・・・・・

二三　それより此等の結髪行者は髪、結髪、擔穀祭火の具を水中に投じて世尊の居たまへる處に近づき來れり、〔六六〕・・・・・・・

二四　世尊の決定によりて五百の薪木は拆けざりき、拆けぬ。火は燃えざりき。燃えぬ、消えざりき、消えぬ。五百の火器は化作せられき、斯の如き方法によりて奇瑞は三千五百に達したり。

二一一　それより世尊は優樓頻羅に住すること隨意の間にして、〔六七〕象頭「山」の方へ遊行に出でた

【六四】上の一九と同じ。
【六五】上の二〇と同じ。
【六六】上の一九と同じ。
【六七】Gayāsīsa.

まへり、大比丘衆、總てもと結髮行者たりしもの一千人と共に。彼處に世尊は住したまへり、伽耶〔城〕、象頭〔山〕に、比丘一千人と共に。

二　茲に世尊は比丘に告げて宣はく、「比丘等、總てのものは燒かる。比丘等、總てのものは如何が燒かる。比丘等、眼は燒かれ、色は燒かれ、眼識は燒かれ、眼觸は燒かれ、眼觸を緣として生ずる所の此の受の或は樂、或は苦、或は非苦非樂なる、之も亦燒かる。何によりて燒かる。貪火により、瞋火により、癡火によりて燒かる。生により、老により、死により、憂悲苦哀絕望によりて燒かると我は言ふ。

三　耳は燒かれ、聲は燒かれ、……鼻は燒かれ、香は燒かれ、……舌は燒かれ、味は燒かれ、……身は燒かれ、所觸は燒かれ、……意は燒かれ、法は燒かれ、………。

四　比丘等、斯の如く多聞の聖弟子は眼に於ても厭嫌し、色に於ても厭嫌し、眼識に於ても厭嫌し、眼觸に於ても厭嫌し、眼觸を緣となして生ずる所の受の、或は樂、或は苦、或は非苦非樂なる、之に於ても亦厭嫌す。耳に於ても厭嫌し、聲に於ても厭嫌し、……鼻に於ても厭嫌し、香に於ても厭嫌し、……舌に於ても厭嫌し、味に於ても厭嫌し、……身に於ても厭嫌し、所觸に於ても厭嫌し、……意に於ても厭嫌し、法に於ても厭嫌し、意識に於ても厭嫌し、意觸に於ても厭嫌し、意觸を緣となして生ずる所の受の、或は樂、或は苦、或は非苦非樂なる、之に於ても亦厭嫌す、厭嫌して離欲し、

離欲より解脱す、解脱するや、「我解脱せり」といふ智識あり、生既に盡き、梵行既に修せられ、作すべきことは作し終へられ、更に斯の如きことのために「還ら」ずと知る。此の說示の語り終へらるるや。此の比丘衆の心は取著なくして諸漏を離脱したり。

燃燒說教　終

優樓頻羅奇瑞　第三誦出　終

二二—一　それより世尊は象頭「山」に住したまふこと隨意の間にして。（六八）王舍城を指し遊行に上りたまへり。大なる比丘の衆、總てもと結髮行者たりしもの一千人と共に。而して世尊は次第に遊行したまひつつ、遂に王舍城に達したまへり。此處に世尊は王舍城の（六九）杖林、（七〇）善住聖祠中に住まりたまへり。

【六八】Rājagaha

【六九】Laṭṭhivanam

【七〇】Supatiṭṭhacetiyam

二　摩揭陀の王なる斯尼耶・頻毘沙羅は聞けり、「沙門、友雅曇釋子の釋族より「出でて」出家せるもの王舍城に到り、王舍城の杖林、善住聖祠中に住まれり。然るに彼の世尊雅曇には斯に如き善良なる名聲揚れり、『誠に彼は世尊、聖者、正徧覺者、明行具足者、善逝、世間解、無上士、可化丈夫の調御者、天人の師、覺者世尊なり。彼は此の人天、魔梵を併せたる世界、沙門婆羅門、人天を併せたる羣衆を、自ら識知し證得して、了知せしむ。彼は初め善く、中善く、終り善く、義理文句ある法を說き、

一切具足して清淨なる梵行を示す。斯の如き聖者を見ることは是ならん。」

三　時に摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は十二〔七一〕那由他と摩揭陀國の婆羅門居士等に圍繞せられて、世尊の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一面に坐したり。此等十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士等も亦、或は世尊を禮拜して一面に坐するあり、或は世尊と共に會釋し、悅喜すべき記憶すべき談話を終りて後一面に坐するあり、或は世尊の居たまへる方に合掌を向けて一面に坐するあり、或は世尊の前にありて名と姓とを告げて一面に坐するあり、或は默せるままにて一面に坐するあり。

四　時に此等十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士は心に念ずらく、「大沙門は優樓頻羅迦葉に依りて淨行を修せりや、將又優樓頻羅迦葉は大沙門に依りて淨行を修せりや。」時に世尊〔己の〕心を以て此等十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士の心に念ずる所を識りて偈を以て具壽優樓頻羅迦葉に告げて宣へり。

『優樓頻羅住のものよ、汝は〔七二〕苦行士の敎誨者にてありながら、何を見てか火神を棄てたる、迦葉よ、我汝に此の義を問ふ、如何にしてか汝は火祀を棄てたる。』

〔迦葉答へて言はく〕、

『色と聲と、それより味と、諸欲と婦女とを供犧は說く、有質に此の垢穢あることを悟り、由り

〔七一〕佛音は一那由他は一萬なりといへるが故に十二那由他は十二萬なり。

〔七二〕直譯「痩軀者」苦行者をいふ。これ苦行者は多く痩軀なるが故なり。

て供犧と祭祀とに染著せざりき。』

五　世尊は宣へり、

『迦葉、汝の心は色と聲と、それより味、此等に於て樂しまざりき、今人天界に於て何の心か樂しめりや、迦葉、之を我に告げよ。』

「迦葉答へて白さく」。

『有質なく、一物なく、欲有に愛執なく、變化なく、而して自ら成ずべき寂靜の道を見、由りて我供犧と祭祀とに染著せざりき。』

六　時に具壽優樓頻羅迦葉は座より起ちて鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに被、頭を以て世尊の足下を禮し、世尊に白して言へり、『尊師、世尊は我が師、我は弟子なり、尊師、世尊は我が師、我は弟子なり。』是に於いて此等十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士等は心に思惟すらく『優樓頻羅迦葉大沙門に就て淨行を修するなり。』

七　時に世尊「己の」心を以て、此等十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士の心に思念する所を了知して、次第に說話をなしたまへり、卽ち布施の話、〔三〕……卽ち苦集滅道を說示したまへり。

八　恰も淸淨にして黑斑なき布の善く色に染むが如く、斯の如く十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士等は頻毘沙羅王を初めとし、其の座に「坐したるままにて」、塵を遠かり垢を離れたる法眼を得たり、

〔三〕七の五、六を見よ。

「集の法は總て滅の法なりと。」一萬のものも彼等の信士たることを告白したり。

九　それより摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え惑を去り、無畏に達し、師の教に於て他人に縁るとなきもの「となりて」、世尊に白して言へり、「尊師、我先に王子たりし時五の願ありしが、今や我が此等の「所願」は成就したり。尊師、我先に王子たりし時心に思へらく、『願くは我を王位に卽かしめよ。』尊師、之我が第一の所願なりしが、今や我之を成じたり。『我が此の領國に聖者、正徧覺者降來したまへ。』尊師、之我が第二の所願なりしが、今や我之を成ぜり。

一〇『我また其の世尊に承事することを得ん。』尊師、之我が第三の願なりしが、今や我之を成ぜり。『彼の世尊我がために法を說きたまはんことを。』尊師、之我が第四願なりしが、今や我之を成ぜり。『我また其の世尊の法を了知せんことを。』尊師、之我が第五願なりしが、今や我之を成じたり。尊師、我先に王子たりし時、斯の如き五の願ありしが、今や此等は我によりて成就なられたり。」

一一　奇妙なるかな尊師、奇妙なるかや尊師、譬へば尊師、[七五]……信士として攝受したまはんことを。尊師、比丘衆と共に明日の食を我より「受くることを」承引したまはんことを。」世尊は默して之を承引したまへり。

一二　時に摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は世尊の承引したまへることを知り、座を起ちて世尊を禮

【七四】七の一〇を見よ。

拜し、右繞の禮をなして去れり。それより摩掲陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は其の夜を過して後、上味の硬食軟食を調理せしめ、世尊に食時〔至れること〕を白せり、「尊師、時〔至る〕、食調へり。」時に世尊、朝時に於て内衣を被著し、鉢衣を携へて王舍城に入らせたまへり、大比丘衆、總てもと結髪行者たりし比丘衆とともに。

一三　時に諸天の主なる帝釋は一青年の姿を現じて、此等の偈を詠じつつ、世尊を上首とせる比丘衆の前に立ちて往けり。

「柔和なる人は柔和の人にしてもと結髪行者たりしもの等と共に、解脱の人は解脱の人等と共に、(七五)シンギー金飾〔の如き〕、金色の(七六)福者は王舍城に入らせまへり。

離脱の人は離脱の人にしてもと結髪行者たりしもの等と共に、解脱の人は解脱の人等と共に、シンギー金飾〔の如き〕、金色の福者は王舍城に入らせたまへり。

度脱の人は度脱の人にしてもと結髪行者たりしもの等と共に、解脱の人は解脱の人等と共に、シンギー金飾〔の如き〕、金色の福者は王舍城に入らせたまへり。

(七七)十尊住、十力を具し、十法を解了し、且又(七八)十〔無學の〕法を有する彼福者は、十百の人人

【七五】[illegible] 黄金の一種。

【七六】[illegible] 同一原語なり。

【七七】[illegible] 中に出す。一は五(惡)支を離れ、二は六(善)支を具へ、三は一事に防護し、四は四事を觀察し、五は四(邪)理を棄て、六は正法を觀、七は清淨の思惟を抱き、八は身輕安を得、九は心解脱を得、十は智解脱を得。

【七八】八正道に正智、正解脱の二を加ふ。

に圍繞せられて王舍城に入らせたまへり。』

一四　人人諸天の主なる帝釋を見て言へらく、「眞に美しきかな此の青年、眞に端しきかな此の青年、眞に愛すべきかな此の青年。」斯く言ふや、諸天の主なる帝釋は偈を以て此等の人人に告げて言へり、『雄士、一切處に柔和にして比倫を絕したる佛、阿羅漢、世の善逝、我は彼の侍僕なり。』

一五　それより世尊摩揭陀の王なる斯尼耶・頻毘沙羅の住處に趣き、趣きて比丘衆等と共に豫て設けたる座に著かさたまへり。時に摩揭陀の王なる斯尼耶・頻毘沙羅は佛を上首とせる比丘衆を上味の硬食軟食を以て、彼等の飽きて謝するに至るまで手づから供養し、世尊の食し終り鉢と手とを洗ひたまへることを「知りて」、一面に坐したり。

一六　一面に坐したる摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘波羅は心に思惟すらく「世尊何處にか住みたまふべきぞ、城邑より遠きに過ぎず、近きに過ぎず、往返に適し、志ある人人の往くに難からず、晝は雜踏することなく、夜喧噪の音少なく、人の臭なく、人より遠かり、靜思に適する處。」

一七　時に摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は心に思念すらく、「我等の之なる竹林園は城邑より遠きに過ぎず、近きに過ぎず、……我當に竹林園を以て佛を上首とする比丘衆に奉施すべきなり。」

一八　其時摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は黃金の瓶を取りて「水を」世尊の「手に」濯ぎ「尊師、我此竹林園を佛を上首とせる比丘衆に奉施し奉る」と「白せり」。世尊は園を受け給へり。それより世尊は法を

說いて摩揭陀の王・斯尼耶・頻毘沙羅を教示し、誘導し、策勵し、悅可し、座を起ちて還らせ給へり。此緣により此機によりて說法をなして比丘衆に告げて宣はく、「比丘等、園への布施を受くるを許す。」

二三　一　此の時に當り、王舍城中に刪闍耶と呼ぶ一人の偏行出家住めり、大數の偏行出家、二百五十人の偏行出家と共に。其の時舍利弗、目犍連は偏行出家刪闍耶に依りて清淨行を履修せしが、彼等相約して言へり、「先に（七九）不滅を得るものは之を說くべきなり。」

二　時に具壽阿說示は朝時に內衣を著け、鉢衣を攜へて受食のために王舍城中に入りしが、進退、直視、側視、屈伸端正にして、眼を地に投じ、威儀を具へたり。偏行出家舍利弗は具壽阿說示の進退、直視、側視、屈伸端正にして、眼を地に投じ、威儀を具へて受食の爲に王舍城中を往來せるを見たり。見るや彼心に思へらく、「世に阿羅漢、又は阿羅漢道を履めるものあらば、彼は其等の比丘の一人なり。我當に此の比丘に近づきて問ふべきなり、「友よ、汝は何人を仰ぎてか出家せる、何人か汝の師なる、汝何人の教をか奉せる。」

三　時に偏行出家舍利弗は心に思惟すらく、「今は此の比丘に問ふべき時にあらず、彼は受食の爲に家の內庭に入れり。我當に此の比丘の後より隨ふと、求むる所あるものの知れる道によるが如くすべきなり。時に具壽阿說示は王舍城中を受食の爲に往來し、食物を攜へて還り來れり。偏行出家

【七九】Amata 甘露の譯なり。

舍利弗は具壽阿說示の處に近づき來り、近づき來りて彼と共に相會釋し、悅喜すべき追憶すべき談を終りて後一面に立ちたり、一面に立ちたる彼徧行出家舍利弗は具壽阿說示に告げて言へり、「友よ、實に汝の諸根は靜穩に、汝の膚色は淨潔にして光彩あり。友よ、汝は何人を仰ぎてか出家せる、……」

四 「友よ、釋迦族より出家したる大沙門釋迦子あり。我は其人を世尊と仰ぎて出家せり。故に其世尊が卽ち我が師なり、我は其世尊の「說き給へる」法を奉ず」。「然らば具壽の師は如何なる說をなし、如何なることを說くや」。「友よ。我は實に年少にして出家し、未だ久しからず、新たに其敎に入りたるなり、故に詳細に「其」敎を汝に示すこと能はず、又簡潔にも「其」義を汝に說くこと能はず」。時に徧行出家舍利弗は具壽阿說示にいへり。「遮莫、友よ、少しにても又は多くにても語れ、「何れにしても」義をのみ我に說け、我は義をのみ欲す、何ぞ文句に拘泥せむや。」

五 時に具壽阿說示は徧行出家舍利弗に此の法門を說きたり。

『因より生じたる諸法、此等の因を如來は說かせたまへり、而して其の滅をも亦、大沙門は斯の如く示したもふものなり』と。」

時に徧行出家舍利弗は此の法門を聞いて塵を遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」。「彼言く」此十萬多劫にも見られざりし離憂の道を汝等の成じたる、之ぞ獨り法なる。」

六 時に徧行出家舍利弗は徧行出家目犍連の處に往きたり。徧行出家目犍連は徧行出家舍利弗の遠

く彼方より來るを見たり。〔彼は〕徧行出家目犍連を見て彼に告げていへり。「友よ、實に汝の諸根は靜穩に、汝の膚色は淨潔にして光彩あり。友よ、汝は已に不滅に達したりや。」「然り友よ、不滅に達したり。」「友よ、如何にして汝は不滅に達せりや。」

七　「友よ、我は阿說示比丘の進退、直視、側視、屈伸端正にして（八〇）……

八　時に、友よ、我は心に思惟すらく「〔今は〕此の比丘に問ふべき時にあらず、彼は受食の爲めに家の內庭に入れり、我當に此の比丘の後より隨ふと、求むる所あるものの知れる道に〔よるが如く〕すべきなり。」時に、友よ、阿說示比丘は王舍城を受食の爲めに往來し、食物を携へて還り來れり。時に、友よ、我は阿說示比丘の處に近づき來り、近づき來りて阿說示比丘と共に相會釋し、悅喜すべき追憶すべき談を終りて一面に立ちたり。一面に立ちたる我は、友よ、阿說示比丘に告げていへり、「友よ（八一）……

九　（八二）……

一〇　時に友よ、阿說示比丘は此の法門を說きたり。

『因より生じたる諸法、此等の因を如來は說かせたまへり、而して其の滅をも亦、大沙門は斯の如く示したまふものなり』と。」

時に徧行出家目犍連は此の法門を聞いて塵を遠かり垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ

【八〇】上の二を見よ。
【八一】上の二を見よ。
【八二】上の四と同じ。

滅の法なり。」「彼言く」「此十萬多劫にも見られざりし離憂の道を汝等の成じたる、之ぞ獨り法なる。」

二四―一　時に徧行出家目犍連は徧行出家舍利弗に告げて言へり、「友よ、我等世尊の傍に往かん、彼世尊は我等の師なり。」「此等二百五十の徧行出家は我等に依憑し我等を瞻視して此處に住す、先づ彼等にも之を報せん、彼等は自ら思惟する所に隨ひて進退せん。」それより舍利弗目犍連は此等徧行出家の居れる處に趣きて彼等に告げて言へり、「友等、我等は世尊の傍に往かんとす、彼世尊は我等の師なり。」「我等は兩尊に憑り兩尊を瞻て此の處に住したり。兩尊若し大沙門に依りて淸淨行を履修せば、我等も亦總て大沙門に依りて淸淨行を履修せん。」

二　それより舍利弗目犍連は徧行出家删闍耶の處に趣き、彼に告げて言へり、「友よ、我等世尊の傍に往かん、世尊は我等の師たらん。」「友等、止めよ、往くと莫れ、總て我等三人の者は此の羣を督率せん。」二び……三び舍利弗目犍連は徧行出家删闍耶に告げて言へり、「友よ、我等世尊の傍に往かん、世尊は我等の師たらん。」「友等、止めよ、往くと莫れ、總て我等三人の者は此の羣を督率せん。」

三　それより舍利弗目犍連は此等二百五十人の徧行出家を率ゐて竹林に到れり、而して徧行出家删闍耶は其の處に於て口中より熱血を吐きたり。其の時世尊は此等舍利弗目犍連の遠くより來れるを見たまへり。見たまへるや、世尊は諸比丘に告げて宣はく、「諸比丘、此等の兩聲聞、拘利多、優波

帝須「此に」來る。彼等は我が雙聲聞、第一の雙良たらん。」深遠なる智境、無上なる有質の滅に於て解脫に達したる「兩者の」竹林に著するや、師は彼等に記莂を授けて宣はく、「此等二人の聲聞、拘利多、優波帝須「此に」來れり、彼等は我が雙聲聞、第一の雙良たらん。」

四　それより舍利弗目犍連は世尊の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて頭を以て世尊の足下に禮伏し、世尊に白して言へり、「尊師、願くは我等世尊の傍にありて出家を得、受戒を得ん。」世尊の宣はく、「來れ、比丘等、法は善く說き示されたり、善く苦際を盡さんがために淸淨行を履修せよ。」之を此等「兩」具壽の受戒なりける。

五　此の時に當り名聲聞えたる摩揭陀國の良家の子等は世尊に依りて梵行を修したり。人人惱み、呟き、且つ憤りて言く、「沙門瞿曇は「親を」子なきに至らしめ、「妻を」夫なきに至らしめ、家は廢絕するに至らしめんとす。今結髮行者一千人は彼のために出家させられ、此等删闍耶の屬徒二百五十人は出家させられ、此等名聲聞えたる摩揭陀國の良家の子等は、沙門瞿曇に依りて梵行を修す。」加之、彼等は比丘を見るや、此等の偈を唱へて難せり。

「摩揭陀の山廓に近よれる大沙門は總て删闍耶の徒を誘ひて、今や誰をか誘はんとする。」

比丘等は此等の人人の惱み、呟き、且つ憤れるを聞けり。それより此等の比丘は世尊に白すに此の事を以てせり。「比丘等、此の聲は久しく「は續か」ざらん、唯七日の間存し、七日過ぎて後は消え去ら

ん。然らば比丘等、
『摩揭陀の山廓に來れる大沙門は總て刪闍耶の徒を誘ひて、今や誰をか誘はんとする。』
此の偈を以て彼等が難ずる時、汝等は、
『大雄士、如來は正法を以て「人を」誘ひたまふ、法を以て誘ひ、智慧あるものに何の嫉かある。』
此の偈を以て彼等を反難すべきなり。」それよりして人人比丘等を見て、
『摩揭陀の山廓に來れる大沙門は……。』
此の偈を以て難ずるや、比丘等は、
『大雄士、如來は正法を以て「人を」誘ひたまふ、……』
此の偈を以て反難したり。人人「沙門釋子等は法を以て誘ひ、非法を以て誘はずといふ」とて、此の聲は唯七日の間存したるのみ、七日過ぎて後は消え失せたり。

舍利弗目犍連出家「物語」終

第四誦出　終

二五―一　その時和尚を有たざる比丘等は教授訓誡を得ることなきより、內衣を著、上衣を纏ふこと端しからず、威儀整はずして受食のために處處徘徊せり。彼等は食を食ひつつある人人の食物の上

に其の乞鉢を差し出し、硬食、香食、飲料の上に其の乞鉢を差し出し、或は自ら汁又は飯を搖して、「受け」、之を食へり。食堂に於ても喧しく噪しき音をなして住せり。

二　人人憤り怒り呟きて言はく、「如何なれば彼の沙門釋子の徒は衣服を被ること端しからず、威儀整はずして受食のために徘徊するぞや。………食堂に於ても喧しく噪しき音をなして住すること、恰も婆羅門の婆羅門食を取るが如くなりや。」

三　比丘等は此等の人人の憤り怒り呟けるを聞けり。比丘等の中にて少欲知足にして、慚恥心あり、追悔心あり、修學を樂へるものは憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば比丘等は内外衣を著くること端しからず、威儀整はずして受食のために徘徊するぞや。………食堂に於て喧しく噪しき音をなして住するぞや。」

四　それより此等の比丘は世尊に白すに此の事を以てせり。時に世尊此の緣により、此の機に際して比丘衆を集まらしめ彼等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘等は内外衣を被著すること端しからず、威儀具はらずして受食のために徘徊す。………食堂に於ても喧しく噪しき音をなして住すといふ、之眞なりや。」「眞なり、世尊。」

五　佛世尊は之を呵責して宣はく、「比丘等、此等愚人の「爲す所は」適當ならず、順ならず、正ならず、非沙門的、不作法、不相應事なり。比丘等よ、何故ならば此等の愚人は内外衣を被著すること端

しからず、威儀具はらずして受食のために徘徊するぞや。‥‥食堂に於ても喧しく噪しき音をなして住するぞや。比丘等よ、之は未信者の信に入り、既信者の信を増す所以にあらず、之は却つて未信者の信に背き、既信者中或は信を離るる所以とならん。」

六　それより世尊は種種の方便によりて此等の比丘を呵責したまひ、扶養し難く、給養し難く、多欲不知足にして、交を好み懶惰なるの非を說きたまひ、又種種の方便によりて、扶養し易く、給養し易く、少欲知足、「罪障」消除、頭陀、信心を起すこと、尊敬、勤勉の是なることを讚說したまひ、比丘等のために場合に適切にして順應する說法をなし、彼等に告げて宣へり、「比丘等、〔八三〕和尚「を有つべきこと」を定む。比丘等、和尚は〔八四〕弟子に對して兒たるの心を有つべく、弟子は和尚に對して父たるの心を有つべし、斯くて彼等は互に相尊敬し信賴し、同一の生活をなして住せば彼等は此の敎に於て增長廣大なるに至らん。

七　比丘等、和尚は斯の如くして取るべきなり、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうにし、「和尚の」足を禮して跪坐合掌し、次の如く唱ふべきなり、「尊師、我が和尚とならせたまへ、尊師、我が和尚とならせたまへ、尊師、我が和尚とならせたまへ。」「善矣」又は「諾」又は「是なり」又は「可なり」又は「美く「汝の事を」成就せよ」等と、身振を以て知らしめ、語を以て知らしめ、身振と語とを以て知らしむれば和

【八三】Upajjhāya 又古く烏社、和社、和上、和闍等の音譯、親教師、力生、近誦等の意譯あり。

【八四】Saddhivihārī Vihārika 同じく住するものの意。和尚の同住者の意なれど、弟子を指せること勿論なり。

尚は得られたるなり。身振を以て知らしめず、語を以て知らしめず、身振と語とを以て知らしめざれば和尚は得られざるなり。

八　諸比丘、弟子は和尚に對して善く務に服すべきなり、而して之は服務の法なり。晨朝起き出で、〔穿きたる〕履を脱ぎ、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに著、楊枝を與ふべきなり、口〔漱ぐ〕水を與ふべきなり、座席を設くべきなり。若し粥あらば器物を洗ひて粥を供すべきなり。〔和尚〕粥を啜りたらば水を與へ、器物を受け取りて下にし、突き當つるとなく善く洗ひて藏め置くべきなり。和尚起きなば臥床を上ぐべし。若し其の處塵埃あらば之を掃ふべし。

九　和尚若し村里に趣かんと欲せば、裙を與へ、（八五）副裙を受け取り、帶を與へ、僧伽梨衣を重ねて與へ、洗ひたる鉢に水を容れて與ふべし。和尚若し伴僧を求めば（八六）三輪を覆ひ、身を廻るやう内衣を著け、帶を結び、僧伽梨衣を重ねて被、紐を結び、洗ひたる鉢を携へて、和尚に隨侍すべきなり。和尚を去ること遠きに過ぎず、近きに過ぎずして行くべし。〔和尚の〕鉢に容れられたるものは之を受け取るべし。

一〇　和尚の語りつつあるに、談話を挿んで之を遮るべからず。和尚若し墮罪に近きことを語らば之を遮るべし。還るに當りては先に來りて座を設け、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を据

【八五】家にある時著る内衣。

【八六】臍と兩膝とをいふ。此の三か覆ふやう内衣即ち裙を著くるなり。

ゑ置き、〔和尚を〕出で迎へて鉢衣を受け取り、副裙を與へて裙を受け取るべきなり。法衣若し濕りてあらば少時熱する處にて乾かすべし、されど之を其の處に放置すべからず。法衣は之を摺み置くべし、法衣を摺むには、〔日日前の日よりも〕其の端より四指量を除して之を摺むべし、これ中部に破損なからしめんがためなり。帶は法衣の中に入れ置くべし。若し乞食物ありて、和尚之を食はんと欲せば、水を與へ乞食物を供すべきなり。

一一　和尚に水を要せずやと問ふべし。〔和尚〕食ひ終らば水を與へ、鉢を受け取りて下にし、突き當つるとなくして善く之を洗ひ、水を除きて少時熱する處にて之を乾かすべし、されど之を其の處に放置すべからず、鉢衣を藏め置くべし。鉢を藏むるには一手を以て鉢を取り、一手を以て臥床の下又は椅子の下を抑へて鉢を置くべし、（八七）露地に之を置くべからず。法衣を掛くるには一手を以て法衣を取り、一衣を以て衣竿又は衣索を打ち拂ひ、法衣の端を彼方にし、折口を此方にして之を掛け置くべし。和尚座を起たば、座を上げ、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を藏むべし、若し其の處に塵埃あらば、其の處を掃ふべし。

一二　和尚若し洗浴せんと欲せば水を設くべきなり。若し冷水を要せば冷水を備へ、湯を要せば湯を備ふべきなり。和尚若し（八八）浴場に入らんと欲せば洗粉を捏ね、（八九）粘土を濕すべし、浴場用の椅子

【八七】臥床、椅子其の他のもののなき處をいふ。

【八八】Jantāghara 熱風呂の如き浴場なるが如し。

【八九】粘土を塗りて顏の直接熱に觸るるを防ぐなり。

を携へ、和尚の後に隨ひ行きて、椅子を與へ、法衣を受け取りて一方に置き、洗粉を與へ粘土を與ふべし。若し堪へなば、己も浴場に入るべし。浴場に入るには、粘土を以て顔を塗り、前後善く纒ひて入るべし。

一三　[九一]長老比丘に接近して坐すべからず。新比丘を座より斥くるべからず。浴場にありては和尚に役事すべし。浴場を出るには、浴場用の椅子を携へ身の前後共に善く纒ひて浴場を出づべし。水中にありても亦和尚のために事を執るべし。洗浴には「和尚より」先に出で己の身體を乾かし內衣を著けて、和尚の身體より水を拭ひ去るべし。內衣を與へ、僧伽梨衣を與ふべし、浴場の椅子を携へて先づ來り、座席を設け、足「洗ふ」水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑ、和尚に水の要なきやと問ふべし。

一四　「和尚若し[九二]說敎せんと欲せば、「弟子」は之を請望すべきなり。若し質問せられんと欲せば質問すべきなり。和尚の住する精舍若し塵埃あらば、「弟子は」能くせば之を掃ふべきなり。精舍を掃ふには先鉢衣を取り出して一方に置くべきなり。座席、敷具を取り出して一方に置くべきなり。敷布と枕とを取り出して一方に置くべきなり。

一五　臥床を下し、戶や戶柱に突き當て打ち付くることなく、善く取り出して一方に置くべし。椅

【九一】受戒より四夏までを新比丘、五夏以上九夏までを中比丘、十夏以上を長老比丘といふなり。

【九二】說敎せしめられんと欲せば。

子を下し、戸や戸柱に突き當て打付くるとなく、巧に取り出して一方に置くべし。臥床の臺を取り出して一方に置くべし。唾壺を取り出して一方に置くべし。凭り掛り板を取り出して一方に置くべし。地上の敷具を、其が敷かれたる所に隨ひ注意して取り出し、一方に置くべし。若し精舍内に蛛網あらば、見るや先づ之を拂ふべし。窓と室の隅とを拂ふべし。赤堊を以て塗りたる壁に若し塵積りてあらば、雜巾を浸し絞りて之を拭ひ去るべし。黑色にしたる地面若し塵積りてあらば雜巾を浸し絞りて之を拭ふべし。若し〔黑色に〕せざる地面ならば、水を撒きて之を掃へ、これ精舍をして塵埃のために汚れざらしめんがためなり。塵埃は之を集めて一方に棄つべきなり。

一六　地上の敷具を日に曝し、塵を拂ひて清淨にし、内に入れ、もと敷かれたる所に隨ひて敷くべきなり。臥床の臺を日に曝し、拂ひて内に入れ、もとありし處に置くべし。臥床を日に曝し、塵を拂ひ清淨にして下にし、戸や戸柱に突き當て、打ち付くることなくして、巧に内に入れ、もと据ゑ置かれたる所に隨ひて据ゑ置くべし。椅子を日に曝し、〔九二〕……。敷布と枕とを日に曝し、清淨に塵を拂ひて内に入れ、もと置かれし通りに置くべし。座席と敷具とを日に曝し、〔九三〕……。唾壺を日に曝し、拭ひ内に入れて、もとありし處に置くべし。凭り掛り板を日に曝し、拭ひ内に入れ、もとありし處に置くべし。

一七　鉢衣を藏め置くべきなり。鉢を藏むるには、〔九四〕……。法衣を藏むるには、〔九五〕……。

〔九二〕臥床と同じ。
〔九三〕敷具と枕とに同じ。
〔九四〕上の一一を見よ。
〔九五〕上の一一を見よ。

一八 若し東方より塵風吹き來らば東方の窓を閉づべし。若し西方、北方又南方より塵風吹き來らば西方、北方又南方の窓を閉づべし。若し寒季ならば日中は窓を開き、夜分は之を閉づべし。若し暑季ならば日中は窓を閉ぢ、夜分は之を鎖すべし。

一九 若し房舍に塵埃あらば之を掃ふべし。若し[一九六]藏室に……若し勤行堂に……若し[一九七]火屋に……若し廁便處に塵埃あらば之を掃ふべし。若し飮料水なくば之を備へ置くべし。若し食物なくば……若し盥漱用の瓶に水なくば、之に水を注ぎ置くべきなり。

二〇 若し和尚に厭嫌の念起らば弟子は宜しく之を除くべく、或は彼のために之を除くに適する法話をなすべきなり。若し和尚に疑惑の念起らば、弟子は宜しく之を拂ふべく、或は彼のために之を拂ふに適する法話をなすべし。若し和尚に邪見起らば、弟子は宜しく之を遠ざくべく、或は之を遠ざくるに適する法話をなすべし。

二一 和尚若し重罪を犯して、[一九八]別住「羯磨を受くるに」當るものとせば、弟子は宜しく大衆の和尚に別住「羯磨」を與ふべきやう力を盡すべきなり。和尚若し[一九九]根本復元「羯磨を受くるに」當るものとせば、弟子は宜しく大衆の和尚を根本より復元せしむべきやう力を盡すべきなり。和尚若し[二〇〇]摩那

[一九六] 物置き所。
[一九七] 厨房。
[一九八] Parivāsa 波利婆沙、別住と譯す、小品第二篇以下に出づ。
[一九九] Mūlāya Paṭikassana 古律中適當の譯語を發見せず、よりて此の四字を當てたり、小品に出づ。
[二〇〇] Mānatta 小品に出づ。

埵〔羯磨を受くるに〕當るものとせば、弟子は宜しく大衆の和尚に摩那埵〔羯磨〕を與ふべきやう力を盡すべきなり。和尚若し〔一〇一〕出罪〔羯磨を受くるに〕當るものとせば、弟子は宜しく大衆の和尚に出罪〔羯磨〕を與ふべきやう力を盡すべきなり。

二二　大衆若し和尚に對して羯磨を行はんと欲せば、其が〔一〇二〕呵責、〔一〇三〕依止、〔一〇四〕擯出、〔一〇五〕應至在家〔一〇六〕除却等何れたるにせよ、弟子は大衆の和尚に對して此等の羯磨を行はざるやう、或は轉じて輕きとなすやう宜しく力を致すべきなり。若し大衆和尚に對して此等の羯磨を行へりとせば、弟子は宜しく和尚の善く身を持ち、遜順にして懲罰を免れ、大衆の其の羯磨を解除すべきやう力を盡すべきなり。

二三　若し和尚に洗ふべき法衣あらば、弟子〔自ら〕之を洗ひ、或は〔他に〕之を洗はしむべきやう力を盡すべきなり。若し和尚のために法衣を作るべくば、弟子〔自ら〕之を作り、或は〔他をして〕之を作らしむるやう心を用ふべきなり。若し和尚のために染料を調ふべくば、……若し和尚に染むべき法衣あらば、……法衣を染むるには反轉して善く之を染むべきなり、液汁の尚は滴れるに其の處を去るべからず。

二四　和尚に許を求めずして、人に鉢を與ふべからず、人より鉢を受くべからず。人に法衣を與

【一〇一】Abbhānaṁ 小品に出づ。

【一〇二】Tajjanīyaṁ 應訶。以下總て小品中に説明出づ。

【一〇三】Vissayaṁ

【一〇四】Pabbājanīyaṁ 四分律には單に檳とす。

【一〇五】Paṭisāraṇīyaṁ 四分律には遮不至白衣家とす。

【一〇六】Ukkhepanīyaṁ 四分律には擧とす。

へ、又は之を受け、人に資具を與へ、又は之を受け、人の頭髮を剃り、人をして頭髮を剃らしめ、人に侍事し、又は人をして侍事せしめ、人のために力を竭し、又は人をして力を竭さしめ、人のために伴僧となり、又は人をして伴僧とならしめ、人の得たる乞食物を運び、又は人をして己の得たる乞食物を運ばしむべからず、和尚の許可を得ずして村里に入るべからず、墓地に入るべからず、地方に旅すべからず。和尚若し病に罹らば、終生看護すべく、快愈に至らしむべきなり。」

和尚服務篇　終

二六―一　「比丘等、和尚は弟子に對して善く務に服すべきなり、而して之は善き服務の法なり。比丘等よ、和尚は說示、質問、教授、訓誡によりて弟子を攝受、愛護すべきなり。若し和尚に鉢ありて弟子には之なくば、和尚は弟子に之を與ふべく、或は和尚は弟子の鉢を得べきやう宜しく力を竭すべきなり。若し和尚に法衣ありて弟子には之あらずば、和尚は之を弟子に與ふべく、或は和尚は弟子の之を得べきやう力を竭すべきなり。若し和尚は資具を有して、弟子は之を有せずば、和尚は之を弟子に與ふべく、或は弟子の之を得べきやう力を竭すべきなり。

二　弟子若し病に罹らば、晨朝起き出で、楊枝を與へ、口［漱ぐ］水を與へ、座席を設くべきなり。若し粥あらば［一〇八］………。

【一〇七】上の八を見よ。

三　弟子若し村里に入らんと欲せば、裙を與へ、副裙を受け取り、帶を與へ、僧伽梨衣を重ねて與へ、洗ひたる鉢に水を盛りて與ふべきなり。斯くて弟子の還る此には、席を設け、洗足用の水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を据ゑ、出で迎へて鉢衣を受け、（一〇八）……。

四　弟子に水を要せずやと問ふべし。〔弟子〕食し終らば、水を與へ、鉢を受け、下にして（一〇九）……。

五　弟子若し洗浴せんと欲せば浴水を設くべきなり。（一一〇）……。

六　長老比丘に接近して坐すべからず、新比丘を座より斥くるべからず（一一一）……。

七―一〇　弟子の住する精舍若し塵埃あらば、和尚若し能くせば之を掃ふべきなり。（一一二）……。

一一　弟子に洗濯すべき法衣あらば、和尚は「斯くして之を洗へ」というて敎ふべきなり、或は之を洗ふべきやう力を竭すべきなり。若し弟子のために法衣を作るべくば、和尚は「斯くして之を作れ」というて敎ふべきなり、或は之を作るべきやう力を竭すべきなり。若し弟子のために染料を調ふべくば……若し弟子に染むべき法衣あらば　法衣を染むるには反轉して善く之を染むべきなり、液汁尙ほ滴りつつあるに其の處を去るべからず。

〔一〇八〕上の一〇を見よ。
〔一〇九〕上の一一を見よ。
〔一一〇〕上の一二を見よ。
〔一一一〕上の一三を見よ。
〔一一二〕上の一四―一九と同じ。

弟子服務篇　終

二七—一　その時弟子等和尚に對して如法に服務せざりき。比丘の中には少欲なるもの等は憤り怒り呟きて言へり、「何故に此等弟子は和尚に對して如法に服務せざるぞ。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。[世尊宣はく]「比丘等、弟子等和尚に如法に服務せずといふは眞なりや。」「眞なり、世尊。」佛世尊は之を責めて宣はく、「比丘等、何故なれば弟子は和尚に如法に服務せざるぞ。」之を責めて説法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、弟子は和尚に對して如法に服務せざるべからず。服務せざるものは(二三)惡作の罪に墮す。」

二　尚ほ如法に服務せざりき。世尊に此の事を白せり。世尊告げて宣はく、「比丘等、如法に服務せざるものを擯出すべきとを定む。比丘等、擯出するには斯の如くせよ、或は「汝を擯出す」、或は「再び還り來ることなかれ」、或は「汝の鉢衣を持ち去れ」、或は「汝は我に事ふべからず」等と、身振を以て知らしめ、語を以て知らしめ、身振と語とを以て知らしむれば、弟子は擯出せられたるなり。身振を以て知らしめず、語を以て知らしめず、身振と語とを以て知らしめざれば、弟子は擯出せられざるなり。

三　此の時に當り擯出せられたる弟子等懺謝をなさざりき。世尊に此の事を報せり。[世尊宣はく]

【二三】Dukkaṭa.

「比丘等、懺謝すべきことを定む。」尚ほ懺謝をなさざりき。之を世尊に白せり。「世尊宣はく」「比丘等、擯出を受けたるものは懺謝せざるべからず。懺謝せざるものは悪作の罪に墮す。」

四　此の時に當り、和尚等弟子の懺謝に應せざりき。之を世尊に報せり。「比丘等、懺謝に應ずべきことを定む。」尚ほ應せざりき。「其がために」弟子等或は「精舎を」出で去り、或は還俗し、或は外道に入れり。之を世尊に白せり。「比丘等懺謝には必ず應せざるべからず、之に應せざるものは悪作の罪に墮す。」

五　時に和尚等、如法に服務するものを擯出し、不如法に服務するものを擯出せざりき。之を世尊に報せり。「比丘等、如法に服務するものは之を擯出すべからず。之を擯出するものは悪作の罪に墮す。比丘等、不如法に服務するものは之を擯出せざるべからず。之を擯出せざるものは悪作の罪に墮す。」

六　比丘等、弟子にして左の五事あるものは宜しく擯出すべきなり、和尚に對して特別の愛情なく、特別の信念なく、特別の慚恥心なく、特別の敬意なく、特別の修習なきもの是なり。比丘等、此等五箇條の事ある弟子は宜しく擯出すべきなり。比丘等、弟子にして左の五事なきものは之を擯出すべからず、和尚に對して特別の愛情あり、特別の信念あり、特別の慚恥心あり、特別の敬意あり、特別の修習あるもの是なり。比丘等、此等五箇條の事ある弟子は之を擯出すべからず。

七　比丘等、左の五事ある弟子は擯出するに堪ふ、和尚に對して特別の愛情なく、……比丘等、左の五事ある弟子は擯出するに堪へず、和尚に對し特別の愛情を抱き、……

八　比丘等、左の五事を具有せる弟子を擯出せざる和尚は罪あり、擯出せる和尚は罪なし、和尚に對して特別の愛情なく、……比丘等、左の五事を具有せる弟子を擯出せる和尚は罪あり、擯出せざる和尚は罪なし、和尚に對して特別の愛情あり、特別の信念あり、特別の慚恥心あり、特別の敬意あり、特別の修習あるもの是なり。比丘等、此等五箇條の事ある弟子を擯出せる和尚は罪あり、擯出せざる和尚は罪なし。」

二八―一　其の時一人の婆羅門あり、比丘等の處に趣きて出家を乞ひしも、比丘等は彼を出家せしむることを欲せざりき。彼比丘等の間に出家を得ずして、痩せ憔け、色惡く、次第に黃み、脈管全身に露出せり。世尊は此の婆羅門の痩せ憔け、色惡く、次第に黃み、脈管全身に露出せるを見、見るや比丘等に告げて宣へり「比丘等、何故に彼の婆羅門は痩せ憔け、色惡く、次第に黃みて脈管全身に露出せりや。」「尊師、彼婆羅門は比丘等の處に趣きて、……脈管全身に露出せるなり。」

二　時に世尊比丘等を呼びて宣はく「比丘等、何人か此の婆羅門の所作を記憶するものありや。」斯の如く宣ふや、具壽舍利弗は世尊に白して言へり「尊師、某此の婆羅門の作しし所を記憶す。」舍利

弗、此の婆羅門の如何なる所作をか記憶するや。」「尊師、此に某嘗て王舍城中を乞食のために往來しつつありしに、彼婆羅門は一匙〔量〕の乞食物を施さしめたり。尊師、某は此の婆羅門の斯の如き所作あることを記憶す。」

三 「善哉善哉、舍利弗、善良の士は恩を知り、「他人の己のために」爲せし所を忘れず。さらば舍利弗、汝彼婆羅門をして出家せしめ、彼に戒を授けよ。」「尊師、某如何にして彼婆羅門をして出家せしめ、彼に戒を授けん。」世尊此の機に際して說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、我が指定したる三歸による受戒、我今日以後之を徹廢す。比丘等、〔二四〕白第四羯磨を以て具足戒を授くべきことを定む。

四 而して斯の如くして〔二五〕具足戒を授くべきなり、一人の聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべし、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、此某と名くるもの、某と名くる具壽を「和尚として」具足戒を受けんと欲す。若し時機可ならば、大衆某を和尚として某に具足戒を授くべし。是れ提議なり。

五 諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、此の某と名くるもの、某と名くる具壽を「和尚として」具足戒を受けんと欲す。大衆某と名くるものに某と名くる具壽を和尚として具足戒を授く。某と名くるも

〔二四〕 羯磨作法の中、一白三羯磨と一白一羯磨との二種あり。重要の事件は前者に隨ひて決議し、左まで重要ならざる事件は後者によりて決議す。此處に擧ぐるは前者の形式なり。

〔二五〕 Upasampadā 具足戒。大戒、比丘戒などといへるもの是れなり。此の戒を受くれば初めて比丘となる、授戒といへるは此の戒を授くることなり。

のに某と名くるものを和尚として具足戒を授くることを是とする具壽は默せよ、是とせざる具壽は言へ。二たび我此の事を白す、諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、……

六　三たび我此の事を白す、諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、……是とする具壽は默せよ、是とせざる具壽は言へ。大衆は某と名くるものに某と名くる具壽を和尚として具足戒を授け竟んぬ。大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す、』と。」

二九―一　其の時某比丘、具足戒を受けて後間もなく不作法のことをなせり。比丘等彼に告げて言へり、「友よ、斯の如きことをなすなかれ、之は不適當のことなり。」彼は斯の如く言へり、「予は諸尊師等に授戒を願ひしにあらず、何故に汝等願を受けざるに具足戒を授けしぞ。」世尊に此の事を報せり。「世尊宣はく「比丘等、願を受くるにあらざれば具足戒を授くべからず。若し具足戒を授くれば惡作の罪に墮す。比丘等、願によりて具足戒を授くべきことを定む。

二　比丘等、授戒を願ふには斯の如くすべきなり。其の志願者は大衆に近づきて、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、比丘等の足を禮拜し、跪坐合掌して下の如く言ふべし、『諸尊師、我大衆に授戒を願ひたてまつる。諸尊師、慈愍を垂れて我を「罪惡より」拔濟したまへ。』二たび願ふべきなり……三たび願ふべきなり……

三　一人の聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべし、「諸尊師、我が言ふ所を聞け。此の某と名くるものは某と名くる具壽を「和尚として」具足戒を受けんと願ふ。某と名くるものは某と名くる和尚によりて大衆に具足戒を授けられんことを願ふ。若し時機可ならば大衆は某と名くるものに某と名くるものを和尚として具足戒を授けん。是れ提議なり。

四　諸尊師、我が言ふ所を聞け。此の某と名くるものは某と名くる具壽を「和尚として」具足戒を受けんことを願ふ。(二六)………』と。」

三〇—一　その時王舍城に於て上味の飲食供養續いて行はれたり。時に一人の婆羅門心に思へらく、「此等沙門釋子は持戒安易、行持安易にして美味の食物を食ひ、風通せざる臥處に臥す。我宜しく沙門釋子に交りて出家すべきなり。」それより彼婆羅門は比丘等に近づきて出家を願ひ、比丘等は彼を出家せしめ、且つ彼に具足戒を授けたり。

二　彼出家するや、續きたる飲食供養止みたり。「よりて」比丘等「彼に告げて」言へり、「友よ、來れ、今より乞食に出で行かん。」彼は言へり、「我は乞食に出で行くといふ、之がために出家せるにあらず、汝等若し我に施さば飲食せん、汝等若し我に施さずば我は還俗せん。」「友よ、然らば汝は糊口のために出家せりや。」「友等よ、然り。」

【二六】以下二八の五、六より推知すべし。

三　比丘の中にて少欲なるもの、彼等は憤り怒り、呟きて言へり、「何故なれば比丘は此の善く說き示されたる敎に於て糊口のために出家せるぞ。」此等の比丘は世尊に此の事を報せり。「世尊宣はく」「比丘、汝は糊口のために出家せりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を呵責したまへり、「汝愚人、何故なれば此の善く說き示されたる敎に於て糊口のために出家せるぞ。愚人よ、之は未だ信ぜざるものの信を得、旣に信せるものの益信を得る所以にあらず。」呵責して說法をなし比丘等に告げて宣へり。

四　「比丘等、具足戒を授くるものは[二七]四依法を語り示すべきことを定む。一出家は摶團食の食物に依る。此に汝は終生努力をなすべきなり。餘得として僧伽食、[二八]指定食、招請食、[二九]籌符食、[三〇]半月食、布薩會食、[三一]月日食等あり。出家は塵布の衣服に依る。此に汝は終生努力すべきなり。餘得として亞麻、綿、絹、毛織、商那麻、麻等あり。出家に樹下臥により、此に汝は終生努力すべきなり。餘得として精舍、金翅鳥形の家、樓閣、[三二]涼房洞窟等あり。出家は牛溲に依る、此に於て汝は生を終るに至るまで努力をなすべきなり。餘得として生酥、醍醐、油、蜜、糖等あり、」と。」

【二七】Cattāro nissayā.（チャッターローニッサヤー）

【二八】衆僧に供養すと指定して施したるもの。

【二九】籌符食は切符の類を用ゐて引換に配布するもの。

【三〇】毎半月の八日卽ち陰暦八日と二十三日に施すもの。

【三一】毎半月の一日卽ち晦日望日の兩日に施すもの。

【三二】Hammiyaṁ（ハンミヤン）之は飜譯名義大集による。數層より成れる樓閣上に建てたる有蓋の屋と稱す。

和尚服務〔に關する〕誦出　終　第五

三一—一　其の時一人の青年あり、比丘等に近づきて出家を願へり。比丘等は授戒に先ちて、彼に〔四〕依法を說き示せり。彼言へらく、「諸尊師、若し我が出家して後、四依法を說き示したまはば、我は樂しみ〔て止まり〕たらん。諸尊師、今我は出家せじ、〔四〕依法は我が厭ひ嫌ふ所なり。」比丘等此の事を世尊に白せり。「世尊宣はく」「比丘等、授戒に先ちて〔四〕依法を說き示すべからず、說き示すものは惡作の罪に墮す。比丘等、授戒の後直に〔四〕依法を語り示すべきことを定む。」

二　此の時に當り比丘等、二人又は三人の集會にて具足戒を授けたり。世尊に此の事を報せり。〔世尊宣はく〕「比丘等、十人に滿たざる集會にて具足戒を授くべからず。之を授くるものは惡作の罪に墮す。比丘等、十人若くは十人を越ゆる集會にて授戒を行ふべきことを定む。」

三　此の時に當り比丘等法臘一夏のものも、二夏のものも弟子に具足戒を授けたり。具壽〔二三〕烏波斯那ヴンガンタ子も亦一夏のものにして弟子に具足戒を授けたり。彼夏安居を終り、法臘二夏となりて一人の一夏の弟子を伴ひ、世尊の居たまへる所に到れり、到りて世尊を禮拜し一面に坐したり。諸佛世尊は諸處より來れる比丘と共に會釋したまふを以て習となす。

【二三】Upasena Vaṅgantaputta.

四　時に世尊具壽烏波斯那ヷンガンタ子に告げて宣へり、「諸事便安なりや、供養物足れりや、長路を旅して此の處に來るに疲勞少かりしや。」「世尊、諸事便安なり、世尊、供養物足れり、尊師、長路を旅して此の處に來るに疲勞少かりき。」如來は自ら知りても問ひたまひ、自ら知りても問ひたまはず、時を知りて問ひたまひ、時を知りて問ひたまはず、如來は意義有ることを問ひて、意義無きことを問ひたまはず、意義なきことには如來の隄防破毀せられたり。諸佛世尊は二種の緣によりて比丘に問ひたまふ、或は法を說かん、或は弟子衆に戒を示さんとて。

五　時に世尊具壽烏波斯那ヷンガンタ子に告げて宣はく、「比丘、汝は法臘幾夏なりや。」「世尊、二夏なり。」「而して此の比丘は幾夏なりや。」「一夏なり世尊。」「此の比丘は汝の何者なりや。」「世尊、彼は我が弟子なり。」世尊は訶責したまへり、「愚人、之は適當ならず、順ならず、且つ正ならず、非沙門的、非作法、非相應事なり。何故なれば汝愚人、己他に敎授訓誡せられながら、他を敎授訓誡せんと思へる。愚人、汝の此の羣衆を集めんとするは大望を抱くこと疾きに過ぎたり。愚人、之は未だ信せざるもの信に入り、既に信ぜるものの益信ずるに至る所以にあらず。」斯く訶責して說法をなし、比丘衆に告げて宣はく、「比丘等、十夏に滿たざるものは具足戒を授くべからず。之を授くるものは惡作の罪に墮す。比丘等、十夏のもの又は十夏を越えたるもののみ具足戒を授くべきことを定む。」

六　此の時に當り、比丘等、「我は法臘十夏のものなり、我は十夏のものなり」といひ、愚癡不聰明

にして具足戒を授けたり、ために和尚は愚なるに弟子は賢に、和尚は不聰明なるに弟子は聰明に、和尚は寡聞なるに弟子は博聞に、和尚は無智なるに弟子は智者なるあり、或は又もと外道に屬せし比丘は、和尚の法に順じて語り示すや、却て和尚をして邪見を起さしめ「己は」もとの外道派に還れり。

七　比丘の中にて寡欲なるものは憤り怒り呟きて言へり、「如何で此等の比丘は、『我は十夏なり、我は十夏なり』といひ、愚癡不聰明にして……和尚は無智なるに弟子は智者なるとありや。」此等の比丘は之を世尊に申せり。「世尊問ひて宣はく」「比丘等、汝等『我は十夏なり、我は十夏なり』といひ、愚癡不聰明にして……和尚は無智なるに弟子は智者なることありといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」

八　佛世尊は訶責したまへり、「比丘等、如何で此等の愚人は、『我は十夏なり、我は十夏なり』といひ、愚癡不聰明にして……和尚は無智なるに弟子は智者なることある。比丘等、之は未信者の信に入り、既信者の益信ずるに至る所以にあらず。」訶責して說法をなし、比丘を呼びて宣はく、「比丘等、愚癡不聰明にして具足戒を授くべからず。之を授くるものは惡作の罪に墮す。比丘等、聰明にして智能あり、「法臘」十夏又は其以上のものにして具足戒を授くべきことを定む。」

三二—一　其の時比丘等其の和尚の「精舍を」去れるにも、歸俗せるにも、死せるにも、外道に歸せるにも、阿闍梨を有たず敎授訓誡せられざるがため、内衣上衣を著くること如法ならず、威儀整はず

して受食の爲に處處律制せり。〔二四〕……佛世尊は之を訶責して說法をなし比丘に告げて言はく、「比丘等、〔二五〕阿闍梨を有つべきことを命ず。比丘等、阿闍梨は〔二六〕門弟に對して兒たるの思をなし、門弟は阿闍梨に對して父たるの思を存す。斯の如くして彼等は相尊敬し相依賴し、同一の生活をなして住せば、此の教に於て增長廣大なるに至らん。比丘等、十夏の間「門弟は阿闍梨に」依止して住し、十夏にして「比丘は他に」依止を與ふべきことを命ず。

二　比丘等、阿闍梨は斯の如くして取るべきなり、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、〔阿闍梨の〕足を禮し、蹲坐合掌して次の如く唱ふべし、「尊師、我が阿闍梨とならせたまへ、我具壽に依止して住せん。尊師、我が阿闍梨とならせたまへ、我具壽に依止して住せん。尊師、我が阿闍梨とならせたまへ、我具壽に依止して住せん。」「善矣」又は「諾」〔二七〕………。

三　比丘等、門弟は阿闍梨に對して如法に服務すべきなり。而して之は服務の法なり。晨朝起き出でて「穿きたる」履を脫ぎ、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、楊枝を與ふべきなり、口「漱ぐべき」水を與ふべきなり、座席を設くべきなり。若し粥あらば、器物を洗ひて粥を供すべきなり。「阿闍梨」粥を啜りたらば、水を與へ器物を受け取りて之を下にし、突き當つることなく丁寧に洗ひて藏め置く

【二四】二五の一—四に同じ。
【二五】Ācariya 又古く阿遮利耶、阿舍梨、阿祇梨等の音譯、軌範師、正行等の意譯あり。
【二六】Antevāsika 下に住するもの、阿闍梨の下に住して其の教を受くる者をいふ、弟子の和尙に對すると同じ、弟子と區別するため門弟と譯せり。
【二七】二五の七を見よ。

べきなり。阿闍梨若し起きなば臥床を上ぐべし。其の處若し塵埃あらば之を掃ふべし。(二八)……。

阿闍梨服務　終

三三—一　比丘等、阿闍梨は門弟に對して善く服務すべきなり、而して之は善き服務の法なり。比丘等、阿闍梨は說示、質問、敎授、訓誡によりて門下子を攝受愛護すべきなり。(二九)……。」

門弟服務　終　第六誦出

三四—一　其の時門弟等阿闍梨に對して如法に服務せざりき。(三〇)……。

三五—一　此の時に當り比丘等「我は十夏のものなり、我は十夏のものなり」といひ、愚癡不聽明にして、「他に」依止を與へたり、ために阿闍梨は愚なるに門弟は賢に、阿闍梨は不聽明なるに門弟は聽明に、阿闍梨は寡聞なるに門弟は博聞に、阿闍梨は無智なるに門弟は智者なるあり。……呵責して說法をなし、比丘に告げて宣へり、「比丘等、愚癡不聽明にして依止を與ふべからず。之を與ふるものは惡作の罪に墮す。比丘等、聽明にして智能あり、法臘十夏又は其以上のもの

【二八】以下二五の九—二四と同じ、但阿闍梨和尙に代り、門弟、弟子に代るの差あるのみなり。

【二九】以下二六の一—一一と同じ。

【三〇】以下二七の一—八と同じ。

にして依止を與ふべきことを命ず。」

三六―一　此の時に當り比丘等は阿闍梨和尚の或は〔精舍を〕去り、或は歸俗し、或は死し、或は外道に歸するに、依止の解除せられしや否やを知らざりき。世尊に此の事を報せり。〔世尊宣はく〕「比丘等、和尚より〔弟子の〕依止の解除せらるる場合五あり。和尚或は出で去り、歸俗し、死し、外道に歸し、第五には〔和尚の弟子に〕命令を與ふることとなり。比丘等、此等は和尚より〔弟子の〕依止の解除せらるる五の場合なり。比丘等、阿闍梨より〔門弟の〕依止解除せらるる場合六あり。阿闍梨或は出で去り、歸俗し、死し、外道に歸し、第五は命令を下すことにして、〔第六は〕阿闍梨の和尚と同一處に來れることこれなり。比丘等、此等は阿闍梨より〔門弟の〕依止解除せらるる六の場合なり。

二　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授くべからず、依止を與ふべからず、沙彌の隨侍を受くべからず、〔曰く〕無學の戒蘊を具有せず、無學の定蘊を具有せず、無學の慧蘊を具有せず、無學の解脫蘊を具有せず、無學の解脫知見蘊を具有せず。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授くべからず、依止を與ふべからず、沙彌の隨侍を受くべからず。

三　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受けて可なり、〔曰く〕無學の戒蘊を具有し、……。

四　比丘等、又左の五事に該當する比丘も具足戒を授くべからず、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしむべからず、〔曰く〕己無學の戒蘊を具有せず、他人をして無學の戒蘊に於て成就せしめず、……己無學の解脫知見蘊を具有せず、他人をして無學の解脫智見蘊に於て成就せしめず。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしむべからず。

五　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしめて可なり、〔曰く〕己無學の戒蘊を具有し、他人をして無學の戒蘊に於て成就せしむ、……

六　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべからず、〔曰く〕信仰心なく、慚なく、愧なく、懈惰にして、忘念なり。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべからず。

七　比丘等、五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ沙彌を取るべきなり、〔曰く〕信あり、慚あり、愧あり、精進ありて、不忘念なり。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべきなり。

八　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受くべからず、〔曰く〕增上戒に於て戒を破り、增上行に於て行を破り、邪見に於て見を破り、寡聞にして、無智なり。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受くべからず。

九　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を隨侍せしめて可なり、「曰く」増上戒に於て戒を破らず、……博聞にして有智者なり、比丘等、此等の五事に該當するものは具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受けて可なり。

一〇　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしむべからず、「曰く」門弟又は弟子の病めるを自ら看護し他をして看護せしむること能はず、不滿の念の起れるを自ら除き他をして除かしむること能はず、追悔の念の起れるを法によりて自ら拂ひ他をして拂はしむること能はず、犯罪を知らず、犯罪を贖ふことを知らず、比丘等、此等五事を具有する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしむべからず。

一一　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌をして隨侍せしめて可なり、「曰く」門弟又は弟子の病めるを能く自ら看護し他をして看護せしめ、……

一二　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべからず、「曰く」少少行の學に於て門弟又は弟子を學修せしめ、初歩梵行の學に於て彼等を指導し、法に於て指導し、律に於て指導し、起れる異見を法に隨ひて自ら退け他をして退かしむること能はず。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を受け、依止を與へ、沙彌を取るべからず。

一三　比丘等、左の五事を具有する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取りて可なり、「曰

く」能く少少行の學に於て門弟又は弟子を學修せしめ、………

一四　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべからず、「曰く」有罪を知らず、無罪を知らず、輕罪を知らず、重罪を知らず、兩波羅提木叉ともに審かに了知分別せず、箇條に隨ひ文句に隨ひて決斷せざるものこれなり。比丘等、此等の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取るべからず。

一五　比丘等、左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌を取りて可なり、「曰く」有罪を知り、………

一六　比丘等、又左の五事に該當する比丘は具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受くべからず、「曰く」犯罪を知らず、無罪を知らず、輕罪を知らず、重罪を知らず、法臘十夏に滿たざるものこれなり。比丘等、此等の五事に該當する比丘は、具足戒を授け、依止を與へ、沙彌の隨侍を受くべからず。

一七　比丘等、左の五事を具有する比丘は具足戒を授くべく、依止を與ふべく、沙彌を取るべきなり、「曰く」犯罪を知り、無罪を知り、輕罪を知り、重罪を知り、法臘十夏に滿てるものこれなり。比丘等、此等の五事を具有する比丘は具足戒を授くべく、依止を與ふべく、沙彌を取るべきなり。」

具足戒を授け得べき五事十六條　終

三七―一　比丘等、左の六事に該當する比丘は具足戒を授くべからず、依止を與ふべからず、沙彌の隨侍を受くべからず、[曰く]無學の戒蘊を具有せず、無學の定蘊を具有せず、無學の慧蘊を具有せず、無學の解脫蘊を具有せず、無學の解脫知見蘊を具有せず、法臘十夏に滿たず。(三三)……

具足戒を授け得べき六事十四條　終

三八―一　此の時もと外道に屬せしもの、和尙の法に順ひて語り示すや、却て和尙をして邪見を起さしめ、[己は]外道派に還り去れるが、再び來りて比丘等に授戒を請へり。比丘等之を世尊に白せり。[世尊宣はく]「比丘等、もと外道に屬したるもの、和尙の法に順ひて說き示せるに、却て和尙をして邪見を起さしめ、[己は]外道派に還り去れるものは、再び來るとも具足戒を授くべからず。比丘等、もと外道に屬せしもの此の敎に於て出家を望み、受戒を望まば、四箇月の間彼に別住を與ふべきなり。

二　比丘等、其は下の如くして與ふべきなり、先鬚髮を剃らしめ、袈裟衣を纏はしめ、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛けしめ、比丘等の足を禮せしめ、蹲坐合掌して、斯の如く唱へしむべし、「佛に歸依したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる、二たび佛……法……僧……、三

【三三】以下全章を通じての三六二―一五と同じ、但此の章にては「法臘十夏に滿たざると」「滿てると」の兩條相違するのみなり。

たび佛…法…僧に歸依したてまつる。」

三　此のもと外道に屬せしものは大衆に近づきて鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、比丘等の足を禮し、跪坐合掌して、斯の如く唱ふべきなり、「諸尊師、我某と名くる、もと外道に屬せしもの、此の敎に於て受戒を〔許されんことを〕望む。諸尊師、我四箇月の間別住を求む。」二たび求め、三たび求むべきなり。一人の聰明にして智能ある比丘は、大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、此の某と名くる、もと外道に屬せしもの此の敎に於て受戒を望む。彼大衆に四箇月の別住を求む。若し時機可ならば大衆は某と名くる、もと外道に屬せしものに四箇月の別住を與へん。是れ提議なり。

四「諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け。此の某と名くる、もと外道に屬せしもの此の敎に於て受戒を望む。彼大衆に四箇月の別住を求む。大衆は彼に四箇月の別住を與ふ。此の某と名くる、もと外道に屬せしものに四箇月の別住を與ふるを是とする具壽は默止せよ、是とせざるものは言へ。大衆は某と名くる、もと外道に屬せしものに四箇月の別住を與へ竟んぬ、故に默止す、我之を斯の如く了解す。」

五　比丘等、もと外道に屬せしものは斯くして〔諸比丘を〕滿足せしむるものたり、滿足せしめざるものたらん。比丘等、如何にせば滿足を與へざるものとなるや。比丘等、此の處にもと外道に屬せしも

のありて、〔三二〕村里に入ること早きに過ぎ、還り來ること晚きに過ぐ。比丘等、〔三三〕彼は斯の如くして滿足を與へざるものとなる。復次に、比丘等、彼は、遊女の許に行き、寡女の許に行き、處女の許に行き、黄門の許に行き、或は比丘尼の許に行く、比丘等、彼は、斯の如くしても亦滿足を與へざるものとなる。

六　復次に比丘等、彼は同梵行者のために作すべき種種の義務に於て巧妙ならず、勤勉ならず、其の方法を攻究するに心を用ゐず、自ら作すに堪へず、他を指揮するに堪へず。比丘等、彼は斯の如くしても亦滿足を與へざるものとなる。復次に比丘等、彼は說敎、質問、增上の戒定慧に於て樂欲利からず。比丘等、彼は斯の如くしても亦滿足を與へざるものとなる。

七　復次に比丘等、彼は其の已の出で來れる外道派の師、見、忍ふ所、喜ぶ所、執する所を誹れば、怒りて歡ばず樂しまず、「之に反して」佛法僧を誹れば、歡び踊り樂しむ。而して若し彼の出で來れる外道派の師、見、忍ふ所、喜ぶ所、執する所を讚むれば、歡び踊り樂しみ、「之に反して」佛法僧を讚むれば、怒りて歡ばず樂まず。比丘等、之は實に彼が「比丘等に」滿足を與へざることを決定するものたり。比丘等もと、外道に屬せしものは斯くの如くして滿足を與へず。比丘等もと、外道に屬せしものにして斯の如く滿足を與へざるもの來らば具足戒を授くべからず。

〔三二〕乞食のためなり。
〔三三〕以下彼といへるは總てもと外道に屬せしものを指す。
衆を厭ひて反覆せず。

八一〇 比丘等、もと外道に屬せしものは如何にせば滿足を與ふるものとなるや。……〔一三四〕比丘等、もと外道に屬しものにして、斯の如く滿足を與ふるもの來らば具足戒を授くべきなり。

一一 比丘等、もと外道に屬せしもの裸形にして來らば和尚に依りて法衣を求むべし。若し彼髮を剃らずして來らば大衆に對して剃髮の許可を求むべし。比丘等、拜火者、結髮行者來らば、彼等に具足戒を授け、別住を與ふべからず。是れ何に因るぞ。比丘等、彼等は業說者、所行說者なり。比丘等、釋族に生れて外道に屬せしもの來らば、彼に具足戒を授け、別住を與ふべからず。比丘等、我、族人に此の特殊の權利を與ふ。」

前身外道物語 第七誦出

三九一一 時に摩揭陀國民の間に癩病、瘍腫、乾癬、肺病、癲癇等五種の病流行したり。人人五種の病に罹り〔一三五〕耆婆・鳩摩羅跋遮の處に到つて言へり、「〔一三六〕大醫、願くは我等を治療したまへ。」「公等、我は業多く、義務多し、摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅にも診候せざるべからず、後宮並に佛を上首とせる比丘衆にも亦〔されば我汝等を〕治療すること能はず。」「大醫、我等の財產は總て汝のものとなさん、我等また汝の奴僕とならん、願くは大醫、我等を治療したまへ。」「公等、我は業多く義務多し、摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅にも診候せざるべからず、後宮並に佛を上首とせる

〔一三四〕以下五—七の反對なり。
〔一三五〕Jīvaka Komārabhacca 詳細は後八篇に出づ。
〔一三六〕Ācariya 阿闍梨、教師の意なれば、今日吾人が醫師を呼びて先生といふと同じ。

比丘衆にも亦、「されば我汝等を治療すること能はず。」

二　時に此等の人人心に思へらく、「此等沙門釋子は持戒安易、行持安易、美味を食ひて風なき臥床に臥す。我等當に沙門釋子に交りて出家すべきなり、此の處には比丘等看護し、耆婆・鳩摩羅跋遮治療せん。」それより此等の人人比丘等の處に到りて出家を求め、此等の比丘は出家せしめ、具足戒を授けたり。比丘等は彼等を看護し、耆婆・鳩摩羅跋遮は彼等を治療したり。

三　此の時に當り比丘等は多の病比丘を看護し、求むる所多く、請ふ所多くして住し、「病者の食物を施せ、看病者の食物を施せ、病者の藥劑を施せ」等と言へり。耆婆・鳩摩羅跋遮も亦多の病比丘を治療して、國王に對して或職務を怠れり。

四　時に一人あり、五種の病に侵され耆婆・鳩摩羅跋遮に近づきて言へり、「大醫、願くは我を治療したまへ。」「公、我は業多く義務多し、摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅にも診候せざるべからず、後宮並に佛を上首とせる比丘衆にも亦［二七］……」

【二七】上の一を見よ。

五　時に此の人心に思へらく、「此等沙門釋子は持戒安易、行持安易、美味を食ひて風を通せざる臥處に臥す。我等當に沙門釋子の間にありて出家すべきなり、此處には比丘等看護し、耆婆・鳩摩羅跋遮は治療せん、我は全快の身となりて歸俗せん。」それより彼は比丘等の處に到りて出家を求め、比丘等は彼を出家せしめ、具足戒を授けたり。比丘等は彼を看護し、耆婆・鳩摩羅跋遮は治療し、彼は全愈して

歸俗したり、耆婆・鳩摩羅跋遮は彼が歸俗せるを見、見るや彼に告げて言へり、「公、汝は比丘の中に出家せるにあらずや。」「然り大醫よ。」「公、何故に汝は斯の如くなせしぞ。」それより彼は耆婆・鳩摩羅跋遮に此の事を語れり。

六　耆婆・鳩摩羅跋遮は憤り怒り呟きて言へり、「如何なれば諸尊師等は五種の病に侵されたるものを出家せしめらるるぞ。」それより耆婆・鳩摩羅跋遮は世尊の居たまへる處に到り、到りて一面に著座したり。著座するや、耆婆・鳩摩羅跋遮は世尊に白して言へり、「尊師、願くは(三八)諸尊の五種の病に罹れるものを出家せしめたまはざらんことを。」

七　時に世尊は說法によりて耆婆・鳩摩羅跋遮を教示し、誘導し、策勵し、悅可したまへり。耆婆・鳩摩羅跋遮は說法によりて世尊のために教示、誘導、策勵、悅可せられ、座より起ちて世尊を禮拜し、右繞の禮をなして去れり。

【三八】Ayyā 前の一及び四の例によれば、諸公といふべきなり、此處にては比丘を貴びていへるなり。

それより世尊は此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘に告げて宣へり、「比丘等、五種の病に罹れるものは出家せしむべからず。出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

四〇―一　その時に摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅の邊境に擾亂起れり。それより摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は軍帥の大官に命じて言へり、「卿等、往きて邊境を鎮めよ。」「唯唯、大王」といひて、軍帥の大

官は摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅に應諾したり。

二　時に名高き兵士等は心に思へらく「我等戰爭を喜として行くものは惡業をもなし、多くの不善業をも積む。我等如何なる方便によりてか惡業より脫れ善業を作さん。」それより此等の兵士等は心に思惟せり「此等沙門釋子は法行者、平等行者、梵行者、眞實語者、持戒者、善法者なり。我等若し沙門釋子の間に入りて出家せば、斯くて我等は惡業よりは脫れ、善業をば作すことを得ん。」此等の兵士は比丘に近づきて出家を求め、比丘は彼等を出家せしめ、具足戒を授けたり。

三　軍師大官は王兵に問うて言へり、「公等、某と名くる兵士と某と名くる兵士とは何故に見えざるぞ。」「閣下、某某と名くる兵士等は比丘の中に入りて出家したり。」軍師大官は憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば沙門釋子等は王兵を出家せしむるぞ。」軍師大官は之を摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅に報せり。摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は司法大官を呼びて言へり、「王兵を出家せしむるものは如何なる罪にか當る。」「大王、和尚たるものの頭を刎ね、羯磨師の舌を拔き、參會せる衆の肋骨を半折るべきなり。」

四　それより摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は世尊の處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐するや王は世尊に白して言へり、「尊師、諸王の中には信念なく心に僧伽を悅ばざるものあり。尊師、願くは諸尊の王兵を出家せしめたまはざらんことを。」「時に世尊は法を說いて摩揭陀王、斯尼耶・

頻毘沙羅を教示、誘導、策勵、悅可したまへり。摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は說法によりて世尊のために教示、誘導、策勵、悅可せられ、座より起たて世尊を禮拜し、右繞の禮をなして去れり。それより世尊此の緣に於て此の機に際して法を說き、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、王兵を出家せしむべからず、出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

四一―一　時に盜賊鴦崛摩羅は比丘の中にありて出家したり、人人見て驚懼し、遁逃し、路を避けて行き、面を背け、或は戶を閉せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば沙門釋子は[三九]旗を揭げたる盜賊を出家せしむるぞや。」比丘等は此等の人人の憤り怒り呟けるを聞けり。それより此等の比丘は世尊に此の事を報せり。世尊比丘等に告げて宣はく、「比丘等旗を揭げたる盜賊を出家せしむべからず。出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

【三九】己の盜賊たることを公然と標示したる盜賊の意。

四二―一　其の時摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は令を布きて言へり、「沙門釋子の中に出家せるもの、彼等に對しては何事をも作すこと能はず、法は善く說き示されたり、彼等善く苦際を盡さんがために梵行を修すべきなり。」時に一人あり、竊盜して獄に繫がれけるが、彼獄を破りて逃れ、比丘の中に入りて出家せり。

二　人人之を見て言く、「之は彼の獄を破りたる盗賊なり。いざや彼を引き行かん。」或らの言く、「公等、斯く言ふことなかれ、摩掲陀王・斯尼耶・頻毘沙羅は令を布きて言へり、「沙門釋子の中に出家するもの、……。」」人人憤り怒り呟きて言へり、「此等沙門釋子は怖畏を脱れたり、彼等に對しては何事をも作すことを得ず。何故に彼等は獄を破りたる盗賊をして出家せしむるや。」世尊に此の事を白せしものあり。「世尊宣はく」「比丘等、破獄したる盗賊を出家せしむべからず、出家せしむるものは悪作の罪に墮す。」

【四〇】四二と同じ。

四三—一　その時一人あり竊盗して逃れ比丘の中に入りて出家したり。彼王宮内に錄示せられたり「見るに隨ひ其の處に於て殺すべし。」人人之を見て斯の如く言へり、「之は彼の錄示せられたる盗賊なり、いざや彼を殺さん。」或ものは言へり、「公等、斯の如く言ふことなかれ、〔四〇〕……」世尊に此の事を白せしものあり。「世尊宣はく」「比丘等、錄示せられたる盗賊は之を出家せしむべからず。之を出家せしむるものは悪作の罪に墮す。」

四四—一　その時一人あり、笞杖の處刑を受けたるが比丘の中に入りて出家したり。人人憤り怒り呟きて言へり、「如何なれば沙門釋子は笞杖の處刑を受けたるものを出家せしむるや。」世尊に此の事

を白せり。「世尊宣はく」「笞杖の處刑を受けたるものは之を出家せしむべからず、之を出家せしむるものは悪作の罪に墮す。」

四五―一　その時一人の男あり、烙印の處刑を受けたる者にして比丘の中に入て出家したり。……

四六―一　その時一人の負債あるもの逃れて比丘の中に入りて出家したり。債主等之を見て言へり、「之は彼の我等の債務者にあらずや、いざや彼を引き去らん。」或ものの言はく、「斯く言ふことなかれ。摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は令を發して言へり、『沙門釋子の中に入りて出家せるもの、彼等に對しては何事をも作すこと能はず。法は善く說き示されたり、善く苦際を盡さんがために梵行を修せよ。』」人人憤り怒り呟きて言へり、「此等沙門釋子は怖畏を脫れたり、彼等に對しては何事をも作すことを得ず。何故なれば彼等は債務あるものを出家せしむるぞ。」世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「比丘等、債務あるものは出家せしむべからず、出家せしむるものは悪作の罪に墮す。」

四七―一　その時一人の奴僕逃れて比丘の中に來り出家したり。主人等彼を見て言へり、「之は彼の我等の奴僕にあらずや、いざや彼を引き去らん。」……世尊に此の事を白せしものあり。「世尊宣は

く」「比丘等、奴僕は之を出家せしむべからず。出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

四八―一　その時一人の鍛工あり、其の父母とともに爭ひて〔一四一〕精舍に到り、比丘の中に入りて出家したり。それより其の鍛工の父と母とは彼を尋ねて精舍に到り、比丘等に問ひて言へり、「諸尊師、斯く斯くなる少年を見たまはずや。」比丘等は之を知らずして、「我等は知らず」と言ひ、之を見ずして、「我等は見ず」と言へり。

二　それより其の鍛工の父と母とは彼を尋ねて、彼の比丘の中に出家せるを見、憤り怒り呟きて言へり、「此等沙門釋子は無慚恥、破戒、妄語の徒なり。彼等は知りて而も『我等は知らず』と言ひ、見て而も『我等は見ず』と言ふ。此の少年は比丘の中に入りて出家せり。」比丘等は此の鍛工の父母の憤り怒り呟けるを聞けり。それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「比丘等、「新に來れるものは」〔一四二〕大衆に對して剃髮の許可を求むべきことを定む。」

四九―一　その時王舍城中に十七名の少年友人より成れる一團體ありて、〔一四三〕優波利少年は其の上首なりき。時に優波利の父母は心に思へらく、「如何なる方法によらば優波利は我等の死後安樂に生活し

〔一四一〕Ārāma 園、遊樂園等と譯す。比丘の住める處をいふ。
〔一四二〕三八の一一を見よ。
〔一四三〕Upāli 之は彼の十大弟子中の一人なる優波利にあらず。

て勞苦せざることを得べきぞ。」父母は更に思惟すらく、「優波利若し書を學ばば、斯くして彼等の死後安樂に生活して勞せざることを得ん。」彼等は更に心に思へらく、「優波利若し書を學ばば、指ために痛まん。優波利若し計數を學ばば、斯くして我等の死後彼は安樂に生活して勞せざることを得ん。」

二　時に優波利の父母心に念へらく、「優波利若し計數を學ばば、彼の胸ために痛まん。優波利若し畫を學ばば、斯くして我等の死後安樂に生活して勞苦せざることを得ん。」彼等更に心に思へらく、「優波利若し畫を學ばば、眼ために痛まん。彼の沙門釋子の徒は持戒安易、行持安易、美味を食ひて風通せざる臥處に臥す。優波利若し沙門釋子の中に入りて出家せば、斯くして彼は我等の死後安樂に生活して勞苦せざることを得ん。」

三　優波利少年は父母の斯く對談せるを聞けり。彼は彼の少年等の處に到り彼等に告げて言へり、「公等來れ、我等沙門釋子の中に入りて出家せん。」「公若し出家せば、さらば我等も亦出家せん。」それより此等の少年は一一其の父母の處に近づきて、「我が在家より出でて出家することを許されよ」と「請へり」。それより此等少年の父母は「此等少年は總て望む所同じく志す所善し」と「いひて」之を許可せり。彼等は比丘の處に趣きて出家を願ひ、比丘は彼等をして出家せしめ、彼等に具足戒を授けたり。

四　彼等夜の未だ明けざるに早く起き出で「粥を與へよ、食を與へよ、硬食を與へよ」といひて泣き叫べり。比丘等は斯の如の言へり、「友等、日の出づるまで待て。若し粥あらば啜れ、若し食あらば食

へ。若し硬食あらば食へ。若し粥も食物も硬食も之あらずば乞食に出でて食へ。」斯く此等の「少年」比丘は「他の」比丘等によりて語げらるるも、尚ほ泣き叫ぶのみなりき、「粥を與へよ、食物を與へよ、硬食を與へよ」といひて、或は臥床を投げ上げ、或は之を散亂せり。

五　世尊は夜の未だ明けざるに當りて起き出で、少年の「泣き叫べる」聲を聞き、聞いて具壽阿難陀に語げて宣へり、「阿難陀、此の少年の聲は何ぞや。」それより具壽阿難陀は世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「比丘等、汝等は知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授けたりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は呵責したまへり、「何故なれば比丘等よ、此等愚人は知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授くるぞや。

六　比丘等、二十歳に滿たざる人は寒暑飢渇、蚊虻風熱蟲蛇の觸るに耐へず、惡く吐き惡く出したる言路、又苦しく利く粗く辛くして甘からず快からず命を害ふべき肉身の苦痛に耐へ得るものにあらず。比丘等、二十歳に滿てるものは寒暑飢渇、蚊虻風熱蟲蛇の觸るに耐へ、惡く吐き惡く出したる言路、又苦しく利く粗く辛くして甘からず快からず命を害ふべき肉身の苦痛に耐へ得るものなり。比丘等、之は未信者の信に入り旣信者の益〻信ずるに至る所以にあらず。」呵責して說法をなし比丘に告げて宣へり「比丘等、知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授くべからず、具足戒を授くるものは法に隨ひて處分すべきなり。」

五〇―一　その時一の家族あり、蛇風病のために死に失せ、其の中父と子とのみ殘りて比丘の間に出家し、相伴ひて乞食に徘徊せり。時に彼の少年は「人の」父に乞食物を施すや、追ひ行きて斯の如く言へり、「父よ、我にも分たれよ、父よ、我にも分たれよ。」人人憤り怒り呟きて言へり、「此等沙門釋子の徒は不淨行者なり。此の少年は比丘尼の產める所なり。」比丘等此の人人等の憤り怒り呟けるを聞けり。それより彼等比丘は世尊に此の事由を語げたてまつれり。「世尊宣はく」「比丘等、十五歲に足らざる少年は出家せしむべからず。出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

五一―一　その時具壽阿難陀に特に歸依せる一家族あり、信心篤うして「比丘衆」を喜べるが、蛇風疾のために死に失せ、二兒のみ殘れり。彼等もとの習によりて比丘を見れば後を追へど比丘等は彼等を追ひ拂へり。彼等は比丘のために追はれて泣き叫べり。時に具壽阿難陀心に思へらく、「世尊は十五歲に滿たざるものを出家せしむべからずと命じたまひ、此等の少年は十五歲に滿たず。如何なる方法によりてか、此等少年は死せざることを得べき。」それより具壽阿難陀は此の事由を以て世尊に白せり。「世尊宣はく」「此等少年は烏を驅ふことを能くするや。」「世尊、彼等は能くす。」それより世尊此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、十五歲に滿たざる少年を驅烏者」と

して」出家せしむることを許す。」

五二—一　その時具壽なる釋子優波難陀に二人の沙彌あり、〔一四四〕カンダカ、マハカといふ。彼等互に不淨事をなせり。比丘等憤り怒り呟きて言へり、「如何で此等の沙彌は不行儀の行をなすぞや。」世尊に此の由を報せり。世尊宣ふらく、「比丘等、一人にして二人の沙彌を侍せしむべからず。侍せしむるものは惡作の罪に墮す。」

五三—一　その時世尊は王舍城中に於て雨期を過し、同處に寒期と暑期とを過したまへり。人人憤り怒り呟きて言へり、「沙門釋子に取りては此諸方濛昧暗黑なり、彼等は諸方を知らず。」比丘等此等の人人の憤り怒り呟けるを聞き、それより此の事を世尊に白せり。

二　時に世尊具壽阿難陀を呼びて宣はく、「阿難陀よ、戶鑰を携へ、行きて房舍房舍を回り、比丘等に語げて、「友よ、世尊〔一四五〕南山に遊行したまはんとす。具壽若し志あらば共に來れと言へ。」」「尊師、唯唯」と具壽阿難陀は世尊に應諾したてまつりて、戶鑰を携へ各房舍を回りて比丘等に對し、「友よ、世尊は遊行のため南山に去りたまはんとす。具壽若し志あらば來れよ」と言へり。

〔一四四〕Kaṇḍaka Mahaka 四分律にては劍那、摩佉の字を當つ。

〔一四五〕Dakkhiṇagiri.

三　比丘等は「之に答へて」斯く言へり、「友阿難陀よ、世尊は十夏の間は〔一四六〕依止して住し、法臘十夏にして「他に」依止を與ふべきことを定めたまへり。我等若し彼處に趣かば共に依止を取り、居住すること少時にして、還り來り、再び依止を取るべきなり。若し我等の阿闍梨及び和尚も共に行かば、我等も亦行かん、彼等若し行かずんば、我等も亦行かざらん。友阿難陀よ、我等の輕率なること世に知られん。」

四　それより世尊は少數の比丘衆と共に遊行のために南山に趣かせたまへり。それより世尊は適宜の間南山に住したまひし後、再び王舍城に還りたまへり。時に世尊具壽阿難陀に語げて宣はく、「阿難陀よ、何故なれば如來は少數の比丘衆を作ひて南山に遊行せしぞ。」具壽阿難陀は世尊に此の由を白せり。時に世尊は此の縁に於て此の機に際して比丘等に語げて宣へり、「比丘等、聰明にして智能ある比丘は、「受戒後」五夏の間依止して住し、聰明ならず智能なき比丘は、終生依「止して住すべきことを」定む。

五　比丘等、左の五事を具有する比丘は依止なくして住すべからず、「曰く」無學の戒蘊を具有せず〔一四七〕……比丘等、左の五事を具有する比丘は依止なくして住して可なり、「曰く」無學の戒蘊を具有し、〔一四八〕……

【一四六】阿闍梨又は和尚に依止して其の傍に住して其の教授を受くべきをいふ。

【一四七】三六の二と同じ。

【一四八】三六の三と同じ。

六　比丘等、又左の五事に該當する比丘は依止なくして住すべからず、「曰く」信仰心なく、(一四九)……

……比丘等、左の五事に該當する比丘は依止なくして住して可なり、「曰く」信仰心あり、(一五〇)……

七―一三　（以下三六の八、九、一四、一五、一六、一七及び三七の一、二、五、六、七、八、一一、一四を反覆するのみ、繁を厭ひて記さず。）

怖畏離脫誦出　終

五四―一　時に世尊適宜の間王舍城に住し、(一五一)迦比羅衛城に向ひて遊行したまへり。次第に遊行しつつ世尊は迦比羅衛城に達し、其の處釋族の國にて迦比羅衛城の(一五二)尼拘律園中に住したまへり。それより世尊は朝時に内衣を著け、鉢衣を携へて釋氏淨飯「王」の住處に趣かせたまひ、豫て設けたる座に著かせたまへり。時に(一五三)羅睺羅の母なる妃は羅睺羅王子に語りて言へり、「羅睺羅、是は汝の父上なり、行きて家產を乞ひたてまつれ。」

二　時に羅睺羅王子は世尊の居たまへる處に近づき來り、「沙門、汝の陰は快し」と言ひて世尊の前に立てり。世尊は座を起ちて去りたまひ、羅睺羅王子は、「沙門よ、我に家產を與へたまへ、沙門よ我に家產を與へたまへ」といひて世尊の後を追ひ行けり。時に世尊具壽舍利弗に語げて宣はく、「さらば

【一四九】三六の六と同じ。
【一五〇】三六の七と同じ。
【一五一】Kapilavatthu　釋族の國都なり。
【一五二】Nigrodhārāma.
【一五三】Rāhula.

舍利弗、汝羅睺羅王子を出家せしめよ。」「尊師、我如何なる法によりてか羅睺羅王子を出家せしめん。」

三　時に世尊此の縁に於て此の機に際して説法をなし、比丘に告げて宣はく、「比丘等、三歸依による沙彌の出家〔作法〕を定む。比丘等、斯の如くして出家せしむべきなり、先づ鬚髮を剃らしめ、袈裟衣を著けしめ、鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛けしめ、比丘等の足を禮拜せしめ、跪坐合掌せしめて、下の如く言へといふべし、『佛に歸依したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる、二たび佛……法……僧……三たび佛……法……僧に歸依したてまつる。』比丘等、此等の三歸依による沙彌の出家〔作法〕を定む。」

四　それより具壽舍利弗は羅睺羅王子を出家せしめたり。時に釋氏淨飯〔王〕は世尊の居たまへる處に近づき來り、世尊を禮拜して一面に坐したり。一面に坐するや釋氏淨飯〔王〕は世尊に白して言はく、「尊師、我世尊に一の恩惠を求む。」「瞿曇よ、如來は恩惠を超越せり。」「尊師、適當にして且つ過なきものなり。」「述べよ瞿曇。」

五　「尊師、世尊の出家したまふや、我が苦惱は甚だ大なりき、〔一〇〕難陀〔の出家せし時も〕同じかりしが、〔今や〕羅睺羅〔出家して我が苦惱は〕更に大なり。尊師、兒に對する〔〕愛情は皮膚を破る、皮膚を破りて更に膜皮を破る、膜皮、肉、腱、骨、髓を破りて存するものなり。尊師、願くは諸尊老の父

【一〇】Nanda 難陀は佛の異母弟にして、迦比羅衞の太子となり妃を娶り、淨飯王の後を受けて王たるべき筈なりしを世尊入城の第二日、羅睺羅の出家に先ちて出家せしめられたり。

母の許諾を受けざる小兒を出家せしめたまはざらんことを。」

六　それより世尊は釋氏淨飯〔王〕を說法によりて敎示、誘導、策勵、悅可したまへり。釋氏淨飯〔王〕は說法によりて世尊のために敎示、誘導、策勵、悅可せられ、座より起ち世尊を拜し右繞の禮をなして去れり。時に世尊此の緣に於て此の機に際して說法をなし比丘に語げて宣はく、「比丘等、兒の父母の許諾を得ざるものは出家せしむべからず、出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

五五―一　世尊は隨意の間迦比羅衞城に住し、やがて舍衞城の方へ遊行したまへり。次第に遊行しつつ舍衞城に著し、其の處舍衞城にて祇陀林、給孤獨者の遊園中に住したまへり。此の時に當り、具壽舍利弗に特に歸依せる家より、彼の處に一人の少年を送れり、「長老願くは此の少年を出家せしめよ」というて。時に具壽舍利弗は心に思へらく、「世尊は（一五三）規律を定めて、一人にて二人の沙彌を取ることを禁じたまへり。我には既に一人の沙彌羅睺羅あり。我如何にしてか此の兒を出家せしめん」世尊に此の事を白せしに、〔世尊宣はく〕「比丘等、聰くして能ある比丘は一人にして二人の沙彌を隨侍せしめ、或は敎授訓誡に堪ふるだけ、「多くの沙彌」を隨侍せしめ得ることを許す。」

【一五三】Sikkhāpada。通常學處と譯す、學修の路の意なり。

五六—一　時に沙彌等心に思惟すらく、「幾何か我等の學處なる、我等何事に於て學修すべき。」世尊に此の事を白せしに、「世尊宣はく」「比丘等、沙彌の十學處を定め、沙彌は此等の上に於て學修すべきことを定む、「曰く」【二五六】殺生戒、不與取戒、不淨行戒、妄語戒、【二五七】飲酒戒、非時食戒、【二五八】歌舞觀聽戒、【二五九】塗飾香鬘戒、高大牀戒、受金銀戒これなり。比丘等、此等沙彌の十學處を定め、沙彌は此等に於て學修すべきことを定む。」

五七—一　その時沙彌等比丘を尊敬せず信賴せず彼等と不和合にして住せり。比丘等憤り怒り呟きて言へり、「如何なれば沙彌等比丘を尊敬せず信賴せず彼等と不和合にして住する。」世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「比丘等、左の五事に該當する沙彌は之を處罰すべきことを定む、「曰く」比丘の施物を得ざるやう、非利に逢ふやう、住處を得ざるやう「工夫して」徘徊し、比丘を罵り詈り、比丘と比丘とを離間するもの是なり。比丘等、此等の五事に該當する沙彌は之を處罰すべきことを定む。」

二　時に比丘等心に思へらく、「如何にして處罰をなすべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「比丘等、「處罰として」【二六〇】禁制をなすべきことを定む。」時に比丘等沙彌等に對して全僧伽藍を禁制せ

【二五六】Pāṇātipātā veramaṇī　生命を害ふことより控ふること。生命を奪ふことを禁ずること。

【二五七】スラー酒、メーラヤ酒、又は強烈なる酒に醉ひて放心する所由より遠ざかること。

【二五八】舞踏、唱歌、音樂、又は戲觀物を見ることを離るること。

【二五九】鬘、香、塗香を持すること、莊嚴、粧飾の所由より遠ざかること。

【二六〇】Āvaraṇa 障

しかば、沙彌等は僧伽藍に入ることを得ずして、或は出で去り、或は歸俗し、或は外道の羣に入れり。世尊に此の事を白せしに、「世尊宣はく」「比丘等、全僧伽藍を禁制すべからず、禁制するものは惡作の罪に墮す。比丘等、［沙彌の］住する處、又は彼の還る處を禁制すべきことを定む。」

三　その時比丘等沙彌に口より入るべき食物の禁制をなせり。人人啜るべき粥又は大衆食を調へ、沙彌等に對して斯の如く言へり、「來れ、諸尊師、粥を啜りたまへ、來れ、諸尊師、食を喫したまへ。」沙彌等は斯く言へり、「友等、我等は食ふと能はず、比丘等のために禁制せられたり。」人人憤り怒り呟きて言へり、「如何で諸師は沙彌等に對して口より入る食物の禁制をなせるぞ。」世尊に此の事を白せしに、「世尊宣はく」「比丘等、口より入るべき食物の禁制をなすべからず、之をなすものは惡作の罪に墮す。」

處罰の條　終

五八―一　その時六羣の比丘は和尚の承認を得ずして、［彼等の］沙彌に禁制の罰を行へり。和尚は「何故に我等の沙彌は見えざるぞ」というて捜索せり。比丘等斯の如く言へり、「友等、［汝等の沙彌］は六羣の比丘のために禁制の罰に行はれたり。」和尚等は憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば六羣の比丘は我等の承認を得ずして我等の沙彌に禁制を行へりや。」世尊に之を告げたてまつりしに、「世尊宣は

く」「比丘等、和尚の承認を得ずして禁制をなすべからず、之をなすものは惡作の罪に墮す。」

五九―一　その時六羣の比丘は長老比丘等の沙彌を誘ひ去れり。長老等は自ら楊枝をも洗面水をも取りて疲れたり。世尊に此の由を報せしに、「世尊宣はく」「比丘等、他人の隨衆を誘ひ去るべからず、誘ひ去るものは惡作の罪に墮す。」

六〇―一　その時具壽釋子優波難陀の沙彌カンダカと名くるもの、カンダカーと名くる比丘尼を犯せり。比丘等憤り怒り呟きて言へり、「如何で沙彌は斯の如き不行儀を行へるぞ。」世尊に此の事を白せしに、「世尊宣はく」「比丘等、左の十事ある沙彌は之を擯滅すべきことを定む、「曰く」殺生者たり、不與取者たり、不淨行者たり、妄語者たり、飲酒者たり、佛を誹り、法を誹り、僧を誹り、邪見を懷くものたり、比丘尼を犯すものたるとこれなり。比丘等、此等の十事ある沙彌は之を擯滅すべきことを定む。」

六一―一　その時一人の黄門あり、比丘の間に出家せしが、若年の比丘の處に近づきて斯の如く言へり、「來れ、具壽等我に對して不淨行を行へ。」比丘等彼を追ひ退けて言へり、「失せよ黄門、滅びよ黄門、

誰か汝を要するものぞ。」彼比丘等のために追ひ退けられ、身體長大なる沙彌に近づきて斯の如く言へり、「來れ、友等、我に對して不淨行を行へ。」沙彌等［亦］彼を追ひ退けたり。彼沙彌のために追ひ退けられ、［更に］象師馬師に近づきて斯の如く言へり、「來れ、我に對して不淨行を行へ。」象師馬師は之を行へり。

二　彼等憤り怒り呟きて言へり、「此等黄門は沙門釋子なり、此等［沙門釋子］の中、黄門にあらざるものも亦黄門を犯す、斯の如くして此等は總てこれ不淨行の徒なり。」比丘等は象師馬師の憤り怒り呟きて言ふを聞き、それより此の由を世尊に白したてまつれり。［世尊宣はく］「比丘等、黄門の未だ具足戒を授けられざるものには之を授くべからず、既に授けられたるものは之を擯滅すべきなり。」

六二―一　その時もと良家の兒にして其の家滅び其の身柔弱なるものあり。時に此のもと良家の兒にして家滅び身柔弱なるもの心に思へらく、「予は身體柔弱にして、未だ得ざる富を得、既に得たる富を殖すことを得ず。如何なる方便によりてか、予は安樂に住して勞せざることを得ん。」それより更に彼心に念へらく、「此等沙門釋子は持戒安易、行持安易、美味を食ひ、風通はざる臥所に臥す。我また當に自ら鉢衣を調へ、鬚髮を剃り、袈裟衣を著け、精舍に到りて比丘の中に來り住すべきなり。」

二　時に此のもと良家の兒にして家滅び身體柔弱なるものは自ら鉢衣を調へ、鬚髮を斷ち、袈裟衣

を著け、精舍に趣きて比丘等を禮拜せり。比丘等彼に向ひて斯の如く言へり、「友よ、汝は法臘幾何なりや。」「友等、法臘幾何とは何事なるか。」「さらば友よ、誰か汝の和尚なる。」「友等、和尚とは何事なるか。」比丘等は具壽優波利に告げて言へり、「友優波利よ、願くは此の出家者を按問せよ。」

三　時に彼のもと良家の兒にして其の家滅び其の身柔弱なるものは具壽優波利のために按問せられて此の事を語れり。具壽優波利は之を比丘等に報せり。比丘等は之を世尊に白せり。［世尊宣はく］「比丘等、竊かに大衆に交り住するものにして、未だ具足戒を授けられざるものには之を授くべからず、既に授けられたるものは之を擯滅すべきなり。比丘等、外道派に歸せるものにして、未だ具足戒を授けられざるものには之を授くべからず、既に授けられたるものは之を擯滅すべきなり。」

六三―一　その時一の龍あり、己れ龍と生れたることを悲み恥ぢ厭へり。時に彼の龍心に思へらく、「如何なる方法によりてか、我龍たることを免れ、且つ速に人身を得べきぞ」それより彼［更に］思惟すらく、「此等沙門釋子は法行者、平等行者、梵行者、眞實語者、持戒者、善法者なり。我若し沙門釋子の間に出家せば、斯くて我龍たることを免れ、速に人身を成ずることを得ん。」

二　それより彼の龍は一青年の姿に身を變へ、比丘に近づきて出家を請へり。比丘等は彼を出家せしめ、彼に具足戒を授けたり。時に彼の龍は一人の比丘と共に邊境の地にある精舍の中に住せしが、一日

彼れ比丘は夜の未だ明けざるに起き出でて屋外に經行せり。彼の龍は彼の比丘の出で行けるより心緩みて眠に陷れり。全精舍は龍身を以て滿たされ、其の蜷局は窗より外に出でたり。

三　それより彼の比丘、精舍の中に入らんとて戸を開き、全精舍の龍身を以て滿たされ、窗より外に蜷局の出でたるを見たり。見るや彼震ひ懼れて大聲を發せり。比丘等走り近づき彼の比丘に語げて言へり、「友よ、何故に汝は大聲を發したるぞ。」「友等、此の精舍は總て龍身を以て滿たされ、窗よりは蜷局現れ出でたり。」時に彼の龍は彼の聲のために目覺されて、己の座に坐したり。比丘等は斯の如く言へり、「友よ、汝は何者なりや。」「尊師等、予は龍なり。」「友よ、何故に汝は斯の如きことをなせるぞ。」それより彼の龍は比丘等に事の次第を物語れり。比丘等は世尊に此の事を白せり。

四　それより世尊は此の緣に於て此の機に際して比丘衆を集め、彼の龍に語げて宣へり、「汝等龍は我が此の教にありては善法增長せず、龍よ、汝は去り、彼處にありて各分の十四日、十五日及び八日に於て八齋戒を持て、斯の如くして汝は且は龍たることを免れ、且は速に人身を成じ得ん。」時に彼の龍は「我は此の教にありては善法增長せずといふ」とて、惱み悲み涙を垂れ叫號して去れり。

五　それより世尊比丘等に語げたまはく、「比丘等、龍の己の相を現すには二の因由あり、一は其の同類のものと交る時、一は心緩みて眠に陷る時これなり。比丘等、此等の二は龍の己の相を現すべき因由なり。比丘等、畜生にして未だ具足戒を受けざるものには之を受けしむべからず、既に之を受け

たるものは擯滅すべきなり。」

六四—一　その時一人の青年あり、其の母の命を奪へり。彼は此の邪業を悲み恥ぢ且つ厭へり。それより彼の青年心に思へらく、「我如何なる方便によりてか此の邪業より脱るべきぞ。」更に彼心に念へらく、「此等の沙門釋子は法行者、……我若し此等沙門釋子の中に出家せば、斯の如くして我此の邪惡業より脱るべけん。」

二　それより彼の青年は比丘等に近づきて出家を請へり。比丘等は具壽優波利に之を語りて言へり、「友優波利よ、先にも龍は青年の姿に變じ、比丘の中に入りて出家したり、友優波利、願くは此の青年を按問せよ。」それより彼青年は具壽優波利のために按問せられて此の事を自白せり。具壽優波利は之を比丘等に語げ、比丘等は之を世尊に白せり。「世尊は宣はく」「比丘等、母を殺したるものは、未だ具足戒を受けざるものには之を授くべからず、既に具足戒を受けたるものは之を擯滅すべきなり。」

【六二】六四の一、二と同じ。

六五—一　時に一人の青年あり、其の父の命を奪へり。【六三】……「世尊は宣はく」「比丘等、父を殺したるものは、未だ具足戒を授けられざるものには之を授くべからず、既に具足戒を授けられたるもの

は之を擯滅すべきなり。」

六六―一　その時衆多の比丘は沙計多城より舍衛城に通ぜる長路を旅行しつつありき。中道に當つて盜賊出で來り、或比丘は其の物を奪はれ、或比丘は之を殺されたり。舍衛城より王兵來りて或盜賊は之を捕へ〔たれど〕、或盜賊は逃げ去れり。逃げ去りたるもの等は比丘の間に入りて出家せしが、捕へられたるものは死罪のために引き出されたり。

二　彼の出家せしもの等は此等盜賊の死罪の爲に引き出さるるを見、見るや斯の如く言へり、「善哉、我等の逃げ去りたることよ。我等若し捕へられたらんには、同じく死罪に行はれたらん。」比丘等斯の如く言へり、「友よ、汝等そも何事をなせしぞ。」それより彼等出家者は比丘等に此の事を語れり。比丘等は之を世尊に白せり。〔世尊宣はく〕「比丘等、彼等の比丘は阿羅漢なりき。比丘等、阿羅漢を殺したるものは、未だ具足戒を授けられざるものには之を授くべからず、既に具足戒を授けられたるものには之を擯滅すべきなり。」

六七―一　その時衆多の比丘尼は沙計多城より舍衛城に通ずる長路を旅しつつありしが、中道に當つて盜賊現れ、或比丘尼は其の物を奪はれ、或比丘尼は之を犯されたり、……比丘等世尊に此の事を

白せしに、「世尊彼等に語げて宣はく「比丘等、比丘尼を犯したるものは、未だ具足戒を受けざるものには之を受けしむべからず、既に具足戒を受けたるものは之を擯滅すべきなり。比丘等、大衆を離間したるものは……比丘等、「佛身より」血を出したるものは……」

六八―一　その時一人の半陰陽者あり、比丘の中にありて出家したり。彼或は自ら戯れ、或は他をして戯れしめたり。「世尊宣はく「比丘等、半陰陽者は、未だ具足戒を授けざるものには之を授くべからず、既に授けたるものには宜しく之を擯滅すべきなり。」

六九―一　その時比丘等和尚を有たざるものに具足戒を授けたり。世尊に此の事を白せしに、「世尊宣はく「比丘等、和尚を有せざるものに具足戒を授くべからず。授くるものは悪作の罪あり。」

二　その時比丘等大衆全部を和尚として具足戒を授けたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、全大衆を和尚として具足戒を授くべからず。授くるものは悪作の罪あり。」

三　その時比丘等一部の衆を和尚として具足戒を授けたり。………

四　その時比丘等黄門を和尚として具足戒を授けたり。……竊に大衆の中に交り住めるものを和尚として具足戒を授けたり。……外道派に歸せるものを和尚として具足戒を授けたり。……畜生を和尚

として具足戒を授けたり。……殺母者を和尚として具足戒を授けたり。……殺父者を和尚として具足戒を授けたり。……殺阿羅漢者を和尚として具足戒を授けたり。……比丘尼を犯せしものを和尚として具足戒を授けたり。……大衆を離間せしものを和尚として具足戒を授けたり。……「佛身」血を出せしものを和尚として具足戒を授けたり。……半陰陽者を和尚として具足戒を授けたり。世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく」「黄門を和尚として具足戒を授くべからず。……授くるものは悪作の罪に堕す。」

七〇―一　その時比丘等鉢を有たざるものに具足戒を授けたり。彼等手に食物を受けて徘徊せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「猶ほ外道の如し。」世尊に此の事を申せり。「世尊宣はく」「比丘等、鉢なきものは之に具足戒を授くべからず。授くるものは悪作の罪に堕す。」

二　その時比丘等法衣を有たざるものに具足戒を授けたり。彼等裸體にて受食のために徘徊せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「猶ほ外道の如し。」……

三　その時比丘等鉢衣なきものに具足戒を授けたり。彼等裸體にて受食に出で、手に食物を受けて徘徊したり。人人憤り怒り呟きて言へり、「猶ほ外道の如し。」……

四　その時比丘等鉢を他より借りたるものに具足戒を授けたり。授戒終るや彼等鉢を返し、手に食

物を受けて徘徊せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「猶ほ外道の如し。」……

五　その時比丘等法衣を他より借りたるものに具足戒を授けたり。授戒終るや、彼等法衣を返し、裸形にして受食のために徘徊せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「猶ほ外道の如し。」……

六　その時比丘等鉢衣を他より借りたるものに具足戒を授けたり。授戒の後彼等は鉢衣を返し、裸形にして手に食を受けつつ徘徊せり。人人憤り怒り呟きて言へり、「彼等は猶ほ外道の如し。」之を世尊に白せり。「比丘等、鉢衣を借りたるものに具足戒を授くべからず。授くるものは悪作の罪に堕す。」

戒を授くべからざるもの二十人　終

七一　その時比丘等手を断たれたるものを出家せしめたり、足を断たれたるものを……、手足を断たれたるものを……、耳を截られたるものを……鼻を截られたるものを……耳と鼻とを截られたるものを……指を断たれたるものを……拇指を断たれたるものを……腱を断たれたるものを……手の蛇起頭の如くなれるものを……佝僂を……侏儒を……瘻腫を病めるものを……烙印を捺されたるものを……笞杖の刑に処せられたるものを……罪状を録示せられたるものを……、象皮病に罹れるものを……、悪疾に罹れるものを……、羣衆をして不快ならしむるものを……、一目のものを……、一肢曲れるものを……、跛者を……、半身痲痺せるものを……、四威儀不能のものを……、老弱者を……、盲者を

……、瘂者を……、聾者を……、盲瘂者を……、盲聾者を……、聾瘂者を……盲にして聾瘂なるものを出家せしめたり。世尊に此の事を白せり。「世尊宣はく、「比丘等、手を斷たれたるものを出家せしむべからず。足を斷たれたるものを出家せしむべからず。……盲にして聾瘂なるものを出家せしむべからず。出家せしむるものは惡作の罪に墮す。」

出家せしむべからざる三十二種の人　終

(一一三)家產誦出第九　終

七二―一　その時六羣の比丘は慚恥の念なきものに依止を與へたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、慚恥心なきものに依止を與ふべからず。與ふるものは惡作の罪に墮す。」その時比丘等無慚恥のものに依止して住し、己等も亦久しからずして無慚恥の惡比丘となれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、無慚恥のものに依止して住すべからず。住するものは惡作の罪に墮す。」

二　時に比丘等心に思へらく、「世尊は無慚恥のものに依止を與ふべからず、無慚恥のものに依止して住すべからずと定めたまへり。我等如何にして慚恥の人と無慚恥の人とを知らん。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、彼が比丘の集會の座に來りて「如何なる行あるやを」知るまで四五日の間待つべき

【一一三】此の事は上五四の初に羅睺羅母が羅睺羅に向ひ「父上に遺產を乞ひたてまつれ。」と、羅睺羅が世尊に「遺產を與へたまへ」といへるより引出したるなり。

ことを許す。」

七三―一　その時一人の比丘あり、拘薩羅の國に於て長路を旅しつつありき。時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は依止なくして住すべからずと定めたまひ、我は尙ほ依止をなすべき身にして長路を旅しつつあり。我之を如何にすべきぞ。」世尊に此の由を白せり。「比丘等、長路を旅しつつある比丘にして依止を得ざるものは依止なくして住することを許す。」

二　その時二人の比丘あり、拘薩羅の國に於て長途を旅しつつありしが、二人は或る住庵に近づきて、其の處に一人の比丘の病める「を見たり」。時に其の病比丘は心に思へらく、「世尊は依止なくして住すべからずと定めたまひ、我は尙ほ依止をなすべき身にして病めり。我之を如何にすべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、病比丘にして依止を得ざるものは依止なくして住することを許す。」

三　時に此の病比丘を看護せる比丘は心に思へらく、「世尊は……比丘等、看病の比丘は依止を得ざる時は依止なくして住することを許す。」

四　その時一人の比丘は森林中に住し、其の座臥處に於て安樂なりき。時に彼心に思へらく、「世尊は……「比丘等、森林中に住し安樂住を得たる比丘にして依止を得ざるものは、『適當にして依止を與ふるものの來る時は彼に依止して住せん』とて、依止なくして住することを許す。」

七四—一　その時具壽摩訶迦葉に授戒を願ひしものあり。時に具壽摩訶迦葉は具壽阿難陀の所に使者を遣りて言へり、「來れ、阿難陀よ、此のもの「の爲に授戒文を」誦せよ。」具壽阿難陀は斯の如く言へり、「我は長老の名を言すに堪へず、長老は我に取りて貴きに過ぐ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、姓によりて授戒文を誦することを許す。」

二　その時具壽摩訶迦葉に授戒を願ひしもの二人ありしが、彼等は、「我先づ戒を受けん、我先戒を受けん」というて爭へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等。二人一誦に於て、具足戒を授くることを許す。」

三　その時衆多の長老等に授戒を願ひしものありしが、彼等は「我先に戒を受けん、我先に戒を受けん」といひて相爭へり。長老等は斯の如く言へり、「さらば友等よ、我等總て一誦に於て彼等に具足戒を授けん」世尊に此の事を白せり。「比丘等、二人又は三人に對し一誦に於て具足戒を授くべきことを許す。而もこれ和尚は同じかるべく、異るべからず。」

七五　その時具壽摩訶迦葉は入胎より二十歳にして具足戒を授かれり。時に具壽摩訶迦葉心に思へらく、「世尊は二十歳に滿たざるものは具足戒を授くべからずと定めたまへり、而して我は入胎よ

り算へて二十歳なり。我は具足戒を受けたりや否や。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、母の胎中に第一の心生じ、第一の識現はれたる、之によりて其の生は算へらる。比丘等、入胎より算へて二十歳なるものに具足戒を授くることを許す。」

七六—一 その時戒を授かれるものに癩病者、瘍腫患者、乾癩病者、肺病患者、癲癇病者等現れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、具足戒を授くるものは受者に對して【一六三】障礙の法を問ふべきことを命ず。比丘等、其は斯の如くして問ふべきなり。汝に次の如き病はなきや、癩病、瘍腫、乾癩、肺病、癲癇等。汝は人なりや、男子なりや、【一六四】自由の身なりや、負債なき身なりや、王兵にあらざるや、父母の承諾を得たりや、滿二十歳に達せりや、汝の鉢衣は具備せりや、汝の名は何ぞや、汝の和尚の名は何ぞや。」

二 その時比丘等は受戒を願へるものにして未だ訓誡を受けざるものに障礙の法を問へり。受戒を願へるものは困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、先に訓誡して後に障礙の法を問ふべきことを定む。」

三 其の處なる大衆の中に於て訓誡せり、受戒志願者は同じく惑ひ羞ぢて答ふること能はざりき。世

【一六三】Antarāyika dhamma 難事。

【一六四】主人を有てる奴僕にあらざるかの意、四七を見よ。

尊に此の事を白せり。「比丘等、一方に於て訓誡し、大衆の中に於て障礙の法を問ふべきことを定む。而して比丘等、斯の如くして問ふべきなり。先づ和尚を取らしむべきなり。和尚を取らしめて鉢衣のことを問ふべきなり、之は汝の鉢なりや、此の僧伽梨、此の鬱多羅僧衣、此の安陀衣は「何れも汝の有なりや」、行け、彼處なる空位に立て。」

四　愚癡にして不聰明なるもの訓誡をなせり、訓誡せられて受戒志願者は惑ひ羞ぢて答ふること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、愚癡不聰明なるものに訓誡をなすべからず、訓誡するものは惡作の罪に墮す。比丘等、聰明にして智能ある比丘の訓誡すべきことを命ず。」

五　選に當らざるもの訓誡をなせり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選に當らざるものは訓誡すべからず。訓誡するものは惡作の罪に墮す。比丘等、選に當れるものの訓誡をなすべきことを命ず。比丘等、選任は當に斯の如くすべきなり、或は自ら己を選び、或は他のもの他のものを選ぶべきなり。自ら己を選ぶには當に如何にすべきぞ。聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるものは某と名くる具壽「を和尚として」具足戒を受けんことを望む。若し大衆に取りて時機可ならば、我某と名くるものは訓誡せん。」斯の如く自ら己を選ぶべきなり。

六　他人他人を選ぶには之を如何にすべきぞ。聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、

「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるもの某と名くる具壽「を和尚として」具足戒を受けんと志望す。若し大衆に取りて時機可ならば　〔一六五〕某と名くるもの某と名くるものを訓誡せん。」斯の如くして他人他人を選任すべきなり。

七　其の選に當れる比丘は受戒志願者の所に往きて斯の如く言ふべし、『某と名くるものよ、聞くや。之は汝の眞實「を語るべき」時、如實「を語るべき」時なり。汝大衆の中に於て問はれて、あるとはありと言ふべく、あらざることはあらずと言ふべきなり。汝惑ふことなかれ、羞ふことなかれ。斯の如くして汝に問はん。汝に次の如き病はなきや、〔一六六〕……汝の和尚の名は何ぞや、』と。」

八　「訓誡の後、訓誡者と志願者とは相伴ひて來れり」。「世尊は更に宣はく「相伴ひて來るべからず。訓誡者は先に來りて大衆一同に提議すべきなり『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるもの某と名くる具壽「を和尚として」具足戒を志望す。我既に彼を訓誡したり。若し大衆に取りて時機可ならば、某と名くるもの此の處に來らん。』『來れ』と言ふべきなり。鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛けしめ、比丘等の足を禮せしめ、蹲坐合掌して具足戒を受くることを願はしむべきなり、『諸尊師、我大衆に具足戒を授けんことを願ひたてまつる。諸尊師、慈愍を垂れて我を「罪惡より」拔濟したまへ。二たび……、三たび〔一六七〕……」

【一六五】訓誡者。
【一六六】上の一を見よ。
【一六七】二九の二を見よ。

九　一人の聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言を聽け、此の某と名くるものは某と名くるもの〔を和尚として〕受戒を願ふ。若し大衆の時可ならば我某と名くるものに障礙の法を問はん。』『某と名くるものよ、聞けりや。之は汝に取りて眞實〔を語るべき〕時、如實〔を語るべき〕時なり。有ることは之を問はん。有ることは有りと言ふべく、有らざることは無しと言ふべし。汝に左の如き病ありや、……汝の和尚の名は何ぞや。』

一〇　聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、此の某と名くるもの某と名くる具壽〔を和尚として〕具足戒を受けんと欲す。彼に障礙の法なく、彼は鉢衣を具備せり。某と名くるものは某と名くるものを和尚として具足戒を受けんことを望む。若し時機可ならば大衆某と名くるものに某と名くるものを和尚として具足戒を授けん。これ提議なり。

一一―一二　諸尊師、大衆我が言を聽け、〔一六八〕……我之を斯の如しと了解す、』と。」

【一六八】以下二八の五、六、二九の四以下を見よ、但し此の一〇に見るが如く「彼に障礙の法なく、彼は鉢衣を具備せり」の文句あることを注意すべし。

授戒羯磨　終

七七　「直に日影を量るべきなり、時季を告げ示すべきなり、日時を告げ示すべきなり、一切の事

を告げ示すべきなり。四依法を告げ示すべきなり、出家は摶團食の食物に依る。一五九……出家は塵布石に依る。……出家は樹下臥に依る。……出家は牛溲藥に依る。……」

四依法　終

七八一　その時比丘等一人の比丘に具足戒を授け、彼一人を殘して出で去れり。彼後より獨往きて、中途に其の舊妻に會へり。彼の女は斯の如く言へり、「汝は今出家なりや。」「然り、我は出家したり。」「出家者には男女の交はなし難し、來れ、交をなせ。」彼彼の女と共に交をなして、後れて來れり。比丘等は言へり。「友よ、何故に汝は斯の如く後れたるぞ。」

二　それより彼比丘は比丘等に此の事實を語れり。比丘等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、戒を受けたるものには隨僧を與へ、四種の〔一七〇〕不應作事を告げ示すべきことを命ず、「曰く、」具足戒を受けたる比丘は、兩姓の交は縱へ畜生と共にも之を行ふべからず。比丘にして之を行ふものは沙門にあらず釋子にあらず。譬へば首を斷たれたる人の其の胴體のみにては生くること能はざるが如く、等しく比丘若し兩姓の交を行へば沙門にあらず釋子にあらず、汝終生之を作すべからず。

三　具足戒を受けたる比丘は、他より與へられずば、竊むと見做さるるものは、縱ひ一草葉と雖も之を

【一五九】以下三〇の四と同じ。
【一七〇】(Cattāri Akaraṇīyāni) 四波羅夷法なり。

取るべからず。若し比丘一パーダ又は一パーダに値するもの又は一パーダに超ゆるものにして、他より與へらるるにあらず竊むと見做さるるものを取らば、彼沙門にあらず釋子にあらず。譬へば莖より離れたる枯葉の再び青色となること能はざるが如く、等しく比丘若し一パーダ又は一パーダに値するもの又は一パーダを超ゆるものにて、他より與へられず、盜むと見做さるるものを取らば、彼は沙門にあらず、釋子にあらず、汝終生之を作すべからず。

四　具足戒を受けたる比丘は、縱ひ螻蟻なりとも知りて生類の命を奪ふべからず。比丘若し知りて人身の命を奪はば、其は縱ひ墮胎なりとも、彼は沙門にあらず、釋子にあらず。譬へば二に割れたる大磐石の再び接ぎ合されざるが如く、等しく比丘若し知りて人身の命を奪はば、彼は沙門にあらず、釋子にあらず、之を汝は終生作すべからず。

五　具足戒を受けたる比丘は超人法は、縱ひ「我空屋中にありて快樂す」といふのみにても之を得たりと自稱すべからず。比丘若し邪欲あり、慾心よりして有るにあらざる虛妄の勝人法、禪那、解脫、三昧、等至、向果等を得たりと自稱すれば、彼は沙門にあらず、釋子にあらず。譬へば樹頭を斷たれたる多羅樹の再び生長すること能はざるが如く、等しく比丘の邪欲あり、欲心よりして有るにあらざる超人法を得たりと自稱するは非沙門的、非釋子的なり、終生汝は之を作すべからず。」

四不應作事　終

七九—一 その時一人の比丘罪を認めざるに於て除却羯磨を行はれて歸俗し、再び來りて比丘等に授戒を請へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘あり、【一七一】罪を認めざるに於て除却羯磨を行はれて歸俗せしが、再び來りて比丘等に授戒を願ふ。彼には斯の如く告ぐべきなり、『汝彼の罪を認めんや。』彼若し『我之を認めん』といはば出家せしむべく、然らざれば出家せしむべからず。

二 出家せしめて後、彼に告げて言ふべし、『汝彼の罪を認めんや。』彼若し『我之を認めん』といはば具足戒を授くべく、然らざれば之を授くべからず。授戒の後彼に告げて言ふべし、『汝彼の罪を認めんや。』彼若し『之を認めん』といはば、復權せしむべきなり、然らざればせしむべからず。復權せしめて後、彼に問ひて言ふべし、『汝彼の罪を認むるや。』若し彼之を認めば、其にて可なり、若し認めずば、大衆の同意を得に、再び彼を除却すべく、大衆の同意を得ずば、「斯の如き比丘と」和樂し、共住するは罪にはあらず。

三 比丘等よ、此に比丘あり、【一七二】罪を謝せざるに於て除却羯磨を行はれて歸俗せしが、彼再び來りて比丘等に授戒を願ふ。彼に告げて斯の如く言ふべきなり、『汝彼の罪を謝せんや。』彼若し『之を謝せん』と言はば出家せしむべく、然らざれば出家せしむべからず。【一七三】……

【一七一】Āpattiyā Adassane ukkhepaniyakammaṃ 不見罪擧罪（四分律）。

【一七二】Āpattiyā Appaṭikamme ukkhepaniyakammaṃ 不懺悔罪擧（四分律）。

【一七三】以下二の文より推すべし。

四　比丘等、此に比丘あり、[一七四]邪見を捨てざるに於て除却羯磨を行はれて歸俗せしが、彼再び來りて比丘等に授戒を願ふ。彼に告げて斯の如く言ふべきなり「汝彼の邪見を捨てんや」と。彼若し「之を捨てん」と言はば出家せしむべく、然らざれば出家せしむべからず。[一七五]………。」

大犍度篇[一七六]終

【一七四】Pāpikāya Diṭṭhiyā Appaṭinissagge Ukkhepaniya-kammaṁ 不捨邪見擧(四分律)。

【一七五】以下上の文より推すべし。

【一七六】次に七首の偈、大犍度全篇の内容を偈に作りたるものを出す、共に後世の附加に係るが如し。此には之を譯することを略せり。

布薩篇第二

一　その時佛世尊王舍城「邊」鷲峯中に住したまへり。時に外道に屬する普行出家等は、各分の【一】十四日、十五日及び八日とに相集りて法を誦せり。人人は法を聽かんがために彼等に近づき、外道の普行出家に對して愛情を得、信心を得、外道の普行出家は「之によりて」信者を得たり。

二　時に摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の一日獨坐靜思するや、心に斯の如きの念起れり、「今や外道に屬する普行出家は各分の十四日、十五日及び八日に相集りて法を談じ、人人は法を聽かんがために彼等に近づきて、外道の普行出家に對して愛情を得、信心を得、外道の普行出家は「之によりて」信者を得。諸師も亦當に各分の十四日、十五日及び八日に集會すべきなり。」

三　それより摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は世尊の所に近づき來りて一面に著坐せり。一面に著坐するや、王は世尊に白して言へり、「尊師、此に我が一日獨坐靜思するや、心に斯の如きの念起れり、「今や外道に屬する普行出家は……集會すべきなり。」尊師、望むらくは諸師も亦各分の十四日、十五日及び八日に集會したまへ。」

【一】陰曆一箇月を兩分し、朔より望に至る十五日を白分と名け、既望より晦日に至る十四日又は十五日間を黑分と云なり。

四　それより世尊は、法を說いて摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を敎導勸悅したまひ、王は世尊の說法によりて敎導勸悅せられて座より起ち、右繞の禮をなして去れり。時に世尊此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、各分の十四日、十五日及び八日に於て集會すべきことを命ず。」

二　その時比丘等、「世尊は各分の十四日、十五日及び八日に於て集會すべきことを命じたまへり」といひて、此等三日に於て相集り默然として坐したり。人人法を聽かんがために彼等に近づきしが、彼等は憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば沙門釋子は各分の十四日、十五日及び八日に於て相集り默然として坐すること、恰も物言はざる猪の如くなりや、集會せるものは法を說ずべきにあらずや。」比丘等此等の人人の憤り怒り呟きて言ふを聞いて、之を世尊に白せり。それより世尊此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、白分の十四日、十五日及び八日に於て、相集り法を談ずべきことを命ず。」

三—一　一日世尊獨居靜思したまふや、心に斯の如きの念を起したまへり、「我當に我が比丘等のために制定したる〔二〕諸の戒法、之を彼等の〔三〕波羅提木叉誦讀となすべきことを定むべきなり、是れ彼等

【二】 Sikkhāpada
【三】 Pātimokkha.

の布薩羯磨とならん。」

二　それより世尊晡時に當りて靜思より起ち、此の縁に於て此の機に際して説法をなし、比丘等に語げて宣へり、「此に比丘等、我獨坐靜思するや、心に斯の如きの念を起せり、『我當に……これ彼等の布薩羯磨とならん。』比丘等、波羅提木叉を誦讀すべきことを命ず。

三　比丘等、誦讀は當に斯の如くすべきなり、聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け。今日十五日布薩に値ふ。若し時機可ならば、大衆布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀せん。何をか大衆の豫備の務となす。諸大德、己の淨潔を告白せよ。波羅提木叉を誦讀せん。』『「我等此の處に」あるものは總て善く聽き、憶念せん。』『罪あるものは之を白狀せよ、罪なきものは宜しく默すべきなり、默するによりて諸大德の清淨なることを知らん。一人每に問はれて答をなすが如く、等しく斯る集會の座にありては三たび之を宣述すべきなり。若し比丘斯の如く三たび宣述せられて、犯せし罪を記憶しながら、之を白狀せざるものは故意妄語「の罪」あり。諸大德、世尊は故意の妄語は障礙の法なりと説きたまへり。されば罪を犯して之を記憶し、潔白を望める比丘は罪のあるは宜しく之を白狀すべきなり。これ白狀するものは安樂なればなり。』」

四－一八（以下上なる布薩羯磨の文を一語每に釋するものなり。よりて之を略す）

四ー一　その時比丘等、世尊は波羅提木叉の誦讀を命じたまへりとて、日日之を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、日日波羅提木叉を誦讀すべからず。之を誦讀するものは惡作の罪に墮す。比丘等、布薩日に波羅提木叉を誦讀すべきことを命ず。」

二　その時比丘等、世尊は布薩日に波羅提木叉の誦讀を命じたまへりとて、各分三回、十四日、十五日及び八日に之を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、各分三回波羅提木叉を誦讀すべからず。之を誦讀するものは惡作の罪に墮す。比丘等、各分一回、十四日又は十五日に波羅提木叉を誦讀すべきことを命ず。」

五ー一　その時六群の比丘は同一所にある衆のみにて、それぞれの衆の中にて波羅提木叉を誦讀せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、同一住所に住める衆のみにて、それぞれ其の衆の中にて波羅提木叉を誦讀すべからず。斯くして之を誦讀するものは惡作の罪に墮す。比丘等、和合同して布薩羯磨を「行ふべきことを」命ず。」

二　時に比丘等心に思へらく、「世尊は和合同して布薩羯磨を「行ふべきことを」命じたまへり。幾何か果して合同なる、同一住所のみなりや、將又大地全體なりや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、同一住所内だけを合同と見做すべきことを命ず。」

三　時に具壽摩訶迦賓那は王舍城外なるマッダクッチの鹿野苑中にありて住せしが、彼一日獨坐靜思しつつありしに、心に斯の如きの念起れり「我布薩式に趣かんや、將趣かざらんや、大衆の羯磨を「行へるに」趣かんや、將た趣かざらんや。我は既に最極の程度まで清淨となれり。」

四　時に世尊己の心を以て具壽摩訶迦賓那の心に思念せる所を知りて、喩へば力ある人の屈げたる腕を伸ばし、伸ばしたる腕を屈ぐるが如く、斯の如く鷲峯山中に沒しマッダクッチの鹿野苑中、具壽摩訶迦賓那の面前に現はれたまへり。世尊は設けたる座に著かせたまひ、具壽摩訶迦賓那は世尊を禮拜して一方に坐したり。

五　一方に坐したる具壽摩訶迦賓那に對して世尊は告げたまはく、「迦賓那よ、汝の獨坐靜思するや、心に斯の如き思惟起りしにあらずや、我布薩式に趣かんや、……清淨となれりと。」「尊師よ、然り。」「婆羅門等よ、汝等若し布薩を恭敬尊重供養奉事することなくば、他何人か之を恭敬尊重供養奉事するものぞ、汝婆羅門よ、布薩式に趣け、趣かざることなかれ。大衆の羯磨を「行へるに」趣け、趣かざることなかれ」。「唯唯、尊師」と具壽摩訶迦賓那は世尊に應諾したてまつれり。

六　それより世尊は具壽摩訶迦賓那を說法によりて教導勸化したまひ、喩へば力ある人の屈げたる腕を伸べ、伸べたる腕を屈ぐるが如く、斯の如くマッダクッチの鹿野苑中、具壽摩訶迦賓那の面前に沒し、鷲峯山中に現れ出でたまへり。

六ー一　時に比丘等心に思へらく「世尊は、同一住所内だけを合同と見做すべきことを命じたまへり。幾何か果して同一住所なりや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、界區を選定すべきことを命ず。比丘等、選定するには應に斯の如くすべきなり。先目標を定むべきなり、〔曰く〕、（四）山の目標、石の目標、林の目標、樹木の目標、道路の目標、蟻塔の目標、河の目標、水の目標等、目標を定むるや、聰くして能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言を聽け、四方界區線に至るまで目標定められたり。若し時機可ならば、大衆此等の目標によりて同一住所、同一布薩會の界區を選定せん。是れ提議なり。

二　諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、四方界區線に至るまで目標定められ、大衆此等の目標によりて同一住所、同一布薩の界區を選定す。此等の目標によりて同一住所、同一布薩の界區を選定することを是とする具壽は默せよ、是とせざるものは言へ。大衆は此等の目標によりて同一住所、同一布薩の界區を選定し竟れり。大衆は之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。』と。」

七ー一　その時六羣の比丘は、世尊は界區の選定を指令したまへりといひて、四由旬、五由旬或は六由旬といへるが如き、極て大なる界區を選定せり。比丘等布薩式に趣くに、或は波羅提木叉の誦讀せられつつある時著し、或は正に誦讀せられ竟れる時著し、或は中途に夜を過さざるを得ざりき。

【四】此等を界相といふ。

世尊に此の事を白せり。「比丘等、四由旬、五由旬、又は六由旬といふが如き、極て大なる界區を定むべからず、之を定むるものは惡作の罪に墮す。比丘等、三由旬を極度として界區を選定すべきことを命ず。」

二　此の時に當り六羣の比丘は河を隔てて界區を選定したり。布薩式に趣かんとして、或は比丘の水に流さるることあり、或は乞鉢法衣の水に流さるることありき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、河を隔てて界區を定むべからず、之を定むるものは惡作の罪に墮す。比丘等よ、船又は堤ありて常時「往來し得べき」處、斯の如きは河を隔てて界區を定むることを許す。」

【五】前篇三〇の四の註を見よ。

八―一　その時比丘等「場所を」定むることなくして、房舍毎に波羅提木叉を誦讀したり。外來の比丘等は今日何處にありて布薩式の行はるるやを知らざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等「場所を」定めずして房舍毎に布薩式を行ふべからず、之を行ふものは惡作の罪に墮す。比丘等、大衆の希望する所のもの、精舍、金翅鳥形の家、樓閣、涼房、洞窟等、之を布薩場と定めて、布薩式を行ふべきことを命ず。比丘等、之を定むるには當に斯の如くすべきなり。

二　聰くして能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、若し時機可ならば、大衆は某と名くる精舍を布薩場と定めん。是れ提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ

所を聴け、(六)…我之を斯の如しと了解す、』と。」

三　その時或住所に於て二箇の布薩場定められたり。比丘は兩所に集まりて、此の處に布薩式は行はれん、此の處に布薩式は行はれんと思へり」。世尊に此の事を白せり。「比丘等、同一住所内にありて兩箇の布薩場を定むべからず、之を定むるものは惡作の罪に墮す。比丘等、一所を解除し、他の一所に於て布薩式を行ふべきことを命ず。

四　之を解除するには實に斯の如くすべきなり、聰くして能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聴け、若し時機可ならば、大衆は某〻と名くる布薩場を解除せん。是れ提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聴け(七)…我之を斯の如しと了解す、』と。」

【六】一白第二羯磨。
【七】一白第二羯磨。

九―一　その時或住所に於て、極て小なる布薩場選定せられたり。其の日の布薩式に於て多數の比丘衆集まりし[ため]、彼等は選定せられざる地所に坐して波羅提木叉の誦讀を聞きたり。それより彼等心に思へらく、「世尊は布薩場を定めて、布薩式を行ふべきことを指令したまひ、而して我等は選定せられざる地所に坐して波羅提木叉の誦讀を聞きたり。我等の布薩式は爲されたるや、將た爲されざるや」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選定せられ、或はせられざる地所に坐して、波羅提木叉の誦讀を聞く

ものは共に布薩式を竟れるなり。

二　然らば比丘等、布薩場の前面の大なるを大衆の希望せるだけ、前面の大なる布薩場を選ぶことを許す。其を選ぶには應に斯の如くすべきなり、先目標を定むべきなり。目標を定めて後聰くして能ある一比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、界區線に至るまで目標定められたり。若し時機可なれば大衆此等の目標によりて布薩場の前面と定めん、是れ提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、（八）……我之を斯の如しと了解す。」と。

一〇　その時或住所に於て其の日の布薩式に當り、新比丘等先に來り、長老比丘等は未だ來らずといひて去れり。「ために」布薩式は時過ぎて行はれたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、其の日の布薩式には長老先づ集まるべきことを命ず。」

【八】一白第二羯磨。

一一　その時王舍城に於て同一界區に屬する多くの住所ありき、此に比丘等は、我等の住所に於て布薩式行はれよと、我等の住所に於て布薩式行はれよといひて相爭へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に同一界區に屬する數多の住所ありて、其の處なる比丘等は、我等の住所に於て布薩會行はれよ、我等の住所に於て布薩會行はれよといひて相爭へり。然らば比丘等、此等の比丘は總て同一箇所

に集まりて布薩式を行ふべく。或は長老比丘の住める所に集まりて布薩式を行ふべきなり。一部の衆のみにて布薩式を行ふべからず、之を行ふものは惡作の罪に墮す。」

一二一　その時具壽摩訶迦葉(九)アンダカヸンダより王舍城へ、布薩式に趣かんとする途中、河を渡るに少しく水に流され法衣ために濕へり。比丘等、具壽摩訶迦葉に語げて言へり「友よ、何故に汝の法衣は濕へるぞ。」「友等、此に我アンダカヸンダより王舍城へ布薩式に趣かんとして、途中河を渡り少しく水に流されて法衣ために濕へり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆の同一住所、同一布薩の界區と定めたる所、大衆は此の界區内にては(一〇)三衣と分るるに非ずと定む。」

二　比丘等、斯の如くして定むべきなり、聰明にして智能ある一比丘は大衆に提議して應に斯の如く言ふべし、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、大衆の同一住所、同一布薩の界區と定めたる所、若し時機可ならば大衆は此の界區内に於ては三衣と分るるにあらずと定めん。是れ提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、(一一)……我之を斯の如しと了解す。」」と。

三　その時比丘等世尊は一界區内にては三衣と分るるにあらずと定めたまへりとて、法衣を屋内に放置したり。此等の法衣は或は失せ或は燒かれ或は鼠のために噛まれ、「ために」比丘等は服裝惡く、

【九】アンダカヸンダ Andhakavinda.
【一〇】チーヴレーナ アヸッパーワソー Cīvarena Avippavāsa. 不失衣、三衣と別れて住するにあらざる意。
【一一】一白第二羯磨。

法衣粗末となれり。「他の」比丘等は問へり、「友等、何故に汝等は服裝惡く、法衣粗末となれりや。」「友等、此に我等は世尊は一界區內にありては三衣と分るにあらずと定めたまへりとて、法衣を屋內に放置したり。此等の法衣は或は失せ或は燒かれ或は鼠のために嚙まれ、「ために」我等は服裝惡く、法衣粗末となれり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆の同一住所、同一布薩の界區と定めたる所は、〔二〕村里と村里に近き所とを除き、大衆は其の界區內にては三衣と分るにあらずと定むべきことを命ず。

四　比丘等、其は斯の如くして定むべきなり。聰明にして堪能なる一比丘は大衆に提議して言ふべし、『諸大德、大衆我が言を聽け、大衆の同一住所、同一布薩の界區と定めたる所、若し時機可ならば大衆は、村里と村里に近き所とを除き、此の界區內にありては三衣と分るゝの失なしと定めん。これ提議なり。諸大德、大衆我が言ふ所を聽け、〔三〕我之を斯の如しと了解す。』

五　比丘等、界區を定むるには先ず同一住所の界區を定め、後〔四〕三衣不別所を定むべきなり。比丘等、界區を解くには先に三衣不別所を解き、後に同一住所の界區を解くべきなり。比丘等、三衣不別所は斯の如くして之を解除すべきなり、聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して言ふべし、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、大衆を選定したる三衣不別所は、若し時可ならば大衆此の三衣不別所を解除せ

【二】村里又は村里の近所にては三衣を身邊より遠ざくることを得ずと定むるなり。
【三】一白第二羯磨。
【四】二二の一の註を見よ。

ん。是れ提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、……我之を斯の如しと了解す。」

六　比丘等、界區は斯の如くして之を解除すべきなり。聰明にして堪能なる一比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、我が言を聽け、大衆の選定したる此の同一住所、同一布薩の界區は、若し時機是ならば大衆之を解除せん。是れ提議なり。諸尊師、我が言ふ所を聽け、……我之を斯の如しと了解す。」

七　比丘等、界區定められず、卜せられざる處に於て、小村又は大村に據して住せば、其の小村の小村界區、大村の大村界區、之此の處に於ては同一住所、同一布薩の界區たるなり。比丘等、若し村里なき森林中ならば、四方七〔二五〕アッバンタラ、之同一住所、同一布薩の地なり。比丘等、總て河には界區なく、海には界區なく、湖水には界區なし。比丘等、河、海又は湖水にては中庸の人の四方に水を散らし得るだけ、之を同一住所、同一布薩〔の地〕と定む。」

一三―一　その時六羣の比丘は一の界區を以て他の界區を中斷したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、先に界區を定めたるもの、彼等の作せる所は法に合し、確實にして理に適へり。比丘等、一の界區を以て他の界區を中斷すべからず、之を中斷するものは惡作の罪に墮す。」

〔二五〕 Abbhantara は二十八肘をいふ。

二　その時六羣の比丘は一の界區を以て他の界區を包容したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、初に界區を定めたるもの、彼等の作せる所は法に合し、確實にして理に適へり。比丘等、一の界區を以て他の界區を包容すべからず、之を包容するものは惡作の罪に墮す。比丘等、界區を選定するもの二界中間[六]に空地を留めて之を選定すべきことを命ず。」

一四—一　その時比丘等心に思へらく、「布薩日に幾何ありや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、十四日と十五日と、此等兩日は布薩日なり。比丘等、此等の兩日は布薩日なり。」

二　時に比丘等心に思へらく、「布薩式に幾種ありや。」世尊に此事を白せり。「比丘等、布薩式に左の四種あり、曰く作法に合はず、一部の衆によりて行はれたる布薩式、作法に合はず、全部の衆によりて行はれたる布薩式、作法に合ひ、一部の衆によりて行はれたる布薩式、作法に合ひ、全部の衆によりて行はれたる布薩式これなり。比丘等、此等の中にて此の作法に合はず、一部の衆によりて行はるる布薩式、比丘等、斯の如き布薩式を行ふべからず、我も亦斯の如き布薩式を定めたることなし。

三　比丘等、此等の中には此の作法に合はず、全部の衆によりて行はるる布薩式、……此の作法に

【六】一の界區と隣接する界區との中間に一肘、又は四指の空地を存すべし。

合ひ、一部の衆によりて行はるゝ布薩式、比丘等、斯の如き布薩式を行ふべからず、我も亦斯の如き布薩式を定めたることなし。比丘等、此等の中にて此の作法に合ひ、全部の衆によりて行はるゝ布薩式、比丘等、斯の如き布薩式を行ふべきなり、我亦斯の如き布薩式を定めたり。故に比丘等、作法に合ひ、全部の衆によりて行はるゝ、斯の如き布薩式を行はんと汝等正に宜しく學習すべきなり。」

一五―一　その時比丘等心に思へらく、「波羅提木叉の誦讀に幾何種ありや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、波羅提木叉の誦讀に左の五種あり、［一］曰く」序篇を誦し、他は［七］「大衆の知れる所の如しと」唱ふべきなり、之第一の波羅提木叉誦讀法なり。序篇、四波羅夷法を誦し、他は「大衆の知れる所の如しと」唱ふべきなり、之第二の波羅提木叉誦讀法なり。序篇、四波羅夷法、十三僧殘法を誦し、他は「大衆の知れる所の如しと」唱ふべきなり、之第三の波羅提木叉誦讀法なり。序篇、四波羅夷法、十三僧殘法、二不定法を誦し、他は「大衆の知れる所の如しと」唱ふべきなり、之第四の波羅提木叉誦讀法なり。詳細なるは第五なり。比丘等、此等の五は波羅提木叉誦讀法なり。」

二　その時比丘等、世尊は省略して波羅提木叉を誦讀することを許したまへりといひ、常に省略して之を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。比丘等、波羅提木叉は之を省略して誦讀すべからず。

【七】「[illegible]に餘は常に聞くと言ふべし」（四分律）。

「之を斯の如くして」誦讀するものは惡作の罪に墮す。」

三　その時拘薩羅の國の或住院に於て布薩日に當り、蠻民の危難起れり。比丘等「ために」波羅提木叉を詳細に誦讀すること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、若し障難あらば省略して波羅提木叉を誦讀することを許す。」

四　その時六羣の比丘は障難あらざるにも、省略して波羅提木叉を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、障難あるにあらざれば、省略して波羅提木叉を誦讀すべからず、尚ほ之を誦讀するものは惡作の罪に墮す。比丘等、若し障難あらば省略して波羅提木叉を誦讀することを許す。此に此等は障難なり、「曰く」國王の障難、盜賊、水、人、非人、猛獸、蛇等の障難、生命に對する障難、淨行に對する障難これなり。比丘等、此等の障難ある時は省略して波羅提木叉を誦讀すべく、障難あらざる時は詳細に「之を誦讀すべき」ことを命ず。」

五　その時六羣の比丘は大衆の中にて求められずして法を談せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、求められざるに大衆の中にて法を談ずべからず、法を談ずるものは惡作の罪に墮す。比丘等、長老比丘の或は自ら法を談じ、或は他に「之を談ずることを」請求すべきことを命ず。」

六　その時六羣の比丘は大衆の中にて選ばれずして律を問へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆の中にて選ばれざるものは律を問ふべからず、律を問ふものは惡作の罪に墮す。比丘等、選ばれ

たるもの大衆の中にて律を問ふべきことを命ず。比丘等、選ふには應に斯の如くすべきなり、或は自ら己を選ぶべく、或は他人他人を選ぶべきなり。

七　如何にして自ら己を選ぶべきや。聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、若し大衆に取りて時機可ならば、我某と名くるものに律を問はん。』斯の如くして自ら己を選ぶべきなり。如何にしてか他人他人を選ぶべきや。聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、若し大衆に取りて時機可ならば、某と名くるもの某と名くるものに律を問はん。』斯の如くして他人他人を選ぶべきなり。」

八　その時熟練なる比丘、選ばれて大衆の中に於て律を問へり。六羣の比丘は憤意を懷き、不滿を懷き、毆打を以て脅迫せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選ばれたるものと雖も、大衆の中にて集まれる衆を見、人を測りて律を問ふべきことを命ず。」

九　その時六羣の比丘は選ばれたるにあらずして大衆の中にて律「の問」に答へたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選ばれざるものは大衆の中にて律「の問」に答ふべからず。答ふるものは惡作の罪に墮す。比丘等、選ばれたるもの大衆の中にて律「の問」に答ふべきことを命ず。比丘等、而して應に斯の如くして選ぶべきなり、自ら己を選ぶべく、他人他人を選ぶべきなり。

一〇　如何にして自ら己を選ぶべきや。〔六〕……斯の如くして他人他人を選ぶべきなり。」

一一　その時熟練なる比丘等は選ばれて大衆の中に於て律「の問」に答へたり。六羣の比丘は惡意を懷き、不滿を懷き、毆打を以て脅迫せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選ばれたるものと雖も大衆の中にて、集まれる衆を見、人を測りて律「の問」に答ふべきことを定む。」

一六—一　その時六羣の比丘は許可を與へざる比丘に對して其の罪を詰れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、許可を與へざる比丘に對して其の罪を詰るべからず。詰るものは惡作の罪に墮す。比丘等、具壽よ、我に許可を與へよ、我汝に語げんと欲すといひて彼の許可を求むべきことを命ず。」

【八】上の七より推知すべし。

二　その時熟練なる比丘は六羣の比丘に對し許可を求めて其の罪を詰れり。六羣の比丘は惡心を懷き、不滿を懷き、毆打を以て脅迫せり。世尊に此の事を白せり。比丘等、縱許可を得るとも人を測りて罪を詰るべきことを命ず。」

三　その時六羣の比丘は熟練なる比丘等は我等に對して許可を求むるとあらんといひ、先んじて清淨にして罪なき比丘等に對し、事なきに當りて「詰問の」許可を求めたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、清淨にして罪なき比丘等に對し、事なきに「詰問の」許可を求むべからず。求むるものは惡

作の罪に堕す。比丘等、人を測りて許可を求むべきことを命す。」

四　その時六羣の比丘は大衆の中にて法に合はざる羯磨を行へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆の中にて法に合はざる羯磨を行ふべからず。之を行ふものは惡作の罪に堕す。」彼等は尚は不法の羯磨を行へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、不合法の羯磨を行ふときは之を抗議すべきことを命す。」

五　その時熟練の比丘等は六羣の比丘の不合法の羯磨をなせるによりて彼等に抗議せり。六羣の比丘はために邪心を懷き、不滿を懷き、毆打を以て脅迫せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、意見を陳ぶることをも許す。」唯彼等の間に於て意見を陳べたるため、六羣の比丘等は邪心を懷き、不滿を懷き、毆打を以て脅迫せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、四五人にては抗議し、二三人にては意見を陳べ、一人にては『我之を是とせず』といひて獨り決心することを許す。」

六　その時六羣の比丘は大衆の中にありて波羅提木叉を誦讀しつつ、故に之を聞かしめざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、波羅提木叉を誦讀するものは故に聞かざらしむるべからず。聞かざらしむるものは惡作の罪あり。」

七　その時具壽優陀夷は大衆の波羅提木叉誦讀者にして、烏の如き音聲ありき。それより具壽優陀夷は心に思へらく、「世尊は波羅提木叉を誦讀するものは聞かしむべしと指令したまへり、然るに我等

の如き音聲あり、我之を如何にすべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、波羅提木叉を誦讀するものは如何にかして聞かしめんと力を盡すべきなり。力を盡すものには罪あらず。」

八　その時提婆達多は在家の人の交れる席にて波羅提木叉を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、在家人の交れる席にて波羅提木叉を誦讀すべからず。誦讀するものは惡作の罪あり。」

九　その時六羣の比丘等は他の求を受けずして大衆の中にて波羅提木叉を誦讀したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、他の求を受けざるに大衆の中に於て波羅提木叉を誦讀すべからず、誦讀するものは惡作の罪に墮す。比丘等、波羅提木叉のことは長老を首と仰ぐべきことを命ず。」

外道誦出　終。

一七一　それより世尊王舍城中に隨意の間住し、チョーダナーヴァッツの方へ遊行に去りたまへり。次に遊行しつつ世尊はチョーダナーヴァッツに著したまへり。その時或住院内に於て數多の比丘等住せしが、其の中長老比丘は愚癡不聰明にして、布薩をも、布薩作法をも、波羅提木叉をも、波羅提木叉の誦讀をも知る所あらざりき。

二　よりて其等の比丘は心に思へらく、「世尊は波羅提木叉のことは長老を首と仰ぐべきことを命じたまへり。然るに此の我等の長老は愚癡不聰明にして布薩の事も……知る所あらず。我等之を如何に

すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、波羅提木叉は其の中にて聰明にして堪能なるものの任となすべきことを命ず。」

三　その時或住院の中にて布薩日に當り、數多の愚癡不聰明の比丘住せしが、彼等は布薩の事も……知らざりき。彼等長老比丘に請ひて言へり、「尊師、長老願くは波羅提木叉を誦讀したまへ。」彼は答へて斯の如く言へり、「尊師等、我は之をなす能はず。」彼等第二の長老に請ひて言へり、「尊師、長老願くは波羅提木叉を誦讀したまへ。」彼も亦答へて斯の如く言へり、「尊師等、我は之をなす能はず。」第三の長老に請ひて言へり……斯の如き方法によりて大衆中最新のものに至るまで之に請ひて言へり、「具壽よ、波羅提木叉を誦讀せられよ。」彼も亦答へて斯の如く言へり、「尊師等。我は之をなす能はず。」世尊に此の事を白せり。

四　比丘等、此に或住院の中にて布薩日に當り　一九　……

五　第三の長老に請ひて言へり　二〇　……比丘等、此等の比丘は急ぎて一人の比丘を四方の住院へ遣はし、「往け、友よ、詳に或は略して波羅提木叉を學びて還れ」と請ふべきなり。

六　時に比丘等心に思へらく、「何人か之を遣すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、長老比丘は新比丘に命令すべきことを命ず。」長老の命令を受けて新比丘等は行かざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、長老の命令を受けたるものは病めるにあらざれば行かざるべからず。行かざるも

【一九】以下上の三と同じ。
【二〇】以下上の三の終と同じ。

のは惡作の罪に墮す。」

一八—一　それより世尊チョーダナーヴッツに隨意の間住して再び王舍城に還りたまへり。その時人人比丘の乞食の爲に往來せるを見て、「尊師、今日は〔三〕分の第幾日なりや」と問へり。比丘等は答へて斯の如く言へり、「友等、我我は之を知らず。」人人憤り怒り呟きて言へり、「此等の沙門釋子は分〔の日〕を算ふる事をも知らず。彼等他に何の善き事をか知らんや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、分〔の日〕を算ふることを學ぶべきを命ず。」

二　時に比丘等心に思へらく、「何人か之を學ぶべきぞや。」世尊に之を白せり。「比丘等、汝等總て之を學ぶべきことを命ず。」

三　その時人人比丘等の乞食のために往來せるを見て、「尊師等、比丘の數は幾何ぞ」と問へり。比丘等は答へて斯く言へり、「友等、我等之を知らず。」人人憤り怒り呟きて言へり、「此等沙門釋子は互に相知る所なし、如何で他の善き事を知らんや。」世尊の此の事を白せり。「比丘等、比丘を算ふべきを命ず。」

四　それより比丘等心に思へらく、「何時我等は比丘を算ふべきぞや。」世尊に之を白せり。「比丘等、布薩日に當り、集會の途によりて算へ、或は〔一人一人〕より籌符を取るべきことを命ず。」

〔三〕本篇一の一の註を見よ。

一九　その時比丘等今日布薩式あることを知らずして遠方の村里に乞食に趣きたり。彼等或は波羅提木叉の誦讀せられつつあり、或は正に誦讀せられ終れる時に還れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、今日布薩式の行はるることを告示すべきことを命ず。」比丘等何人の之を告示すべきやを知らずして、世尊に之を白せり。「比丘等、長老比丘の然るべき時に之を告示すべきことを命ず。」その時一人の長老は然るべき時に之を思ひ出さざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、食時に之を告示すべきことを命ず。」食時にも之を思ひ出さざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、思ひ出づる時に隨ひて之を告示すべきことを命ず。」

二〇—一　その時或住院に於て布薩場に塵埃積もれり。外來の比丘等は憤り怒り呟きて言へり、「何故に比丘等は布薩場を掃はざるぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、布薩場を掃除すべきことを定む。」

二　時に比丘等心に思へらく、「何人か布薩場を掃ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、長老比丘は新比丘に之を命令すべきことを命ず。」長老比丘の命を受けて新比丘等は掃除せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、長老に命ぜらるれば病あるにあらざれば掃除することを拒むべから

す、之を拒むものは悪作の罪に墮す。」

三　その時布薩場に於て座席設けられてあらざりしより、比丘等は地上に坐し、彼等の身體も法衣も共に塵土に塗れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、座席を設くべきことを命ず。」時に比丘等は心に思へらく、「何人之を設くべきや。」……之を拒むものは悪作の罪に墮す。」

四　その時布薩場に於て燈明あらざりき。比丘等は暗黒中にありて足又は法衣を踏めり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、布薩場に於て燈火を點すべきことを命ず。」時に比丘等心に思へらく、「何人か之を點すべきや。」……之を拒むものは悪作の罪に墮す。」

五　その時或住院に於て居住せる比丘等飲料水をも備へず、食物をも備へざりき。外來の比丘等憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば居住の比丘等は飲料水をも備へず、食物をも備へざるぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、飲料水と食物とを備ふべきことを命ず。」

六　時に比丘等心に思へらく、「何人か飲料水と食物とを備ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、長老比丘は新比丘に對して命令すべきことを命ず。」長老比丘の命を受けて新比丘は尚ほ之を備へざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等長老比丘に命せらるる時は病に罹れるにあらざれば備へざる能はず、備へざるものは悪作の罪に墮す。」

二一—一　その時衆多の愚癡不聰明なる比丘等は四方に行くに阿闍梨、和尚の許を請はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、衆多の愚癡不聰明なる比丘等は四方に行くに阿闍梨、和尚の許を請はず。比丘等、阿闍梨、和尚は彼等に問ひて言ふべきなり、『汝等何處に行くぞ、何人と共に行くぞ』と。彼等若し愚癡不聰明にして、他の愚癡不聰明のものを擧げば。比丘等、阿闍梨、和尚は之を許すべからず。若し許さば惡作の罪に墮す。彼等まだ愚癡不聰明にして阿闍梨、和尚の許を得ずして行かば惡作の罪あり。

二　比丘等、此に衆多の愚癡不聰明なる比丘或住院の中に住す。彼等布薩の事を知らず、布薩作法、波羅提木叉、又波羅提木叉の誦讀をも知らず。其の處に一人の比丘來るとせよ、多聞にして阿含に通じ、法と律と條目とを知り、賢明堪能にして智慧あり、慚恥心あり、追悔心あり、學問に志せり。彼等比丘は此の比丘を攝取愛護すべく、彼と談話すべく、洗粉、粘土、楊枝、洗面水を取りて彼に仕ふべきなり。彼等若し此の比丘を攝取愛護せず、彼と談話を交へず、洗粉、粘土、楊枝、洗面水を取りて彼に仕へざれば惡作の罪に墮す。

三　比丘等、此に或住院の中にて布薩日に當り、衆多の愚癡不聰明の比丘住す。彼等布薩の事を知らず、……比丘等、彼等比丘に一人の比丘を急ぎて四方の住院へ遣はし、『往け友よ、詳に或は略して波羅提木叉を學びて還れ』と請ふべきなり。若し斯の如くして『目的を達し』得ば、其にて可なり、

若し達し得ずば比丘等、彼等比丘は總て、布薩の事を知り、布薩式、波羅提木叉、又波羅提木叉の誦讀を知れる比丘の住する住院に趣くべきなり。若し趣かざれば惡作の罪あり。

四　比丘等、此に衆多の愚癡不聰明なる比丘或住院の中に住す。彼等布薩の事を知らず、……若し達し得ずば一人の比丘を七日を限りて他に遣はし、「往け友よ、詳に或は略して波羅提木叉を學びて還れ』と「請ふべきなり」。若し斯の如くして「目的を達し」得ば可なり、若し達し得ずば比丘等、彼等は其の住院中に雨安居をなすべからず。之をなすものは惡作の罪に墮す。」

二二一　それより世尊比丘等に語げて宣はく、「比丘等、集まれ、大衆布薩を行はん。」斯く宣ふや、一人の比丘あり世尊に白して言へり、「尊師、一人の病比丘あり、彼未だ來らず。」「比丘等、病比丘は己の淨潔を告白すべきことを命ず。比丘等、(三)告白は應に斯の如くすべきなり、其の病比丘は一人の比丘に近づきて鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、跪坐合掌して下の如く言ふべきなり、「我己の淨潔を告白す、我が淨潔を傳へ、我が淨潔を宣せよ。」彼身振を以て知らしめ、語を以て知らしめ、身振と語とを以て知らしめなば、其の淨潔は告白せられたるなり。身振を以て知らしめず、語を以て知らしめず、身振と語とを以て知らしめずば其の淨潔は告白せられざるなり。

【一】三の三を見よ。

二　斯の如くして效あらば其にて可なり、若し效なくば、比丘等、彼病比丘は臥牀又は坐牀と共に大衆中に運れ出して布薩を行ふべきなり。比丘等、若し看病の比丘等、我等若し病者を此の處より移さば或は病勢進み或は死を惹き起すことあらんと思はば、比丘等よ、病者を其の處より移すべからず、大衆は其の處に行きて布薩を行ふべきなり、されど一部の衆にて布薩を行ふべからず、若し行へば惡作の罪に墮す。

三　比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、其の場に於て「精舍を」出で去らば、更に他のものに對して之を告白すべきなり。比丘等、淨潔を傳ふるもの淨潔の告白を受け、其の場に於て歸俗し、死亡し、已沙彌たることを自狀し、戒法を拋棄したること、最極の罪を犯したること、發狂せること、心散亂せること、痛苦に惱めること、罪を認めざるによりて、罪を謝せざるによりて、又邪見を捨てざるによりて除却羯磨に處せられたること、黄門なること、竊に大衆に來り住せるものなること、外道に歸せるものなること、畜生、殺母者、殺父者、殺聖者、犯尼者、破僧者、出「佛身」血者、半陰陽者たることを自狀せば他の者に淨潔を告白すべきなり。

四　比丘等よ、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、中途に「精舍を」出で去らば其なる淨潔は傳へられざるなり。比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、中途に歸俗し、……半陰陽者たることを自狀せば其なる淨潔は傳へられざるなり。比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、大

衆「の座」に達して後「精舍を」出で去らば、其なる淨潔は傳へられたるなり。比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、大衆「の座」に達して後歸俗し、……半陰陽者たることを自狀せば其なる淨潔は傳へられたるなり。比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、大衆「の座」に達し、眠りて之を宣せず、放逸にして之を宣せず、入定して之を宣せずば、其なる淨潔は傳へられ、傳達者には罪あるなし。比丘等、淨潔を傳ふるもの、淨潔の告白を受け、大衆「の座」に達して後故に之を宣せざれば、淨潔は傳へられ、傳達者は惡作の罪あり。」

二三―一　それより世尊比丘等に語げて宣はく、「比丘等、集まり來れ、大衆羯磨を行はん。」斯の如く宣ふや、一人の比丘は世尊に白して言へり、「尊師、一人の病比丘あり、彼來りてあらず。」「比丘等、病比丘、其の承諾を與ふべきことを命ず。比丘等、承諾は應に斯の如くして與ふべきなり、〔三三〕……

二　斯の如くして成就せば、之可なり、若し成就せずば、比丘等、彼病比丘は臥牀又は坐牀と共に大衆の中に連れ出して羯磨を行ふべきなり。〔三四〕……

三　比丘等、承諾を傳ふるもの、承諾の陳述を受け、其の場に於て「精舍を」出で去らば、更に他のものに對して陳述を與ふべきなり。〔三五〕……比丘等、布薩日に當りて、大衆のなすべきことあらば、淨

【三三】以下二三の一より類推せよ。

【三四】以下二三の二より類推せよ。

【三五】以下二三の三より類推せよ。

潔を告白するものの承諾を與ふべきことを許す。」

二四―一　その時布薩日に當りて或比丘は其の親族のもの等のために捕へられたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘あり、布薩日に當りて其の親族等の爲に捕へらるるとせよ。比丘等は此等の親族に對して言ふべきなり、「願くは汝等（三六）具壽者、此の比丘の布薩を終はるまで、少時之を免せよ。」

二　斯くて效あらば其にて可なり、效なくば比丘等は此等の親族に對して言ふべきなり、「願くは汝等具壽者、此の比丘の己の淨潔を告白するまで汝等一方に居れ。」斯く言うて效あらば其にて可なり、若し效あらずば比丘等は親族に對して言ふべきなり、「願くは汝等具壽者、大衆の布薩を行ひ終るまで少時此の比丘を界區外に連れ去れ。」斯くて效あらば可なり、若し效なくば、大衆は其（三七）一部のみにて布薩を行ふべからず、之を行ふものは惡作の罪に陷す。

三　比丘等、此に布薩日に當りて比丘は諸王のために捕へられ、盜賊のために捕へられ、兇徒のために捕へられ、敵比丘のために捕へられたりとせよ。……大衆は其の一部の衆のみにて布薩を行ふべからず。之を行へば惡作の罪に墮す。」

【三六】在家人なれども貴びて呼ぶなり。

【三七】大衆全部の中一員缺くるもこれを一部の衆といふ。

二五—一　時に世尊比丘衆に語げて宣はく、「比丘等、集まり來れ、大衆の作すべきことあり。」斯く宣ふや、一人の比丘あり世尊に白して言へり、「尊師、ガッガと名くる發狂せる比丘あり、彼來りてあらず。」「比丘等よ、發狂者に二種類あり、比丘發狂して布薩を思ひ出で或は思ひ出でず、大衆の羯磨を或は思ひ出で或は思ひ出でざると、決して思ひ出でざると、布薩に或は來り或は來らず、大衆の羯磨に或は來り或は來らざると決して、來らざるとなり。

二　比丘等、此に此の發狂者の布薩を或は思ひ出で或は思ひ出でず、大衆の羯磨を或は思ひ出で或は思ひ出でず、布薩に或は來り或は來らず、大衆の羯磨に或は來り或は來らざるもの、比丘等、斯の如き發狂者には狂者の承認を與ふることを許す。

【三八】一白第二羯磨。

三　比丘等、之を與ふるには應に斯の如くすべきなり、聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、『狂比丘ガッガは布薩を或は思ひ出で、或は思ひ出でず……若し大衆に取りて時機可ならば、大衆は狂比丘ガッガに狂者たるの承認を與へん、ガッガの布薩を或は思ひ出づるも或は思ひ出でざるも……大衆は或はガッガを加へ或はガッガを加へずして布薩を行ひ大衆の羯磨を行はん。』是れ提議なり。

四　諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、〔三八〕……我之を斯の如く了解す。』

二六―一　その時或住院内に於て布薩日に當りて四人の比丘住せり。時に此等の比丘は心に思へらく、「世尊は布薩を行ふべきことを定めたまひ、我等は唯四人あるのみ。我等如何にしてか布薩を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、四人のものは波羅提木叉を誦讀すべきことを定む。」

二　その時或住院内に於て布薩日に當りて三人の比丘住せり。時に此等の比丘は心に思へらく、「世尊は四人のものは波羅提木叉を誦讀すべきことを定めたまへり。我等は唯三人あるのみ。我等如何にしてか布薩を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、三人のものは淨潔布薩を行ふべきことを定む。

三　比丘等、其は應に斯の如くして行ふべきなり、聰くして能ある一人の比丘は彼等に提議して言ふべきなり、『諸具壽、我が言ふ所を聽け、今日十五日布薩に値ふ。若し諸具壽に取りて時機可ならば、我等互に淨潔布薩を行はん。』長老比丘は鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうけ掛け、跪坐合掌して他の比丘等に語げて言ふべきなり、『我は淨潔なり、友等よ、我は淨潔なりと見よ。我は淨潔なり友等よ、我は淨潔なりと見よ、我は淨潔なり友等よ、我は淨潔なりと見よ。』

四　比丘等、新比丘は鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、跪坐合掌して他の比丘等に語げて言ふべきなり、『我は淨潔なり尊師等、我は淨潔なりと見よ。……。』

五　その時或住院内に於て布薩日に當り二人の比丘住せり。時に此等の比丘は心に思へらく、「世尊

は四人のものは波羅提木叉を誦讀することを定め、三人のものは淨潔布薩を行ふことを定めたまへり。我等は此に二人あるのみ。我等如何にして布薩を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等二人のものは淨潔布薩を行ふべきことを定む。

六、七　其は應に斯の如くして行ふべきなり。長老比丘は鬱多羅僧衣を一肩を覆ふやうに掛け、

〔二九〕……

八　その時或住院内に於て布薩日に當り一人の比丘住せり。時に此の比丘心に思へらく、「世尊は四人のものは……我は此に一人あるのみ、我如何にして布薩を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。

九「比丘等、此に一人の比丘布薩日に當りて或住院内に住すとせよ。比丘等、此の比丘は比丘等の〔常に〕來往する或は勤行堂、或は廷堂、或は樹下等、其の處を掃ひ、飲料水と食物とを備へ、座席を設け、燈火を點して坐すべきなり。若し他の比丘來らば、彼等と共に布薩を行ふべく、若し來らずば、『我今日布薩に値ふ』と獨り心に決定すべきなり。若し決定せずば惡作の罪に墮す。

一〇　比丘等、此に四人の比丘の住する處にありて一人は淨潔を傳へ他の三人は波羅提木叉を誦讀すべからず。若し誦讀すれば惡作の罪に觸す。此に比丘等、二人の比丘の住する處にありて一人は淨

〔二九〕三、四と同じ。唯呼ばるる對手にて單數なると複數なるとの相違あるのみ。

潔を傳へ他の二人は淨潔布薩を行ふべからず。若し行へば惡作の罪に墮す。此に比丘等、二人の比丘の住する處にありて、一人は淨潔を傳へ、他の一人は決定をなすべからず。若し決定をなさば、惡作の罪に墮す。」

二七一　その時或比丘は布薩會の日に當りて罪を犯したり。時に彼比丘は心に思へらく、「世尊は罪あるものは布薩を行ふべからずと制したまひ、我は今罪を犯せり。我之を如何にすべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「此に比丘等、比丘あり布薩日に當りて罪を犯すとせよ。比丘等、此の比丘は應に一人の比丘の所に行き、鬱多羅僧衣を一肩に掛け、蹲坐合掌して斯の如く言ふべきなり、『友よ、我斯く斯くの罪を犯せり、我之を自白す。』之に應じて言ふべきなり、『汝之を認むるや。』『然り之を認む。』『向後自ら制せよ。』

二　比丘等、此に比丘あり布薩日に當り罪に就て疑念を抱くとすよ。比丘等、此の比丘は應に一人の比丘の所に行き、……『友よ、我斯く斯くの罪に就て疑念を抱けり。我疑念なきに至る時、此の罪を補はん』と言ひて布薩を行ふべく、波羅提木叉を聞くべきなり、之を基として布薩に障難あらしむべからず。」

三　その時六群の比丘等は共同して罪を告白せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、共同して罪

を告白すべからず、之をなすものは悪作の罪に墮す。」その時六羣の比丘は共同して罪の告白を承引せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、共同して罪の告白を承引すべからず。之を承引すれば悪作の罪に墮す。」

四　その時或比丘は波羅提木叉の誦讀せらるるに當りて罪を憶ひ起せり。時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は罪を犯せるものは布薩をなすべからずと制したまへり、我今罪を犯してあり。我之を如何にすべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘あり、波羅提木叉の誦讀せらるるに當りて其の罪を憶ひ起すとせよ。比丘等、其の比丘は隣なる比丘に向ひて斯の如く言ふべきなり「友よ、我斯く斯くの罪を犯せり、我此の座より起ちて後此の罪を補はん」と言ひて布薩を行ふべく、波羅提木叉を聞くべきなり。之を基として布薩に障難あらしむべからず。

【三〇】二及び四を見よ。

五　比丘等、此に比丘あり、波羅提木叉の誦讀せらるるに當りて罪に於て疑念を起すとせよ。比丘等、其の比丘は隣なる比丘に向ひて斯の如く言ふべきなり、〔三〇〕………

六　その時或住院内に於て布薩會の日に當り大衆は共同の罪を犯せり。時に此等の比丘は心に謂へらく、「世尊は共同して罪の告白をすべからず、共同して罪の告白を承引すべからずと制したまへり。然るに此の大衆は總て共同の罪を犯せり、我等之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「比

丘等、此に或住院內にありて布薩日に當り大衆總て共同して罪を犯すとせよ。比丘等、此等の比丘は急ぎて一人の比丘を近所なる住院へ遣はし、「往け友よ、其の罪を補ひて還れ。我等は汝の前に於て之を補はん」と言ふべきなり。

七　斯の如くして效を奏せば其にて可なり、若し效を奏せずんば、一人の聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、我が言ふ所を聽け、此の大衆は總て共同の罪を犯せり。「されば」他の清淨にして罪なき比丘を見る時、此の罪を補はん」と言ひて布薩を行ふべく、波羅提木叉を誦すべきなり、之を基として布薩に障礙あらしむべからず。

八　比丘等、或住院內に於て布薩會の日に當り、大衆總て共同の犯罪に就て疑念を懷くとせよ。聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり〔二〕………

九　比丘等、此に或住院內に於て雨安居に入りたる大衆は共同の罪を犯すとせよ。比丘等、此等の比丘は急ぎて一人の比丘を〔三〕……斯くして效を奏せば其にて可なり、若し效を奏せずんば一人の比丘を七日を限りて遣はして言ふべきなり、「往け友よ、此の罪を補ひて還れ、我等汝の前にありて之を補はん」と。

一〇　その時或住院內に於て大衆は總て共同の罪を犯したりしが、彼等は其の罪の名目と種類とを知らざりき。其處に一人の比丘の多聞にして阿含に通じ、法と律と條目とを知り、賢明堪能にして智

〔二〕二及び七を見よ。
〔三〕六を見よ。

慧あり、慚恥心あり、追悔心あり、學問の志あるもの來れり。一人の比丘は此なる比丘に近づき來り、近づき來りて言へり、「友よ、斯く斯くの事をなすもの、彼は如何なる罪を犯すとなすや。」

一一　彼は「之に對して」斯の如く言へり、「友よ、斯く斯くの事をなすもの、彼は此此の罪を犯す。友よ、汝此の罪を犯せりとせば、其の罪を補へ。」彼は斯の如く言へり、「友よ、我唯一人此の罪を犯せるにあらず、大衆は舉りて此の罪を犯せり。」「友よ、他の罪を犯せると犯せるにあらざると、汝に取りて何をかなさん。友よ、望むらくは汝己の罪より脱れよ。」

一二　それより其の比丘は彼の比丘の語により、其の罪を補ひて他の比丘等の所に來りて言へり、「友よ、斯く斯くの事をなすもの、彼は此此の罪を犯すといふ。友等、汝等此の罪を犯したり、其の罪を補へ。」時に彼等比丘は、此の比丘の語によりて其の罪を補ふことを欲せざりき。世尊に此の事を白せり。

一三、一四　比丘等、此に或住處内に於て大衆は總て共同の罪を犯し、而も彼等は其の罪の名目と種類とを知らずとせよ。(三)……

一五　比丘等、此の比丘若し彼の比丘の語によりて其の罪を補ひ、此等比丘の所に來りて、「友等、斯く斯くの事をなすもの、彼は此此の罪を犯すといふ。」友等、汝等此の罪を犯せり、其の罪を補へ。」と、斯の如く言ふに、比丘等よ、此等の比丘若し此の比丘の語によりて罪を補はば、其にて可なり、若

【三】 一〇、一一を見よ。

し謝せずんば比丘等よ、此の比丘は更に言ふことを欲せずば言ふの要あるなし。」

チョーダナー物語誦出　終

二八—一　その時或住院内にありて四名、又は其以上の多數なる（三四）居住の比丘は布薩日に當りて相集りしが、彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知らざりき。彼等は法と律とに適へりと思ひ、一部にして而も全部なりと思ひて布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀せり。彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の居住の比丘等歸り來りしが、「先なるより」多數なりき。世尊に此の事を白せり。

【三四】平生其の住院内に居住せる比丘の意、外來の比丘と區別するなり。

【三五】直譯、餘は聞くべきなり。

二「比丘等、此に或住院内に於て、四名又は其以上の多數なる居住の比丘は布薩日に當りて相集り、他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知らず。彼等は法に適ひ律に適へりと思ひ、一部にして全部なりと思ひて布薩を行ひ波羅提木叉を誦讀す。彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の多數の居住の比丘歸り來るとせよ。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者には罪なし。

三　比丘等、此に或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の「先なると同數の居住の比丘歸り來るとせよ。既に誦讀したる「波羅提木叉」に誦讀の事了れり、（三五）餘は「其より」誦

讀すべきなり。誦讀者には罪なし。比丘等、此に或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の「先なるより」少數の居住の比丘歸り來るとせよ。既に誦讀したる「波羅提木叉」は誦讀の事了れり。餘は「其より」誦讀すべきなり。誦讀者には罪なし。

四　比丘等、此に或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了れるに、他の「先なるより」多數の居住の比丘歸り來るとせよ。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者には罪なし。此に比丘等、或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了れるに、他の「先なると」同數の居住の比丘歸り來るとせよ。既に誦讀したる「波羅提木叉」は誦讀の事了れり。「他は」彼等の前にて己の淨潔を告白すべきなり、誦讀者には罪なし。此に比丘等、或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了れるに、他の「先なるより」少數の居住の比丘歸り來るとせよ。既に誦讀したる「波羅提木叉」は誦讀の事了れり。「他」は彼等の前にて己の淨潔を告白すべきなり。誦讀者には罪なし。

五　此に比丘等、或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了りて、集會者の尚未だ座を起たざるに、他の「先なるより」多數の居住の比丘歸り來れり。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり、誦讀者には罪なし。〔三六〕………

六　比丘等、此に或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了りて、一部の集會者の既に座

【三六】以下四の文より類推せよ。

を起てるに、他の「先なるよりも」多數の居住の比丘歸り來れり。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり、誦讀者には罪なし。〔二七〕……

七　比丘等、此に或住院内に於て、……彼等の波羅提木叉を誦讀し了りて、集會者の總て座を起てるに、他の「他よりも」多數の居住の比丘歸り來れり。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり、誦讀者には罪なし。〔二八〕……

罪なきもの十五種　終

二九―一　比丘等、或住院内に於て四名又は其以上なる多數の居住の比丘等布薩の日に當りて相集れるが、彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知るとせよ。彼等は法に適ひ律に適へりと思ひ、一部にして一部なりと知り、布薩をなし波羅提木叉を誦讀するとせよ。彼等の波羅提木叉を誦讀しつつあるに他の「先よりも」多數なる居住の比丘歸り來るとせよ。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者は惡作の罪あり。

二―三〔二九〕……

一部にして一部なることを知れるもの十五種　終

【二七】以下四の文より推察せよ。
【二八】以下四の文より推察せよ。
【二九】以下二八と同じ、但二八にては「誦讀者には罪なし」の語を以て結びたるが、此にては「誦讀者は惡作の罪あり」と

三〇　比丘等、此に或住院內に於て四人又は其以上なる衆多の比丘布薩日に於て相集るとせよ。彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知れりとせよ。彼等は我等は布薩會をなすに堪ふるや將適せざるやと疑念を抱きつつ布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀するとせよ。此等の比丘の波羅提木叉を誦讀しつつあるに、他の多數なる居住の比丘歸り來るとせよ。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者は惡作の罪あり。[四〇]……
疑念を抱くものの十五種　終

三一　比丘等、此に或住院內に於て四人又は其以上なる衆多の比丘布薩日に於て相集るとせよ。彼等は他に居住の比丘の來り會せざるあることを知れりとせよ。彼等は、我等の布薩をなすは適當なり不適當にあらずと橫逸の念を以て布薩を行ひ波羅提木叉を誦讀するとせよ。而して彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の多數の居住の比丘は來り會するとせよ。比丘等、此等の比丘は再び波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者には惡作の罪あり。[四一]……
橫逸の念あるものの十五種　終

【四〇】以下二九の二、三より推察せよ。
【四一】二九の二、三に同じ。

三二　比丘等、此に或住院内に於て布薩日に當り、四人又は其以上の多數なる居住の比丘相集り、彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知る。『(四二)彼等は失せよ、彼等は滅びよ、彼等我等に取りて何の要かある』といひ、分裂を望みて布薩をなし、波羅提木叉を誦讀す。彼等の波羅提木叉を誦讀しつつある時、他の多數の居住の比丘は來り會するとせよ。比丘等、此等の比丘は更に波羅提木叉を誦讀すべきなり。誦讀者は(四三)偸蘭遮罪を犯す。(四四)……

分裂を望むもの十五種。　終

七十五種〔篇〕終

【四二】居住の比丘にして其の住にあらざるものなり。
【四三】Thullaccaya 偸蘭遮(罪)。
【四四】二九の二、三と同じ。

三三　此に比丘等、或住院内に於て布薩日に當り、四人又は其以上の多數なる居住の比丘相集り、他の居住の比丘の界區内に入るを知る。彼等他の居住の比丘の界區内に入りたるを知る。彼等他の居住の比丘の界區内に入るを見る。彼等他の居住の比丘の界區内に入りたるを見る。彼等他の居住の比丘の界區内に入るを聞く。彼等他の居住の比丘の界區内に入りたるを聞く。居住の比丘居住の比丘に對して三三合して一百七十五をなし、居住の比丘外來の比丘に對し、外來の比丘居住の比丘に對し、外來の比丘外來の比丘に對し、乃至、三三合して七百數をなす。

三四―一　比丘等、此に居住の比丘は「分の」十四日を以て、外來の比丘は十五日「を以て布薩日」となすとせよ。若し居住の比丘多數ならば、外來の比丘は彼等に順ふべきなり。若し同數ならば外來の比丘は居住の比丘に順ふべきなり。若し外來の比丘多數ならば居住の比丘は彼等に順ふべきなり。

二　此に比丘等、居住の比丘は「分の」十五日を以て、外來の比丘は十五日「を以て布薩日」となすとせよ。若し居住の比丘多數ならば〔四五〕……

三　此に比丘等、居住の比丘は「分の」初日を以て、外來の比丘は十五日「を以て布薩日」となすとせよ。若し居住の比丘多數ならば、居住者は外來者に〔四六〕和合を與ふるを欲せざれば、之を與ふるの要なし。外來者は應に界區外に去りて布薩を行ふべきなり。若し同數ならば、居住者は外來者に和合を與ふるを欲せざれば之を與ふるの要なし、外來者は應に界區外に去りて布薩をなすべきなり。若し外來者多數ならば居住者は外來者に和合を與ふべく、或は「己等」界區外に去りて布薩を行ふべきなり。

四　此に比丘等、居住の比丘は「分の」十五日を以て、外來の比丘は初日「を以て布薩日」となすとせよ。若し居住者多數ならば、外來者は居住者に和合を與ふべく、或は界區外に去るべきなり。若し同數ならば外來者は居住者に和合を與ふべく、或は界區外に去るべきなり。若し外來者多數ならば外來

〔四五〕以下一と同じ。
〔四六〕同一所にありて布薩を行ふをいふ。

者は居住者に和合を與ふるを欲せざれば、之を與ふるの要なし。居住者は界區外に去りて布薩を行ふべきなり。

五　比丘等、此に外來の比丘は居住の比丘の標章、徴證となるものの善く表示せられ、臥牀及び坐牀、敷布及び枕、飲料水、食物の善く調へられ、房舍の善く掃はれたるを見る、見て而して居住の比丘等は內にありや否やと疑念を抱く。

六　彼等疑念を抱きつつ之を探らず、探らずして布薩を行ふ、之惡作の罪あり。彼等疑念を抱きつつ之を探る、探りて見ず、見ずして布薩を行ふ、之罪なし。彼等疑念を抱きつつ探る、探りて見る、見て共に布薩を行ふ、之罪なし。彼等疑念を抱きつつ探る、探りて見る、見て別別に布薩を行ふ、之惡作の罪あり。彼等疑念を抱きつつ探る、探りて見る、見て『彼等失せよ、彼等滅びよ、彼等我等に取りて何の要かある』といひ分裂を望みて布薩をなす、之重罪に墮す。

七　比丘等、此に外來の比丘は居住の比丘の標章、徴證となるもの、經行する足音、讀誦の聲、喀嗽の音、噴嚏の音を聞く、聞いて而して『居住の比丘はありやなしや』と疑念を抱く。四七……之重罪に墮す。

八　比丘等、此に居住の比丘等は外來の比丘の標章、徴證となるもの、見慣れざる衣鉢、見慣れ

【四七】　六と同じ。

ざる法衣、見慣れざる坐具、足洗ひたる水の散れるを見る、見て『外來の比丘はありやなしや』と疑念を抱く。(四八)……之重罪に墮す。

九　此に比丘等、居住の比丘等は外來の比丘の標章、徴證となるもの、來る足音、履を拂ふ音、咳嗽の音、噴嚔の音を聞く、聞いて而して、『外來の比丘はありやなしや』と疑念を抱く。(四九)……之重罪に墮す。

一〇　此に比丘等、外來の比丘等は異れる地方の居住比丘を見、彼等は此等を同一地方のものなりと思ふ。同一地方のものなりと思うて問はず、問はずして共に布薩を行ふ、之罪なし。彼等は問ふ、問うて徹底せず、徹底せずして共に布薩を行ふ、之惡作に墮す。彼等は問ふ、問うて徹底せず、徹底せずして別別に布薩を行ふ、之罪なし。

一一　此に比丘等、外來の比丘等同一地方の居住比丘を見る、彼等此等を異れる地方の居住比丘なりと思ふ、異れる地方の居住比丘なりと思うて問はず、問はずして共に布薩をなす、之惡作の罪あり。彼等は問ふ、問うて徹底す、徹底して別別に布薩を行ふ、之惡作の罪あり。彼等は問ふ、問うて徹底す、徹底して共に布薩を行ふ、之罪なし。

一二　此に比丘等、居住比丘等は異れる地方の外來比丘を見る。(五〇)……

【四八】六と同じ。
【四九】六と同じ。
【五〇】一[illegible]と同じ。

一三　此に比丘等、舊住比丘等は同一地方の外來比丘を見る。〔五一〕……

三五―一　比丘等、布薩日に當りては、〔五二〕大衆と共にするや、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院より比丘の住まざる住院に趣くべからず。比丘等、布薩日に當りては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院より比丘の住まざる非住處に趣くべからず。比丘等、布薩日に當りては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院より、比丘の住める住院又は非住處に趣くべからず。

二　比丘等、布薩日に當りては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める非住處より、比丘の住まざる住院に……比丘の住まざる非住處に……比丘の住まざる住院又は非住處に趣くべからず。

三　比丘等、布薩日に當りては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院若くは非住處より、比丘の住める住院に……比丘の住まざる非住處に……比丘の住まざる住院又は非住處に趣くべからず。

四　比丘等、布薩日に當りては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院よりして、「己等と」同一和合住にあらざる比丘の住める住院に趣くべからず。比丘等、布薩日に當り

【五一】　一一と同じ。
【五二】　大衆と共にすれば先方に趣きて布薩を行ふを得るの便あり。

ては、大衆と共にするか、障難あるかにあらざれば、比丘の住める住院よりして、「己等と」同一和合住にあらざる比丘の住める非住處に趣くべからず。(三三)……

五　比丘等、布薩日に當りては、比丘の住める住院より、「己等と」同一和合住の比丘の住める「他の」住院に、今日其の處に達し得ることを知りて初めて行くべきなり。比丘等、布薩日に當りては、比丘の住める住院より、「己等と」同一和合住の比丘の住める非住處に、今日其の處に達し得ることを知りて初めて行くべきなり。(三四)……比丘等、布薩日に當りては、比丘の住院又は非住處よりして、「己等と」同一和合住の住める住院又は非住處に今日其の處に達し得ることを知りて初めて行くべきなり。

【三三】以下一、二、三を參照すべし、之に九の場合あることを知るべし。

【三四】以下一、二、三を參照すべし、總て九の場合あることを知れ。

三六―一　比丘等、比丘尼の坐せる席にて、波羅提木叉を誦讀すべからず、誦讀すれば惡作の罪に墮す。比丘等、式叉摩那の坐せる席にて……沙彌の……沙彌尼の……戒法を棄てたるものの……極重罪を犯せるものの坐せる席にて波羅提木叉を誦讀すべからず、誦讀すれば惡作の罪に墮す。

二　比丘等、罪を認めざるによりて除却に處せられたるものの坐せる席にて波羅提木叉を誦讀すべからず。誦讀するものは宜しく法に隨ひて處分すべし。比丘等、罪を謝せざるによりて除却に處せら

れたるものの……邪見を棄てざるによりて除却に處せられたるものの……

三　黄門の坐せる席にて波羅提木叉を誦讀すべからず、誦讀するものは惡作の罪に墮す。竊に比丘に交れるものの……外道に歸せるものの、畜生の、殺母者の、殺父者の、殺阿羅漢者の、比丘尼を犯せしものの、破和合僧者の、出〔佛身〕血者の、半陰陽者の坐する席にて波羅提木叉を誦讀すべからず、之を誦讀すれば惡作の罪に墮す。

四　比丘等よ、(五五)別住者が集會者の未だ座を起たざる時、其の淨潔を告白するにあらざれば、〔其の告白を受けて〕布薩を行ふべからず、比丘等、大衆の同意あるにあらざれば、布薩日外の日に於て布薩を行ふべからず。」

布薩犍度篇第二誦出　終

【五五】小品第一篇、第二篇に出づ。

安居篇第三

一―一　その時佛世尊は王舍城「外なる」、竹林、栗鼠園中に住したまへり。その時世尊は尙ほ未だ比丘のために雨期安居のことを制したまはず。斯くて彼等比丘は署期にも寒期にも雨期にも遊行をなせり。

二　人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば此等沙門釋子は、靑草を蹈み躙り、［二］一根の生物を害ひ、數多の微少なる生類を殺して、署期にも寒期にも雨期にも遊行をなすぞや。此等の外道は、其の法惡說なりと雖も、雨期の住居を結び構ふ、此等の鳥類は樹木の頂に巢を造りて、雨期の住居を結び構ふ、然るに此等の沙門釋子は、靑草を蹈み躙り、一根の生物を害ひ、數多の微少なる生類を殺して、署期にも寒期にも雨期にも遊行をなす。」

三　比丘等は此等の人人の憤り怒り呟けるを聞けり、それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。時に世尊は此の緣に於て此の機に際して、說法をなし比丘に告げて宣へり、「比丘等、安居に入るべきことを定む。」

【一】Kalandakanivâpo 迦蘭駄迦と呼べるものの供物を奉げたる處の意か、或は栗鼠に食物を施したる處の意か。

【二】植物をいふ、これ植物に唯身根を有するに止まればなり。

二―一　時に比丘等思へらく、「何時安居には入るべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、雨期に於て安居に入るべきことを定む。」

二　時に比丘等心に思へらく、「入安居期に幾何ありや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、入安居期に二あり、前と後となり。前なるは阿沙荼の滿月の翌日に於て入るべく、後なるは阿沙荼の滿月より一箇月を經て入るべきなり。比丘等、此等の二は入安居期なり。」

三―一　その時六羣の比丘等は安居に入りて、安居中にありながら尚ほ遊行をなせり。人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば此等沙門釋子は青草を踏み躪り、……暑期にも寒期にも雨期にも遊行をなす。」

【三】一の一、二を見よ。

二　比丘等は此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。比丘の中にて寡欲なるものは「また」憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば六羣の比丘等は安居に入りて安居中にありながら尚ほ遊行をなすぞや。」それより此の比丘は世尊に此の事を白せり。時に世尊此の縁に於て此の機に際して說法をなし比丘に告げて宣はく、「比丘等、安居に入りては前三箇月の間、若くは後三箇月の間、住止することなくして遊行に出で去るべからず。出で去るものは惡作の罪あり。」

四—一　その時六羣の比丘は安居に入ることを欲せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、安居には入らざるべからず、入らざるものは惡作の罪に墮す。」

二　その時六羣の比丘は入安居の日に當りて、安居に入らず、故に住院を立ち去れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、入安居の日に當りて安居に入らずして住院を立ち去るべからず、立ち去るものは惡作の罪に墮す。」

三　その時摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は入安居の期を延期せしめんと欲して、使を比丘等の所に遣りて言へり、「諸尊若し來る月の滿月の日に於て安居に入りたまはば可ならん」。世尊に此の事を白せり。「比丘等、國王の意には順ふことを許す。」

五—一　時に世尊隨意の間王舍城中に住したまひて後、舍衞城の方へ遊行をなしたまへり。次第に遊行して舍衞城に達したまへり。此に世尊は舍衞城なる祇陀林、給孤獨者の遊園に住したまへり。時に拘薩羅の國に於て優塡那と呼べる優婆塞、大衆のために精舍を建てしめたり。彼使者を比丘等の所に遣りて言へり、「諸尊よ、來れ、我施を行ひ、法を聞き、比丘等を見んと欲す。」

二　比丘等は斯の如く言へり、「友よ、安居に入らば、前三月又は後三月の間其の處に住すること

なくして遊行に出でざるべからずと制めたまへり。願くは信士優塡那の、比丘の安居を終るまで待たんことを、安居終らば彼等は至らん。されど若し彼に切迫せる要務あらば、精舍を其の處に居住する比丘等に奉施せんことを。」

三　信士優塡那は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば諸尊は我が使者を送れるに「對して」來らざるぞや。我は施者なり作者なり大衆の歸崇者なり。」比丘等は信士優塡那の憤り怒り呟けるを聞き、それより彼等は世尊に此の事を白せり。

四　世尊は此の緣により此の機に際して說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、比丘比丘尼、優婆塞優婆夷、式沙摩那、沙彌沙彌尼と、此等七種の人、若し七日の中に成し得べき事ありて使者を送らば「之に應じて」往くを許す、されど使者を送らざる時は然らず。比丘等、此等七種の人、若し七日の中に成し得べき事ありて使者を送らば「之に應じて」往くことを許す、されど使者を送らざる時は然らず。七日中に必ず還るべきなり。

五　比丘等、此に信士あり、大衆のために精舍を建てしめたりとせよ。彼若し使者を大衆の所に送りて、「諸尊、來れ、我施を行ひ、法を聞き、諸比丘を見んと欲す」と言はば、比丘等よ、七日の中に成し得べき事ありて、使者を送らば趣くべし、使者を送らざる時は然らず。七日中に必ず還り來るべきなり。

六　比丘等、此に信士あり、大衆のために金翅鳥形の家を建てしめたりとせよ。樓閣、[四]涼房、洞窟、寮舍、倉庫、勤行堂、火屋、[五]便室、厠房、經行處、經行堂、井、井舍、浴場、浴堂、蓮池、廷堂、庭園、庭園地を設けしめたりとせよ。彼若し使を比丘の所に遣りて[六]……

七　此に比丘等、信士あり、衆多の比丘のために……一人の比丘のために精舍を建てしめたりとせよ。金翅鳥形の家、樓閣、涼房[七]……

八　比丘等、此に信士あり、[八]比丘尼衆のために……衆多の比丘尼のために……一人の比丘尼のために……衆多の式沙摩那のため……衆多の沙彌のために……一人の沙彌のために……衆多の沙彌尼のために……一人の沙彌尼のために精舍を建てしめたりとせよ。金翅鳥形の家、樓閣、涼房[九]……

九　比丘等、此に信士あり、己のために住處を建てしめたりとせよ。寢室、厩舍、望臺、[一〇]高樓、店、店舍、樓閣、涼房、洞窟、寮舍、倉庫、勤行堂、火屋、厨房、厠房、經行處、經行堂、井、井舍、浴場、浴堂、蓮池、廷堂、庭園、庭園地を設けしめ、或は男兒のために婦を娶り、或は女兒のために夫を選び、或は彼病に罹り、或は彼名高き經典を讀むことを解せりとせよ。彼若し使を比丘等の處に遣りて、「諸尊、來れ、此の經典の泯びざる

【四】第一篇三〇の四の註參照。
【五】便利をなすために構へたる小室。
【六】以下五と同じ。
【七】以下六と同じ。
【八】全部の比丘尼衆。
【九】以下六と同じ、但比丘尼には厠房、浴場、浴室の三を除く。
【一〇】一箇の尖れる棟ある家。

に先ちて之を學べ」と言はば、または他に事務要務あらば、或は彼若し比丘等の所に使者を遣りて、「諸尊、來れ、我施を行ひ、法を聞き、比丘等を見んと欲す」と言はば、比丘等よ、七日の中に成し得べきことありて使者を遣らば趣くべし、使者を遣らざれば趣くべからず。

一〇　比丘等よ、此に信女あり、大衆のために精舍を建てしめたりとせよ。（一）……

一一　比丘等よ、此に信女あり、大衆のために金翅鳥形の家を建てしめたりとせよ。（二）……

一二　比丘等よ、此に信女あり、衆多の比丘のために……一人の比丘のために（三）……

一三　比丘等、此に比丘ありて大衆のために、比丘尼ありて大衆のために、式沙摩那ありて大衆のために、沙彌ありて大衆のために、沙彌尼ありて大衆のために（四）……」

【一】上の五を見よ。
【二】上の六と同じ。
【三】上の七、八、九に同じ。
【四】五―九を參照せよ。

六―一　その時一人の比丘ありて病めり。彼比丘等の所に使者を遣りて言へり、「我病に罹れり、比丘等よ來れかし、我比丘等の來らんことを願ふ。」之を世尊に白せり。「比丘等、五「種の人」七日の中に成し得べき事ありて、使者を遣らば言ふを待たず、遣らざるにも趣くことを許す、「五種の人」とは比丘、比丘尼、式沙摩那、沙彌、沙彌尼なり。比丘等、此等五「種の人」七日の中に成し得べき事あり

て使者を送らば言ふを待たず、送らざるにも趣くことを許す。

二　比丘等、此に比丘ありて病めりとせよ。彼若し比丘等の所に使者を送りて、『我病に罹れり、比丘等來れかし、我彼等の來らんことを願ふ』と言はば、比丘等よ、七日の中に成し得べき事を以つて、使者を送らば言ふを待たず、送らざるにも趣くべきなり、『我病者の食物を求めん、看護者の食物を求めん、醫藥を求めん、〔容態を〕問はん、我自ら看護せん』と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

三　比丘等、此に比丘ありて厭嫌の念を起せりとせよ。彼若し使者を比丘等の所に送りて、『我に厭嫌の念起れり、比丘等來れかし、我彼等の來らんことを願ふ』と言はば……『我其の厭嫌の念を除かん或は除かしめん、或は彼のために説法をなさん』と言うて七日の中に還り來るべきなり。

四　比丘等、此に比丘ありて疑惑の念を起せりとせよ。……『我其の疑惑の念を排はん、或は排はしめん、或は彼のために説法をなさん』と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

五　比丘等、此に比丘ありて邪見を起せりとせよ。……『我其の邪見を遠ざけん、或は遠ざけしめん、或は彼のために説法をなさん』と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

六　〔二五〕比丘等、此に比丘ありて別住〔羯磨を受くべき〕重罪を犯したりとせよ。彼若し使者を比丘等の所に送りて、『我別住〔羯磨を受くべき〕重罪を犯したり。比丘等來れかし、我比丘等の來らんこと

【二五】以下受戒篇二五の二一、二二を參照せよ。

を願ふ」と言はば、比丘等よ、七日の中に成し得べき事を以て、使者を遣らば言ふに及ばず、遣らざるにも趣くべきなり、「我、大衆の」彼に別住を與ふるやう力を盡さん、「大衆に」提議をなさん、或は「大衆に加はりて其の」數を滿たさん」と言うて、七日の中に還り來るべきなり。

七　比丘等、此に比丘ありて根本復元「羯磨を受くる」に當るものとせよ。(一六)…………

八　比丘等、此に比丘ありて摩那埵「羯磨を受くる」に當るものとせよ。(一七)…………

九　比丘等、此に比丘ありて出罪「羯磨を受くる」に當るものとせよ。(一八)……

一〇　比丘等、此に比丘あり、大衆彼に對して羯磨を行はんと欲すとせよ、呵責、依止、擯出、應至在家、除擧等、……(一九)「如何にせば大衆は彼れに對して此れ等の羯磨を行はざるや、將轉じて輕きとなすや」と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

一一　大衆彼に對して此等の羯磨を行へりとせよ。彼若し比丘等の所に使を遣りて、「大衆我に對して羯磨を行へり。比丘等來れかし、我比丘等の來らんことを願ふ」と言はば、比丘等、七日の中に成し得べきことを以て、使者を遣らば言ふに及ばず、遣らざるにも趣くべきなり、「如何にせば彼善く身を持つべきぞや、遜順なるべきぞや、懲罰を免るべきぞや、大衆は其の羯磨を解除すべきぞや」と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

【一六】六を參照せよ。
【一七】六を參照せよ。
【一八】六を參照せよ。
【一九】六を參照せよ。

一二—一五　此に比丘等よ、比丘尼ありて病に罹れりとせよ。〔二〇〕……

一六　比丘等、此に比丘尼ありて重罪を犯し摩那埵〔羯磨を受くる〕に當るとせよ。〔二一〕……

一七　比丘等、此に比丘尼ありて重罪を犯し根本復元〔羯磨を受くる〕に當るとせよ。〔二二〕……

一八　比丘等、此に比丘尼ありて出罪〔羯磨を受くる〕に當るとせよ。〔二三〕……

一九　比丘等、此に比丘尼あり、大衆彼の女に對して羯磨を行はんと欲すとせよ。〔二四〕……

二〇　大衆彼の女に對して羯磨を行へりとせよ。〔二五〕……

二一、二二　比丘等、此に式沙摩那ありて病に罹れりとせよ。〔二六〕彼の女戒を犯せりとせよ。……「我彼の女の更に戒を受くべきやう力を盡さん」と言うて。七日の中に還り來るべきなり。

二三　比丘等、此に式沙摩那ありて具足戒を受けんと欲すとせよ。……「我彼の女の具足戒を受くべきやう力を盡さん、「大衆に」提議をなさん、或は「大衆の」員を滿たさん」と言うて。七日にして還り來るべきなり。

二四、二五　比丘等、此に沙彌ありて病に罹れりとせよ。〔二七〕比丘等、此に沙彌ありて安居「の事」を問はんと願ふとせよ。……「我之を彼に問はん、或は之を彼に語らん」と言うて。七日にして還り來る

〔二〇〕二—五を參照せよ。
〔二一〕八參照せよ。
〔二二〕七參照せよ。
〔二三〕九參照せよ。
〔二四〕一〇を見よ。
〔二五〕一一參照せよ。
〔二六〕二—五參照せよ。
〔二七〕二—四參照せよ。

べきなり。

二六　比丘等、此に沙彌ありて具足戒を受けんと欲すとせよ。(二八)……

二七、二八　比丘等、此に沙彌尼ありて病に罹れりとせよ。(二九)……

二九　比丘等、此に沙彌尼ありて(三〇)戒法を受けんと欲すとせよ。彼の女若し使を比丘等の處に遣りて「我戒法を受けんと欲す、諸賢來れかし、我諸賢の來らんことを願ふ」と言はば、比丘等、七日の中に成し得べきことを以て、迎へられし場合は言ふまでもなく、迎へられざるにも「我大衆の彼の女に戒法を授くるやう力を盡さん」と言うて趣くべきなり。七日以内にして還り來るべきなり。」

七―一　その時或比丘の母病に罹りしが、彼の女は使を其の兒の處に遣りて言へり、「我病に罹れり、我が兒來れかし、我兒の來らんことを願ふ。」時に彼の比丘心に思へらく、「七「種の人」の七日の中に成し得べき事を以て、使者を遣らば「之に應じて」行くことを許す、されど使者を遣らざる時は然らず。五「種の人」の七日の中に成し得べき事を以て、使者を遣りたる場合には言ふに及ばず、使者を遣らざるにも趣くことを許したまへり。我が此の母は病に罹り、而も彼の女は信女にあらず。我之を如何に處すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。

【二八】二三參照せよ。
【二九】二四、二五參照せよ。
【三〇】沙彌尼の十戒なり。

二　「比丘等、七〔種の人〕、若し七日の中に成し得べき事を以て、使者を送らば言ふを待たず、使者を送らざるにも趣くことを許す。比丘、比丘尼、式沙摩那、沙彌、沙彌尼、父及び母なり。比丘等、此等七〔種の人〕若し七日の中に成し得べき事を以て、使者を送らざるにも趣くことを許す。七日の中に還り來るべきなり。

三　比丘等、此に比丘の母病に罹れりとせよ。彼の女若し使者を其の兒の所に送りて。〔三一〕……七日の中に還り來るべきなり。

四　比丘等、此に比丘の父病に罹れりとせよ。彼若し使者を其の兒の所に送りて〔三二〕……

五　比丘等、此に比丘の兄又は弟ありて病に罹れりとせよ。彼若し使者を其の弟又は兄なる比丘の所に送りて、「我病に罹れり、我が弟〔又は兄〕來れかし、我彼の來らんことを願ふ」と言はば、比丘等、七日の中に成し得べき事を以て、迎へられし場合には赴くことを許す、迎へられざれば然らず。七日の中に還り來るべきなり。

六　比丘等、此に比丘の姉妹ありて病に罹れりとせよ。〔三三〕……

七　比丘等、此に比丘の親族のものありて病に罹れりとせよ。〔三四〕……

八　比丘等、此に比丘と共に住みしもの病に罹れりとせよ。彼若し比丘の所に使者を送りて、「我病

〔三一〕六の二參照。
〔三二〕六の二參照。
〔三三〕五參照。
〔三四〕五參照、此の場合親族のものは比丘を呼ぶに bhaddanta(尊)の語を用ふ。

に害されたり、比丘等来れかし、我彼等の来らんことを願ふ」と言はば、比丘等よ、七日の中に成し得べき事を以て、迎へられし場合には行くべく、然らざれば行くべからず。七日の中に還り来るべきなり。」

八　その時大衆の精舎朽ちたり。一人の信士は森林内に木材を切らしめたるが、彼使者を比丘等の所に送りて、「諸尊若し此の木材を運ばば、我此の木材を布施せん」と言へり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆の要務を以て出で行くことを許す。七日の中に還り来るべきなり。」

雨期安居誦出　終

九―一　その時拘薩羅の國に於て安居に入れる比丘等は猛獸のために悩まされたり、或は捕へられ或は殺されたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に安居に入れる比丘ありて猛獸のために悩まされ、或は捕へられ或は殺さるるとせよ。之は障難なりとて其の處を去るべきなり。安居を破るの罪なし。比丘等、此に安居に入れる比丘ありて蛇のために悩まされ、或は咬まれ或は殺さるるとせよ。之は障難なりとて其の處を去るべきなり。安居を破るの罪なし。

二　比丘等、此に安居に入れる比丘ありて盗賊のために悩まされ、或は奪はれ或は毆たるるとせよ。

〔三五〕畢舍遮のために惱まされ、或は憑かれ或は力を拔かるるとせよ。……

三　比丘等、此に安居に入れる比丘ありて其の住める村里は火に燒かれ、比丘等は乞食のために苦しむとせよ。……比丘等の座臥處は火に燒かれ、比丘等は座臥處の故を以て苦しむとせよ。……

四　比丘等、此に安居に入れる比丘ありて其の住める村里は洪水に漂はされ、比丘等は乞食のために苦しむとせよ。……比丘等の座臥處は洪水に漂はされ、比丘等は座臥處の故を以て苦しむとせよ。之は障難なりとて其の處を去るべきなり。安居を破るの罪なし。」

【三五】　鬼類の一、顚鬼、癲狂氣、噉精氣、食血肉鬼等と譯す。

一〇　その時比丘等あり或住院內に於て安居に入れるが、其の村盜賊のために「惱まされて」他處へ移りたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、汝等其の村の移れる所に「伴ひ」行くことを許す。」村は二に別れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、汝等多數のものの移れる所に「伴ひ」行くことを許す。」多數のものは信心なく懽憘心なかりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、信心あり懽憘心あるものの方へ行くことを許す。」

一一　その時拘薩羅國の或住院の中に於て安居に入りたる比丘等は、粗なるも美なるも、欲しきだけの食物を十分に得る能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に入安居の比丘ありて

粗なるも美なるも、欲しきだけの食物を十分に得ること能はずとせよ。之は障礙なりとて其の處を去るべきなり。彼安居の罪なし。比丘等、此に入安居の比丘ありて粗なる或は美なる食物を欲しきだけ十分に得、而も身を養ふべき食物を得ること能はずとせよ。……

二　比丘等、此に入安居の比丘ありて粗なる或は美なる食物を欲しきだけ十分に得、身を養ふべき食物を得、而も效驗ある藥を得ること能はずとせよ。……粗なる或は美なる食物を欲しきだけ十分に得、身を養ふべき食物を得、效驗ある藥を得、而も適當の侍者を得ること能はずとせよ。……

三　比丘等、此に入安居の比丘あるを婦人ありて招くとせよ、『來れ尊師、我汝にヒランニャ金を與へん、スヷンナ金を與へん、土地、物品、牡牛、牝牛、奴僕、婢女を與へん、女兒を汝の妻として與へん、我汝の妻とならん、或は汝に他の妻を娶はせん』と言ひて。此に此の比丘若し、『世尊は心は轉じ易きものなりと宣へり。或は我が梵行に障礙あることあらん』と斯の如き心を起さば、彼は其の處を去るべきなり。彼安居の罪なし。

【三】　三の註を見よ。

四　比丘等、此に入安居の比丘あるを遊女ありて招くとせよ。……成熟せる處女ありて招くとせよ。……黃門ありて招くとせよ。……親族のものありて招くとせよ。王者ありて招くとせよ。……盜賊ありて招くとせよ。……惡徒ありて招くとせよ、『來れ、尊師、我等汝にヒランニャ金を與へん、……女兒を汝の妻として與へん、或は汝に他の妻を娶はさん』と言ひて、此に此の比丘若し　此に比丘

等、入安居の比丘ありて主なき財物を發見するとせよ。此に此の比丘若し……

五　比丘等、此に入安居の比丘ありて衆多の比丘の大衆を分裂せしむるに汲汲たるを見るとせよ。此に彼の比丘若し、『世尊は大衆の分裂は重大事なりと宣へり。我が面前に於て大衆の分裂起らざらんことを』と斯の如き心を起さば、彼其の處を去るべきなり。破安居の罪なし。此に比丘等、入安居の比丘ありて、衆多の比丘大衆を分裂せしむるに汲汲たりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘若し……

六　比丘等、此に入安居の比丘ありて、某の住院に於て衆多の比丘は大衆を分裂せしむるに汲汲たりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘若し、『此等の比丘は我が友なり。我彼等に語げて言はん、友等よ、世尊は大衆の分裂は重大事なりと宣へり。具壽等大衆の分裂を悅ぶことなかれと。〔斯く言はば〕彼等我が言に從はん、我が言に耳を傾けん』と思はば、〔其の處へ〕趣くべきなり。破安居の失なし。

七　比丘等、此に入安居の比丘ありて、某の住院に於て衆多の比丘は大衆を分裂せしむるに汲汲たりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘心に思へらく、『此等の比丘は我が友にあらず、されど彼等の友たるものは我が友なり、我〔我が友等に〕語げなば、友等は彼等に語げて言はん、友等よ、[三七]……

八　比丘等、此に入安居の比丘ありて、某の住院内に於て衆多の比丘は大衆を分裂せしめたりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘若し、『此等の比丘は我が友なり[三八]……

【三七】以下六と同じ。

【三八】以下六と同じ。

九　比丘等、此に入安居の比丘ありて、某の住院に於て衆多の比丘は大衆を分裂せしめたりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘若し、『此等の比丘は我が友にあらず、〔三九〕……

一〇—一三　比丘等、此に入安居の比丘ありて、某の住院内に於て衆多の比丘尼は大衆を分裂せしむるに汲汲たりといふを聞くとせよ。此に彼の比丘若し、『此等の比丘尼は我が友なり。我彼等に語げて言はん、大姉等、大衆の分裂は重大事なりと世尊は宣へり。大姉等大衆の分裂を悦ぶことなかれと「斯く言はば」彼等我が言に從はん、我が言に耳を傾けん』と思はば「其の處に」適くべきなり。彼安居の罪なし。〔四〇〕……」

一二—一　その時、或一人の比丘あり牛舍内に於て安居に入らんと思へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、牛舍内に於て安居に入ることを許す。」牛舍は他へ移されたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、牛舍「の移されし方へ」伴ひ行くことを許す。」

二　その時或一人の比丘あり、入安居の期近づけるに旅隊と共に他處へ適かんと思へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、旅隊中に安居に入ることを許す。」その時或一人の比丘あり船に乘りて他處へ適かんと思へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等の船中に於て安居に入ることを許す。」

三　その時比丘等樹木の空洞内に於て安居に入れり、人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も田舍漢

【三九】且下七及び六參照。
【四〇】且下七・九・同じ。

如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、樹木の空洞内に於て安居に入るべからず。入るものは惡作の罪あり。」

四　その時比丘等樹木の杈椏の上に於て安居に入れり、人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も獵夫の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。(四一)……

五　その時比丘等野外にありて安居に入りしが、雨降れば樹木の下又は任婆樹の空洞内に走り入れり。世尊に此の事を白せり。(四二)……

六　その時比丘座臥處なくして安居に入り、或は寒氣のために苦しみ或は暑氣のために苦しめり。世尊に此の事を白せり。(四三)……

七　その時比丘等屍室の内に於て安居に入れり、人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も火葬人の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。(四四)……

八　その時比丘等傘蓋の中にありて安居に入れり、人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も牧牛人の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。(四五)……

九　その時比丘等祠堂の中に於て安居に入れり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も外道の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、祠堂内にありて安居に入るべからず。入るものは惡作の罪に墮す。」

(四一)　三の結文參照。
(四二)　三の結文參照。
(四三)　三の結文參照。
(四四)　三の結文參照。
(四五)　三の結文參照。

一三—一　その時舍衛城に於ける大衆は相約束して、「人安居中に人をして出家せしむべからず」とせり。毘舍佉、彌伽羅母の孫は比丘の所に行きて出家を求めたり。比丘等は之に對して斯の如く言へり、「友よ、大衆は安居中は人をして出家せしむべからずと約せり。友よ、比丘の雨安居を終るを待て、雨安居終らば彼等汝をして出家せしめん。」それより此等の比丘は雨安居を終りて後毘舍佉、彌伽羅母の孫に語げて言へり、「來れ友よ、今出家せよ。」彼は斯の如く言へり、「諸尊師、我先に出家したらんには、出家生活を樂としたらん、諸尊師、今や我出家の意なし。」

二　毘舍佉、彌伽羅母は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば諸尊師は、安居中人をして出家せしむべからずと、斯の如き約束をなすぞや。何の時か法を行ふべからざらん。」比丘等は毘舍佉、彌伽羅母の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。それより彼等比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、安居中人をして出家せしむべからずと、斯る約束をなすべからず。之をなすものは惡作の罪あり。」

一四—一　その時具壽優波難陀釋子は、拘薩羅の王、波斯匿に對して前期の雨安居に入るべきことを約せり。彼其の住院に趣かんとする途中、法衣豐かなる兩住院あるを見て心に思へらく、「我宜しく此等の兩住院に於て雨安居に入るべきなり。斯の如くして我多の法衣を得ん。」彼は此等に兩住院に於て

雨安居に入れり、拘薩羅の王、波斯匿は憤り怒り且つ呟きて言へり「何故なれば尊優波難陀釋子は我等に雨安居に入ることを約しながら虚言をなせるぞ。」世尊は種種の方便を以て妄語を呵責し、妄語を離るることを讃歎したまへり。

二　比丘等は拘薩羅の王、波斯匿の憤り怒り且つ呟けるを聞けり、比丘の中にて寡欲なるもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば具壽優波難陀釋子は拘薩羅の王、波斯匿に雨安居に入ることを約しながら虚言をなすぞや。世尊は種種の方便を以て妄語を呵責し、妄語を離るることを讃歎したまへるにあらずや。」

三　それより此等の比丘は世尊に此の由を白せり。世尊は此の緣に於て比丘衆を集め、具壽優波難陀釋子に問うて宣へり「優波難陀、汝は拘薩羅の王、波斯匿に雨安居に入ることを約しながら虚言をなせりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は呵責したまへり、「何故なれば愚人、汝は拘薩羅の王、波斯匿に對して……愚人、我は種種の方便を以て……愚人、之は未信者の信を得、既信者の信を增す所以にあらず。」呵責して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、

四　「比丘等、此に比丘あり、「信者に對して」前期の雨安居に入るべきことを約すとせよ。彼其の住院に趣きつつ中途に於て兩所の住院内に多の法衣あるを見て心に思へらく「我宜しく此等兩所の住院内に於て雨安居に入るべきなり、斯の如くせば我多の法衣を得ん。」彼此等の兩住院に於て雨安居に入

るとせよ。此の比丘の前安居は效力なく、其の約束に關しては彼惡作の罪あり。

五　比丘等、此に比丘あり「信者に對して」前安居に入ることを約すとせよ。彼彼の住院に趣きつつ外にありて布薩を行ひ、分の初日に彼の住院に著し、座臥處を設け、飲料水と食物とを備へ、房舍を掃ひ、而して作すべき事なくして其の日其の處を去るとせよ。比丘等、此の比丘の前安居は效力なく其の約束に關しては彼惡作の罪あり。比丘等、此に比丘あり、……彼作すべき事ありて其の日其の處を去るとせよ。(四六)……

六　比丘等、此に比丘あり……彼二三日住みて後、作すべき事なくして其の處を去るとせよ。(四七)……彼二三日住みて後、作すべき事ありて其の處を去るとせよ。(四八)……彼二三日住みて後、七日の中に成し得べきことありて其の處を去り、其の七日を外に過すとせよ。(四九)……彼二三日住みて後、七日の中に成し得べきことありて其の處を去り、其の七日以内に還り來るとせよ。比丘等、此の比丘の前安居は效力あり、其の約束に關しては彼罪なし。

七　比丘等、此に比丘あり、……彼(五〇)自恣の前七日に作すべき事ありて其の處を去るとせよ。比丘等、其の比丘其の住院に還り來るとも或は還り來らざるとも、比丘等、其の比丘の前安居は有效にして、約束の上には罪あることなし。

【四六】四の結文と同じ。
【四七】四の結文と同じ。
【四八】四の結文と同じ。
【四九】四の結文と同じ。
【五〇】Pavāraṇā 自恣の事は次篇に出づ。

八―一〇 比丘等、此に比丘あり「信者に對して」前期の雨安居に入ることを約すとせよ。彼其の住院に趣きて布薩を行ひ、分の初日に精舍に著し座臥處を設け、飲料水と食物とを備へ、房舍を拂ふ、彼作すべき事なくして其の日其の處を去る、比丘等、此の比丘の前安居は無效にして、約束の上に於ては彼惡作の罪あり。（五一）……

一一 比丘等、此に比丘あり「信者に對して」後期の雨安居に入るべきことを約すとせよ。（五二）……」

【五一】以下五―七に同じ、但「外にありて布薩を行ふ」と「住院に趣きて布薩を行ふ」との差別あるのみ。

【五二】以下五―一〇と同じ、但「前期の雨安居」と「後期の雨安居」との別あり、七の「自恣の前七日」は此の場合「迦剌底迦月滿月の前七日」といふべし。

自恣篇第四

一—一　その時佛世尊は舍衛城〔外なる〕祇陀林、給孤獨者の庭園中に住したまへり、その時衆多の相見、相親しめる友なる比丘等は拘薩羅の國の或住處に於て雨安居に入りたり。時に此等の比丘は心に思へらく、「我等如何なる方法によりてか相和し相喜びて爭ふことなく安樂にして住し乞食物のために苦しまざることを得べきぞ。」

二　時に此等の比丘は心に思へらく、「我等若し互に相談話することなく、初に村里の乞食より還り來るものは座席を設け、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を措き、遺食鉢を洗うて備へ、飲料水と食物とを備へ附けん。

三　後に村里の乞食より還り來るものは、若し殘食ありて喫せんと望まば之を喫し、若し望まずば或は青草なき所に之を捨て、或は生物棲まざる水中に之を沈めん。彼座席を上げ、足〔洗ふ〕水、足臺足板を藏め、遺食鉢を洗うて藏め、飲料水と食物とを藏め、食堂を掃除せん。

四　飲料水器、食器、或は厠房器の空虛なるを見るものは之を備へん、彼若し能くせずば手語にて第二のものを呼び、手を併せて之を備へん、此の因緣によりて語を發することなからん。斯の如くせ

ば我等は相和し相喜びて爭ふことなく安樂にして住し、且つ乞食のために苦しむことなからん。」

五―七　それより此等の比丘は相談話することなく、〔一〕……此の因緣によりて語を發することあらざりき。

八　此等の比丘は、其の雨安居を終れば世尊を拜せんがために趣くを習としたり。それより此等の比丘は雨安居を終り三箇月の後、座臥處を藏めて鉢衣を携へ舍衛城の方へ趣きたり。彼等は次第に舍衛城〔外なる〕祇陀林、給孤獨者の庭園にて世尊の居たまへる處に近づき、近づきて世尊を禮拜し一方に坐したり。諸佛世尊は外來の比丘と會釋するを習としたまふ。

九　それより世尊は此等の比丘に語げて宣はく、「比丘等、諸事便安なりしや、供養物足りしや。相和し相喜びて爭ふことなく安樂にして安居に住し、乞食物のために苦しむことなかりしや。」「世尊、諸事便利なりき、世尊、供養物足りにき、尊師、我等相和し相喜びて爭ふことなく安樂にして安居に住し、乞食物のために苦しむことなかりき。」

一〇　如來は自ら知りて或は問ひたまひ、自ら知りて或は問ひたまはず、時を知りて問ひたまひ、時を知りて問ひたまはず、如來は意義あることを問うて意義なきことを問ひたまはず、意義なきことには如來の隄防破毀せられたり。諸佛世尊は二種の緣によりて比丘等に問ひたまふ、一は法を說かん、一は弟子衆に戒を示さんとて。時に世尊此等の比丘に語げて宣はく、「比丘等、汝等如何にしてか相和

〔一〕二―四を見よ。

し相喜びて爭ふことなく安樂にして安居に住し、乞食物のために苦しむことなかりしぞや。」

一一　「此に尊師、我等衆多の相見、相親しめる友なる比丘は拘薩羅國の或住處内に於て雨安居に入れり。尊師、此の我等は心に思へらく、〔二〕……尊師、斯の如くして我等は相和し相喜びて爭ふことなく安樂にして安居に住し、乞食物のために苦しむことあらざりき。」

一二　それより世尊比丘等に語げて宣はく、「此の愚人等は安樂に安居することなくして安樂に安居せりと公言す。比丘等、此の愚人等は牛の如き安居をなして安樂に安居せりと公言す。比丘等、此の愚人等は羊の如き安居をなして安樂に安居せりと公言す。比丘等、此の愚人等は放逸家の輩の如くにして住し而も安樂に安居せりと公言す。比丘等、何故なれば此の愚人等は外道の守る所なる啞者の戒をば守るぞや。

一三　比丘等、之は未信者の信を得る所以にあらず。」呵責して後說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、外道の守る所たる啞者の戒を守るべからず、守るものは惡作の罪あり。比丘等、安居に住せる比丘は見聞疑の三事によりて〔三〕自恣を行ふことを許す。之汝等の互に相和順することたり、罪過より脫るることたり、律を尊重することたらん。

一四　比丘等、自恣を行ふには當に斯の如くすべきなり。聰くして能ある一人の比丘は大衆に提議

【二】 一—七を見よ。
【三】 pavāraṇā は拒絶、請求等の意あり、從來自恣又は隨意と譯せり。雨安居中最後の日に於て、安居中の見・聞・疑の三事に就き、大衆互に他人の罪過を指摘し、指摘せられたるものは、之を認めて懺悔するの式をいふ。

して言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、今日自恣に値ふ、若し時機可ならば大衆自恣を行はん。』長老比丘は鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して下の如く言ふべし、『友等、我大衆に對し見聞疑によりて（四）自恣を求む、諸の具壽、慈悲を垂れて我に語げよ、我「罪を」見て之を謝せん。二たび……友等、三たび我大衆に對し、見聞疑によりて自恣を求む、諸の具壽、慈悲を垂れて我に語げよ、我「罪を」見て之を謝せん。』新比丘は鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して當に下の如く言ふべきなり、『諸尊師……二たび……三たび……之を謝せん。』」と。

【四】大衆若し安居中我が罪過を見、聞き、又は疑ひしことあらば之を擧げよ。

二一　その時六羣の比丘等は長老比丘の跪坐して自恣を行ひつつあるに己等は席に坐して居たり。比丘の中にて寡欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば六羣の比丘等は長老比丘の跪坐して自恣を行ひつつあるに己等は席に坐して居て居るぞや。」それより彼等比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘は……席に坐して居るとは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は呵責したまへり、「何故なれば比丘等よ、此の愚人等は……席に坐して居るぞや。之は未信者の信に入る所以にあらず。」呵責して説法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、長老比丘の跪坐して自恣を行ひつつある時は座席に坐り居るべからず。比丘等、總てのものの自恣を行ふ間は跪坐すべきことを命ず。」

二　其時老衰したる一人の長老は總てのものの自恣を行ふまで跪坐して待てる中氣絶して倒れぬ。「比丘等、唯自恣を行ふ間跪坐すべく、自恣終れば座に復することを許す。」

三—一　(五)時に比丘等心に思へらく、「自恣日に幾何ありや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、十四日と十五日と、此等兩日は自恣日なり。」

二　時に比丘等心に念へらく、「自恣式に幾何ありや。」世尊に此事を白せり。「比丘等。自恣式に四種あり、(六)……汝等正に宜く學習すべきなり。」

三　(七)それより世尊比丘等に告げて宣はく、「比丘等、集まれ、大衆自恣を行はん。」斯の如く宣ふや、一人の比丘あり世尊に白して言へり、「尊師。一人の病比丘あり、彼未だ來らず。」「比丘等、病比丘は自恣を告白すべきことを命ず。比丘等、告白するには當に斯の如くすべきなり。其の病比丘は一人の比丘に近づきて鬱多羅僧衣を一肩に掛け、跪坐合掌して當に下の如く言ふべきなり、『我我が自恣を告白す、我が自恣を傳へよ、我がために自恣を行へ。』彼身振を以て知らしめ、語を以て知らしめ、身振と語とを以て知らしむれば自恣は告白せられたるなり。身振を以て知らしめず、語を以て知らしめず、身振と語とを以て知らしめざれば自恣は告白せられざるなり。」

【五】以下布薩篇一四參照。
【六】右註の一四の二、三と同じ、但布薩を自恣に代へて讀むべし。
【七】以下布薩篇二二參照。

四—五　斯の如くして效あらば其にて可なり、若し效なくば比丘等、彼病比丘を臥牀又は座牀と共に大衆の中に連れ出して自恣を行ふべきなり。〔八〕「……比丘等、自恣日に當りて大衆のなすべきことあらば、自恣を告白するもの承諾をも與ふべきことを許す。」

四—一　〔九〕その時自恣日に當りて或比丘は其の親族のもの等のために捕へられたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘あり、自恣日に當りて其の親族等のために捕へらるるとせよ。比丘等は親族のもの等に對して當に斯の如く言ふべきなり、「願くは汝等具壽者、此の比丘の自恣を終ふるまで少時之を免せよ。」

二、三　斯くて效あらば其にて可なり。〔一〇〕……之を行へば惡作の罪に墮す。」

五—一　〔一一〕その時或住院に於て自恣日に當り五人の比丘住めり、時に此等の比丘は心に思へらく、「世尊は大衆は自恣を行ふべきことを定めたまへり。然るに我等は五人なるのみ。我等如何にしてか自恣を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、五人は衆中に於て自恣を行ふべきことを定む。」

〔八〕以下布薩篇二二の二—四及び二三の一—三を參照せよ。「淨潔を告白す」の代りに「自恣を告白す」とし、「布薩を行ふ」を「自恣を行ふ」とすべし。

〔九〕布薩篇二四參照。

〔一〇〕布薩篇二四の二、三參照。

〔一一〕布薩篇二六參照。

二　その時或住院内に於て四人の比丘住せり。時に此等の比丘心に思へらく、「世尊は五人は衆中に於て自恣を行ふべきことを定めたまへり。然るに我等は唯四人なるのみ。我等如何にして、自恣を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、四人のものは互に自恣を行ふべきことを定む。」

三　比丘等、自恣は當に斯の如くして行ふべきなり。聰くして能ある比丘は其等の比丘に提議して言ふべきなり、「諸の具壽者、我が言を聴け、今日自恣に値ふ、若し具壽者の時可ならば我等互に自恣を行はん。」長老比丘は　【三】……新比丘は……之を謝せん。」

四　その時或住院内に於て自恣日に當り三人の比丘住せり。時に其等の比丘心に思へらく、「世尊は五人は衆中に於ては自恣を行ひ、四人は相互自恣を行ふべきことを定めたまへり。然るに我等は三人なるのみ。我等如何にしてか自恣を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、三人のものは互に自恣を行ふべきことを定む。【四】……之を謝せん。」

【三】一の一四と同じ。
【四】以下三と同じ。

五　その時或住院内に於て自恣日に當り二人の比丘住せり、時に此等の比丘心に思へらく、「世尊は五人は……四人は……三人は……然るに我等は二人なるのみ。我等如何にしてか自恣を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、二人のものは互に自恣行ふべきことを定む。」

六　比丘等、當に斯の如くして自恣を行ふべきなり。長老比丘は鬱多羅僧衣を一肩に搭け……友

よ、我具壽に對し見聞疑によりて自恣を求む、具壽、慈悲を垂れて我に語げよ、我〔罪を〕見て之を謝せん。二たび……三たび……新比丘は鬱多羅僧衣を一肩に搭け……尊師、我具壽に對し見聞疑によりて自恣を求む。具壽、慈悲を垂れて我に語げよ、我〔罪を〕見て之を謝せん。二たび……三たび……之を謝せん。』と。」

七　その時或住院内に於て自恣日に當り一人の比丘住せり。時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は五人は……四人は……三人は……二人は……然るに我は一人なるのみ。我如何にして自恣を行ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。

八　「比丘等、此に或住院内に於て自恣日に當り一人の比丘住せりとせよ。比丘等よ、比丘等に〔常に〕來往する或は勤行堂、或は廷堂、或は樹下等、其の處を掃ひ、飲料水と食物とを供へ、座席を設け、燈明を點じて坐すべきなり。若し他の比丘來らば彼等と共に自恣を行ふべし、若し來らずんば、『我今日自恣に値ふ』と獨り心に決定すべきなり。若し決定せざれば惡作の罪あり。

九　比丘等、此に五人の比丘の住せる處にありて一人は自恣を傳へ、四人は衆中に於て自恣を行ふべからず。若し自恣を行へば惡作の罪に墮す。比丘等、此に四人の比丘の住せる處にありて一人は自恣を傳へ、三人は相互自恣を行ふべからず。若し行へば惡作の罪に墮す。比丘等、此に三人の比丘の住せる處にありて……比丘等、此に二人の比丘の住せる處にありて、一人は自恣を傳へ、一人は決定

をなすべからず。若し決定すれば惡作の罪に墮す。」

六―一　(二四)その時或住院內に於て自恣の日に當りて罪を犯したり、時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は罪あるものは自恣を行ふべからずと定めたまひ、我は今罪を犯せり。我之を如何に處すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「(二五)……之を緣として自恣に障難あらしむるべからず。」

二、三　その時或住院內に於て、或比丘は自恣を行ひつつ罪を憶ひ起せり、時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は罪あるものは自恣を行ふべからずと制したまへり、然るに我れ罪を犯せり、我れ之を如何に處すべきぞ。」「(二六)……之を緣として自恣に障難あらしむべからず。」

第一誦出　終

【二四】布薩篇二七參照。
【二五】布薩篇二七の一、二、參照。
【二六】布薩篇二七の四―八參照。

七―一　その時或住院內に於て自恣日に當り、五名又は其以上なる多數の居住比丘は相集りしが、彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知らざりき。彼等は法と律とに適へりと思ひ、一部にして全部なりと思ひて自恣を行へり。彼等の自恣を行ひつつある時、他の居住比丘等は還り來りしが、「其の數先なるよりも」多數なりき。世尊に此の事を白せり。

二「比丘等、此に或住院内に於て自恣の日に當り、五名又は其以上の多數なる居住比丘は相集れるが、彼等は他に居住の比丘の來り會せざるものあることを知らずとせよ。彼等は……自恣を行ひつつある時……多數なり。比丘等、此等の比丘は再び自恣を行ふべく、自恣を行へるものには罪なし。

三　比丘等、此に或住院内に於て……自恣を行ひつつある時……同數なり。比丘等、自恣を行へるものは自恣の事了れり、他は更に自恣を行ふべく、自恣を行へるものには罪なし。比丘等、此に或住院内に於て……自恣を行ひつつある時……少數なり。自恣を行へるものは自恣の事了れり、他は更に自恣を行ふべく、自恣を行へるものには罪なし。

四　比丘等、此に或住院内に於て……自恣を行ひ了りたる時……多數なり。比丘等、此等の比丘は再び自恣を行ふべく、自恣を行へるものには罪なし。比丘等、此に或住院内に於て……自恣を行ひ了りたる時……同數なり。比丘等、自恣を行へるものは自恣の事了れり、彼等の面前に於て自恣を行ふべきなり、自恣を行へるものには罪なし。比丘等、此に或住院内に於て……自恣を行ひ了りたる時……少數なり。比丘等、自恣を行へるものは自恣の事了れり、彼等の面前に於て自恣を行ふべきなり、自恣を行へるものには罪なし。

五　二七……

【二七】以下、上の四及び布薩篇二八の五―七参照。

八—一三　此等六章は布薩篇二九—三四の六章と每章次第に相比較して容易く了知し得らるべき故此には之を纏記するの煩を避けたり」

一四—一—三　比丘等、比丘尼の坐する席に於て自恣を行ふべからず。之を行へば惡作の罪に墮す。比丘等、式沙摩那の〔二六〕……坐せる席にて自恣を行ふべからず。之を行へば惡作の罪に墮す。
四　比丘等、別住者が集會者の未だ座を起たざる時、自恣の告白をなせるにあらざれば、「其の告白を受けて」自恣を行ふべからず。比丘等、大衆の同意あるにあらざれば自恣日以外の日に於て自恣を行ふべからず。」

【一八】　以下布薩篇三六の一—三參照。

一五—一　その時拘薩羅の國に於て或住院内にありて自恣日に當り蠻人の危難生じたるため、比丘等は三たび唱へて自恣を行ふことを得ざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、二たび唱へて自恣を行ふことを許す。」蠻民の危難益烈しくなりたるため、二たび唱ふる自恣を行ふことを得ざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、一たび唱ふる自恣を行ふことを許す。」蠻民の危難益烈しくなりたるため、一たび唱ふる自恣を行ふことを得ざりき。「比丘等、雨安居を共にするもの一齊に唱へて自恣を行ふことを許す。」

二　その時或住院内に於て自恣日に當り人人施物を供養して夜甚く更けり。時に其等の比丘心に思ひらく、「人人施物を供養して夜甚く更けたり。大衆若し三唱法によりて自恣を行はば大衆の自恣を行ひ了らざるに曉となならん。我等之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。

三「此に比丘等、或住院内に於て自恣の日に當り人人施物を供養しつつ夜遲きに及ぶとせよ。此に若し比丘等人人施物を供養して……曉とならんと、斯くの如く思惟せば、聰くして能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、我が言ふ所を聽け、人人施物を供養しつつ夜甚く更けたり。大衆三唱法によりて自恣を行はば、大衆の自恣を行ひ了らざるに曉とならん。若し時機可ならば、大衆二唱法、一唱法、(一九)一齊唱法によりて自恣を行はん。』

四　此に比丘等、或住院内に於て自恣の日に當り、比丘等の法を讀誦し經師等の經典を合誦し、持律者の律を論じ、說法者の法を談じ、比丘等の爭論をなせるため夜甚く更け、此に彼等若し、比丘等の爭論をなせるため、夜甚く更けたり。大衆若し三唱法によりて自恣を行はば、大衆の自恣を行ひ了らざるに曉とならんと、斯の如く思惟せば、聰くして能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、『諸尊師、我が言ふ所を聽け……大衆二唱法、一唱法、一齊唱法によりて自恣を行はん、』と。」

五　その時拘薩羅國の或住院内に於て自恣日に當り、大比丘衆の來り集れるに、「其の處は」防雨の

【一九】上の一を見よ。

設備少く而も大雲現はれ出たり。時に其等の比丘は心に思へらく、「此の大比丘衆來り集れるに、〔此の處は〕防雨の設備足らず、而も大雲現はれ出たり。大衆若し三唱法によりて自恣を行はば、大衆の自恣を行ひ了らざるに雨降り出でん。我等之を如何に處すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。

六「比丘等、此に或住院内に於て自恣日に當り、大比丘衆來り集れるが、〔其の處〕防雨の設備足らず而も大雲現はれ出づとせよ。此に比丘等若し……と、斯の如く思惟せば〔三〇〕……二唱法、一唱法、一齊唱法によりて自恣を行はん。

七　此に或住院に於て自恣日に當り王難あり、盜難、火難、水難、人難、非人難、惡獸難、蛇難、生命の危難、淨行の危難ありとせよ。此に比丘等若し之は淨行に對する危難なり。大衆若し三唱法によりて自恣を行はば、淨行の危難あらんと、斯の如く思はば、聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「諸尊師、我が言ふ所を聽け。之は淨行の危難なり。大衆若し三唱法によりて自恣を行はば、自恣を行ひ了らざるに、淨行の危難生ぜん。若し時機可ならば、大衆二唱法、一唱法、一齊唱法によりて自恣を行はん、」と。」

【三〇】上の三と同じ。

一六—一　その時六群の比丘は罪を犯しながら自恣を行へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、罪を犯すものは、自恣を行ふべからず。行へば惡作の罪あり。比丘等、罪を犯して自恣を行ふものは

其の許可を求めて其の罪を難詰することを許す。」

二　その時六羣の比丘は許可を求められて、之を與ふることを欲せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、許可を與へざるものには【三】自恣を禁ずることを許す。比丘等、禁ずるには當に斯の如くすべきなり。十四日又は十五日の自恣日に當り、其の人の現前せる大衆の中に於て宣べて言ふべきなり、『諸尊師、我が言ふ所を聽け。某と呼ぶ人罪を犯せり、我彼の自恣を禁ず。彼の現前せる所にては自恣を行ふべからず。』斯の如くして自恣は禁せらる。」

三　その時六羣の比丘は、熟練なる比丘等の我等の自恣を禁ぜざるに先ち彼等の自恣を禁ぜんとて、事なく故なきに清淨にして罪なき比丘等の自恣を禁じ既に自恣を行へるものをも其の自恣を禁せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、清淨にして罪なき比丘等を事なく故なきに其の自恣を禁ずべからず。禁ずるものは惡作の罪あり。比丘等、既に自恣を行ひしものの自恣を禁ずべからず。禁ずるものは惡作の罪あり。

四　比丘等、自恣は斯くの如くなれば禁せられ、斯くの如くなれば禁せられざるなり。比丘等、如何なれば自恣を禁せられざるや。比丘等、若し三唱法の自恣を唱へ宣べ而して終へたるに自恣を禁せば、自恣は禁せられたるにあらず。比丘等、二唱法、一唱法、一齊唱法の自恣を唱へ宣べ而して終へたるに自恣を禁せば、自恣は禁せられたるにあらず。比丘等、斯くの如くなれば自恣は禁せられず。

【三】即ち見聞疑の三事に他人の非行を指摘すべき資格を奪ふをいふ。

五　比丘等、如何なれば自恣は禁ぜられたるや。比丘等、三唱法の自恣を唱へ宣べ而して未だ終へざるに自恣を禁ぜられたるなり。比丘等、二唱法、一唱法、一齊唱法の自恣を唱へ宣べ而して未だ終へざるに自恣を禁ぜは、自恣は禁ぜられたるなり。比丘等、斯くの如くなれば自恣は禁ぜらる。

六　此に比丘等、自恣日に當り一比丘は他の比丘の自恣を禁ずとせよ。若し他の比丘等、此の具壽は身業、語業、生活不淨、愚癡不聰明にして、縱ひ問はるるも說明を與ふること能はずと知らば、止めよ比丘、諍鬪不和爭論を起すことなかれといひ、彼を默止せしめて大衆は自恣を行ふべきなり。

七　比丘等、此に自恣日に當り一比丘他の比丘の自恣を禁ずとせよ、若し他の比丘等、此の具壽は身業清淨、語業、生活不淨 二二……大衆は自恣を行ふべきなり。

八　比丘等、此に自恣日に當り一比丘他の比丘の自恣を禁ずとせよ。若し他の比丘等、此の具壽は身業、語業清淨、生活不淨 二三……大衆は自恣は行ふべきなり。

九　比丘等、此に自恣日に當り一比丘他の比丘の自恣を禁ずとせよ。若し他の比丘等、此の具壽は身業、語業、生活清淨、而も愚癡 二四……大衆は自恣を行ふべきなり。

一〇　比丘等、此に自恣日に當り一比丘他の比丘の自恣を禁ずとせよ。他の比丘等若し此の具壽は身業、語業、生活清淨、賢明聰敏にして、質問に逢ふ時は說明を與ふるを得ることを知らば、彼に

【二二】以下六と同じ。
【二三】以下六と同じ。
【二四】以下六と同じ。

向ひて斯の如く言ふべきなり、『友よ、汝の此の比丘に對して自恣を禁ずるは何事の上にて之を禁ずるぞや、破戒のためなりや、失行のためなりや、誤見のためなりや。』

一一　彼若し『破戒のために之を禁ず、失行のために之を禁ず、誤見のために之を禁ず』と、斯の如く言はば、彼に向ひて、『具壽は破戒を知れりや、失行を知れりや、誤見を知れりや』と言ふべきなり。彼若し『友等よ、我破戒……失行……誤見を知る』と言はば、『友よ、さらば何等の破戒……失行……誤見なるぞ』と問ふべきなり。

一二　彼若し『四波羅夷と十三僧殘とは破戒なり。偸蘭遮と波逸提と波羅提提舍尼と惡作と惡說とは失行なり、邪見と邊執見とは誤見なり』と斯の如く言はば、彼に向ひて、『友よ、汝の此の比丘に對して自恣を禁ずる所のものは、見によりて禁ずるや、聞によりて禁ずるや、疑によりて禁ずるや』と言ふべし。

一三　彼若し『見によりて、聞によりて或は疑によりて禁ず』と、斯の如く言はば、『友よ汝の見によりて此の比丘の自恣を禁ずるは、何事を汝は見たる、何事と汝は見たる、何時汝は見たる、何處にて汝は見たる、波羅夷罪を犯せるを見たりや、僧殘罪を犯せるを見たりや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡說を犯せるを見たりや、何處に汝はまたありしや、何處に此の比丘はまたありしや、汝はまた何をかなせし、此の比丘はまた何をかなせし』と、斯の如く言ふべし。

一四　彼若し之に答へて、『友等よ、我は見によりて此の比丘の自恣を禁ずるにあらずして、聞によりて禁ずるなり』と言はば、彼に向ひて、『友よ、汝の聞によりて此の比丘の自恣を禁ずるは、何事を汝は聞きたる、何事を汝は聞きたる、何時汝は聞きたる、何處にて汝は聞きたる、波羅夷罪を犯したりと聞きしや、僧殘罪を犯したりと聞きしや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡說を犯したりと聞きしや、比丘より聞きしや、比丘尼、式沙摩那、沙彌、沙彌尼、優婆塞、優婆夷、國王、王臣、外道、外道の弟子より聞きしや』と問ふべきなり。

一五　彼若し、『友等よ、我は聞によりて、此の比丘の自恣を禁ずるにあらずして疑によりて此の比丘の自恣を禁ずるなり』と斯の如く言はば、彼に向ひて、『友よ、汝の疑によりて此の比丘の自恣を禁ずるは、何事を汝は疑へる、何事と汝は疑へる、何時汝は疑へる、何處にて汝は疑へる、波羅夷罪を犯せるを疑へりや、僧殘罪を犯せるを疑へりや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡說を犯せるを疑へりや、比丘より聞きしや……』と問ふべきなり。

十六　彼若し之に對して、『友等よ、我は疑によりて此の比丘の自恣を禁ずるにあらず、我は自ら何故に此の比丘の自恣を禁ずるやを知らず』と、斯の如く言はば、比丘等、彼の難詰者たる比丘、若し見聞によりて智識ある同行者等の心を滿足せしむることなくんば『難詰せらるる比丘には罪なし』と言ふに足る。

一七　比丘等、彼の難詰者たる比丘、若し無根の波羅夷罪を彼に歸せしことを自白せば「難詰者を」僧殘罪に處して大衆は自恣を行ふべきなり。比丘等、彼の難詰者たる比丘、若し無根の僧殘罪を彼に歸せしことを自白せば、法に隨ひ處分して大衆は自恣を行ふべきなり。比丘等、彼の難詰者若し無根の偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡說を彼に歸せしことを自白せば、法に隨ひ處分して大衆は自恣を行ふべきなり。

一八　比丘等、若し彼の難詰せらるる比丘波羅夷罪を犯せしことを自白せば、擯出して大衆は自恣を行ふべきなり。比丘等、若し彼の難詰せらるる比丘僧殘罪を犯せしことを自白せば、彼を僧殘罪に處して大衆は自恣を行ふべきなり。比丘等、若し彼の難詰せらるる比丘偸蘭遮……を自白せば、法に隨ひ處分して大衆は自恣を行ふべきなり。

一九　比丘等、此に比丘あり、自恣日に當りて偸蘭遮罪を犯すとせよ。或比丘は之を偸蘭遮罪と見或他の比丘は之を僧殘罪と見る。比丘等、彼の中にて偸蘭遮と見るもの、彼等は此の比丘を一方に連れ行き、法に隨ひ處分して、大衆に近づき、友等よ『彼の比丘の犯せし所の罪を、彼は法に隨ひて謝したり、時機可ならば大衆自恣を行はん』と、斯の如く言ふべきなり。

二〇　比丘等、此に比丘あり、自恣日に當りて偸蘭遮罪を犯すとせよ。或は之を偸蘭遮罪と見るに、或他のものは之を波逸提罪と見る。或は之を偸蘭遮罪と見るに、或他のものは之を波羅提提舍尼罪と

見る、或は之を偸蘭遮罪と見るに或他のものは之を悪作罪と見る、或は之を偸蘭遮罪と見るに或他のものは之を悪説罪と見る。比丘等、彼の中にて偸蘭遮罪と見るもの〔二五〕……斯の如く言ふべきなり。」

二一、二二　比丘等、此に比丘あり、自恣日に當りて波逸提罪を犯すとせよ、波羅提提舍尼罪を犯すとせよ、悪作罪を犯すとせよ、悪説罪を犯すとせよ。或比丘は之を悪説罪なりと見るに或他の比丘は之を僧殘罪なりと見る。……比丘等、彼の中にて悪説罪なりと見るもの〔二六〕……斯の如く言ふべきなり。

二三　比丘等、此に比丘あり、自恣日に當り大衆の中にありて宣言すらく、『諸尊師、我が言ふ所を聽け、此の事故は我之を知れども、「犯」人は我之を知らず。若し時機可ならば、大衆は此の事故に際外して自恣を行はん。』彼に對して、「友よ、世尊は清淨なるものの自恣を行ふべきことを制したまへり。汝若し事故を知りて「犯」人を知らずば今之を擧げよ」と、斯の如く言ふべきなり。

二四　比丘等、此に比丘あり、自恣日に當り大衆の中にありて『諸尊師、我が言ふ所を聽け、此なる「犯」人は我之を知れども、事故は我之を知らず。若し時機可ならば大衆は此の「犯」人を除外して自恣を行はん』と宣言せば、彼に對して、「友よ、世尊は和合者の自恣を行ふべきことを制したまへり。汝若し「犯」人を知りて事故を知らずば今之を擧げよ」と、斯の如く言ふべきなり。

二五　比丘等、此に比丘あり自恣日に當り大衆の中にありて、『諸尊師、我が言ふ所を聽け、我此の

【二五】以下一九と同じ。
【二六】以下二〇と同じ。

事故と「犯」人とを知る、時機宜しくば、大衆此の事故と「犯」人とを除外して自恣を行はん』と宣言せば、彼に對して、『友よ、世尊は清淨にして和合せるもの自恣を行ふべきことを制したまへり。汝若し事故と「犯」人とを知らば今之を舉げよ』と、斯の如く言ふべきなり。

二六　比丘等、若し自恣に先ちて事故を知り、後に至りて「犯」人を知らば、之を舉げて言ふに適す。比丘等、若し自恣に先ちて「犯」人を知り、後に至りて事故を知らば、之を舉げて言ふに適す。比丘等若し自恣に先ちて事故と「犯」人とを知れるに、自恣終れる後に至りて之を申し立てなば、彼は申し立つるの罪を犯す。」

一七―一　その時衆多の相見、相親しめる比丘等は拘薩羅の國に於て或住院中に雨安居に入れり。彼等の近隣に於て、諍鬪抗爭を事とし、多辯にして大衆中に諍事を起すを好める他の比丘ありて安居に入りしが、彼等は「我等自恣の日に當りて此等の雨安居に入れる比丘の自恣を禁せん」といへり。比丘等は「我等の近隣に於て、諍鬪抗爭を事とし……我等の自恣を禁せん」といへる由を聞けり。「彼等之を聞いて思へらく『我等之を如何に處すべきぞ。』世尊に此の事を白せり。

二　「比丘等、此に衆多の相見、相親しめる比丘等或住院中に雨安居に入り、彼等の近隣に於て、諍鬪抗爭を事とし、多辯にして大衆中に諍事を起すことを好める他の比丘等安居に入り、『我等自恣日に

當り此等の兩安居に入れる比丘の自恣を禁せん」といふとせよ。比丘等よ、此等の比丘に、我等如何にかして此等の比丘より先に自恣を行ふことを得んとて、(二七)二回若くは三回の布薩を、分の十四日に行ふことを許す。比丘等、若し彼の諍鬪抗爭を事とし……比丘等其の住院に來らば、比丘等、居住の比丘等は疾く疾く集まりて自恣を行ふべく、自恣を行ひて彼等に告ぐべきなり、「友等よ、我我は自恣を行ひ終れり、具壽等は自ら可なりと認むる所に隨ひて之を行へ。」

三　比丘等、若し彼の諍鬪抗爭を事とし……比丘等不意に其の住院に來らば、比丘等よ、此等居住の比丘は座席を設け、足〔洗ふべき〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を備へ、出で迎へて鉢衣を受け取り、飲料〔用の水を要せずや〕と問ふべく、彼等を顧みずして界區外に趣き自恣を行ふべきなり、行ひ終りて彼等に語げて言ふべし、「友等よ、我我は自恣を行ひ終れり、具壽等は自ら可なりと認むる所に隨ひて之を行へ。」

四　斯の如くして效あらば其にて可なり、若し效なくば、居住の比丘の聰明にして堪能なるもの、居住の比丘等に提議して言ふべきなり、「居住の具壽等、我が言ふ所を聽け、若し具壽等に取りて時機可ならば、今布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀し、(二八)來る晦日に於て自恣を行はん。」比丘等よ、若し彼等諍鬪抗爭を事とし……比丘此の比丘等に向ひて、「友等よ、望むらくは今我等と共に自恣を行へ」と、

【二七】二回又は三回の布薩を十四日每に行へば、自恣は最後の分の十三日又は十二日に行はれ、普通より二日又は三日早きこととなる。

【二八】普通の自恣より半月後るるなり。

斯の如く言はば、之に對して『友等よ、汝等は我等の自恣の主宰者にあらず、我等は尚ほ自恣を行はざるべし』と、斯の如く言ふべきなり。

五　比丘等、若し彼等諍鬪抗爭を事とし……比丘其の晦日に至るまで其の處に留らば、比丘等よ、居住の比丘の聰明にして堪能なるもの居住の比丘等に提議して言ふべきなり『居住の具壽等、我が言ふ所を聽け、〔二九〕……來る〔三〇〕滿月の日に於て自恣を行はん』若し彼等〔三一〕……斯の如く言ふべきなり。

六　比丘等、若し彼等諍鬪抗爭を事とし……比丘其の滿月の日まで其の處に留らば、比丘等よ、此等の比丘は總て來る滿月の日即ち〔三二〕迦刺底迦月の滿月の日に於て好惡如何に關せず自恣を行ふべきなり。

七　比丘等、此等の比丘の自恣を行ふに當りて病者若し無病者の自恣を禁せば、彼に對して言ふべし、『具壽は病者なり、世尊は病者は質問せらるるに堪へずと宣へり。友よ、汝の病癒ゆるまで待て、病癒えて後難詰せんと欲せば之をなせ。』斯く言はれて尚ほ彼難詰せば、これ不恭敬行の波逸提なり。

八　比丘等、此等の比丘の自恣を行ふに當りて無病者若し病者の自恣を禁せば、彼に對して斯の如く言ふべし『友よ、此の比丘は病者なり、世尊は病者は質問せらるるに堪へずと宣へり。友よ、此の比丘の病癒ゆるまで待て、病癒えて後、難詰せんと欲せば之をなせ。』斯く言はれて尚ほ彼難詰せば、

〔二九〕四と同じ。
〔三〇〕四の場合より半月後れて自恣を行ふこととなる。
〔三一〕四と同じ。
〔三二〕即ち普通の自恣より一箇月の延期となる。

之れ不恭敬行の波逸提なり。

九　比丘等、其等の比丘の自恣を行へるに當り病者若し他の病者の自恣を禁せば、彼に對して斯の如く言ふべきなり「具壽者は共に病者なり〔三二〕……之不恭敬行の波逸提なり。」

一〇　比丘等、此等の比丘の自恣を行へるに當りて無病者若し他の無病者の自恣を禁せば、大衆は雙者ともに質問糺禁し、法に隨ひ處分して、自恣を行ふべきなり。」

一八―一　その時衆多の相見、相親しめる比丘等、拘薩羅國の或住院內に於て雨安居に入りたり。彼等相和し相喜び爭ふことなくして住するや、……安樂の住居を得たり。時に此等の比丘は心に思へらく、「我等相和し……安樂の住居を得たり。我等今若し自恣を行はば、比丘等は自恣終りて遊行に出で去ることあらん、斯くて我等は此の安樂の住居より離るるに至らん。我等之れを如何に處すべきぞ。」世尊に此の事を白せり。

二　「比丘等、此に衆多の相見、相親しめる比丘等或住院內に於て安居に入るとせよ。彼等相和し……此に此等の比丘は心に思へらく、「我等相和し……此の安樂の住居より離るるに至らん。」比丘等、此等の比丘は其の自恣を〔三三〕延期することを許す。」

【三二】上七、八參照。

【三三】Pavāraṇāsaṅgaha 自恣の攝取と直譯す。即ち、普通の自恣日に自恣を行はず、一箇月延期して迦剌底迦月滿月の日に自恣を行ふなり。

三　比丘等よ、延期するには當に次の如くすべきなり。先づ總て一處に集まるべきなり。集まるや、聰明堪能なる比丘は大衆に提議して言ふべきなり、〔三五〕『諸尊師、我が言ふ所を聞け、我等の相和し相喜び爭ふことなくして住するや、安樂の住居を得たり。我若し今自恣を行はば、比丘等は自恣終りて遊行に出で去ることあらん。斯くて我等は此の安樂の住居より離るることあらん。若し時可ならば、大衆自恣の延期をなし、今布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀し、來る迦剌底迦月滿月の日に於て自恣を行はん。これ我が提議なり。

四　諸尊師、我が言ふ所を聽け、我等の相和し……迦剌底迦月滿月の日に於て自恣を行はんとす。自恣を延期すること、今布薩を行ひ、波羅提木叉を誦讀し、來る迦剌底迦月の滿月の日に自恣を行ふことを是とする具壽は默せよ、是とせざる具壽は言へ。大衆は自恣を延期し、……今布薩を行ひ、……自恣を行はんとす、大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。』

五　比丘等、此等比丘の自恣の延期をなして後、比丘ありて、『友等よ、我れ地方へ遊行に出でんと欲す、我れ地方に作すべき事を有す……』斯の如く言はば、彼に向ひて、『友よ、望むらくは自恣を行ひて去れ』と、斯の如く語ぐべきなり。比丘等、彼自恣を行ひつつ若し或比丘の自恣を禁ずることあらば、『友よ、汝は〔三六〕我が自恣の主宰者にあらず、我は尚は自恣を行はざるべし』と、斯の如く語ぐべきなり。

〔三五〕一白第二羯磨作法。
〔三六〕遊行に出でんとする比丘に自恣を禁ぜられたる比丘。

彼の比丘の自恣を行ひつつあるに、他の比丘若し彼の自恣を禁せば、雙者ともに大衆は之を審問糺察し、法に隨ひて處分すべきなり。

六　比丘等、此の比丘地方に於て其の作すべき事を終り、再び迦剌底迦月の滿月の日以前に其の住處に還り來り、比丘等、此等の比丘の自恣を行ひつつあるに、若し或比丘此の比丘の自恣を禁せば、〔七〕彼に對して、『友よ、汝は我が自恣の主宰者にあらず、我は旣に自恣を行ひ終れり』と、斯の如く言ふべきなり。比丘等、此等の比丘の自恣を行ひつつあるに、若し此の比丘或他の比丘の自恣を禁せば、大衆は雙者ともに審問糺察し、法に隨ひて彼等を處分し、而して大衆は自恣を行ふべきなり。」

【七】上の「或比丘」を指す

皮革篇第五

一 その時佛世尊は王舍城、鷲峯山中に住したまへり。その時摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は八萬の村邑に於て主權を執り政を行へり、時に〔一〕瞻波城に〔二〕ソーナ・コーリヸサと呼べる長者子あり、柔弱にして、足蹠には毛を生ぜり。時に摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は此等八萬の村邑〔の官吏〕を集め、又或事ありて使をソーナ・コーリヸサの處に送りて言へり「ソーナよ、來れ、我ソーナの來らんことを望む。」

二 時にソーナ・コーリヸサの父母はソーナ・コーリヸサに語りて言へり、「兒ソーナよ、王は汝の足を見んと欲するなり。兒ソーナよ、汝足を王の方へ伸ばすとなく、王の前に跏趺を結びて坐せよ、王は斯くして坐したる汝の足蹠を見ん。」それよりソーナ・コーリヸサは摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の處に近づき、近きて、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を拜し、王の面前に跏趺を結びて坐せり。摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅はソーナ・コーリヸサの足蹠に毛の生ぜるを見たり。

三 時に摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は此等八萬の村邑〔の官吏〕を現世の利益の上に就て教誡し、彼

〔一〕Campā 瞻波。央伽國の首都。央伽國は此の頃摩揭陀に屬せしなり。

〔二〕Soṇa Koḷivisa 梵には Śroṭaviṃśatikoṭi といふ、室縷多頻設底拘胝、即二百億と譯せり。

等を送りて言へり、「我汝等を現世の利益に關して敎誡したり、汝等去りて彼の世尊に奉事したてまつれ、彼の世尊は汝等を未來世の利益に關して敎誡したまはん。」それより此等八萬の村邑〔の官吏〕は鷲峰山の方へ趣けり。

四　時に具壽〔三〕サーガタ世尊の隨侍者たり。彼の八萬の村邑〔の官吏等〕は具壽サーガタの處に近づき來り、近づき來りて具壽サーガタに語げて言へり、「尊師、此等八萬の村邑〔の官吏〕は世尊を見たてまつらんがために此に來れり、願くは尊師、我等世尊を拜したてまつることを得ん。」「さらば汝等具壽者我が世尊に報じたてまつるまで少時此の處に留まれ。」

五　それより具壽サーガタは此等八萬の村邑〔の官吏〕の目前たる階段の下に沒し、世尊の面前に現はれて、世尊に斯の如く白せり、「尊師、此等八萬の村邑〔の官吏等〕は世尊を拜したてまつらんがために此に來れり。今尊師、世尊の適宜に事を處したまはんことを。」「さらば、サーガタよ、汝精舍の背後に座處を設けよ。」

六　「唯唯、尊師」と具壽サーガタは世尊に應諾したてまつり、座牀を携へて世尊の前に沒し、此等八萬の村邑〔の官吏〕の目前なる階段に現はれて精舍の背後に座牀を設けたり。世尊は精舍を出でて精舍の背後に設けられたる座に就きたまへり。

七　それより此等八萬の村邑〔の官吏等〕は世尊の居たまへる方に近づき、近づきて世尊を禮拜し、一

〔三〕善來　莎竭陀。

面にありて坐せり。時に此等八萬の村邑〔の官吏等〕は唯具壽サーガタを信仰して、世尊を信仰したてまつることは之に及ばざりき、時に世尊己の心を以て、此等八萬の村邑〔の官吏等〕の心に思惟する所を知りて、具壽サーガタに語げて宣はく。「さらば汝サーガタ、更に多の人界超越の神通神變を彼等に示せ。」「唯唯、尊師」と具壽サーガタは世尊に應諾したてまつりて空中に飛揚し、空中にありて或は經行し、或は立ち、或は坐し、或は臥し、或は煙を發ち、或は火を揚げ、或は隱沒せり。

八　それより具壽サーガタは空中にのりて人間界に超越せる種種の神通神變を示して後、頭を以て世尊の足を禮し、世尊に白して言へり、「尊師、世尊は我が師、我は弟子なり、尊師、世尊は我が師、我は弟子なり。」時に此等八萬の村邑〔の官吏等〕は「奇なる哉、希有なる哉、弟子にして尚ほ且つ斯の如く大神變あり、大通力あり、如何に況や師に於てをや」と。唯世尊を信仰したてまつりて、具壽サーガタを信仰することは之に及ばざりき。

九　時に世尊は己の心を以て此等八萬の村邑〔の官吏等〕の心を察したまひ、彼等の爲に次第說話を談じたまへり、其は卽ち布施の話、〔持〕戒の話、〔生〕天の話、諸欲には過患あること、其は陋劣にして染穢なること、及び出離の功德なること等を說示したまへり。彼等の心備はり、心和ぎ、心障礙を離れ、心喜び、心に信念起れることを見たまふや、世尊は諸佛の自ら發明したまへる說法、卽ち苦集滅道を顯示したまへり。恰も淸淨にして黑斑なき布の善く色に染むるが如く、同じく此れ等八萬の

村邑「の官吏」は其の座に居ながら、塵を離れ垢を遠ざかりたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」と。

一〇　法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え、惑を去り、無畏を獲、師の教に於て他に緣ることあらざる此等の輩は世尊に白して言へり、「奇なる哉尊師、奇なる哉尊師、譬へば尊師、覆へれるを起し、覆はるるを發き、迷へるものに道を示し、『眼あるものは色相を見ん』といひて暗中に燈明を掲ぐるか如く、斯の如く世尊は種種の方便を以て法を顯示したまへり。尊師、此の我等世尊に歸依したてまつる、法と比丘衆とにも亦。今日より始まりて生を終るに至るまで、世尊の我等を歸依せる信士として攝受したまはんことを。」

一一　それよりソーナ・コーリヸサは心に念へらく、「世尊の說示したまひし法を我が了知するが如くんば、在家の生活を營めるものには完全無缺にして淸淨純白なる梵行を行ずること容易にあらず。我當に宜しく鬚髮を剃り、黃色の法衣を著け、在家を出でて出家となるべきなり。」それより此等八萬の村邑「の官吏」に世尊の所說を歡受し隨喜して、座を起ち世尊を禮拜し右繞の禮を作して去れり。

一二　それよりソーナ・コーリヸサは、此等八萬の村邑「の官吏」の去りて未だ久しからざるに、世尊の處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐するや、ソーナ・コーリヸサは世尊に白して言へり、「尊師、世尊の說示したまひし法を……容易にあらず。尊師、我鬚髮を剃

り、黄色の法衣を纏ひ、在家を出でて出家とならんと欲す、尊師、世尊の我をして出家せしめたまはんことを。」ソーナ・コーリヸサは世尊の處にありて出家を得、具足戒を授けられたり。受戒の後久しからずして具壽ソーナは㊃寒林中に住せり。

一三　彼過度の精進を起して經行するや、足傷き經行處は血に塗れて恰も屠牛場の如くなりき。時に具壽ソーナの一日獨坐靜思するや、心に斯の如きの念起れり、「世尊の弟子の中にて精進を起して住するもの、我は其等の一人なり、而も我が心は未だ取著無きことなうして諸漏より免れず、而して我が家には大なる富財あり。我は「此の」富財を受用し且つ善業を作すことを得。我當に宜しく還俗して富財を受用し善業を作すべきなり。」

一四　時に世尊己の心を以て具壽ソーナの心に念へる所を知り、譬へば力ある人の屈げたる臂を伸ばし、伸ばしたる臂を屈ぐるが如く、斯の如く鷲峰山に沒して寒林に顯はれたまへり。それより世尊は衆多の比丘と共に「比丘等の」座臥處を通行し、具壽ソーナの經行處に來りたまへり。此に世尊は具壽ソーナの經行處の血に塗れたるを見たまひ、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、何故に此の經行處は血に塗れて恰も屠牛場の如くなるぞや。」「尊師、具壽ソーナの過度の精進を起して經行するや、其の足傷き、彼の此の經行處は血に塗れて恰も屠牛場の如くなれり。」

一五　それより世尊は具壽ソーナの精舍のある處に趣き、趣きて豫て設けたる座に著きたまへり。

【四】Sītavana 尸多婆那。屍陀林。王舍城近くにあり、死屍を放棄したる處なり。

具壽ソーナも亦世尊を禮拜して一面に坐したり、一面に坐したる彼具壽ソーナに對して世尊は語げたまはく、「ソーナよ、汝の獨坐靜思するや、心に斯の如きの念起れるにあらずや、『世尊の弟子の中にて〔三〕……善事を作すべきなり、』と。」「然り尊師。」「ソーナ、汝如何が之を思惟す、汝は先に箜篌の曲に巧なりしにあらずや。」「然り尊師。」「ソーナ、汝如何が之を思惟する、汝の箜篌の絲の甚しく張りたる時、汝の箜篌は其の時善く音を發し、曲を奏するに適せりとせんや。」「否なり尊師。」

一六　「ソーナ、汝は如何が之を思惟する、汝の箜篌の絲の甚しく弛みたる時、その時汝の箜篌は善く音を發し、曲を奏するに適せりとせんや。」「否なり尊師。」「ソーナ、汝如何が之を思惟する、汝の箜篌の絲の甚しく張らず、甚しく弛まず、適宜の度に定まれる時、その時汝の箜篌は善く音を發し、曲を奏するに堪ふるとせんや。」「然り尊師。」「之と同じく、ソーナよ、過度の精進を起すは浮虛なり、過度に精進乏しきは懶惰となる。

一七　さればソーナよ、されば此に汝は精進平等に住し、諸根の平等を得、又此に相を執へよ。」「唯唯世尊」と、具壽ソーナは世尊に應諾したてまつれり。時に世尊は具壽ソーナを此の教を以て教へ、譬へば力士の屈げたる臂を伸ばし、伸ばしたる臂を屈ぐるが如く、斯の如く寒林中具壽ソーナの目前に沒し、鷲峰山中に顯はれたまへり。

一八　それより後具壽ソーナは精進平等に住し、諸根の平等を得、且又此に相を執へり。後具壽

【五】一三參照。

ソーナは他に遠ざかりて獨居勉勵し熱烈專心にして住し、久しからずして、ために良家の子等が善く在家を出でて出家の身となるといふ、彼の無上にして梵行に終れる「法」を自ら現世に於て證知し、逮達して住せり。生を盡し、梵行を修し、義務を作し、再び斯の如きことのために「來らじと」知れり。而して具壽ソーナは阿羅漢の一人なりき。

一九　具壽ソーナの阿羅漢果を成ずるや、斯の如き念起れり、「我當に宜しく世尊の處にありて知る所を啓すべきなり。」それより具壽ソーナは世尊の居たまへる所に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一面に坐したり、一面に坐するや具壽ソーナは世尊に白して言へり。

二〇　「尊師、比丘の阿羅漢にして漏を盡し、「梵行」を修し、義務を終へ、重荷を卸し、己の利を逮得し、有結を絶し、正智を以て解脫を成じたるもの、彼は六事に通達してあり、卽ち出離に通達し、遠離に通達し、不瞋恚に通達し、取盡に通達し、愛盡に通達し、無癡に通達するこれなり。

二一　尊師、此に或具壽は斯の如きの念をなすことあらん、此の具壽は唯信仰のみによりて出離に通達したりやと。尊師、之は斯の如く見るべきにあらず、尊師、漏盡の比丘「の梵行を」修し、義務を終り、己に作すべきとあり、「已業を」作りて之を蓄積すと見ざるものは貪を盡し、貪を離れたるよりして出離に通達し、瞋を盡し、瞋を離れたるよりして出離に通達し、癡を盡し、癡を離れたるよりして出離に通達したり。

二二　尊師、此に或具壽は斯の如き念をなすことあらん、此の具壽は利得尊敬名譽を貪りて遠離に通達したりと。尊師、之は斯の如く見るべきにあらず。尊師、漏盡の比丘「の梵行」を修し、義務を終りて、己に作すべきとあり、「己業を」作りて之を蓄積すと見ざるものは貪を盡し、貪を離れたるよりして遠離に通達し、瞋を盡し、瞋を離れたるよりして遠離に通達し、癡を盡し、癡を離れたるよりして通達したり。

二三　尊師、此に或具壽は斯の如き念をなすことあらん、此の具壽は戒禁取を精なりと觀察して不瞋恚に通達したりと。尊師、之は斯の如く見るべきにあらず、尊師、漏盡の比丘の……癡を離れたるよりして不瞋恚に通達したり。

二四　貪を盡し……瞋を盡し……癡を盡し癡を離れたるよりして取盡に通達し、貪を盡し……瞋を盡し……癡を盡し……癡を離れたるよりして愛盡に通達し、貪を盡し……瞋を盡し……癡を盡し癡を離れたるよりして無癡に通達したり。

二五　尊師、斯の如くして善く心の解脫を得たる比丘には縱ひ眼を以て識るべき多くの色ありて視域内に入り來ることありとも、其の心を捕ふることなく、其の心は混亂せず、安立不動にして而も其の「起」滅をも見る。縱ひ耳を以て識るべき多くの聲ありて、鼻を以て識るべき多くの香ありて、舌を以て識るべき多くの味ありて、身を以て識るべき多くの所觸ありて、心を以て識るべき多くの法あり

て、意域内に入り來ることありとも、其の心を捕ふることなく、其の心は混亂せず、安立不動にして
而も其の「起」滅をも見る。

二六　尊師、譬へば罅なく孔なく、一塊より成れる巖山の縱ひ烈しき風雨の東方より來るとも、震はず、動かず、搖がざるが如く、……西方より……北方より……南方より來るとも震はず、動かず、搖がざるが如く、斯の如く、尊師、善く心の解脱を得たる比丘には、縱ひ眼を以て識るべき多くの色ありて……意を以て識るべき多くの法ありて、意域内に入り來ることありとも、其の心を捕ふることなく、其の心は混亂せず、安立不動にして、而も其の「起」滅をも見る。

二七　出離と心の遠離とに通達し、無瞋恚に通達し、且つ取著を盡し、
愛盡に通達せるものの心の愚癡なきと、處の生起とを見て心は善く離脱したり。
此の善く離脱を得、心寂靜に歸せる比丘には、作したる業を積むこともなく、また作すべきこともなし。
譬へば一塊の巖山の風のために動かざるが如く、斯の如く色聲香味觸も總て、
法の快なるも不快なるも斯る人の「心を」動かすことなし、彼の心は端立して解脱し、彼はまた其の「起」滅をも見る。」

二八　その時世尊比丘等に告げて宣はく、「比丘等よ、斯の如く良家の子は其の所解を啓す。意義を

も語り己をも表示す、然るに此に或愚人等に所解を啓するは笑ふべきことなりと思ひ、彼等後に至りて苦惱を受く。

二九　時に世尊は具壽ソーナを呼びて宣はく、「ソーナよ、汝は柔弱なり、ソーナよ、汝に一重の履を用ふることを許す。」「尊師、我は八十車量の黄金を捨て七象量の收入を捨て在家より出でて出家の身となれり。我の事を言ふものあらん、ソーナ・コーリヰサは八十車量の黄金を捨て七象量の收入を捨て在家より出でて出家の身となれり。彼今一重の履に貪著せりと

三〇　世尊若し之を比丘衆にも許可したまはば、我も亦之を受用せん、世尊若し之を比丘衆に許可したまはずば、我も亦之を受用せじ。」それより世尊此の緣に於て此の機に際して比丘等に語げて宣はく、「比丘等、一重の履を用ふることを許可す。比丘等、二重の履を穿つべからず、三重の履を穿つべからず、數重の履を穿つべからず、穿つものは惡作の罪に墮す。」

三一　時に六羣の比丘は履の總て靑色なるを穿てり、履の總て黄色なるを穿てり、……總て赤色なるを……總て茜色なるを……總て黑色なるを……總て橙色なるを……總て帶黄色なるを穿てり、人人憤り嫌ひ且つ嘆きて、「宛然諸欲を享くる在家人の如し」と言へり。世尊に此事を白せり。「比丘等履の總て靑色なるを穿つべからず、履の總て黄色なるを穿つべからず、……赤色……茜色……黑色…

橙色……帶黄色なるを穿つべからず。穿つものは惡作に墮す。

二　その時六羣の比丘は青色の緣ある履を穿てり、黄、赤、茜、黒、橙、帶黄色の緣ある履を穿てり、人人憤り怒り且つ呟きて言へり、『恰然諸欲を享くる在家人の如し。』世尊に此の事を白せり。「比丘等、青色の緣ある履を穿つべからず、……穿つものは惡作の罪に墮す。」

三　その時六羣の比丘は踵を覆ふ履を穿てり。脚部を覆ふ履を穿てり、足背を覆ふ履を穿てり、綿を詰めたる履を穿てり、鷓鴣の翼に似たる履を穿てり、小羊の角にて先を尖らしたる履を穿てり、羊の角にて先を尖らしたる履を穿てり、蝎の尾を以って飾りたる履を穿てり、孔雀の羽にて圓く縫ひたる履を穿てり、雜色の履を穿てり、人人憤り怒り且つ呟きて言へり、『宛然諸欲を樂しめる在家人の如し。』世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、踵を覆ふ履を用ふべからず、……雜色の履を用ふべからず。之を用ふるものは惡作の罪に墮す。

四　その時六羣の比丘等は獅の皮を以て飾りたる履を穿てり、虎の皮、豹の皮、羚羊の皮、獺の皮猫の皮、栗鼠の皮、梟の皮を以て飾りたる履を穿てり。人人憤り怒り且つ呟きて言へり『宛然諸欲を樂しめる在家人の如し。』世尊に此の事を白せり。「比丘等、獅の皮を以て飾りたる履を穿つべからず……梟の皮を以て飾りたる履を穿つべからず。之を穿つものは惡作の罪に墮す。」

三―一　その時世尊朝時法衣を著け鉢衣を携へ、一人の比丘を伴僧として受食のために王舍城に入りたまへり。時に彼の比丘一足跛しつつ世尊の後より隨ひ行けり。一人の信士の數重の履を穿けるものあり。世尊の遠くより來りたまへるを見たり、見るや彼履を脫ぎて世尊の方に近づき、近づくや、彼の比丘を禮拜して斯の如く言へり。

二　「尊師、尊は何が故に一足跛するぞや。」「友よ、我が足破れたり。」「尊師、此に履あり。」「友よ止めなん世尊は數重の履を穿つことを禁じたまへり。」「世尊彼の比丘に告げたまはく」「比丘よ、其の履を受け取れ。」時に世尊は此の緣により、此の機に際して說法をなして比丘等に語げて宣はく「比丘等、數重の履の捨てられたるものは之を用ふることを許す。」比丘等、數重の履の新しきは之を用ふべからず、之を用ふるものは惡作の罪に墮す。」

四―一　その時世尊は野外に履なくして經行したまへり。師は履なくして經行したまふ」と言ひて、長老比丘等も履なくして經行せり。六羣の比丘は師の履なくして經行したまひ、長老比丘も亦履なくして經行せるにも拘らず、履を穿ちたるまま經行せり。比丘の中にて欲少きもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「如何なれば六羣の比丘は師の履なくして經行したまひ、長老比丘も亦履なくして經行せるにも拘らず、履を穿ちたるまま經行せるぞや。」

二　それより此等比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、六羣の比丘等は師の……經行せりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を難じたまへり、「如何なれば比丘等よ、此等の愚人は師の……經行せるぞや。比丘等よ、此等白衣の在俗者すら已の生活の資たる學問のために、其の師に對して尊敬恭順和同の意を表して住す。

三　比丘等、此に汝等斯の如く善く說かれたる敎に於て、阿闍梨又は阿闍梨に等しき人、和尙又は和尙に等しき人に對して尊敬恭順和同の意を表して住せば、之可ならん、比丘等よ、之は未信者の信を得る所以にあらず、……。」難じて而して說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、阿闍梨又は阿闍梨に等しき人、和尙又は和尙に等しき人の履なくして經行しつつあるに、履を穿ちたるまま經行すべからず。經行するものは惡作の罪に墮す。比丘等、外庭園にありては履を穿つべからず、之を穿つものは惡作の罪あり。」

五—一　その時一人の比丘は足に腫物を生ぜり。此の比丘を負ひて大小便に出でしめたり。世尊「比丘等の」座臥處を順行したまふ序で、此等の比丘の此の比丘を負ひつつ大小便に出でしむるを見たまへり、見たまひて此の比丘の處に趣き、彼等に語げて宣はく、

二　「比丘等、此の比丘の病は何ぞや。」「尊師、此の具壽は足に腫物を生ぜり、故に我等彼を負ひて

大小便に趣かしむ。」それより世尊は此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、足痛み、足破れ、或は又足に腫物を生ぜるものは履を穿つことを許す。」

六―一　その時比丘等足を洗はずして臥牀にも座牀にも上れり、法衣も座臥處もために汚れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、今臥牀又は座牀に上るとて、履を穿つことを許す。」

二　その時比丘等夜分布薩堂に行くにも集會の座に行くにも暗黑中にて木株又は荊棘を踏み、足ために痛めり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、外庭園にては履を穿ち、炬火、燈明、拄杖を用ふること」を許す。」

三　その時六羣の比丘等夜の未明に起き出で木製の履を穿ち、野外に經行をなせり、喧しく騷しく囂しき音をなし、種種の畜生の物語をなしつつ、卽ち國王の物語、盜賊、王臣、軍兵、怖難、戰爭飲食、衣服、臥處、華鬘、香、親族、車乘、村邑、都城。地方、婦女、勇士、街道、寶藏、死靈、種種雜多の物語。世間の物語。海の物語、有ること無きことの物語等、斯くて彼等は小蟲を踏み殺し、或は、比丘の入定せるを妨害せり。

四　比丘の中にて欲少きもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「如何なれば六羣の比丘は夜の未明に起き出で……或は比丘等の入定せるを妨害するぞや。」それより彼等比丘は世尊に此事を白せり。

「比丘等、六羣の比丘は夜の未明に起き出で……或は比丘等の入定せるを妨害すといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」難じて說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「木製の履を穿つべからず。穿つものは惡作の罪に墮す。」

七―一　それより世尊王舍城中に住すると隨意の間にして、婆羅奈斯城の方へ遊行のために出でたまへり。次第に遊行しつつ婆羅奈斯城に著したまへり。此に世尊は婆羅奈斯城なる仙人墮處、鹿野苑中に住したまへり。その時六羣の比丘は、世尊は木製の履を用ふるを禁じたまへりとて、幼き多羅樹を切らしめ、多羅葉の履を「作りて」穿てり。「斯くして」切られたる幼き多羅樹は枯死せり。人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「如何なれば此等沙門釋子は幼き多羅樹を切らしめ、多羅葉の履を「作りて」穿つぞや。「斯くして」切られたる幼き多羅樹は枯死せり。沙門釋子は唯一根の生物を害ふなり。」

二　比丘等は此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘は幼き多羅樹を……枯死せりといふは眞なりや。」「眞なり、世尊。」世尊は難じたまへり、「比丘等、何故なれば此等の愚人は幼き多羅樹を……比丘等、人は樹木に生命あることを知る。之は未信者の信を得る所以にあらず。」難じて說法をなし、比丘に語げて宣はく、「比丘等、多羅葉の履を穿つべからず。之を穿つものは惡作の罪あり。」

三　その時六羣の比丘は、世尊は多羅葉の履を禁じたまへりとて、幼き竹葉の履を「作りて」穿てり「斯くして」切られたる幼き竹樹は枯死せり。(六)……「比丘等、竹葉の履を穿つべからず。穿つものは惡作に墮す。」

八―一　それより世尊は波羅奈斯城に住すると隨意の間にして、後(七)跋提耶の方に遊行のために出でたまへり。次第に遊行をなしつつ跋提耶に著したまひ、此に世尊は跋提耶のチャーチャーヴナ中に住したまへり。その時跋提耶の比丘等は種種の莊飾を目的とせる履を用ゐて住せり。草の履を自ら作り或は人をして作らしめ、文邪草の履、婆沙草の履、漢多羅草の履、(八)蓮草の履、羅沙の履を自ら作り或は他をして作らしめて、敎示質問增上戒心慧の事を閑却せり。

二　比丘の欲寡きもの等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「如何なれば跋提耶の比丘等は種種の莊飾を目的とせる履を用ゐて住するぞや。……敎示質問增上戒心慧の事を閑却するぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、跋提耶の比丘等は種種の莊飾を目的とせる履を用ゐて住す、……敎示質問增上戒心慧の事を閑却すとは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は難じたまへり、「何故なれば比丘等よ、之等の愚人は種種の莊飾を目的とせる履を用ゐて住するぞや、……敎示質問增上戒心

【六】一、二參照。
【七】Bhaddiya.
【八】Kamala.

慧の事を閑却するぞや。比丘等、之は未信者の信を得る所以にあらず。」

三　難じて而して説法をなし、比丘に語げて宣はく、「比丘等、革の履を穿つべからず、文邪草の履、婆沙草の履、漢多羅草の履、蓮草の履、羅沙製の履、金製の履、銀製の履、摩尼珠製の履、瑠璃製の履、水精製の履、青銅製の履、硝子製の履、錫製の履、鉛製の履、銅製の履を穿つべからず、穿つものは悪作の罪あり、比丘等よ、取り去り得べき履は之を穿つべからず。穿つものは悪作の罪あり、比丘等、地に著けて取り去るべからざるもの三種を許す。「曰く」小便所の履、大便所の履、及び洗淨所の履これなり。」

九—一　それより世尊跋提耶に住すると隨意の間にして、舍衛城の方に遊行のために出でたまへり。次第に遊行しつつ世尊は舍衛城に著したまひ、此に舍衛城の祇陀林なる給孤獨者の園中に住したまへり。時に六羣の比丘は阿夷羅婆底河を渡れる牝牛の或は角を捕へ、或は耳を捕へ、或は頸を捕へ、或は（九）垂肉を捕へ、或は背に騎り、或は欲念を以て陰門に觸れ、或は牡犢を水に沈めて殺したり。

二　人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故に沙門釋子は阿夷羅婆底河を渡れる牝牛の或は角を捕へ……宛然諸欲を樂しめる在家人の如し。」比丘等は此等の人人の憤り怒り呟けるを聞けり。それより

【九】牛の頸の下に下れるもの或は露拂ひともいふ。

此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等。六羣の比丘は阿夷羅婆底河が渡れる牝牛の或は角を捕へ……或は牝犢を水に沈めて殺すといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」

二　難じて說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等よ、牝牛の角、耳、頸、垂肉を捕ふるべからず、背に騎るべからず、騎るものは惡作の罪あり、比丘等、欲念を持て牝牛の陰門を撫るべからず、撫づるものは偸羅遮の罪に墮す。牝犢を殺すべからず、殺すものは法に隨ひて處分すべし。」

四　その時六羣の比丘は或は牝獸の挽きて男の御者添ひ、或は牡獸の挽きて女の御者添へる車に乘りて行けり。人人嫌ひ責め怒り且つ呟きて言へり。「恰も恆河、摩企河の祭の如し」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、車に乘りて行くべからず。行くものは惡作の罪あり。」

一〇—一　その時一人の比丘あり、拘薩羅の國に於て世尊を見たてまつらんがために舍衞城に趣きつつ中途に病に罹れり。時に彼の比丘路を離れて一樹の下に坐したり。人人此の比丘を見て言はく、「尊師、尊は何處へ趣かせたまふぞ。」「友よ、我は世尊を見たてまつらんがために舍衞城に趣かんとするなり。」

二　「尊師、いで我等共に行かん。」「友よ、我は能はず、我は病に侵されたり。」「尊師、いで車に召されよ。」「友よ、止みなん、世尊は車に乘るを禁じたまへり」といひ、疑を抱いて車に乘らざりき。

それより彼の比丘舍衛城に趣きて比丘等に此の事を告げ、比丘等は世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、病に罹れるものは車「に乗る」を許す。」

三　それより比丘等心に思へらく、「牝獸を駕せるものなりや將牡獸を駕せるものなりや。」世尊に此の事を白せり。「牡獸を駕し又は手を以て挽ける車を許す。」時に一人の比丘は車の震動のために不快益甚だしくなれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、駕又は轎を用ふることを許す。」

四　その時六羣の比丘等は廣大なる榻牀を所持せり、卽ち【一〇】定量より大なる座榻、脚に猛獸の像を刻みたる椅子、四指以上の長き毛ある黑山羊の皮の敷物、樣樣に縫ひたる羅紗製の敷物、羅紗製白色のもの、密なる花模樣ある羅紗製のもの綿を入れたるもの、虎獅の形を樣樣に現はしたるもの、上下の緣に總あるもの、一方の緣に總あるもの、寶玉を縫ひ附け絹を以て製したるもの、絹製のもの、十六人の舞妓の立ちて舞ふに足る大きさのもの、象背の敷物、馬背の敷物、車上の敷物、羚羊の毛を以て製したる敷物、白地の切に羚羊の皮を附けて作りたる敷物、上覆ある座牀、雙方に赤色の蒲團を置ける座牀等、人人精舍の巡行をなしつつ之を見て憤り怒り且つ呟きて言へり、「恰も諸欲を樂しめる在家人の如し。」世尊に此の事を白せり。

五　「比丘等、廣大なる榻牀を所持すべからず。卽ち定量より大なる座牀……雙方に赤色の蒲團

【一〇】以下總て單語なれども物の概念を明にするため、且つ單語に譯するの困難なるため說明語を以て代へたり。

を置ける座榻等。所持するものは惡作の罪あり。」

六　その時六羣の比丘は世尊は廣大なる榻牀を所持することを禁じたまへりとて、大なる獸皮を所持せり、獅皮、虎皮、豹皮等。此等を臥牀の大きさに切り、座榻の大きさに切り、臥牀の內部或は外部に之を張り、座榻の內部或は外部に之を張れり。人人精舍の巡行をなしつつ之を見て、憤り怒り且つ呟きて、「宛然諸欲を樂しめる在家人の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、獅皮、虎皮、豹皮等の大なる獸皮を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。」

七　その時六羣の比丘は世尊は大なる獸皮「を所持すること」を禁じたまへりとて、牛の皮を所持せり。此等を臥牀の大きさに切り……座榻の內部或は外部に之を張れり。一人の惡比丘あり、某惡信者の家に出入しけるが、彼一日朝時に衣を著け鉢衣を携へて、彼の惡信者の住所に趣き、趣きて豫て設けたる座に著けり。それより彼の信者は惡比丘の處に近づき、近づきて、彼の惡比丘を禮拜し、一面に著座せり。

八　その時彼の惡信者は一頭の犢を有てり、幼く美しく喜ぶべく愛すべくして宛然豹の兒の如くなりき。時に彼の惡比丘は此の犢を頻に熟視しけるが、彼の惡信者は惡比丘に語げて言へり「尊師、何故に師は此の犢を斯く頻に熟視したまふや。」「友よ、我れ此の犢の皮を要む。」それより彼惡信者は彼の犢を殺し、皮を剝きて彼の惡比丘に與へぬ。惡比丘は僧伽梨衣を以て其の皮を隱して去れり。

九　時に其の牝牛は犢の愛情よりして彼の惡比丘の後より隨ひ行けり。比丘等は彼に語げて言へり、「何故に友よ、此の牝牛は汝の後より隨ひ來るぞ。」「友等よ、我も亦何故に此の牝牛の我が後に隨ひ來るやを知らず。」その時惡比丘の僧伽梨衣は血に塗れ居たり、比丘等彼に問うて言へり、「友よ、汝の此の僧伽梨衣は何をなせしぞ。」それより彼惡比丘は此等の比丘に對して此の事を自狀せり。「友よ、さらば、汝は殺生を遂げしめたりや。」「然り友等よ。」比丘の中には欲寡きもの、彼等は憤り怒り呟きて言へり、「何故に比丘に殺生を遂げしむるや。世尊は種種の方便によりて殺生を非難し、不殺生を讚歎したまへるにあらずや。」それより彼等の比丘は世尊に此の事を白せり。

一〇　それより世尊は此の緣に於て此の機に際して比丘衆を集め、彼の惡比丘に問ひたまへり、「比丘よ、汝は殺生を遂げしめたりといふは眞實なりや。」「眞實なり世尊。」「何故なれば愚人、汝は殺生を行はしむるぞ。愚人、我は種種の方便を用ゐて殺生を非難し、不殺生を讚歎したるにあらずや。愚人、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、殺生を果さしむべからず。果さしむるものは法に隨ひて處分すべきなり。比丘等、牛皮を所持すべからず、所持するものは惡作の罪に墮す。比丘等、獸皮は總て之を所持すべからず、所持するものは惡作の罪あり。」

一一　その時人人臥牀をも座牀をも皮を以て覆ひ皮を以て張れり。比丘等疑惑を懐きて之に上らざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、在家の人の作れるものは、之に坐することを許す。されど之に臥すことを許さず。」その時精舍は、處處革製に紐を以て繋がれたり。比丘等疑惑を懐きて之に上らざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、唯紐のみなれば之に上ることを許す。」

一二　その時六羣の比丘は履を穿ちたるまま村邑に入れり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も諸欲を樂しめる在家人の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、履を穿ちたるまま村邑に入るべからず。入るものは惡作に墮す。」その時一人の比丘ありて病に罹りしが履なくしては村邑に入ることを得ざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、比丘の病あるものは履を穿ちて村邑に入ることを許す。」

【二】Avanti
【三】Kuraraghara.

一三―一　その時具壽摩訶迦旃延は(二)阿槃提國なる(三)拘羅羅伽羅のパパータ山中に住せり。その時ソーナ・クチカンナと呼べる信士あり、具壽摩訶迦旃延の歸依者なりき。時にソーナ・クチカンナ信士は具壽摩訶迦旃延の處に詣り、彼を敬拜して一面に坐せり。一面に坐するやソーナ・クチカンナ信士は具壽摩訶迦旃延に語げて言へり、「尊師、師の說示したまひし法を我が了知するが如くんば、在家の生

活を營めるものには完全無缺にして清淨純白なる梵行を行ずること容易にあらず。尊師、我鬚髪を剃り、黄色の法衣を纏ひ在家を出でて出家の身とならんと欲す。尊師、尊摩訶迦旃延の我をして出家せしめたまはんことを。」

二 「ソーナよ、一生涯の間、一臥處、一食梵行を行ずるとは容易にあらず、望むらくは汝ソーナ、其の處に於て在家人として時節に隨ひ諸佛の敎なる一臥處、一食梵行を修せよ。」それよりソーナ・クチカンナ信士の懷きし出家の志願は失せたり。一たびソーナ・クチカンナ信士は……三たび……ソーナクチカンナ信士は具壽摩訶迦旃延の處に詣り〔三〕……それより具壽摩訶迦旃延は信士ソーナ・クチカンナを出家せしめ、此の時に當り阿槃提と南路とには比丘の數少かりき。具壽摩訶迦旃延は三年の後艱難により勞苦によりて所所より十群の比丘衆を集め具壽ソーナに具足戒を授けぬ。

三 時に具壽ソーナの雨安居を終りて閑居靜思するや、斯の如き思惟起れり、「我は世尊は斯く斯くなりと聞きたてまつりしのみにて、未だ目前に見たてまつりしことあらず。若し和尚我を許したまはば我彼の世尊應供者正徧覺者を見たてまつらんがために往かん。」時に具壽ソーナは晡時に靜思より起ち、具壽摩訶迦旃延の處に趣き、彼を禮拜して一面に坐せり、一面に坐するや具壽ソーナは具壽摩訶迦旃延に語げて言へり。

【三】 一の結文まで。

四 「尊師、此に我が獨居靜思するや心に斯の如き念起れり、『我れは世尊に斯く斯くなりと……正徧覺者を見たてまつらんがために往かん。』」「ソーナ、善哉、善哉ソーナ、汝行け、世尊應供者正徧覺者を見たてまつらんがために。

五 ソーナ、汝は彼の世尊は、愛すべく信ずべく、諸根心意寂靜にして、最上の調御安靜に達し、柔和にして防護あり、諸根を制したまへる那伽を見たてまつらん。さらば汝ソーナ、我が語により、頭面を以て世尊の足を拜して、『尊師、我が和尚なる具壽摩訶迦旃延頭面を以て世尊の足を拜す』と言ひ、更に又白して言へ、『尊師、阿槃提國と南路とには比丘の數少く、三年の後艱難により勞苦によりて所所より十衆の比丘を集め、我に具足戒を授けたり、願くは尊師、阿槃提と南路に於ては衆に滿たざる比丘にて具足戒を授くることを許したまへ。

六 尊師、阿槃提と南路とに於ては土地の上面は黒く、堅く、牛の蹄のために踏み堅められたり。願くは尊師、數重の履を用ふるとを許したまへ。尊師、阿槃提と南路とに於ては人人浴を重んじ水を以て身を淸くす。願くは尊師、常に水浴をなすとを許したまへ。尊師、阿槃提と南路とに於ては羊皮、山羊皮、鹿皮等の皮を敷物となす、恰も尊師、中部地方に於けるエーラグ、モーラグ、マヂヤール、チャンツ等の如く、斯の如く尊師、阿槃提と南路とに於ては羊皮、山羊皮、鹿皮等の皮を敷物となす。冀くは世尊の阿槃提と南路とに於て羊皮、山羊皮、鹿皮等の皮を用ふるとを許したまは

んことを。

七　尊師、今比丘等の界區外に出でたるものに對し、人人、『此の法衣を某と名くる「比丘」に奉る』というて法衣を奉施す。此等の比丘は歸り來りて、『友等よ、斯く斯くと名くるもの汝に法衣を施せり』といへど、彼等疑惑を懷いて之を受けず、『我尼薩耆に墮せざらん』といへり。願くは世尊の法衣に就いて教を示したまはんことを。」「然り尊師。」と具壽ソーナは具壽摩訶迦旃延に應諾して座を起ち、具壽摩訶迦旃延を拜し右繞の禮をなし、座臥處を藏め、鉢衣を携へて舍衞城の方に趣けり。

八　次第に舍衞城、祇陀林給孤獨長者の園中、世尊の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一面に坐したり。時に世尊具壽阿難陀に告げたまはく、「阿難陀よ、此の外來の比丘のために座臥處を設けよ。」具壽阿難陀は、世尊の「阿難陀よ、此の外來の比丘のために座臥處を設けよ。」というて、我に命じたまふは、世尊彼の比丘と共に同一精舍中に住せんことを欲したまふ、「今」世尊は具壽ソーナと同一精舍中に住せんと欲したまふ」と「知り」、世尊の住したまへる精舍内に具壽ソーナの座臥處を設けぬ。

九　それより世尊は其の夜の大部を屋外に過して精舍に入りたまひ、具壽ソーナも亦其の夜の大部を屋外に過して精舍に入れり。それより世尊は夜の未明に起き出で具壽ソーナを呼びて宣へり、「比丘汝說くべき法を辨知せよ」「唯唯尊師」と具壽ソーナは世尊に應諾したてまつりて總て八頌品を誦した

り。これより世尊は具壽ソーナの讀誦終るや、隨喜の意を陳べて宣はく、「善哉、善哉、比丘よ、汝八頌品の偈を善く受領し、善く憶念し、善く護持す。汝は美しく快よく爽かにして善く意義を傳ふべき音聲を有す。比丘、汝は法臘幾何なりや。」「尊師、我は法臘一歲なり。」

一〇　「何故に汝は斯の如く遲延したるぞ。」「尊師、我諸欲に患難あることを見ること久しかりしが、家族の生活は繁忙にして作務多く義務多し。」時に世尊此の義を知りたまひて、其の時此の喜頌を宣べたまへり。

『世に患難あることを見、有質なき法を知り、聖者は惡を樂しまず、
清淨の人は教を樂しむ。』

一一　時に具壽ソーナは、「世尊我を悅喜したまへり、我が和尚の我に示したまひしは正に此の時のためなり」と思ひて、座より起ち、鬱多羅僧衣を一肩に掛け、頭を以て世尊の足を禮拜し、世尊に白して言へり、「尊師、我が和尚なる具壽摩訶迦旃延は頭面を以て世尊の足を禮し、斯の如く言へり、『阿槃提と南路とは比丘の數少く〔一四〕……願くは世尊の法衣に就て教を示したまはんことを』」時に世尊は此の緣に於て此の事に際して說法をなし比丘に語げて宣はく、「比丘等、阿槃提と南路とには比丘の數少し、比丘等、總て邊疆地方に於ては持律者を第五人とする衆にて具足戒を授くることを許す。

一二　此に邊疆地方とは左の如し。東方にカヂャンガラと名くる村あり、其の外はマハーサーラ

【一四】五—七參照。

にして、其より外は邊國、其より內は中國なり。東南方にサルラヴチーと名くる河あり、其より外は邊國、其より內は中國なり、南方にセータカンニカと名くる村あり、其より外は邊國、其より內は中國なり。西方にツーナと名くる婆羅門村あり、其より外は邊國にして、其より內は中國なり。北方にウシーラッダヂャと名くる山あり、其より外は邊國にして、其より內は中國なり。比丘等、斯の如き邊疆地方にありては持律者を第五人とする衆にて具足戒を授くることを許す。

一三　比丘等、阿槃提と南路とに於ては土地の表面は黑く、堅く、牛の蹄のために踏み固められたり。比丘等、總て邊疆の地にありては數重の履を用ふることを許す。比丘等よ、阿槃提と南路とに於ては人人浴を重んじ、水を以て身を淸くす。比丘等、總て邊疆の地方にありては常に水浴をなすことを許す。比丘等、阿槃提と南路とに於ては羊皮、山羊皮、鹿皮等、獸皮の敷物を用ふ。比丘等。恰も中部地方に於ける、エーラグ、モーラグ、マッヂャール、ヂャンソを用ふるが如く、阿槃提と南路とに於ては羊皮、山羊皮、鹿皮等、獸皮の敷物を用ふ。比丘等、總て邊疆地方にありては羊皮、山羊皮、鹿皮等の獸皮の敷物を用ふることを許す。比丘等、此に比丘の界區外に行けるものに、人人法衣を施す。此の法衣を某の名「の比丘」に施すといふて、比丘等、之を受くることを許す。其が手に渡らざる間は未だ施されざるなり。」

藥劑篇第六

一 その時佛世尊は舍衛城中の祇陀林なる給孤獨者の園中に住したまへり。時に比丘等秋期に起る病のために侵されて、啜りたる粥を吐き、喰ひたる食物を吐き、彼等は又瘦せ憔け、色あしく次第に黃色に變じ、脈管肢體に現はれ出でたり。世尊は此等の比丘の瘦せ憔け、色あしく次第に黃色に變じ、脈管肢體に現はれ出でたるを見、之を見て世尊は具壽阿難陀に告げて宣へり、「阿難陀よ、何故に比丘等は今瘠せ憔け、……脈管肢體に現はれ出でたりや」「尊師、今比丘等は秋期に起る病のために侵されて、啜りたる粥を吐き、喰ひたる食物を吐き、ために彼等は瘦せ憔け……脈管肢體に現はれ出でたるなり。」

二 時に世尊の獨坐靜思したまふや、心に斯の如きの念起れり、「今や比丘等は秋期の病に侵されて……脈管肢體に現はれ出でたり。我宜しく比丘等に、藥にして、世間に藥と認められ、食物の用をなし、而も麁なる食物と思はれざるもの、斯の如き藥「を用ふること」を許すべきなり。」時に世尊心に思惟したまはく、「此等五種の藥、卽ち生酥、醍醐、亞麻油、蜜及び糖等は藥にして、世間に藥と認められ、食物の用をなし而も麁なる食物と思はれざるものなり。我宜しく比丘等に對して此等五種の

藥を[一]「正しき時に於て受け、正しき時に於て用ふることを許すべきなり。」

三　時に世尊晡時に於て靜思より起ち、此の緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「此に比丘等よ、我が獨坐靜思するや、心に斯の如きの念起れり……我更に心に思惟すらく、……比丘等よ、此等五種の藥を正しき時に於て受け、正しき時に於て用ふべきことを許す。」

四　その時比丘等、此等五種の藥を正しき時に受け、正しき時に用ゐたり。「ために」彼等が取れる普通の麤なる食物すら、[二]消化せず、如何に況んや油質のものに於てをや。彼等彼の秋期の病に侵されたると、食物の消化せざると、雙方〔の理由〕よりして益瘦せ憔け、色あしく次第に黃色に變じ、脈管肢體に現はれ出でたり。世尊は此等の比丘のいよいよ瘦せ憔け……脈管肢體に現はれたるを見、之を見て具壽阿難陀に問はせたまへり、「阿難陀よ、何故に今比丘等は益瘦せ憔け……脈管肢體に現はれ出たりや。」

五　「尊師、今比丘等は此等五種の藥を正しき時に受け、正しき時に用ゐたり。……彼等彼の秋期の病に侵されたると、食物の消化せざると、雙方〔の理由〕よりして益瘦せ憔け、色あしく次第に黃色に變じ、脈管肢體に現はれ出でたるなり。」是に於て乎世尊は此の緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、此等の五種の藥を受けて正時にも非時にも之を用ふることを許す。」

〔一〕日出より正午に至る間をいふ、之を正時とし、日出以前及び正午以後を非時とす。

〔二〕短時間內に普通の食物以外更に此等五種の藥を服するため消化不良を起せしなり。

二—一　その時病比丘等は脂肪薬を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、熊、魚、鰐、豬、驢の脂肪を正時に受け、正時に煮、正時に混じ、油に和して用ふることを許す。

二　比丘等、非時に受け、非時に煮、非時に混じたるもの、若し之を用ふれば三事悪作の罪に堕す。比丘等、正時に受け、非時に煮、非時に混じたるもの、若し之を用ふれば二事悪作の罪に堕す。比丘等、正時に受け、正時に煮、非時に混じたるもの、若し之を用ふれば悪作の罪に堕す。比丘等、正時に受け、正時に煮、正時に混じたるもの、若し之を用ふれば罪なし。」

【二】 [illegible]

三—一　その時病比丘等は根薬を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、根薬を用ふることを許す、鬱金、生薑、菖蒲、白菖蒲、麥冬、胡黄連、優尸羅、蘇子、或は又他の根薬の噉ふて食物とならず、噉みて食物とならざるものを生涯蓄蔵し、要ある時は之を用ふることを許す。必要あらざるに之を用ふる時は悪作の罪に堕す。」

二　その時病比丘は根薬を粉末にしたるものを要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、磨臺と磨石とを用ふることを許す。」

四 その時病比丘等は澁味ある煎藥を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、[四]ニンバ、クタヂャ、パッカヷ、ナッタマーラ等、其の他澁味藥の啖うて食物とならず、嚼みて食物とならざるもの此等のものを生涯蓄藏して要ある時は之を服用することを許す。要あらざるに之を服用すれば惡作の罪に墮す。」

五 その時病比丘等は葉藥を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、ニンバ、クダヂャ、[五]パトーラ、スラシ、[六]カッパーシカ等の葉藥其の他の葉藥の啖うて食物とならず、……。」

六 その時病比丘等は果實より製せる藥を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、ヸランガ、胡椒、畢撥、訶梨勒、[七]尾吠怛迦、阿摩勒、[八]ゴータバラ等の果實より製せる藥、及び他の果實より製せる藥の啖うて食物とならず、……。」

七 その時病比丘等は樹脂より製せる藥を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、ヒング、ヒング樹脂、ヒングシパーチカ、タカ、タカパッチ、タカパンニ、[九]サッヂュラサ等の樹脂より製せる藥、及び他の樹脂より製せる藥の啖うて食物とならず、……。」

【四】任婆、苦楝。
【五】胡瓜。
【六】木綿。
【七】川楝。
【八】(Goṭṭhaphala).
【九】乾薗蒿。

八　その時病比丘等は鹽藥を要したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、海鹽、黑鹽、信度産の鹽、廚房用の鹽、赤鹽等の鹽藥、其の他の鹽藥の啖うて食物とならず、嚼みて食物とならざるものを生涯蓄藏し、要ある時は之を用ふることを許す。必要あらざるに之を用ふる時は惡作の罪に墮す。」

九—一　その時具壽阿難陀の和尚なる具壽ベーラッタシーサは大疥病に罹り、膿液のために法衣身體に附著したり。比丘等は水を以て之を濕して離せり。世尊は比丘等の座臥處を巡行しつつ、此等の比丘の水を以て濕し法衣を離せるを見、之を見て比丘等の處に近づき、彼等に語げて宣へり、「比丘等、此の比丘は如何なる病に罹れるぞや。」「尊師、此の比丘は大疥病に罹り、膿液のために法衣身體に附著したるため、我等は水を以て濕し、法衣を離せるなり。」

二　それより世尊は此の緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、痒病、腫物、濃汁、大疥病等にて身體惡臭あるものは粉藥を用ゐ、病に罹らざるものは乾きたる牛糞、粘土、及び顏料を用ふることを許す。比丘等、杵と臼とを用ふることを許す。」

一〇—一　その時比丘等は粉藥を篩ひたるものを要したり。世尊に此の事を白せり。……「比丘等、

篩を用ふるとを許す。」極微細なる粉を要したり。・・・・「比丘等、布製の篩を用ふるとを許す。」

二　その時或比丘は非人的病に罹れり。和尚阿闍梨は之を看護して、尚は平癒せしむることを得ざりき。彼居豬場に趣きて生肉を喫ひ、生血を啜りたるため、其の非人病は平癒せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、非人病には生肉と生血とを用ふることを許す。」

一一一　その時一人の比丘は眼疾に罹れり。比丘等彼を負うて大小便に趣かしめたり。世尊は座臥處を巡行したまふ序でに、此等の比丘の此の比丘を負うて大小便に趣かせしむるを見たまひ、彼等に近づきて宣はく、「比丘等、此の比丘の病は何ぞや。」

二　「尊師、此の具壽は眼疾に罹りたるため、我等は彼を負うて大小便に趣かしむるなり。」それより世尊は此の緣によりて說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、黑塗藥、警類製の塗藥、河流より生ずる塗藥、黃豬石より製せる塗藥、燈火の焔より製せる塗藥等の塗藥を用ふることを許す。」

磨して塗藥となすべき香類を要したり。「比丘等、(一〇)栴檀、多伽羅、隨時栴檀、達子、蘇子等を用ふることを許す。」

【一〇】以下總て香類の名なり。

一二一　その時比丘等は粉末にせる塗藥を壺又は皿に蓄藏したり。此等は草粉又は塵屑のために覆はれたり。……「比丘等、塗藥筐を用ふることを許す。」その時六羣の比丘は種種の塗藥筐を所持せり、金製、銀製等。人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「恰も諸欲を享くる在家人の如し。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、種種の塗藥筐を用ふべからず。之を用ふれば惡作の罪あり。比丘等、骨製、牙製、角製、葦製、竹製、木製、樹脂製、樹果製、銅製、又は硨磲の心を以て製せるものを用ふることを許す。」

二　その時塗藥筐に蓋あらざりしため、草粉又は塵屑のために覆はれたり。……「比丘等、蓋を用ふることを許す。」蓋落ちたり。「比丘等、絲を以て縛り筐に繋げ付くることを許す。」筐倒れたり。「比丘等、絲を以て縫ひ付くることを許す。」

三　その時比丘等指を以て塗藥を塗りたるため、眼痛めり。……「比丘等、塗藥篦を用ふることを許す。」その時六羣の比丘は種種の塗藥篦を所持せり、金製、銀製等。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も諸欲を樂しめる在家人の如し」と言へり。……「比丘等、種種の塗藥篦を用ふべからず。用ふるものは惡作の罪に墮す。比丘等、骨製……硨磲の心を以て製せるものを用ふるとを許す。」その時塗藥篦地上に落ちて堅くなれり。……「比丘等よ、塗藥篦の箱を用ふることを許す。」その時比丘等は塗藥筐も塗藥篦も共に手を以て持ち運べり。……「比丘等、塗藥筐の袋を用ふることを許す。」肩に掛く

べき紐あらざりき。「比丘等、肩に掛くる紐と縛る絲とを用ふることを許す。」

一三―一　その時具壽ピリンダヴッチャは頭熱を病みたり。……「比丘等、頭に油を用ふることを許す。」效能あらざりき。……「比丘等、鼻より水灌ぐことを許す。」鼻より水散亂したり。……「比丘等、灌鼻筒を用ふることを許す。」その時六羣の比丘は種種の灌鼻筒を所持したり、金製銀製等。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も諸欲を樂しめる在家人の如し」と言へり。「比丘等、種種の灌鼻筒を用ふべからず。用ふるものは惡作の罪あり。比丘等、骨製……硨磲の心を以て製せるものを用ふることを許す。」

二　鼻に水の入ること平等ならざりき。「比丘等、一對の灌鼻筒を用ふるとを許す。」效能あらざりき。「比丘等、烟を吸ふとを許す。」[一]其の軸を塗りて吸へり。喉を焦せり。……「比丘等、導烟器を用ふるとを許す。」その時六羣の比丘は種種の導烟器を用ゐたり。金製、銀製等。人人憤り……硨磲の心を以て製せるものを用ふるとを許す。」その時導烟器に蓋あらざりしため、小蟲跳び入れり。……「比丘等、導烟器に蓋を用ふることを許す。」その時比丘等手を以て導烟器を持ち運べり。「比丘等、導烟器の袋を用ふることを許す。」一處に相觸著せり。……「比丘等、一對の袋を用ふることを許す。」肩に掛くべき紐あらざりき。「比丘等、肩に掛くる紐と、縛る絲とを用

【一】蠟燭の形の燈心を作り、之に油其の他のものを塗り、之に火を點じて其の煙を吸へるなり。

ふることを許す。」

一四—一　その時具壽ピリンダヴッチャは腹風病に罹れり。醫者は、油を煮るべしと言へり。「比丘等、油を煮ることを許す。」其の油を煮るに酒を混ぜざるべからず。「比丘等、油を煮るに酒を混ずることを許す。」その時六羣の比丘は過量の酒を混じて油を煮たり。「比丘等、過量の酒を混じて油を煮るべからず。之を飲めば、法によりて處斷せらるべきなり。比丘等、油を煮るに酒の色なく、香なく、味あらざる、斯の如き酒を混じたる油を飲むことを許す。」

二　その時比丘等のために過量の酒を混ぜる油を煮たるものあり。それより比丘等心に思へらく、「過量の酒を混ぜる油は之を如何にすべきぞや。」「比丘等、塗藥として之を用ふることを許す。」その時具壽ピリンダヴッチャは多量の油を煮たるが、油[を容るべき]器あらざりき。「比丘等、三種の瓶を用ふることを許す、銅製、木製、果殼製等。」

三　その時具壽ピリンダヴッチャは〔二〕肢風病に罹れり。「比丘等、發汗治療を行ふことを許す。」效あらざりき。「比丘等、[種種の]物料[を用ふる]發汗治療を行ふことを許す。」尚は效あらざりき。「比丘等、〔三〕大發汗治療を許す。」尚は效あらざりき。「比丘等、麻水を用ふることを許す。」尚は效あ

【二】リューマチズムの類か。
【三】等身の穴を穿ちて中に熾熱せる灰燼を滿たし、上に土砂を置き、其の上に木葉を敷きて病者を臥せしむ。

らざりき。「比丘等、〔溫〕水室を設くることを許す。」

四　その時具壽ピリンダヴッチャは〔一四〕節風疾に罹れり。「比丘等、血液を取ることを許す。」效能あらざりき。「比丘等、血液を取りて角器に受くることを許す。」その時具壽ピリンダヴッチャの足破れたり。「比丘等、足の塗藥を用ふることを許す。」尚ほ效能あらざりき。「比丘等、足藥を調ふることを許す。」その時或比丘は瘍腫に罹れり。「比丘等、刀〔を以て〕治療することを許す。」澁味水を要せり。「比丘等、澁味水を用ふることを許す。」亞麻泥を要せり。「比丘等、亞麻泥を用ふることを許す。」

五　壓抵巾を要せり。「比丘等、壓抵巾を用ふることを許す。」瘍腫を縛るべき繃帶を要せり。「比丘等、瘍腫を縛るべき繃帶を用ふることを許す。」瘍腫は癢くなれり。「比丘等、芥子粉を散布することを許す。」瘍腫は濕へり。「比丘等、燻すことを許す。」瘍腫の肉出でたり。「比丘等、鹽塊を以て之を切ることを許す。」瘍腫は尚ほ癒著せざりき。「比丘等、瘍腫に亞麻油を塗ることを許す。」亞麻油は散亂せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、〔油の散るを防ぐべき〕巾を用ゐ、總て瘍腫治療の法を行ふことを許す。」

六　その時一人の比丘は蛇に蛟まれたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、屎、尿、木炭及び粘土と此等四種の汙物を與ふることを許す。」時に比丘等に、此等は授與せられざるものなりや、授與せらるべきものなりやと疑念起れり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、若し給仕者あらば、彼をし

〔一四〕骨節の痛む疾、リューマチズムの一種か。

て授與せしむべく、若し給仕者あらずんば自ら取りて用ふるとを許す。」その時一人の比丘ありて毒を飲みたり。「比丘等、屎を喫はしむるとを許す。」時に比丘等疑ふらく、「之は授與せられざるものなりや、將授與せらるべきものなりや。」「比丘等、放つもの自ら之を取れば、之即ち授與なり、再び授與せらるべからず。」

七　その時一人の比丘は〔二五〕迷藥を與られたるために病に罹れり。「比丘等、〔二六〕犂頭に附著せる粘土を水に溶かして之を飲ましむることを許す。」その時一人の比丘は便祕を病みたり。「比丘等、〔二七〕燒飯水を飲ましむることを許す。」その時一人の比丘は黄疸病に罹れり。「比丘等、〔二八〕牛溲呵梨勒藥を服せしむることを許す。」その時一人の比丘は皮膚病に罹れり。「比丘等、香藥を塗抹することを許す。」その時一人の比丘は身體輕躁となれり。「比丘等、下劑を服することを許す。」薄粥を要したり。「比丘等、薄粥を啜ることを許す。」〔二九〕自然液を要したり。「比丘等、自然液を用ふるとを許す。」人工液を要せり。「比丘等、人工及び自然液を用ふることを許す。」肉汁を要せり。「比丘等、肉汁を用ふることを許す。」

【二五】此の藥を與へられたるものは與へしものの意のままに動くといふ。
【二六】此の文句は意譯して解釋をも含ませたり。
【二七】乾飯を燒きて其の灰に水を注ぎたるもの。
【二八】呵梨勒果を牛の小便に浸すこと兩三回、一回毎に之を日に曝して後之に糞滓を注ぎ其の汁を用ふ。
【二九】溫泉水の類か。

一五—一　その時具壽ピリンダヴッチャは王舍城［邊］にて巖室を作らんがために洞窟を掃はしめたり。時に摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャの處に近づき、近づきて具壽を禮拜し一面に坐したり。一面に坐したる摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャに語げて言へり、「尊師、長老は何事をなさしめらるるや。」「大王、巖室を作らんがために窟を掃はしむるなり。」「尊師、尊は〔三〇〕園丁を要せられざるや。」「大王よ、世尊は未だ園丁を使ふことを許したまはず。」「尊師、さらば世尊に問ひたてまつりて我に報せられよ。」「唯唯大王」具壽ピリンダヴッチャは摩揭陀の王斯尼耶・頻毘沙羅に應諾したり。

二　それより具壽ピリンダヴッチャは說法によりて摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を敎示し、誘導し、策勵し、悅可したり。摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は說法によりて具壽ピリンダヴッチャのために敎示、誘導、策勵、悅可せられ、座より起ちて具壽ピリンダヴッチャを拜し、右遶の禮をなして去れり。それより具壽ピリンダヴッチャは使を世尊の處に送りて言へり、「尊師、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は園丁を奉施せんと欲せり。尊師、之は如何に處すべきや。」それより世尊は此の緣によりて說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、園丁を使ふことを許す。」

三　再び摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャの處に近づき、近づき來りて具壽を拜し一面に坐したり。一面に坐したる摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャに問う

〔三〇〕 Ārāmika 庭番。

て言へり、「尊師、世尊は園丁を使ふことを許したまへりや。」「然り大王よ。」「然らば尊師、尊に園丁を奉施せん。」摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャに園丁を奉施すべきことを諾し、忘失し、久しうして追憶し、一人の庶務大臣に語げて言へり、「我が先に尊に奉施すべきことを諾したる園丁は奉施せられたりや否や。」「未だし大王よ。」「今より幾何日前なりしや。」

四　それより彼の大臣は日を算へ、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅に語げて言へり、「大王、五百日（前）なり。」「さらば尊に五百の園丁を奉施せよ。」「唯唯大王」と彼の大臣は摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅に對して應諾し、具壽ピリンダヴッチャに五百の園丁を奉施したり、ために一箇の村を成したり。之を園丁の村とも呼び、ピリンダ村とも呼びたり。具壽ピリンダヴッチャは此の村に依りて衣食したり。時に一日具壽ピリンダヴッチャは朝時に法衣を著け鉢衣を携へて乞食の爲にピリンダ村に入りたり。

五　時に此の村に祭禮行はれ、少女等は身を飾り、華鬘を著けて遊戲せり。時に具壽ピリンダヴッチャはピリンダ村中に於て次第に乞食しつつ某なる園丁の家に到り、豫て設けたる座に著けり。その時其の女園丁の娘他の少女等の身を飾り、華鬘を著くるを見、泣いて、「我に華鬘を與へよ、我に飾具を與へよ」と言へり。具壽ピリンダヴッチャは彼の女園丁に問うて言へり、「此の少女は何故に泣けるぞや。」「尊師、此の兒彼の少女等の身を飾り、華鬘を著くるを見て、『我に華鬘を與へよ、我に飾具を與へよ』とて泣けり。我等貧窮のもの何處より華鬘を得、何處より飾具を得ん。」

六　時に具壽ピリンダヴッチャは一個の〔三〕草の輪を取り、彼の女園丁に語げて言へり、「やよ、此の草の輪を彼の少女の頭上に置け。」女園丁は其の草の輪を取り、之を少女の頭上に置きたり。其は黄金製にて美しく愛すべく喜ぶべく、王の後宮内にも斯の如き黄金の鬘は之あらざりき。人人摩揭陀の王斯尼耶・頻毘沙羅に白して言へり、「大王、斯く斯くの園丁の家に金製の華鬘あり、美しく愛すべく喜ぶべし、斯の如き金製の華鬘は大王の後宮中にもあらざる所なり。彼の貧者何處よりか之を得ん。必ずや竊盜して得たるなり。」是に於てか摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は其の園丁の一族を縛せしめたり。

七　再び具壽ピリンダヴッチャは朝時内衣を著け鉢衣を携へて、乞食のためにピリンダ村に入れり。ピリンダ村に於て次第に乞食しつつ、彼の園丁の家に到り、近隣のものに問うて言へり、「此の園丁の一族は何處に去れるぞや。」「尊師、彼の金製の華鬘の故を以て王のために縛せられたり。」それより具壽ピリンダヴッチャは摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の宮殿の方に趣き、彼處に趣きて豫て設けたる座に著けり。摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は具壽ピリンダヴッチャの處に近づき、近づき來りて具壽ピリンダヴッチャを拜し一面に坐したり。一面に坐したる摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅に向ひて具壽ピリンダヴッチャは次の如く言へり。

八　「大王よ、園丁の一族は何故に縛せられたりや。」「尊師、彼の園丁の家に金製の華鬘あり、美し

【三】 釜敷の形にて頭上に置き水瓶其の他の器を運ぶに用ふるものなり。

く愛すべく喜ぶべし、斯の如き金製の華鬘は我が後宮中にも之あらざる所なり。彼の貧者何處よりか之を得ん。必ずや竊みて之を得たるなり。」それより具壽ピリンダヴッチャは摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の宮殿は黄金なりと決定せり、「ために」彼の宮殿は總て黄金となれり。「大王、王の此の夥しき金は何處より來れるぞ。」「尊師、之は尊の神變力なることを了解せり」と言うて、彼の園丁の一族を解放せしめたり。

九　人人、具壽ピリンダヴッチャは大王列席の座にて、人界超越の法なる神通神變を現はせりとて歡喜し信仰して具壽ピリンダヴッチャに五種の藥を持ち來れり、即ち生酥、醍醐、亞麻油、蜜、及び糖。然らざるも具壽ピリンダヴッチャは五種の藥を得るものにして、得たる所は之を座下の衆に喜捨したり、其の座下の衆も亦驕奢となり、得たる所は瓶又は甕に滿たして藏めたり、漉水布又は袋に滿たして窓に掛けたり。此等或は互に相粘著し、或は鼠のために精舍の外に散布せられたり。人人精舍の巡行をなす序でに之を見て、憤り怒り且つ呟きて言へり、「此等沙門釋子は内に貨物を蓄藏すること猶ほ摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の如し。」

一〇　比丘等此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞きたり。比丘の中にて少欲なるもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば比丘等は斯の如き驕奢を思ふぞや。」それより彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、比丘等は斯の如き驕奢を思ふといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說

法をなし比丘等に語げて宣へり、「病比丘の用ふべき藥、卽ち生酥、醍醐、亞麻油、蜜、及び糖、此等は受けて七日まで蓄藏し受用すべく、之を超ゆるものは法に隨つて處斷すべきなり。」

藥劑法誦出　終

一六―一　その時世尊舍衛城に住すること隨意の間にして後、王舍城の方に遊行に出でたまへり。具壽（三）カンカーレーヴタは中途に製糖場に立ち寄り、糖中に粉又は炭を投ずるを見たり、見るや、「固形質のものを混せる糖は適當にあらず、非時に糖を喫するは適當にあらず」と疑念を懐きつつ、其の座下のものと共に之を喫せず、且つ彼の語を是なりと思へるものも、又同じく糖を喫せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、糖に粉又は炭を投ずるは何のためぞや。」「尊師、之を堅くせんがためなり。」「比丘等、若し糖を堅くせんがために粉又は炭を混ずとせば、尙ほ之糖なり。比丘等、好む所に隨ひて糖を喫することを許す。」

二　具壽カンカーレーヴタは中途にありて豆の糞堆上に生ぜるを見たり。見て、「豆は不適當のものなり、熟したる豆生れりと、疑念を懐きつつ其の衆と共に豆を喫せず、彼の語を道理なりと思へるもの等も亦豆を喫せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、若し熟したる豆生りてあらば、好めるだけ、之を喫することを許す。」

【三】Kaṅkhārevata 狐疑離日。

三　その時一人の比丘は腹風疾に罹りしが、彼鹽酸粥を啜りたるに、其の疾癒えたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病あるものには鹽酸粥を啜ることを許す。病なきものには水を混じたるものを飲料として用ふることを許す。」

一七一　それより世尊は次第に遊行しつつ王舍城に著したまへり。此に世尊は王舍城邊なる竹林、山鼠園中に住したまへり。その時世尊は腹風疾に罹らせたまへり。時に具壽阿難陀は、先にも世尊の腹風疾は〔三〕三味の粥によりて平癒せりとし、自ら亞麻と米と豆とを調へ、室內に藏し、室內にて自ら煮、世尊に奉りて、「世尊の三味粥を喫したまはんことを。」

【三】直譯、三辛味の粥、亞麻、米、豆の三味を混じて作りたる粥を云ふなり。

二　如來は知りて問ひ、或は知りて問ひたまはず、時を知りて問ひ、時を知りて問ひたまはず、如來は意義あることを問ひて、意義なきことを問ひたまはず。意義なきことには如來の堤防破毀せられたり。二の因緣によりて佛世尊は比丘等に問ひたまふ、一は法を說かんとて、一は聲聞弟子等に戒法を示さんとて。それより世尊は具壽阿難陀に語げて宣へり、「阿難陀、粥は何處より得來れるぞ。」それより具壽阿難陀は世尊に此の由を白せり。

三　佛世尊は非難したまへり、「阿難陀よ、之は適せず、順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作

法、不相應なり。何故なれば阿難陀、汝は斯の如き驕奢を思ふぞや。阿難陀よ、縱ひ室内に藏したるのみなりとも、之非法なり、縱ひ室内にて煮たるのみなりとも、之非法なり、縱ひ自ら煮たるのみなりとも、之非法なり。阿難陀よ、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難したまひて、説法をなし比丘等に語げたまはく、「比丘等、室内に藏し、室内に煮、自ら煮たるものを喫すべからず、之を喫するものは惡作の罪に墮す。

四　比丘等、若し室内に藏し、室内にて煮、自ら煮たるもの、之を喫せば三事惡作の罪に墮す。比丘等、若し室内に藏し、室内にて煮、而も他人の煮たるもの、之を喫せば二事惡作の罪に墮す。比丘等、若し室内に藏し、室外にて煮、自ら煮たるもの、之を喫せば二事惡作の罪に墮す。

五　比丘等よ、室外に藏し、室内にて炊ぎ、自ら炊ぎたるもの、若し之を受用せば、二事惡作の罪あり。比丘等、室内に藏し、室外にて炊ぎ、他人の炊ぎたるもの、之を食へば、惡作の罪あり。比丘等、室外に藏し、室内にて炊ぎ、他人の炊ぎたるもの、之を食へば、惡作の罪あり。比丘等よ、室外に藏し、室外にて炊ぎ、自ら炊ぎたるもの、若し之を食へば惡作の罪あり。比丘等、室外に藏し、室外にて炊ぎ、他人の炊ぎたるもの、之を食へば罪なし。」

六　その時比丘等は、世尊は比丘の自ら炊ぐことを禁じたまへりとて、再炊にも疑念を懷けり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、再炊をなすことを許す。」

七　その時王舍城中にて乞食難起れり。人人は鹽、胡麻油、米、堅食〔の類〕を〔僧〕園に齎し、比丘等は之を室外に藏したるに、或は鼠のために咬まれ、或は盜賊のために持ち去られたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、室內に藏することを許す。」室內に藏し室外にて調理せしめしに、[二四]殘食行者等來り圍めり。〔ために〕比丘等は不安の中に食を取れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、室內にて調理することを許す。」乞食難の時、給仕者は自ら多く取り、比丘等に少量を與へぬ。世尊に此の事を白せり。「比丘等、自ら調理することを許す。比丘等、室內に藏し、室外にて炊ぎ、而も自ら炊ぐことを許す。」

八　その時衆多の比丘あり、迦尸國に於て雨安居に入り、世尊を見たてまつらんがために王舍城に趣く途中に於て、食の麁なるも美なるも、腹に滿つるまで、之を得ること能はず、「而して」中途に果實の食ふべきもの多く、「而も」彼等は給仕者を伴はざりき。彼等は疲勞したる體にて王舍城なる[二五]カランダカ園に著し、世尊の居たまへる處に來り、世尊を禮拜して一面に坐したり。諸佛世尊は遠來の比丘等と會釋するを習としたまふ。時に世尊此等の比丘に告げて宣はく、「比丘等、諸事便安なりや、供養物十分なりや、長路を旅して此處に來るに疲勞少かりしや、比丘等、汝等何處より來れるぞ。」

九　「諸事便安なり、尊師、此に我等迦尸の國に於て雨安居に入り、世尊を見たてまつらんがため

【二四】Dāmaka 供養の殘餘を食ひて苦行を行ふもの。
【二五】Kalandakanivāpa 栗鼠飼養所の義。

に王舍城に來るに、中途に於て食の麤なるも美なるも、腹に滿つるまで之を得ず、果實の食ふべきもの多かりしも、給仕者あらざりしため、我等は身體疲れて長途を旅せり。」是に於て乎、世尊此の緣によりて說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、果實の食ふべきものあり、「而も」給仕者あらざる處にては、自ら取り、齎して、給仕者を見たる時、之を地上に落し、授與せしめて「之を」食ふことを許す。比丘等、拾ひたる「果實」は之を受くることを許す。」

一八—一　その時一人の婆羅門は新しき胡麻と新しき蜜とを得たり。時に彼の婆羅門心に思へらく、「我當に宜しく此の新しき胡麻と新しき蜜とを佛を首とする比丘衆に施したてまつるべきなり。」それより彼婆羅門は佛の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊と共に會釋せり。歡喜すべき追憶すべき談話をなし終りたる後、一方に坐したり、一方に坐したる彼婆羅門は世尊に白して言へり、「尊師、尊瞿曇の明日我が「家に就きて」比丘衆と共に食を受くべきことを諾したまはんことを。」世尊は默して之を諾したまへり。彼婆羅門は世尊の諾したまへることを知りて去れり。

二　それより彼婆羅門は其の夜を過ぎて後美味なる堅軟の食を調へ、世尊に時を報じたてまつれり、「尊瞿曇、時到れり、食「調ひ」終れり。」時に世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて、彼の婆羅門の住處に到り、比丘衆と共に豫て設けたる座に著かせたまへり。時に彼の婆羅門は佛を首とせる比丘衆

を、美味なる堅軟の食物を以て、飽きて辭するに至るまで手づから供養し、世尊の食し終りて鉢と手とを洗ひたまふや、彼は一方に坐したり。一方に坐したる彼を、世尊は說法によりて敎示し、誘導し、策勵し、悅可し、座を起ちて去りたまへり。

三　世尊の去りたまひて未だ久しからざるに、彼の婆羅門心に思へらく、「我は新しき胡麻と新しき蜜と、此の〔二のものを〕施さんがために佛を首とせる比丘衆を請じたてまつりしに、我は此等を施すことを失念したり。我宜しく新胡麻と新蜜とを瓶と甕とに〔容れて僧〕園に運ばしむべきなり。」それより彼婆羅門は新胡麻と新蜜とを瓶と甕とに〔容れて僧〕園に運ばしめ、世尊の居たまへる處に近づき、近づきて一方に坐したり、一方に坐するや、彼婆羅門は、世尊に白して言へり、

四　「尊瞿曇、我は新しき胡麻と新しき蜜とを、佛を首とせる比丘衆に施したてまつらんがために請じながら、之を施すことを失念したり。尊瞿曇の我が新しき胡麻と新しき蜜とを受けたまはんことを。」「さらば婆羅門、之を比丘等に施せ。」その時偶〻饑饉に當りて〔人人〕或は唯少數の比丘を供養し、或は〔數を〕考へて〔供養を〕請せり、今や大衆は總て供養を受け終りて居たり。彼等疑ひて受けざりき。「比丘等、之を受けよ、食へよ。比丘等其の〔供養者の〕家より齎せしものならば、食終りたるものも(三六)除食は之を食ふことを許す。」

【三六】飯、粥、魚、肉及び麨の五を除きたる他の食物。

一九―一　その時具壽（二七）優波難陀釋子に歸依せる家より、大衆のために食を送りて言へり、「尊優波難陀に示して後大衆に施すべきなり。」此の時偶具壽優波難陀釋子は乞食のために村里に入りて「精舍にあらず」。それより此等の人人「僧」園に趣き比丘等に問ひて言へり、「諸尊師、尊優波難陀は何處に居たまふ。」、友等よ、具壽優波難陀釋子は乞食のため村里に入りたり。」「諸尊師、此なる食物は尊優波難陀に示して後、大衆に施すべきものなり。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、之を受け取りて、優波難陀の還り來るまで之を存し置け。」

二　時に具壽優波難陀釋子は食前に諸家を（二八）訪れ、午後歸り來れり。その時偶飢饉に當りて「人人」唯少數の比丘を供養し、或は「數を」考へて「供養を」謝せり。今や大衆は既に供養を受け終りて居たり。比丘等は疑念を懷きて之を受けざりき。「比丘等、之を受けて食へ。比丘等、食前に受け取りたるは食供養終りたるものも、餘食ならば、之を食ふことを許す。」

【二七】Upananda.
【二八】Pari＋upa＋as 侍坐、承事、奉侍等の意あり、此處にては單に訪ふるの意なるが如し。

二〇―一　その時世尊王舍城中に住したまふこと隨意の間にして、舍衞城の方へ遊行に出でたまへり。次第に遊行しつつ舍衞城に著したまへり。此に世尊は舍衞城中、祇陀林「と呼べる」給孤獨者の園

に住したまへり。時に具壽舍利弗は熱病に罹れり。具壽目犍連は具壽舍利弗の處に到り、到りて具壽舍利弗に告げて言へり、「友舍利弗よ、汝は先にも熱病に罹りたるが、其は何によりて治癒せるや。」「友よ、我は蓮莖と蓮根とによりて治癒したり。」時に具壽目犍連は恰も力ある人の屈げたる腕を伸べ、伸べたる腕を屈ぐるが如く、斯の如く〔速に〕祇陀林に沒し[元]曼陀吉尼蓮池の岸上に現はれ出でたり。

二　一の龍あり具壽摩訶目犍連の遠くより來れるを見たり、見るや彼は具壽摩訶目犍連に語げて云へり、「尊師、尊摩訶目犍連來りたまへ、尊師、尊摩訶目犍連の來りたまふことや可、尊師、尊何をか要としたまふ、我何をか〔尊に〕奉るべき。」「友よ、我は蓮莖と蓮根と〔を要す〕。」時に彼の龍は他の一龍に命じて言へり、「さらば汝、蓮の莖と根とを、尊に要したまふだけ奉施したてまつれ。」彼の龍は曼陀吉尼蓮池に潛り、鼻を以て蓮の莖と根とを拔き取り、善く之を洗ひ、縛して束となして具壽なる摩訶目犍連の居たまへる處に近づき來れり。

三　それより具壽摩訶目犍連は、恰も力ある人の屈げるに腕を伸べ、伸ばしたる腕を屈ぐるが如く斯の如く、曼陀吉尼蓮池の岸上に沒し、祇陀林中に現はれたまへり、彼の龍も亦曼陀吉尼蓮地の岸上に沒し、祇陀林中に現はれ出でたり。更に彼龍は具壽摩訶目犍連に蓮莖と蓮根とを奉りて祇陀林に沒し曼陀吉尼蓮池の岸上に現はれ出でたり。具壽摩訶目犍連は蓮莖と蓮根とを具壽舍利弗に與へ、具壽舍利弗の蓮の莖と根とを食ふや熱病ために平癒したり。尙は多數の蓮根蓮莖殘れり。

【元】　マンダーキニー Mandākinī.

四　此の時偶饑饉に當りて〔三〕……「比丘等、之を受け取りて食へ。比丘等、林間〔又は〕池中に生ぜしものは、食供養を受け終りたるものも、餘食は之を受くることを許す。」

二一　その時舍衛城中に於て多くの果實の食ふべきもの出で來りたるが、給仕の者あらざりき。比丘等疑を懷いて之を喫せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、本來種なく、或は種を去りたるものは給仕の者〔の之を授與すること〕なくとも之を食ふことを許す。」

二二―一　その時世尊舍衛城に住したまふと隨意の間にして後、王舍城の方に遊行したまへり。次第に遊行しつつ王舍城に著したまへり。此に世尊は王舍城中、竹林、カランダカ園に住したまへり。時に一人の比丘ありて痔疾に罹りたるを、アーカーサゴッタ〔と呼べる〕醫師は〔爲に〕外科術を行へり。世尊は座臥處の巡行をなしつつ、彼の比丘の住める處に來りたまへり。

二　醫師アーカーサゴッタは世尊の遠くより來りたまへるを見、見るや世尊に白して言へり、「尊瞿曇、來りて此の比丘の大便道を見よ、宛然大蜥蜴の口の如し。」それより世尊は、「此の愚人は我を弄ぶなり」と〔思惟したまひて〕、默したるまま還り。此の緣により此の機に際して比丘衆を集め、比丘等に問うて宣はく、「比丘等、斯く斯くの精舍内に病比丘ありといふ、果して然りや。」「然り世尊。」「比丘

〔三〕一八の四參照。

等、彼の比丘の病は何なりや。」「尊師、彼の具壽の病は痔瘻にして、醫師アーカーサゴッタは〔彼のために〕外科術を行へり。」

三　佛世尊は之を非難して宣はく、「比丘等、彼の愚人の〔なす所〕適せず順せず且つ正當ならず、非沙門的なり、不作法なり、不相應なり。比丘等、何故に彼の愚人は祕すべき部に外科術を行はしむるや。比丘等、祕部にありては皮膚柔かにして、傷は治療を施しがたく、而して刀は之を用ふること難し。比丘等、之は未だ信せざるものの信を得る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく「比丘等、祕すべき部に外科術を行はしむべからず。行はしむるものは偸羅遮の罪に墮す。」

四　その時六羣の比丘は、世尊は外科術を禁じたまへりとて、灌腸を行はしめたり。比丘等の中にて少欲なるもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故に六羣の比丘は灌腸を行はしむるぞや。」それより彼等比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘は灌腸を行はしめたりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、祕部の周圍二指の間に外科術を行はしめ、若くは灌腸を行はしむべからず。行はしむるものは偸羅遮の罪に墮す。」

二三―一　その時世尊王舍城中に住したまふこと隨意の間にして、婆羅奈斯の方に遊行に出でたまへり。次第に遊行しつつ婆羅奈斯に著したまへり。此に世尊は婆羅奈斯城中、仙人墮處なる鹿野苑に

住したまへり。その時婆羅奈斯城にスッピヤと呼べる信士と、スッピヤーと呼べる信女とあり、兩者ともに信者、施者、作事者、大衆の歸依者なりき。時に一日信女スッピヤーは「僧」園に趣きて精舍より精舍へ、房舍より房舍へと經行きつつ比丘等に問うて言へり、「尊師等、何人病めりや、何人に何物を持ち來るべきぞや。」

二　時に一人の比丘ありて下劑を服しけるが、彼の比丘は信女スッピヤーに對して言へり、「大姉、我は下劑を服して、其の風味肉を要す。」「尊、我善く之を持ち來らん」と言ひて、家に趣き、弟子に命じて言へり、「友よ、行きて、ありあはせの肉ありや見來れ。」「唯唯尊女」と彼の男は信女スッピヤーに應諾し、婆羅奈斯城中殘らず回り歩きて而もありあはせの肉を見ざりき。彼の男は信女スッピヤーの居る所に近づき來り、彼の女に告けて言へり、「尊女、ありあはせの肉なし、今日は「獸畜の」屠殺あらざりしなり。」

三　時に信女スッピヤーは心に思へらく、「彼の病比丘若し風味肉を得ずば、或は病重り、或は死に至ることあらん、我約束をなしながら肉を持ち行かざるは正當の事にあらず」と、乃ち彼の女は肉刀を取りて股肉を割き、之を婢女に與へて、「やよ汝、此の肉を料理し、斯く斯くの精舍中なる病比丘に施せ、彼若し我「が事」を問はば、病めりと答へよ」と言ひて、鬱多羅僧衣にて股を包み、内室に入り、牀上に臥せり。

四　その時スッピヤ信士は家に歸り、婢女に問うて言へり、「スッピヤーは何處に居るぞ。」「尊、彼の女は內室中に臥せり。」それより信士スッピヤは信女スッピヤーの處に近づき、彼の女に問うて言へり、「何が故に臥せるぞ。」「我病に罹れり。」「汝の病は何ぞや。」それよりスッピヤー信女はスッピヤ信士に始終を物語れり。スッピヤ信士は「實に奇特なり、實に希有なり、此のスッピヤーの信仰心あり、喜悅心ありて、己の肉をも捨てたること。如何に況んや彼の女の他何物か施さざることあるべき」と「思ひて」、歡喜踊躍し、世尊の居たまへる處に近づき、近づきて世尊を禮拜し、一面に坐したり。

五　一面に坐したる信士スッピヤは世尊に白して言へり、「尊師、世尊の明日比丘衆と共に我が「家に就きて」、食を取ることを諾したまはんことを。」世尊は默して諾したまへり。それよりスッピヤ信士は世尊の諾したまへしとを知りて座を起ち、世尊を禮拜し、右繞の禮をなして去れり。信士スッピヤは其の夜過ぎて後、美味なる堅軟の食を調へしめ、世尊に時を報じたてまつらしめたり、「尊師、時「到れり」、食「調ひ」終れり。」時に世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へてスッピヤ信士の家に趣かせたまひ、豫て設けの座に著かせたまへり。

六　それよりスッピヤ信士は世尊に居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一方に立ちたり。一方に立ちたる信士スッピヤに對して世尊は語げたまはく、「スッピヤーは何處なるぞ。」「世尊彼の女は病に罹れり。」「さらば出で來らんことを。」「世尊彼の女は「出で來ること」能はず。」さら

ば汝彼の女を負ひ來れ。」よりて信士スッピヤは信女スッピヤーを負ひ來れり。彼の女の世尊を見たてまつれると同時に、傷の充つるまで肉生じ、善き皮膚「生じ」、細毛生ぜり。

七　時に信士スッピヤと信女スッピヤーとは、「實に奇特なる哉、實に希有なる哉、如來の大神變大通力、如來を見たてまつれると同時に、傷の充つるまで肉生じ、善き皮膚「生じ」、細毛生ぜり」とて歡喜踊躍し、佛を首とせる比丘衆を美味なる堅軟の食物を以て手づから供養して飽かしめ、世尊の食終りて手と鉢とを洗ひたまへるを「見」、一方に坐したり。時に世尊は說法をなして信女スッピヤーを示教利喜し座を起ちて去りたまへり。

八　世尊は此の緣により此の機に際して比丘衆を集め、彼等に語げて宣へり、「比丘等、信女スッピヤーに肉を求めたるは何人なりや。」斯の如く宣ふや、彼比丘は世尊に白して言へり、「尊師、我實に信女スッピヤーに肉を求めたり。」「其の肉は齎されしや。」「齎されたり、世尊。」「汝は之を食へりや。」「我之を食へり、世尊。」「汝は之を調べ糺したりや。」「我之を調べ糺せしことなし。」

九　佛世尊は非難して宣へり、「何故なれば汝愚人は調べ糺すことなくして肉を食ふぞや。愚人、汝は人肉を食へるなり。愚人、之は未信者の信に入る所以にあらず。」非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、人人信仰心喜悅心あるものあり、彼等己の肉を施さん。比丘等、人肉を食ふべからず。食ふものは偸羅遮の罪に墮す。比丘等、調べ糺すことなくして肉を食ふべからず。食ふものは

偸羅遮の罪あり。」

一〇　その時王象死し、人人食乏しきよりして象肉を食へり。比丘等の受食に趣くや、「人人」象肉を施し、比丘等は之を食へり。人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば沙門釋子は象肉を食ふぞや、象は王の所屬なり。王若し之を知らば、比丘に對して快からざるべし。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、象の肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

一一　その時王の馬死せり。〔三〕……「比丘等、馬の肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

一二　その時飢饉に際して人人犬肉を食へり。比丘等の受食に趣くや、犬肉を施し、比丘等は犬肉を食へり。人人憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば沙門釋子は犬肉を食ふぞや。犬は厭ふべく嫌ふべきものなり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、犬肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

一三　その時飢饉に際して人人蛇肉を食へり。〔三〕……「何故なれば沙門釋子等は蛇肉を食ふぞや。蛇は厭ふべく嫌ふべきものなり。」スパッサと呼べる龍王も亦世尊の處に來れり、來りて世尊を禮拜し一方に立ちたり。一方に立ちたるスパッサ龍王は世尊に白して言へり、「尊師、龍の信仰心なく喜悦心なきものあり、彼等些瑣の事にも比丘を害することあらん。尊師、願くは諸尊の蛇肉を食ふなからんことを。」それより世尊は說法によりて龍王を示敎利喜したまへり。……それより世尊は此の緣により此

【三】一〇參照。
【三】一二參照。

の機に際して說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、蛇肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

一四　その時獵夫等獅子を殺して其の肉を食へり。比丘等の受食に趣くや彼等は獅肉を施せり、比丘等獅肉を食ひて林中に住するや獅子は獅肉の臭を嗅ぎて比丘等を倒せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、獅肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

一五　その時獵夫等虎、豹、熊、鬣狗を殺して其の肉を食へり。(三)……「比丘等、鬣狗の肉を食ふべからず、食ふものは惡作の罪あり。」

二四—一　時に世尊は婆羅奈斯城に住すること隨意の間にして後、アンダカヸンダの方へ遊行に出で立ちたまへり、大比丘衆、一千二百五十人の比丘と共に。此の時に當り地方の人人、多くの鹽、胡麻油、米、堅食の類を車に積みて、佛を首とせる比丘衆の後より隨ひ來れり、順に當らば食を設けんと言うて、殘食を食ふ輩亦五百人ありて「彼等に作へり」。それより世尊は次第に遊行をなしつつ、アンダカヸンダに逹したまへり。

二　時に一人の婆羅門の順番に當らざるもの、竊かに心に思へらく、「我順番に當らば、食を設けん「と言うて」、佛を首とせる比丘衆の後に隨ひてより以來、既に二箇月を過ぎ、而も我未だ順番に當ら

【三】上の一四參照。

ず、我は單身にして、我が多くの家事は廢棄せられたり。我當に宜しく食堂を窺ひ、食堂中に見ざる所の食物あらば、之を調理すべきなり。」それより彼婆羅門は食堂を窺ひて、粥と蜜丸と、此の二の物を見ざりき。

三　時に彼婆羅門は具壽阿難陀の處に近づき來れり、近づき來りて具壽阿難陀に語げて言へり、「此に尊、阿難陀よ、我が順番來らざりしよりして、心に斯の如き念起れり、我順番に當らば〔言〕……之を調理すべきなりと。尊阿難陀よ、我は食堂を窺ひて、粥と蜜丸と、此の二の物を見ざりき。尊阿難陀よ、我若し粥と蜜丸とを調理せば、尊瞿曇は我が「施物を」受けんや否や。」「さらば婆羅門よ、我世尊に問ひたてまつらん。」

四　それより具壽阿難陀は世尊に此の事を白せり。「さらば阿難陀、之を調理せしめよ。」「阿難陀は婆羅門に答へて」「さらば婆羅門、之を調理せよ」と言へり。それより彼婆羅門は其の夜を過ぎて後、多量の粥と蜜丸とを調理し、之を世尊に奉れり、「尊瞿曇、我が粥と蜜丸とを受けよ。」「さらば婆羅門、之を比丘等に施せ。」比丘等疑を懷きて之を受けざりき。「比丘等よ、之を受けて食へ。」彼婆羅門は手づから多量の粥と蜜丸とを以て佛を首とせる比丘衆に供養して飽かしめ、世尊の手を洗ひ、鉢より手を離したまへるを〔見〕、一方に坐したり。

五　一方に坐したる彼婆羅門に對して世尊は語げたまはく、「婆羅門よ、粥には此等十種の功德あり、

【言】上の二參照。

何をか十となす。粥を施すものは壽命を施し、色を施し、安樂を施し、力を施し、辯才を施す、粥を啜れば飢を除き、渴を除き、風を順にし、腹を淨うし、不消化の物を消化せしむ。婆羅門よ、粥には此等十種の功德あり。

六「能く己を制し、他人の施によりて活くる人に、時時恭しく粥を供するものは、左の十事に

於て（註）彼等を利せん、「曰く壽と、色と、樂と、力と、
それより彼の辯才生じ、飢と、渴と、風とを除く、腹を淨うし、食を調ふ。此の良藥は善逝の賞揚したまひし所なり。
されば安樂を求むる人、天上の樂を希ひ、或は人間の福を樂ふものは
粥を施すを以て適せりとなす。」

七　世尊は此等の偈を以て彼の婆羅門に隨喜の意を表し、座を起ちて去りたまへり。是に於て乎、世尊は此の緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、粥と蜜丸と「を食ふこと」を許す。」

二五—一　人人、世尊の粥と蜜丸と「を食ふこと」を許したまへりといふを聞けり。彼等は朝疾く堅き粥と蜜丸とを調へ、比丘等は朝疾く堅き粥と蜜丸とを喫し、食堂内にては快く喫せざりき。時に一人の新に信心を起せる大臣あり、翌日の「食に」佛を首とせる比丘衆を招けり。彼此の新に信心を起せ

【註】施を受くるもの。

る大臣は心に思惟すらく、「我當に宜しく一千二百五十人の比丘のために、一千二百五十鉢の肉を調へ、一比丘に對し一鉢肉を奉施すべきなり。」

二　それより此の新信心の大臣は其の夜過ぎて後、美味なる堅軟の食物と、一千二百五十鉢の肉とを調理して、世尊に時を報じたてまつれり、「尊師、時「到れり」、食「調ひ」終れり。」世尊は朝時に於て內衣を著け、鉢衣を携へて、彼の新信心の大臣の住處に趣かせたまへり、趣かせたまひて比丘衆と共に豫て設けたる座に著かせたまへり。

三　それより彼の新信心の大臣は食堂に於て比丘等を饗せしが、彼等は言へり、「友よ、少しく與へよ、友よ、少しく與へよ。」「尊師等、我を新信心の大臣なりとして、唯少量を求むることなかれ。我多量の堅食軟食を準備せり、一千二百五十鉢の肉をも亦。我一比丘毎に一鉢肉を奉施せん。尊師等、十分に之を受けよ。」「友よ、我等は其の故を以て唯少量を受くるにあらず。我等は朝疾く堅き粥と蜜丸とを食ひ、之によりて唯少量を受くるなり。」

四　是に於て乎、彼新信心の大臣は憤り怒り呟きて言へり、「何故なれば尊師等は我が招を受けながら、他人の堅粥を食ふぞや、我は十分奉施するを得ざるにあらずや。」彼は憤り怒り懌ばず、比丘等の鉢を滿しつつ、「食へ、然らざれば携へ「歸れ」」と言うて廻り歩けり。それより彼の新信心の大臣は手づから美味なる堅軟の食を以て佛を首とせる比丘等に供養して飽かしめ、世尊の食終り手より鉢を

置きたまへるを「見」、一方に坐したり。世尊は一方に坐したる彼新信心の大臣のために法を説いて示敎利喜し、座を起ちて去りたまへり。

五　世尊の去りたまひて未だ久しからざるに、彼の新信心の大臣は心に疑惑と悔悟とを生ぜり、我が憤り恚り懌ばず、「食へ、然らざれば携へ「歸れ」と言うて、比丘等の鉢を滿たしつつ廻り歩きしは、我「ために」失ひて得る所なく、得たる所邪にして正ならず。我は多くの善を積みたりとせんや、將た不善を「積みたりとせんや」。」それより彼の新信心の大臣は世尊の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一面に坐せり。一面に坐するや、彼大臣は世尊に白して言へり、「此に世尊の去りたまひてより未だ久しからざるに、我は心に疑惑と悔悟とを生せり、我が憤り恚り懌ばずして：…將た不善を積みたりとせんや。尊師、我は多くの善を積みたりとせんや、將た不善を積みたりとせんや。」

六　「友よ、汝は佛を首とせる比丘衆を明日の「食」に招ける時よりして、大なる善業を積み、比丘の一人毎に一の食塊を受けたる時よりして、また汝は大なる善業を積み、汝は「生」天の果を成せり。「時に彼の新信心の大臣は、「我は得る所あり、我が得たる所は正なり、我は大なる善業を積み、我は「生」天の果を成せり」といふとて、歡喜踊躍し、座を起ちて世尊を拜し、右遶の禮をなして去れり。

七　それより世尊は此の緣に於て、此の機に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、

汝等は招かれたるにあらずして、他の人の堅粥を食へりといふは眞なりや。」「眞なり世尊。」「佛世尊は之を非難して宣はく、「比丘等、何故に汝等愚人は招かれたるにあらずして、他の人の堅粥を食ふことをなすや。之は未信者の信に入る所以にあらず。」非難して後說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、招かれたるにあらずして、他の人の堅粥を食ふべからず。食ふものは法に隨ひて處分せらるべきなり。」

二六―一　その時世尊アンダカヸンダに住すると隨意の間にして、王舍城の方へ遊行に出で立ちたまへり、大比丘衆、一千二百五十人の比丘と共に。此の時偶〔三六〕ベーラッタ、カッチャーナ「と呼べるもの」王舍城よりアンダカヸンダへ通ぜる道を旅しつつありき、總て砂糖壺を滿載せる車五百輛を牽ゐて。世尊はベーラッタ、カッチャーナの遠くより來るを見たまひて道より避け、一樹の下に坐したまへり。

二　それよりベーラッタ、カッチャーナは世尊の居たまへる方に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜し一方に立ちたり。一方に立ちたる彼は世尊に白して言へり、「尊師、我比丘毎に一箇の砂糖壺を施さんと欲す。」「さらば汝カッチャーナ、唯一の砂糖壺を持ち來れ。」「唯唯尊師」とベーラッタ、カッチャーナは世尊に應諾したてまつり、一箇の砂糖壺を携へて世尊の居たまへる處に近づき來り、世尊

【三六】Belaṭṭha kaccāna.

に白して言へり、「尊師、我砂糖壺を持ち來れり、尊師、何處にか之を置くべき。」「さらばカッチャーナ砂糖を比丘等に施せ。」

三　「唯唯尊師」とベーラッタ、カッチャーナは世尊に應諾したてまつりて、比丘等に砂糖を施し、〔更に〕世尊に白して言へり、「尊師、我比丘等に砂糖を施せしが、殘れる所尚ほ多し、尊師、之を如何に處すべきぞや。」「さらば汝カッチャーナ、比丘等の望めるだけ砂糖を施せ。」「唯唯世尊」と、彼は世尊に應答したてまつりて、比丘等の望めるだけ砂糖を施し、〔また〕世尊に白して言へり、「尊師、我比丘等に彼等の望めるだけ砂糖を施せしが、殘れる所尚ほ夥し、尊師、之を如何に處すべきぞや。」「さらば汝カッチャーナ、砂糖を以て比丘等を飽かしめよ。」「唯唯世尊」と、彼は世尊に應答したてまつりて、砂糖を比丘等の飽くまで施せり、或比丘等は鉢にも滿たし、漉水布にも、袋にも滿たせり。

四　ベーラッタ、カッチャーナは比丘等の飽くまで砂糖を施し、〔また〕世尊に白して言へり、「尊師、比丘等は既に飽くまで砂糖の施を受けたり、而も尚ほ殘れる所夥し、之を如何に處分すべきや。」「さらば汝カッチャーナ、殘食者等に砂糖を施せ。」「唯唯世尊」とベーラッタ、カッチャーナは世尊に應答したてまつりて、殘食者たちに砂糖を施し、〔更に〕世尊に白して言へり、「尊師、我殘食者に砂糖を施せしが、殘れる砂糖尚ほ多し、尊師、之を如何に處すべきぞや。」「さらば汝カッチャーナ、殘食者の望めるだけ砂糖を施せ。」

五　「唯唯尊師」と、彼は世尊に應答したてまつてり、殘食者の望めるだけ砂糖を施し、「また」世尊に白して言へり、「尊師、我殘食者の望めるだけ砂糖を施せしが、殘れる所の砂糖尚ほ夥し、之を如何に處すべきぞや。」「さらば汝カッチャーナ、砂糖を以て殘食者を飽かしめよ。」「唯唯尊師」と、彼は世尊に應答したてまつりて、砂糖を以て殘食者を飽かしめたり、或殘食者は瓶にも甕にも滿たし、籠にも簀にも滿たせり。

六　時にベーラッタ、カッチャーナは殘食者に飽くまで砂糖を施し、世尊に白して言へり、「尊師、殘食者等は飽くまで砂糖の施を受けたり、而も尚ほ夥しき砂糖餘れり、之を如何に處すべきぞや。」「カッチャーナ、天魔梵を倂せたる世界、沙門婆羅門、天人の羣中にありて此の砂糖を食ひて善く消化し得べきもの、如來と如來の弟子とを除きて他に之あるを見ず。よりて汝カッチャーナ、此の砂糖を青草なき「處」に棄てよ、或は生類「棲ま」ざる水中に沈めよ。」「唯唯尊師」と言うて、彼は世尊に應答したてまつりて、此の砂糖を生類なき水中に沈めぬ。

七　その時此の砂糖を水中に投ずるや、音を作し、泡を立て、煙を發ち、煙を揚げたり。恰も終日日に曝されたる犂頭の水に投ぜられて、音を作し、泡を立て、煙を發ち、煙を揚ぐるが如く、此の砂糖を水中に投ずるや、音を作し、泡を立て、煙を發ち、煙を揚げたり。その時ベーラッタ、カッチャーナは懼れ戰き身毛起ちて、世尊の處に近づき來れり、近づき來りて、世尊を禮拜して一方に坐し

たり。

八　一方に坐したるベーラッタ、カッチャーナのために世尊は次第說話を說じたまへり、其は卽ち布施の話、「持」戒の話、「生」天の話、諸欲には過患あること、其は陋劣にして染穢なること等を說示したまへり。ベーラッタ、カッチャーナの心備り、心和ぎ、心障礙を離れ、心喜び、心に信念起れることを知りたまふや、世尊は、諸佛の自ら發明したまへる說法、卽ち苦集滅道を顯示したまへり。恰も淸淨にして黑斑なき布の善く色に染むが如く、同じくベーラッタ、カッチャーナは其の座に居ながら塵を遠ざかり、垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」と。

九　それよりベーラッタ、カッチャーナは法を見、法に達し、法を知り、法に熟し、疑を超え、惑を去り、無畏を獲、師の教に於て他人に緣ることなきに至り、世尊に白して言へり、「奇なる哉、尊師、奇なる哉、尊師。譬へば尊師、覆へれるを起し、……尊師、此の我世尊に歸依したてまつる、法と比丘衆とにも亦。今日より始めて生を終るに至るまで、世尊の我を歸依せる信士として攝受したまはんことを。」

二七　それより世尊次第に遊行しつつ終に王舍城に達したまへり。此に世尊は王舍城の竹林なる栗鼠飼養處に住したまへり。その時王舍城中にて比丘等砂糖を得たり。彼等は、世尊は病者には砂糖を

用ふることを許したまひたれど、無病者には然らずと言ひ、疑を懐きて之を喫せざりき。此の事を世尊に白せり。「比丘等、病者には砂糖を用ふることを許し、無病者には砂糖水を用ふることを許す。」

二八—一　その時世尊王舍城中に住することと随意の間にして(三七)波吒梨村の方へ遊行したまへり、大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共に。それより世尊次第に遊行しつつ波吒梨村に著したまへり。波吒梨村の信士等は、世尊の波吒梨村に著したまへりといふを聞けり。時に波吒梨村の信士等は世尊の居たまへる處に近づき來れり、近づき來りて世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐したる彼等に説法をなして示教利喜したまへり。

二　時に波吒梨村の信士等世尊のために示教利喜せられ、世尊に白して言へり、「尊師、比丘衆と共に我等の(三八)休息堂を受くべきことを承引したまへ。」世尊は默して之を承引したまへり。それより波吒梨村の信士は世尊の承引したまへることを知り、座を起ちて世尊を拜し右遶の禮をなして、休息堂のある處に趣き、堂中殘りなく敷物を敷き詰め、座席を設け、水瓶を据ゑ、燈火を點じ、世尊の處に趣き世尊を禮拜して一方に立ちたり。

三　一方に立ちたる彼等は世尊に白して言へり、「尊師、我等既に堂中殘りなく敷物を敷き詰め、座席を設け、水瓶を据ゑ、燈火を點じ終れり、尊師、今時を知りたまへ。」それより世尊は朝時に内衣を

【三七】Pāṭaligāma.
【三八】Āvasathāgāra.

著け、鉢衣を携へて、大比丘衆と共に休息堂の方に趣かせたまひ、足を洗うて休息堂に入り、中央なる柱に倚り東面にして坐したまへり。比丘衆も亦足を洗うて休息堂に入り、西壁に倚りて世尊を前にし東面にして坐せり。波吒梨村の信士等は足を洗うて休息堂に入り、東壁に倚りて世尊を前にし西面にして坐せり。

四　それより世尊は波吒梨村の信士等に語げたまはく、「居士等よ、左の五事は破戒者壊戒の過難なり。何をか五事となす。此に居士等、破戒壊戒のものは放逸によりて大なる失財に逢ふ、これ破戒者壊戒第一の過難なり。次にまた居士等、破戒壊戒のものには、悪き風聲起る、これ破戒者壊戒第二の過難なり。次にまた居士等、破戒壊戒のものは利帝利、婆羅門、居士、沙門等の集會の席に入るに、戰戰兢兢として之に入る、これ破戒者壊戒第三の過難なり。次にまた居士等、破戒壊戒のものは死する時愚昧となる、これ破戒者壊戒第四の過難なり。次にまた居士等、破戒壊戒のものは身毀れ死して後、悪處、悪趣、墮處、泥犂に生る、これ破戒者壊戒第五の過難なり。居士等よ、此等の五事は破戒者壊戒の過難なり。

五　居士等よ、左の五事は持戒者成戒の功徳なり。何をか五事となす。此處に居士等よ、持戒成戒のものは不放逸に因りて大なる積財を得、これ持戒者成戒第一の功徳なり。次にまた居士等よ、持戒成戒のものは好き名聲世に揚る、これ持戒者成戒第二の功徳なり。次にまた居士等よ、持戒成戒の

ものは、刹帝利、婆羅門、居士、沙門等の集會の席に入るに、怖畏なく心自若として之に入る。これ持戒者戒成第三の功德なり。次にまた居士等よ、持戒成戒のものは死する時愚昧ならず、これ持戒者戒成第四の功德なり。次にまた居士等よ、持戒成戒のものは身毀れ死して後、善趣、天界に生る。これ持戒者戒成第五の功德なり。居士等よ、此等の五事は持戒者戒成の功德なり。」

六　それより世尊は波吒梨村の信士を說法によりて夜更くるまで示教利喜したまひ、「彼等を」遣りて宣はく、「居士等、夜は更けたり、今汝等時を思ふべし。」「唯唯尊師」と波吒梨村の信士等は世尊に應諾したてまつり、世尊を拜し、右遶の禮をなして去れり。

七　時に世尊は波吒梨村の信士等の去りて未だ久しからざるに、空屋中に入らせたまへり。此の時に當り〔三九〕スニダ、ヴッサカーラ〔と呼べる〕摩揭陀國の大臣等は代地人を防がんがために波吒梨村に於て都府を築きつつありき。世尊は夜の未明に起き出でたまひ、極清淨にして人界を超えたる天眼を以て、衆多の天子の波吒梨村に於て土地を占有せるを見たまへり。大威力ある諸天子の土地を占有せる處には、大威力ある王、王大臣其の住處を構ふるの念を起し、中威力ある諸天子の土地を占有する處には、中威力ある王、王大臣其の住處を構ふるの念を起し、小威力ある諸天子の土地を占有せる處には、小威力ある王、王大臣其の住處を構ふるの念を起せり。

【三九】 Sunidha, Vassakāra.

八　世尊は具壽阿難陀に語げて宣はく、「阿難陀よ、波吒梨村にて都府を築けるは何者ぞや。」「尊師よ、スニダ、ヴッサカーラといふ摩揭陀國の大臣等は伐地人を防がんが爲に都府を築きつゝあり。」「阿難陀よ、恰も三十三天〔の天子〕と談じて〔なせ〕るが如く、斯の如くスニダ、ヴッサカーラといふ摩揭陀國の大臣等は伐地人を防がんが爲に都府を築きつゝあり。阿難陀よ、此に我夜の未明に起き出で極清淨にして人界を超越せる天眼を以て……小威力ある王、王大臣其の住處を構ふるの念を起せり。阿難陀よ。聖民の住する處たり、商業の地たる限り、波吒梨子〔の城〕は第一の都府なるべし。阿難陀よ、波吒梨子には三種の障難あらん、火、水、及び內部の分裂これなり。」

九　それよりスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等は世尊の居たまへる處に近づけり、近づきて世尊と共に相會釋せり、歡喜すべく追思すべき談話を終りて後一方に立ちたり。一方に立ちたる彼等スニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等は世尊に白して言へり、「尊、瞿曇、今日比丘衆と共に我等の食〔を受くべきこと〕を諾せられよ。」世尊は默して之を諾したまへり。

一〇　それよりスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等は美味なる堅軟の食物を調へしめ、世尊に時を報じて言はしめたり、「尊、瞿曇、時〔到れり〕、食〔調ひ〕終れり。」それより世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へてスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等の住處に趣かせたまひ、比丘衆と共に豫め設けたる座に著かせたまへり。それよりスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等は佛を首として比丘衆を美味なる

厚軟の食物を以て、〔彼等の〕飽きて謝するに至るまで供養し、世尊の食訖りて鉢より手を放さたまへるを〔見て〕、一方に坐したり。一方に坐したるスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等に對し、世尊は此等の偈を以て隨喜したまへり。

一一 「賢智ある人の住居を定めて、戒德あり、自制あり、梵行ある人を供養する處、

其の處にありし某某天子、此等〔諸天〕に供物を奉る時は、彼等は供養を受けて、彼を供養し、尊重せられて彼を尊重せん。

それより〔諸天の〕彼を愛愍すること、母の己の兒を愛愍するが如し。天子に愛愍せらるるものは

常に善福を見る。」

世尊は此等の偈を以てスニダ、ヴッサカーラの摩揭陀大臣等を隨喜し、座を起ちて去りたまへり。

一二 その時スニダ、ヴッサカーラなる摩揭陀大臣等は世尊の背後より隨ひ行けり、「今日沙門瞿曇の出づる所の門は瞿曇門と稱すべく、恒河を渡る所の河岸を瞿曇河岸と名くべし」と〔言うて〕。それより世尊の出でたまへる所の門を瞿曇門と稱へぬ。それより世尊は恒河の方に趣かせたまへり。時に恒河は水滿ちて岸に及び、鴉の飲み得るほどなりき。人人或は船を探り、或は筏を探り、或は桴を編めり、此岸より彼岸に到らんがために。

一三 世尊は此等の人人の此岸より彼岸に至らんがために或は船を探り、或は筏を探り、或は桴を

を編めるを見たまへり、見たまふや譬へば力ある人の屈げたる腕を伸ばし、伸ばしたる腕を屈ぐるが如く、斯の如く、比丘衆と共に恆河の此岸に隱沒して彼岸に立ちたまへり。それより世尊は此の義を知りて、その時此の喜頌を唱へたまへり、

『(四〇)河海を渡らんとするものは、(四一)路を築き(四二)池水を棄てて「渡る」、人人は筏を編む、既に渡りたるものは智ある人なり。』

【四〇】渇愛。
【四一】四向四果。
【四二】諸欲。
【四三】コーチ。

二九一　それより世尊は(四三)コーチ村の方に趣かせたまひ、此にコーチ村に住したまへり。此に世尊は比丘衆に語げて宣はく、「比丘等よ、四種の諦理を覺悟了知せざりしより、斯くて此の我と汝等と共に長路を輪廻奔馳したり。何をか四種となす。比丘等、苦聖諦を覺悟了知せざりしより、斯くて此の我と汝等と共に長路を輪廻奔馳したり。苦集聖諦、苦滅聖諦、苦滅に達する道なる聖諦を覺悟了知せざりしより、斯くて此の我と汝等と共に長路を輪廻奔馳したり。

二　比丘等、其の苦聖諦は覺悟了知せられぬ、苦集聖諦は覺悟了知せられぬ、苦滅聖諦は覺悟了知せられぬ、苦滅に達する道なる聖諦は覺悟了知せられぬ、生有の愛は斷せられ、生有の索は切られ、今や再び生を受くることあらじ。」

『四種の諦理を如實に解せざりしよりして、長時處處の生に流轉したりき。此等の諦理は解せられ、生有の索は切斷せられぬ、苦根は絶やされ、今や「我等には」再次生あらじ。』

三〇　一　遊女【四四】菴婆波利は、世尊のコーチ村に達したまへることを聞けり。時に遊女菴婆波利は善美の車を駕せしめ、善美の車に乘り、世尊を見たてまつらんがために、善美の車によりて毘舍離を去れり。車の「通ずる」地までは、車によりて行き、「それより」車を降りて徒歩世尊の居たまへる方に近づき、世尊を禮拜して一方に坐したり。

二　一方に坐したる彼の女菴婆波利を世尊は說法によりて教化し、發趣、奮起、悅喜せしめたまへり。遊女菴婆波利は世尊のために說法によりて教化せられ、發趣、奮起、悅喜せしめられ、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に我が食を受くること」を承引したまはんことを。」世尊は默して之を承引したまへり。それより遊女菴婆波利は世尊の承引したまへることを知りて、座を起ち世尊を拜し右遶の禮をなして去れり。

三　【四五】毘舍離城なる【四六】離車人は世尊のコーチ村に著したまへりといふを聞けり。それより毘舍離城なる離車人は善美なる車を駕せしめ、善美なる車に乘り、世尊を見たてまつらんがために善美の車によりて毘舍離城を去れり。或離車人は青く、青色にして青衣を纏ひ、青色の裝飾を著けたり、或離

【四四】Ambapālī.
【四五】Vesālī.
【四六】Licchavi.

車人は黄に……或離車人は赤く……或離車人は白く、白色にして白衣を纏ひ、白色の裝飾を著けたり。時に遊女菴婆波利は其の轅を以て若年なる離車人等の轅を、輒を以て輒を、輪を以て輪を、軸を以て軸を撃てり。

四　彼等離車人は遊女菴婆波利に向ひて言へり「汝菴婆波利、汝の轅を以て若年なる離車人等の轅を、輒を以て輒を、輪を以て輪を、軸を以て軸を撃てるは何故ぞや。」「尊家の兒等、是れ我佛を首として比丘衆を明日の食に招きたればなり。」「汝菴婆波利、百千金を以て我等に此の食〔供養〕を讓れ。」「尊家の兒等、假令毘舍離城は食を併せて與ふるとも、我は此の食〔供養〕を讓らじ。」時に彼の離車人等は彈指して言へり、「我等は婦人のために敗られたり、我等は婦人に負けたり。」

五　それより此等の離車人は世尊の居たまへる處に近づけり。世尊は此等離車人の遠くより來るを見たまへり、見たまふや比丘等に語げて宣へり、「比丘等、汝等の中にて未だ曾て三十三天〔の天子〕を見たることなきものは、離車人の衆を見よ、離車人の衆を觀、彼等を三十三天〔の天子〕に較べよ。」それより彼の離車人等は車〔を通ずべき〕地までは車によりて行き、〔それより〕車を降りて徒歩世尊の居たまへる方に近づき、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐したる彼等離車人を世尊は說法によりて敎化し、發趣、奮起、悅喜せしめたまへり。彼等離車人等は世尊のために說法によりて敎化せられ、發趣、奮起、悅喜せしめられ、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に明日我等の食〔を

受くべきこと」を承引したまはんことを。」「離車人等よ、我既に遊女菴婆波利に明日の食「供養」の承引を與へたり。」時に彼等離車人は彈指して言へり、「我等は婦人のために敗られたり、我等は婦人に負けたり。」それより彼等離車人は、世尊の所說を歡喜隨喜して座を起ち、世尊を拜し、右遶の禮をなして去れり。

六　世尊はコーチ村に住すること隨意の間にして後(四七)ニャーチカーの方へ遊行したまへり。此に世尊はニャーチカーのギンヂャカーヴサタに住したまへり。それより遊女菴婆波利は、其の夜過ぎて後己の遊園內に於て美味なる堅軟の食物を調へしめ、世尊に時を報じて白さしめたり、「尊師、時「到れり」、食「調ひ」終れり。」世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて遊女菴婆波利の住處に趣き、比丘衆と共に豫て設けたる座に著かせたまへり。遊女菴婆波利は手づから美味なる堅軟の食物を以て佛を首として比丘衆を、「彼等の」飽いて謝するに至るまで供養し、世尊の食し訖りて、手を鉢より放きたまへるを「見て」一方に坐したり。一方に坐したる遊女菴婆波利は世尊に白して言へり、「尊師、我此の菴婆波利園を佛を首とせる比丘衆に施さん。」佛は其の園「の施」を受けたまへり。それより世尊は說法によりて遊女菴婆波利を示敎利喜したまひ、座を起ちて(四八)大林の方へ趣かせたまへり。此に世尊は毘舍離城中、大林の(四九)重閣堂內に住したまへり。

【四七】Nâdikâ.（ニャーチカー）
【四八】Mahâvana.（マハーワナ）
【四九】Kûṭâgârasâlâ.（クーターガーラサーラー）

三一　一　その時名聲世に聞えたる離車族の人人集會堂に寄り集り、種種の方によりて佛を讃め、法を讃め、僧を讃めたり。時に偶シーハと名くる軍師、尼乾陀の弟子なるもの、其の席に坐し居たり。時にシーハ軍師は心に思へらく、「彼は必ず辯者、應供者、正徧覺者なるべし、されば此等の名聲世に聞えたる離車族の人人種種の方によりて佛を讃め、法を讃め、僧を讃むるなり。我當に宜しく此の辯者、應供者、正徧覺者を見んがために趣くべきなり。」

二　シーハ軍師は尼乾陀若提子の處に趣き彼に語げて言へり、「尊師、我沙門瞿曇を見んがために趣かんと欲す。」「シーハ、何故に汝は作業説者にてありながら、非作業説者なる沙門瞿曇を見んがために趣かんとはするぞ。シーハ、沙門瞿曇は非作業説者にして、非作業説のために法を説き、また之によりて弟子を導く。」それよりシーハ軍師の世尊を見んがために行かんと願ひし心は「ために」消え失せたり。

三　名聲世に聞えたる離車族の人人、二たび集會堂に寄り集り……シーハ軍師は二たび心に思へらく……名聲世に聞えたる離車族の人人、三たび集會堂に寄り集まり……シーハ軍師は三たび心に思へらく、「彼は必ず辯者、應供者、正徧覺者なるべし、されば此等の名聲世に聞えたる離車族の人人、集

會堂中に寄り集まり種種の方によりて佛を讃め法を讃め僧を讃むるなり。許可を求むる者あるも尼乾陀の徒何をかなさん。我當に宜しく尼乾陀の徒に許可を求めずして、薛者、應供者、正徧覺者を見んがために趣くべきなり。」

四　それよりシーハ軍師は五百乘の車を率ゐて、世尊を見たてまつらんがために日中毘舍離城を出で去れり。車「の通ずる」地までは車によりて行き、車を降りて徒歩世尊の居たまへる方に趣き、趣きて世尊を禮拜し一方に坐したり。一方に坐するや彼シーハ軍師は世尊に白して言へり、「尊師、我之を聞けり、沙門瞿曇は非作業說家にして非作業說のために法を說き、また之によりて弟子を導くと。尊師、沙門瞿曇は非作業說家にして非作業說のために法を說き、また之によりて弟子を導くと、彼の斯の如く言ふ輩は、「眞に」世尊の說かせたまひし所を語るものにして、非事を以て世尊を誹るものに非ず、僞法を法として說くものにあらざるか、「彼等の」法に關する論議は非難すべきに至ることなきか、是れ尊師、我等は世尊を誹りたてまつることを欲せざればなり。」

五　「シーハよ、一方便あり、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は非作業說家にして、非作業說のために法を說き、また之によりて弟子を導くといふこと之なり。シーハよ、一方便あり、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は作業說家にして、作業說のために法を說き、また之によりて弟子を導くといふこと之なり。……斷說家なり……嫌厭家なり……調伏家なり……苦行家なり……離胎者なり……信賴者

なり……

六　シーハよ、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は非作業家にして、非作業説のために法を説き、また之によりて弟子を導くといふ、何をか其の方便となすや。シーハよ、我は身邪業、語邪業、意邪業の非作、種種雜多の邪惡不善の業の非作を説く。之卽ち善く我が事を語りて、沙門瞿曇は非作業説のために法を説き、また之によりて弟子を導くといふ、其の方便なり。シーハよ、善く我が事を語りて沙門瞿曇は作業説家にして……何をか其の方便となすや　シーハよ、我は身正業、語正業、意正業の作、種種雜多の正善業の作を説く　之卽ち善く我が事を語りて、沙門瞿曇は作業説家にして、作業説のために法を説き、また之によりて弟子を導くといふ、其の方便なり。

七　シーハよ、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は斷説家にして……何をか其方便となすや。シーハよ、我は貪慾、瞋恚、愚癡の斷盡を説き、種種雜多の邪惡不善の法の斷盡を説く。……シーハよ、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は嫌厭家にして……何をか其の方便となすや。シーハよ、我は身邪業、語邪業、意邪業を嫌ひ、種種雜多の邪惡不善の法を成ずるを嫌ふことのために法を説く……………

八　シーハよ、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は調伏家にして……何をか其の方便となすや。シーハよ、我は貪慾、瞋恚、愚癡の調伏のために法を説き、種種雜多の邪惡不善の法の調伏のために法を説く。……シーハよ、善く我が事を語りて、沙門瞿曇は苦行家にして……何をか其の方便となすや。

シーハよ、我は邪惡不善の法、身邪業、語邪業、意邪業の〔三〕燒き盡すべきことを說く。シーハよ、燒き滅すべき邪惡不善の業を棄て、根を斷ち、多羅樹の幹の如くし、存せざるに至らしめ、未來不生の法となしたるもの、之を我は苦行者といふ。シーハよ、如來は燒き滅すべき邪惡不善の業を棄て・・未來不生の法となしたり。

九　シーハよ、善く我が事を語りて離胎者にして・・・何をか其の方便となすや。シーハよ、未來の入胎、再び生有を受くることを既に棄て、根を斷ち、多羅樹の幹の如くし、存せざるに至らしめ、未來不生の法となしたるもの、之を我は離胎者といふ。シーハよ、如來は未來の入胎・・・未來不生の法となしたり。シーハよ、善く我が事を語りて信賴者にして・・・何をか其の方便となすや。シーハよ、我は最上の信賴により信賴し、信賴のために法を說き、また之によりて弟子を導く。・・・・・・

一〇　斯く宣ふやシーハ軍師は世尊に白して言へり、「奇なる哉尊師、奇なる哉尊師、・・・今日より初めて命を終るに至るまで歸依する信士として我を攝受したまはんことを」。「シーハ、熟慮せよ、汝の如く名譽あるもの、熟慮するは可し。」「尊師、世尊の我に向ひて、シーハ、熟慮せよ、汝の如く名譽あるものの熟慮するは可しと、斯の如く宣ふと、我之によりて亦益世尊に對して歡喜信服す。尊師、外道等は我を其の弟子とすることを得ば、全毘舍離城中に旗を持ち廻りて、軍隊は我等の弟子と

【三】[illegible]は苦行家にて、[illegible]は燒盡せらるべきの意なり。

なれりと、〔言ひ觸らさん〕。然るに世尊は、シーハ、熟慮せよ……と、斯の如く宣ふ。尊師、我二たび世尊に歸依したてまつる、法及び比丘衆にも亦。今日より初めて命を終るに至るまで世尊の我を歸依する信士として攝受したまはんことを。」

一一　「シーハよ、汝の家は久しく尼乾陀外道等の〔飢〕渇を醫すべき處なりき、よりて汝は彼等の來る時食物を施すべきを思へよ。」「尊師、世尊の我に向ひて……と宣ふこと、我之によりて亦益〻世尊に對して歡喜信服す。尊師、我之を聞く、沙門瞿曇は、施物は我にこそ與ふべく、他人に與ふべからず、我が弟子にこそ與ふべく、他人の弟子に與ふべからず、我に與へたるものこそ大果報あるべく、他人に與へたるものは大果報あらず。我が弟子に與へたるものこそ大果報あるべく、他人の弟子に與へたるものは、大果報あらずといふと。然も世尊は我に尼乾陀等に對しても施を行ふべきことを勸めたまふ。尊師よ、我等此に於て時を知らん。尊師、我三たび尊師に歸依したてまつる……

一二　それより世尊はシーハ軍師のために次第說話をなしたまへり、其は卽ち布施の話、……師の敎に於て他に緣ることなきものとなり、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に我が食〔を受くること〕を承引したまはんことを。」世尊は默して之を承引したまへり。シーハ軍師は世尊の承引したまへることを知りて座を起ち、世尊を禮拜し右遶の禮をなして去れり。それよりシーハ軍師は一人の人に命じて言へり、「行きてありあはせの肉を見來れ。」シーハ軍師は其の夜過ぎて後、美味なる堅

軟の食物を調へしめ、世尊に時を報じて言はしめたり、「尊師、時「到れり」、食「調ひ」終れり。」それより世尊は朝時に内衣を著け鉢衣を携へて、シーハ軍師の住處の方へ趣き、比丘衆と共に豫め設けたる座に著かせたまへり。

一三　その時衆多の尼乾陀等は、毘舍離城の街道より街道へ、十字路より十字路へと、腕を擧げて泣き叫びつつ言へり、「今日シーハ軍師は大なる牛を殺し、沙門瞿曇のために食を設けたり。沙門瞿曇は、此の「己を」指示し設けられ、業「己に」縁れる肉を、知りながら食はんとす。」時に一人の人あり、シーハ軍師の處に趣き、耳語して言へり、「尊、之を知れりや、此等衆多の尼乾陀等は毘舍離城の……」「尊、止めよ、彼の具壽等は久しく佛の呰られ、法の呰られ、僧の呰らるるを望めるものたり。彼等具壽は非實虚妄にして、非事を以て彼の世尊を誹謗するに疲るることなし、我等は生命のためにも故意に生物を殺すことなけん。」

一四　それよりシーハ軍師は堅軟の食物を以て手ずから佛を首とし比丘衆を供養し、飽いて謝するに至らしめ、世尊の食し訖りて手を鉢より放きたまへるを「見て」一方に坐したり。一方に坐したる彼シーハ軍師を世尊は說法によりて示教利喜し、座より起ちて去りたまへり。それより世尊は此の緣によりて說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、「己を」指示して「調へたる」肉を其と知りながら食ふべからず。之を食ふものは惡作の罪あり。比丘等、見ず、聞かず、疑はずと、此等三種に於て淸

浄なる魚肉を食ふことを許す。」

三二―一　その時毘舍離城は食足り、穀充ち、乞食易く、遺穗を拾ひ又は「他人の」惠によりて生活することと容易なりき。時に一日世尊の獨居靜思したまふや、心に斯の如きの念起れり、「食足らず、穀乏しく、乞食易からざりし時、我が比丘のために制したりしもの、室內に藏し、室內にて調理し、自ら調理したるもの、自ら取り、他の授與を受けたるもの、「供養者の」家より齎せしもの、午前に授けたるも、林間又は池中に生ぜしもの等、此等を比丘等は今日も尚ほ受けつつありや。」それより世尊晡時に靜思より起ちて、具壽阿難陀に語げたまはく、「阿難陀よ、食足らず、穀乏しく、乞食易からざりし時、我が比丘のために制したりしもの：：：此等を比丘等は今日も尚ほ受けつつありや。」「受けつつあり世尊。」

二　時に世尊此の緣に於て此の機に際して說法をなし、比丘衆に語けて宣はく、「比丘等、食足らず、穀乏しく、乞食易からざりし時、我が比丘のために制したりしもの、：：：比丘等、我は今日を限りとして此等を撤廢す。比丘等、室內に藏し、室內にて調理し、自ら調理したるもの、自ら取り、他人の授與を受けたるもの等を受くべからず、受くるものは惡作の罪あり。比丘等、「供養者の」家より齎せしもの、午前に受けたるもの、林間又は池中に生ぜしもの等を、食訖りて既に謝せるものは、殘食にあ

らざれば之を食ふべからず、食ふものは法に順ひて處分せらるべきなり。」

三三―一　その時衆多の地方人等多の鹽、胡麻油、米、堅食の類を車に載せ、「僧」園の境外に車の列を作り、「我等順番に當る時、食物を調へん」といひて留まりしが、偶大雨雲現はれ出でたり。此等の人人、具壽阿難陀の處に近づき、彼に語げて言へり、「尊師阿難陀よ、此に多の鹽、胡麻油、米、堅食の類を車に載せ、「僧」園の境外に車の列を作りてありしが、偶大雨雲現はれ出でたり。尊師阿難陀よ、我等如何がなすべきぞや。」それより具壽阿難陀は世尊に此の事を白せり。

二　「さらば阿難陀よ、大衆「僧」園の果にある處を適宜の地と定め、精舍、金翅鳥形の家、樓閣、涼房、洞窟等、大衆の望める處に彼等を住せしむべきなり。地を選定するには當に斯の如くすべきなり。一人の聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「尊師等、大衆我が言ふ所を聽け、若し時機可ならば大衆斯々斯々の精舍を適宜地と定めん。是我が提議なり。尊師等、大衆我が言ふ所を聽け。大衆斯々斯々の精舍を適宜地と定む。斯く斯くの精舍を適宜地と定むることを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。大衆は斯く斯くの精舍を適宜地と定めたり。大衆之を是とす、故に默せり、我之を斯くの如く了解す。」」と。

三　その時人人其の選定せられたる適宜地に於て粥を煮、飯を炊き、汁を煮、肉を切り、薪木を碎

けり。世尊は夜の未明に於て起き出でたまひ、騒しく喧しき音、鴉の鳴く〔が如き〕音を聞いて、具壽阿難陀に語げて宣へり、「阿難陀、騒しき喧しき音、鴉の鳴く〔が如き〕音は何ぞや。」

四 「尊師、人人今彼の選定せられたる適宜地に於て粥を煮、飯を炊ぎ、汁を煮、肉を切り、薪木を碎く、世尊、之其の騒しく喧しき音、鴉の鳴く〔が如き〕音なり。」それより世尊此の縁に於て説法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、選定せられたる適宜地を用ふべからず。用ふるものは惡作の罪あり。比丘等、三種の適宜地、公宣によりて定められしもの、牛舍及び在家人の有に屬するもの〔を用ふること〕を許す。」

五 その時具壽[五一]ヤソーヂャは病に罹り、彼のために藥を持ち來りしに、比丘等は之を外に置きたり。或は鼠のために咬まれ、或は盜賊のために盜み去られたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、選定せられたる適宜地を用ふることを許す。比丘等、公宣によりて定められしもの、牛舍、在家人に屬するもの及び選定せられしものと、四種の適宜地を許可す。」

二十四誦出　終

三四―一 その時[五二]バッヂャの都府にメンダカと呼べる居士住みしが、彼は、頭を沐し、穀倉を

【五一】ヤソーヂャ Yasoja.
【五二】バッヂャナガラ Bhaddiyanagara.

掃はしめ、而して戸外に坐すれば空中より穀類流れ落ちて穀倉を滿たすといふ、斯の如き神通を有せり。其の妻にも亦斯の如き神通あり、即ち（三三）アールハカ量の鍋と、汁及び副食物を容れたる器の傍に坐して下僕等を饗すに、彼の女の立たざる間は盡くることあらず。其の兒には又斯の如き神通あり、即ち一千金を容れたる袋を取りて、下僕等に六箇月間の賃錢を與ふるに、彼の之を手にする間は盡くることあらず。

二　其の婦には又斯の如き神通あり、即ち四ドーナ量を容るべき一箇の籠の傍に坐して下僕等に六箇月間の食を與ふるに、彼の女の座を起たざる間は盡くることなし。彼の下僕にも亦斯の如き神通あり即ち一の犂を取りて耕すに一時に七の畦を走れり。

三　摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は、我が領土内のバッチヤ域中にメンダカと呼ぶ居士住みて、斯の如き神通を有す、即ち……其の妻は亦斯の如き神通を有す、即ち……其の兒は亦斯の如き神通を有す、即ち……

四　其の婦は亦斯の如き神通を有す、即ち……其の下僕はまた斯の如き神通を有す、即ち……といふを聞けり。

五　それより摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は一人の庶務大臣に告げて言へり、「我之を聞く、我が領土内のバッチヤ域中にメンダカと呼ぶ居士住みて、斯の如き神通を有す……汝行いて見よ、我自ら見

【三三】Āḷhaka.

るは汝の見るに等しからん。」「唯唯大王」と彼大臣は摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅に應諾して四種の兵を率ゐバッヂャの方に趣けり。

六　次第にバッヂャなるメンダカ居士の方に近づき、近づきて彼に語げて言へり、「居士よ、王は我に命を與へて言へり。我聞く、我が領土內のバッヂャ城にメンダカと呼べる居士住みて斯の如き神通を有す…汝行いて見よ、我が自ら見るは汝の見るに等しからんと。居士よ、我等汝の神通を見ん。」それより居士メンダカは髮を沐し、穀倉を掃はしめ、戶外に坐せしに、空中より穀物流れ落ちて穀倉を滿たせり。「居士よ、汝の神通を見たり、汝の妻の神通を見んと欲す。」

七　それよりメンダカ居士は其の妻に命じて言へり、「さらば汝食を以て四種の兵士等に饗せよ。」メンダカ居士の妻はアールハカ量の一箇の鍋と、汁及び副食物を容れたる器の側に坐し、食を以て四種の兵士を饗せしに、彼の女の起たざりし間は盡くることあらざりき。「居士よ、汝の妻の神通を見たり、汝の兒の神通を見んと欲す。」

八　それよりメンダカ居士は其の兒に命じて言へり、「さらば兒よ、四種の兵に六箇月間の賃錢を與へよ。」居士メンダカの兒は千金を容れたる一箇の袋を携へ、四種の兵士に六箇月の賃錢を與へしが、袋の彼の手にありし間は盡くることあらざりき。「居士よ、汝の兒の神通を見たり、汝の婦の神通を見んと欲す。」

九　居士メンダカは其の婦に命じて言へり、「さらば汝、四種の兵士に六箇月の飯を與へよ。」それよりメンダカ居士の婦は四ドーナ量を容るる一箇の籠の側に坐し、四種の兵士に六箇月の飯を與へしが、彼の女の起たざりし間は盡くることあらざりき。「居士よ、汝の婦の神通を見たり、汝の下僕の神通を見んと欲す。」「公よ、我が下僕の神通は田畝の中に見ざるべからず。」「居士よ、止みなん、我汝の下僕の神通をも既に見竟んぬ。」それより彼大臣は四種の兵士を率ゐて再び王舍城に還り、摩掲陀王斯尼耶・頻毘沙羅の處に近づきて彼に此の事を報せり。

一〇　それより世尊は毘舍離城中に住したまふこと隨意の間にして、バッヂヤの方へ遊行したまへり、大比丘衆、一千二百五十人の比丘と共に。世尊は次第に遊行しつつバッヂヤに達し、此に（五一）チャーチャ林中に住したまへり。

一一　居士メンダカは、沙門、瞿曇釋子、釋族より〔出でて〕出家するもの、バッヂヤに達し、其のチャーチャ林中に住せりといふを聞けり。彼の世尊瞿曇に對して、斯の如き好名聲揚れり、「げにも彼世尊は尊貴者、正徧覺者、明行具足者、善逝者、世間解者、無上者、可化人間の馭者、天人の師、佛、世尊なり、彼此の天魔梵を併せたる世界、沙門婆羅門、人天の集會を、自ら識知し實證して知らしむ。彼は始善く、中善く、終善く、義あり文ある法を説き、一切是足して清淨なる梵行を示す。斯の如き阿羅漢を見るは可ならん。」

【五一】 Jātiyavana.

一二　それよりメンダカ居士は善美なる車を駕せしめ、善美なる車に乘り、善美の車と共に、世尊を見たてまつらんがためにバッヂヤを出で去れり。衆多の外道等はメンダカ居士の遠くより來るを見たり、見るや彼等はメンダカ居士に語げて言へり、「居士、汝今何處に趣くぞ。」「尊師等、我は世尊、沙門瞿曇を見たてまつらんがために趣くなり。」「何故なれば汝は作業說家にてありながら、非作業說家たる沙門瞿曇を見んがために趣くぞや、居士よ、沙門瞿曇は非作業說家にして非作業說のために法を說き、また之によりて弟子を導く。」

一三　是に於て乎メンダカ居士は心に思へらく、「彼の世尊、尊貴者、正偏覺者たるや必せり、これ此等外道の彼を嫉むが故なり。」車の「通ずべき」地まで車にて行き、車を降りて徒歩世尊の居たまへる處に近づき、近づきて一方に坐したり。一方に坐したるメンダカ居士のために世尊は次第說話をなしたまへり、其は卽ち布施の話……師の教に於て他に緣ることなきに至り、世尊に白して言へり、「奇なる哉尊師、……世尊の我を今日より初めて生を終るに至るまで、歸依する信士として攝受したまはんことを。尊師、世尊の比丘衆と共に我が「家に就いて」明日の食を受くべきことを肯ひたまはんとを。」世尊は默して之を肯ひたまへり。

一四　それよりメンダカ居士は世尊の肯ひたまへることを知りて座を起ち右遶の禮をなして去れり。メンダカ居士は其の夜過ぎて後、美味なる堅軟の食物を調へしめ世尊に時を報じて言はしめたり、

「尊、時「至れり」、食「調ひ」終れり。」それより世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へてメンダカ居士の家に趣き、比丘衆と共に設けたる座に著かせたまへり。

一五　メンダカ居士の妻兒婦及び下僕は世尊の居たまへる處に來り、世尊を禮拜して一方に坐したり。世尊は彼等のために次第說話をなしたまへり。即ち布施の話……師の教に於て他人に緣ることなきに至り、世尊に白して言へり、「奇なる哉世尊、……尊師、世尊の今日より初めて生の終に至るまで我等を歸依する信士として攝取したまはんことを。」

一六　それよりメンダカ居士は美味なる堅軟の食物を以て手づから佛を首とせる比丘衆を、彼等の飽いて謝するに至るまで供養し、世尊の食終はりて鉢より手を放きたまへるを「見て」、一方に坐したり。一方に坐したる彼メンダカ居士は世尊に白して言へり、「尊師、世尊のバッチヤに留まりたまへる間に我佛を初めとし比丘衆を「供養するに」常恆食を以てせん。」世尊はメンダカ居士を說法によりて示教利喜し、座を起ちて辭し去りたまへり。

一七　それよりバッチヤに留まると隨意の間にして後、メンダカ居士に告ぐることなうして大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共に、アンダッタラーパの方に遊行したまへり。メンダカ居士は、世尊の大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共にアンダッタラーパの方へ遊行したまへりといふを聞けり。それよりメンダカ居士は下僕奴人等に命じて言へり、「汝等多の鹽と、胡麻油と、米と堅食とを車

に載せて行け、また一千二百五十人の牧牛者と一千二百五十頭の牝牛とを伴ひ行け、世尊を見たてまつらば新らしき乳を以て供養したてまつらんとて。

一八　それよりメンダカ居士は中途なる難路にて世尊に追ひ及びしが、彼は世尊の居たまへる處に趣き、世尊を禮拜して一方に立てり。一方に立ちたる彼メンダカ居士は世尊に白して言へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に明日我が食供養を受くることを肯ひたまはんことを。」世尊は默して之を肯ひたまへり。メンダカ居士は世尊の肯ひたまへることを知り、世尊を拜し右遶の禮をなして去れり。それよりメンダカ居士は其の夜を過して後、美味なる堅軟の食物を調へしめ、世尊に時を報じて言はしめたり、「尊師、時［至れり］、食［調ひ］終れり。」

一九　世尊は朝時に内衣を著け、鉢衣を携へてメンダカ居士の住處に趣き、比丘衆と共に設けたる座に著かせたまへり。メンダカ居士は一千二百五十人の牧牛者に命じて言へり、「さらば汝等、各一頭の牝牛を取りて一一の比丘に侍せよ、我等新鮮なる乳を以て彼等を供養せん。」それよりメンダカ居士は美味なる堅軟の食物と新鮮なる乳とを以て佛を首とせる比丘衆を彼等の飽きて謝するに至るまで手づから供養したり。比丘等疑ひて乳を受けざりき。「比丘等、乳を受けよ。」

二〇　時にメンダカ居士は佛を首として比丘衆を手づから彼等の飽きて謝辭するまで供養するに堅軟の食物と新鮮なる乳とを以てし、世尊の食終りて、鉢より手を放きたまへるを［見て］一方に坐した

り。一方に生したるメンダカ居士は世尊に白して言へり、「尊師、道路の艱難にして水乏しく食乏しく旅食なくしては旅すること難きものあり。尊師、願くは世尊の比丘等に旅食「を携ふること」を許したまはんことを。」それより世尊はメンダカ居士を說法によりて示教利喜し、座を起ちて辭し去りたまへり。

二一　それより世尊は此の因緣に於て說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、五種の牛味、乳、酪、生酥、熟酥、醍醐を用ふることを許す。比丘等、道路の艱難にして旅食なくしては旅することと易からざる處あり。比丘等、米を要するものは米、〔三五〕豆類を要するものは豆類、鹽を要するものは鹽、糖丸を要するものは糖丸、胡麻油を要するものは胡麻油、醍醐を要するものは醍醐と、「斯の如く」旅食を求むることを許す。比丘等、信仰心悅喜心ある人あり、彼等給仕者の手中に黃金を與へて、之を以て我に適するものを奉れと言ふ。比丘等、其「の黃金」より得らるるものにして適當なるものは、之を受くることを許す。されど如何なる事情ありとも、我は金銀を受け又は求むることを許さずと云ふ。」

三五—一　それより世尊は次第に遊行しつつ〔三六〕アーパナに達したまへり。結鬘士のケーニヤは、沙門瞿曇釋子、釋族より「出でて」出家するもの、彼アーパナに著し、アーパナに住すといふを聞け

【三五】Mugga と Māsa と二種の豆なり。
【三六】Āpaṇa.

り。而して彼の世尊瞿曇に斯の如き好名聲揚れり「げにも彼世尊は尊貴者、正徧覺者、明行具足者、善逝者、世間解者、無上者、可化人間の馭者、天と人との師、覺者、世尊なり。彼は此の天魔梵を併せたる世界、沙門婆羅門、天人の集會を自ら識知し、實證して知らしむ。彼は始善く、中善く、終善く、義あり文ある法を説き、一切具足して清淨なる法を示す。斯の如き阿羅漢を見るは可ならん。」更に彼心に思へらく、「我沙門瞿曇の處に何物を携へしむべきぞ。」

二　時に結髮士ケーニャは心に思へらく、「彼の婆羅門中の古の仙士、呪文の作者、呪文の誦者、卽ち今日の婆羅門の、彼等の歌ひ唱へ誦せし此の古き呪文に倣ひて歌ひ、倣ひて誦し、誦したるに倣ひて誦し、語りたるに倣ひて語るもの、卽ちアッタカ、ヴーマカ、ヴーマデーヴ、ヹッサーミッタ、ヤマタッギ、アソギラサ、ヴーセッタ、カッサパ、バグ等は夜時食及び非時食を禁じながら、斯の如き飲料を受く。

三　沙門瞿曇も亦夜時食と非時食とを禁じたれば、斯の如き飲料を受くるに堪ふべし」とて、多量の飲料を調へしめ、擔杆にて擔はしめ、世尊の居たまへる處に來りて世尊と共に相會釋したり、歡ぶべき追憶すべき談話を終りて後一面に立ちたり。一面に立つや彼結髮士ケーニャは世尊に白して言へり、「尊瞿曇の我が飲料「の施」を受けたまはんことを。」「さらばケーニャ、比丘等に與へよ。」比丘等は疑ひて之を受けざりき。「比丘等、受けて之を食へ。」

四　それよりケーニヤ結髪士は多の飯料を以て手づから佛を首とせる比丘衆に施して飽かしめ、世尊の手を洗ひ鉢より手を放きたまへるを「見て」一面に坐したり。世尊は説法によりて彼を示教利喜したまひ、彼は世尊のために示教利喜せられ、世尊に白して言へり、「尊瞿曇の比丘衆と共に明日我が食を受くることを肯はんことを。」

五　「ケーニヤ、比丘衆は數多く、一千二百五十の比丘あり、汝はまた婆羅門を信仰す。」三たびケーニヤ結髪士は世尊に白して言へり、「尊瞿曇、比丘の數は多く、一千二百五十人の比丘あり、我はまた婆羅門を信仰してあらんとも、尊瞿曇の比丘衆と共に明日我が食を受くることを肯はんことを。」「ケーニヤ、比丘衆は數多く……。」三たびケーニヤ結髪士は……世尊は默して之を肯ひたまへり。それよりケーニヤ結髪士は世尊の肯ひたまへることを知り、座を起ちて去れり。

六　世尊は此の因縁によりて説法をなし、比丘等に告げて宣へり、「比丘等、八種の飲料を許す、菴羅液、閻浮液、種ある芭蕉液、蜜液、葡萄液、蓮根液及びパールサカ液是なり。比丘等、總て果物の液汁「を用ふること」を許す、但穀類の液汁を除く。比丘等、總て葉の液汁「を用ふること」を許す、但蔬菜の液汁を除く。比丘等、總て花の液汁「を用ふること」を許す、但蜜花の液汁を除く。比丘等、甘蔗の液汁「を用ふること」を許す。」

七　その時ケーニヤ結髪士は其の夜を過ぎて後、己の住庵中に於て美味なる堅軟の食物を調へしめ

世尊に時を報じて言はしめたり、「尊瞿曇、時「至れり」、食「調ひ」終れり。」世尊は朝時に於て内衣を著け、鉢衣を携へて、ケーニヤ結鬘士の住菴に趣き、豫て設けたる座に著かせたまへり、比丘衆と共に。ケーニヤ結鬘士は美味なる堅食軟食を以て手づから佛を首とせる比丘衆を供養して、彼等の飽いて謝するに至らしめ、世尊の食訖りて鉢より手を放きたまへるを「見て」一方に坐したり。

八　一方に坐したる彼ケーニヤ結鬘士を世尊は此等の偈を以て隨喜したまへり、

『火祠を祭祠の第一とし、娑毘諦を吠陀頌の最上、王を人間中の最第一、海を諸水の最上となす。月は諸星中の第一、日は照り輝くものの最上たり、善業を望みて、供養するものに取りて最第一なるは僧伽なり。』

世尊は此等の偈を以てケーニヤ結鬘士を隨喜し、座を起ちて辭し去りたまへり。

三六—一　世尊はアーパナに住すると隨意の間にして、拘尸那羅の方へ遊行に立ちたまへり、大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共に。拘尸那羅に屬する末羅人等は、世尊の大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共に拘尸那羅に來りたまふといふを聞きたり。彼等相約して言へり、「世尊を出で迎へざるものには五百金の罰を加ふべし。」時に末羅人ローヂャは具壽阿陀難の友なりき。世尊は次第に遊行しつつ拘尸那羅に著したまへり。

二　拘尸那羅なる末羅人は世尊を出で迎へたてまつり、末羅人ローヂャは世尊の出で迎をなして、具壽阿難陀の處に近づき、彼を禮拜して一方に立ちたり。一方に立ちたる末羅人ローヂャに向ひ具壽阿難陀は語げて言へり、「友ローヂャよ、汝の世尊を出で迎へたてまつれる、之汝に取りて良好事なり。」「尊師、阿難陀、我は佛、法、僧に、「信仰心、恭敬心」多くして來るにあらず。但我が親族のもの等は約束をなして、世尊を出で迎へざるものには五百金の罰を加ふることとせり。されば尊師、阿難陀我は親族の罰を怖れて、斯の如く世尊を出で迎へたるなり。」具壽阿難陀は懌ばずして思へり、「何故なれば末羅人ローヂャは斯の如く言ふぞ。」

三　それより具壽阿難陀は世尊の居たまへる處に來れり、來りて世尊を禮拜し一方に坐したり。一方に坐したる具壽阿難陀は世尊に白して言へり、「尊師、此の末羅人ローヂャは世に知られ、名聲高き人なり。斯の如き名聲高き人人の此の教に於て信仰心を起さば威力大ならん。願くは尊師、世尊の末羅人ローヂャの此の教に於て信仰心を起すべきやう、なしたまはんことを。」「阿難陀よ、末羅人ローヂャの此の教に於て信仰心を起すべきやう、計ふは如來に取りて難きことにあらず。」

四　世尊は末羅人ローヂャを慈悲心を以て覆ひ、座より起ちて精舍の中に入りたまへり。時に末羅人ローヂャは世尊のために慈悲心を以て覆はれ、恰も幼き犢の母牛に隨ふが如く、斯の如く精舍より精舍へ、寮舍より寮舍と回りて比丘等に問へり、「尊師等、彼の世尊、尊貴者、正徧覺者は今何處に住は

せたまふぞ、我等彼の世尊、尊貴者、正徧覺者を見たてまつらんと欲す。」「友ローヂャよ、今彼の精舍は戸を鎖してあり、よりて音なくして近づき、急がずして外縁に入り、咳ひして閂を叩け、世尊は汝のために戸を開きたまはん。」

五　末羅人ローヂャは敎へられたるが如くになし、世尊は彼のために戸を開きたまへり。それより末羅人ローヂャは精舍中に入り世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐したる彼末羅人ローヂャのため世尊は次第説話をなしたまへり、其は卽ち布施の話……師の敎に於て他人に縁ることなきものとなり、世尊に申して言へり、「尊師、諸尊の唯我一人より、〔四種の〕資具、卽ち衣服、食物、坐臥具、疾病の要具たる藥品を受けて他人より受けたまはざらんことを。」「ローヂャよ、有學の智を以て、有學の見を以て法を見たるもの、彼等も亦汝の如く、願くは諸尊の、〔四種の〕資具、卽ち衣服、食物、坐臥具、疾病の要具たる藥品を唯我等より受けて、他人より受けたまはざらんことをと、斯の如く思へり。さればローヂャ、汝及び他人より之を受くることとせん。」

六　此の時に當り拘尸那羅に於て順番によりて食物を供養すること行はれ居たり。末羅人ローヂャは順番に當らずして心に思へらく、「我當に宜しく食堂を窺ひて、食堂に見ざるものを調ふべきなり。」彼食堂を窺ひて（五七）鍋菜と粉製の食物とを見ざりき。是に於て乎、彼末羅人ローヂャは具壽阿難陀の處

【五七】Ḍāka.

に近づき、近づきて彼に白して言へり、「尊師阿難陀よ、我「食物供養の」輪番に當らずして、心に思へらく……尊師阿難陀、我若し鍋菜と粉製の食物とを調へなば、世尊は之を受けたまはんや如何。」「さらばローヂャ、我之を世尊に問ひたてまつらん。」

七　具壽阿難陀は世尊に此の事を白せり。」「さらば阿難陀、之を調へしめよ。」「さらばローヂャ、之を調へよ。」是に於て乎、末羅人ローヂャは其の夜を過ぎて後、多量の鍋菜と粉製の食物とを調へて世尊に之を奉れり、「尊師、世尊の我が鍋菜と粉製の食物とを受けたまはんことを。」「さらばローヂャ、比丘等に之を施せ。」比丘等、疑うて之を受けざりき。「比丘等、之を受けて食へ。」

八　それより末羅人ローヂャは佛を首とせる比丘衆等を多くの鍋菜と粉製の食物とを以て手づから供養して飽くに至らしめ、世尊の手を洗ひ、手を鉢より放きたまへるを「見て」一面に坐したり。一面に坐したる末羅人ローヂャを世尊は說法によりて示教利喜し、座を起ちて辭し去りたまへり。それより世尊は此の因緣に於て說法をなし、比丘等に告げて宣へり、「比丘等、總て鍋菜と總て粉製の食物と「を喫すること」を許す。」

三七—一　やがて世尊は拘尸那羅に住すること隨意の間にして後、[三六]アートゥマーの方に遊行に出

【三六】 Ātumā.

でたまへり、大比丘衆、一千二百五十八の比丘と共に。時にアーツマーに一人の晩年の出家者あり、もと理髪人たりしものなり。彼に二人の兒ありて、愛すべく、辯才ありて、己の師より傳はれる理髪業に巧妙に堪能なりき。

二　此の晩年出家者は、世尊の大比丘衆、一千二百五十人の比丘等と共にアーツマーに來りたまふといふを聞けり。時に彼晩年出家のものは彼等二人の兒に語げて言へり、「兒等、世尊は大比丘衆、一千二百五十八の比丘等と共にアーツマーに來りたまふといふ。兒等、汝等行け、理髪の具を携へ、ナーリを以て受け、戸戸を訪れて、鹽、胡麻油、米、堅食の類を集めよ、世尊の來りたまふ時、ために粥を調へん。」

三「唯唯父よ」と、彼等少年は其の晩年出家者に對して應諾し、理髪の具を携へ、ナーリを以て受け、戸戸を訪れて、鹽、胡麻油、米、堅食の類を集めたり。人人此等少年の愛すべく辯才あるを見て、「髪を」理めしむるを欲せざるものの、之を理めしめ、理めしめてはまた多くを與へぬ。されば彼等少年は多くの鹽、胡麻油、米、堅食の類を持ち來れり。

四　世尊は次第に遊行しつつ、アーツマーに著したまへり。此に世尊はアーツマーの(五九)ブーサーガーラに住したまへり。時に彼晩年出家者は其の夜過ぎて後、多量の粥を調へ、之を世尊に奉りて言へり、「尊師、世尊の我が粥を受けたまはんことを。」如來は或は知りて問ひ、或は知りて問ひたまは

【五九】ブーサーガラー Bhusāgāra.

ず。如來は問ふに宜しき時を知り、問はざるに宜しき時を知りたまふ。如來は意義あることを問ひて意義なきことを問ひたまはず、これ意義なきことには如來の提防破毀せられたるなり。二種の目的のために世尊は比丘に問ひたまふ、或は法を說かんがため、或は弟子等のために戒を制せんがため。世尊は彼の晩年出家者に問うて宣はく、「比丘、此の粥は何處より「得來れるぞ」。」彼の晩年出家者は世尊に此の事を白せり。

五　非難したまへり佛世尊は、「愚人よ、適せず、順ぜず、且つ正當ならず、非沙門的、不相應不作法なり。何故なれば愚人、汝は不相應のものを受くるぞ。愚人よ、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、不相應のものを受くべからず。受くるものは惡作の罪あり。もと理髮者たりしものは理髮の具を藏すべからず、藏すものは惡作の罪あり。」

三八　それより世尊アーツマーに住することと隨意の間にして後、舍衞城の方に遊行に出で立ちたまへり。次第に遊行しつつ舍衞城に著したまひ、此に世尊は舍衞城なる祇陀林「と呼ぶ」給孤獨者の園內に住したまへり。その時舍衞城に於て夥しき果物の食ふべきもの出でたり。時に比丘等心に思へらく、「世尊は果物の食ふべきもの「を喫すること」を許したまへりや否や。」之を世尊に白せり。「比丘等、果物の食ふべきものは總て之「を喫すること」を許す。」

三九　その時大衆に屬する種子、個人に屬する地所に蒔かれ、個人に屬する種子、大衆に屬する地所に蒔かれたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆に屬する種子の個人に屬する地所に蒔かれたるものは、一部を與へて〔餘を〕取るべく、個人に屬する種子の大衆に屬する地所に蒔かれたるものは、一部を與へて〔餘を〕取るべきなり。」

四〇―一　その時種種の場合に於て比丘等に疑惑起れり、「何を世尊は許可したまひ、何を世尊は許可したまはざるや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、之は相應せずというて我が禁止せざるものも、若し不相應事に順じ、相應事に反せば、之は汝等に相應せず。比丘等、之は相應すというて、我が禁止せざるものも、若し相應事に順じ、不相應事に反せば、之は汝等に相應す。比丘等、之は相應すというて曾て許可せしことなきものも、若し不相應事に順じ、相應事に反せば、之は汝等に相應せず。比丘等、之は相應すというて、曾て許可せしことなきものも、若し相應事に順じ、不相應事に反せば、之は汝等に相應す。」

二　時に比丘等心に思へらく、「夜の〔六〇〕初分まで受用し得べきもの、午前中受用し得べきものと混せ

〔六〇〕夜を三分して其の一分、即ち午後六時より十時までをいふ。

られたるは適法なりや否や。七日間受用し得べきもの、午前中受用し得べきものと混ぜられたるは適法なりや否や。生涯受用し得べきもの、午前中受用し得べきものと混ぜられたるは適法なりや否や。七日間受用し得べきもの、夜の初分まで受用し得べきものと混ぜられたるは適法なりや否や。生涯受用し得べきもの、夜の初分まで受用し得べきものと混ぜられたるは適法なりや否や。生涯受用し得べきもの、七日間受用し得べきものと混ぜられれるは適法なりや否や。」世尊に此の事を白せり。

三　「比丘等、夜の初分まで受用し得べきもの、午前中受用し得べきものと混ぜられたるは、其の日に受けしものならば、正時には適法にして非時には適法ならず。比丘等、七日間受用し得べきもの午前中受用し得べきものと混ぜられたるは、其の日に受けしものならば、正時には適法にして非時には適法ならず。比丘等、生涯受用し得べきもの、午前中受用し得べきものと混ぜられたるは、其の日に受けしものならば、正時には適法にして非時には適法ならず。比丘等、七日間……夜の初分まで……其の日に受けしものならば、初分に於ては適法にして初分過ぐれば適法ならず。比丘等、生涯……夜の初分まで……當日受けしものは初分に於ては適法にして初分過ぐる時は適法ならず。比丘等生涯……七日間……當日受けしものは、七日間は適法にして七日間を過ぐれば適法にあらず。

迦絺那篇第七

一―一　その時、佛世尊は舍衞城内なる祇陀林「と呼べる」給孤獨者の遊園に住したまへり。その時(一)パーテーヤの比丘三十名、總て森林に住し、總て乞食を食とし、總て塵衣を衣とし、總て唯三衣を所持するもの等、世尊を見たてまつらんが爲に舍衞城に趣くに當りて、入安居の期迫れるに舍衞城に於て入安居を成すを能はず、「ために」途中(二)沙計多に於て安居に入りたり。彼等身體疲勞して安居をなせり、「我等の世尊は此處より六由旬の近き處にありて住したまひ、我等世尊を見たてまつることを得ず」と「言うて」。それより彼等比丘は安居をなし、三箇月を經て自恣を行ひ、雨降りて洪水氾れ、泥水溜りたる時、法衣水に浸りたるまま、身體疲倦して、舍衞城内なる祇陀林、給孤獨者の園にて、世尊の居たまへる處に近づき、世尊を禮拜して一方に坐したり。

二　諸佛世尊は外來の比丘と共に會釋するを以て習としたまふ。それよりして世尊は彼等比丘に語げてのたまはく、「比丘等、諸事便安なりや、供養物十分なりや、汝等相知し、相喜び、相爭ふことなうして安樂に雨安居をなし、乞食物のために苦しまざりしや。」「諸事便安なり世尊、供養物十分なり

【一】パーテーヤ Patheyya.
【二】サーケーター Sāketa.

世尊、尊師、我等は相和し、相喜び、相爭ふことなくして安樂に雨安居をなし、乞食物のために苦むことあらざりき。此に尊師、我等パーテーヤの比丘三十名、世尊を見たてまつらんがために、舍衞城に來るに當りて入安居の期迫れるに、舍衞城に於て入安居を成すこと能はず、途中沙計多に於て安居に入りき、尊師、此の我等は身體疲勞して安居をなし、我等の世尊は此處より六由旬の近き處に住したまひ、我等は世尊を見たてまつることを得ずと言へり。それより尊師、我等は雨安居をなし、三箇月を經て自恣式を行ひ、雨降りて洪水氾れ泥水溜りたる時、法衣水に浸りたるまま、身體疲倦して長路を旅したり。」

三　時に世尊此の因緣に於て說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等安居を終りたる比丘には〔三〕迦絺那衣式を擧ぐることを許す。比丘等、迦絺那衣式を擧げたる比丘は左の五事に適す、〔四〕「在寮の比丘に」申入れずして出行すること、「三衣を皆」攜へずして出行すること、數名のものと食を共にすること、「己の」要とするだけ衣を受くること、法衣施さるることあらば之は彼等の有たること。比丘等、迦絺那衣式を擧げたるものは此等の五事に適す。比丘等、迦絺那衣式を擧ぐるには當に次の如くすべきなり。

四　聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して言ふべきなり、「尊師等、我が言ふ所を聽け、此の迦絺那衣は大衆に施されたり。若し時機可ならば大衆此の迦絺那衣を某と名くる比丘に施さん、「さら

【三】Kaṭhina 迦絺那。堅實、堅固、功德等と譯す。其が如何なる性質のものなりやは下の文によりて知るべし。

【四】英譯には「招ぜざる人の宅に受食のために趣くこと」と譯せり。

ば』彼迦絺那衣を張らん。是れ提議なり。尊師等、我が言ふ所を聽け、此の迦絺那衣は大衆に施されたり。大衆は此の迦絺那衣を某と名くる比丘に與ふ、彼迦絺那衣を張らんがために。某と名くる比丘、此の迦絺那衣を張らんが爲に、之を彼に與ふるを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。某と呼べる比丘此の迦絺那衣を張らんがために、大衆は之を彼に與へ竟んぬ。大衆之を是とす、故に默せり、我之を斯の如しと了解す。』

五　比丘等、迦絺那衣式は斯の如くして正式に行はれ、斯の如くして正式に行はれず。比丘等、如何にせば迦絺那衣式は正しく行はれたりや。「縫」印を附したるのみにては迦絺那衣式は正式に行はれたるにあらず、洗濯し、法衣を詮議し、「切地を」裁ち、假縫をなし、竪縫をなし、片片を接ぎ合せ、固くし、腹部に附け合せ、背部に附け合せ、他の片を附け合せ、一たび染め、「之にて迦絺那衣を作るべしと」決定し、「迦絺那衣の」話をなしたるのみにて、「斯く斯くの間受用すべしと」期間を定めて施されし時、「後日まで」蓄藏せられし時、「式の半ばにして」太陽昇りし時、適當に行はれざりし時、僧伽梨衣なく、鬱多羅僧衣なく、安陀衣なかりし時、五條又は五條以上のもの等、其の日に裁たれ、其の日に縁を附けられざりし時、一個人の張りたるにあらざる時は迦絺那衣式は正しく行はれたるにあらず。迦絺那衣式は假令落度なく行はれたりとも界區外にあるもの之を隨喜せば其は正しく行はれたるにあらず。比丘等、斯の如くなれば迦絺那衣式は正しく行はれたるにあらず。

六　比丘等、如何にせば迦絺那衣式は正式に行はれざるや。未だ曾て洗はざる「切地」を以てせば、迦絺那衣式は正しく行はれしなり、「切地に」類せるものにて未だ曾て洗はざるものを以て、「既に洗ひたる」切地を以て、塵埃衣を以て、市場に「落ちたる切地」を以て、「之にて迦絺那衣を作るべしと」決定せられざるによりて、「迦絺那衣の」話をなさざるにより、「斯く斯くの間受用すべしと」期間を定めて施されざるにより、「後日まで」蓄藏せられざるにより、「式半ばにして」太陽昇らざる時、適當になされし時、僧伽梨衣、鬱多羅僧衣、安陀衣ある時、五條又は五條以上のもの等、其の日に裁たれ、縁を附けられし時、一個人の張りたる時、迦絺那衣式は正しく行はれ、其を界區内にあるもの隨喜せば、其は正しく行はれしなり。比丘等、斯の如くして迦絺那衣式は正しく行はれしなり。

【五】此の一節は二の初めに來るべきものなること一讀直ちに了解せらる。

七　(五)比丘等、迦絺那衣は如何にして廢棄せらるる。比丘等、迦絺那衣廢棄の條目に此等の八あり、「精舍を」出で去ると、「法衣の」調ふと、「之を作らしめじと」決心すると、失すると、「大衆の迦絺那衣を廢棄せしことを」聞くと、欲念を斷せると、界區を超えたると、「大衆の」同時に廢棄せるとなり。

二—一　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、新調の法衣を携へ、「歸り來らじ」と云うて、出で去るとせ

よ。これ其の比丘の「精舍を」出で去るによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へて出で去り、界區外に趣きて、『我、此の處に於て此の法衣を作らしめ、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣の」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へて出で去り、界區外に趣きて、『我、此の法衣を作らしめじ、又歸り行かじ』と、斯の如く思惟すとせよ。これ其の比丘の「法衣を作らしめじと」決心するによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へて出で去り、界區外に趣きて、『我此の處に於て法衣を作らしめ、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して、法衣を作らしむるに、其なる法衣失するとせよ。これ其の比丘の「法衣」失するの迦絺那衣廢棄なり。

二　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、『再び歸り來らん』と云うて出で去り、界區外に趣きて法衣を作らしめ、作らしめ終りたるに、彼の〔六〕精舍内に於て「大衆全部の迦絺那衣を廢棄せしことを」聞くとせよ。これ其の比丘の之を聞くによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、『再び歸り來らん』と云うて出で去り、界區外に趣きて、其なる法衣を作らしめ、作らしめ終りて後、『歸り行かん、歸り行かん』と云うて、迦絺那衣廢棄の期日まで界區外にて過すとせよ。これ其の比丘の界區を超えたるの迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、「再び歸り行かん」と云うて出で去り、界區外に趣きて、其なる法衣を作ら

【六】或は住院。

しめ、作らしめ終りて後、「歸り行かん、歸り行かん」とて、迦絺那衣廢棄の日まで延引すとせよ。これ其の比丘の迦絺那衣は比丘等と同時に廢棄せらるるなり。

〔迦絺那衣を〕携ふる七の場合　終

三　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、新調の法衣を(七)自ら携へ、『歸り來らじ』と云うて、出で去るとせよ。これ其の比丘の〔精舍を〕出で去るの迦絺那衣廢棄なり。……

〔迦絺那衣を〕自ら携ふる七の場合　終

四　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、未だ調はざる法衣を携へて出で去り界區外に出でて、『此の處に於て此の法衣を作らしめ、再び歸り行かじ』と云うて、其なる法衣を作らしむるとせよ。これ其比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(八)……

〔未だ調はざる迦絺那衣を〕携ふる六の場合　終

五　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、未だ調はざる法衣を自ら携へて出で去り、界區外に出でて、『此

【七】Samādāya 二の場合は單にĀdāya（携へて）と云へり、此等兩語の間に幾何の差違ありやは明瞭ならず。以下總て二と同じ、よりて之を省略せり。

【八】以下二と同じ、但單に「法衣を携へて」と云はずして、「未だ調はざる法衣を携へて」と云ふ。

の處に於て此の法衣を作らしめ、再び歸り行かじ』と云うて、其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(九)……

六—一　比丘あり、迦絺那衣式を行ひて法衣を携へ「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(一〇)……

二　比丘あり、迦絺那衣式を行ひて法衣を携へ、『再び歸り來らじ』と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て此の法衣を作らしめん』と云うて、其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行うて法衣を携へ、『再び歸り來らじ』と云うて出で去り、界區外に趣きて、『此の法衣を作らしめじ』と「決心する」とせよ。これ其の比丘の決心するによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へて、『再び歸り來らじ』と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て此の法衣を作らしめん』と云うて、其の法衣を作らしむるに、法衣失するとせよ。これ其の比丘の法衣失するによる迦絺那衣廢棄なり。

【九】以下四と同じ、但單に、「法衣を携へて」と云はずして「法衣を自ら携へて」と云ふ。

【一〇】以下二の一參照。

三　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、『再び歸り來らん』とも、『再び歸り來らじ』とも決斷せずして出で去り、界區外に趣きて、『此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と云うて其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。〔二〕……

四　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、『再び歸り來らん』と云うて、〔精舍を〕出で去り、界區外に出でて、『此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と云うて、其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。〔三〕……比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を携へ、『再び歸り來らん』と云うて、精舍を出で去り、界區外に趣きて其の法衣を作らしめ、作らしめ終りて後、彼の精舍に於て迦絺那衣廢棄せられたりと云ふを聞くとせよ。これ其の比丘の之を聞くによる迦絺那衣廢棄なり。〔三〕……

七　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を自ら携へ、精舍を出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。

〔二〕　以下六の二と同じ、但「再び歸らじと云うて」と云はずして「再び歸り來らんとも、再び歸り來らじとも決斷せずして」と云ふ。

〔三〕　以下六の二と同じ、但「再び歸り來らじと云うて」と云はずして「再び歸り來らんと云うて」と云ふ。

〔三〕　以下二の二及び六の二參照。

これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。（一四）……

携帶誦出篇　終

八―一　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷きて「精舍を」出で去り、界區外に趣きてより、其の法衣欲を導きて、欲なければ之を得、欲あれば之を得ざるやうにす。彼心に、『我此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ……『此の法衣を作らしめじ、又歸り行かじ』と決心するとせよ。これ其の比丘の決心による迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ……『此の處に於て法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して其の法衣を作らしめ、作らしむるに其なる法衣失するとせよ。これ其の比丘の「法衣」失するによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷きて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て此の法衣欲を充さん、再び歸り行かじ』と、斯く思惟して其の法衣欲を充さんとするに、其の欲破らるるとせよ。これ其の比丘の欲破らるるの迦絺那衣廢棄なり。

【一四】以下六と二、六と四、六と五參照。但單に「法衣を携へて」と云はずして「法衣を自ら携へて」と云ふこと二と三との場合に同じ、總て四十五の場合あり。

二、三（二五）……

欲心遂げざる十二の場合　終

九―一　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷き、『再び歸り來らん』と云うて精舍を出で去り、界區外に趣きて、其の欲心を導きて欲ある時は之を得、欲なき時は之を得ざるやうにす。彼心に『此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其なる法衣を作らしむるとせよ。これ此の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。（二六）……

二　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣を「得たき」欲心を懷き、『「再び歸り來らん」と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて『彼の精舍に於て迦絺那衣廢棄せられたり』と云ふを聞く。彼心に『彼の精舍に於て迦絺那衣廢棄せられたる上は、此の處に於て此の法衣欲を充さん』と思惟して法衣欲を導きて、欲ある時は之を得、欲なき時は之を得ざるやうにして、心に『此の處にて此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其なる法衣を作らしむ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。（二七）……

三　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷き、『再び歸り來らん』と云うて「精舍

【二五】以下六よりして之を類推すべし、但「其の比丘の欲破らるるの迦絺那衣廢棄」の一項を加ふ。

【二六】以下八の一と同じ、但し「再び歸り來らんと云ひて」を加ふ。

【二七】以下八の一及び九の二參照。

を」出で去り、界區外に趣きて、其の法衣欲を導きて欲あれば之を得、欲なければ之を得ざるやうにす。彼其の法衣を作らしめ、作らしめ終りて後、彼の精舍に於て迦絺那衣の廢棄せられたりと云ふを聞くとせよ。これ其の比丘の之を聞くによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷き、『再び歸り來らん』と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、『此の處に於て法衣欲を充さん、再び歸り行かじ』と、斯の如く思惟して、之を充さんとするに、其の欲破らるるとせよ。これ其の比丘の欲破らるるの迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷き、『再び歸り來らん』と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、法衣の欲心を導きて、欲あれば之を得、欲なければ之を得ず。彼其の法衣を作らしめ、作らしめ終りて後、『再び歸り行かん、再び歸り行かん』と云ひつつ界區外に迦絺那衣廢棄の期間を過すとせよ。これ其の比丘の界區を超ゆるによる迦絺那衣廢棄なり。比丘あり、迦絺那依式を行ひ、法衣「を得たき」欲心を懷き、『再び歸り來らん』と云うて「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、法衣の欲心を導きて、欲あれば之を得、欲なければ之を得ず。彼其の法衣を作らしめ、作らしめ終りて後、『再び歸り來らん、再び歸ら來らん』と云ひつつ迦絺那衣廢棄の期間を遲延す。これ其の比丘の迦絺那衣は諸比丘と同時に廢棄せらるるなり。

欲心成就する十二の場合　終

一〇　比丘あり、迦絺那衣式を行ひて後所要ありて、「精舍を」出で去り、界區外に趣きて、法衣欲を起し、其の法衣欲を充さんとして無欲にして得、有欲にして得ざるやうにす。彼心に、『我此の處に於て法衣を作らしめん、歸り行かじ』と斯く思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(一八)……

所要ある十二の場合　終

一一　比丘あり、迦絺那衣式を行ひ、四方周行者として法衣を著へつつ「精舍を」出で去るとせよ。彼地方に至るや、諸比丘は問うて、『友よ、汝何處に於て雨安居をなし、何處に彼の法衣を蓄ふるぞ』と云ひ、彼は之に答へて、『我斯く斯くの精舍に於て雨安居をなし、同處に法衣を蓄ふ』と云ふ。彼等は又、『友よ、行きて汝の法衣を持ち來れ、我等此の處に於て汝の法衣を造らん』と云ふ。彼彼の精舍に趣き比丘等に問うて『友等、我が法衣は何處に蓄へあるぞ』と云へば、彼等は、『友よ、之は汝の法衣なり、汝何處に行かんとするぞ』と問ふ。彼之に答へて、『我斯く斯くの精舍に趣き、同處の比丘等は我がために法衣を作らん。』彼等は云く、『友よ、無用なり、行くとなかれ、我等此の處に於て汝がために法衣を作らん。』彼亦心に思へらく、『我此の處に於

【一八】　以下八と同じ、但し「法衣を得たき欲を懷きて」と云はずして「所要ありて」と云ふべし。

て此の法衣を作らしめ、再び歸り行かじ』と、斯くて彼は其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(一九)……

二　比丘あり……比丘等彼に向ひて、『友よ、之は汝の法衣なり』と云ひ、彼は其の法衣を携へて〔先なる〕精舍に趣かんとするに途中比丘等は彼に問うて、『友よ、何處に行かんとす』と云ふ。彼之に答へて、『斯く斯くの精舍に趣き、同處にて比丘等は我が爲に法衣を作らん。』彼等は云く、『友よ、無用なり。行くことなかれ、我等此の處に於て汝がために法衣を作らん』と。彼心に『我此の處に於て法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(二〇)……

三　比丘あり……比丘等彼に向ひて、『友よ、之は汝の法衣なり』と云ひ、彼は其の法衣を携へて〔先なる〕精舍に趣く。彼其の精舍に趣くや、心に、『我此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其の法衣を作らしむるとせよ。これ其の比丘の〔法衣〕調ふによる迦絺那衣廢棄なり。(二一)……

〔法衣〕蓄積九條　終

一二　比丘あり、迦絺那衣式を行ひて後、樂住處を求め、法衣を携へて、〔精舍を〕出で去り、『斯

【一九】以下六の一參照。
【二〇】後の二は六の二參照。
【二一】以下六の三參照。

く斯くの精舍に趣かん、同處に於ては我樂住を得ん、若し樂住を得ずんば斯く斯くの精舍に去らん、同處に於ては我樂住を得ん、若し樂住を得ずんば斯く斯くの精舍に去らん、同處に於ては我樂住を得ん、若し樂住を得ずんば再び歸り來らん』と思惟す。彼界區外に趣くや、『此の處に於て此の法衣を作らしめん、再び歸り行かじ』と思惟して其なる法衣を作らしむ。これ其の比丘の「法衣」調ふによる迦絺那衣廢棄なり。〔三〕……

一三―一　比丘等よ、此等の二は迦絺那衣の障礙にして、〔此等の〕二は非障礙なり。比丘等、何をか迦絺那衣の二の障礙となす。精舍の障礙と法衣の障礙と是れなり。

比丘等、斯の如きは精舍の障礙なり。比丘等、何をか法衣の障礙となす。比丘等、此に比丘の法衣、或は製せられざるあり、或は未だ製し終らざるあり、或は法衣の欲全く斷せられざるあり。比丘等、斯の如きは法衣の障礙なり。比丘等、此等の二はこれ迦絺那衣の障礙なり。

二　比丘等、何等の二をか迦絺那衣の非障礙となす。精舍の非障礙と法衣の非障礙とこれなり。比丘等、何をか精舍の非障礙となす。比丘等、此に比丘あり、捨棄し、遠離し、離脫し、無欲にして、『再び歸り來らじ』と云うて出で去るとせよ。比丘等、斯の如きは精舍の障礙なり。比丘等、何等をか

〔三〕以下六の一三參照。

法衣の障礙となす。比丘等、此に比丘ありて其の法衣、或は製せられ、失はれ、滅され、燒かれ、或は法衣慾全く斷ぜらるることあり。比丘等、斯の如きはこれ法衣の障礙なり。比丘等、此等の二を迦絺那衣の非障礙となす。」

法衣篇第八

一—一　その時佛世尊は王舍城中に住したまへり。竹林、〔一〕栗鼠飼養處中に。其の時に當り、毘舍離城は富み、且つ榮え、住民多く、衆人群り、生活安易にして、七千七百七の樓臺、七千七百七の重閣、七千七百七の遊園、七千七百七の蓮池ありき。遊女なる〔二〕菴婆波利は美しく、喜ぶべく、愛すべく、最上の美貌を具へ、舞踏唱歌音樂に巧にして、志ある人人に愛好せられ、一夜に五十金を請へり。之によりて毘舍離城は益繁榮に趣けり。

二　時に一人の王舍城の商人あり、某の用務を以て毘舍離城に趣けり。王舍城の商人は、毘舍離城の富み、且つ榮え、住民多く、衆人群り、生活安易にして、七千七百七の樓臺、……遊女なる菴婆波利の美しく、喜ぶべく、……之によりて毘舍離城の益繁榮に趣けるを見たり。それより彼王舍城の商人は、其の用務を終へて王舍城に歸り來り、摩揭陀の王なる斯尼耶・頻毘沙羅の處に近づき來り、近づき來りて彼の王に語げて云へり、「大王、毘舍離城は富み、且つ榮え、……七千七百七の樓臺、……遊女なる菴婆波利は美しく、喜ぶべく、……之

【一】Kalandakanivāpa 栗鼠は此の園中に棲息して些も危害を加へらるることなし、故に此の名あり『西域記』中迦蘭陀竹園と云へるもの是なり。

【二】Ambapālī 初め遊女なりしが、後出家して尼となる、偈あり『長老尼偈』二五二—二七〇を見よ。

によりて毘舍離城は益繁榮に趣きつゝあり。大王、願くは我等も亦遊女を設けん。」「さらば汝、立てゝ遊女になすに然るべき少女を求めよ。」

三　此の時に當り、王舍城中に〔三〕サーラヴチーと名くる少女あり、美しく、愛すべく、喜ぶべく、最上の美貌を具へたり。彼王舍城の商人は此の少女サーラヴチーを立てゝ遊女とせり。それより久しからずして遊女サーラヴチーは舞踏唱歌音樂に巧妙となり。志ある人人に愛好せられ、一夜に百金を請へり。彼の女は久しからざるに懷姙の身となりしが、彼の女其の時心に思へらく、「懷姙の婦女は男子の快とせざる所なり。若し人、遊女サーラヴチーは、懷姙せりと知らば、我に對する尊敬心は自ら減ずるに至らん。我當に宜しく病と稱すべきなり。」それより遊女サーラヴチーは門衛に命じて云へり、「汝門衛、何人をも内に入らしむることなかれ。若し人我「が事」を問はば病なりと答へよ。」「唯唯、大姉」と彼門衛は遊女サーラヴチーに應諾したり。

四　それよりサーラヴチー遊女は其の胎の熟して後男兒を生めり。やがて彼遊女サーラヴチーは婢女に命じて云へり。「やよ汝、此の幼兒を古き箕に投じ、持ち行きて、塵堆中に捨てよ。」「唯唯、大姉」と、彼婢女は遊女サーラヴチーに應諾して、彼の幼兒を古き箕に投じ、持ち行きて、塵堆中に捨てたり。その時偶〔四〕無畏と名くる王子、早朝天機を伺はんがために趣くの途次、此の幼兒の鴉羣のために圍まるゝを見たり。見るや人人に問うていへり、「此の鴉羣に圍まるゝものは何ぞや。」「王子よ、

【三】Sālavatī.
【四】Abhaya 阿婆夜。

之は幼兒なり。」「生命ありや。」「王子よ、生命あり。」「さらば汝等、此の幼兒を我が内殿に伴ひ行きて、婦女等に與へ養はしめよ。」「唯唯、王子」と、彼の人人等は無畏王子に應諾して、此の幼兒を王子の内殿に伴ひ行き、婦女等に與へて、養へといへり。彼「生命あり」と云へるよりして〔五〕耆婆迦と名け、王子によりて養はしめられしよりして〔六〕鳩摩羅跋遮と字したり。

五　それより久しからずして耆婆迦・鳩摩羅跋遮は辨ある齡に達しぬ。時に一日、〔七〕耆婆迦は無畏王子の處に趣き、彼に問うて言へり、「王子よ、誰か我が母なる、誰か我が父なる。」「耆婆迦よ、我も亦汝の母を知らず、されど我も亦汝の父なり、これ汝は我が養はしめし所なればなり」。耆婆迦心に思へらく、「此等の王家は學藝なくしては住することを能はず、我當に宜しく學藝を習ふべきなり。」此の時に當り〔八〕徳叉尸羅に於て名聲四方に響きたる一人の醫師住めり。

六　耆婆迦は無畏王子に告ぐることなくして徳叉尸羅の方に去り、次第に徳叉尸羅なる彼の醫師の處に趣き、彼に語げて云へり、「先生、我は學藝を習はんと欲す。」「さらば汝耆婆迦、之を習へ」。それより耆婆迦は多きをも學び、少きをも學び、善く把持して、學びたるは亦忘るることなかりき。七歲を過ぎて後耆婆迦は心に思へらく、「我は多きを

【五】Jīvaka 生命あるものの意。

【六】Komārabhacca は梵語の Kumārabhṛta に當る、此語には王子に養はせられしもの（？）の意に解すれど、幼兒の療治を正解とすと云ふ。耆婆は特に幼兒の治療に熟せしより斯く名けしものか。

【七】以下此の略音に隨ふべし。

【八】Takkasilā は梵語にては Takṣaśilā 西北印度に於ける古き都會なり。

も學び、少きをも學び、善く把持して、學びたるは亦忘るることなし。我學を修むること茲に七年、〔而も〕此の學藝の終を知らず、何時か此の學の終を知らんや。」

七　それより耆婆迦は彼の醫師の處に趣き、彼に語りて言へり、「先生、我は多きをも學び、少きをも學び、善く把持して、學びたる所は忘るることなし。我學を修むること茲に七年、〔而も〕此の學藝の終を知らず、何時か此の學藝の終を知らんや。」「さらば汝耆婆迦、鋤を携へて德叉尸羅の四方（九）一由旬の間を回り、藥とならざるものを見ば之を持ち來れ。」「唯唯、先生よ」と耆婆迦は彼の醫師に應諾して、鋤を携へ德叉尸羅の四方一由旬の間を回りたるに藥とならざるものを見ざりき。耆婆迦は彼の醫師の處に趣き、彼に語げて云へり、「先生、我德叉尸羅の四方一由旬の間を回りたれども、藥とならざるものは一として之を見ず。」「學び了れり、汝耆婆迦、汝の生活は之にて足る」と〔云ひて〕、耆婆迦に少額の路資を與へぬ。

八　それより耆婆迦は其の少額の路資を携へ、王舍城の方に向ひて去れり。耆婆迦の其の少額の路資は途中（一〇）沙計多に於て盡きたり。彼心に思へらく、「此等の行路は艱難にして水乏しく食物乏しし、路資なうしては行くこと易からず、我當に宜しく路資を求むべきなり。」此の時に當り沙計多にありて長者の妻は頭病に罹ること七年、名聲四方に聞えたる數多の大醫來りても尙ほ彼の女を癒すこと能は

【九】Yojana 七哩、七哩半、八哩、十哩等種種の異說あり。

【一〇】Sâketa 一小都會の名。

ぞ、多くの黃金を取りて去れり。耆婆迦は沙計多に入り人人に問うて云へり、「何人か病めるぞ、何人をか治療すべきぞ。」「先生、之なる長者の妻は頭痛に罹ること茲に七年なり。先生、行きて「彼の」長者の妻を治療せられよ。」

九　それより耆婆迦は長者なる居士の家のある處に趣き、門衞に命じて云へり、「汝門衞、行いて長者の妻に語げよ、尊女、醫師來れり、彼尊女を見んと欲すと。」「唯唯、先生」と彼門衞は耆婆迦に應諾して、長者の妻の處に趣き、彼の女に語げて云へり、「尊女、醫師來れり、彼尊女を見んと欲す。」「門衞よ、如何なる醫師なるぞ。」「尊女、年少者なり。」「門衞よ、無用なり、年少の醫師我がために何をかなし得ん。名聲四方に聞えたる數多の大醫來りてすら、尙ほ我を癒すこと能はず、多くの黃金を取りて去れり。」

一〇　彼の門衞は耆婆迦の處に趣き彼に語りて言へり、「先生、長者の妻は斯の如く言ふ、門衞よ、無用なり……多くの黃金を取りて去れりと。」「汝門衞、長者の妻に語りて云へ、尊女、醫師は、先づ何物をも與ふることなかれ、病癒えたる時、尊女の欲するもの、之を與へよと、斯の如く云ふと。」「唯唯、先生」と彼門衞は耆婆迦に應諾を與へて長者の妻の處に趣き、彼の女に白して言へり、「尊女、醫師は、先づ何物をも與ふることなかれ……斯の如く言ふと。」「さらば汝門衞、醫師を呼び入れよ。」「唯唯尊女」と彼の門衞は長者の妻に應諾を與へて、耆婆迦の處に趣き、彼に語りて云へり、「長者の妻は汝を

呼べり。」

一一　耆婆迦は長者の妻の處に趣きて彼の女の異態を診按し彼の女に語げて云へり、「尊女、一パサタ量の熟酥を要す。」長者の妻は耆婆迦に一パサタ量の熟酥を與へしめたり。耆婆迦は其の一パサタ量の熟酥を種種の藥味と調合し、長者の妻を臥榻の上に仰臥せしめて鼻孔より之を與へぬ。鼻孔より與へたる此の酥は口より出で來れり。長者婦は之を受器に吐き、婢女に命じて言へり、「やよ汝よ、綿を以て此の酥を取れ。」

一二　耆婆迦は心に思へらく、「奇妙なる哉、此の主婦の吝嗇なること、捨てて然るべき此の酥を綿にて取らしむ。我は多くの高價なる藥劑を用ゐたるが、彼の女は我に何等の贈物をも與ふることなからん。」時に長者婦は耆婆迦の顏色の變ぜるを視、彼に語りて云へり、「先生、汝何が故に不機嫌なるぞや。」「此に我心に思へらく、奇妙なる哉、此の主婦の吝嗇なること……彼の女は我に何等の贈物をも與ふることなかるらんと。」「先生、我等在家者は此の節儉の道を知る、此の酥は下人奴僕等の足を折りたる時、燈明を點ずる時「用ふるに」足る。先生、不機嫌なることなかれ、汝の贈物は「ために」減ずることなからん。」

一三　是に於て乎耆婆迦は長者婦の七年の頭病を唯一回の鼻注によりて除けり。病癒ゆるや長者婦は耆婆迦に四千金を贈り、「長者」兒は「我が母は無病となれり」とて四千金を贈り、「其の」妻は「我が

姑は無病となれり」とて四千金を贈り、長者なる居士は、「我が妻は無病となれり」とて四千金と、奴僕婢女と車馬とを贈れり。それより耆婆迦は、此等一萬六千金と奴僕婢女と車馬とを携へ、王舍城の方に向ひて去れり。次第に王舍城、王子無畏の處に趣き、彼に語りて云へり、「王子よ、之我が第一の勞にして「我は之によりて」一萬六千金と奴僕婢女と車馬とを〔得たり〕、王子よ、〔我が此の〕養育の資を受けよ。」「耆婆迦よ、止めよ。汝のものとせよ、我が內殿中に居住を構へよ。」「唯唯、王子よ」と耆婆迦は王子無畏に應諾を與へ、其の內殿中に居住を構へぬ。

一四　その時摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は痔瘻に罹り、衣服はために血液に塗れたり、妃等は之を見、戲れて、今や王は月經期に入りたまへり。既に月華あり、久しからずして兒を生みたまふべしといへり。王はために恥らへり。それより摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は無畏王子に語げて云へり、「無畏よ、我に斯く斯くの病あり、衣服は血液のために塗れたれば、妃等は我を見、戲れて、今や王は月經期に入りたまへり、既に月華あり、久しからずして兒を生みたまふべしと、斯の如く云ふ。望むらくは汝無畏、我を治療すべき醫師を求めよ。」「大王、此なる我等の耆婆迦醫は年少〔なれども〕、巧なり、彼大王を治癒すべし。」「さらば汝無畏、耆婆迦醫に命せよ、彼我を治療せん。」

一五　王子無畏は耆婆迦に命じて云へり、「汝耆婆迦、行いて王を治療したてまつれ。」「唯唯、王子よ」と耆婆迦は無畏王子に應諾して、爪に藥を上せ、國王の處に趣き、國王に白して云へり、「大王、病を

見たてまつらん。」それより耆婆迦は摩揭陀の王、斯尼耶·頻毘沙羅の痔瘻を唯一回の塗藥によりて治癒したり。國王は病癒ゆるや、五百の婦女に總ての飾を著けしめ、之を解かしめ、之を一に積み、耆婆迦に語げて云へり、「汝耆婆迦、此等五百の婦女の一切の飾具を汝のものとせよ。」「大王、無用なり、願くは大王の我「に適切なる」職務を思ひ出でたまはんことを。」「さらば汝耆婆迦、我に侍せよ、後宮及び佛を首とせる僧伽にも亦「侍せよ」。」「唯唯、大王」と云うて耆婆迦は摩揭陀の王、斯尼耶·頻毘沙羅に應諾を與へたり。

一六　此の時に當り王舍城の長者は七年に亙れる頭病に罹れり。名聲四方に聞えたる多數の大醫來りても尙ほ彼「の病」を治癒すること能はず、多くの黃金を取りて去れり。而も彼は醫師等のために（二）捨てられたり。或者は、長者は第五日目に死せんと、斯の如く云ひ、或者は、長者は第七日目に死せんと、斯の如く云へり。時に王舍城の一商人心に思へらく、「此の長者なる居士は國王並に商人等に取りて大なる助たるもの、而も醫師等のために捨てられたり、或者は、長者は第五日目に死せんと、斯の如く云ひ、或者は、長者は第七日目に死せんと、斯の如く云ふ。彼の王醫耆婆迦は年少なれども巧妙なり。我等當に宜しく王醫耆婆迦に長者なる居士を治癒すべきことを請ふべきなり。」

【二】匙を投げらるるの意。

一七　それより「彼」王舍城の商人は摩揭陀の王なる斯尼耶·頻毘沙羅の處に趣き、彼に白して言へり、

「大王、此の長者なる居士は大王並に商人等に取りて大なる助たるもの……願くは大王の耆婆迦醫に長者なる居士を治癒すべきことを命じたまはんことを。」時に摩掲陀の王なる斯尼耶・頻毘沙羅は耆婆迦に命じて云へり、「汝耆婆迦、行いて長者なる居士を治癒せよ。」「唯唯、大王」と云うて應諾を與へ、長者の處に趣き、彼の異態を診按し、彼に語げて云へり、「居士よ、我若し汝を治癒せば、汝何物を我に贈らんとする。」「先生、總ての財産を汝の有とし、我は汝の下僕とならん。」

一八　「居士よ、汝は一方の脇を以て七箇月の間臥することを能くするや。」「先生よ、我は一方の脇を以て七箇月の間臥することを能くす。」「居士よ、汝は他の一方の脇を以て七箇月の間臥することを能くするや。」「先生よ、我は他の一方の脇を以て七箇月の間臥することを能くす。」「居士よ、汝は七箇月の間仰向に臥することを能くするや。」「先生よ、我は七箇月の間仰向に臥することを能くす。」それより耆婆迦は長者を臥榻上に臥せしめ、臥榻に縛して頭皮を剝ぎ、傷口を開きて二匹の蟲を取り出し之を人人に示して云へり、「諸賢、此等二匹の蟲を見よ、一は小にして一は大なり。諸先生の、長者なる居士は第五日目に死せんと、斯の如く云へるは此の大なる蟲を見たるなり、蟲は第五日目に於て腦漿を攫まん、腦漿を攫まば長者は死せん、諸先生の見たることや可。諸先生の、長者なる居士は第七日目に死せんと、斯の如く言へるは此の小なる蟲を見たるなり、蟲は第七日目に於て腦漿を攫まん、腦漿を攫まば、それより長者は死せん、諸先生の見たることや可。」と云うて、傷口を合せ、頭皮を縫ひ、

膏藥を與へぬ。

一九　その後七日を經て長者なる居士は耆婆迦に語りて云へり、「先生、我は一方の脇のみにて七箇月の間臥することを得ず。」「居士よ、汝は我に、先生、我は七箇月の間一方にて脇臥し得べしと斷言せしにあらずや。」「げにも先生、我は之を斷言せり。されど我は死せん、我は七箇月の間一方に脇臥すること能はず。」「然らば居士よ、是より七箇月の間他の一方にて脇臥せよ。」それより長者なる居士は七日を經て後耆婆迦に語りて言へり、「先生、我は此の脇のみにて七箇月の間臥することを得ず。」「居士よ、汝は我に、先生、我は他の脇のみにて七箇月の間臥することを能くすと斷言せしにあらずや。」「げにも先生、我は之を斷言せり、されど我は死せん、先生、我は七箇月の間此の脇のみにて臥すること能はず。」「さらば居士よ、是より七箇月の間仰臥せよ。」それより七日を經て長者なる居士は耆婆迦に語りて云へり「先生、我は七箇月の間仰臥すること能はず。」「居士よ、汝は我に對して、先生我は七箇月の間仰臥し得と斷言せしにあらずや。」「げにも先生、我は之を斷言せり、されど我は死せん、我は七箇月間仰臥すること能はず。」

二〇　「居士よ、我若し之を語らざりせば、汝は此の間をも臥することなかりしならん。我は豫め長者なる居士は三七日にして平癒すべしと知れり、居士よ、起て、汝は平癒したり、我に贈るべき物を忘るることなかれ。」「先生、總ての財産を汝の有とし、我は汝の下僕とならん。」「居士、止めよ、我

に汝のあらゆる財産を與へ、又汝は我が下僕となることなかれ。國王に百千金を奉り我に百千金を贈れ。」それより長者なる居士は病癒えて國王に百千金を奉り、耆婆迦に百千金を贈れり。

二一　時に婆羅奈斯長者の兒の（二二）筋斗の戯をなせるもの、（二三）內臟纏絡の病を得、之がために啜りたる粥も善く消化せず、食ひたる食物も善く消化せず、大小便も善く通ぜざりき。彼之がために痩せ憔け、色惡く次第に黄色に變じ、脈管肢體に現はれ出でたり。婆羅奈斯長者は心に思へらく、「我が兒は如何なる類の病に罹れるぞ。啜りたる粥も善く消化せず……脈管肢體に現はれ出でたり、我當に宜しく王舍城に趣きて、國王に向ひ耆婆迦をして我が兒を治療せしむべきことを請ひたてまつるべきなり。」それより婆羅奈斯長者は王舍城に趣き、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の處に到り、彼に白して云へり、「大王、我が兒は斯の如き病に罹れり、啜りたる粥も善く消化せず……脈管肢體に現はれ出でたり。大王、願くは耆婆迦醫に我が兒を治療すべきことを命じたまへ。」

二二　摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅は耆婆迦に命じて云へり、「汝耆婆迦、婆羅奈斯城に趣き、長者の兒を治療せよ。」「唯唯、大王」と、耆婆迦は王に應諾を與へ、婆羅奈斯城に趣き、長者の兒の處に到り、彼の異態を診按して人人を退け、帳を張り、彼を柱に縛して妻を目前に立たしめ、腹皮を剝き、

【二二】 Mokkhacika 兒童の遊戯の一種にて、杖を空中に支へ頭を地に著けて倒に身を轉ずるの術なりと釋す。

【二三】 Antaganthābādha 內臟纏ひ絡み、又に結節を生ずと信ぜられたる病なり。

絡みたる内臓を取り出し、之を妻に示して言へり、「汝の夫の病を見よ、之がために啜りたる粥も善く消化せず‥‥‥脈管肢體に現はれ出でたるなり。」彼は絡みたる内臓を解き、之を元の如くにして腹を縫ひ膏藥を與へぬ。之より久しからずして長者の兒は病癒えぬ。長者は「我が兒の病癒えたり」とて、一萬六千金を耆婆迦に與へぬ。耆婆迦は此の一萬六千金を携へて再び王舍城に還り來れり。

二三　その時（一四）波殊提王は黄疸病に罹れり。名聲四方に聞えたる數多の大醫來りても尚ほ彼の女を癒すこと能はず、多くの黄金を取りて去れり。それより波殊提王は使を摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅の處に送りて言へり、「我に斯く斯くの病あり、願くは大王耆婆迦醫に命ぜられよ。彼我を治療せん。」それより摩揭陀の王斯尼耶・頻毘沙羅は耆婆迦に命じて言へり、「汝耆婆迦（一五）優禪尼に趣き、波殊提王の病を治療せよ。」「唯唯、大王」と耆婆迦は頻毘沙羅王に應諾を與へて優禪尼に趣き、波殊提王の處に到りて彼の異態を診按し、彼に白して云へり。

二四　「大王、我熟酥を調へんと欲す、大王之を喫したまふべし。」「止めよ、耆婆迦、酥を用ゐずして、汝の我を治療し得る所、之をなせ、我は酥を厭ひ嫌ふ。時に耆婆迦心に思へらく、「此の王には斯く斯くの病あり、酥を用ゐずしては之を治療すること能はず、我當に宜しく（一六）カサーヴの色あり、香あり、味ある酥を調ふべきなり。」是に於て乎、耆婆迦は酥を種種の藥味と調合し、カサーヴの色あり、香

【一四】Pajjota.
【一五】Ujjeni　波殊提王の都のある處なり。
【一六】Kasāva　收斂性ある植物の液汁にして藥の一種なり。

あり、味ある「ものを作れり」。彼心に思へらく、「此の王酥を啜りて之を嚥下せば再び之を吐き出さん。此の王は殘忍の質なれば我を殺さしむるとあらん。我當に宜しく先づ許諾を求め置くべきなり。」それより耆婆迦は波殊提王の處に趣き、王に白して云へり。

二五 「大王、我等醫師は斯く斯くの瞬時に草根を拔き、或は藥味を持ち來る。願くは大王、駕舍と城門とに命を傳へよ、耆婆迦は其の欲する所の駕にて行き、其の欲する所の門より出で、其の欲する時に出で、其の欲する時に入らしむべしと。」それより波殊提王は駕舍と城門とに命を下して云へり、「耆婆迦は其の欲する所の駕にて行き……。」此の時波殊提王はバッダヷチカーと名くる牝象を有せしが「一日」能く五十由旬を走れり。それより耆婆迦は波殊提王に酥を奉りて、「大王、カサーヴを喫したまへ」といへり。耆婆迦は波殊提王に酥を飲ましめ、象舍に趣き「彼の」牝象バッダヷチカーに「乘り」て都城より出て去れり。

二六 波殊提王は彼の酥を啜り、之れを嚥下して更に之を吐き出せり。彼王は人人に語げて言へり、「不埒なる耆婆迦は我に酥を喫せしめたり。汝等耆婆迦を探り來れ。」「大王、彼は牝象バッダヷチカーに「乘り」て都城を去れり。」此の時波殊提王はカーカと名くる奴僕を有せり、(七)非人の種にして「一日」能く六十由旬を走れり。王は奴僕カーカに命じて云へり、「汝カーカ、耆婆迦醫を伴ひ還れ、先生、王汝を召び還したまふと云へ。カーカ、彼等醫師には幻術多し、彼よりは何物をも受くることなかれ。」

【七】 Amanussa 夜叉。

二七　それより奴僕カーカは中途憍賞彌にて耆婆迦の朝餐を喫しつつあるに追ひ及べり。彼は耆婆迦に語りて云へり、「先生、王汝を召び還したまふ。」「カーカ、我が喰ひ終るまで待て、カーカ、汝も亦喰へ。」「先生、止みなん、王は我を警めて宣へり。カーカ、彼等醫師には幻術多し、彼よりは何物をも受くることなかれ。」「その時耆婆迦は爪に藥を塗りて[八]阿摩勒果を噉ひ、水を飲みつつありき。彼は奴僕カーカに語りて云へり、「汝カーカ、阿摩勒果を噉へ、水を飲め。」

二八　奴僕カーカは心に思へらく、「此の醫は阿摩勒果を喰ひ且つ水を飲む、此處に何等の惡事をも之あるべきに非ず」と。彼は阿摩勒果の半を喫するや、卽處に下痢を起せり。奴僕カーカは耆婆迦に語げて言く、「先生、我が生命は「安全」なりや。」「カーカ恐るることなかれ、汝は癒えん、王は殘忍の質なり、彼の王は我を殺さしめん、よりて我は還らざるべし」と云うて、牝象バッダヴチカーをカーカに渡し、王舍城の方に去れり。次第に王舍城に趣き、頻毘沙羅王の處に往いて此の始終を物語れり。「王は言へり」「耆婆迦、汝の還らざりしは可なり、彼の王は殘忍の性なれば、「往かば」汝を殺さしめたらん。」

二九　その後波殊提王は病癒え使を耆婆迦の處に送りて云へり、「耆婆迦來るべし、我賜物を贈らん。」「止みなん、大王、我が義務を辨じたまへ。」此の時に當りて波殊提王は尸毘國産の布地一匹を得たり。數多の布地、數多匹の布地、數百匹の布地、數千匹の布地、數百千匹の布地の中の第一最上、無比最

【八】Amalaka, myrobalan.

勝なるものなり。波殊提王は此の尸毘國産の一匹の布地を耆婆迦に贈れり。時に耆婆迦は心に思へらく、「波殊提王は我に贈るに尸毘國産の布地一匹を以てしたり、數多の布地…數百千匹の布地の中の最上第一、最勝無比なるものなり。之は世尊、尊貴者、正徧覺者或は摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を除いて他は之を用ふるに適せず。」

三〇　その時世尊は法體不例に渡らせたまへり。時に世尊具壽阿難陀に告げて宣はく、「阿難陀、如來は身體不例なり、瀉劑を用ゐんと欲す。」それより具壽なる阿難陀は耆婆迦の處に趣き、彼に語りて云へり、「友耆婆迦よ、如來は法體不例に渡らせられ、瀉劑を服せんとを望みたまふ。」「さらば尊師阿難陀よ、數日間如來の法體に油を塗りたてまつれ。」それより具壽阿難陀は如來の法體に油を塗りたてまつること數日にして耆婆迦の處に到り、彼に語りて言へり、「友耆婆迦よ、如來の法體に油を塗りたてまつたり、今施すべきことを施したてまつれ。」

三一　耆婆迦心に思へらく、「我世尊に粗なる瀉劑を奉らんは宜しきことにあらず。」と。彼は三掌量の青蓮を種種の藥に混じて世尊の處に詣り、一掌量を世尊に奉りて白せり、「尊師、世尊の此の初の掌量の青蓮を嗅がせたまはんことを。之によりて世尊は十たび瀉したまはん。」彼は次の掌量の青蓮を世尊に奉りて白せり、「尊師、世尊の此の第二の掌量の青蓮を嗅がせたまはんことを。之によりて世尊は十たび瀉したまはん。」彼は第三の掌量の青蓮を世尊に奉りて白せり、「尊師、世尊、此の第三の掌

量の青蓮を嗅がせたまへ。之によりて世尊は十たび瀉したまはん。斯の如くして、世尊は總て三十たび瀉したまふべきなり。」耆婆迦は、世尊に三十回の瀉劑を奉りて、世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。

三二　耆婆迦は戸外に出でてより心に思へらく、「我世尊に奉る、三十回の瀉劑を以てしたり、如來は法體不例に渡らせたまふ、世尊は三十たび瀉したまふことなく、二十九たび瀉したまはん。世尊は瀉して後浴をなし、浴後一たび瀉し、斯くして三十たび瀉したまふべきなり。」時に世尊は己の心を以て耆婆迦の心に思惟する所を知りて具壽阿難陀に語けて宣へり、「此に阿難陀、耆婆迦は戸外に出でてより後心に思へらく、我世尊に奉るに三十回の瀉劑を以てしたり。……斯くして三十たび瀉したまふべきなりと。よりて阿難陀、湯を調へよ。」「唯唯、尊師」と、具壽阿難陀は世尊に應諾したてまつりて湯を調へたり。

三三　耆婆迦は世尊の居たまへる處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師世尊、瀉したまへりや。」「瀉したり、耆婆迦。」「此に世尊、我戸外に出で去るや心に思惟すらく、我世尊に奉るに三十回下瀉の藥を以てしたり。……斯くして三十回瀉したまふべきなりと。尊師、世尊浴をなしたまへ、善逝、浴を行ひたまへ。」それより世尊は溫浴を行ひ、浴後一回下瀉したまひ、斯くして三十回下瀉したまへり。時に耆婆迦は世尊に白して云へり、「尊師、世尊の平癒したまふまでは流

動性の食物を制したまはんことを。」それより久しからずして世尊は平癒したまへり。

三四　それより耆婆迦は彼の尸毘國産の布地一匹を携へて世尊の處に到り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり「尊師、我は世尊に一の恩許を求めたてまつる。」「耆婆迦、如來は之を知るにあらざれば恩許を與ふるに堪へず。」「尊師、適當にして過なきものは如何。」「耆婆迦、之を述べよ。」「尊師、世尊も大衆も共に塵衣を受用したまふ。世尊此の一匹の尸毘國産の布地は波殊提王の贈る所にして、數多の布地、數多匹の布地、數百匹の布地、數千匹の布地、數百千匹の布地の中の最上第一最勝無比なるものなり、尊師、世尊の此の尸毘國産の一匹の布地を納受したまひ、且つ大衆に居士より獻ずる衣服を受くることを許したまはんことを。」世尊は其の尸毘國産の布地一匹を納受したまひ、法を説いて耆婆迦を教示、誘導、策勵、悦可したまへり。耆婆迦は説法によりて世尊のために教示、誘導、策勵、悦可せられ、座より起ちて世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。

三五　それより世尊は此の緣によりて説法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、居士等より獻ずる衣服を受くることを許す。塵衣を用ゐんと欲するものは「之を用ゐて」可、居士の衣服を「受けんと」欲するものは之を受けよ、比丘等、我は兩者中何れにも滿足することを是とす。」王舍城に於て、人人世尊の比丘等に居士の衣服を獻ずるを受くることを許したまへりと云ふを聞いて歡喜踊躍し、「今世尊は比丘等に居士より獻ずる衣服を受くることを許したまふが故に、我等は施物を奉り善業を行ふこと

を得」と云ひて、王舍城に於て一日の中に數千の衣服を獻ぜり。地方の人人、世尊は比丘等に居士より衣服を獻ずるを受るくとを許したまへりと云ふを聞いて歡喜踊躍し、「今世尊は比丘等に居士より獻ずる衣服を受くることを許したまふが故に、我等は施物を獻じ善業を行ふことを得」と云うて地方に於て一日の中に數千の衣服を獻ぜり。

三六　その時大衆は〔二九〕外衣を得たり、世尊に此のことを白せり、「比丘等、外衣を用ふることを許す。」絹製の外衣を得たり。「比丘等、絹の外衣を用ふることを許す。」毛製の覆具を得たり。「比丘等、毛製の覆具を用ふることを許す。」

第一誦出　終

〔二九〕上に羽織るべき著物の類。
〔三〇〕一の三四の結文を見よ。

二　その時迦尸國の王は耆婆迦に贈るに、半ば絹「を交へたる」毛織物の其の價絹布の半ばなるものを以てしたり。それより耆婆迦は其の半絹の毛織物を携へて世尊の居たまへる處に到り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、此の半ば絹「を交へたる」毛織物は迦尸國王の我に贈る所にして其の價絹布の半なり、尊師、世尊の我が此の毛織物を納受したまはんことを、これ我に取りて長時利益安樂とならん。」世尊は其なる毛織物を納受したまへり。それより世尊は法を說いて〔三〇〕：：右遶の禮をなして去れり。世尊は此の緣に於て說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、毛織物

を用ふることを許す。」

三―一　その時大衆は種種なる法衣の布施を受けたり。彼等心に思へらく、「世尊は法衣〔を受くること〕を許可したまへりや否や。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、六種の法衣〔を受くること〕を許す、亞麻、綿、絹、毛織、粗布及び麻より製せるもの是なり。」

二　その時此等の比丘は居士より獻ずる法衣は之を受けしが、世尊は唯一衣を受くることを許したまひ、二衣を受くることを許したまはずと〔云うて〕、疑念を懷き、塵衣を受用することをなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、居士より獻ずる法衣を受くるものにして塵衣をも之を受用することを許す。比丘等、此等兩者ともに之を以て滿足するを以て是なりとす。」

四―一　その時數多の比丘等拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。或比丘等は塵衣〔を得ん〕がために冢間に入りしが、或比丘等は入らざりき。塵衣〔を得ん〕がために〔冢間に入りたる比丘等は之を得たりしが、入らざりし比丘等は彼等に語げて云へり、「友等、我等にも一部を與へよ。」彼等は答へて云へり「友等、我等は汝等に一部を與へざるべし、汝等何故に入らざりしぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、入らざるものには、汝等與ふるを欲せざる時は之を與へざることを許す。」

二　その時數多の比丘等、拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。或比丘等は塵衣「を得ん」がために冢間に入り、或比丘等は之を待ちたり。塵衣「を得ん」がために冢間に入りたる比丘等は之を得たりしが、之を待ちたる比丘等は彼等に語げて云へり、「友等、我等にも一部を與へよ。」彼等之に答へて、「友等、我等は汝等に一部を與へざるべし、汝等は何故に入らざりしぞ」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、待ちたるものには、汝等與ふるを欲せずとも、之を與ふべきことを命ず。」

三　その時數多の比丘等拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。或比丘等は塵衣「を得ん」がために先づ冢間に入り、或比丘等は後れて入りたり、塵衣「を得ん」がために先づ冢間に趣きたる比丘等は之を得たりしが、後れて趣きしものは之を得ず。彼等に語げて云へり、「友等、我等にも一部を分て。」彼等は之に答へて、「友等、我等は汝等に一部を分たざるべし、汝等何故に後れて趣きしぞ」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、後れて趣きしものには、之を分つことを欲せざる時は、分たざることを許す。」

四　その時數多の比丘等拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。彼等塵衣「を得ん」がために等しく冢間に入りしが、或比丘等は之を得ざりき。之を得ざりし或比丘等は云へり、「友等、我等にも一部を分て。」彼等は之に答へて、「友等、我等は汝等に之を分たざるべし、汝等何故に得ざりしぞ」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、等しく入りたるものには、與ふることを欲せずとも、之

を與ふべきことを命ず。」

五　その時數多の比丘等拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。彼等先づ約束を結び、塵衣を「得んが」ために家間に入りしが、或比丘等は之を得、或比丘等は之を得ざりき。之を得ざりし比丘等は云へり、「友等、我等にも一部を分て。」彼等は之に答へて、「友等、我等は汝等に之を分たざるべし、何故に汝等は之を得ざりしぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、先づ約束を結びて入りたるものには、與ふるを欲せずとも、之を與ふべきことを命ず。」

五―一　その時人人衣服を携へて「僧」園に趣きしが、之を受くるものを見出さずして持ち還れり、「ために大衆」は衣服を得ること少かりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、五事を具ふる比丘を選びて衣服の受納者となすことを許す、「五事とは」貪欲に伏せず、瞋恚に伏せず、愚癡に伏せず、怖畏に伏せず、受取れるもの受取らざるものを知れるもの是なり。

二　比丘等、選ぶにはまた斯の如くすべきなり、先づ一人の比丘に「衣服の受納者たらんことを」請ふべし、請うて後、聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、時機若し可ならば大衆何某と名くる比丘を選びて衣服の受納者となさん。是れ我が提議なり。諸尊師、大衆我が言を聽け。大衆は何某と名くる比丘を選びて衣服の受納者となす。何某

と名くる比丘を選びて衣服の受納者となすを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。大衆は何某と名くる比丘を選びて衣服の受納者となし終る。大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如く了解す、』と。」

六―一　その時衣服受納の任に當れる比丘は衣服を受納し、其の處に捨て去り、衣服は〔ために〕失はれたり。世尊に此の由を報じたてまつれり。「比丘等、五事を具ふる比丘を選びて衣服の收藏者となすことを許す、貪欲に伏せられず、瞋恚に伏せられず、愚癡に伏せられず、怖畏に伏せられず、藏めたりや否やを知るもの是なり。

二　比丘等、選ぶには當に斯の如くすべきなり。先づ比丘に「衣服の收藏者たらんことを」請ふべきなり。請ひて而して後、聰明に且つ堪能なる一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、時機若し可ならば、大衆何某と名くる比丘を選びて衣服の收藏者となさん」之我が提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、大衆何某と名くる比丘を選びて衣服の收藏者となす。彼を選びて衣服の收藏者となすを是とするものは默止せよ、是とせざるものは言へ。大衆は何某と名くる比丘を選びて衣服の收藏者となす。大衆之を是とす、故に默止す、我之れを斯の如しと了解す、』と。」

七―一　その時衣服收藏の任に當れる比丘等は〔二一〕廷堂、樹下、又は〔二二〕任婆樹の空洞内に藏め置きたるため、鼠又は白蟻のために嚙まれしたり。世尊に此の由を報じたてまつれり。「比丘等、小房、兩房一戶、樓閣、別房、坎窟等、大衆の望む所に隨ひて倉庫に選定することを許す。

二　比丘等、選定するには當に斯の如くすべきなり。聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して言ふべきなり。『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け。時機若し可ならば、大衆某小房を選びて倉庫となさん、是れ我が提議なり。〔二三〕…………』と。」

八―一　その時大衆の倉庫に監視者あらざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、五事を具ふる比丘を選びて倉庫監となすことを許す。貪欲に伏せず、…護られたると護られざるとを知るもの是れなり。比丘等、選ぶには當に斯の如くすべきなり。〔二四〕…………。」

二　その時六羣の比丘等は倉庫監をして其の座より起たしめたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、倉庫監をして其の座より起たしむべからず、起たしむるものは惡作の罪に墮す。」

〔二一〕 Maṇḍapa 屋根ありて四方開きたる家なり、舊き譯語を用ゐ來きたり。

〔二二〕 Nimba 苦楝と譯す。苦き果實ある樹木の一種。

〔二三〕 以下六より推して知るべし。

〔二四〕 以下六の二より推して知るべし。

九—一　その時僧伽の倉庫内に夥しき衣服集められたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆列座の上にて之を配分することを許す。」時に大衆集りて衣服の配分をなすに騒擾を起せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、五事を具足する比丘を選びて、衣服配分者となすことを許す、貪欲に伏せず‥‥配分せられたるとせられざるとを知るものは是れなり。比丘等、選ぶには當に斯の如くすべきなり‥‥‥‥。」

二　その時衣服配分の任に當れる比丘等心に思へらく、「衣服は如何にして配分すべきぞ」と。世尊に此のことを白せり。「比丘等、先づ選み、量り、善きと惡きとを分ち、比丘の數を算へ、組を作りて衣服の配分をなすべきことを定む。」時に彼等心に思へらく、「沙彌等には如何に衣服の配分を與ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、沙彌等には半量の配分を與ふべきことを定む。」

三　その時一人の比丘己の配分を取りて河を渡らんと思へり。世尊に之を白せり。「比丘等、河を渡るものには其の配分を與ふることを許す。」その時一人の比丘は己の配分より多くを取りて河を渡らんと思へり。世尊に之を報じたてまつれり。「比丘等、彼若し代償物を與へば、其の配分以上を彼に與ふることを許す。」その時衣服配分者たる比丘等心に思へらく、「衣服の配分は之れを如何にして與ふべきぞ。到著の順次によるべきや或は年齢の次第によるべきや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、

(二五)足らざる所を平等にし、草葉を墜して「籤となし、之によりて衣服を配分」すべきことを定む。」

一〇—一　その時比丘等は獸糞又は黄土を以て衣服を染め、衣服は「ために」色惡しくなれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、六種の染料を用ふることを許す、樹根、樹幹、樹皮、葉、花、果の染料これなり。」

二　その時比丘等は煮沸せざる染液を以て衣服を染め、衣服は「ために」臭氣を發せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、染液を煮沸し、小なる染釜「を用ふること」を許す。」染液沸き上れり。「比丘等沸き上れる「を受くべき」器を据ゑるとを許す。」時に比丘等は染液の熟煮せられたるや否やを知らざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、水中又は爪背に「染液の」一滴を墜して「よく煮えたるや否やを驗すこと」を許す。」

三　時に比丘等染液を注ぎ出しつつ釜を覆し、釜は「ために」壞たれたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、染液「を掬ふべき」匙又は柄杓「を用ふること」を許す。」時に比丘等は染液を容るるべき器物を有せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、染液瓶又は染液甕を用ふることを許す。」その時比丘等は盆又は鉢の中にて衣服を壓擦し、衣服はために破れたり。世尊に此の事を報じたてまつれり。「比丘等、染液「を容るべき」大盤を用ふることを許す。」

【二五】人足りて衣服足らず、或は又衣服足りて人足らざることあり。

一一一　その時比丘等は衣服を地上に擴げ、衣服は「ために」塵土に塗れたり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、草の敷物を用ふることを許す。」草の敷物は鼠のために咬まれたり。世尊に之を白せり。比丘等、衣服を懸くべき竹竿と繩とを用ふることを許す。」「衣服の」中央を懸けしに、染液雙方に散亂せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、「衣服」の(二六)角を縛することを許す。」衣角破れき。世尊に此の事を申せり。「比丘等、(二七)衣角の絲を用ふることを許す。」染液一方に散亂せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、衣服を幾度となく反して染め染液の滴り終らざる間は他處へ去るべからず。」

二　その時衣服は「幾度となく染めたるため」堅くなれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、之を水に浸すことを許す。」その時衣服は粗くなれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、掌を以て之を揉むことを許す。」その時比丘等は衣服の縫ひ合はされしにあらず、白黄色をなせるものを著用せり。人人憤り怒り且つ呟きて言へり、「恰も諸欲を縦にせる在家人の如し」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、縫ひ合はせざる法衣を著用すべからず、之を著用するものは惡作の罪に墮す。」

【二六】袈裟の角と角とを互に結び合はするなり。

【二七】此の度は絲を用ひて兩角を結び合はするなり。

一二一　それより世尊は王舍城に住しまたふと隨意の間にして後、(二八)南山の方に遊行したまへり。世尊は摩揭陀國の田地の方形に畫られ、長列に畫られ、境界線を以て畫られ、十字線を以て畫らるるを見たまへり、之を見たまひて具壽阿難陀に告げて宣はく、「汝阿難陀、摩揭陀國の田地の方形に……十字線を以て畫らるるを見るや否や。」「唯唯、律師。」「汝阿難陀、比丘等の爲に斯の如き法衣を作ることを工夫し得るや。」「律師、我之を能くす。」それより世尊は南山に住したまふと隨意の間にして後、再び王舍城に還らせたまへり。具壽阿難陀は比丘等のために數多の法衣を作りて世尊の居たまへる處に趣き、世尊に白して言へり、「律師世尊、我が作りたる衣服を見そなはせたまへ。」

【二八】Dakkhiṇāgiri。
【二九】Kusi 下圖[illegible]に當る。
【三〇】Aḍḍhakusi 下圖の7。
【三一】Maṇḍala 2、4、6。
【三二】Aḍḍhamaṇḍala 1、3、5。
【三三】Vivaṭṭa 1、2。
【三四】Anuvivaṭṭa 9。
【三五】Gīveyya 1。
【三六】Jaṅgheyya 3。
【三七】Bāhanta 5。
【三八】Saṅghāṭi 重衣、其方は上註の如し、[illegible]尺にて九尺、竪六尺あり、其の一重なるを[illegible]衣と云ひ、二重なるを僧伽梨衣と云ふ。幅と竪とは兩者ともに全く同じ。
【三九】Uttarāsaṅga 上衣、上註參照。
【四〇】Antaravāsaka 内衣。

二　それより世尊は此の縁によりて說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、阿難陀は賢者なり、比丘等、阿難陀は大智者なり、我が略して說き示したるを彼は詳に其の意義を知る。彼は（二九）條葉をも之を作れり、（三〇）半條葉、（三一）輪相、（三二）半輪相、（三三）中條、（三四）緣邊、（三五）頸當、（三六）脚當、（三七）腕當をも之を作れり。片片に裁ち、粗き絲にて縫ひ合せ、沙門の用に適し、敵者の之を得んことを望まざるものなり。比丘等よ、片片［を以て作りたる］（三八）僧伽梨衣、（三九）鬱多羅僧衣、（四〇）安陀衣を［用ふること］を許す。」

一三―一　それより世尊は王舍城に住したまふこと隨意の間にして毘舍離城の方に遊行したまへり、世尊は王舍城と毘舍離城との中間なる長路を行きたまひつつ、衆多の比丘等の衣服のために困しめられ、之を束ねて頭にも、肩にも、腰にも載せて來るを見たまへり。之を見て世尊心に思惟したまはく、「此等愚人等の過分の法衣を貯ふるに至りたること疾きに過ぎたり、我當に宜しく比丘等の法衣の上に界區を設け、境界を附すべきなり。」

二　それより世尊は次第に遊行しつつ毘舍離城に著したまへり。此處に世尊は毘舍離城中（四一）瞿曇廟に住したまへり。時に世尊寒き冬の夜夜、アッタカ祭の間、雪降る時一枚の法衣を著て屋外に坐し。而も寒を感じたまふことあらざりき。夜の初分を過ぎて後、世尊は寒を感じたまへり。第二の法

【四一】 Gotamaka Cetiya。

衣を纏ひたまひて、世尊は寒を感じたまはざりき。夜の中分を過ぎて後、世尊は寒を感じたまへり。第三の法衣を纏ひたまひて、世尊は寒を感じたまはざりき。夜の後分を過ぎ初日昇り夜將に明けんとする時、世尊は寒を感じたまへり。第四の法衣を纏ひて、世尊は寒を感じたまはざりき。

三　時に世尊心に思惟したまはく、「此の教に於て出家せる良家の兒の寒に惱み寒を怕るるものも三枚の法衣にて堪ふることを得。我當に宜しく比丘等の法衣の上に界區を設け、境界を附し、三衣「を用ふること」を許可すべきなり。」是に於て乎、世尊此の緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、

四　「此に比丘等、我王舍城と毘舍離城との中間なる長路を行きつつ、衆多の比丘の衣服のために困しめられ、衣服を束ねて頭にも肩にも腰にも、之を携へ行くを見たり、之を見るや、我心に思へらく、此等愚人等の過分の衣服を貯ふるに至りたること疾きに過ぎたり。我當に宜しく衣服の上に界區を設け、境界を定むべきなりと。

五　此に比丘等、寒き冬の夜夜、アッタカ祭の頃、雪降る時、一枚の法衣を著て屋外に坐し、而も寒を感ずることなかりき。夜の初分を過ぎて後、我寒を感ぜり。第二の法衣を纏ひ、「之によりて」寒を感ぜざりき。夜の中分を過ぎて後、我寒を感ぜり。第三の法衣を纏ひ、「之によりて」寒を感ぜざりき。夜の後分を過ぎ、初日昇り夜將に明けんとする時、我寒を感ぜり、第四の法衣を纏ひ、「之によりて」我寒を感ぜざりき。比丘等、時に我心に思へらく、此の教に於て出家せる良家の兒の寒に惱ま

され寒を怕るるものも三枚の法衣にて堪ふることを得。我當に宜しく比丘等の法衣に限界を設け、境界を定め、三衣〔を用ふることを許すべきなりと。比丘等、三衣、卽ち兩重なる僧伽梨衣、一重なる鬱多羅僧衣、一重なる安陀衣〔を用ふること〕を許す。」

六　その時六羣の比丘等は「世尊は三衣を受用することを許したまへり」といひ、一組の三衣にて村落に入り、一組の三衣にて〔僧〕園内に止まり、又他の一組の三衣にて水浴に趣けり。比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きていへり、「如何なれば六羣の比丘等は餘分の法衣を貯ふるぞ」と。それより此等の比丘は此事を世尊に報じたてまつれり。世尊は此の緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等よ、餘分の法衣を貯ふべからず。之を貯ふる者は法に隨ひて處分すべきなり。」

七　時に具壽阿難陀は餘分の法衣を得、彼は之を具壽舍利弗に贈らんと欲せしが、偶ゝ具壽舍利弗は沙計多に住せり。時に具壽阿難陀は心に思惟すらく、「世尊は餘分の法衣を貯ふべからずと令したまへり。然るに我此の餘分の法衣を得、而して之を具壽舍利弗に贈らんと欲するに、彼は沙計多にあり、我之を如何にすべきぞ」と。それより具壽阿難陀は此の事を世尊に語げたてまつれり。〔世尊問うて宣はく〕「阿難陀、舍利弗は幾日の後還り來るべきぞ。」「尊師、九日又は十日の後なり。」それより世尊は此の緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、最長十日の間、餘分の法衣を貯ふることを許す。」

八　その時比丘等餘分の法衣を得たり。彼等思へらく、「之を如何に處すべきぞ」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、餘分の法衣は之を〔法衣なきものに〕讓り渡すことを許す。」

一四—一　その時世尊は隨意の間毘舍離城に住したまひて後、婆羅奈斯城の方に遊行したまへり。次第に遊行しつつ、終に婆羅奈斯城に著したまへり。此處に世尊は婆羅奈斯城の仙人住處なる[四二]施鹿林に住したまへり。時に一人の比丘の安陀衣破れてありしが、彼心に思へらく、「世尊は三衣〔を受用すること〕を許可したまへり。兩重の僧伽梨衣と、一重の鬱多羅僧衣と、一重の安陀衣と是れなり。今我が此の安陀衣破れたり。我當に宜しく[四三]破れたる處を縫ひ綴るべきなり、〔然すれば〕周圍は兩重にして中央は一重とならん。」

二　それより彼の比丘は破れたる箇處を縫ひ綴れり、世尊は座臥處の巡行をなしつつ、彼の比丘の之を縫ひ綴れるを見たまへり。見たまひて比丘の處に近づき、彼に語げて宣はく、「比丘、汝何をかなせるぞ。」「世尊、破れたるを縫ひ綴れるなり。」「善哉善哉、比丘、汝の破れたるを縫ひ綴ることや可。」やがて世尊は此の緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、新しき又は新しきに等しき切地ならば、兩重の僧伽梨衣、一重の鬱多羅僧衣、一重の安陀衣、久しく用ゐたる切地ならば、四重

【四二】Migadāya（ミガダーヤ）

【四三】Aggalaṃ（アツガラン）Acchupeti（アツチユペーチ）破損せる處に布切を附くるの意なりと釋せるが、Aggala は門の門の意なれば、門の形の切を附くる意か。

の僧伽梨衣、兩重の鬱多羅僧衣、兩重の安陀衣〔を受用すること〕を許す。塵衣又は街路にて拾ひ取りたる衣は要あるだけ之を集むべきなり。比丘等、門の如く縫ひ綴り、絲にて縫ひ合せ、竪縫をなし、片片を印を附して接ぎ合せ、固く緊むることを許す。」

一五一一　その時世尊婆羅奈斯城に住したまふこと隨意の間にして後、舍衛城の方に遊行したまへり。次第に遊行しつつ、世尊は舍衛城に著したまへり。此處に世尊は舍衛城なる祇陀林、給孤獨者の〔僧〕園に住したまへり。時に彌伽羅の母なる毘舍佉は世尊の居たまへる處に來り、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐したる彼彌伽羅の母毘舍佉を世尊は法を說きて示敎利喜したまへり。【四】毘舍佉は說法によりて、世尊の示敎利喜を受け、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に明日我が〔供〕食を受くべきことを諾したまはんことを。」世尊は默して之を諾したまへり。それより毘舍佉は世尊の諾したまへることを知りて座を起ち、世尊を拜し右遶の禮を行ひて去れり。

【四】以下「彌伽羅の母」を一一反復することを省きたり。

二　時に其の夜過ぎて後、大雨四洲に起れり。世尊比丘等に語げて宣はく、「比丘等、此の祇陀林に雨降れるが如く、四洲にも雨降れり。比丘等、汝等の身に雨を降り灑がしめよ、之は最後の四洲の大雨なり。」「唯唯、尊師」と彼の比丘等は世尊に應諾したてまつり、衣服を脫して身體に雨を降り灑がし

めたり。

三　毘舍佉は美味なる硬軟の食物を調へ、婢女に命じて言へり、「汝「僧」園に趣き、尊師等、時「到れり」、食「調ひ」終れりと言ひて時を報じたてまつれ。」「唯唯、尊女」と彼の婢女は毘舍佉に應諾して「僧」園に趣き、比丘等の衣服を脱して雨浴をなせるを見たり。之を見て彼婢女は、「僧」園には比丘あらず、〔四五〕活命外道等雨浴を行へりと「思ひて」、毘舍佉の處に趣き、彼の女に語りて言へり、「尊女よ、「僧」園には比丘あらず、活命外道等ありて雨浴を行へり。」時に賢く聰くして智慧ある毘舍佉は窃に思へらく、「これ必ず尊師等の衣服を脱して雨浴を行ひたまへるなり、「然るを」彼婢女は愚にして「僧」園には比丘あらず、活命外道等雨浴を行へりと思へり、」「毘舍佉」は婢女に命じて言へり、「汝「僧」園に趣き、諸尊師、時到れり、食調ひ終れりと言うて、時を報じたてまつれ。」

四　時に彼の比丘等は肢體を冷し、活氣を復し、衣服を携へて各其の房舍に還れり。彼の婢女は「僧」園に趣き、比丘を見ずして、「僧」園には比丘あらず、「僧」園は空虚なりと思ひ、毘舍佉の處に到り、彼の女に語げて言へり、「尊女、「僧」園には比丘あらず、空虚なり。」賢く聰くして智慧ある毘舍佉は心に思へらく、「これ必ず尊師等の肢體を冷し、活氣を復し、衣服を携へて各其の房舍に還りたまへるなり、「然るを」此の婢女は愚にして「僧」園には比丘あらず、空虚なりと思へり。」彼の女は婢女に

〔四五〕耆那教の僧侶なり、彼等は平生裸形なれば彼の女は之と誤りたるなり。

命じて言へり、「汝〔僧〕園に赴き、諸尊師、時到れり、食調ひ終れりと言うて、時を報じたてまつれ。」

五　その時世尊比丘等を呼びて宣はく、「鉢衣を取れ、食時〔到れり〕。」「唯唯、尊師」と彼等比丘は世尊に應諾したてまつれり。世尊は晨朝に法衣を著け、鉢衣を携へて、恰も力ある人の屈げたる腕を伸し伸したる腕を屈ぐるが如く、斯の如く祇陀林に沒して毘舍佉の邸に現はれ出でたまひ、比丘衆と共に豫て設けたる座に著かせたまへり。

六　時に毘舍佉は心に、奇妙なるかな、希有なるかな、如來の大神變、大通力や、大水の膝に達し大水の腰に達するほどなるに、一人の比丘の足も法衣も濕へることなしと、思ひて歡喜踊躍し、佛を首とせる比丘衆を、美味なる堅軟の食物を以て、彼等の飽きて謝するに至るまで、手づから供養し、世尊の食終りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕、一方に坐したり。一方に坐したる彼毘舍佉は世尊に白して言へり、「尊師、我は世尊に一の恩許を請ひたてまつる。」「毘舍佉よ、如來は〔知るにあらざれば〕恩許を與ふるに堪へず。」「尊師、適當にして過なきものは如何。」「毘舍佉、之を述べよ。」

七　「尊師、我生涯大衆に奉施するに雨時衣、外來食、他行食、病者食、看病者食、病者の藥劑、常恆粥、及び比丘尼衆に水浴衣を以てせんと欲す。」「毘舍佉、汝如何なる事情を觀てか如來に此の八種の恩許を求めたてまつるぞ。」「尊師、此に我婢女に命じて、汝〔僧〕園に趣き、尊師等、時〔到れり〕、食〔調ひ〕終れりと言うて時を報じたてまつれと言へり。尊師、彼の婢女は〔僧〕園に趣きて、比丘等の衣

服を脱ぎ雨浴を行ひたまへるを見たり。之を見るや婢女は、「僧」園には比丘あらず、活命外道等雨浴を行へりと思ひて、我が處に來り、我に語りて、尊女、「僧」園には比丘あらず、活命外道等雨浴を行へりと言へり。尊師、裸形は不淨なり厭ふべく嫌ふべし、尊師、我此の事情を觀て生涯大衆に奉施するに雨時衣を以てせんと欲す。

八　尊師、復次に外來の比丘は街路を知らず、行處を知らず受食のために往來して疲るることあらん。彼我が「奉施する」外來食を喫し、街路を知り、行處を知り、受食のために往來して疲るることなからん。尊師、我此の事情を觀て、生涯大衆に外來食を奉施せんと欲す。尊師次にまた他行の比丘は己の食物を求めてために旅隊より後るることあらん。或は某の地に趣かんと欲するに後れて著し、長路を旅して疲るることあらん。彼我が他行食を喫し、よりて以て旅隊より後るることなく、或は某の地に趣かんと欲するに、其の處に著するに後るることなく、長路を旅して疲るることなからん。尊師我此の事情を觀て生涯大衆に奉施するに他行食を以てせんと欲す。

九　尊師、次にまた病に罹れる比丘は適當の食物を得ずして、「ために」病勢加はり、或ひは死亡することあらん、彼れ我が病者食を喫し、「之れによりて」其の病勢加はることなく、又死亡することもあらざらん。尊師、我れ此の事情を觀て、生涯大衆に施すに病者食を以てせんと欲す。尊師、次にまた看病の比丘は己れの食物を求め、「ために」日の高く上れるとき病者に食物を齎らし、「斯くて」

【四六】斷食せしむることあらん。彼我が施す看病者食を喫して、病者に食を齎すに後るることなく、斷食せしむることなからん。尊師、我此の事情を觀て生涯大衆に看病者食を奉施せんと欲す。

一〇　尊師、次にまた病に罹れる比丘は適當の藥を得ず、［ために］病勢加はり、或は死亡するに至ることあらん。彼我が［奉施する］藥を服して病勢加はることなく、又死亡することなからん。尊師、我此の事情を觀て生涯大衆に藥を施さんと欲す。尊師、次にまた世尊は曾てアンダカヸンタに於いて【四七】十種の功德を觀、粥［を啜ること］を許したまへり。尊師、我此の十種の功德を觀、生涯大衆に常恆粥を施さんと欲す。

一一　尊師、此に比丘尼等は阿夷羅婆底河に於て、裸形のまま遊女等と共に同一浴場にて水浴を行へり。尊師、彼の遊女等は比丘尼等を嘲りて、尊女等、汝等年若くして【四八】清淨行を行ひ何の利益かある。諸欲は之を享くべく、老いたる時清淨行を行ふべく、斯くして汝等は二箇の目的を成じ得るにあらずやと。尊師、彼の比丘尼等は遊女等のために嘲られて羞へり、尊師、婦人の裸形なるは不淨にして厭ふべく嫌ふべし。尊師、我此の事情を觀て生涯比丘尼衆に奉施するに水浴衣を以てせんと欲す。」

一二　「毘舍佉、汝何の功德を觀てか如來に八種の恩許を請ひたてまつるや。」「尊師、此に地方にありて雨安居をなしたる比丘等、世尊を拜したてまつらんが爲に舍衞城に來り、世尊の處に至り問ひ

【四六】これ沙門は正午以後堅き食物を喫する能はざるが故なり。
【四七】第六篇二四の五參照。
【四八】獨身生活の意。

たてまつりて、尊師、何某と名くる比丘死亡したり、彼如何なる處に生れ、如何なる狀態にてありやと言はば、世尊は之に答へて、預流果、一來果、不還果、或は阿羅漢果にてあり等と宣はん。我はその時彼「の比丘」等に近づきて、尊師、彼の(四九)尊は曾て舍衛城に來りたることありやと問はん。

一三　彼等若し我に答へて、彼の亡比丘は「存命中」舍衛城に來りたるとありと言はば、彼の尊は必ずや我が雨時衣、外來食、他行食、病者食、看病者食、(五〇)藥品、常恆粥を受用したるなりと推斷し我は之を追想して「心に」歡喜生じ、和悅生じ、身體輕安となり、樂受來り、心定まり、我に取りて、之は根、力、菩提分の長養とならん。我は此等の功德を觀て如來に八種の恩許を求めたてまつれるなり。」

一四　「善哉善哉、毘舍佉、汝の此等の功德を觀て如來に八種の恩許を請ひたてまつれることや可、毘舍佉、我汝に八種の恩許を與へん。」それより世尊は此等の偈を唱へ、毘舍佉に對して隨喜の意を述べたまへり。

「喜悅心あり、戒德を具へ、慳貪に克ちて、生天の因となり、憂苦を拂ひ、安樂を齎すべき、飲食の施を行ふ善逝の女弟子たる彼の女は、塵垢を離れ、著なき道によりて天上の壽命を得、善業を願へる彼の女は無病安樂にして長く天上の身を樂しむ。」

その時世尊は、彌伽羅の母なる毘舍佉に對し、此等の偈を唱へて隨喜の意を述べ、座を起ちて去りた

【四九】今話題に上れる死亡僧を指す。

【五〇】病者用の藥品。

まへり。

一五　世尊は此の因緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、雨時衣、來客食、他行食、病者食、看病者食、藥品、常恆粥、而して比丘尼衆には水浴衣を用ふることを許す。」

毘舍佉誦出　終

一六―一　その時比丘等は美味なる食物を喫し、正念を失ひ知覺を亡じて眠れり。彼等の正念を失ひ知覺を亡じて眠るや。夢中に不淨を漏し、座臥處はために不淨に塗れたり。時に世尊具壽阿難陀を侍者として座臥處の巡行をなし、座臥處の不淨に塗れたるを見たまへり。之を見るや世尊は具壽阿難陀に問うて宣はく、「阿難陀、何故に座臥處は汙れたるぞ。」「尊師、今や此等の比丘は美味なる食物を喫し、正念を失ひ、知覺を亡じて眠る。彼等の正念を失ひ、知覺を亡じて眠るや、夢中に不淨を漏し、座臥處は不淨に塗るるなり。」

二　「然り然り阿難陀、正念を失ひ、知覺を亡じて眠るものは夢中に不淨を漏す。阿難陀、正念を保ち、知覺を亡せずして眠るものは夢中に不淨を漏すことなし。阿難陀、諸の凡夫の諸欲に貪著を離れたるもの、彼等も亦不淨を漏すことなし。阿難陀よ、阿羅漢の不淨を漏すと云ふ、斯の如き理あらず、斯の如き時あらず。」それより世尊は此の因緣に於て說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等

此に我阿難陀を侍者として座臥處の巡行をなし、座臥處の不淨に塗れたるを見たり……阿羅漢の不淨を漏すと云ふ、斯かる理あらず、斯かる時あらず。

三　比丘等、正念を失ひ、知覺を亡じて眠るものには五種の過患あり、寐ねて苦しく、寤めて苦しく、惡夢を見、天人の守護を得ず、不淨を漏す。比丘等、正念を失ひ、知覺を亡じて眠るものには此等五種の過患あり。比丘等、正念を保ち知覺を亡せずして眠るものには五種の功德あり。寐ねて快く寤めて快く、惡夢を見ず、天人の守護を得、不淨を漏さず、比丘等、正念を保ち知覺を亡せずして眠るものには此等五種の功德あり。比丘等、身體を護り、衣服を護り、座臥處を護らんがため、敷物を用ふることを許す。」

四　その時敷物小さきに過ぎて總て座臥處を庇はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、自ら望めるだけの大さの覆物を用ふることを許す。」

一七　その時具壽阿難陀の和尚たる具壽【五一】ベーラッタシーサは大疥病に罹り、膿液のために法衣身體に附著したり。比丘等は之を水を以て濕しつつ引けり。世尊は座臥處を巡見したまひつつ、此等の比丘の水を以て法衣を濕しつつ引けるを見たまへり。之を見たまふや、世尊は彼等比丘の處に近づき、彼等に語げて宣へり、「比丘等、彼の比丘の病は何ぞや。」「尊師、此の具壽大疥病に罹り、膿液のた

【五一】 Belaṭṭhasīsa 第六篇の九を見よ。

めに法衣身體に附著せるを、我等は水を以て之を濕しつつ引けるなり。」それより世尊は此の因緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、痒疥、疹子、濕瘡、大疥病等の病に罹れるものは疥瘡巾を用ふることを許す。」

一八　時に彌伽羅の母なる毘舍佉は拭面巾を携へて世尊の處に來り、世尊を禮拜して一面に坐し、世尊に白して言へり、「尊師、世尊の我が拭面巾を受けたまはんことを、これ我が長時利益安樂のためなり。」世尊は拭面巾を受けたまへり。それより世尊は法を說いて毘舍佉を示教利喜したまひ、毘舍佉は說法によりて世尊の示教利喜を蒙り、座を起ちて世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。世尊は此の因緣に於て說法をなし、比丘衆に語げて宣はく、「拭面巾を用ふることを許す。」

一九　時に〔五三〕末羅人ローヂャは具壽阿難陀の友たり。彼曾て布片を具壽阿難陀の手に托し置きしが、具壽阿難陀には布片の必要生ぜり。世尊に此の事を白せり。「比丘等五種の條件を具ふるものより〔物品の〕信托を受くることを許す、相見、相親しみ、相語りしことあり、彼尚は生存し、我若し之を取らば彼の喜ぶべきことを知るもの是なり。比丘等、此等五種の條件を具ふるものより〔物品の〕信

〔五三〕 Malla Roja.

托を受くることを許す。」

二〇―一　その時比丘等衣服足り、漉水布と袋との必要を感じたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、之に必要なる布片［を用ふること］を許す。」

二　時に比丘等心に思へらく、「世尊の是まで許可を與へたまひし所、三衣、雨時衣、敷物、覆物、疥瘡巾、拭面巾、必要の布片等總て此等のものは自ら用ふべきものなりや將た藏め置くべきものなりや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、三衣は自ら用ゐて藏め置かず、雨時衣は雨時四箇月の間自ら用ゐて以後は藏め置き、敷物は自ら用ゐて藏め置かず、覆物は自ら用ゐて藏め置かず、疥瘡巾は病に罹れる間用ゐて以後は之を藏め、拭面巾は用ゐて之を藏し置かず、必要の布片も用ゐて藏め置かざることを許す。」

二一―一　時に比丘等心に思へらく、「幾何量を最小限度として衣服を藏め置くべきぞ」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、[五三]善逝の指にて長さ八指、幅四指を最小限度として藏め置くことを許す。」その時具壽摩訶迦葉の糞掃衣重くなれり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、綫にて縫ひ合すことを許

【五三】善逝とは世尊の異號也。世尊の指は普通人の指よりも幾分長かりしが如し。一指は約一時量なり、此の四指八指を最小限度とし、之より以下の小布片は、藏め置くを要せざるの意なり。

す。縁不揃となれり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、不揃の箇所を切り取ることを許す。」糸下れり、世尊に此の事を白せり。「縁に沿うて周圍を編み付くることを許す。」その時僧伽梨衣の條條朽ち破れたり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、〔五四〕……を許す。」

二　その時某比丘あり、三衣を作るに當りて、〔三衣〕總て截斷せる〔布片〕を以て作ること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、〔三衣の中〕二衣は截斷せる〔布片〕を以てし、一衣は截斷せざる〔布片〕を以てすることを許す。」二衣は截斷せるものを以てし、一衣は截斷せざるものを以てすること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、〔三衣の中〕二衣は截斷せざるものを以てし、一衣のみ截斷せるものを以て作ることを許す。」二衣は截斷せざるものを以てし、一衣は截斷せるものを以てすること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、半ばのみにても、之を〔五五〕縫ふべきことを定む、總て截り斷たざるものを著るべからず。之を著れば惡作の罪に墮す。」

【五四】原文 Aṭṭhapadakaṃ kātuṃ の意考へ得ず。
【五五】一衣の半分だけにて截ちたる布片を縫ひ合せて之を作るべし。

二三　その時一人の比丘ありて數多の法衣を得たりしが、彼は之を其の父母に與へんと欲したり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、「彼の其の」父母「に與へんと欲するに」我等何をか言はんや。比丘等、父母に法衣を與ふることを許す。比丘等、信施物を等閑にすべからず、之を等閑にするものは惡

作の罪あり。」

二三—一　その時一人の比丘あり、法衣を（五六）アンダ林中に脱ぎ捨て、安陀衣と鬱多羅僧衣とを著け、受食のために村落の中に入れり。盜賊の彼の法衣を持ち去りたるより、彼比丘は惡衣粗服となれり。比丘等問うて言へり、「友よ、汝は何故に惡衣粗服となれるぞ。」「友等よ、此に我法衣をアンダ林中に脱ぎ捨て、安陀衣と鬱多羅僧衣とを著け、受食のために村落の中に入りしが、盜賊等の我が法衣を持ち去りたるより、我は法衣粗服の身となれり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、安陀衣、鬱多羅僧衣を著けたるのみにて入るべからず、入るものは惡作の罪あり。」

二　その時具壽阿難陀は思慮なくして安陀衣と鬱多羅僧衣とを著けたるのみにて受食の爲に村落に入りたり。比丘等は具壽阿難陀に語りて言へり、「友阿難陀よ、世尊は安陀衣と鬱多羅僧衣とを著けたるのみにて村落に入るべからずと定めたまへるにあらずや。友よ、何故に汝は安陀衣と鬱多羅僧衣とを著けたるのみにて村落に入れるぞ。」「友等よ、實に世尊は安陀衣鬱多羅僧衣を著けたるのみにて村落に入るべからずと定めたまへり。されど我心なくして入れり。」世尊に此の事を報じたてまつれり。

三　「比丘等、此等五種の原因ある時は僧伽梨衣を脫ぎて可なり。病に罹り、雨浴を行ひ、河の對

【五六】　Andhavana.

岸に趣かんと思ひ、僧房鎖されたる時、迦絺那衣式を行ひたる後と之なり。此等五種の原因ある時は僧伽梨衣を脱ぎて可なり。比丘等、此の五種の原因ある時は鬱多羅僧衣と安陀衣とを脱ぎて可なり。病に罹り、雨浴を行ひ、河の對岸に趣かんと思ひ、僧房鎖されたる時、迦絺那衣式を行ひたる後と之なり。此等五種の原因あれば鬱多羅僧衣と安陀衣とを脱ぎて可なり。比丘等、此等五種の原因ある時は雨時衣を脱ぐことを得、病に罹り、界區外に趣かん〔こと欲し〕、河を渡らんと欲し、僧房鎖されたる時、雨時衣を作らず、或は未だ作り終らざる時と之なり。此等五種の原因ある時は、雨時衣を脱ぐことを得。」

二四―一　その時葉比丘あり、唯一人安居に入りしが、人人、僧伽に奉施すと言うて衣服を奉施せり。時に彼の比丘心に思へらく、「世尊は最小限四名の衆を僧伽と定めたまへり。我は此に唯一人なるに、此等の人人は、僧伽に奉施すと言うて、衣服を奉施せり。我當に宜しく此等の法衣を舍衛城に持ち行くべきなり。」彼比丘は其等の衣服を携へて舍衛城に趣き世尊に此の事を白せり。「比丘よ、此等の法衣は迦絺那衣式の行はれ終るまでは汝の有なり。

二　比丘等よ、此に比丘あり、唯一人雨安居に入りしが、人人、僧伽に施すと言うて、法衣を施せり。比丘等、此等の法衣は迦絺那衣式の行はれ終るまで其の比丘の有とすることを許す。」

三　その時某比丘は、(五七)平時にありて、唯一人住せしに、人人、僧伽に施すと言うて法衣を施せり。その時彼の比丘心に思へらく、「世尊は四人の衆を最小限度として僧伽と定めたまへり。我は唯一人なるに、此等の人人は僧伽に施すと言うて法衣を施せり。我當に宜しく此等僧伽所屬の法衣を舍衛城に持ち行くべきなり。」それより彼比丘は其等の法衣を携へて舍衛城に趣き比丘等に此の事を報せり。比丘等は之を世尊に語りたてまつれり。「比丘等、大衆列坐の上にて之を配分することを許す。

四　此に比丘等、某比丘平時にありて唯一人住し、人人、僧伽に施すと言うて法衣を施すとせよ。比丘等、此の比丘は此等の法衣を、之は自己のものなりと決定することを許す。比丘等、此の比丘の此等の法衣を自己の有なりと決定し終らざるに他の比丘來るとせば、此等は等しく配分すべきなり。比丘等、此の比丘等の此の法衣を分たんとして、未だ抽籤の(五八)葉を墜さざるに、他の比丘來ることあらば、等しき配分を與ふべきなり。比丘等、此の比丘等の此の法衣を分たんとして、既に抽籤の草の葉を墮し終れるに、他の比丘來るとあるも、若し與ふるの意なくんば之を與ふるを要せず。」

五　その時具壽(五九)イシダーサ、具壽イシバッタと云ふ二人の兄弟の長老あり、舍衛城に於て雨安居に入り、某村落なる住院に適けり。人人、兩長老久しくして來りたまへり「と言ひ」、法衣を添へて食物を施せり。住院に住せる比丘等兩長老に問うて言へり、「尊師等、此の僧伽所屬の法衣は長老等

【五七】雨期にあらざる八ヶ月を云ふ。
【五八】草の葉を用ゐて籤を引きたるが如し。
【五九】Isidāsa. Isibhatta.

あるによりて施されたり、長老等配分を受くるや否や。」長老等は言へり、「友等、我等の世尊の說きたまひし所に隨ひ法を了解するが如くんば、迦絺那衣式の終るまでは之は汝等の有なり。」

六　その時三人の比丘あり、王舍城に於て雨安居に入れり。此に人人、僧伽に奉施すと言うて法衣を奉施せり、時に此等の比丘心に思へらく、「世尊は最少數四人を僧伽と定めたまひしに、我等は唯三人なるのみ、而して此等の人人は、僧伽に施すと言うて法衣を施す。我等之を如何にすべきぞ」と。その時數多の長老具壽（六〇）ニラヴーシー、具壽サーナヴーシー、具壽ゴーパカ、具壽バグ、具壽パリカサンダーナ等波吒梨子城なる鷄園中に住せり。彼等比丘は之を此等の長老に語れり。長老等の言はく、「友等、我等の世尊の說きたまひし所に隨うて法を了解するが如くんば、此等の法衣は迦絺那衣式の終るまでは汝等の有なり。」

【六〇】 Nilavāsi, Sāṇavāsi, Gopaka, Bhagu, Phalikasandāna.

二五一　その時具壽なる釋子優波難陀は舍衞城にて雨安居を終へ、某村なる住院に趣きしが、其の處に比丘等は法衣を配分せんがために集り居たり。彼等は言へり、「友よ、此の僧伽に屬する法衣を配分せんとするに、汝も一分を受くべきや否や。」「友等よ、然り、我之を受けん」と言うて、法衣の配分を受け、他の住院に趣けり。其の處にも亦比丘等は法衣を分たんと欲して集り居たり。彼等も亦言へり、「友よ、此の僧伽所屬の法衣を分たんとす、汝一分を受くるや否や。」「友等よ、然り之を受けん」と

言ひ、其の處より亦法衣の一分を得て他の住院に去れり、其の處にても比丘等亦法衣を分たんと欲して相集りてありしが、彼に語げて言へり、「友よ、此の僧伽所屬の法衣を分たんとす、汝一分を受くるや否や。」「然り友等よ、我之を受けん」と言ひ、其の處よりも亦法衣の配分を受け、夥しき分前を携へて再び舍衞城に還れり。

二　比丘等は言へり、「友優波難陀よ、汝は大善業者なり、汝夥しき法衣を得たり。」「友等、何處にか我が善業あらん。友等、此に我舍衞城に於て雨安居に入り某村の住院に趣きしが、其處に比丘等は法衣を配分せんが爲に集り居たり。彼等は言へり、『友よ、此の僧伽に屬する法衣を配分せんとするに、汝も一分を受くるや否や。』『友等よ、然り。我之を受けん。』と言うて我は其より法衣の配分を受け、他の住院に趣けり。其處にも亦比丘等法衣を配分せんと欲して相集りてありしが、彼等亦我に語げて言へり、『友よ、此の僧伽に屬する法衣を配分せんとするに、汝一分を受くるや否や。』『然り、友等よ、我之を受けん』と言うて我は其處よりも法衣の配分を受け、更に他の住院に趣けり。同處にも比丘等法衣を配分せんと欲して相集りてありしが、彼等も亦我に語げて言へり、『友よ、此の僧伽所屬の法衣を配分せんとす、汝亦一分を受くるや否や。』『然り、友等よ、我之を受けん』と言うて其處よりも法衣の配分を受け、斯の如くして我は夥しき法衣を得たり。」

三　「友優波難陀よ、汝は一箇所にて雨安居に入り、他の箇所にて法衣の配分を受くるや。」「然り、友

等。」比丘等の中にて欲少きもの等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば具壽釋子優波難陀は一箇所にて雨安居に入り他の箇所にて法衣の配分を受くるや。」世尊に此の事を白せり。」「優波難陀、汝は一箇所にありて雨安居に入り、他の箇所にありて法衣の配分を受けたりと言ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を非難して宣へり、「何故なれば汝愚人は一箇所に於て雨安居に入りながら、他の箇所に於て法衣の配分を受くるぞや。愚人よ、之は未信者の信を得、既信者の益〔信ずる〕に至る所以にあらず。」非難したまひて説法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、一箇所に於て雨安居に入り他の箇所に於て法衣の配分を受くるべからず、受くるものは悪作の罪あり。」

四　その時具壽釋子優波難陀は一人にて兩所に雨安居に入れり、斯くして多くの法衣を得んとて。彼の比丘等心に思へらく、「我等如何にして具壽釋子優波難陀に法衣の配分を與ふべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、愚人に與ふるに一人分を以てせよ。比丘等、此に比丘あり、一人にて兩所に雨安居に入れり、斯くして多くの法衣を得んとて。彼若し此處に半ば彼處に半ば安居せば、此處にて半ば、彼處にて半ば法衣の配分を與ふべきなり。されど一所に多く安居せば其處より彼に法衣の配分を與ふべきなり。」

二六―一　その時一比丘あり、痢病に罹り、自ら排泄したる二便の中に轉輾して臥せり。時に世尊は

具壽阿難陀を隨侍として座臥處の巡行をなし彼の比丘の房舍の方に趣かせたまへり。世尊は彼の比丘の自ら排泄せる二便の中に轉輾して臥せるを見たまひ、彼の比丘の方に趣き、彼の比丘に語げて宣へり、「比丘、汝の病は何ぞや。」「世尊、我は痢病に罹りたり。」「比丘、汝は看病者「を有て」りや。」「世尊、「我之を」有たず。尊師、我は比丘等のために盡す所あらざりしが故に、比丘等、我を看護せず。」

二　時に世尊具壽阿難陀に語げて宣はく、「阿難陀、行いて水を持ち來れ、我等此の比丘をして水浴を行はしめん。」「唯唯、世尊」と、具壽阿難陀は世尊に應諾したてまつりて、水を持ち來り、世尊は水を灑ぎたまひ、具壽阿難陀は彼を洗へり。世尊は頭を捕へたまひ、具壽阿難陀は足を持ち上げて臥牀の上に臥せしめたり。

三　それより世尊は此の緣に於て此の機に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、斯く斯くの房舍中に病比丘ありや。」「之あり尊師。」「比丘等、彼の比丘の病は何ぞや。」「尊師、彼の具壽は痢病に罹りてあり。」「比丘等、彼の比丘に看病者ありや。」「之なし尊師。」「何故に比丘等は彼を看護せざるや。」「尊師、彼の比丘「は他の」比丘等のために盡す所あらざりしが故に、比丘等彼を看護せざるなり。」「比丘等、汝等には看護すべき母なくまた父なし。汝等、若し互に相看護することなくば、今何人か「汝等を」看護すべきぞ。

四　若し和尙あらば和尙は生涯看護をなすべく、其の平快を待つべきなり。若し阿闍梨あらば

阿闍梨は生涯看護をなすべく、其の平快を待つべきなり。若し（六二）徒弟あらば……若し（六三）門弟子あらば……若し和尙を同じうするものあらば……若し阿闍梨を同じうするものあらば……彼は生涯看護をなすべく、其の平快を待つべきなり。若し和尙、阿闍梨、徒弟、門弟子、同師又は同門のもの之あらずば大衆一同看護をなすべきなり、看護せざれば惡作の罪あり。

五　比丘等、五事を具ふる病者は看護し難きものなり、不利の事をなし、有利の事に於て量を知らず、藥を服せず、「病者の」利益を念とせる看病者に對し、病勢進めば進めりといひ、退けば退けりといひ、舊のままなれば舊のままなりといふ等、病勢の實際を語らず、肉身の感覺の苦痛劇烈にして快愉ならず、適意ならざるを堪ふるの性質なきもの之なり。比丘等、此等の五事を具ふる病者は看護し難きものなり。

六　比丘等、五事を具ふる病者は看護し易きものなり、有利の事をなし……肉身の感覺の苦痛劇烈にして快愉ならず、適意ならざるを堪ふるの性質あるもの之なり。比丘等、此等の五事を具ふる病者は看護し易きものなり。

七　比丘等、五事を具ふる看病者は病者を看護せしむるに足らず、藥を配合すること能はず、「病者の」利と不利とを知らず、不利なるを與へ利なるを與へず、病者に侍するに欲念よりして慈悲心よ

【六二】Saddhivihārika 和尙に對して言ふ。
【六三】Antevāsika 阿闍梨に對して言ふ。

りせず、二便、唾又は嘔吐物を處置することを厭ひ、時に隨ひて病者を示教利喜せざるもの之なり。比丘等、此等の五事を具するものは病者に侍せしむるに足らず。

八　比丘等、看病者にして五事を具有するものは病者を看護せしむるに足る、藥を配合することを能くし……時に隨ひて病者を示教利喜するもの之なり。比丘等、此等の五事を具有する看病者は病者を看護せしむるに足る。」

二七一一　その時二人の比丘拘薩羅國の地方に於て長路を旅しつつありき。彼等一住院に至りしに、其處に一人の比丘病に罹りてありき。時に彼等互に言へらく、「友よ、世尊は看病を稱讚したまへり、友よ、我等此の病者を看護せん。」彼等之を看護せり。比丘は彼等に看護せられながら死せり。それより彼等比丘は彼の比丘の鉢衣を携へ、舍衞城に趣いて世尊に此の事を白せり。

二　「比丘等、比丘若し死せば、其の鉢衣の主は僧伽なり。されど看病者は大恩人なり。比丘等、僧伽は鉢衣を看病者に與ふることを許す。比丘等、與ふるには當に斯の如くすべきなり、彼の看病の比丘は(六三)大衆に近きて言ふべきなり、『諸尊師、某と名くる比丘死し、之は彼の衣と鉢となり。』聰明にして智能ある比丘は大衆に報じて言ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くる比丘死し

【六三】 Saṅgha 上に僧伽といへると同じ、一會の比丘衆全體を指す。

之は彼の衣と鉢となり。若し大衆に取りて時可ならば、大衆此の衣と鉢とを看病者に與へん。是れ提議なり。諸尊師、我が言ふ所を聽け、某と名く比丘死して、之は彼の衣と鉢となり。大衆此の衣と鉢とを看病者に與ふ。此の衣と鉢とを看病者に與ふることを是とする具壽は默せよ、是とせざる具壽は言へ、此の衣と鉢とを看病者に與へ終れり。大衆之を是とす、故に默せり、我之を斯の如しと了解す』」と。

三　その時一人の沙彌死せり。世尊に此の事を報せり。「比丘等、沙彌若し死せば其の鉢衣の主は僧伽なり、されど看病者は大恩人なり。〔六四〕………。」

四　その時某比丘と沙彌とは共に病者を看護せり。彼彼等に看護せられながら死せり。時に彼の看病の比丘心に思へらく、「此の看病の沙彌には如何が法衣を分つべきぞ。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、看病の沙彌には同じ法衣の配分を與ふべきことを定む。」

五　その時數多の器物と資具とを有せる比丘死せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、比丘死すれば其の鉢衣の主は僧伽なり。されど看病人は大恩者なり、比丘等、僧伽の三衣と鉢とを看病者に與ふることを許す。其處に輕き器物と資具とあるは大衆列坐の上にて之を配分すべく、重き器物と資具とあるは〔六五〕四方より來れる又は來らざる大衆に頒ち與ふべからず。」

【六四】以下二の文と同じ。
【六五】四方より集り來れる比丘衆の意。之を頒ち與へず、大衆全體の所有として存し置くべし。

二八―一　その時一人の比丘あり、裸體にて世尊の居たまへる處に來り、世尊に白して言へり、「尊師、世尊は種種の方便によりて少欲、知足、儉約の人、頭陀を行ひ、愛敬の念あり、精進心ある人を稱讚したまふものなり。尊師、我が此の裸行は種種の意味に於て少欲、知足、儉約、頭陀、愛敬、精進を資くるものなり、尊師、願くは世尊の比丘等の裸行を許可したまはんことを。」佛世尊は彼を非難して宣へり、「愚人、適せず、順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應なり。何故なれば愚人、汝は外道等の行ふが如く、裸行を行ふぞや。愚人よ、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、外道等の行ふが如く裸行を行ふべからず、之を行ふものは偸羅遮の罪あり。」

二　その時一人の比丘は功舍草の衣服を著け、木皮の衣服を著け、〔突〕パラカ製の衣服を著け、髮製の衣服を著け、梟の羽〔を以て製せる〕衣服を著け、鹿皮〔を以て製せる〕衣服を著け、世尊の居たまへる所に近づき、世尊に白して言へり、「尊師、世尊は種種の方便によりて少欲……精進する人を稱讚したまふものなり。尊師、我が此の鹿皮衣は種種の意味に於て少欲……精進を資くるものなり。尊師、願くは世尊の比丘等の鹿皮衣を用ふることを許したまはんことを。」佛世尊は非難して宣へり、「適せず、順せず……何故なれば愚人、汝は外道等の標榜たる鹿皮衣を著るぞや、愚人、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難したまひて說法をなし、比丘衆に語げて宣はく、「比

【突】 Phalaka 木葉の一種なりといふ。

丘等、外道等の標榜となれる鹿皮衣を著くるべからず。之を著くるものは偸羅遮の罪あり。」

三　その時一人の比丘は（六七）阿羅歌草の衣服を著け、（六八）ポッタカ〔の纖維を以て製せる〕衣服を著け、世尊の居たまへる處に近づき、世尊に白して言へり、「尊師、世尊は種種の方便によりて少欲……精進する人を稱讃したまふものなり。尊師、我が此のポッタカ草の衣服は種種の意味に於て少欲……精進を資くるものなり。尊師、願くは世尊の比丘等にポッタカ〔草製の衣服〕を用ふることを許したまはんことを。」佛世尊は非難して宣へり、「適せず、順ぜず……何故なれば愚人、汝はポッタカ〔草製の衣服〕を著くるぞや。愚人、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、ポッタカ〔草製の衣服〕を著くるべからず。之を著くるものは惡作の罪あり。」

【六七】アッカ Akka。
【六八】ポッタカ Potthaka。

二九　その時六羣の比丘等は、總て青色なる法衣を著けたり、總て淡黄色、赤色、茜色、黑色、橙色、暗黄色なる法衣を著けたり、緣を斷たざる法衣、緣の長き法衣、緣に花を附けたる法衣、緣に龍頭を附けたる法衣、短き上衣、木皮衣、頭被を著けたり、人人憤り怒り且つ呟きて、恰も諸欲を樂める在家人の如しと云へり。世尊に此の事を白せり。比丘等、總て青色なる法衣を著くるべからず、總て淡黄色……木皮衣、頭被を著くるべからず、之を著くるものは惡作の罪あり。」

三〇—一　その時雨安居を終りたる比丘等未だ法衣の施與あらざるに出で去り、還俗し、死し、己沙彌たることを告白し、戒を捨てたること、極重の罪を犯せること、發狂すること、心散亂せること肉身の感覺に苦めること、罪を認めざるによりて擧罪に問はれたること、罪を謝せざるによりて擧罪に問はれたること、邪惡の見を捨てざるによりて擧罪に問はれたること、己黃門たること、竊に大衆に交れるものなること、外道に歸せしものなること、畜生、殺母者、殺父者、殺阿羅漢者、比丘尼を犯せしもの、和合僧を破りしもの、出「佛身」血者、陰陽兩性者たることを告白せり。世尊に此の事を白せり。

二　「比丘等、此に比丘あり、雨安居を終へ未だ法衣の施與あらざるに出で去るとせよ。適當なる代受者あらば之を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり、雨安居を終へ未だ法衣の施與あらざるに還俗し、死し、沙彌たることを告白し、戒を捨てたること、極重の罪を犯したることを告白するとせよ。「此の場合に於て法衣の」主たるは僧伽なり。比丘等、此に比丘あり、雨安居を終へ未だ法衣の施與あらざるに發狂すること……（究）邪惡の見を捨てざるによりて擧罪に問はれたることを告白するとせよ。適當なる代受者あらば「法衣を」與ふべきなり。此に比丘あり、雨安居を終へ未だ法衣の施與行はれざるに黃門たること……陰陽兩性者たることを告白するとせよ。「法

【究】『小品』第一篇三二以下を見よ、除却式事。

衣の」主たるものは僧伽なり。

三　比丘等、此に比丘あり、既に法衣の施與あり、されど未だ配分あらざるに出で去るとせよ、適當なる受者あらば之を與ふべきなり。（七〇）……

四　比丘等、此に雨安居を終りたる比丘等に未だ法衣の施與あらざるに僧伽分裂し、人人一の黨に水を與へ、他の黨に法衣を與へて、僧伽に奉施すと云ふとせよ。其は僧伽のものなり。比丘等、此に雨安を終りたる比丘等に未だ法衣の施與あらざるに僧伽分裂し、人人一の黨に水を與へ、且つ法衣を與へて、僧伽に奉施すと云ふとせよ。其は僧伽の有なり。

五　此に比丘等、雨安居を終りたる比丘等に……人人一の黨に水を與へ他の黨に法衣を與へて、「此の」黨に施すと云ふとせよ。其は「其の」黨の有なり。此に比丘等、雨安居を終りたる比丘等に……人人一の黨に水を與へ、且つ法衣を與へて、「此の」黨に施すと云ふとせよ。其は「其の」黨の有なり。

六　此に比丘等、雨安居を終りたる比丘等に既に法衣の施與あり。而も未だ配分せざるに僧伽分裂すとせよ。總てのものに等しく配分すべきなり。

三一―一　その時具壽（七一）レーヴタは一人の比丘の手に法衣を托し、具壽舍利弗に送らしめて、之を

【七〇】　以下二と同じ。
【七一】　Revata 離婆多、[illegible]二。

長老に與へよと云へり。時に彼の比丘具壽レーヴタに對する親味よりして、途中其の衣服を取りて、「己の有となせり」。それより具壽レーヴタは具壽舍利弗に會うて云へり、「尊師、我長老の所に法衣を送らしめしが、其は屆きたりや。」「友よ、我未だ其の法衣を見ず。」是に於て乎、具壽レーヴタは彼の比丘に語げて云へり、「友よ、我は汝具壽の手に托して長老に法衣を送らしめしが、其の法衣は何處にあるぞや。」「尊師、我汝具壽に對する親味よりして、彼の法衣を取りて「我が有となせり」。」世尊に此の事を報じたてまつれり。

二 「比丘等、此に比丘あり、法衣を一人の比丘の手に托し、此の法衣を斯く斯くと名くるものに與へよと云うて、送るとせよ。彼途中に於て、之を送れるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、不可なり。送らるるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、不可なり。比丘等、此に比丘あり、法衣を一人の比丘の手に托し、此の法衣を斯く斯くと名くるものに與へよと云うて、送るとせよ。彼途中に於て、送らるるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、取ること不可なり、之を送るものに對する親味より、之れを取りて「己の有となすとせば」、可なり。比丘等、此に比丘あり、法衣を一人の比丘に托し、此の法衣を斯く斯くと名くるものに與へよと云うて、送るとせよ。彼途中に於て、之を送れるもの死せしことを聞き、死人衣として自ら之を受持すとせば、これ可なり。送らるるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせ

ば」、不可なり。比丘等、此に比丘あり、法衣を一人の比丘に托し、此の法衣を斯く斯くと名くるものに與へよと云うて送るとせよ。彼途中に於て、之を送らるるもの死せしことを聞き、死人衣として自ら之を受持すとせば、これ不可なり。之を送るものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、可なり。比丘等、此に比丘あり、法衣を一人の比丘に托し、此の法衣を斯く斯くと名くるものに與へよと云うて送るとせよ。彼途中に於て、兩者ともに死せしことを聞き、之を送れるものの死人衣として自ら之を受持すとせば、之可なり。之を送らるるものの死人衣として自ら之を受持せば不可なり。

三　比丘等、此に比丘あり、一人の比丘に法衣を托し、我此の法衣を斯く斯くと名くるものに與ふと云うて、送るとせよ。之を送れるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、不可なり。送らるるものに對する親味より、之を取るとせば、可なり。比丘等、此に比丘あり、一人の比丘に法衣を托し、我之を斯く斯くと名くるものに與ふと云うて、送るとせよ。之を送らるるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、可なり。之を送れるものに對する親味より、之を取りて「己の有となすとせば」、不可なり。比丘等、此に比丘あり、一人の比丘に法衣を托し、我之を斯く斯くと名くるものに與ふと云うて、送るとせよ。彼途中にありて、之を送れるもの死せりと聞き、之を死人衣なりとして「自ら之を受持すとせば」、不可なり。送らるるものに對する親味より、取りて

〔己の有となすとせば」、可なり。比丘等、此に比丘あり、一人の比丘に托し、我之を斯く斯くと名くるものに與ふと云うて、送るとせよ。彼途中にありて、之を送らるゝもの死せりと聞き、之を死人衣なりとして自ら之を受持すとせば、可なり。之を送れるものに對する親味より、取りて〔己の有となすとせば」、不可なり。比丘等、此に比丘あり、一人の比丘に法衣を托し、之を斯く斯くと名くるものに與ふと云うて、送るとせよ。彼途中にありて、兩者ともに死せりと聞き、之を送れるものの死人衣として、自ら之を受持すとせば、不可なり。之を送らるゝものの死人衣として、自ら之を受持すとせば可なり。

三二　比丘等、法衣施與に此等の八條目あり、界區〔內のもの」に施し、約束によりて施し、施與を公告して施し、大衆一同に施し、(三三)兩衆に施し、雨安居を終りたる大衆に施し、或數のものに施し、個人に施す。界區〔內のもの」に施す時は、界區內に入れる比丘等之を配分すべきなり。約束によりて施す時は、數多の住院は同一利得のものなれば、一住院に與へられたるはあらゆる住院に與へられたるなり。施與を公告して施すとは、大衆に常恆施與の行はるゝ所に之を施さんと云うて施すなり。大衆一同に施す時は、一同列坐の上之を配分すべきことなり。兩衆に施す時は、比丘の數多く、比丘尼は一人なりとも、半づつ與ふべきなり。比丘尼多く比丘は一人なりとも半

【三三】比丘衆、比丘尼衆。

づつ與ふべきなり。雨安居を終りたる比丘に施す時は、其の住院に於て雨安居に入りたる比丘、總てのもの之を配分すべきなり。或數のものに施すとは粥、食物、堅食、法衣、坐臥具、藥品の類を施す時、列坐せる中、或數のものを指定して施すなり」。個人に施すとは此の法衣を斯く斯くのものに施すと言うて施すなり。」

瞻波篇第九

一—一　その時佛世尊は瞻波なる〔一〕ガッガラー蓮池の畔に住したまへり。時に迦尸國の地方に〔二〕ヴーサバと名くる村あり、此の處に〔三〕カッサパゴッタと稱する院住の比丘ありしが、彼は「成すべき義務の」絲に縛せられ、如何にせば愛慕すべき比丘の未だ來らざるものは來り、既に來れるものは安樂に住することを得、此の住院はまた益隆盛繁榮に趣くことを得んと、常に之に就て念を碎けり。偶衆多の比丘拘薩羅國の地方を遊行しつつ、ヴーサバ村に達せり。カッサパゴッタ比丘は此等の比丘の遠くより來るを見たり、見るや、彼座席を設け、足「洗ふ」水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑ、出で迎へて鉢衣を受け、水「の要なきや」を問ひ、水浴の事にも、粥、堅食、軟食の事にも注意を怠らざりき。此等他鄕より來れる比丘等は互に云へらく、「友等よ、善良なるかな此の院住の比丘、彼は水浴の事にも、粥、堅食、軟食の事にも注意を怠らず、友等よ、我等此處なるヴーサバ村に於て居住をなさん」と。それより此等他鄕來の比丘は其處なるヴーサバ村に居住せり。

二　時にカッサパゴッタ比丘は心に思へらく、「此等他鄕來の比丘の旅中の疲勞は既に癒え、往來す

〔一〕Gaggarā.
〔二〕Vāsabha.
〔三〕Kassapagotta.

べき所を知らざりしもの等の今や之を知るに至れり。他人の家を「あてにして」生涯心を勞するは難き事にして、人に物を請ひ求むるは不快の事なり。我當に宜しく粥や、堅食、軟食の事に就て心を勞するとなかるべきなり。」彼は粥、堅食、軟食の事に就て心を勞せざりき。時に他郷來の比丘等互に云へらく、「友等よ、此の比丘先には水浴の事にも、粥、堅食、軟食の事にも注意を怠らざりしが、今や彼此等の事に就て注意を拂はざるに至れり。友等よ、今や此の院住の比丘は邪惡となれり、我等此の院住の比丘を擧罪に行はん。」

三　此等他郷來の比丘は集りてカッサパゴッタ比丘に語げて云へり、「友よ、汝先には水浴の事にも注意し、粥、堅食、軟食の事にも注意せしが、汝今や此等の事に就て注意を拂はざるに至れり。友よ、汝は罪を犯せり。汝此の罪を認むるや」「否や」。」「友等よ、我は認むべき罪を犯さず。」是に於て乎、他郷來の比丘等はカッサパゴッタ比丘を、罪を認めざるに因る擧罪に行へり。時にカッサパゴッタ比丘は、心に思へらく、「之はこれ罪過なりや罪過ならざるや、我は罪を犯せりや犯さざるや、我は擧罪に行はれたりや行はれざるや、「我が擧罪に行はれたることは」正しきや正しからざるや、過失ありや過失なきや、理に合へりや理に合はざるや、我之を知らず。我當に宜しく瞻波に行きて世尊に此の義を問ひたてまつるべきなり。

四　それよりカッサパゴッタ比丘は、座臥處を藏めて鉢衣を携へ瞻波の方に趣けり。次第に瞻波なる

世尊の居たまへる方に趣き、世尊を禮拜して一方に坐したり。諸佛世尊は外來の比丘と共に會釋するを以て習としたまふ。時に世尊は、カッサバゴッタ比丘に語げて宣はく、「比丘、諸事便安なりや、供養物足れりや、長路を旅して此處に來るに疲勞少かりしや、比丘、汝は何處より來れるぞ。」「世尊、諸事便安なり、世尊、供養物足れり。尊師、我長路を旅して此處に來るに疲勞少かりき。

五　尊師、迦尸國の地方にバーサバと名くる村あり、世尊、我は其の處の居住者として「義務の」絲に縛せられ、如何にせば愛慕すべき比丘の未だ來らざるものは來り、既に來れるものは安樂に住することを得、此の住所はまた益隆昌繁榮に至ることを得んと、常に之に就て念を碎けり。〔四〕……それより世尊、我は此處に來れるなり。」

六　「比丘、之は罪過にあらず、汝は罪を犯せるにあらず、汝は擧罪に行はれたるにあらず、汝は正しからず、過失あり、理に合はざる〔五〕式事によりて擧罪に行はれたるなり。汝比丘、行きて其處なるバーサバ村に居住せよ。」「唯唯、尊師」とカッサバゴッタ比丘は、世尊に應諾したてまつり、座より起ちて世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。

七　時に彼の他郷來の比丘等は疑惑、追悔の念を作して云はく、「清淨にして罪なく過なき比丘を故なくして擧罪に行ひしことは我等に取りて損失ありて利益なきことなり。友等よ、我等瞻波に至り世尊の面前に於て罪を罪として白さん。」それより其等他郷來の比丘は各各座臥處を藏め、鉢衣を携へ瞻

【四】一―三參照。
【五】Kamma 羯磨、劒摩。業、行、作事、作法、式事。

波の方を指して趣けり、次第に趣きて瞻波なる世尊の居たまへる處に達し、世尊を禮拜して一方に坐したり。諸佛世尊は外來の比丘と共に會釋するを習としたまふ。【六】……尊師、迦尸の地方にヷーサバと名くる村あり、世尊、我等は其の處より來れるなり。」

八 「比丘等、汝等は院住の比丘を擧罪に行へりや。」「然り尊師。」「比丘等、如何なる事故如何なる理由によりて行へるぞ。」「尊師、故なく理なきに之を行へり。」佛世尊は非難して宣へり、「比丘等、適せず、順ぜず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應なり。何故なれば汝等愚人は清淨にして罪なき比丘を故なく理なきに擧罪に行へりや。愚人等、之は未信者の信を得る所以にあらず。」非難して後説法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、清淨にして罪なき比丘を故なく理なきに擧罪に行ふべからず、之を行ふものは惡作の罪あり。」

九 時に此等の比丘は座より起ちて鬱多羅僧衣を一肩に懸け、頭を以て世尊の足を禮拜し、世尊に白して云へり、「尊師、我等の愚者の如く、迷者の如く、不善者の如く、清淨にして罪なき比丘を故なく理なきに擧罪に行ひしは正に罪を犯せるなり。尊師、後日の鑑戒のため世尊の「我等の」罪を罪として領じたまはんことを。」「比丘等、汝等の愚者の如く……正に罪を犯せるなり。比丘等、罪を罪と認め、法に隨ひて悔謝するが故に、我は之を領受す、比丘等、後日の鑑戒のため罪を罪と認めて、法に

【六】 上の四の條を見よ。

隨ひ悔謝するものには、尊の制戒に於て增盛あらん。」

二―一　その時瞻波の比丘等は斯の如きの式事を行へり、法によらず一部「より成れる」衆にて式事を行ひ、法によらず全部より成れる衆にて式事を行ひ、法により一部の衆にて式事を行ひ、法に合へるが如く見せ一部の衆にて式事を行ひ、法に合へるが如く見せ全部の衆にて式事を行ひ、一人にて一人のものを擧罪に行ひ、一人にて二人のものを、一人にて衆多のものを、一人にて大衆一同を、二人にて一人のものを、二人にて二人のものを、二人にて衆多のものを、二人にて大衆一同を、衆多にて一人のものを、衆多にて二人のものを、衆多にて衆多のものを、衆多にて大衆一同を、大衆一同にて大衆一同を擧罪に行へり。

二　比丘の中にて欲少きもの等は憤り怒り且つ呟きて言へり、「何故なれば瞻波國の比丘は斯の如きの式事を行ふぞや、法によらず一部の衆にて式事を行ひ……法に合へるが如く見せ全部の衆にて式事を行ひ……大衆一同にて大衆一同を擧罪に行ふぞや。」それより彼等比丘は世尊に此の事を白せり。「瞻波國の比丘等は、法によらず一部の衆にて式事を行ひ……大衆一同を擧罪に行ふ等、斯の如き式事を行ふと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を非難して宣へり、「比丘等、之は適せず、順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應なり。何故に比丘等、彼の愚人等は、法によらず、

一部の衆にて式事を行ひ……大衆一同にて大衆一同を擧罪に行ふ等、斯の如きの式事を行ふぞや。比丘等、之は未信者の信に入る所以にあらず。」非難して說法をなし比丘等に語げて宣はく、

三「比丘等、法によらず一部の衆にて行へる式事は違式なり、不相應事なり。法によらず全部の衆にて行へる式事は違式なり、不相應事なり。……一人にて一人のものを擧罪に行ふは違式なり、不相應事なり。……大衆一同にて大衆一同を擧罪に行ふは違式なり、不相應事なり。

四 比丘等、式事に左の四種あり、法によらず一部の衆にて行へるもの、法によらず全部の衆にて行へるもの、法により一部の衆にて行へるもの、法により全部の衆にて行へるもの之なり。此處に、比丘等、法によらず一部の衆にて行へる式事は、これ法によらず一部にて行へるが故に過あり理に合はず。比丘等、斯の如き式事を行ふべからず、我また斯の如き式事を制定せしことなし。此處に比丘等よ、法によらず全部の衆にて行へる式事は……此處に比丘等よ、法により一部の衆にて行へる式事は……此處に比丘等よ、法により全部の衆にて行へる式事は、これ法により全部にて行へるが故に過なく理に合へり。比丘等、斯の如き式事は之を行ふべく、斯の如き式事はまた我が制定せし所なり。比丘等、されば式事の法により和合的なる、斯の如きをこそ行はんと、汝等は斯く習ふべきなり。」

三　一　その時六群の比丘等は左の如き式事を行へり、「曰く」〔七〕法によらず一部の衆にて行へる式事……〔八〕告文あれど〔九〕白文を缺きて式事を行ひ、白文あれど告文を缺きて式事を行ひ、白文告文共に缺きて式事を行ひ、法に外れ律に外れて式事を行ひ、師の教に外れて式事を行ひ、他の反對に遇ひ、非法にして過あり理に合はざる式事を行へり。比丘等の中にて寡欲なるものは憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば六群の比丘等は、法によらず一部の衆にて行へる式事……非法にして過あり理に合はざる式事を行ふ等、斯の如き式事を行ふぞや。」此等の比丘は世尊に此の事を白せり、「比丘等、六群の比丘等は……等、斯の如き式事を行ふと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」〔一〇〕……

二　「比丘等、法によらず一部の衆にて行へる式事は違式にして不應作なり。……比丘等、告文あれど白文を缺きて行へる式事……白文あれど告文を缺きて……白文告文共に缺きて……法に外れて……律に外れて……佛の教に外れて……比丘等、他の反對に遇ひ、非法にして過あり、理に合はざる式事は、違式にして、不應作なり。

三　比丘等、式事に左の六種あり、法によらざる式事、一部の衆にて行ふ式事、全部の衆にて行ふ式事、法に合へるが如く見せ、一部の衆にて行ふ式事、法に合へるが如く見せ、全部の衆にて行

〔七〕以下六種二の一を見よ。

〔八〕「尊師等大衆我が言ふ所を聽け」と云ふもの是なり。

〔九〕「これ我が提議なり」と云ふもの是なり。

〔一〇〕以下二の一其の他も之れに類推すべし。

ふ式事、法により全部の衆にて行ふ式事これなり。比丘等よ、何をか法によらざる式事となす。比丘等よ。白〔一〕第一〔二〕羯磨式事に於て、一の白文にて式事を行ひ、式事文を告示せざれば、これ非法の式事なり。白第二羯磨式事に於て、二の白文にて式を行ひ、式事文を告示せざれば、これ非法の式事なり。白第二羯磨式事に於て、一の式事文によりて式事を行ひ、白文を提示せざれば、これ非法の式事なり。白第二羯磨式事に於て二の式事文によりて式事を行ひ、白文を提示せざれば、これ非法の式事なり。

四　比丘等、白第四羯磨式事に於て一の白文にて式事を行ひ、式事文を告示せざれば。これ非法の式事なり。……二の白文にて式事を行ひ……三の白文にて式事を行ひ……四の白文にて式事を行ひ式事文を告示せざれば、これ非法の式事なり。比丘等、白第四羯磨式事に於て一の式事文にて式事を行ひ……二の式事文にて式事を行ひ……三の式事文にて式事を行ひ……四の式事文を以て式を行ひ、白文を提示せざれば、これ非法の式事なり。比丘等、以上を法によらざる式事と云ふ。

五　比丘等、何をか一部にて行ふ式事と云ふ。比丘等、白第二羯磨式事に於て、之に與るべきだけの比丘は來らず、承引を與ふべきものは未だ之を與へず、列席するものは之に反對す、これ一部にて行ふ式事なり。比丘等。白第二羯磨式事に於て、之に與るべきだけの比丘は來り。而も承引を與ふべき

〔一〕ñatti.
〔二〕Kammavācā.

ものは之を與へず、列席せるものは之に反對す、これ一部にて行ふ式事なり。比丘等、白第二羯磨式事に於て、之に與るべきだけの比丘は來り。承引を與ふべきものは之を與へ、而も列席するものは之に反對す、これ一部にて行ふ式事なり。比丘等、白第四羯磨式事に於て（三）……之を一部の衆にて行ふ式事と云ふ。

六　比丘等、何をか全部にて行ふ式事と云ふ。比丘等、白第二羯磨式事に於て、之に與るべきだけの比丘は來り、承引を與ふべきものは之を與へ、列席するものは之に反對せず。これ全部の衆にて行ふ式事なり。白第四羯磨式事に於て……之を全部の衆にて行ふ式事と云ふ。

七　比丘等、何をか法に適へりと見せ、一部の衆にて行ふ式事と云ふ。比丘等、白第二羯磨式事に於て、先づ式事文を告示し、後白文を提示し、式事に與るべきだけの比丘は來らず、承引を與ふべきものは之を與へず、列席せるものは之に反對す、これ法に適へりと見せ、一部の衆にて行ふ式事なり。比丘等、白第二羯磨式事に於て（四）……之を法に適へりと見せ、一部の衆にて行ふ式事と云ふ。

八　比丘等、何をか法に適へりと見せ、全部の衆にて行ふ式事と云ふ。比丘等、白第二羯磨式事に於て、先づ式事文を告示し、後白文を提示し、式事に與るべきだけの比丘は來り、承引を與ふべきものは之を與へ、列席せるものは之に反對せず、これ法に適へりと見せ、全部の衆にて行ふ式事なり。

【三】白第二羯磨式事の場合に同じ。

【四】以下白第二羯磨の場合二、白第四羯磨の場合とあり、上の五の文より類推すべし。

白第四羯磨式事に於て、……之を法に適へりと見せ、全部の衆にて行ふ式事と云ふ。

九　比丘等、何をか法により全部の衆にて行ふ式事と云ふ。比丘等、白第一羯磨式事に於て、先づ白文を提示し、後一の式事文を以て式事を行ひ、式事に與るべきだけの比丘は來り、承引を與ふべきものは之を與へ、列席せるものは之に反對せず、これ法により全部の衆にて行ふ式事なり。比丘等、白第四羯磨式事に於て、先づ白文を提示し、後三の式事文を以て式事を行ひ、式事に與るべきだけの比丘は來り、承引を與ふべきものは之を與へ、列席せるものは之に反對せず。これ法により全部の衆にて行ふ式事なり。

四―一　(一五)僧伽に五あり、四人より成れる比丘(一六)衆、五人より成れる比丘衆、十人より成れる比丘衆、二十人より成れる比丘衆、二十人以上より成れる比丘衆これなり。比丘等、四人より成れる比丘衆は、(一七)授戒、(一八)自恣、(一九)出却の三式事を除き、「他の」あらゆる式事に於て法により一致してなす時はこれ正式なり。比丘等、四人より成れる比丘衆は、(二〇)中部地方に於ては、授戒、出却の二式事を除き、「他の」あらゆる式事に於て法により一致して行ふ時はこれ正式なり。比丘等、十人より成れる比丘衆は、出却の一式事を除き、「他の」あら

【一五】Saṅgha.

【一六】僧伽と同一原語なり。

【一七】Upasampadā 具足戒、大戒を授けて比丘となす式事なり、受戒篇第一の二八を見よ。

【一八】Pavāraṇa 自恣篇第四を見よ。

【一九】Abbhāna 小品第三篇以下を見よ。

【二〇】皮革篇第五の一三の五を見よ。

ゆる式事に於て法により一致してなさばこれ正式なり。比丘等、二十人より成れる比丘衆は、あらゆる式事に於て法により一致して行ふ時はこれ正式なり。比丘等、二十人以上より成れる比丘衆は、あらゆる式事に於て法により一致して行ふ時はこれ正式なり。

二　比丘等、四人の衆にて行ふべき式事を、若し比丘尼を〔二〕第四人者として行ふ時はこれ違式なり、不相應なり。比丘等、四人の衆にて行ふべき式事を、若し式叉摩那を……沙彌……沙彌尼……戒を捨てたるもの……極重罪を犯せるもの……己の罪を認めざるにより擧罪に行はれたるもの……己の罪を悔謝せざるにより擧罪に行はれたるもの……邪惡の見を捨てざるにより擧罪に行はれたるもの……黄門を……竊に大衆に交はり住めるもの……外道に歸せるもの……畜生……殺母者……殺父者……殺阿羅漢者……比丘尼を汚したるもの……破和合僧者……出〔佛身〕血者……陰陽兩姓者……住院を異にするもの……界區を異にするもの……神通によりて空中に立てるものを第四人者として、式事を行ふ時はこれ違式なり不相應なり。比丘衆のために式事を行はれんとするものを第四人者として、式事を行ふ時はこれ違式なり不相應なり。〔以上四人衆のなすべきこと。〕

三　比丘等、五人より成れる比丘衆にて行ふべき式事を、比丘尼を第五人者として行ふ時はこれ違式なり不相應なり。〔三〕……比丘衆のために式事を行はれんとするものを第五人者として、式事を行ふ

〔二〕比丘尼一人を加へて四人の衆を滿すの意。

〔三〕中間二と同じ。

時はこれ違式不なり相應なり。〔以上五人衆にてなすべきこと。〕

四　比丘等、十人より成れる比丘衆にて行ふべき式事を、比丘尼を第十人者として行ふ時は、これ違式なり不相應なり。……比丘衆のために式事を行はれんとするものを第十人者として、式事を行ふ時はこれ違式なり不相應なり。〔以上十人衆のなすべきこと。〕

五　二十人の衆にて行ふべき式事を、比丘尼を第二十人者として行ふ時は、これ違式なり不相應なり。……比丘衆のために式事を行はれんとするものを第二十人者として、式事を行ふ時はこれ違式なり不相應なり。〔以上二十人衆のなすべきこと。〕

六　比丘等別住に處せられたるものを第四人者として〔他のものを〕別住に處し、〔三〕根本復始に處し、摩那埵に處し、彼を第二十人者として〔他のものを〕出却に處せばこれ違式なり不相應なり。比丘等、根本復始に處せらるべきもの……摩那埵に處せらるべきもの……摩那埵を受けつつあるもの出却に處せらるべきものを第四人者として〔他のものを〕別處に處し、根本復始に處し、摩那埵に處し、彼を第二十人者として〔他のものを〕出却に處せばこれ違式なり不相應なり。

七　比丘等、比丘衆の中にて或人の起せる反對は効あり、或人の起せる反對は効なし。比丘等、何

【三】Mūlāya Paṭikassana 僧伽の罪を犯したるもの數日の間別住に處せられて別住する中、また他の罪を犯すことあれば、初に歸りて新に別住を始めざるべからず、之を宣告する式事を根本復始式事と云ふ、以下諸式事に就ては小品第二篇以下を見よ。

人の反對か効なきや。比丘等、比丘衆の中にて比丘尼の反對は効なく、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、捨戒者、極重罪犯者、發狂者、亂心者、劇痛に惱めるもの、己の罪を認めざるにより擧罪に處せられたるもの、己の罪を悔謝せざるにより擧罪に處せられたるもの、邪見を捨てざるにより擧罪に處せられたるもの、黄門、賊住者、外道に黨せるもの、畜生、殺母者、殺父者、殺阿羅漢者、比丘尼を犯せしもの、和合僧を破りしもの、佛身より血を出せしもの、陰陽兩性のもの、住院を異にするもの、界區を異にするもの、神通によりて空中に留まれるもの、比丘衆のために式事を行はれんとするものの比丘衆の中にて起せる反對には効力なし。比丘等、此等のものの比丘衆の中にて提起せる反對には効力なし。

八　比丘等、何人の反對か効力ありや。比丘等、精神自然にして、住院を同じうし、界區を同じうせる比丘の、縱令無間罪を犯せるものたりとも、若し比丘衆の中にて反對を提示せばこれ効あり。比丘等、此の人の衆中にて〔提起せる〕反對には効あり。

九　比丘等、(一)擯斥に二あり。未だ擯斥を得ざるものあり、大衆若し之を擯斥せば其の擯斥は或は可、或は不可なり。比丘等、如何なるをか、未だ擯斥に逢はざる人に、大衆若し擯斥を宣せば其の擯斥は不可なりとするや。比丘等、此處に比丘あり清淨にして罪なし。大衆若し之を擯斥せば、其の擯斥は不可なり。比丘等、之を未だ擯斥に逢はざる人に、大衆若し擯斥を宣せば、其の擯斥は不可なり

【一】 Nissāraṇa.（ニッサーラナ）

とす。比丘等、如何なるをか……此處に比丘あり、愚癡にして聰明ならず、罪を犯すこと多く、「罪を識別するの」能なく、在家人と交り、不隨順なる在家人と混じて住す、大衆若し之を擯斥せば、其の擯斥は可なり。比丘等、之を比丘の未だ曾て擯斥を宣せられたることなきを、大衆若し擯斥せば、其の擯斥は可なりとなす。

一〇　比丘等、〔三五〕復權に二あり。未だ復權を得ざるものあり、大衆若し之に復權を宣せば、これ或は可、或は不可なり。比丘等、如何なるをか、未だ復權を得ざる人に對して大衆復權を宣せば、其の宣告不可なりとなすや。未だ復權を得ざる黃門あり、賊住者、趣外道者、畜生〔三六〕……陰陽兩性者あり、大衆若し之に復權を宣せば、これ不可なり。比丘等、之を未だ復權を得ざるものに、大衆若し復權を宣せば、其の宣告や不可なりとなす。

一一　比丘等、如何なるをか、未だ復權を得ざるものに、大衆若し復權を宣せば、其の宣告は可なりとなすや。〔三七〕……

ヴーサバ村誦出　終

五―一　比丘等、此に比丘あり、彼に罪の認むべきものなしとせよ、之若し大衆一同、衆多のも

【三五】Osāraṇa. 一旦擯斥したる比丘の權利を回復するなり。

【三六】上七參照。

【三七】以下此處に舉ぐる人物は受戒篇第一の**七一**の一に出ると同じ。

の。或は一個の人難詰して、「友よ。汝は罪を犯せり。汝之を認むるや如何」と云ひ、彼は之に答へて、「友等、我は自ら認むべき罪を犯せしことなし」と云ふ。大衆若し彼を己の罪を認めざるによる擧罪に處するとせばこれ非法の式事なり。比丘等、此に比丘あり、彼に罪の悔謝すべきものなしとせよ……此に比丘あり、彼に邪見の捨棄すべきものなしとせよ……

二　比丘等、此に比丘あり、彼に罪の認むべく悔謝すべきものなしとせよ……

三　比丘等、此に比丘あり、彼に罪の認むべきものなく、邪見の捨棄すべきものなしとせよ……

四　比丘等、此に比丘あり、彼に罪の悔謝すべきものなく、邪見の捨棄すべきものなしとせよ……

五　比丘等、此に比丘あり、彼に罪の認むべき、悔謝すべきものなく、邪見の捨棄すべきものなしとせよ……

六　比丘等、此に比丘あり、自ら認むべき罪を犯せりとせよ、之を大衆一同、衆多のもの、或は一個のものは難詰して、「友よ、汝は罪を犯せり、汝之を認むるや」と云ひ、彼は之に答へて、「然り、友等よ、我は之を認む」と云ふ。大衆若し之を、己の罪を認めざるにより擧罪に處するとせば、これ非法の式事なり。此に比丘あり、悔謝すべき罪を犯せりとせよ……捨つべき邪見を抱けりとせよ……

七　比丘等、此に比丘あり、自ら認むべき罪あり、悔謝すべき罪あり……自ら認むべき罪あり、捨つべき邪見あり……悔謝すべき罪あり、捨つべき邪見あり……自ら認むべき罪あり、悔謝すべき罪

あり、捨つべき邪見あり……

八　比丘等、此に比丘あり、自ら認むべき罪を犯せりとせよ、之を大衆一同、衆多のもの、或は一個のものは難詰して、「友よ、汝は罪を犯せり、汝之を認むるや」と云ひ、彼は之に答へて、「友等、我は自ら認むべき罪を犯せしとなし」と云ふ。大衆之を、己の罪を認めざるによる擧罪に處せばこれ適法の式事なり。比丘等、此に比丘あり、悔謝すべき罪を犯せりとせよ……捨つべき邪見を抱けりとせよ。

九　比丘等、此に比丘あり、自ら認むべき罪あり、悔謝すべき罪あり……自ら認むべき罪あり、捨つべき邪見あり……悔謝すべき罪あり、捨つべき邪見あり……自ら認むべき罪あり、悔謝すべき罪あり、捨つべき邪見あり……

六―一　時に具壽優波利は世尊の居たまへる處に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、全部の衆、若し〔二八〕「被告の比丘」出席の上にて行ふべき式事を出席せざるに當つて行ふとせば、此の式事は法に適へりや、律に適へりや」「優波利、其は法に適はず、律に適はず。」

二　「尊師、全部の衆、若し質問して「後」行ふべき式事を、質問せずして行ひ、誓言を徴して「後」行ふべき式事を、誓言を徴することなくして行ひ、〔二九〕憶念毘尼を受くるに相當するものに、〔三〇〕不癡毘尼を授け、不癡毘尼

〔二八〕應與現前毘尼。
〔二九〕Sativinaya 小品第五篇四の一〇に詳し、某比丘に對して無實の罪起りし時、比丘は

を受くるに相當するものに對して(三一)多覓罪相式事を行ひ、多覓罪相式事を行はるべきものに對して(三二)呵責式事を行ひ、呵責式事を行はるべきものに對して(三三)依止式事を行ひ、依止式事を行はるべきものに對して(三四)擯出式事を行ひ、擯出式事を行はるべきものに對して(三五)遮不止白衣家式事を行ひ、遮不至白衣家式事を行はるべきものに對して擧罪式事を行ひ、擧罪式事を行はるべきものに對して別住を授け、別住を授くべきものに(三六)根本復始を授け、根本復始を授くべきものに對して摩那埵を授け、摩那埵を授くべきものに對して出罪を行ひ、出罪を行はるべきものに對して大戒を授く、律師、之は法に適へりや、律に適へりや。」

三　「優波利よ、其の式事は法に適はず律に適はず。優波利よ、全部の衆、「被告比丘」出席の上にて行ふべき式事を出席せざる所にて行ふ、斯の如きはこれ非法なり非律なり、而して大衆過あり。優波利よ、全部の衆、質問して後行ふべき式事を、質問せずして之を行ふ……出罪を行はるべきものに對して大戒を授く、斯の如きはこれ非法なり非律なり、斯の如くせば大衆亦過あり。

この憶念する限り斯の如き事實なしと言って諍ふれば、僧伽は式事を行うて其の無實なることを證するを云ふ。

【三〇】Amūḷhavinaya 小品第五篇五に詳說、發狂する比丘の、發狂者として取扱はれ來りしもの、精神平常に復せるが故に、其の取扱を停止する式事なり。

【三一】Tassapāpiyasikā 小品第五篇一〇に出づ「其犯者に對して行はるべき式事」の意。

【三二】Tajjanīya.

【三三】Nissaya.

【三四】Pabbājanīya.

【三五】Paṭisāraṇīya 故なくして在家人の利益を損せしもの、自ら其の家に至りて謝罪するを云ふ。此の譯語は四分律より取れり。

【三六】上の四の六の註を見よ。

四「尊師、全部の衆、〔被告たる比丘〕出席の上にて行ふべき式事を、彼出席の上にて行はば、此の式事法と律とに適へりや。」「優波利、これ法と律とに適へり。」「尊師、全部の衆、質問して後行ふべき式事を質問して之を行ひ…出罪を行ふべきものに對して出罪を行ひ、大戒を授くべきものに對して大戒を授く、これ法と律とに適へりや。」「優波利、これ法に適ひ律に適へり。優波利、全部の衆、〔被告たる比丘〕出席の上にて行ふべき式事を、彼出席の上にて之を行ふ、斯の如きはこれ法と律とに適ひ、而して大衆には過なし。優波利、全部の衆、質問して後行ふべき式事を質問して後之を行ふ…出罪を行ふべきに對して出罪を行ひ、大戒を授くべきものに對して大戒を授く、斯の如きはこれ法と律とに適ひ、而して大衆には過なし。」

五 〔三七〕「尊師、和合の衆、憶念毘尼を授くべきものに不癡毘尼を授け、不癡毘尼を授くべきものに憶念毘尼を與ふ、尊師、此の式事は法と律とに適へりや。」「優波利よ、其は法と律とに適はず。」「尊師、和合の衆、不癡毘尼を授くべきものに對して多覓罪相式事を行ひ、…多覓罪相式事を行ふべきものに對して呵責式事を行ひ…呵責式事を行ふべきものに對して依止式事を行ひ…依止式事を行ふべきものに對して擯出式事を行ひ…擯出式事を行ふべきものに對して遮不至白衣家式事を行ひ…遮不至白衣家式事を行ふべきものに對して擧罪

【三七】此の場合の關係は

一 憶念—不癡 / 不癡—憶念

二 不癡—多覓罪相 / 多覓罪相—不癡

三 多覓罪相—呵責 / 呵責—依止

（中略）

十二 出罪—大戒 / 大戒—出罪

にて總て非法非律有過なり。

式事を行ひ・・・舉罪式事を行ふべきものに別住を授け・・・別住を授くべきものを根本復始に處し・・・根本復始に處すべきものに摩那埵を授け・・・摩那埵を授くべきものを出罪に處し・・・出罪に處すべきものに大戒を授け、大戒を授くべきものを出罪に處す。尊師、此の式事は法と律とに適へりや。」

六　「優波利よ、此の式事は法と律とに適はず。優波利よ、和合の衆憶念毘尼を授くべきものに對して不癡毘尼を授け、不癡毘尼を授くべきものに對して憶念毘尼を授く、優波利よ、斯の如きはこれ非法非律なり、而してまた斯の如くなれば大衆に過あり。優波利よ、和合の衆、不癡毘尼を授くべきものに對して多覓罪相式事を行ひ・・・大戒を授くべきものを出罪に處す。優波利よ、斯の如きはこれ法と律とに適はず、而してまた斯の如くなれば大衆に過あり。」

七　〔三八〕「尊師、和合の大衆、憶念毘尼を授くべきものに憶念毘尼を授け、不癡毘尼を授くべきものに不癡毘尼を授く。尊師、之は法と律とに適へりや。」「優波利、之は法と律とに適へり。」「尊師、和合の大衆、不癡毘尼を授くべきものに對して不癡毘尼を授け・・・大戒を授くべきものに對して大戒を授く。尊師、之は法と律とに適へりや。」

八　「優波利よ、此の式事は法と律とに適へり。優波利よ、和合の大衆、憶念毘尼を授くべきものに憶念毘尼を授け、不癡毘尼を授くべきものに對して不癡毘尼を授く。優波利よ、斯の如きはこれ法

【三八】此の場合の關係は下の如くにて過なし
憶念――憶念
不癡――不癡
（中略）
出罪――出罪
大戒――大戒

と律とに適へり、斯の如くしてまた大衆に過なし。優波利よ、和合の大衆、不癡毘尼を授くべきものに對して不癡毘尼を授け……大戒を授くべきものに對して大戒を授く。優波利よ、斯の如くなれば法と律とに適ひ、而してまた大衆に過なし。」

九　時に世尊比丘衆に告げて宣はく、(三九)「比丘等、和合の大衆、憶念毘尼を授くべきものに不癡毘尼を授く、比丘等、斯の如くなれば法と律とに適はず、而してまた大衆に過あり。比丘等、和合の大衆、憶念毘尼を授くべきものに對して多覓罪相式事を行ひ、憶念毘尼を授くべきものに對して呵責式事を行ひ……憶念毘尼を授くべきものに大戒を授く、比丘等、斯の如くなれば法と律とに適はず、而してまた大衆に過あり。比丘等、和合の大衆、不癡毘尼を授くべきものに對して呵責式事を行ひ、……不癡毘尼を授くべきものに大戒を授く。比丘等、斯の如くなれば法と律とに適はず、而してまた大衆に過あり。……比丘等、和合の大衆、大戒を授くべきものを出罪に處す、比丘等、斯の如くなれば法と律とに適はず、而してまた大衆に過あり。」

優波利の質問に關する誦出第二　終

【三九】此の場合の關係は下の如くにて、總て非法非律有過なり。

憶念 ―― 不癡・多覓罪相・呵責・依止・(中略)・出罪

(中略)

大戒 ―― 不癡・多覓罪相・呵責・依止・中略・出罪
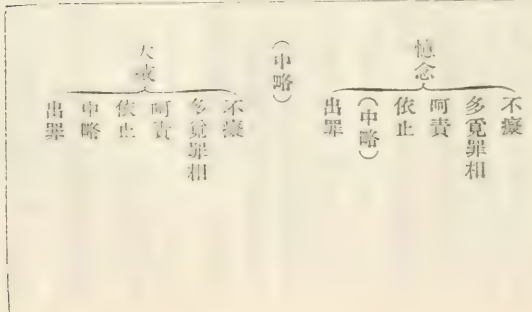
七—一　【四〇】比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み、喧噪にして諍論を事とし、僧伽の間にありて常に事を起す。此に比丘等互に相語りて「友等、此の比丘は訴訟を好み、喧噪にして諍論を事とし、僧伽の間にありて常に事を起す。我等彼に對して呵責式事を行はん」と云うて、彼に對して呵責式事を行ふ、而も違法にして一部の衆なり。彼其の住院より他の住院に趣くや、其の住院にて比丘等は、「友等、此の比丘は大衆のために違法にして部分的なる呵責式事を行はれたり。我等彼に對して呵責を行はん」と云うて、また違法にして而も全部的なる呵責式事を行へり、彼の其の住院より他の住院に趣くや、其の處にても亦比丘等は互に云へらく、「……」と。彼等彼に對して呵責式事を行ふ、適法なれども一部の衆なり。彼其の住院より他の住院に趣くや、其の處にても亦比丘等は互に云へらく、「……」と。彼等彼に對して呵責式事を行ふ、似法にして一部の衆なり。彼其の住院より他の住院に趣くや、其の處にても亦比丘等は互に云へらく、「……」と。彼等彼に對して呵責式事を行ふ、似法にして全部の衆なり。

二　【四一】比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み、喧噪にして諍論を事とし、僧伽の間にありて常に事

【四〇】此の節に擧ぐる五の場合は左の如くにして總て違式なり(一)違法一部、(二)違法全部、(三)適法一部、(四)似法一部、(五)似法全部。

【四一】此の節に擧ぐる場合は左の五にして總て違式なり、(一)違法全部、(二)適法一部、(三)似法一部、(四)似法全部、(五)違法一部。

を起す。比丘等互に、「友等よ、此の比丘は…我等彼に對して呵責式事を行はん」と云うて呵責式事を行ふ、違法にして全部的なり…適法なれど一部的なり…似法にして一部的なり…似法にして全部的なり…違法にして一部的なり。

三　〔四二〕比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み…僧伽の間にありて常に事を起す。比丘等互に、「友等よ、此の比丘は…我等彼に對して呵責式事を行はん」と云うて呵責式事を行ふ、適法にして一部分的なり…似法にして一部分的なり…似法にして全部的なり…違法にして一部的なり…違法にして全部的なり。

四　〔四三〕比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み…僧伽の間にありて常に事を起す。比丘等互に、「友等よ、此の比丘は…我等彼に對して呵責式事を行はん」と云うて呵責式事を行ふ、似法にして一部的なり…似法にして全部的なり…違法にして一部的なり…違法にして全部的なり…適法にして一部的なり。

五　〔四四〕比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み…僧伽の間にありて常に事を起す。比丘等互に、「友等よ、此の比丘は…我等彼に呵責式事を行はん」と云うて呵責式事を行ふ、似法にして全部的なり……違法にして一部的なり…違法にして全部的なり…適法にして一部分的なり…似法にして一部

【四二】㈠適法一部、㈡似法一部、㈢似法全部、㈣違法一部、㈤違法全部。
【四三】㈠似法一部、㈡似法全部、㈢違法一部、㈣違法全部、㈤適法一部。
【四四】㈠似法全部、㈡違法一部、㈢違法全部、㈣適法一部、㈤似法一部。

分的なり。

六　比丘等、此に比丘あり、愚癡不聰明にして罪を犯すこと多く、罪を識別するの能なく、在家人と交り、不隨順なる在家人と混じて住す。此に比丘等、「友等、此の比丘は愚癡不聰明にして罪を犯すこと多く、罪を識別するの能なく、在家人と交り、不隨順なる在家人と混じて住す。我等彼に對して依止式事を行はん」と云ひ、違法にして一部的なる依止式事を行ふ。〔四五〕……

七　比丘等、此に比丘あり、在家を傷し或は惡事を行ふ。此に比丘等、「友等、此の比丘は在家を傷し或は惡事を行ふ、我等彼に對して擯出式事を行はん」と云ひ、違法にして一部分的なる擯出式事を行ふ。〔四六〕……

八　比丘等、此に比丘あり、在家人を罵詈誹謗す。此に比丘等、「友等よ、此の比丘は在家人を罵詈誹謗す。我等彼に對して遮不至白衣家式事を行はん」と云ひ、違法にして一部的なる遮不至白衣家式事を行ふ。〔四七〕……

九　比丘等、此に比丘あり、罪を犯しながら、之を認むることを好まず。此に比丘等、「友等、此の比丘は罪を犯しながら之を認むることを好まず。我等彼に對して、罪を認めざるによる擧罪を行はん」と云ひ、彼に對して、罪を認めざるによる擧罪を行ふ、違法にして部分的なる……

一〇　此に比丘等、比丘あり、罪を犯して、之を懺悔することを好まず。比丘等、「友等よ、此の

〔四五〕以下上の一より五まで示せる通り、二十五の非法の場合あることを知るべし、以下皆同斷なり。

〔四六〕六の註參照。

〔四七〕六の註參照。

比丘は罪を犯しながら之を悔謝することを欲せず。我等彼に對して、罪を悔謝せざるによる擧罪を行はん」と云ひ、彼に對して罪を悔謝せざるによる擧罪を行ふ、違法にして一部分的なる……

一一　比丘等、此に比丘あり、邪惡の見を捨つることを欲せず。若し比丘等、「友等よ、此の比丘は邪惡の見を捨つることを欲せず、我等彼に對して邪惡の見を捨てざるによる擧罪を行はん」と云ひ、彼等に對して邪惡の見を捨てざるによる擧罪を行ふ、而も違法にして一部分的なる……

一二―一三　比丘等、此に比丘あり、大衆のために呵責式事を行はれたるが、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、呵責式事を廢除せんことを求む。「他の」比丘等、「友等よ、此の比丘は大衆のために呵責式事を行はれ、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、呵責式事を廢除せんことを求む。我等彼が呵責式事を廢除せん」と云ひ、彼が呵責式事を廢除す、式事は非違にして衆は一部なり。

【四八】之にも非違の場合二十五あること、上の一より五に至る文を參照して知るべし。

〔四八〕……

一四　比丘等、此に比丘あり、大衆のために依止式事を行はれたるが、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、依止式事を廢除せんことを求む。「他の」比丘等、「友等よ、此の比丘は大衆のために依止式事を行はれ、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、依止式事を廢除せんことを求む。我等彼が依止式事を廢除せん」と云ひ、之を廢除す、式事は非違にして衆は一部的

なり。（四九）……

一五　比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み、喧噪にして諍論を事とし、僧伽の間にありて常に事を起す。〔他の〕比丘等、「友等よ、此の比丘訴訟を好み、喧噪にして諍論を事とし、僧伽の間にありて常に事を起す。我等彼に對して呵責式事を行はん」と云ひ、非法にして一部分的なる呵責式事を行ふ。而るに之に與れる大衆は、「非違にして一部分〔のもの〕の行へる」式事なり、非違にして全部〔のもの〕の行へる」式事なり、適法にして部分的なる式事なり、似法にして部分的なる式事なり、似法にして全部的なる式事なり、式事は行はれざるなり、正しく行はれしにあらず、再び行はるべきなり」等と云うて爭ふ。比丘等よ、此の中にて、非違にして一部分〔のもの〕の行へる」式事なりと云ひ、式事は行はれしにあらず、正しく行はれしにあらず、再び行はるべきものなりと云ふものも、ともに云ふ所正しきものなり。

一六　比丘等、此に比丘あり、訴訟を好み、……非法にして全部的なる呵責式事を行ふ。而るに之に與れる大衆は、「非違にして全部的なる式事なり、……再び行はるべきなり」等と云うて爭ふ。比丘等、此の中にて、非違にして全部的なる式事なりと云ひ、式事は行はれたるにあらず、正しく行はれたるにあらず、再び行はるべきものなりと云ふも、ともに云ふ所正しきものなり。（五〇）……

【四九】以下五種の式事に各二十五の非違の場合あること、上の一より一一及び一二より一四を參照して知るべし。

【五〇】以下尙に三の場合あり。一五、一六兩箇合して總て五の場合あること、一より五に至る五箇條を參照して知るべきなり。

一七　比丘等、此に比丘あり、愚癡不聰明にして、罪を犯すこと多く、惡を識別するの能なく、在家人と交り、不隨順なる在家人と混じて住す。此に「他の」比丘等、『友等よ、此の比丘は愚癡…我等彼に對して依止式事を行はん』と云ひ、彼に對して非法にして一部分的なる依止式事を行ふ。(五一)………

一八　比丘等、此に比丘あり、在家を使し或は惡事を行ふ。此に「他の」比丘等、『友等よ、此の比丘は在家を使し…我等彼に對して擯出式事を行はん』と云ひ、彼に對して非法にして一部分的なる擯出式事を行ふ。(五二)……在家人を罵詈誹謗す…違法にして一部分的なる遮不至白衣家式事を行ふ。(五三)…罪を犯しながら之を認むることを好まず…罪を認めざるによる擧罪式事を行ふ、違法にして一部的なり。(五四)…罪を犯しながら之を悔謝することを好まず…罪を悔せざるによる擧罪式事を行ふ、違法にして一部的なり。(五五)…邪惡の見を捨つることを好まず…邪惡の見を捨てざるによる擧罪式事を行ふ、違法にして一部的なり。(五六)………

一九　比丘等、此に比丘あり、大衆のために呵責式事を行はれたるが、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、呵責式事を廢除せんことを求む。「他の」比丘等、『友等よ、此の比丘は大

【五一】以下六、一五、一六の三節を參照して五の場合あることを知るべし。

【五二】六—一一、及び一六、一七の註參照。

【五三】六—一一、及び一六、一七の註參照。

【五四】六—一一、及び一六、一七の註參照。

【五五】六—一一、及び一六、一七の註參照。

【五六】六—一一、及び一六、一七の註參照。

衆のために訶責式事を行はれ……我等彼の訶責式事を廢除せん」と云ひ、其の訶責式事を廢除す。式事は非違にして衆は一部なり。之に與かれる比丘等、「非違にして一部分的なる式事なる……再び行はるべきなり」等と云うて爭ふ。〔五七〕………

二〇　比丘等、此に比丘あり、大衆のために依止式事を行はれたるが、……擯出式事を行はれたるが、……遮不至白衣家式事を行はれたるが、……罪を認めざるによる擧罪式事を行はれたるが、……罪を悔謝せざるによる擧罪式事を行はれたるが、……惡見を捨てざるによる擧罪式事を行はれたるが、行正しく、適順にして、「己の失を」滅すに心を用ゐ、擧罪式事を廢除せんことを求む。「他の」比丘等、「友等よ、此の比丘は大衆のために擧罪式事を行はれ……我等彼の擧罪式事を廢除せん」と云ひ、其の擧罪式事を廢除す。式事は非法にして與かれる衆は一部なり。之に與かれる比丘等、「非違にして一部分的なる式事なり……再び行はるべきなり」等と云うて爭ふ。比丘等よ、此の中にて、非違にして一部分的なる式事なりと云ひ、式事は行はれざるなり、正しく行はれざるなり、再び行はるべきなりと云ふもともに云ふ所正し。〔五八〕………。」

【五七】一三——一五、一六參照、總、五の場合あり。
【五八】以下何れも四の場合あり、總て五の場合あること、一五・一六兩節を參照して知れ。

憍賞彌篇第十

一 その時佛世尊は憍賞彌の瞿史羅［僧］園に住したまへり。時に一人の比丘ありて罪を犯し、彼は其の罪を罪と認めしが、他の比丘等は之を罪にあらずと認めき。後彼自らは其の罪を罪にあらずと認め、他の比丘等は之を罪と認めき。時に比丘等彼に語げて云へり、「友よ、汝は罪を犯せり、汝之を罪と認めよ。」「友等よ、我に我が認むべき罪あるなし。」それより彼の比丘等は「大衆」一同の承諾を得、彼の比丘を、罪を認めざるによる擧罪に行へり。

二 彼の比丘は多聞にして經典に通じ、法律條目に通じ、智慧聰明の人、慚恥心あり追悔心あり修學の志あるものなり、彼の比丘は自ら相見、相親める比丘等に近づき、彼等に語げて云へり「友等よ、之は罪にあらず、我は罪を犯したるにあらず、我は擧罪に行はれたるにあらず、我は非法にして過あり道理に合はざる式法によりて擧罪に行はれたり。諸具壽、法と律とに隨ひて我に黨せよ。」彼は相睦び、相親める比丘等を己の與黨となすことを得たり。彼は地方にある親近の比丘等の許に使者を送りて云へり、「友等よ、之は罪にあらず、……諸具壽、法と律とに隨ひて我に與せよ」と。彼は地方にありても親近の比丘等を己の與黨となすことを得たり。

三　それより處分に會ひしものに黨せし比丘等は處分を行ひし比丘等の處に到り、彼等に語げて云へり、「友等よ、之は罪にあらず、彼の比丘は罪を犯したるにあらず、彼は擧罪に行はれたるにあらず、彼は非法にして過あり道理に合はざる式法によりて擧罪に行はれたり。」斯く言はるるや、處分を行ひたる比丘等は處分を受けたるものに黨せる比丘等に語げて云へり、「友等よ、之は罪なり、彼の比丘は罪を犯したり、彼は擧罪に行はれたり、適法にして過なく道理に合へる式法によりて擧罪に行はれたり。汝等諸具壽、此の擧罪に行はれたる比丘に黨することなかれ、彼に隨ふことなかれ。」處分を行ひたる比丘等の斯の如く云へるも、尚ほ彼等は處分に會ひたる比丘に黨し、彼に隨へり。

四　時に一人の比丘は世尊の居たまへる處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、此に一人の比丘ありて罪を犯し、彼は其の罪を罪と認めしが、他の比丘等は其の罪を罪にあらずと認めき。後彼は自ら其の罪を罪にあらずと認め、他の比丘等は之を罪なりと認めき。時に尊師、比丘等は……罪を認めざるによる擧罪に行へり。……彼は地方にありても相睦び相親しめる比丘等を己の與黨となすことを得たり。……彼等は處分に會ひたる比丘に黨し、彼に隨へり」と。

五　時に世尊は、「比丘衆は分裂したり、比丘衆は分裂したり」と宣ひて座を起ち、處分を行ひたる比丘の處に近づき、豫て設けたる座に著きたまへり。座に著き了るや、世尊は彼等に語げて宣はく、「比丘等、我等斯く思ひ斯く思ふと云うて、何れの比丘にせよ、之を擧罪に處すべしとすることなかれ。

六　比丘等、此に比丘ありて罪を犯し、彼は其の罪を罪にあらずと認め、他の比丘等は之を罪なりと認む。比丘等よ、彼等若し其の比丘を、『此の具壽は多聞にして經典に通じ……若し此の比丘を、罪を認めざるによる擧罪に行はば、我等此の比丘と共に布薩式事を行はじ、又此の比丘なくして布薩式事を行はじ、之よりして僧伽間に爭鬪、喧噪、不和、口論起り、僧伽の分裂、不和、不調起らん』と斯の如く知らば、比丘等よ、分裂を重大視する比丘等は、比丘の其の罪を認めずとて之を擧罪に處すべからず。

七　比丘等、此に比丘ありて罪を犯し、……我等此の比丘と共に自恣式を行はじ、また此の比丘なくして之を行はじ、我等此の比丘と共に僧伽の式事を行はじ、……此の比丘と共に座に著かざるべし、……粥を啜るため此の比丘と共に座に著かざるべし、……食堂に於て此の比丘と共に座に著かざるべし、……此の比丘と共に同一被覆の下に住まざるべし、……此の比丘と共に、年次に隨ひ禮拜、迎拜、合掌、致敬等を行はざるべし、……之によりて僧伽間に爭鬪、喧噪、不和、口論起り、僧伽の分裂、不和、不調起らんと。比丘等よ、分裂を重大視する比丘等は、比丘の其の罪を認めずとて之を擧罪に處すべからず。」

八　それより世尊は處分を行ひたる比丘等に此の事を語り、處分に會ひたる比丘に黨せる比丘等の處に趣き豫て設けたる座に著きたまへり。座に著くや、世尊は彼等に語げて宣はく、「比丘等よ、罪を

犯しながら、我等罪を犯さず、我等罪を悔謝すべきに非ずと思ふことなかれ。比丘等、此に比丘ありて罪を犯し、之を罪にあらずと認め、他の比丘は之を罪なりと認む。比丘等よ、彼等若し其の一比丘等を、此の具壽等は多聞にして經典に通じ、法律條目に通じ、智慧聰明の人、慚恥心あり追悔心あり、修學の志あるものなり、我がために、或は又他人のために貪欲瞋恚愚癡怖畏を起すが如きことなからん。此等の比丘若し罪を犯して之を認めずとて、我を舉罪に處することあらば、彼等は我と共に布薩式事を行ふことなかるべく、また我を除外して之を行ふことなからん、……自恣式事を……年次に順ひ禮拜、迎拜、合掌、致敬等を行はざるべし、……之を因として僧伽の間に爭鬪、喧噪、不和、口論起り、僧伽の分裂、不和、不調起らん」と、僧伽の分裂を重大視する比丘は他人の信ずる所によるも「他のものの罪を説くべからざるなり」と一時に世尊は處分に會ひしもの等に此の事を語り、座を起ちて去りたまへり。

【一】此の三は同一比丘衆なることを了解すべし。

九、その時處分を受けたるものに與せしもの等は同處の界區內にも布薩式事を行ひ、僧伽の式事を行ひ、處分を行ひたるもの等は界區外に行きて布薩式事を行ひ、僧伽の式事を行へり。時に一人の處分を行ひし方の比丘世尊の居たまへる處に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、彼の處分を受けたる比丘に與せしもの等は同處の界區內に於て……而して我等處分を行ひたるもの等は界區外に行きて……。」「比丘よ、處分を受けたる比丘に與せし比丘等若し白文、告文等我

が制する所に隨ひて、布薩式事を行ひ、僧伽の式事を行ひたらば、これ適法にして過なく道理に合へり。比丘よ、汝等處分を行ひたるもの若し白文、告文等我が制する所に隨ひて、布薩式事を行ひ、僧伽の式事を行ひたらば、これ適法にして過なく道理に合へり。

一〇　これ何の故ぞ。此等の比丘は汝等と（二）和合住を異にし、汝等は亦彼等と和合住を異にすればなり。比丘よ、別異和合住の因に二あり、自ら己を別異和合住のものとなし、和合の僧伽、彼が「其の罪を」認めず、悔謝せず、或は捨てずとて擧罪に行ふ。比丘よ、此等の二は別異和合住の因なり。比丘よ、同一和合住の因に二あり。自ら己を同一和合住のものとなし、和合の僧伽、彼が「其の罪を」認めず、悔謝せず、或は捨てずとて擧罪に行ひしを復權せしむ。比丘よ、此等の二は同一和合住の因なり。」

【二】同一界區內に和合して住することを云ふ。

二一　その時比丘等は食堂に於て屋內に於て爭鬪を起し、紛諍を起し、口論をなし、相互の間に於て不穩當なる言行あり、或は手を以て互に相打てり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば此等の釋子沙門は食堂に於て：：或は手を以て互に相打つぞや。」比丘等、此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。彼等の中にて欲念少きもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば比丘等は食堂に於て：：或は手を以て互に相打つぞや。」世尊に此事を白せり。「比丘等、汝等食堂に於て：：

或は手を以て互に相打つと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して説法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等よ、和合僧分裂して而も不法と見做され、不和の〔相互の間に〕存する時は、決して、相互に不穩の言動をなし、或は手を以て打たんと思ひて、座に著くべからず。比丘等、和合僧分裂して法に適へりと見做され、和合の〔相互の間に〕存する時は、各個の間に一座を置きて坐すべきなり。」

二　その時比丘等相互の間に於て爭鬪を起し、紛諍を起し、口論をなし、互に口頭の矛を以て相衝き、此の諍事を鎭むることを能くせざりき。時に一人の比丘あり、世尊の居たまへる處に趣き、世尊を禮拜して一方に立ち、世尊に白して言へり、「尊師、此に諸比丘等相互の間に於て・・・諍事を鎭むることを能くせず。世尊、願くは世尊の慈悲を垂れて此等の比丘の居る處に來りたまはんことを。」世尊は默して之を許諾したまへり。それより世尊は此等の比丘の居る處に來り、設けたる座に著きたまへり。座に著くや世尊は此等の比丘に語げて宣はく、「比丘等、止めよ、爭鬪、紛諍、不和、口論を起すことなかれ。」斯く宣ふや、一人の非法を説ける比丘は世尊に白して云へり、「尊師、法王、〔時を〕待たせたまへ。尊師、世尊は悠悠として現世の樂を享けて住したまへ、我等は此の爭鬪、紛諍、不和、口論によりて〔世に〕知られん。」二たび世尊は此等の比丘に語げて宣はく、「比丘等、止めよ・・・口論を起すことなかれ。」二たび彼の非法を説ける比丘は世尊に白して云へり、「尊師、法王・・・口論によりて〔世に〕知られん。」時に世尊は比丘等に語げて宣はく、

三　「比丘等、往昔婆羅奈斯城に於て梵施王と名くる迦尸王あり、富裕にして財蓄多く、兵卒車乘多く、大國土の主にして、其の倉庫は充實せり。長災王と名くる拘薩羅王ありしが、貧乏にして財蓄少く。兵卒車乘少く、小國土の主にして、其の倉庫は充實してあらざりき。比丘等。迦尸王梵施は四種の兵に武裝せしめ拘薩羅王長災を伐たんとせり。長災王は、梵施王の四種の兵に武裝せしめ、己を伐たんがために「來らんとす」と云ふを聞けり。時に長災王心に思へらく、『迦尸王梵施は富裕にして……倉庫充實せり、然るに我は貧乏にして……倉庫充實せず。我は梵施王と一合戰だも堪ふること能はず。我當に宜しく先都より逃れ出づべきなり。』それより長災王は首妃を携へ先んじて都より逃れ去れり。梵施王は長災王の兵卒車乘國土倉庫を克ち取りて之を占有せり。それより長災王は其の妃を携へて婆羅奈斯城の方に趣けり。次第に行きて婆羅奈斯城に著せり。此處に長災王は其の妃と共に變裝をなし普行出家を裝ひて城に近き處なる陶師の家に住せり。

四　比丘等。其より久しからずして拘薩羅王長災の妃は懷胎となれり。彼の女に斯の如き欲念起れり、曰く太陽の昇る時四種の兵の武具を取り甲冑を著たるが、適宜の場所に立てるを見、「彼等の」刀を洗へる水を飲まんと。長災王の妃は王に語りて云へり、『大王、我は懷胎の身となれるが、斯の如きの欲念我に起れり、曰く太陽昇る時……刀を洗へる水を飲まん』と。『妃よ、我等は貧しきものなり、奈何で四種の兵の武具を取り甲冑を著て適宜の場所に立ち、其の刀を洗ふことを得ん。』『大王、若し之

を得ずんば我は死せん。」

五　比丘等、此の時に當り迦尸國王梵施の補臣たる婆羅門は拘薩羅國王長災の友なりき。長災王は補臣婆羅門の處に趣き、彼に語りて云へり。『友よ、汝の〔三〕友は懷胎の身となれるが、斯の如きの欲念を起せり、曰く太陽の昇る時……刀を洗へる水を飲まんと。』『大王、さらば我妃を見たてまつらん。』是に於て乎、妃は補臣婆羅門の處に趣けり。補臣婆羅門は遠くより妃の來るを見、座より起ちて鬱多羅僧衣を一肩に掛け、合掌を長災王妃の方に向けて三たび喜頌を唱へて云へり、『拘薩羅王托胎したまふ、拘薩羅王托胎したまふ。妃よ、心を安んじたまへ、太陽の昇る時……刀を洗へる水を飲むことを得たまはん。』

六　比丘等、それより彼の補臣は迦尸王梵施の處に趣き、王に語げて云へり、『大王、〔四〕徵候現はれ出たり、明日太陽昇る時……適宜の場所に立ち、……刀を水に洗はんことを。』是に於て乎、梵施王は人人に命じて、汝等、彼の補臣婆羅門の云ふが如くに之を爲せと云へり。拘薩羅王の妃は太陽の昇る時、四種の兵の武具を取り甲冑を著て、適宜の場所に立てるを見、「彼等の」刀を洗へる水を飲むことを得たり。王妃は胎の熟するに隨ひて男兒を生み、名を長壽と命せり。王子は久しからずして辨別心を有するに至れり。

七　比丘等、拘薩羅王長災は心に思へらく、『此なる迦尸王梵施は我等に對して多くの不利を行へり、

〔三〕妃を指す。

〔四〕或徵候現はれたる故、之に應じて下に云ふが如きことをなせと人人に命じたまふべし、然らざれば災禍起ることあらん。

我等の兵卒車乘國土倉庫は彼がために破られたり。彼若し我等を見出さば三人共に殺戮せしめん。我當に宜しく長壽王子を都城の外に住せしむべきなり。』それより王は王子を「婆羅奈斯」城外に移せり。王子は城外に住しつつ久しからずして、あらゆる學術を習へり。

八　比丘等、時にもと拘薩羅王・長災の理髪師たりしもの迦尸王梵施に身を寄せて居たり。彼理髪師は長災王の其の妃を携へて變相し、普行出家を裝ひて婆羅奈斯城に近き處の陶師の家に住せるを見たり。見るや、梵施王の處に趣き、王に語りて云へり、『大王、拘薩羅王長災は其の妃を携へて・・・陶師の家に住す。』

九　比丘等、是に於て乎、梵施王は人人に命じて、さらば汝等、長災王を其の妃と共に捕へ來れと云へり。此等の人人は『唯唯、大王』と云うて王に應諾を與へ、長災王を其の妃と共に捕へ來れり。梵施王は其の人人に命じて云へり、『汝等、長災王を其の妃と共に繩を以て堅く後手に縛り、頭を剃り、劇しく鼓を打ちて巷より巷へ、十字路より十字路へと引き廻し、次に南門より出し、都城の南に於て彼等を四に裂き、各各一片を四方に捨てよ。』『唯唯、大王』と。人人王に應諾を與へ、長災王を其の妃と共に・・・十字路へと引き廻せり。

一〇　時に比丘等、長壽王子は心に思へらく、『我父母を省せざること久しし。我今當に彼等を省すべきなり。』王子は婆羅奈斯城に入りて、父母の繩を以て堅く後手に縛られ・・・十字路へと引き廻さる

るを見、見るや、父母に近づけり。長災王は長壽王子の遠くより來るを見たり、見るや彼に語げて云へり、『汝王子長壽よ、長く見ることなかれ、短く見ることなかれ、長壽よ、怨は怨を以ては、之を鎮むべからず、長壽よ、怨は恩を以て鎮むべきなり。』

一一　斯く云ふや、比丘等、此等の人人長災王に語りて云へり、『此の拘薩羅王長災は發狂して囈語を吐く、彼の「所謂」長壽とは誰ぞ、彼は何人に向つて、汝王子長壽よ……怨は恩を以て鎮むべきなりと云ふや。』『汝等、我は發狂して囈語を吐くにあらず。智識ある人は之を了解せん。』三たびまた此等の人人、長災王に語りて云へり……三たびまた此等の人人、長災王に語りて云へり……それより此等の人人長災王を其の妃と共に巷より巷へ、十字路より十字路へと引き廻し、次に南門より出し、都城の南に於て彼等を四に裂き、各各一片を四方に捨て守衛を置きて去れり。

一二　それより比丘等、長壽王子は婆羅奈斯城に入りて酒を持ち來り守衛のもの等に薦めたり。彼等の醉ひて倒れたる時、木材を引き來りて火葬堆を作り、父母の遺骸を堆上に置きて火を放ち、合掌して三たび堆を遶禮せり。時に偶迦尸王梵施は樓臺の最上層に上りてありき。長壽王子の合掌して三たび堆を遶禮するを見たり。見るや、彼「獨り」心に思へらく、『此のもの必ずや拘薩羅王長災の親族又は緣者なるべし。何人も之を我に語らざりしは我が不利なり。』

一三　それより比丘等、長壽王子は林間に入りて心行くまで泣き叫びて涙を拂ひ、婆羅奈斯城に入

り、王宮に近き所の象舎に入り、象師に語りて云へり、『師よ、我は「御象の」術を習はんと欲す。』『さらば汝青年、之を習へ。』時に長壽王子は夜の未明に起き出で、象舎に於て美しき音聲を以て歌ひ、又琴を彈ぜり。梵施王は夜の未明に・・・琴を彈ずるを聞けり。聞くや王は人人に問うて云へり、『夜の未明に起き出で・・・琴を彈ずるものは誰ぞ。』

一四　『大王、斯く斯くの象師の弟子たる青年夜の未明に・・・又琴を彈ず。』『さらば汝等、彼の青年を伴ひ來れ。』『唯唯、大王』と彼の人人は梵施王に應諾して長壽王子を伴ひ來れり。「梵施王は」青年に問うて云へり」『青年、汝は夜の未明に・・・又琴を彈ぜよ。』『然り大王』と云うて長壽王子は梵施王に對して應諾を與へ、「王の」愛顧を得んと欲し、美しき聲を以て歌ひ、又琴を彈ぜり。梵施王は長壽王子に告げて云へり、『汝青年、さらば我に事へよ。』『唯唯大王』と大王に對して應諾せり、それより長壽王子は梵施王に先ちて起き、後れて臥し、如何なる命をも聞かんとし、行ふ所愛すべく、言ふ所喜ぶべし。其の後久しからずして梵施王は長壽王子を宮内にありて信用すべき地位に据ゑたり。

一五　時に一日比丘等、梵施王は長壽王子に語げて云へり、『さらば汝青年、車を駕せよ、我狩獵に出んとす。』王子は王に應諾を與へ、車を駕して而して王に向ひて云へり、『大王、車を駕せり、今時を知り「て、なすべきことをなせ」。』梵施王は車に乘れり、王子の車を驅るや、車は兵士等と方を異にして走れり。王は遠く走りて後王子に語りて云へり、『さらば青年、車を停めよ、我疲れたれば臥せんと

欲す。『長壽王子は王に應諾を與へ、車を停めて地上に平坐せり。梵施王は王子の膝に頭を置きて臥せしが、疲勞したる彼は忽にして睡に入れり。

一六　時に比丘等、長壽王子は心に思へらく、『此の迦尸王梵施は我等に對して大なる不利をなせしものなり、我等の兵卒、車乘、國土、倉庫は彼がために破られ、我が父母はまた彼がために殺されたり。今は正しく我が此の怨を釋くべきの秋なり』と云うて刀の鞘を拂へり。王子は更に心に思へらく、『我が父は將に死せんとする時我に語げて云へり、(五)長壽よ、長く見ることなかれ、短く見ることなかれ、長壽よ、怨は怨を以てしては終に鎭むべからず、恩を以てこそ鎭むべけれと。我が父の言に背かんこと、これ我に適せず。』斯くて刀を鞘に納めたり。二たび長壽王子は心に思へらく、『此の迦尸王梵施は……怨を釋くべきの秋なり。』と云うて刀の鞘を拂へり。王子は更に心に思へらく、『我が父は……これ我に適せず。』斯くて刀を鞘に納めたり。三たび長壽王子は心に思へらく……斯くて刀を鞘に納めたり。時に梵施王は怖れ戰き愕き悶えて俄に起き上れり。王子は王に問うて云へり、『大王、何故に怖れ戰き愕き悶えて起き上れるぞ』『汝、青年、此に我夢むらく拘薩羅王の子長壽と云ふものあり、刀を以て我を襲へりと。我之によりて怖れ戰き愕き悶えて俄に起き上れり。』

一七　是に於て乎長壽王子は左手を以て梵施王の頭を押へ、右手を以て刀を拔き、王に語げて云

【五】　上の一〇參照。

へり、『大王よ、我は拘薩羅王長災の子なる長壽王子なり。汝は我等に對して大なる不利をなせしものなり・・・我が父母はまた汝のために殺されたり。今は正しく我が怨を釋くべきの秋なり。』時に梵施王は長壽王子の足下に平伏し、王子に語げて云へり、『汝長壽よ、我に生命を與へよ、汝長壽よ、我に生命を與へよ。』『奈何で我大王に生命を與ふることを得ん、大王、願くは我に生命を與へよ。』『さらば汝長壽よ。汝は我に生命を與へよ、我はまた汝に生命を與へん。』それより梵施王と長壽王子とは、互に生命を與へ、互に手を取り、更に害を加へざらんことを相誓へり。王は王子に語げて云へり、『車を用意せよ、我等は去らん。』王子は王に應諾して車を用意し、大王車の用意終れり、今時を知りて、なすべきことをなせ」と云へり。梵施王は車に乘り、長壽王子は車を驅り、久しからずして兵士等の來り迎ふるに會せり。

一八　時に比丘等、梵施王は波羅奈斯域に入りて、大臣商議官を集め、彼等に語げて云へり、『汝等、今若し拘薩羅國王長災の子長壽王子を見ば、如何に彼を處せんとするぞ。』或ものは、『大王、我等は彼の手を斷たん、足を斷たん、手と足とを斷たん』と云ひ、或ものは、『大王、我等は彼の耳を切らん、鼻を切らん、耳と鼻とを切らん』と云ひ、或ものは、『大王、我等は彼の頭を切らん』と云へり。『汝等、之は拘薩羅國王の子長壽王子なり、彼に對して何事をもなすことを得ず、彼は我に生命を與へ、我はまた彼に生命を與へたり。』

一九　時に比丘等、梵施王は長壽王子に向ひて云へり、『汝長壽よ、汝の父の死せんとする時、汝に向ひて云ひし所、長く見ることなかれ、短く見ることなかれ、怨は怨を以ては之を鎭むべからず、恩を以てこそ鎭むべけれと、之は何事に就て言ひしぞや。』『大王、我が父の將に死せんとする時、長くすることなかれと云ひしは、怨は長く懷くことなかれとなり、…短くすることなかれと云ひしは、友とは輙く隙を生ずることなかれとなり、…怨は怨を以てしては之を鎭むべからず、恩を以てぞ鎭むべきと云ひしは、我が父母大王のために殺されたりとて、我若し大王を殺さば、大王の得を思ふものは我が生命を斷ち、我が得を思ふものはまた大王の生命を斷ち、斯くの如くして怨は怨を以てしては之を鎭むべからず、然るに今大王は我に生命を與へ、我はまた大王に生命を與へ、斯の如くして怨は恩を以て鎭められたり。大王、これ我が父の將に死せんとする時、云ひし…恩を以てしてこそ鎭むべけれとなり。』

二〇　時に比丘等、梵施王は『奇妙なる哉、希有なる哉、此の長壽王子の聰明なること、父の簡略に說きし意義を詳に了解す』と云うて、「もと」其の父に屬せし兵士、車乘、國土、倉庫を返し與へ、更に女兒をも與へたり。比丘等、此等の杖を取り刀を取れる王にも斯の如き忍耐と同情とあり、而して此の善く說かれたる敎に於て出家せるもの、忍耐あり同情あらば、これ「彼等に取りて」善きことならん。」三たび世尊は比丘等に語げて宣へり、「比丘等、止めよ、爭鬪、紛諍、不和、口論をなすことな

かれ。」三たび彼の非法を說ける比丘は世尊に白して云へり、「尊師、法王、時を待たせたまへ、尊師、世尊は悠悠として現世の樂を享けて住したまへ、我等は此の爭闘、紛諍、不和、口論によりて知られん。」時に世尊は、「此等の愚人は昏迷せり、彼等を覺らしむることは難し」と宣ひ、座を起ちて去りたまへり。

長壽王子誦出第一　終

三　時に世尊は晨朝内衣を著け、鉢衣を携へて受食のために憍賞彌城に入りたまへり。受食のために城内を廻り、食後受食より歸りて座臥處を藏め鉢衣を携へ、大衆の中に立ちて此等の偈を唱へたまへり。

【六】以下四偈法句經三――六偈參照。

『聲を大にして「爭ふ」凡類の人等は己愚者なりと思はず、僧伽破るれば他を尊しと思ふことなし。
「自ら」賢者として言ひ、語話を得意とせるものは正念を失ひ、望に任せて口を大にして「語り」、己を導く人を知ることなし。
(六)「彼」我を罵れり、打てり、敗れり、笑へりと、斯る「思」を懷くものは其の怨解くることなし。
「彼」我を罵れり、打てり、敗れり、笑へりと、斯る「思」を懷かざるものは其の怨解く。
此世に於て怨は怨を以てしては遂に之を鎭むべからず、恩を以てぞ鎭むべきと、是永劫の法なり。

此處に吾等は亡びんとすと、（七）他は之を悟らず、此處に之を悟るものは其よりして爭止む。

「敵のために」骨を碎かれながら、生命を害ひ牛馬財貨を盜む、此等の國を掠むるものすら和合あり、何故に汝等には之なきぞ。

（八）若し思慮ある善行の賢者を同行の友とし得ば、あらゆる危難に克ち、歡喜思惟して彼と共に修行せよ。

若し思慮ある善行の賢者を同行の友とし得ずば、王の克ち取りたる國を捨つるが如く、摩登伽林中の象の如く獨り行へ。

獨り棲むこそ善けれ。愚者には伴たるなし、獨り行うて惡事をなすことなかれ、寡欲なること摩登伽林中の象の如くなれ。」

【七】賢者を除きたる他のもの即ち愚者。
【八】以下三偈　法句經三二八—三三〇、諸經要集四五、四六。

四—一　時に世尊は僧伽の中に立ちて此等の偈を唱へて後、バーラカローナカーラ村に趣かせたまへり。時に具壽婆敷は此の村に住せり。彼具壽婆敷は世尊の遠くより來りたまへるを見たり。見るや座席を設け、足洗ふ水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑ、出で迎へて鉢衣を受け取れり。世尊は設けたる座席に著いて足を洗ひたまへり。具壽婆敷もまた世尊を禮拜して一方に坐せり、彼一方に坐するや、世尊は具壽婆敷に語げて宣へり、「比丘よ、諸事便安なりや、供養物十分なりや、受食のために

疲るることなきや。」「世尊、諸事便安なり、供養物十分なり、我はまた受食のために疲るることなし。」
それより世尊は說法によりて具壽婆數を示敎利喜したまひ、座を起ちてパーチーナヴンサ園に趣かせたまへり。

二　時に具壽阿㝹樓陀、具壽難提耶、具壽金毘羅はパーチーナヴンサ園中に住したり。園丁は世尊の遠くより來りたまへるを見。世尊に白して云へり、「沙門よ、此の園に入ることなかれ、此に良家の兒三人あり、彼等安逸に慣る、彼等をして不快ならしむることなかれ。」具壽阿㝹樓陀は園丁の世尊と共に語れるを聞き、彼に告げて云へり、「園丁、汝世尊を妨げたてまつることなかれ、我等の師たる世尊の來りたまへるなり。」それより具壽阿㝹樓陀は難提耶、金毘羅兩具壽の處に到り、彼等に告げて云へり、「來れ具壽等、來れ具壽等、我等の師世尊來りたまへり。」

三　時に三人の具壽は世尊を迎へたてまつり、一人は世尊の鉢衣を受取り、一人は座席を設け、一人は足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を備へたり。世尊は設けたる座席に著き、足を洗ひたまひ、彼の具壽等も亦世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐するや、世尊は彼等に語げて宣はく、「汝等阿㝹樓陀、諸事便安なりや、供養物十分なりや、汝等受食のために疲るることなきや。」「世尊、諸事便安なり、世尊、供養物十分なり、尊師、我等は受食のために疲るることなし。」「汝等阿㝹樓陀、汝等相和し、相喜び、爭ふことなく、乳と水との如く、喜悅の眼を以て相望みて住するや。」「げにも

尊師、我等は相和し、…相望みて住す。

四　此に尊師、我等に斯の如きの念起れり、我が斯の如き同行者と共に住することを得るは、我に取りて利なり、大利なりと。尊師、我此等の諸師に對し陽にも陰にも慈悲語行を起し、慈悲心行を起せり。尊師、我にまた斯の如きの念起れり、我當に己の心を捨て此等具壽の心に隨うて行ふべきなりと。尊師、我我が心を捨て、此等具壽の心に隨うて行ふや、尊師、身は異なれども心は一の如くなれり。」兩具壽難提耶、金毘羅もまた世尊に白して云へり、「尊師、我等にも亦斯の如きの念起れり、…心は一の如くなれり。尊師、我等は斯の如くして相和し…相望みて住す。」

五　「されど阿㝹樓陀、汝等は不放逸にして、熱烈、專心にして住するや。」「げにも尊師、我等は不放逸にして、熱烈、專心にして住す。」「汝等如何にしてか不放逸、熱烈、專心にして住するや。」「此に尊師、我等の中先に村落の受食より歸るものは座席を設け、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を据ゑ、汚れたる鉢を洗ひて藏め、飲料水、用水を備ふ。後に村落の受食より歸るものは、若し殘食ありて〔之を食はんと〕欲せば之を食ひ、若し欲せずんば之を草なき場所に捨て、生物棲まざる水に沈む。彼は座席を藏め、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を藏め、汚れたる鉢を洗ひて藏め、飲料水、用水を藏め、食堂を掃ふ。飲料水器、用水器、厠房器の空虛なるを見るものは之を備ふ。若し〔單獨にて〕之を能くせざれば手語によりて第二のものを呼び、手を協せて之を備ふ。而も尊師、我

等は之を因として語を發することなく、五日每に我等は終夜說法のために集り坐す。尊師、我等は斯の如く不放逸に。熱烈、專心にして住す。」

六　時に世尊は說法によりて彼等三具壽を示教利喜したまひ、座を起ちて〔九〕パーリレーヤカの方に遊行に去りたまへり。次第に遊行しつつパーリレーヤカに達したまひ、此處に世尊はパーリレーヤカの〔一〇〕所護林、〔一一〕跋陀沙羅樹の下に住したまへり。時に世尊は一日獨坐思惟の序、心に斯の如き念を起したまへり、「我先に彼の爭鬪、喧噪、不和、諍論を事とせし憍賞彌の比丘等のために累せられ、安樂に住することを得ざりしが、今や單獨にして第二人者なく、彼の憍賞彌比丘の‥‥諍論を事とするものより遠かりて安樂に住す。」時に一頭の大象あり、牡象牝象幼象のために累せられて、〔一二〕彼は頂を切られたる草を喰ひ、彼等は彼が折りたる枝を喰ひ、彼は濁りたる水を飲み、彼の水を潛り水を渡るや牝象等は其の體に摩觸して隨へり。時に彼の大象心に思へらく、「我牡象牝象幼象のために累せられ‥‥我が體に摩觸して隨ふ。我當に獨り羣を遠かりて住すべきなり。」

七　それより彼の大象は「象」羣より離れ、パーリレーヤカなる所護林中、跋陀沙羅樹のある處、世尊の居たまへる處に近づき來り、牙を以て飲料水、用水を備へ、又草を拔けり。彼心に思へらく、

〔九〕Pārileyyaka.
〔一〇〕Rakkhitavanasaṇḍa.
〔一一〕Bhaddasāla.
〔一二〕彼自らは他の象が、草の頂を食ひて、食ひ殘したる草の莖を食ひ、自ら折り取りたる枝は他の象のために食はるるなり。

「我先に牡象牝象牡象幼象のために累せられて……我が體に摩觸して隨へり。今や我單獨にして第二のものなく牡象牝象幼象より遠かる。」時に世尊は己の孤獨なることを知り、且つ其の心を以て彼の象の心を知り、其の時此の喜頌を唱へたまへり、

『斯くて(三)那伽、轅「の如き」牙ある象の心は(四)那伽の心によりて安んぜられ、(五)彼は獨り林中にありて樂しむ。』

五―一　時に世尊は隨意の間バーリレーヤカに住したまひて後、舍衞城の方に遊行に出でたまへり。次第に遊行しつつ舍衞城に達したまへり。此處に世尊は舍衞城の祇陀林なる給孤獨長者の園に住したまへり。時に憍賞彌の信士等は、「此等の諸尊、憍賞彌の比丘は我等に對して不利をなせること甚だ大なり、世尊は彼等に累せられて此處より去りたまへり、今より我等は此等の諸尊、憍賞彌の比丘に對して敬禮、迎拜、合掌、適宜の禮を行はざらん、彼等を恭敬、尊重、奉事、供養せざらん、近づき來るとも供養物を與へざらん、斯く彼等は我等のために恭敬、尊重、奉事、供養せられず、尊敬を受けずして、或は出で去り、或は還俗し、或は世尊と和したてまつらん。」

二　それより憍賞彌の信士等は憍賞彌の比丘等に對して敬禮、迎拜、合掌、適宜の禮を行はず……

【三】象を指す。那伽は無上、主、長の意。
【四】象を指す。
【五】佛を指す。

尊敬を受けざりき。比丘等は信士等より敬禮、迎拜、合掌、適宜の禮を受けず……尊敬を受けずして、斯の如く云へり、「友等よ、我等舍衞城に趣き、世尊の面前に於て此の諍論を決せん。」それより憍賞彌の比丘等は座臥處を藏めて鉢衣を携へ、舍衞城を指して趣けり。

三　具壽舍利弗は、彼の爭闘、喧噪、不和、諍論を事とせし憍賞彌の比丘等の舍衞城に來れりと云ふを聞けり。時に具壽舍利弗は世尊の居たまへる處に近づき、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、彼の憍賞彌の比丘等……舍衞城に來れりと云ふを聞く。我は此の比丘等に對して如何に行ふべきや。」「さらば汝舍利弗、法に隨うて處せよ。」「尊師、如何にしてか法と非法とを知らん。」

四　「舍利弗、十八事によりて非法を談ずるものたることを知るべきなり。舍利弗、此に比丘あり、非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と、律を非律と、如來の告げ語りたまはざりし所を、告げ語りたまひし所なりと、告げ語りたまひし所を、告げ語りたまはざりし所なりと、習としたまはざりし所を、習としたまひし所なりと、習としたまひし所を、習としたまはざりし所なりと、制したまはざりし所を、制したまひし所なりと、制したまひし所を、制したまはざりし所なりと、無罪を有罪なりと、有罪を無罪なりと、輕罪を重罪なりと、重罪を輕罪なりと、〔一六〕有餘罪を無餘罪なりと、無餘罪を有餘罪なりと、〔一七〕大罪を小罪なりと、小罪を大罪なりと說く、

【一六】除外例ある罪を云ふと釋す。

【一七】四波羅夷、十三僧殘の如きを云ふ。

舍利弗よ、此等十八事によりて非法を語るものたることを知るべきなり。

五　舍利弗よ、十八事によりて法を語るものたることを知るべきなり。（一八）……。」

六　具壽大目犍連は……具壽大迦葉は……具壽大迦旃延は……具壽大拘絺羅は……具壽大迦賓那は……具壽大准陀は……具壽阿㝹樓陀は……具壽離婆多は……具壽優波利は……具壽阿難陀は……

七　摩訶波闍波提憍曇彌は彼の憍賞彌の比丘等……舍衛城に來れりと云ふを聞けり。それより摩訶波闍波提憍曇彌は世尊の處に近づき來り、世尊を禮拜して一方に立ち、世尊に白して云へり、「尊師、彼の憍賞彌の比丘……舍衛城に來れりと云ふと聞く。我は此の比丘等に對して如何に行ふべきや。」「さらば汝憍曇彌よ、兩衆の中に於て法を聽け、兩衆の中に於て法を聽きて後、法を說く比丘等の見る所、耐ふる所、喜とする所、之を執りて可とせよ、比丘尼衆の比丘衆より得べきことは總て法を語るものよりして之を得んことを望むべきなり。」

八　給孤獨居士は、彼の憍賞彌の比丘等……「さらば汝居士よ、兩衆に食を與へよ、兩衆に食を與へて兩衆より法を聽け、兩衆より法を聽いて、法を說く比丘等の見る所、耐ふる所、喜とする所、之を執りて可とせよ。」

九　彌伽羅の母毘舍佉は………

一〇　時に憍賞彌比丘は次第に行いて舍衛城に達せり。具壽舍利弗は世尊の居たまへる處に來り、

【一八】以下總て四の反對なり、推知すべし。

世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、彼の憍賞彌比丘等……舍衛城に達せり。尊師、如何に彼等の座臥處を設くべきや。」「舍利弗、處を異にせる座臥處を與へよ。」「處異れる座臥處なくんば如何にすべきや。」「さらば處を異にして座臥處を設けよ。如何なる事情ありとも年長の比丘の座臥處を移すべからずと我は云ふ。若し之を移せば惡作の罪あり。」「食物は之を如何にすべきや。」「食物は總てのものに對して等しく之を分つべきなり。」

一一　時に彼の擧罪に行はれたる比丘法と律とを思察して心に思へらく、「之は有罪なり、無罪にあらず、我は罪を犯せるなり、犯さざるにあらず、擧罪に行はれたるなり、行はれざるにあらず、法に適ひ過なく道理に合せる式によりて擧罪に行はれたるなり。時に彼の擧罪に行はれたる比丘は己に黨せる比丘等の處に到り、彼等に語げて云へり、「友等よ、之は有罪なり……汝等具壽よ、來れ、我が權を復せよ。」

一二　時に此の擧罪に行はれたる比丘に黨せしもの等は彼を伴ひて世尊の居たまへる處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、此の擧罪に問はれたる比丘は、友等よ、之は有罪なり……我が權を復せよと、斯の如く云ふ。我等之を如何に處すべきや。」「比丘等、之は有罪なり……道理に合せる式によりて擧罪に行はれたるなり。比丘等、彼の比丘罪を犯したることと擧罪に行はれたることとを認むるが故に、比丘等、彼の比丘の權を復せよ。」

一三　時に此等の比丘は、擧罪に行はれたる比丘の權を復し、擧罪を行ひたる比丘等の處に至り彼等に告げて云へり、「友等よ、僧伽間に爭鬪、喧噪、不和、諍論のよつて起り、僧伽の分裂、不和、不調のよつて起りたる事件に關して、此の比丘は己罪あり「と認め」、擧罪に行はれたるとを認め、更に其の權を復せられたり。友等よ、今我等此の事件を決せんがために大衆の和合「式事」を行はん。」時に彼の擧罪を行ひたる比丘等は世尊の處に到り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、彼の擧罪を受けたる比丘に黨せるもの等は我等に對して、友等よ、僧伽間に……大衆の和合式事を行はんと、斯の如く云ふ。尊師、我等之を如何に處すべきや。」

一四　「比丘等、彼の比丘己罪あると「を認め」、擧罪に行はれたるとを認めて、其の權を復せられたるが故に、此の事件を決せんがために僧伽の和合「式事」を行へ。比丘等行ふには當に斯の如くすべきなり。病者も非病者と共に總て一處に集會すべく、(一九)承認を與ふべからず。集會して後聰明にして堪能なる比丘は大衆に報じて云ふべきなり、「諸尊師、我が言ふ所を聽け「先に」僧伽間に爭鬪、喧噪、不和、諍論のよつて起り、僧伽の分裂、不和、不調のよつて生じたる事件に關して、此の比丘は己罪あることを「認め」、擧罪に行はれたることを認め、更に其の權を復せられたり。若し時機可ならば大衆此の事件を決せんがために和合「式事」を行はん。是れ我が提議なり。諸尊師、我が言ふ所を聽け、「先に」僧伽間に……更に其の權を復せられたり。大衆此の事件を決せんが

【一九】第二篇二三を見よ。

ために大衆の和合〔式事〕を行ふ。此の事件を決せんがために大衆の和合〔式事〕を行ふことを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。此の事件を決せんがために大衆は和合〔式事〕を行ひ竟り、僧伽の分裂不和は調停せられたり。大衆之を是とす、故に默す。我之を斯く如しと了解す。』直に布薩式事を行ひ、波羅提木叉を誦讀すべきなり。」

六―一　時に具壽優波利は世尊の居たまへる處に到り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、僧伽間に爭鬪、喧噪、不和、諍論のよつて起り、僧伽の分裂、不和、不調のよつて生じたる事件を審判することなく知悉することなうして大衆の和合〔式事〕を行はば、尊師、之は法に適へりや否や。」「優波利よ、僧伽間に爭鬪・・・審判することなく知悉することなうして大衆の和合〔式事〕を行はば、優波利よ、之は法に適はず。」「尊師、僧伽間に爭鬪・・・審判し〔始終を〕知悉して大衆の和合〔式事〕を行はば、尊師、之は法に適へりや否や。」「優波利よ、僧伽間に爭鬪・・・審判し〔始終を〕知悉して大衆の和合〔式事〕を行はば、優波利よ、之は法に適へり。」

二　「尊師、大衆の和合〔式事〕に幾種ありや。」「優波利よ、之に二種あり、和合式事の意味具はらず、文章具はれるものあり、和合式事の意味具はり、文章具はれるものなり。優波利よ、何をか大衆の和合式事の意味具はらず、文章具はらずとなす。優波利よ、僧伽間に爭鬪・・・審判することなく知悉す

ることなくして、大衆の和合〔式事〕を行はば、此〔の式事〕を意味具はらず。〔唯〕文章具はれりと云ふ。優波利よ、何をか大衆の和合式事の意味具はり文章具はれりとなす。波優利よ、僧伽間に乖離……審判し〔始終を〕知悉して大衆の和合式事を行はば、此〔の式事〕を意味具はり文章具はれりと云ふ。優波利よ、此等の二は大衆の和合式事なり。」

三　時に具壽優波利は座より起ちて鬱多羅僧衣を一肩に搭け、合掌を世尊の方に向け、偈を以て世尊に白して云へり、

「僧伽の事務と、〔其の〕商議と、事件の起りたると、其の審判とに於て、此處に如何なる類の人か大なる要あり、比丘は如何にしてか此處に領受せらるるに堪ふるや。

先づ戒の上に於て失なく、行ふに省慮あり、能く諸根を制し、敵者も法を以て彼を非難するなし、

これ彼を訴すべきことと一として彼に之なければなり。

斯く戒律清淨の上に立ちて怖畏なく、堪忍して語るものは衆會に入りて畏れず、動せず、〔傳の〕許したまへる所を誣りて利を失ふことなし。

同じく集會の中にて質問せらるるも彼は躊躇せず、困惑せず、彼時に合し、答に適せる所を言ひ、

明辯にして智人の衆會に滿足を與ふ。

年老の比丘に對しては敬意を有し、己の阿闍梨の說には熟達せり。測量を能くし、語るべきことと

を知り、敵者の敗るべき事に通ぜり。

敵者はよりて伏せられ、衆人はよりて智識を得、彼は己［の師說］を執つて棄てず、［他を］傷くることなうして問答止むことなし。

使命は能く之を果し、僧伽の事務は命ぜられたるが如くにす、比丘僧伽によりて派せらるれば彼等の言ふ所を行ひ。而も「我之を作せり」と思惟せず。

犯罪の行はるる條條、犯罪と滅罪と、此の［比丘比丘尼の］兩毘崩伽とに熟し、犯罪滅罪の義に通ぜり。

某某の罪を犯して擯斥せられたる、如何なる事情によりて擯斥せられしや、處分を受け終りたる人の復權、毘崩伽に熟するものは此等の事を知るべきなり。

長老の比丘、新比丘と中比丘とにも恭敬の意を有し、此處に大衆人の利益を行ふものは賢者なり、斯の如き比丘は此處に領受せらるるに堪ふ。」

國譯大品終

國譯小品

諸式事篇第一

一―一　その時佛世尊は舍衛城中、祇陀林「と名くる」給孤獨者の園に住したまへり。時に(一)パンヅカ、ローヒタカ「と名くるもの」に黨せる比丘等、己爭鬪、紛諍、喧噪、辯論、諍事を事とする身にして、他の比丘の同じく爭鬪、紛諍、喧噪、辯論諍事を事とせるもの等の處に往いて下の如く云へり、「諸具壽汝等、彼をして勝を制せしむることなかれ、聲を大にして諍へ、汝等は彼よりも聰明多聞にして、事に堪能なり、彼を畏るることなかれ、我等亦汝に黨せん。」之によりて未だ起らざる諍事は起り、既に起れる諍事は益盛なるに至れり。

二　比丘の中にて欲少きもの等は憤り、怒り且つ呟きて云へり、「何故なればパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等は己爭鬪、紛諍‥‥他の比丘の同じく爭鬪、紛諍‥‥諸具壽、汝等彼をして勝を制せしむることなかれ‥‥我等亦汝に黨せんと、斯の如く云ふや。之によりて未だ起らざる諍事は‥‥既に起れ

【一】Paṇḍuka, Lohitaka.『四分律』に智慧、盧醯那とせるもの是なり。此等二人の惡比丘に黨せるものを云ふ。

る諍事益々盛なるに至る。「それより彼等比丘は世尊に此の事を白せり。是に於て乎、世尊は此の因縁により此の機會に際して比丘衆を集め、比丘等に問うて宣へり、「比丘等、バンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等は己爭鬪、紛諍……他の比丘の同じく爭鬪、紛諍……諸具壽、汝等彼をして勝を制せしむることなかれ……我等亦汝に黨せんと、斯の如く云ふとは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「比丘等。之は適せず、順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應なり、比丘等、何故なれば此等の愚人は己爭鬪、紛諍……他の同じく……我等亦汝に黨せんと、斯の如く云ふや。比丘等、之は未だ信せざるものの信を得、既に信せるものの益信するに至る所以にあらずや。比丘等、之は却つて未だ信せざるものの信するに至らず、既に信ずるものの或は他に轉ずる所以のものたり。」

【三】 Tajjaniyakamma

三 それより世尊は種々の法によりて此等の比丘を難じたまひ、「比丘の」供養し難く、大欲にして足ることを知らず、羣集の癖ありて懶惰なることを貶し、また種々の法によりて、「比丘の」供養し易く、少欲知足にして邪を制し惡を除き、信仰心、恭敬心あり、精進を起すことを稱して、比丘等のために適當なる說法をなし、彼等に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆バンヅカ、ローヒタカの黨者に對して(三)呵責式事を行ふべきなり。

四 比丘等、之を行ふには當に斯の如くすべきなり、先づバンヅカ、ローヒタカ黨の比丘等に對して

之を警告すべく、警告して而して之を追憶せしむべく、追憶せしめて而して罪を宣示すべく、一人の聰明にして堪能なる比丘をして大衆に提議して云はしむべきなり、『諸尊師、余が言ふ所を聽け、此のパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等は己爭鬪、紛諍…他の同じく爭鬪、紛諍…我等亦汝に黨せんと、斯の如く云ふ。之によりて…益盛なるに至る。若し時機可ならば、大衆パンヅカ、ローヒタカの黨者に對して呵責式事を行はん、是れ余が提議なり。諸尊師、余が言ふ所を聽け、此等パンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等は己爭鬪、紛諍…他の同じく爭鬪、紛諍…我等も亦汝に黨せんと…益盛なるに至る。大衆パンヅカ、ローヒタカの黨者に對して呵責式事を行ふ。彼等に對して呵責式事を行ふとを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。二たび又此の事を云ふ、諸尊師、余が言ふ所を聽け、此等パンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等…三たび又此の事を云ふ、諸尊師、余が言ふ所を聽け、此等パンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等…大衆彼等に對して呵責式事を行ひ竟れり、大衆之を是とする、故に默せり、我之を然なりと了解す。』

二　比丘等。呵責式事にして若三事ある時は其は非法非律にして〔三〕結果有效ならず。曰く〔四〕(一)〔彼〕

【三】『四分律』羯磨不成就、直譯「善く制裁せられたるにあらず。」

【四】以下括孤中に數字を示せるは前後兩節中に同一事項の現はるる場合對照に便ならしめ、或は同一事項の反復を避けて之を省略する場合、省略せし事項の何事なるかを了知し易からしめんがためなり。

出席せざるに行はれ、(二)審問を經ずして行はれ、(三)自白せざるに行はれたると是なり。比丘等、呵責式事に此等の三事ある時は、其は非法非律にして結果有效ならず。比丘等、他の三事ある時は呵責式事は非法非律にして結果有效ならず、曰く、(四)犯罪なき時に行はれ、(五)波羅夷罪又は僧殘罪ある時行はれ、(六)既に罪を懺悔せし時行はれたると是なり。……他の三事ある時は……(七)警告せずして行はれ、(八)追憶せしめずして行はれ、(九)罪を宣示せずして行はれたると是なり。……他の三事ある時は……(一)「彼」列席せざるに行はれ、(十)非法なる「式事」によりて行はれ、(十一)一部の衆によりて行はれたると是なり。　他の三事ある時は……(二)審問を經ずして行はれ、(十)非法なる「式事」によりて行はれ、(十一)一部の衆によりて行はれたると是なり。……他の三事ある時は……(三)(十)(十一)……他の三事ある時は……(四)(十)(十一)……他の三事ある時は……(五)(十)(十一)……他の三事ある時は……(六)(十)(十一)……他の三事ある時は……(七)(十)(十一)……他の三事ある時は……(八)(十)(十一)……他の三事ある時は呵責式事は非法非律にして結果有效ならず、曰く、(九)罪を宣せしめずして行はれ、(十)非法なる「式事」によりて行はれ、(十一)一部の衆によりて行はれたると是なり。比丘等、此等の三事ある呵責式事は非法非律にして結果有效ならず。

【五】此等十二の條件を具備してざれば呵責式事は法に適ひ律に適ひ、制裁の意に適はず、列名中一より十二までは全く異れども同項下には上三中の一個條を取りて之に式事法によらざると、一部の衆によりて行ふとの二事を添し、總て之等の事實の例を擧げたり、上と合して十二種となる。

違法式事十二條　終

三　比丘等、左の三事ある時は、呵責式事は、法に適ひ、律に適ひ、結果有效なり、曰く、〔彼〕出席したる上にて行はれ、審問を經て後行はれ、自白して後行はれたると是なり。比丘等、他の三事ある時は呵責式事は法に適ひ、律に適ひ、結果有效なり、曰く犯罪ある時行はれ、〔犯罪の〕波羅夷罪又は僧殘罪にあらざる時行はれ、罪を懺悔せざる時行はれたると是なり。

二…………

適法式事十二條　終

【六】三は上と全く相反對するものにて、此處には上の十一條件を完全に具備すれば適法適律の式事たることを示す。但し違法の場合に因みて十二種の組合せを出せり。

四—一　比丘等、三事を具する比丘に對して大衆若し希望せば、呵責式事を行ふことを得、(一)爭鬪、紛諍、喧噪、辯論、訴事を事とし、(二)愚癡不聰明にして犯罪多く不行儀なり、(三)在家人と混じて住し、不適當なる在家人と交る。比丘等よ、此等三事を具ふる比丘に對して大衆希望せば、呵責式事を行ふべきなり。比丘等よ、他に三事あり、比丘若し之を具し、而して大衆希望せば、彼に對して呵責式事を行ふべきなり、(四)增上戒の上に於て破戒の過あり、(五)增上行の上に於て汙行の過あり、(六)勝見の上に於て邪見の過ある、比丘等よ…他に三事あり…(七)佛を謗

り、(八)法を謗り、(九)僧を謗る、比丘等よ、此等の三事を具ふる比丘に對して大衆若し希望せば呵責式事を行ふべきなり。

二　比丘等、下の如き三種の比丘等に對して大衆若し希望せば、呵責式事を行ふことを得、一人は(一)爭論、紛諍を……事として一人は(二)愚癡不聰明……一人は(三)在家人に混じ……此等三種の比丘に對して……他の三種の比丘に對して……一人は(四)增上戒の上……一人は(五)增上行の上……一人は(六)勝見の上……他の三種の比丘に對して……一人は(七)佛を誹り、一人は(八)法を謗り、一人は(九)僧を謗る、比丘等、此等三種の比丘に對して大衆若し希望せば、呵責式事を行ふことを得。

五　比丘等、呵責式事を行はれたる比丘は善く身を持すべきなり、而して之は持身の法なり、(一)人に大戒を授くべからず、(二)人に[七]依止を與ふべからず、(三)沙彌を侍せしむべからず、(四)比丘尼敎誡の任を受くべからず、(五)假令選ばるるとも比丘尼を敎誡すべからず、(六)大衆の呵責式事を行ひたる罪は更に之を犯すべからず、(七)尚は他の之と等しき罪、(八)之に過ぎたる罪も「之を犯すべからず」、(九)式事を難ずべからず、(十)式事を行ふものを難ずべからず、(十一)罪なき比丘の布薩「式事に與る」を拒むべからず、(十二)自恣「式事に與る」を拒むべからず、(十三)命令を發すべからず、(十四)監督をなすべからず、

【七】年少の比丘又は沙彌の和尚又は阿闍梨となるを云ふ。

(十五)「他人に」許可を求むべからず、(十六)警告をなすべからず、(十七)「他をして」追憶せしむべからず、(十八)比丘等と交るべからず。」

呵責式事十八條　終

六―一　それより大衆はパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等に對して呵責式事を行へり。彼等大衆のために呵責式事に行はれ、善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに心を用ひ、比丘等の所に往いて斯の如く云へり、「友等よ、我等大衆のために呵責式事に行はれ、善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに心を用ふ、今我等如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆彼等のために其の呵責式事を解除すべきなり。

二　比丘等、五事を具ふる比丘の呵責式事は之を解除すべからず、[八](一)人に大戒を授く、(二)人に依止を與ふ、(三)沙彌を侍せしむ、(四)比丘尼敎誡の選任を受く、(五)假令選ばれたりとは云へ、比丘尼を敎誡す。比丘等、此等五事を具ふる比丘の呵責式事は之を解除すべからず。比丘等、他の[九]五事を……他の[一〇]八事を具ふる比丘の呵責式事は之を解除すべからず……

十八の解除すべからざる箇條　終

【八】己れ呵責式事に行はれたる後、人に大戒を授くるなり、以下同斷。

【九】五の(六)―(十)に當る。

【一〇】五の(十一)―(十八)に當る。

七　比丘等、五事を具ふる比丘の呵責式事は當に之を解除すべきなり、(一)人に大戒を授けず、(二)人に依止を與へず、(三)沙彌を侍せしめず、(四)比丘尼教誡の選任を受けず(五)假令選ばるるとも比丘尼を教誡せず。比丘等、此等五事を具ふる比丘の呵責式事は當に之を解除すべきなり。〔二〕比丘等、他の五事を……他の八事を……

十八の當に解除すべき箇條　終

八―一　比丘等、解除するには當に斯の如くすべきなり、比丘等、パンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等、大衆に近づき、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長比丘の足下を禮拜し、蹲坐、合掌して下の如く云ふべきなり、『諸尊師、我等大衆のために呵責式事に行はれ、善く身を持し、隨順にして、「己の失を」滅すに心を用ひ、大衆の呵責式事を解除せんことを求む。』三たび之を求めて云ふべきなり……三たび之を求めて云ふべきなり……聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して云ふべきなり。

二『諸尊師、余が言の所を聽け、此等パンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘は大衆のために呵責式事に行はれ、善く身を持し……呵責式事を解除せんことを求む。若し時機可ならば大衆はパンヅカ、

【二】以下五の(六)―(十八)の十三條を含むこと六の場合より之を類推すべし。

ローヒタカに黨せる比丘等の呵責式事を解除せん、是れ余が提議なり。諸尊師、余が言ふ所を聽け、此のパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等は大衆の爲に呵責式事に行はれ、善く身を持し……呵責式事を解除せんことを求む。大衆はパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等の呵責式事を解除す。之を是とするものは默せよ、之を是とせざるものは云へ。二たび余は此の義を宣ぶ……三たび余は此の義を宣ぶ……大衆はパンヅカ、ローヒタカに黨せる比丘等の呵責式事を解除し了れり、大衆之を是とす、故に默す。我是を斯の如しと了解す、』と。」

呵責式事第一　終

九—一　その時具壽セーヤサカと云ふあり、愚癡不聰明にして犯罪多く行儀宜しからず、在家人に混じて住し、不適當なる在家人と交れり。〔他の〕比丘等は彼に別住を與へ、根本復始を與へ、摩那埵を與へ、出罪を與へて疲れ果てたり。比丘等の中にて欲寡きもの、彼等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば具壽セーヤサカは愚癡不聰明にして……〔他の〕比丘等は……疲れ果てたりや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。時に世尊は此の緣により此の機に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、セーヤサカ比丘は愚癡不聰明にして……〔他の〕比丘等は……疲れ果てたりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を非難して宣へり、「比丘等、彼の愚人の〔行ふ所は〕適せず

順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應なり。比丘等、何故なれば此の愚人は　之は未だ信せざるものの信を削、既に信せるものの益信ずるに至る所以にあらず……。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「されば比丘等、セーヤサカ比丘に向ひて、汝は「他に」依止して住すべきなりと云ひ、彼に對して依止式事を行ふべきなり。

二　比丘等、之を行ふには當に斯の如くすべきなり、先づセーヤサカ比丘を警告すべく、警告して追憶せしむべく、追憶せしめて罪を宣示すべく、罪を宣示して後、聰明にして堪能なる一比丘大衆に提議して云ふべきなり、『諸大德師、大衆余が云ふ所を聽け、此なるセーヤサカ比丘は愚癡不聰明にして……比丘等は……疲れ果てたり。若し時機可ならば大衆セーヤサカ比丘に向ひて、汝は「他に」依止して住すべきなりと云ひ、彼に對して依止式事を行ふべきなり。是れ余が提議なり。諸大德師大衆余が言ふ所を聽け〔三〕……。』

【三】以下一の四參照。
【三】二—五參照。

一〇　比丘等、依止式事にして若し三事ある時は其は非法非律にして結果は有效ならず、〔三〕……」

依止式事十八條　終

一一—一　是に於て乎、大衆はセーヤサカ比丘に向ひて、『汝は他に依止して住すべきなり』と云

ひ、彼に對して依止式事を行へり。彼は大衆の爲に依止式事に行はれ、善友に依附し、親近し、敬侍し、「彼等の」讀誦するを聽聞し、彼等に質問して、多聞にして經典に通じ、法律條目に通じ、智慧聰明にして、慚恥心あり、追悔心あり、修學の志あるものとなれり。彼は善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに心を用ゐ、比丘等の所に趣きて斯の如く云へり、「友等よ、我は大衆のために依止式事に行はれ、而して善く身を持し、隨順にして「己の失」を滅すに心を用ふ。我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、セーヤサカ比丘の依止式事を解除せよ。

二　比丘等、五事を具ふる比丘の依止式事は之を解除す可らず、（一四）……

比丘等、五事を具ふる比丘を依止式事の當に之を解除すべきなり、（一五）……

十八の解除すべからざる箇條　終

十八の當に解除すべき箇條　終

一二　比丘等、解除するには當に斯の如くすべきなり、（一六）………。」

依止式事第二　終

一三—一　その時（一七）アッサヂ、プナッバスカの黨者は、キターギリの住院僧にして無慚恥の惡比丘

（一四）以下六の二參照。
（一五）以下七參照。
（一六）以下八參照。
（一七）Assaji, Punabbasuka.

なりき。彼等は斯の如き非行を行へり、「自ら花樹を植ゑ、或は人をして植ゑしめ、自ら灌ぎ、或は人をして灌がしめ、自ら摘み、或は人をして摘ましめ、自ら編み……花梗を一にしたる花鬘を自ら造り……花梗を二にしたる花鬘を自ら造り……蕾の如き〔形の花鬘〕を自ら造り……扇の如き〔形の花鬘〕を自ら造り……冠鬘を自ら造り……〔二八〕耳環を自ら造り……胸を被ふべき花鬘を自ら造り或は人をして造らしめ、〔[illegible]〕家の主婦、息女、婦、婢、婢女等に此等のものを自ら贈り或は人をして贈らしめ、此等の婦女と同一器より食ひ、同一器より飲み、同一座に坐し、同一牀に臥し、敷物を同じうして臥し、被物を同じうして臥し、敷物と被物とを同じうして臥し、非時に食物を攝り、酒を飲み、花鬘、薫香、塗料を所持し、舞踏唱歌奏樂嬉戯をなし、〔女の〕舞踏するに伴れて舞踏唱歌奏樂嬉戯をなし、〔女の〕唱歌するに伴れて舞踏唱歌奏樂嬉戯をなし……

二　〔二九〕八片の賭博をなし、十片の賭博をなし、〔三〇〕空中に跳び上りて戯れ、地上に作りたる圖面の上にて戯れ、積み上げたる中より物を拔いて戯れ、骰子を弄びて戯れ、〔三一〕木片を打ちて戯れ、粗形を畫きて戯れ、毬を投げて戯れ、葉笛を吹いて戯れ、玩器の鋤を弄びて戯れ、筋斗をなして戯れ、玩具の水車を以て戯れ、數量を言ひ中てて戯れ、車の競走をなし、弓の競技をなし、指を以て石を打ち中

【二八】 翻譯名義大集によれば、「耳環」。

【二九】 八角の骰子を用ふるものか。

【三〇】 或は鞠を空中に投げ上げ其が落ちて來る又は其の現はるるにより勝負を決する一種の賭博か。

【三一】 長き木片を以て短き木片を打ちて戯むるなり。

て、他人の思へることを言ひ中て、他人の行ふ所に倣ね、象馬車弓劍の術を習ひ、象馬車の前に走り走り馳せ廻り、怒の色を現はし、手を拍ち、撲戲をなし、拳を以て戰ひ、舞臺の中央に僧伽梨衣を擴げ、舞女を呼びて、「妹よ、此の上に舞へ」と云ひ、喝采をなし、尙ほ種種の非行を行へり。

三　時に一人の比丘あり、迦尸國に於て雨安居を終へ世尊を見たてまつらんがために舍衛城に趣かんとする途中キターギリに來れり。彼の比丘朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて受食のためにキターギリに入れり。進むにも退くにも、前を視るにも側を視るにも、[手を]屈るにも伸すにも、愛すべき所あり、眼を垂れて威儀具はれり。人人此の比丘を目して云へり、「之は何者ぞや、愚者中の愚者の如く、鈍者中の鈍者の如く、癡者中の癡者の如し、假令近づき來るとも誰か彼に食を與ふべきぞ。我等の尊とせるアッサヂ、プナッバスカの黨者は、溫順に深切にして樂しき會話をなし、顏に微笑を湛へ、來れ、善く來れりと云ひ、而して愚者にあらず、顏色打ち解け、自ら先づ話頭を開く、斯の如きものにこそ食物は施すべきなり。」一人の信士あり、此の比丘の受食のためにキターギリを往來せるを見、見るや彼に語げて云へり、「尊師、食物を得たまへりや。」「友よ、未だ食物を得ず。」「尊師、來りたまへ、我が家に至らん。」

四　それより彼の信士は比丘を己の家に伴ひ來り、食を喫せしめて而して云へり、「尊師、何處に往きたまふぞや。」「友よ、我は世尊を見たてまつらんが爲に舍衛城に趣くものなり。」「さらば尊師、〔三〕我

【三】我が言によりて。

に代りて世尊の足下に稽首し、且つ斯の如く白せ、「尊師、キターギリに於ける住院は〔三〕頽廢に歸せり。アッサヂ、プナッバスカに薫せるキターギリの住院僧は、無慚恥の惡比丘にして、斯の如き非行あり、自ら花樹を植ゑ、或は人をして植ゑしめ……種種の非行を行ふ。尊師よ、先に信仰心あり、隨喜心ありし人人も今は信仰心なく隨喜心なく、先にありし信施の路も今は絶えて之なく、良比丘は去り惡比丘は住す。願くは尊師、世尊の比丘をキターギリに送りて、此なる住院の永存を計りたまはんことを」と。」

五　「唯唯、友よ」と彼の比丘は信士に應諾して座を起ち、舍衞城の方に趣けり。次第に往いて舍衞城の祇陀林中、給孤獨長者の園なる世尊の所に到り、世尊を禮拜して一方に坐したり。諸佛世尊は遠來の比丘と會釋するを以て習としたまふ。世尊は彼の比丘に語げて宣はく、「比丘よ、諸事便安なりや、供養物十分なりや、長路を旅して此處に來るに疲勞少かりしや、汝は何處より來れるぞや。」「諸事便安なり世尊、供養物十分なり世尊、長路を旅して此處に來るに疲るる所少し、尊師、我此處に迦尸國に於て雨安居に入り、世尊を見たてまつらんがために舍衞城に來らんとしてキターギリに留れり。時に我一日朝時に内衣を著け、鉢衣を携へて受食のためにキターギリに入れり。〔四〕……世尊、それより我は此處に來れるなり。」

六　それより世尊は此の縁により此の機に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、ア

【三】風紀の亂れたるを云ふ。
【四】同參照

ッサヂ、プナッバスカの黨者なるキターギリの住院僧等は、無慚恥の惡比丘にして、自ら花樹を植ゑ、或は人をして植ゑしめ‥‥種種の非行を行ふ等斯の如きの非行あり、先に信仰心あり、隨喜心ありし人人も‥‥良比丘は去り惡比丘は住すと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故なれば比丘等、此等の愚人は、自ら花樹を植ゑ、或は人をして植ゑしめ‥‥種種の非行を行ふ等、斯の如きの非行をなすぞや。比丘等よ、之は未だ信を得ざるものの信を得‥‥。」世尊は非難して說法をなし、舍利弗、目犍連に語げて宣へり、「舍利弗等、汝等キターギリに行け、行いてアッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等をキターギリより(二五)擯出の式事に行へ、彼等は汝等の徒弟たるべきものなり。」「尊師、我等如何にして彼等を擯出式事に行ふべきぞや。彼等は兇惡粗暴なり。」「さらば舍利弗等、衆多の比丘と共に行け。」「唯唯、世尊」と、舍利弗、目犍連は世尊に應諾したてまつれり。

【二五】 パッバーヂャニヤカンマ Pabbājaniyakamma.

七 「比丘等、汝等當に斯の如くすべきなり。先づアッサヂ、プナッバスカの黨者たる比丘等を警告すべく、警告して想起せしむべく、想起せしめて罪狀を宣示すべく、罪狀を宣示して後、聰明にして堪能なる比丘をして大衆に提議して云はしむべきなり。『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、此のアッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等は「信者の」家を汚し、非分の行をなす。彼等の非行は「衆人の」見、且つ聞く所、彼等の汚したる家は亦「衆人の」見、且つ聞く所なり。若し時機可ならば大衆アッサヂ、

プナッバスカに黨せる比丘等はキターギリに住すべからずと云うて、彼等を同處より擯出の式事に行はん、是れ我が提議なり。諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け此のアッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等は……彼等キターギリに住すべからずと云うて彼等を同處より擯出の式事に行ふ。之を是とするものは默せよ、之れを是とせざるものは言へ。二たび我此の事を言ふ……三たび我此の事を言ふ、諸尊師、我が言ふ所を聽け……大衆アッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等はキターギリに住すべからずと云うて、彼等を同處より擯出の式事に行へり。大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。」

一四―一　比丘等、三事を具する擯出式事は非法非律にして其の結果は有效ならず、曰く「彼等」出席せざるに行はれ、審問を經ずして行はれ、自白せざるに行はれたると之なり。〔三六〕……比丘等、左の三事ある時は可責式事は法に隨ひ〔三七〕……比丘等、三事ある比丘に對し大衆若し希望せば擯出式事を行ふことを得、爭鬪、紛諍、喧噪、議論、訴事を事とし、愚癡不聰明にして犯罪多く不行儀なり。在家人と混じて住し、不適當なる在家人と交る……比丘等よ、此等の三事を具有する比丘に對して大衆若し希望せば擯出式事を行ふことを得〔三八〕他にまた三事あり、大衆若し希望せば、此等を具有する比丘に對して擯出式事を行ふことを得、身の業に耽り、語の業に耽る……他にまた三事あり……身の非行あり、語の非行あり、身語の非行あり……他にまた

【三六】二參照。
【三七】三參照。
【三八】四の一參照。

三事あり・・・（二九）身の侵害あり、語の侵害あり・・・身語の侵害あり・・・他にまた三事あ・・・身の邪命あり、語の邪命あり、身語の邪命あり大衆若し希望せば此等を具有する比丘に對して擯出式事を行ふことを得。

二　三種の比丘に對して大衆若し希望せば、擯出式事を行ふことを得。（三〇）他のまた三種の比丘に對して大衆若し希望せば擯出式事を行ふことを得、一人は身の樂に耽り、一人は語の樂に耽り、一人は身語の樂に耽る（三一）・・・・・・・

一五　比丘等、擯出式事を行はれたる比丘は善く身を修むべきなり（三二）・・・・・・。」

擯出式事十八條　終

一六―一　時に舍利弗、目犍連を首とせる比丘衆はキターギリに趣きアッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等に對して擯出式事を行ひ、彼等はキターギリに住むべからずとせり。彼等は大衆のために擯出式事に行はれ、善く身を持せず、隨順ならず、「己の失を」滅すに心を用ゐず、比丘等に懺謝せずして、彼等を詈詈讒謗し、貪瞋癡怖に陷りて惡を行へりとなし、或は「住院を」去り、或は還俗せり、

（二九）身に就て制せられたる戒律を守らざるを云ふ。
（三〇）四の二參照。
（三一）以下一四の一の末文參照。
（三二）以下五の全文參照。

比丘の中にて欲寡きものの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なればアッサヂ、プナッバスカに黨せる比丘等は大衆のために擯出式事に行はれながら……或は「住院を」去り、或は還俗するぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。世尊は此の因緣により、此の機會に際して比丘僧を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、アッサヂ、プナッバスカに黨せるものの等は大衆のために擯出式事に行はれながら……或は「住院を」去り、或は還俗すと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」「何故なれば比丘等、此の愚人等は大衆のために擯出式事に行はれながら……或は「住院を」去り、或は還俗するぞや。比丘等、之は未だ信を得ざるものの信を得、既に信を得たるものの益信ずるに至る所以に非ず。」非難して說法をなし、比丘等に告げて宣へり、「さらば比丘等、大衆は其の擯出式事を解除すべからず。

二　比丘等、五事を具有する比丘の擯出式事は之を解除すべからず、人に大戒を授く、人に依止を與ふ、沙彌を侍せしむ、比丘尼敎誡の選任を受く、假令選ばれたりとは云へ、比丘尼を敎誡す(三)……

擯出式事にて解除すべき十八箇條　終る

一七—一　比丘等、解除するには當に斯の如くすべきなり、彼の擯出式事に行はれ在る比丘は大衆に近づきて、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長の諸比丘の足下を禮し、蹲坐合掌して當に下の如く云ふ

【三】六の二及び七參照。

べきなり、『諸尊師、我は大衆の爲に擯出式事に行はれ、善く身を持し、隨順にして〔己の失を〕滅すに心を用ゐ、擯出式事の解除を求む。』斯の如く請ふこと二たびすべく、三たびすべきなり。聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して云ふべきなり。

二『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け〔二四〕……

擯出式事第三　終

一八―一　その時具壽スダムマと云ふものあり、マッチカーサンダなる居士チッタの住院僧にして造營を督し、常に居士より施食を受け居たり。居士チッタの全部の大衆一部の大衆、又は一箇人を招かんと欲する時は、具壽スダムマに告げずして之を招きしと未だ之あらず。此の時に當り衆多の長老比丘、具壽舍利弗、具壽大目揵連、具壽大迦旃延、具壽大拘稀羅、具壽大迦賓那、具壽大周陀、具壽阿㝹樓陀、具壽離婆多、具壽優波利、具壽阿難陀、具壽羅睺羅等は迦尸國に遊行しつつマッチカーサンダに達し、居士チッタは諸長老のマッチカーサンダに著せしことを聞けり。彼居士は此等諸長老比丘の所に趣き、彼等を禮拜して一方に座を取れり。具壽舍利弗は法を說いて彼を教示誘導策勵悅可し、彼れはそれより諸長老比丘に白して言へり、「諸尊師、諸長老の明日〔我が家に就きて〕客食を受けたまはんことを。」長老比丘等は默して之を受け

〔二四〕以下八の二參照。

たり。

二　居士チッタは諸長老比丘の承諾せしことを知り、座を起ちて彼等を禮し、右遶の禮を行ひ、具壽スダムマの所に詣り具壽を禮拜して一方に住立し、具壽に白して言へり、「尊師、スダムマ尊の明日諸長老と共に供養を受くることを諾したまはんことを。」時に具壽スダムマは、先には此のチッタ居士は全部又は一部の衆、又は一箇人を招かんと欲する時は我に語げずして招きしことなし、然るに彼今我に語げずして此等の長老比丘を招く、今や此のチッタ居士は惡化し、我に對して好意を懷かず、我を喜ばざるなりと思ひ、チッタ居士に語げて言へり、「止みなん居士よ、我は之を諾せず。」二たび……三たびチッタ居士は具壽スダムマに語げて言へり、「尊師スダムマ、尊の明日諸長老と共に供養を受くることを諾したまはんことを。」「止みなん、居士よ、我は之を諾せず。」時にチッタ居士は、「スダムマ尊の諾すると、諾せざると、我に對して何をか爲さん」と思ひ、具壽を禮拜し、右遶の禮をなして去りぬ。

三　それより居士チッタは其の夜を過ぎて彼長老比丘等のために美味なる堅軟の食物を調へしめたり。時に具壽スダムマに、我當に宜しくチッタ居士の長老比丘等のため調理せしものを一覽すべきなりと云ひ、朝時内衣を著け鉢衣を攜へてチッタ居士の住所に至り、豫ねて設けたる座に著けり。時にチッタ居士は具壽スダムマの所に到り、具壽を拜して一方に坐し在り、一方に坐するや具壽スダムマ

は之に語げて云へり、「居士よ、此處には夥しき堅軟の食物調理せられたるが、但【三五】胡麻菓の一のみは之を見出さず。」「尊師よ、尊き佛の語は數多く之あるにスダムマ尊の語りたまふ所は胡麻菓の事にてあるか。尊師よ、往昔【三六】ダッキナーパタの商估等商用のため東部地方に趣き、其處より一羽の牝鷄を持ち還れり。尊師よ、これより彼の牝鷄は一羽の雄鴉と同棲して一匹の雛を生めり。尊師よ、彼の雛鴉の鳴音をなさんと思へる時は鷄の聲をなし、鷄の聲を發せんと思へる時は鴉の鳴音をなせり。之と同じく尊師よ、尊き佛の語は數多之あるに、尊スダムマの語りたまふ所は胡麻菓の事なり。」

四　「居士、汝は我を罵詈譴責するや。居士、之は汝の「建てたる」住院なり、我は之より立ち去るべし。」「尊師よ、我は尊スダムマを罵詈譴責するにあらず、尊師よ、マッチカーサンダ林中に住せられよ、梅樹林は住むに快き所なり、我はスダムマ尊のために衣服、飲食、臥具、病者の要品たる藥料を供すべし。」二たび……三たび具壽スダムマはチッタ居士に語げて云へり、「居士、汝は我を罵詈譴責するや。……」「尊師、何處へ去りたまはんとするぞ。」「居士、我は世尊を拜したてまつらんがために舍衞城に趣かん。」「さらば尊師、尊師の自ら宣ひし所、並に余が言せし所は總て之を世尊に白したまへ。尊師の再びマッチカーサンダに還りたまふとも之は異とするに足らじ。」

【三五】此の居士の親族にもと菓子製造を業とせしものありき、スダムマは之を諷して居士を嘲らんと巧みたるなり。

【三六】Dakkhiṇāpatha 南路。

丘。これより時にスダムマは座臥處を藏め鉢衣を携へ舍衞城を指して去れり。次第に行いて舍衞城、祇陀林なる給孤獨長者の園中、世尊の住したまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐するや具壽スダムマは、自ら云ひし所、並にチッタ居士の云ひし所を總て世尊に白せり。佛世尊は非難して宣はく、「適せず、順せず、且つ正當ならず、非沙門的、不作法、不相應事なり。何故なれば愚人汝は信仰心あり隨喜心ある施者、利益者、僧伽の後援者たる居士チッタを揶揄嘲弄して輕蔑することをなす。之は未だ信を得ざるものの……」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆スダムマ比丘に對し、[七]應追憶式事を行ひ、スダムマ、汝はチッタ居士に對して、懺謝をなせと云ふべきなり。」

六　式事は當に斯の如くして行ふべきなり、先スダムマ比丘に對して警告をなすべく、警告して追憶せしむべく、追憶せしめて罪狀を宣告せしむべく、罪狀を宣告せしめて後聰明にして智能ある比丘をして大衆に提議して云はしむべきなり、「諸師、大衆余が言ふ所を聽け、此なるスダムマ比丘は信仰心あり隨喜心ある施者、利益者、僧伽の後援者たるチッタ居士を揶揄嘲弄輕蔑せり。若し時機可ならば大衆スダムマ比丘に對して應追憶式事を行ひ、チッタ居士に謝罪せしめんとす。之余が提議なり、[八]……」

【七】 Paṭisāraṇīyakamma 「四分律作〔遮不至白衣家羯磨〕、一譯名義大集〔下意羯磨〕、大品[illegible]犍度六の三を見よ。
【八】 以下一の四、九の三、一三のも參照。

一九　比丘等三事を具する應追憶式事は非法非律にして其の結果有效ならず（三九）………

二〇　比丘等、左の五事を有する比丘に對して、大衆若し之を希望せば應追憶式事を行ひて可なり、在家人の不利益を起し、彼等に損失を與へ、彼等をして住居を失はしめん「と謀りて」所所徘徊し。彼等を罵詈譴責し、彼等を離間す。比丘等、此等五事ある比丘に對し…他の五事ある比丘に對し…在家人に對して佛を誹り、法を誹り、僧を誹り。彼等を揶揄嘲弄輕蔑し、彼等に對してなしたる適法の約束を履行せず。…左の五種の比丘に對して大衆若し希望せば應追憶式事を行ひて可なり、一人は在家人の不利益を起さん「と謀りて」所所徘徊し（四〇）………

希望の場合五種四條　終

二一　比丘等、應追憶式事に行はれたる比丘は善く身を持すべきなり（四一）………。」

應追憶式事十八條　終

【三九】二、三參照。
【四〇】以下上の十事を反復するに過ぎず。
【四一】以下全文五に同じ。

二二—一　それより大衆はスダムマ比丘に對して應追憶式事を行ひ、「汝チッタ居士に對して懺謝すべし」と宣せり。彼大衆のために應追憶式事に行はれてマッチカーサンダに趣き、而も心臆れてチッタ居士に謝すること能はず、再び舍衞城に歸り來れり。比丘等は問うて云へり、「汝チッタ居士に謝したりや。」「友等よ、我マッチカーサンダに趣き、而も心臆れてチッタ居士に謝すること能はず、再び舍衞城に歸り來れり。」

二　「さらば比丘等、スダムマ比丘をしてチッタ居士に謝せしめんがため一人の隨伴者を附せよ。之を附するには當に斯の如くすべきなり、先一人の比丘に對して之を依頼すべく、之を依頼して後、聰明にして堪能なる比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸律師、大衆余が言ふ所を聽け、若し時機可ならば、大衆某と名くる比丘を隨伴者となさん、チッタ居士に謝罪せんめんが爲に。是れ余が提議なり。諸律師、大衆余が言ふ所を聽け、大衆はチッタ居士に謝罪の爲に某と名くる比丘をスダムマ比丘の隨伴者となす。チッタ居士に謝罪のために、某と名くる比丘をスダムマ比丘の隨伴者となすことを可とするものは默せよ、不可とするものは言へ。大衆はチッタ居士に謝罪の爲に某と名くる比丘をスダムマ比丘の隨伴者となし了れり。大衆之を可とす。故に默す、我之を斯の如しと了解す。』

三　比丘等、其のスダムマ比丘はマッチカーサンダに趣き、チッタ居士に對して、『居士、我を恕せよ、我汝の好意を復せんことを希望す』と斯く云ふべきなり。斯く云うて彼若し恕せば其にて可なり、

若し恕せずんば隨伴の比丘は、居士、此の比丘を恕せよ、彼汝の好意を復せんとを希望す」と斯く云ふべきなり。斯く云うて彼若し恕せば其にて可なり、若し恕せずんば隨伴の比丘は、『居士、彼を恕せよ、我汝の好意を得んことを希望す』と斯く云ふべきなり。斯く云うて彼若し恕せば其にて可なり。若し恕せずんば隨伴の比丘は、『居士、大衆の名によりて此の比丘を恕せよ』と斯く云ふべきなり、斯く云うて彼若し恕せば其にて可なり、若し尙ほ恕せずんば隨伴の比丘は、スダムマ比丘をしてチッタ居士の見、且つ聞ける所を去ることなくして、鬱多羅僧衣を一肩にし、跪坐合掌して其の罪を自白せしむべきなり。

二三　比丘等、五事を具足する比丘の應追憶式事は之を解除すべからず（四二）……比丘等、五事を具足する比丘の應追憶式事は當に之を解除すべきなり（四三）……

十八の解除すべからざる箇條　終

十八の解除すべき箇條　終

二四　比丘等、解除するには當に斯の如くすべきなり（四四）……。」

【四二】以下六の二參照。
【四三】以下七參照。
【四四】以下八參照。

應追憶式事第四　終

二五　一　その時佛世尊は憍賞彌の[四五]瞿史多園中に住したまへり。時に具壽チャンナは或罪を犯しながら、之を認むることを欲せざりき。比丘の中にて寡欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば具壽チャンナは罪を犯しながら之を認むることを欲せざるや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。是に於て乎、世尊は此の因縁により此の機會に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、チャンナ比丘は罪を犯しながら之を認むることを欲せずと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「比丘等、何故なれば彼愚人は己罪を犯しながら、而も之を認むることを欲せざるや。比丘等、之は未だ信を得ざるものの……。」非難して説法をなし比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆チャンナ比丘に對して、[四六]『自己の』犯罪を認めざるによる除却式事に行ひ、大衆と食事住處を共にすべからず」と宣せよ」。

二　比丘等、之を行ふには當に斯の如くすべきなり。先チャンナ比丘に對して警告をなすべく、警告して追憶せしめて罪狀を宣告せしむべく、宣告せしめて後一人の聰明にして堪能なる比丘をして大衆に提議して云はしむべきなり、「諸大德、大衆我が言ふ所を聽け、此なるチャンナ比丘は罪を犯しな

【四五】Ghosita.
【四六】Āpattiyā adassane ukkhepaniyakamma「大品」中には「擯罪」と譯せし箇所あり、先は「罪舉法」の譯語を取れるなり。

がら之を認むることを欲せず、若し時機可ならば大衆チャンナ比丘に對して、己の罪を認めざるによる除却式事に行ひ、大衆と食事住處を共にすべからず」と宣せん」。是れ余が提議なり、諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け…。』(四七)比丘等、住房より住房へと順次に公宣して、『チャンナ比丘は罪を認めざるによる除却式事に行はれたり』と云ふべきなり。

二六 比丘等、罪を認めざるによる除却式事にして、若し三事ある時は其は非法非律にして、其の結果有效ならず(四八)……

二七 比丘等、除却式事に行はれたるものは善く身を持つべきなり、而して之は持身の法なり、人に大戒を授くべからず(四九)……罪なき比丘の敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受くべからず、座席を設け、臥牀を設け、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を備へ、鉢衣を受け取り、水浴の際背を擦らんとするに應ずべからず、罪なき比丘戒を犯せりと云うて之を累はすべからず、行に過あり、見に過あり、生活に過ありと云ひて之を累はすべからず、在家者の徴となるものを佩ぶべからず、外道の徴となるものを佩ぶべからず、外道に奉仕すべからず、比丘には奉仕すべきなり、比丘戒を學ぶべきなり、罪なき比丘と蓋を同じうする住院内に住すべからず、蓋を同じうする

【四七】以下一の四を參照せよ。
【四八】二－四參照。
【四九】五の一－一〇。

非住院内に住すべからず、蓋を同じうする住院非住院共に住すべからず、罪なき比丘を見ば宜しく座より起つべし、罪なき比丘に對し、内にても外にても教誡をなすべからず、罪なき比丘の布薩「式事に與る」を拒むべからず、自恣「式事に與る」を拒むべからず、命令を發すべからず、「他人に」許可を求むべからず、警告をなすべからず、「他をして」追憶せしむべからず、比丘等と交はるべからず。」

罪を認めざるによる除却式事十八箇條　終

二八―一　それよりチャンナ比丘は罪を認めざるによる除却式事に行はれ、大衆と食事住所を共にすべからず」と宣せられたり」。彼大衆のために除却式事に行はれ、其の住院より他の住院へ去れり。此の處なる比丘等は彼に對して敬禮せず、迎拜せず、合掌せず、尊敬の意を表せず、恭敬尊重奉事供養をなさざりき。彼は比丘等の恭敬尊重奉事供養を受けず、尊敬の意を表せられずして其の住院より他の住院に趣きしが、其の處にても比丘等は彼に對して敬禮せず、迎拜せず……他の住院に趣きしが其の處にても比丘等は彼に對して敬禮せず、迎拜せず……尊敬の意を表せられずして再び憍賞彌城に歸り來れり。彼善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに心を用ゐ、比丘等に近づきて云へり、「友等よ、我大衆のために罪を認めざるによる除却式事に行はれ、善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに心を用ふ、我今如何になすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、チャンナ比丘

の罪を認めざるによる除却式事を解除せよ。

二　比丘等、自己の罪を認めざるによりて除却式事に行はれたる比丘に若し五事ある時は、其の式事は之を解除すべからず、人に大戒を授く（五〇）……他の五事ある時は（五一）……他の五事ある時は（五二）……比丘等、己の罪を認めざるによる除却式事に行はれたる比丘に若し左の八事ある時は、其の式事は之を解除すべからず、罪なき比丘の布薩「式事に與る」を拒む（五三）……

四十三の解除すべからざる場合　終

二九　比丘等、罪を認めざるにより除却式事に行はれたる比丘若し五事なき時は、其の式事は之を解除すべきなり……

四十三の解除すべき場合　終

三〇　比丘等、解除するには當に斯の如くすべきなり（五四）……。」

罪を認めざるによる除却式事第五　終

三一　その時世尊は憍賞彌なる瞿史多園中に住しまたへり。時に具壽チャンナは或罪を犯しながら

【五〇】**五**の一より、五までと同じ。**七**參照。

【五一】**五**の六より一〇に當る。

【五二】斯くの如くして五箇條の場合總て七あり、併て三十五箇條となる。

【五三】以下**五**の十一より十八までと同じ。

【五四】以下**八**參照。

之を謝することを欲せざりき。〔五五〕……

罪を謝せざるによる除却式事第六　終

三二―一　その時佛世尊は舍衞城中、祇陀林なる給孤獨長者の園中に住したまへり。時にアリッタと呼べるもの鷹師の家に生れたる比丘は斯の如き邪惡の見を起せり、曰く、「世尊の障礙の法として說かせたまひし所は、之を行ふものには障礙とするに足らずと、余は斯の如く世尊の法を說かせたまひしことを知る。」衆多の比丘等はアリッタと名くる比丘の、世尊の障礙の法として……と斯の如き邪惡の見を起せることを聞けり。それより此等の比丘はアリッタ比丘の所に趣き彼に語げて云へり、「友アリッタよ、汝は世尊の障礙の法として……と斯の如き邪見を起せりと云ふは眞なりや。」「友等よ世尊の障礙の法として說かせたまひし所は、之を行ふものには障礙とするに足らずと、余は實に斯の如く世尊の法を說かせたまひしことを知る。」

二　「友アリッタよ、斯く云ふことなかれ、世尊を誣謗したてまつることなかれ、世尊を誣謗したてまつるは宜しきことにあらず、世尊は斯の如く宣ひしことなし。友アリッタよ、世尊は種種の方便によりて障礙の法は障礙の法なり、而して之を行ふものには障礙となるに足ると說きたまへり。世尊

〔五五〕以下二五―三〇と同じ、唯「罪を認めざるによる」に代ふるに「罪を謝せざるによる」を以てするの異あるのみ。

は諸欲は快味少く、苦痛多く、失望多く、患難多しと說きたまへり、諸欲は骨鏁に喩ふべく、苦痛多く‥‥肉片に喩ふべく‥‥草炬に喩ふべく‥‥火坑に喩ふべく‥‥夢に喩ふべく‥‥乞食物に喩ふべく‥‥樹果に喩ふべく‥‥刀劍及び屠舍に喩ふべく‥‥槍と杙とに喩ふべく‥‥蛇頭に喩ふべく、苦痛多く、失望多く、患難多しと說きたまへり。」彼のアリッタ比丘は比丘等のために斯の如く說き聞かされても尙ほ强く堅く其の邪惡の見に住し、「世尊の障礙の法として說かせたまひし所は、之を行ふものには障礙とするに足らずと、余は實に斯の如く世尊の法を說かせたまひしことを知る」と云へり。

三　此等の比丘は彼のアリッタ比丘をして此の邪惡の見より離れしむることを能せざりしよりして彼等は世尊の居たまへる所に來り、世尊に此の事を白せり。それより世尊は此の因緣により此の機會に際してアリッタ比丘に問ひて宣へり、「アリッタ、汝は、世尊の障礙の法として‥‥斯の如き邪惡の見を起せりと云ふは眞なりや。」「余は世尊の障礙の法として說き示したまひし所は、之を行ふものには障礙とするに足らずと、實に斯の如く世尊の法を說かせたまひしとを知る。」「愚人、汝は我が何人に對して斯の如く法を話き示せることを知れるぞ。我は種種の方便を用ゐて障礙の法は障礙の法なり、而して之を行ふものには障礙にするに足ると說き示せるにあらずや。我は諸欲は快味少く、苦痛多く、失望多く、患難多しと‥‥然るを愚人、汝は己の謬解よりして我をも誣謗し、己を轉覆し、不善業を積むこと大なり。愚人よ、之は汝に取りて長時不利たり苦痛たらん。愚人よ、之は未だ信せざ

るものの……。」非難して說法をなし、比丘等を呼びて宣へり、「さらば比丘等、大衆アリッタ比丘に對して【五六】邪見を捨てざるによる除却式事に行ひ、大衆と食事住所を共にすべからず」と宣すべし」。」

四　之を行ふには當に下の如くすべきなり。先アリッタ比丘に對して警告をなすべく、警告して追憶せしむべく、追憶せしめて罪を宣告せしむべく、罪を宣告せしめて後、一人の聰明にして堪能なる比丘をして、大衆に提議して云はしむべきなり、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、此なるアリッタ比丘は邪見を起して思へらく、世尊の障礙の法として說かせたまひし所は、之を行ふものには障礙とするに足らずと、余は斯の如く世尊の法を說かせたまひしを知ると。彼は此の邪見を捨つることなし。若し時機可ならば大衆アリッタ比丘に對して邪見を捨てざるによる除却式事に行ひ、大衆と食事住所を共にすべからず」と宣せん」。是れ余が提議なり。」【五七】……比丘等、住處より住處へと順次に公宣して「アリッタ比丘は邪見を捨てざるによる除却式事に行はれたり」と云ふべきなり。

三三　比丘等、邪見を捨てざるによる除却式事にして、若し三事ある時は其は非法非律にして、其の結果は有效ならず【五八】……。」

【五六】Pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepanīya kamma.

【五七】以下一の四及び二五參照。

【五八】以下二―五參照。

邪見を捨てざるによる除却式事十八箇條　終

三四―一　それより大衆アリッタ比丘に對し、邪見を捨てざるによる除却式事に行ひ、大衆と食事住所を共にすべからず」と宣せり。彼大衆のために除却式事に行はれて還俗せり。比丘の中にて寡欲なるもの等は憤り忿り且つ呟きて云へり、「何故なればアリッタ比丘は邪見を捨てざるによる除却式事に行はれて還俗せるぞや。」世尊に此の事を白せり。世尊は此の因縁により此の機會に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等アリッタ比丘は邪見を捨てざるによる除却式事に行はれて還俗せりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故なればまは……。」非難して説法をなし比丘等に告げて宣へり、「さらば比丘等、大衆邪見を捨てざるによる除却式事は之を解除せよ。

二　比丘等、五事を具足する比丘の除却式事は之を解除すべからず(一)人に大戒を授く、(五九)……
比丘等、五事を具足する比丘の除却式事は當に之を解除すべきなり、(一)人に大戒を授けず、(六〇)……

十八の解除すべからざる箇條　終

十八の解除すべき箇條　終

【五九】以下六の二參照。
【六〇】以下七參照。

比丘等、之を解除するには當に下の如くすべきなり。其なる邪見を捨てざるにより除却式事に行はれたる比丘は大衆に近づき〔六二〕……我之を斯の如しと了解す。」

邪見を捨てざるによる除却式事第八　終

【六二】以下八參照。

別住篇第二

一一　その時佛世尊は舍衛城の祇陀林なる給孤獨長者の園中に住したまへり。時に別住中の比丘等、(一)通常の比丘等の、敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け、座席を設け、臥牀を設け、足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を備へ、鉢衣を受け取り、水浴の際、背を摩するに應ぜり。比丘等の中にて欲寡きものは憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば此の別住中の比丘等は通常の比丘の敬禮、迎拜……背を摩するに應ずるぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。世尊は此の因緣に於て此の機會に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、別住中の比丘等、通常の比丘の敬禮、迎拜……背を摩するに應ぜりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣はく、「何故なれば比丘等、此等別住中の比丘は通常の比丘の敬禮、迎拜……背を摩するに應ずるぞや。比丘等、之れは未だ信ぜざるものの信を得……所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、別住中の比丘は通常の比丘の敬禮、迎拜……背を摩するに應ずべからず。之に應ずるものは惡作の罪あり、比丘等、別住中の比丘は互に其の年次により、敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け……背を摩せしむることを許す。比丘等、別住中の比丘

【一】前篇中に云へる罪なき比丘なり。

は布薩式、自恣式、雨安居時の法衣、布施物及び食事を、此等五事の上に於て、年次を認むることを許す。

二　さらば比丘等、我別住中の比丘のために〔二〕持身の法を制せん、彼等之によりて其の身を持つべきなり、比丘等、別住中の比丘は善く身を持つべきなり、而して之は持身の法なり。人に大戒を授くべからず、人に依止を與ふべからず、沙彌を侍せしむべからず、比丘尼教誡の任を受くべからず、假令選ばるるとも比丘尼を教誡すべからず、大衆のために別住の處分に逢ひたる罪は之を犯すべからず、他の之と同じき罪、之より更に重き罪は之を犯すべからず、式事を非難すべからず、式事を行ふものは非難すべからず、通常の比丘の布薩「式事に與る」を拒むべからず、自恣「式事に與る」を拒むべからず、命令を發すべからず、「他人に」許可を求むべからず、「他に」警告をなすべからず、「他をして」追憶せしむるの任を受くべからず、比丘等と交るべからず。

比丘等、別住中の比丘の先に道を行くべからず、先に座に著くべからず、大衆中最後の座席、最後の臥牀、最後の房舍を彼に給すべく、彼亦之を受くべきなり、別住中の比丘には通常の比丘を己の先發者又は隨行者として「信者の」家に趣くべからず。「十三頭陀中の」林間住を行はんとすべからず、常乞食を行はんとすべからず、「されど」之を因として乞食物を持來らしむべからず、他人の己の〔三〕事を知

〔二〕 Vatta 義務、勤務の意。
〔三〕 己の別住期中にあることを云ふなり。

らざらんことを冀ひて。別住中の比丘若し客とならば〔主たる比丘に〕之を明すべく、〔主とならば〕客來の比丘に之を明すべく、布薩式にも之を明すべく、自恣式にも之を明すべく、若し病に罹りてあらば使者を以て之を明すべし。

三　別住比丘は通常比丘と同行するか、又は或障難起れるかにあらざれば比丘の棲める住院より比丘の棲まざる住院に趣くべからず、別住比丘は通常比丘と同行するか又は或障難起れるかにあらざれば比丘の棲める住院より比丘の棲まざる非住院に趣くべからず、別住比丘は通常比丘と同行するか、或障難起れるかにあらざれば比丘の棲める住院より比丘の棲まざる住院又は非住院に趣くべからず。別住比丘は：：比丘の棲める非住院より比丘の棲まざる住院へ：：比丘の棲める非住院より比丘の棲まざる非住院へ：：比丘の棲める非住院より比丘の棲まざる住院又は非住院へ：：比丘の棲める住院又は非住院より比丘の棲まざる住院へ：：比丘の棲める住院又は非住院より比丘の棲まざる非住院へ：：比丘の棲まざる住院又は非住院より比丘の棲まざる住院又は非住院へ趣くべからず。

別住中の比丘は比丘の棲める住院より同じく比丘の棲める住院にて、己と和合住を同じくせざる比丘の居る所へは通常の比丘と同行するか、又は或障難起れるかにあらざれば趣くべからず【四】：：別住中の比丘は比丘の棲める住院又は非住院より同じく比丘の棲める住院にて、己に和合住を同じうせざ

【四】上文參照。此の場合又九ありと知るべし。

る比丘の居る所へは通常の比丘に同行するか、又は或障難起れるかにあらざれば趣くべからず。別住中の比丘は比丘の棲める住院より比丘の棲める住院にて己と和合住を同じうするものの居る所へ、己今日歸り來り得べきことを知りて宜しく趣くべきなり。……別住中の比丘は比丘の棲める住院又は非住院より比丘の棲める住院又は非住院にて己と和合住を同じうするものの居る所へ、己今日歸り來り得べきことを知りて宜しく趣くべきなり。

四　別住中の比丘は通常の比丘と蓋を同じうする住院內に住すべからず、蓋を同じうする非住院內に住すべからず。蓋を同じうする住院又は非住院內に住すべからず。通常の比丘を見ば宜しく座より起つべく、彼を座に請ずべく、彼と座を同じうして坐すべからず、彼低き座に坐せるに己高き座に坐すべからず、彼地上に坐せるに己は座に坐すべからず、經行處を同じうして經行をなすべからず、彼低き經行處に經行せるに己は高き經行處に經行すべからず、彼地上に經行せるに己は經行處に上りて經行すべからず、別住中の比丘は同じく別住中の比丘にて己より年長のものと、蓋を同じうする住院內に住すべからず……根本復始に相當すべき比丘と、蓋を同じうする住院內に住すべからず……摩那埵に相當すべき比丘と、蓋を同じうする住院內に住すべからず……摩那埵の處分を受けつつある比丘と、蓋を同じうする住院內に住すべからず……【五】複權に相當する比丘と、蓋を同じうする住院內に住すべからず……

【五】Abbhāna（アッバーナ）出罪と譯せり、一旦處分に違ひて權利を復せらるべきものなり。

蓋を同じうする非住院内に住すべからず……彼地上に經行せるに己は經行處に上りて經行すべからず、比丘等、別住中の比丘を四人の衆の人として別住を與へ、根本復始を行ひ、摩那埵を行ひ、二十人の衆の一人として復權を行はば、其の式事は何れも非違にして作法に合はず。」

別住者の義務九十四條、終

二　時に具壽優波利は世尊の居たまへる所に來り、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐したる彼具壽優波利は、世尊に問ひたてまつりて白せり、「別住中の比丘の別住中絕に幾種ありや。」「優波利よ、之れに三種あり、共住、獨住、非公告と是れなり。優波利よ、此等三種は別住中の比丘の別住中絕なり。」

三—一　その時衆多の比丘舍衞城中に集まりたるため、別住中の比丘等別住を成ずること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、別住を一時中止することを許す。比丘等、之を中止するには當に斯の如くすべきなり。其の別住中の比丘は一人の比丘の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して云ふべきなり、『我一時別住を中止す。』〔之によりて〕別住は中止せらる。『我我が義務を行ふことを中止す。』〔之によりて〕義務は中止せらる。」

二　時に舍衞城の比丘等は所所徘徊したるため、別住中の比丘等は別住を成ずること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、中止したる別住は再び之を始むることを許す。比丘等、之を始むるには當に斯の如くすべきなり。其の別住中の比丘は一人の比丘の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して云ふべきなり、『我再び我が別住を始む。』〔之によりて〕別住は再び開始せられる。『我再び我が義務を行ふ。』〔之によりて〕義務は再び開始せられる。」

別住者の果すべき義務　終

四　その時【六】根本復始の處分に相當すべき比丘、通常の比丘の敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け【七】……之を因として乞食物を持來らしむべからず、他人の己の事を知らざらんことを冀ひて。根本復始の處分に相當すべき比丘は比丘の棲める住院より比丘の棲める住院へは、通常の比丘と同行するか、又は障難あるかにあらざれば趣くべからず。【八】……比丘の棲める非住院へ……比丘の棲める住院又は非住院へ……比丘の棲める住院又は非住院にて、己と和合住を同じうする比丘の居る所へは、通常の比丘と同行するか、又は障難起るかにあらざれば趣くべからず。比丘等、根本復始の處分に相當すべき比丘は通常の比丘と蓋を同じうする住院内に住すべからず。【九】……彼地上に經行せるに己は經行處に上りて經行すべか

【六】別住を更に初より行ひ始むるを云ふ。『大品』第三篇四の六の註を見よ。
【七】一の一、二參照。
【八】一の二參照。
【九】一の四參照。

らず。根本復始の處分に相當すべき比丘は別住中の比丘と蓋を同じうする住院内に住すべからず。：：：他の根本復始の處分に相當すべき比丘にして己より年長のものと：：：摩那埵の處分に相當すべき比丘と：：：摩那埵の處分を受けつつある比丘と：：：復權に相當する比丘と：：：蓋を同じうする住院内に住すべからず：：：彼地上に經行せるに己は經行處に上りて經行すべからず。比丘等、根本復始の處分に相當する比丘を四人の衆の一人として別住を與へ、根本復始を與へ、摩那埵を與へ、彼を二十人の衆の一人として復權を與へば、其の式事は何れも非違にして作法に合はず。」

五　その時摩那埵の處分に相當する比丘等。通常の比丘の敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け〔一〇〕：：：：：：：

六　その時摩那埵の處分を受けつつある比丘等、通常の比丘の敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け〔一一〕：：：比丘等、摩那埵を受けつつある比丘若し客とならば「主たる比丘に」之を明すべく、「主人ならば」客來の比丘に之を明すべく、布薩式にも之を明すべく、自恣式にも之を明すべく、〔一二〕日日之を明すべく、若し病に罹りてあらば使者を以て之を明すべし。摩那埵の處分を受けつつある比丘は〔一三〕大衆一

【一〇】以下一の一―四及び四を參照して知るべし。

【一一】一の一、二參照。

【一二】一の二に此の一文加はれることに注意すべし。

【一三】通常の比丘一人と同行するにあらずして大衆一同と同行せざるべからず。

同と同行するか、又は或障難起れるかにあらざれば、比丘の棲める住院より比丘の棲まざる住院へ趣くべからず。〔一四〕……。」

七　その時具壽優波利世尊の所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、摩那埵中の比丘の摩那埵中絶に幾種ありや。」「優波利よ、之に四種あり、共住、獨住、非公告、〔一五〕不足の衆中にて行ふこと是なり。優波利よ、此等の四は摩那埵中の比丘の摩那埵中絶なり。」

八　その時舍衞城中に衆多の比丘集まり摩那埵中の比丘等は摩那埵を成すること能はざりき。世尊に此の事を白せり〔一六〕……

九　その時復權に相當する比丘等、通常、比丘等の敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け〔一七〕……

【一四】一の三、四參照。
【一五】四人以下にて五人に足らざるを云ふ。
【一六】三の一、二參照。
【一七】以下一の一―四を參照せよ。

罪集篇第三

一—一　その時佛世尊は舍衞城なる給孤獨長者の園に住したまへり。時に具壽ウダーイは一の罪を犯せり、卽ち彼は識りて精水を漏し、而も之を祕せざりき。彼比丘等に語げて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、而も我之を祕せず、我之を如何に爲すべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の一の罪卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざるの罪に對し、六夜摩那埵の處分を行へ。

二　之を行ふには當に下の如くすべきなり。其のウダーイ比丘は大衆に近づき、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長比丘の足下を禮し、跪坐合掌して云ふべきなり、『諸尊師、我一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、而も之を祕せず。諸尊師、我我が此の一の罪、卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざるの罪に對し、六夜摩那埵の處分を求む。諸尊師、我一の罪を犯せり……諸尊師、我二たび我が此の一の罪……六夜摩那埵の處分を求む。諸尊師、我一の罪を犯せり……諸尊師、我三たび我が此の一の罪……六夜摩那埵の處分を求む。』

三　聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆余が云ふ所を聽け、此

のウダーイ比丘は一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、而も之を祕せず。彼大衆に向ひて一の罪卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざるの罪に對し六夜摩那埵の處分を求む。若し時機可ならば大衆ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行はん。是れ余が提議なり。諸尊師、大衆余が云ふ所を聽け、此のウダーイ比丘は一の罪　　六夜摩那埵の處分を求む。大衆ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行ふ。ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行ふことを是とするものは默止せよ、是とせざるものは云へ。二たび我此の意を述ぶ……三たび我此の意を述ぶ、諸尊師、大衆余が云ふ所を聽け、此のウダーイ比丘は一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を求む。大衆ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行ふ。ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行ふこれを是とするものは默止せよ、是とせざるものは云へ。大衆ウダーイ比丘の一の罪、卽ち識りて精水を漏し、而も之を祕せざるの罪に對し、六夜摩那埵の處分を行ひ了れり。大衆之を是とす、故に默す。余は之を然なりと了解す。」と。

二―一　彼摩那埵を勤め了りて後、大衆に語りて云へり、「友等、我一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざりき。我大衆に向ひて此の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を求め、大衆我が一の罪……に對して六夜摩那埵の處分を行ひ、我は之を勤め了れり、我之を如何にすべきぞや。」世

尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の復權を宣せよ。

二　之を宣するには當に下の如くすべきなり、彼ウダーイ比丘は大衆の所に到り、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長比丘の足下を禮拜し、跪坐合掌して云ふべきなり、『諸尊師、我一の罪…に對して六夜摩那埵の處分を求め、大衆我が一の罪…に對し六夜摩那埵の處分を行へり。諸尊師、我摩那埵を勤め了りて大衆に復權を求む。諸尊師、我一の罪…我摩那埵を勤め了りて二たび大衆に復權を求む。諸尊師、我一の罪…我摩那埵を勤め了りて三たび大衆に復權を求む。』

三　聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、余が云ふ所を聽け、此のウダーイ比丘は一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、而も之を祕せず、彼は大衆に向ひて一の罪、卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざるの罪に對して六夜摩那埵の處分を求め、大衆はウダーイ比丘の一の罪、卽ち識りて精水を漏し、之を祕せざるの罪に對して六夜摩那埵の處分を行へり。彼摩那埵を勤め了りて大衆に復權を求む。若し時機可ならば大衆ウダーイ比丘の復權を宣せん。是れ余が提議なり。(一)……。』

【一】以下一の三の末文より推知すべし。

三—一　その時具壽ウダーイは一の罪を犯せり、彼識りて精水を漏し一日間之を祕せり。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪…一日間之を祕せり。我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事

を白せり。「さらば比丘等、ウダーイ比丘の一の罪……一日間祕せるに對して一日別住の處分を行へ。

二　之を行ふには當に斯の如くすべきなり〔二〕……。」

四―一　彼別住を終りて後、大衆に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり、卽ち識りて精水を漏し、一日間之を祕せり。我大衆に向ひて一の罪……に對し一日別住の處分を求め、大衆は我が此の一の罪……に對して一日別住の處分を行へり。我別住を終れり、我今之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、ウダーイ比丘の一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行へ。

二　之を行ふには當に斯の如くすべきなり〔三〕……。」

〔二〕　以下一の二、三より推知すべし。

〔三〕　以下一の二、三、二の二、三を參照して知れ。

五―一　彼摩那埵を勤め了り、比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり、識りて精水を漏し、一日間之を祕せり。我大衆に向ひて一の罪……に對し一日別住の處分を求め、大衆は我が此の一の罪……に對して一日別住の處分を行へり。我別住を終りて後、大衆に向ひて一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を乞ひ、大衆は我が一の罪……に對し六夜摩那埵の處分を行ひ、我は之を勤め了れり。我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の復權を宜

せよ。

二　之を宣するには當に斯の如くすべきなり（四）……。」

六　その時具壽ウダーイは一の罪を犯せり、識りて精水を漏し、二日間、三日間、四日間、五日間之を祕せり。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり、識りて精水を漏し、二日間、三日間、四日間、五日間之を祕せり、我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、ウダーイ比丘の一の罪……一日間、二日間、三日間、四日間、五日間祕せるに對し、一日別住、二日別住、三日別住、四日別住、五日別住の處分を行へ。（五）……。」

七―一　彼別住に住しながら、其の中間に一の罪を犯せり、識りて精水を漏し、之を祕密にせざりき。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……五日間之を祕せり……我大衆に向ひて一の罪……五日間祕密にせるに對し五日別住の處分を乞ひ、大衆は我が一の罪……に對して五日別住の處分を行へり。我別住に住しつつ、其の中間に於て一の罪を犯せり……我之を如何にすべきぞや。」世尊に此事を白せり。「さらば比丘等よ。大衆ウダーイ比丘に對し、中間に犯せる一の罪……の爲に（六）根

【四】二の二、三參照。
【五】以下三參照。
【六】根本復始とは某期間の別住を終りたるを無效として、再び其の初に還し別住に住せしむるを云ふ。

本復始の處分を行へ。

二　之を行ふには當に下の如くすべきなり（七）……。」

八—一　彼別住を終りて摩那埵を（八）受くべき身となり、其の中間にありて一の罪を犯せり、識りて精水を漏し、之を祕密にせざりき。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……五日間之を祕せり……我大衆に向ひて一の罪……五日間祕密にせるに對し五日別住の處分を乞ひ、大衆は我が一の罪……に對して五日別住の處分を行へり。我別住に住しつつ其の中間に於て一の罪を犯せり……大衆は我が一の罪……に對し根本復始の處分を行へり。我別住を終りて、摩那埵を受くべき身となり、其中間に於て一の罪を犯せり……我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、ウダーイ比丘の一の犯罪……のため、彼を根本復始の處分に行へ。

二　之を行ふには當に斯の如くすべきなり（九）……。」

九　彼別住を終りて彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり（一〇）……我旣に別住を終れ

【七】以下一參照。
【八】別住を終りたるものは、次に六夜摩那埵に處せらる、上の四參照。
【九】以下一の二、三を見よ。
【一〇】八の初參照。

り、我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の（二）三種の犯罪に對し六夜摩那埵の處分を行へ。之を行ふには當に下の如くすべきなり……。」

一〇　彼摩那埵を受けつつ其の中間にありて一の罪を犯せり……彼は之を祕せざりき。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……我摩那埵を受けつつ其の中間にありて一の罪を犯せり……我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、彼に根本復始の處分を行ひ、六夜摩那埵の處分を行へ。之を行ふには當に斯の如くすべきなり……。」

【二】 (一)五日間祕密にせると、(二)別住中罪を犯して祕せざりしと、(三)摩那埵中罪を犯して祕せざりしと是なり、六、七、八參照。

一一　彼摩那埵を終り、復權を受くべき身となり、其の中間に於て一の罪を犯せり……彼は之を祕密にせざりき。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……我摩那埵を終り、復權を受くべき身となり、其の中間にありて一の罪を犯せり……我今之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の中間に犯したる一の罪……彼に根本復始の處分を行ひ、六夜摩那埵の處分を行へ。之を行ふには當に下の如くすべきなり……。」

一二　彼摩那埵を終りて後比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……我既に摩那埵を終れり、我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘に復權を宣せよ。之を宣するには當に下の如くすべきなり………。」

一三　その時具壽ウダーイは一の罪を犯せり、即ち故らに精水を漏し、半月間之を秘密にせり〔三〕……「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の一の犯罪……に對し半月別住の處分を行へ。之を行ふには當に下の如くすべきなり……。」

一四　彼別住に住しつつ其の中間にありて一の罪を犯せり……五日間之を秘密にせり……「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の一の犯罪……五日間秘密にせるに對し、根本復始の處分を行ひ、先の罪に對し總括的別住處分を行へ。之を行ふには當に下の如くすべきなり………。」

一五　彼別住を終り、摩那埵を受くべき身となりて、其の中間に一の罪を犯せり……五日間之を秘密にせり……「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の中間に犯せる一の罪……五日間秘密にせる罪に對し根本復始の處分を行ひ、先の罪に對しては總括的別住處分を行へ。之を行ふには當に下の如くすべ

〔三〕三及び六參照。

きなり………」

一六　彼別住を終りて後比丘等に語りて云へり、「友等よ、我初め一の罪を犯せり（一三）…我既に別住を終れり、我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の三種の罪惡に對し六夜摩那埵の處分を行へ。比丘等、之を行ふには當に下の如くすべきなり………。」

一七　彼摩那埵を勤めつつ其の中間にありて一の罪を犯せり…五日間之を祕密にせり…「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の中間に犯せる一の罪…五日間祕密にせる罪に對し根本復始の處分を行ひ、先の罪に對しては總括的別住處分を行ひ、六夜摩那埵に處せよ。是を行ふには當に下の如くすべきなり………。」

【一三】一三―一五參照。

一八　彼摩那埵を勤め終り、復權を宣せらるべき身となりて、其の中間に一の罪を犯せり…五日間之を祕密にせり…「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘の中間に犯せる罪…五日間祕密にせる罪に對して根本復始の處分を行ひ、先なる罪に對しては總括的別住處分を行ひ、六夜摩那埵を與へよ。………。」

一九　彼摩那埵を勤め終りて後比丘等に語りて云へり、「友等よ、我一の罪を犯せり……我既に摩那埵を終れり、我今如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆ウダーイ比丘に對して復權を宣せよ。之を宣するには當に下の如くすべきなり………。」

漏液條　終

二〇　その時一人の比丘あり、多くの〔四〕僧殘罪を犯せり。一の犯罪は一日祕せられ、一の犯罪は二日祕せられ……三日……四日……五日……六日……七日……八日……九日……十日祕せられたり。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我多くの僧殘罪を犯せり。「其の中」一の犯罪は我之を祕すること一日……一の犯罪は我之を祕すること十日なり。我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、彼の比丘に對し、此等の犯罪中十日祕せられたるものにより、同期日間總括的別住を宣せよ。〔五〕………

二一　その時一人の比丘あり、多くの僧殘罪を犯せり。「其の中」一罪は一日祕せられ、二罪は二日祕せられ……十罪は十日祕せられたり。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我多くの僧殘罪を犯し、

【四】Saṅghādisesa 比丘の二百五十戒中、四波羅夷罪に次いで重き罪なり、十三種あり、よりて通常十三僧殘と云ふ、第四篇一四の二の註を見よ。本篇の初以來ウダーイ比丘の十六回犯したる「識りて精水を漏すこと」は實に第一僧殘罪たるなり。

【五】以下一の二、三、參照。

〔其の中〕一罪は我之を祕すること一日、二罪は我之を祕すること二日……十罪は我之を祕すること十日なり。我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、大衆其の比丘に對し、此等の犯罪の中にて最も長く祕密にせられたるものにより、同期日間總括的別住を宣せよ。……

二二―一　時に一人の比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月の間之を祕密にせり。彼心に思へらく、「我二種の僧殘罪を犯し、二箇月の間之を祕密にす。我當に宜しく大衆に對して、一の犯罪を二箇月間祕密にせる廉により、二箇月間の別住を求むべきなり、彼大衆に對して、一の犯罪を二箇月間祕密にせる廉により、二箇月間の別住を求め、大衆は〔亦〕彼に對して、一の犯罪を二箇月間祕密にせる廉によりて、二箇月間の別住を與へぬ。彼別住中にありて慚愧の念を起して思へらく、「我〔もと〕二種の僧殘罪を犯し、二箇月の間之を祕密に附したるが、偶ま我……と心に思惟し、大衆に對して……大衆は我に對して……二箇月間の別住を與へ、而して我が別住中にあるや心に慚愧の念起れり。我當に宜しく大衆に對して他の犯罪をも之を二箇月間祕密にしたる廉を以て二箇月間の別住を求むべきなり。」

二　彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我二種の僧殘罪を犯し（六）……我之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。

【六】二二の一を總て反復す。

三「さらば比丘等、大衆其の比丘に對して、他の一の犯罪をも之を二箇月間祕密にしたる廉を以て二箇月間の別住を宣せよ。……」

二三—一　比丘等よ、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にすとせよ。彼心に思へらく、「我二種の僧殘罪を犯し二箇月間之を祕密にす。我當に宜しく大衆に對して一の犯罪を二箇月間の別住を求むべきなり。」彼は大衆に對して一の犯罪を二箇月間祕密にせる廉により二箇月間の別住を求め、大衆は彼に對して一の犯罪を二箇月間祕密にしたる廉により二箇月間の別住を與へぬ。彼別住中にあり、慚愧心を起して思へらく、「我［もと］二種の僧殘罪を犯し……他の犯罪をも之を二箇月間祕密にしたる廉により二箇月間の別住を求むべきなり。」彼は大衆に對して之を求め、大衆は彼に對して之を與ふ。比丘等、彼は其の日よりして二箇月間別住をなすべきなり。

二　比丘等よ、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し二箇月間之を祕密にす、而も彼一罪は之を知り一罪は之を知らず。彼大衆に對して、己の知れる犯罪の二箇月間祕密にせられたるものにより、二箇月間の別住を求め、大衆は彼に對して、其の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものにより二箇月間の別住を與ふ。彼別住中にありて他の犯罪を知る。彼思へらく、「我二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にせり、而も一罪は之を知り、一罪は之を知らず。我大衆に對して……大衆は我に對して……我

當に宜しく他の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものによりて大衆に二箇月間の別住を求むべきなり。彼大衆に對して之を求め、大衆は彼に對して之を與ふ。比丘等、其の比丘は其日よりして二箇月間別住をなすべきなり。

三　比丘等、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にす、而も彼一罪は之を記憶し、一罪は之を記憶せず。【七】……

四　比丘等よ、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にす、而も一罪は疑ふべき所なく、一罪は疑ふべき所あり……

五　比丘等、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し二箇月間之を祕密にす、而して一罪は知りて之を祕密にし、一罪は知らずして之を祕密にす。彼は此等の犯罪の二箇月間祕密に附したるものによりて大衆に二箇月間の別住を求め、大衆はまた之を與ふ。彼別住中にある時、一人の比丘來る、多聞にして經典に通じ、法、律、條目に通じ、智慧聰明の人、慚恥心あり、追悔心あり、修學の志あるものなり。彼云はく、「友等よ、此の比丘如何なる罪をか犯せる、何の故を以て彼は別住中にある。」彼等は答へて云へり、「友よ、此の比丘は二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にせり、而も一罪は知りて之を祕密にし、一罪は知らずして之を祕密にしたるなり。彼は此等の犯罪の二箇月間祕密に附したるものによりて大衆に二箇月間の別住を求め、大衆は

【七】上二參照、「知る」と「記憶す」との相違のみ。

また之を與へぬ。友よ、此の比丘は此等の罪を犯し、之によりて彼は別住中にあるなり。」彼は更に斯の如く云へり、「友等よ、此の比丘の犯罪中、知りて祕密にしたるもの、之がために別住を與ふるは法に適へり、法に適へるが故に效あり。友等よ、知らずして祕密にしたるもの、之がために別住を與ふるは法に適はず、法に適はざるが故に效あらず。一罪に對しては彼摩那埵を受くべきなり。」

六　比丘等よ、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月間之を祕密にすとせよ、而も一罪は記憶しながら是を祕密にし、一罪は記憶せずして之を祕密にす……一罪は疑を懷かずして之を祕密にし、一罪は疑を懷きて之を祕密にす……一罪に對しては彼摩那埵を受くべきなり。」

二四―一　その時一人の比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月の間之を祕せり。彼心に思へらく、「我二種の僧殘罪を犯し、之を祕密にすること二箇月なり。我當に宜しく大衆に求むるに二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものに對し、一箇月間の別住を以てすべきなり。」彼大衆に對して……大衆彼に對して……彼別住中にあり慚愧心を起して思へらく。「我「もと」二種の僧殘罪を犯し……我當に宜しく大衆に求むるに二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものに對し、更に一箇月間の別住を以てすべきなり。」

二　彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我「もと」二種の僧殘罪を犯し……我今之を如何にすべきぞ

や。」世尊に此の事を白せり。

三　「さらば比丘等、大衆彼の比丘に對して二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものに對し、更に一箇月間の別住を與へよ。……

二五―一　比丘等よ。此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し二箇月間之を祕密にすとせよ。彼心に思へらく、「我二種の僧殘罪を犯し之を祕密にすると二箇月なり。我當に宜しく大衆に求むるに二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものに對し一箇月間の別住を以てすべきなり。」彼大衆に對して……大衆彼に對して……彼別住中にあり慚愧心を起して思へらく、「我「もと」三種の僧殘罪を犯し……我當に宜しく大衆に求むるに二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものに對し、更に一箇月間の別住を以てすべきなり。」彼大衆に對して……大衆彼に對して……「比丘等よ、其の比丘は其の日より初めて二箇月の間別住をなすべきなり。」

二　比丘等よ、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し、二箇月の間之を祕密にすとせよ。而も彼一箇月の間は之を知り、一箇月の間は之を知らず……一箇月の間は之を記憶し、一箇月の間は之を記憶せず……一箇月の間は「之に就きて」疑を懷かず、一箇月の間は「是に就きて」疑を懷くとせよ。彼は大衆に求むるに、二種の犯罪の二箇月間祕密にせられたるものの中、疑を懷かざりし月に對して「一箇月

の」別住を以てし、大衆は彼に對して…彼別住中にあり、他の月に對しても疑を懷かざるに至る。彼思へらく、「我「もと」二種の僧殘罪を犯し…我當に宜しく他の月に對しても別住を求むべきなり。」彼大衆に對して…大衆彼に對して…「比丘等よ、其の比丘は其の日より初めて二箇月間の別住をなすべきなり。

三　比丘等、此に比丘あり、二種の僧殘罪を犯し二箇月間之を祕密にす、而も彼一罪は知りて之を祕密にし、一罪は知らずして之を祕密にす…一罪は記憶して之を祕密にし、一罪は記憶せずして之を祕密にす…一罪は疑を懷かずして之を祕密にし、一罪は疑を懷いて之を祕密にす。〔一八〕……

二六―一　その時一人の比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、而も犯罪の程度をも知らず、其の期間をも知らざりき。犯罪の程度をも記憶せず、其期間をも記憶せざりき。犯罪の程度に就て疑を懷き、其の期間に就て疑を懷けり。彼比丘等に語りて云へり、「友等よ、我衆くの僧殘罪を犯し、而も犯罪の程度をも知らず…我今之を如何にすべきぞや。」世尊に此の事を白せり。「さらば比丘等、其の比丘に〔一九〕極淨の別住を與へよ。

二　之を與ふるには當に斯の如くすべきなり……

〔一八〕以下二三の五、六、參照。

〔一九〕其の比丘の授戒以來の日數と同日數の間別住處分を受けしむるを云ふ。

三　比丘等よ、極淨の別住を與ふるには當に斯の如くすべく、別住を與ふるには當に斯の如くすべきなり。比丘等よ、如何なる場合に極淨の別住を與ふるべきぞ。(一)犯罪の程度を知らず、其の期間を知らず〔二〇〕……斯る場合には極淨の別住を與ふべきなり。(二)犯罪の程度を知れど、其期間を知らず、犯罪の程度を記憶すれど、其の期間を記憶せず、犯罪の程度に就ては疑を懷かざれど、其の期間に就ては疑を懷く、斯る場合には極淨の別住を與ふべきなり。(三)〔衆くの犯罪の中〕、或犯罪は其の程度を知れど、他の犯罪は其の程度を知らず、或犯罪は其の期間を知れど、他の犯罪は其の期間を知らず……斯る場合には極淨の別住を與ふべきなり。(四)犯罪の程度を知らず、其の期間は或は之を知り或は之を知らず……(五)犯罪の程度を知れど、其の期間は或は之を知り、或は之を知らず……(六)犯罪の程度は或は之を知り、或は之を知らず、其の期間も〔亦〕或は之を知り、或は之を知らず……斯る場合には極淨の別住を與ふべきなり。

〔二〇〕上の一の初を見よ。

四　比丘等、如何なる場合に別住を與ふべきぞ。(一)犯罪の程度を知り、其の期間を知り、犯罪の程度を記憶し、其の期間を記憶し、犯罪の程度に就て疑を懷かず、其の期間に就て疑を懷かず、斯る場合には別住を與ふべきなり。(二)罪の程度を知らず、而も其の期間を知り……(三)罪の程度は或は之を知り或は之を知らず、而も其の期間を知り……斯る場合には別住を與ふべきなり。

別住篇　終

二七―一　その時一人の比丘あり、別住中にありて還俗し、再び歸り來り、比丘等に大戒を授けんことを請へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘あり、別住中にありて還俗すとせよ。比丘等、還俗せるものの別住は效なし。彼若し再び大戒を受けなば先なる別住はもとのままなり、比丘等の彼に別住を與へたることも可、彼の既に終りたる日數は別住終へられたるなり、未だ終らざる日數だけ別住せしむべきなり。比丘等、此に比丘あり、別住中沙彌となるとせよ。比丘等、沙彌の別住は效なし。彼若し再び大戒を受けば……比丘等、此に比丘あり、別住中發狂すとせよ。比丘等、發狂者の別住は效なし。彼再び恆心に復せば……別住中心散亂すとせよ……彼の心の散亂止まば　別住中感覺損せらるるとせよ……彼の感覺損せられざるに至らば……別住中、己の罪を認めざるによる除却式事に行はるるとせよ……別住中、己の罪を悔謝せざるによる除却式事に行はるるとせよ……別住中、邪惡の見を捨てざるによる除却式事に行はるるとせよ……彼若し復權を宣せらるれば……

二　比丘等よ、此に比丘あり、根本復始に處せらるべくして還俗すとせよ、還俗せるものの根本復始は效なし。彼若し再び大戒を受けば、其の根本復始はもとのままなり、比丘等の彼に根本復始を與へたることも可、彼の既に終りたる日數は其だけ根本復始終へられたるなり、未だ終らざる日數だけ根本復始を受くべきなり。……根本復始に處せらるべくして沙彌となるとせよ……發狂すとせよ

(二一)……邪惡の見を捨てざるによる除却式事に行はるゝとせよ……彼若し復權を宣せらるれば……

三　比丘等よ、此に比丘あり、摩那埵に處せらるべくして還俗すとせよ……沙彌となるとせよ(二二)……

四　比丘等よ、此に比丘あり、摩那埵を受けつつ中途に還俗すとせよ……沙彌となるとせよ……

五　比丘等、此に比丘あり、出却を受くべきものにして還俗すとせよ……沙彌となるとせよ(二三)……

四十箇條　終

二八―一　比丘等よ、此に一人の比丘あり、別住中にありて、衆くの僧殘罪を犯す、[其の性質]明瞭にして彼は之を祕することなし。此の比丘は根本復始に處せらるべきなり。比丘等、此に比丘あり……彼は之を祕す。(二四)此の比丘は根本復始に處せらるべく、其の祕したる諸犯罪中、最初のものよりして總括的別住を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり……或は之を祕し或は之を祕せず。此の比丘は根本復始に處せらるべく、其の祕したる諸犯罪中、最初のものよりして總括的別住を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり……[其の性質]明瞭ならず、而して彼は之を祕せず。……彼は之を祕す。……或は之を祕し或は之を祕せず。……[其の性質]或は明瞭に、或は明瞭ならず、而して彼は之を祕せず。……彼は之を祕す。……或は之を祕し或は之を祕せず。此の比

【二一】中間に四種の場合あること一と同じ。

【二二】一、二、參照。

【二三】以上五箇條に各八種の場合あり、合して四十となる。

【二四】以下三十五の場合、處分は皆同一なり。

丘は、根本復始に處せらるべく、其の祕したる諸犯罪中、最初のものよりして、總括的別住を與ふべきなり。

二　比丘等、此に比丘あり、摩那埵に處せらるべき身にして衆くの僧殘罪を犯す……摩那埵の處分を受けつつありて衆くの僧殘罪を犯す……出却に處せらるべき身にして衆くの僧殘罪を犯す……此の比丘は根本復始に處せらるべく、其の祕したる諸犯罪中、最初のものよりして總括的別住を與ふべきなり。〔三五〕

二九—一　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、之を祕せずして還俗す。彼再び歸り來りて大戒を受け、「先の」犯罪を祕せず。比丘等、此の比丘は摩那埵に處せらるべきなり。〔三六〕比丘等、此に比丘あり……「先の」犯罪を祕す。比丘等、此の比丘には其の最後の犯罪の上に於て、之を祕したる間だけ別住を受けしめ、次に摩那埵を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、之を祕して還俗す。彼再び歸り來りて大戒を受け、「先の」犯罪を祕せず。比丘等、此の比丘に其の最初の犯罪の上に於て、之を祕したる間だけ、別住を受けしめ、次に摩那埵を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり……「先の」犯罪を祕す。比丘等、此の比丘は最初最後の犯罪の上に於て、之を祕

〔三五〕一の別住中と同じく、根本復始に處せらるべきもの、摩那埵に處せらるべきもの、摩那埵を受けつつあるもの、出却に處せらるべきものにも各各九の場合あり、合せて三十六箇條なり。

〔三六〕此の以下の場合、處分は一一皆異れることに注意すべし。

したる〔二七〕間だけ別住を受けしめ、次に摩那埵を受けしむべきなり。

二　〔二八〕比丘等、此に比丘あり衆くの僧殘罪を犯す、其の犯罪或は祕せられ、或は祕せられず。還俗して、再び歸り來りて大戒を受け、先に祕したる犯罪は之を祕せず、先に祕せざりし犯罪も之を祕せず。比丘等、〔二九〕此の比丘は最初最後の犯罪の上に於て、之を祕したる間だけ別住を與へ、次に摩那埵を受けしむべきなり。比丘等、此に比丘あり……先に祕したる犯罪は之を祕せず、先に祕せざりし犯罪は之を祕す。……先に祕したる犯罪は之を祕し、先に祕せざりし犯罪は之を祕せず。……先に祕したる犯罪は之を祕し、先に祕せざりし犯罪は之を祕す。

三　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、或犯罪は之を知り、或犯罪は之を知らず、知れるは之を祕し、知らざるは之を祕せず。彼還俗して更に大戒を受け、先に知りて祕したるは、後には知りて而も祕せず、先に知らずして祕せざりしは、後には知りて而も祕せず。比丘等、此の比丘には最初の犯罪の上にて之を祕密にしたる期間だけ別住を與へ、次に摩那埵を受けしむべきなり。比丘等、此に比丘あり……先に知りて祕したるは、後には知りて而も祕せず、先に知らずして祕せざりしは後には知りて之を祕す。比丘等、此の比丘には最初最後の犯罪……比丘等、此に比丘あり……先に知りて祕したるは、後

【二七】最初のもの十日間、最後のもの五日間祕密にされたりとすれば、併せて十五日間の別住なり。

【二八】此の一節は原本に錯誤あり、三一の二を參照して之を訂正の上譯せり。

【二九】以下處分は皆之と同じければ、之を反復することを避く。

にも知りて之を祕し、先に知らずして祕せざりしは後には知りて之を祕せず。比丘等、此の比丘には最初最後の犯罪……比丘等、此に比丘あり……先に知りて祕したるは後にも知りて之を祕し、先に知らずして祕せざりしを、後には知りて之を祕す。比丘等、此の比丘には最初最後の犯罪の上にて之を祕密にしたる期間だけ別住を與へ、次に摩那埵を受けしむべきなり。

四　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、或犯罪は之を記憶し或犯罪は之を記憶せず【三〇】……

五　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、或犯罪に就いては疑を懷かず、或犯罪に就いては尙疑を懷く【三一】……

三〇　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯し、之を祕せずして沙彌となる【三二】……發狂す……心散亂す……感覺損せらる……

摩那埵百條

三一―一　比丘等、此に比丘あり、別住中衆くの僧殘罪を犯し、之を祕せずして還俗す。彼再び大戒を受け、其等の犯罪を祕することなし。此の比丘は根本復始に處せらるべきなり。比丘等、此に比

【三〇】此等に各各四種の場合あること三と同じ、されば總て二十箇條となる。
【三一】前註【三〇】を看よ。
【三二】此等にも二九の一―五と同じく各各總て二十箇條の場合あり、されば二九、三〇を併せて百箇條となる、而して處分は常に同一なり。

丘あり……祕せずして還俗す。彼再び大戒を受け、其等の犯罪を祕密にす。此の比丘は〔三三〕根本復始に處せらるべく、諸犯罪中最初のものによりて總括的別住を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり……祕して還俗す。彼再び大戒を受け、其等の犯罪を祕せず。……比丘等、此に比丘あり……祕して還俗す。彼再び大戒を受け、其等の犯罪を祕す。……

二 比丘等、此に比丘あり、別住中衆くの僧殘罪を犯す。其の犯罪、或は祕密にせられ、或は祕密にせられず。彼還俗して再び大戒を受け、先に祕密にしたる罪は、之を祕密にせず、先に祕密にせざりし罪も、亦之を祕密にせず。此の比丘は、根本復始に處せらるべく、諸犯罪中最初のものによりて、總括的別住を與ふべきなり。比丘等、此に比丘あり……先に祕密にしたる罪は、之を祕密にせず、先に祕密にせざりし罪は、之を祕密にす。〔三四〕……比丘等、此に比丘あり……先に祕密にしたる罪は、之を祕密にし、先に祕密にせざりし罪は、之を祕密にせず。……比丘等、此に比丘あり、先に祕密にしたる罪は、之を祕密にし、先に祕密にせざりし罪は、之を祕密にす。……

三 比丘等、此に比丘あり、別住中衆くの僧殘罪を犯し、或犯罪は之を知り、或犯罪は之を知らず、知れるは之を祕し、知らざるは之を祕せず。彼還俗して再び大戒を受け、先に知りて祕したるは

【三三】此より以下三の場合處分皆同じ。

【三四】此の以下三の場合處分は上に同じ。

後には知りて祕せず、先に知らずして祕せざりしは後には知りて祕せず。(三五)……或犯罪は之を記憶し或犯罪は之を記憶せず(三六)……或犯罪に就ては疑を懷かず、或犯罪に就いては尙ほ疑を懷く(三七)……比丘等、此に比丘あり、別住中衆くの僧殘罪を犯し、之を祕せずして沙彌となる(三八)發狂す……心散亂す……感覺損せらる………

三二　比丘等よ、此に比丘あり、(三九)摩那埵に處せらるべきものにして……(四〇)摩那埵を受けつつあるものにして……(四一)出却に處せらるべきものにして、中途に衆くの僧殘罪を犯し、之を祕せずして還俗す。……

三三　比丘等、此に比丘あり、衆くの性質明瞭なる僧殘罪を犯し、之を祕せず、性質不明なる僧殘罪を犯して之を祕せず、同名稱の罪を祕せず、異名稱の罪を祕せず、相似たる罪を祕せず、相似ざる罪を祕せず、連關せる罪を祕せず、連關せざる罪を祕せずして還俗す。(四二)

三四―一　二人の比丘あり、僧殘罪を犯し、僧殘罪なりと思惟す。其の中一人は之を祕し、一人は

【三五】區分は二節の場合に同じ二九の三參照、凡て四種の場合あることを知るべし。
【三六】之に四種の場合あり、二九の四參照。
【三七】之に四種の場合あり、二九の五參照。
【三八】以下四種の場合に各二十箇條あること三〇と同じ。
【三九】此等三の場合に各各一百箇條あること三一より推して知るべし。
【四〇】前註【三九】を見よ。
【四一】前註【三九】を見よ。
【四二】原文之に盡く。缺文あるが如し。

之を祕せず。之を祕するものは惡作の罪ありと宣せしめ、其の祕したる所に隨ひて彼に別住を與へ、兩者共に摩那埵に處すべきなり。二人の比丘あり、僧殘罪を犯し、僧殘罪に就て疑を懷く。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。〔四三〕……二人の比丘あり、僧殘罪を犯し、僧殘罪に〔他の罪を〕錯ふと思惟す。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。……二人の比丘あり、錯綜せる罪を犯し、之を僧殘罪なりと思惟す。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。……二人の比丘あり、錯綜せる罪を犯し、之を錯綜せる罪なりと思惟す。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。……二人の比丘あり、少少の罪を犯し、之を僧殘罪なりと思惟す。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。之を祕するものには惡作の罪ありと宣せしめ、兩者ともに法に隨ひて處分を受けしむべきなり。二人の比丘あり、少少の罪を犯し、之を少少の罪なりと思惟す。一人は之を祕し、一人は之を祕せず。〔四四〕……

〔四三〕以下最後の二を除き處分は上と同じ。

〔四四〕處分は上と同じ。

二　二人の比丘あり、僧殘罪を犯し、之を僧殘罪なりと思惟す。一人は之を告白せんと思ひ、一人は之を告白せじと思ふ。彼初夜に於て之を祕し、中夜に於て之を祕し、後夜に於て之を祕し、日昇りても尙此の罪を祕す。之を祕するものには惡作の罪ありと宣せしめ、其の祕したる所に隨ひて彼に別住を與へ、兩者ともに摩那埵に處すべきなり。二人の比丘あり……二人は之を告白せんとて趣き、一人は中途にて覆藏の念を起し、之を告白せじとて、初夜に於て之を祕し、中夜に於て之を祕し、後夜

に於て之を祕し、日昇りても尚之を祕す【四五】……二人の比丘あり……二人は發狂す。後悔心に復して一人は之を祕し、一人は之を祕せず……二人の比丘あり、僧殘罪を犯し、波羅提木叉の讀誦せらるるに當り、『我等此の法も亦聖經中に傳へられ、聖經中に含まれ、半月毎に讀誦せらると斯の如く云ふと解す』と云ふ。彼等僧殘罪を僧殘罪なりと思惟し、一人は之を祕し、一人は之を祕せず。之を祕するものには惡作の罪ありと宣せしめ、其の祕したる所に隨ひて別住を與へ、兩者ともに摩那埵の處分を受けしむべきなり。

三五—一　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯す、性質明瞭なるあり、不明なるあり、同名稱のものあり、異名稱のものあり、相似たるあり、相似ざるあり、連絡せるあり、連絡せざるあり。彼大衆に對して此等の罪のために總括的別住を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために總括的別住を與ふ。彼別住中にあり、衆くの性質明かなる罪を犯して祕せず。彼大衆に對して此等の罪のために根本復始を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。其の式事法に適ひ、過なく理に合へり。非法「の式事」によりて摩那埵を與へ、非法「の式事に」よりて出却を與ふ。此の比丘は未だ此等の罪を脱れず。比丘等、此に比丘あり【四六】……彼別住中にありて衆くの性質明かなる僧殘罪を犯して之を祕す。彼大衆に對して此等の罪の

【四五】以下三の場合の處分は三四の一の初に說けると同じ。
【四六】中間上文に同じ。

ために根本復始を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。式事法に適ひ、過なく理に合へり。【四七】適法の總括的別住を與へ、非法の摩那埵を與へ、非法の出却を與ふ。此の比丘は未だ此等の罪より脱れず。比丘等、此に比丘あり……彼別住中にありて衆くの性質明かなる僧殘罪を犯し或は之を祕し或は之を祕せず……此の比丘は未だ此等の罪より脱れず。

二　比丘等、此に比丘あり……彼別住中にありて衆くの性質不明なる僧殘罪を犯して之を祕す……之を祕せず……或は之を祕し或は之を祕せず……比丘等、此に比丘あり……彼別住中にありて衆くの性質明瞭又は不明瞭なる僧殘罪を犯して之を祕す……之を祕せず……或は之を祕し或は之を祕せず。彼大衆に對して此等の罪のために根本復始を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。其の式事法に適ひ、過なく、理に合ふ。適法の總括的別住を與へ、非法の摩那埵を與へ、非法の出却を與ふ。比丘等、此の比丘未だ此等の罪を脱れず。

【四七】此の一句、上の場合には之なく、以下八の場合には皆之あり。

根本不淨九條　終

三六―一　比丘等、此に比丘あり、衆くの僧殘罪を犯す、性質明瞭なるあり、不明瞭あり、同名稱のものあり、異名稱のものあり、相似たるあり、相似ざるあり、連絡せるあり、連絡せざるあり。彼

大衆に對して此等の罪のために總括的別住を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために總括的別住を與ふ。彼別住中にありて衆くの性質明かなる僧殘罪を犯して祕せず。彼大衆に對して此等の罪のために根本復始を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。(四八)其の式事非法にして過あり、理に合はず。適法の摩那埵を與へ、適法の出却を與ふ。比丘等、此の比丘は未だ此等の罪を脫せず。比丘等、此に比丘あり……彼別住中にありて衆くの性質明かなる僧殘罪を犯して之を祕す。彼大衆に對して此等に罪のために根本復始を求め、大衆は彼に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。其の式事法に適はず、過あり理に合はず。(四九)非法の總括的別住を與へ、適法の摩那埵、適法の出却を與ふ。比丘等、此の比丘は未だ此等の罪より脫れず。(五〇)……

二　比丘等、此に比丘あり……彼別住中にあり、衆くの性質明瞭なる僧殘罪を犯して之を祕せず。彼大衆に對して此等の罪のために根本復始を與ふ。其の式事非法にして過あり理に合はず。非法「の事」によりて總括的別住を與ふ。彼別住をなさんと思惟しつつ中途に衆くの性質明瞭なる僧殘罪を犯して之を祕す。彼其の處にありて、前なる罪を犯しつつある間に犯したる他の罪を記憶し、後なる罪を犯しつつある間に犯したる他の罪を記憶す。彼思へらく、「我衆くの僧殘罪を犯しぬ、性質明瞭なる、不明瞭なる……等。我大衆に對して此等の罪のために總括的別住を求め、大衆は我に對して此等の罪

【四八】以下三五の場合と異れることに注意すべし。
【四九】此の一句上文になし。
【五〇】以下三五より類推すべし總ては九の場合あり。

の爲に總括的別住を與へぬ。我別住中にありて衆くの性質明瞭なる僧殘罪を犯して之を祕せざりき。

【五二】……我別住をなさんと思惟しつつ……我其の處にありて……我當に宜しく先なる犯罪の間に犯せし罪と、後なる犯罪の間に犯せし罪と、後なる犯罪の間に犯せし罪とに對して大衆に根本復始を求むべきなり。式事法に適ひ、過なく理に合ひ、總括的別住は法に適ひ、摩那埵は法に適ひ、出却は法に適ふべきなり。」彼大衆に對して先なる犯罪の間に犯せし罪と後なる犯罪の間に犯せし罪とのために根本復始を求め……大衆は彼に對して……式事法に適ひ、過なく、理に合ひ、總括的別住は法に適ひ、摩那埵は法に適ひ、出却は法に適ふ。比丘等、此の比丘は此等の罪より脱る。比丘等、此に比丘あり、……或は之を祕し或は之を祕せず……比丘等、此の比丘は、此等の罪より脱る。

三　比丘等、此に比丘あり……彼別住中にあり、衆くの性質不明なる僧殘罪を犯して之を祕せず……之を祕す……或は之を祕し或は之を祕す……彼別住中にあり、衆くの性質明瞭なる或は不明瞭なる僧殘罪を犯して之を祕せず……之を祕す……或は之を祕し或は之を祕せず。彼大衆に對して中間に犯したる罪のために根本復始を求め、大衆は彼に對して中間に犯したる罪のために根本復始を與ふ。其の式事非法にして過あり理に合はず。非法「の式事」によりて總括的別住を與へ、適法「の式事」によりて摩那埵を與へ、出却を與ふ。比丘等、此の比丘未だ此等の罪を脱れず。

【五二】此の節の初參照。

四　比丘等、此に比丘あり……彼別住中にあり、衆くの性質明瞭なる或は不明瞭なる僧残罪を犯して之を秘せず（五二）……比丘等、此の比丘は此等の罪より脱る。比丘等、此に比丘あり……或は之を秘し或は之を秘せず……比丘等、此の比丘は此等の罪より脱る。」

【五二】二の全文を見よ。

止諍篇第四

一　その時佛世尊は舍衞城中、祇陀林給孤獨長者の園に住したまへり。其の時六羣の比丘等に對して呵責、依止、擯出、應追憶、除却等の式事を行へり。比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に六羣の比丘等は席にあらざる・・・等の式事を行ふぞや。」それより其等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘等は席にあらざる比丘等に對して呵責、依止、擯出、應追憶、除却等の式事を行ふと云ふは眞なりや。」「眞なり。」佛世尊は非難して宣はく、「比丘等、此等愚人のなす所は適せず順せず且つ正當に　　非沙門的、不作法、不相應なり。何故に比丘等、此等の愚人は席にあらざる・・・等の式事を行ふぞや。之は未だ信ぜざる人の信を得、既に信ぜるものの益信ずるに至る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に告げて宣はく、「比丘等、席にあらざる比丘等に對して呵責、依止・・・等の式事を行ふべからず。之を行ふものは惡作の罪あり。

二　非法を說く個人、非法を說く衆人、非法を說く大衆一同、正法を說く個人、正法を說く衆人、正法を說く大衆一同。

非法を説く個人あり、正法を説く個人をして知覺し觀察せしめ指示教授していふ、『之は法なり、之は律なり、之は世尊の教なり、之を奉せよ、之を是認せよ』と、斯の如くして若し其の諍事止まば、これ非法にして[一]現前毘尼に反する〔處置〕によりて止むなり。非法を説く個人あり、正法を説く衆人をして知覺……之を是認せよ。』斯の如くして若し其の諍事止まば……非法を説く個人あり、正法を説く大衆一同……非法を説く衆人、正法を説く個人……非法を説く衆人、正法を説く衆人、正法を説く大衆一同……非法を説く大衆一同、正法を説く個人……非法を説く大衆一同、正法を説く衆人……非法を説く大衆一同、正法を説く大衆一同をして知覺し觀察せしめ、指示教授していふ、『之は法なり、之は律なり、之は世尊の教なり、之を奉せよ、之を是認せよ。』斯の如くして若し其の諍事止まば、これ非法にして、現前毘尼に反せる〔處置〕によりて止むなり。

[二]黒分九條　終

三　正法を説く個人あり、非法を説く個人をして知覺し觀察せしめ、指示教授していふ、『之は法なり、之は律なり、之は世尊の教なり、之を奉せよ。之を是認せよ。斯の如くして若し其の諍事止ま

【一】本篇一四の一六以下に委しき説明出づ。大品九篇の六參照。七止諍法の第一なり。サンムカーヰナヤ Sammukhavinaya

【二】邪、不正の方面を指す。

ばこれ正しき現前毗尼によりて止むなり。(三)……。』

白分九條　終

四―一　その時佛世尊は王舍城中、竹林園、栗鼠飼養處に住したまへり。時に(四)末羅人の子具壽(五)ダッバは生れて七歳にして阿羅漢果を成じ、聲聞の成ずべきことは彼總て之を成じ、更に作すべきとなく、(六)所作の果報も之あるなし。具壽ダッバは一日靜坐思惟せし時心に斯の如きの念を起せり。「我は生れて七歳にして阿羅漢果を成じ…所作の果報も之あるなし。我大衆に對して如何なる奉公をかなすべき。」具壽ダッバは更に心に思へらく、「我當に宜しく大衆のために坐臥を整理し、食物を配分すべきなり。」

二　時に具壽ダッバは夕時靜坐より起ちて、世尊の居たまへる處に近づき、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、此に我靜坐思惟するや、心に斯の如き念を起せり、我は生れて七歳にして阿羅漢果を成じ…所作の果報も之あるなし、我大衆に對して如何なる奉公をかなすべきと。我更に心に思へらく、我宜しく大衆のために坐臥を整理し、食物を配分すべきなりと。尊師、我大衆のために坐臥を整理し、食物を配分せんと欲す。」「善哉、善哉、ダッバ

【三】以下二より推して知るべし。

【四】Malla 一種族の名。以下總ての場合「末羅人の子」の一句をダッバに冠することを略せり。

【五】Dabba 陀驃。

【六】未來生に於て受くべき果報。

よ、然らば汝ダッバよ、大衆のために坐臥を整理し、食物を配分せよ。」「唯唯、尊師」と、具壽ダッバは世尊に對して應諾したてまつれり。

三　それより世尊は此の因縁により此の機會に際して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆ダッバを選びて坐臥整理者、食物配分者となせ。比丘等、選ぶには當に斯の如くせよ。先づダッバに之を請ふべく、請うて後聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、時若し可ならば大衆具壽ダッバを選びて坐臥整理者、食物配分者となさん。これ余が提議なり。諸尊師大衆余が言ふ所を聽け、大衆具壽ダッバを選びて坐臥整理者、食物配分者となす。諸具壽よ、具壽ダッバを坐臥整理者、食物配分者に選ぶことを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。具壽ダッバは大衆のために坐臥整理者、食物配分者に選ばる。大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。』

四　選擧せらるるや。具壽ダッバは同類の比丘のためには同一處に坐臥を設けしめたり。經部に通ずる比丘等のためには、彼等は互に經藏を誦し合はんとて同一處に坐臥を設けしめ、律藏を護持する比丘等のためには彼等は相互に律を決せんとて、亦同一處に坐臥を設けしめ、法を說く比丘等のためには、彼等互に法を談せんとて、同一處に坐臥を設けしめ、靜坐を常とする比丘等のためには、彼等は、互に相擾すことなからんとて、同一處に坐臥を設けしめ、畜生に「類するよ」を語り、肉身を養ふ

を以て重しとする比丘等のためには、此等の具壽は此の喜悅に住せんとて、同一處に坐臥を設けしめ、非時に〔精舍に歸り〕來る比丘等のためには火大定に入り、其の光によりて坐臥を設けしめたり。されど比丘の、我等具壽ダッバの神通を見んと云うて故に非時に歸り來るもの等は具壽ダッバの所に趣きて、友ダッバよ、我等のために坐臥を設けしめよと云へり。具壽ダッバは彼等に問うて云へり、「諸具壽、何處を好むぞや、我何處にか〔坐臥を〕設けしめん。」彼等は故に隔れる場所を指定して云へり、「友ダッバよ、我等の爲に靈鷲山上に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(七)盜賊岩に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(八)仙山側の黑窟中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(九)毗婆羅山側の七葉窟中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一〇)寒林蛇池窟中にそを設けしめよ、友よ、我等のためには(一一)ゴーマタ窟中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一二)鎭頭迦窟中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一三)溫水窟中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一四)溫水園中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一五)耆婆の菴羅林中に之を設けしめよ、友よ、我等のためには(一六)マッダクッチの鹿園中に之を設けしめよ。具壽ダッバは、火大定に入りて爪に火を點じ、彼等に先んじて行き、彼等はまた其の光によりて具壽ダッバの後より行け

【七】Cora-papāta.
【八】Isigiri, Kaḷhasilā.
【九】Vebhārapassa, Sattapaṇṇiguhā.
【一〇】Sītavana, Sappasoṇḍika-pabbhāra。
【一一】Gomatakandarā.
【一二】Tindukakandarā.
【一三】Tapodakandarā.
【一四】Tapodārāma.
【一五】Jīvakambavana.
【一六】Maddakucchi.

り、具壽ダッバは彼等のために座臥を設けしめ、之は臥床、之は坐牀、之は褥、之は枕、之は小便所、之は大便所、之は飲料水、之は用水、之は杖、之は大衆の會議所、入るべき時はこれ、出づべき時はこれというて示せり。具壽ダッバは斯の如くして彼等のために坐臥を設けしめ、再び竹林園に還り來れり。

五　その時[二七]メッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等は、新參者にして功德少きものなりしが、大衆の粗惡なる坐臥と粗惡なる食物とを給せられたり。王舍城の人人は長老比丘等に熟酥、油、美味物等の新饌食を奉施せんことを望みしが、メッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等には彼等の能に應じて通常の食物卽ち食片に粥を添へて與へたり、彼等は食後受食より歸り、長老比丘等に問うて云へり、「友等、食堂に於て汝等には何者ありしや」或長老等は「我等には熟酥ありき、」「我等には油ありき、」「我等には美味物ありき、」と云へり。メッチヤ、ブンマヂャカは、「我等には彼等各各其の能に應じて通常の食物卽ち食片に粥を添へて施せしのみ」と云へり。

【二七】Mettiya Bhummajaka は六羣の比丘の中の二人なり

六　その時美饌「を施すとして知られたる」一人の居士、大衆に四人食、常恆食を施せり。彼は妻子と共に食堂に侍して供養をなせり。或ものは飯を問ひ、或ものは羹を問ひ、或ものは油、美味物を問へり。時に一日メッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等は、美饌居士の家にて翌日供養を受くべきや

う定められたり。此の日美饌居士は事を以て精舍に趣き、具壽ダッバの所に至り、彼を禮拜して一方に坐したり一方に坐するや具壽ダッバは說法によりて彼を示敎利喜し、彼は具壽の示敎利喜を蒙りて後具壽に問うて云へり、「尊師、何人か明日我が家に就きて供養を受くべきやう定まれりや。」「友居士よ、明日汝の家にてメッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等供養を受くべきやう定まれり。」居士は心悅ばずして、何故に彼等惡比丘は我が家に就きて供養を受くるぞと、家に歸り婢に命じて云へり、「明日受食者來らば、玄關室にて座席を設けしめ、殘食に粥を添へて與へよ。」「唯唯、尊」と婢は居士に對して應諾したり。

七　それよりメッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等は、「友等、明日我等は美饌居士の供養に當る、明日居士は其の妻子と共に我等に侍して供養を行はん、或ものは飯を問ひ、或ものは羹を問ひ、或ものは油、美味物を問はん」と、彼等は此の喜のために其の夜は快よく眠らざりき、彼等は早朝に內衣を著け、鉢衣を携へて美饌居士の家に趣けり、彼の婢はメッチヤ、ブンマヂャカの隨徒たる比丘等の遠くより來るを見、玄關室に席を設け彼等に告げて云へり、「尊師等、座に著きたまへ」彼等心に思へらく、「これ必ず食未だ調ひ終らざるが故に、我等は此の室に招ぜらるるなり。」時に婢は殘食に粥を添へて持ち來り、「諸尊師、之を食したまへ」と云へり。「妹よ、我等は常恆食を受くるものなり。」「諸尊の常恆食を受けたまふものなることは我之を知る、されど我居士のために、受食者來りたまはば、玄關

室に席を設け、殘食に粥を添へて供養したてまつれと命せられたり、諸尊師、之を食したまへ。」メッチャ、ブンマヂャカの隨徒等は、昨日美饌居士は精舍に來れり、ダッバの所に。これ必ず我等はダッバのために中傷せられたるなりと、彼等は其の憂のために快よく食はざりき。それより彼等は食後受食より還りて、精舍に入り、鉢衣を藏め、精舍の玄關外に於て僧伽梨衣に蹲まり、默して語なく、恥らひ惑ひ、氣力失せ、首を垂れ　思に沈みて坐せり。

八　時に（一八）メッチャー「と名くる」比丘尼はメッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘の所に趣き、彼等に語げて云へり「諸尊、我諸尊を禮拜せん。」斯く云ふも、彼の比丘等は語を發せざりき。二たび……三たびメッチャー尼はメッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等に語げて云へり、「諸尊、我諸尊を禮拜せん。」三たび彼等は語を發せざりき。「我諸尊に對して何の過かある、諸尊何故に我と語らざる。」「汝妹よ、我等ダッバのために惱まさるるに、汝は斯の如く關心する所なきや。」「諸尊、我何事をかなすべき。」「妹よ、汝若し意あらば、世尊をして今日具壽ダッバを排斥せしめたてまつれ。」「諸尊、我何事をかなすべき、我何事をなし得べきや。」「妹よ、汝世尊の居たまへる所に趣き、世尊に白して云へ、「尊師、之は適當にあらず、正當にあらず、尊師、怖畏なく、災害なく、患難なかるべき所に怖畏あり、災害あり、患難あり、風なかるべき所より風來り、水は恰も燃ゆるが如し、我は尊ダッバのために犯されたりと。」「唯唯、諸尊」と、メッチャー尼は、彼等に對し

【一八】惡比丘尼の一人なり。

て應諾し、世尊の居たまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に立ち、世尊に白して云へり、「尊師、之は適當にあらず・・・我は尊ダッバのために犯されたり。」

九　それより世尊は此の因緣により此の機會に際して比丘衆を集め、具壽ダッバに問うて宣へり、「ダッバ、汝は此の比丘尼の云へるが如きことをなししことを記憶すや。」「尊師、世尊の我を知りたまふ所の如し。」二たび世尊は具壽ダッバに問うて宣へり「ダッバ、汝は・・・三たび世尊は具壽ダッバに問うて宣へり「ダッバ、汝は此の比丘尼の云へるが如きことをなししことを記憶すや。」「尊師、世尊の我を知りたまふ所の如し。」「ダッバ、ダッバの如きものは、斯の如く「他を」惱ますものにあらず。若し汝之をなさばなせりと云ひ、なさずばなさずと云へ。」「尊師、我生れて以來夢にだも婦女と交りしことなし、如何に況や覺めたる時に於てをや。」世尊比丘等に語げて宣はく、「さらば比丘等、メッチャー尼を排斥し、此等の比丘をも亦審議せよ。」斯く宣ひて世尊は座より起ち、精舍中に入らせたまへり。是に於てか、彼等比丘はメッチャー尼を排斥せり。メチッヤ、ブンマヂャカ黨の比丘等は彼等に語げて云へり、「友等よ、メッチャー尼を排斥することなかれ、彼の女は何等の過あるにあらず、彼の女は我等の怒り、悅ばずして「具壽ダッバを」陷れんと望めるより、ために唆かされたるなり。」「さらば友等よ、汝等は具壽ダッバを無根の破戒によりて煩はすや。」「然り友等よ。」比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故にメッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘等は無根の破戒によりて具

壽ダッバを煩はすぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、メッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等は無根の破戒によりてダッバを煩はすと云ふは眞なりや。」「眞なり、世尊。」非難して說法をなし、比丘衆に語げて宣へり。

一〇　「さらば比丘等、大衆完全なる記憶を有するダッバに對して〔二九〕憶念毗尼を與へよ。比丘等、之を與ふるには當に斯の如くすべきなり。ダッバは大衆の面前に出で、鬱多羅僧衣を一肩に擔け、年長比丘の足下を禮し跪坐合掌して云ふべきなり、「諸尊師、此のメッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等は無根の破戒によりて我を累はす。我完全なる記憶を有するものとして大衆に憶念毗尼を求むと。二たび之を求むべく、三たび之を求むべきなり。諸尊師、此のメッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等は無根の破戒によりて我を煩はす。我完全なる記憶を有するものとして大衆に憶念毗尼を求むと。聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け此のメッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等は無根の破戒によりて具壽ダッバを煩はす。具壽ダッバは完全なる記憶を有するものとして大衆に憶念毗尼を求む。若し時機可ならば、大衆完全なる記憶力ある具壽ダッバに憶念毗尼を與へん。是れ余が提議なり。諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、此のメッチャ、ブンマチャカ黨の比丘等

〔二九〕大品九篇の六を見よ、Sativinaya 七止諍法の第二なり。讒謗者あり。某比丘に不正の作爲ありとて彼を讒謗すとも、其の比丘意識完く記憶正しくして斯る行爲ありしことを記憶せずと云へば、大衆は適當の作法によりて之を是認し證明するなり。

は・・・具壽ダッバは・・・大衆は・・・具壽ダッバに憶念毗尼を與ふることを可とするものは默せよ、可とせざるものは云へ、二たび此の意を陳ぶ・・・三たび此の意を陳ぶ、諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、此のメッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘等は・・・具壽ダッバに憶念毗尼を與ふることを可とするものは默せよ、可とせざるものは云へ、大衆具壽ダッバに憶念毗尼を與へ了れり、余は之を斯の如しと了解す。』

一一　比丘等、次の五事は憶念毗尼の授與を適法ならしむ、(二〇)比丘は清淨無罪なるべし、彼を(二一)誹謗するものあるべし、彼憶念毗尼を求む、大衆彼に憶念毗尼を與ふ、和合衆にして法に適へる式事によりて行ふ。此等の五事は憶念毗尼の授與を適法ならしむ。」

【二〇】具壽ダッバの如く。
【二一】メッチヤ、ブンマヂヤカ黨の比丘の如き。
【二二】Gagga.

五—一　その時(二二)ガッガ比丘は發狂して心顚倒せり。彼發狂して心顚倒するや、語に或は身に衆くの非沙門的の事をなしたり。比丘等ガッガ比丘の發狂し心顚倒して犯したる罪により、彼に警告して云へり、「汝具壽、斯く斯くの罪を犯したることを記憶すや。」彼は斯く云へり、「友等よ、我は發狂して心顚倒したり、我發狂して心顚倒するや、語に又は身に衆くの非沙門的の事をなしたり。我は之を記憶せず、我は愚癡なるによりて之をなしたるなりと斯く云ふも尙ほ彼を警告して云へり、「汝具壽、斯

く斯くの罪を犯したることを記憶すや。」比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に比丘等はガッガ比丘の發狂し心顚倒して犯したる罪により彼を警告して……と云ひ、ガッガ比丘は……我は愚癡なるによりて之をなしたるなりと、斯く云ふも尚ほ彼を警告して……罪を犯したることを記憶すやと、斯の如く云ふや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、……と云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して説法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等ガッガ比丘の愚癡ならざるに對して〔三〕不癡毗尼を與へよ。

二　比丘等、之を與ふるには當に斯の如くすべきなり。ガッガ比丘は大衆の面前に出で〔四〕……

六―一　比丘等、不癡毗尼を與ふるに非法のもの三、適法のもの三あり。何等をか非法のもの三種となす。比丘等、此に比丘あり、罪を犯す。大衆一同、衆多のもの、又は一個人彼に警告して、『汝具壽、斯く斯くの罪を犯したるとを記憶すや』と云ひ、彼は之を記憶しながら、『友等よ、我は斯の如き罪を犯したるとを記憶せず』と云ふ。之に對して大衆不癡毗尼を與ふ、これ非法なり。比丘等、此に比丘あり、罪を犯す、……彼は之を記憶して、『友等よ、我夢の如く之を記憶す』と云ふ。之に對して大衆

〔三〕Amūlhavinaya アムールハヰナヤ 發狂して精神顚倒し愚癡なりしもの、本心に復したれば之に對して適當人たるの承認を與へんがために此の式作法を行ふなり。第三なり。

〔四〕以下四の一〇參照。

不癡毗尼を與ふ、これ非法なり、比丘等、此に比丘あり、罪を犯す、…彼狂者にあらずして狂者の行をなして云ふ、『我は斯の如きとをなす、汝等も之をなせ、之は我に適す、汝等にも適せん。』之に對して大衆不癡毗尼を與ふ、これ非法なり。此等三種の不癡毗尼の授與は非法なり。

二　比丘等、何等をか三種の適法の不癡毗尼授與となす、比丘等、此に比丘あり、發狂して心顚倒す。彼發狂して心顚倒するや、語に若しくは身に衆くの非沙門的の事をなす。大衆一同、衆多のもの、又は一個人彼に警告して、『汝具壽、斯く斯くの罪を犯したるとを記憶すや』と云ひ、彼は之を記憶せずして、『友等よ、我は斯の如き罪を犯したるとを記憶せず』と云ふ。之に對して大衆不癡毗尼を與ふ、これ適法なり。比丘等、此に比丘あり、發狂して…彼之を記憶して、『友等よ、我夢の如く之を記憶す』と云ふ。之に對して大衆不癡毗尼を與ふ、これ適法なり、比丘等、此に比丘あり、發狂して…彼狂者にして狂者の行をなし、『我は斯の如きとをなす、汝等も之をなせ、之は我に適す、汝等にも適せん』と云ふ。之に對して大衆不癡毗尼を與ふ、これ適法なり。此等三種の不癡毗尼の授與は適法なり。」

七　その時六羣の比丘は比丘等の未だ自白せざるに呵責、依止、擯出、應追憶、除却等の式事を行へり。比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に六羣の比丘は比丘等の未

だ自白せざるに呵責、依止、擯出、應追憶、除却等の式事を行ふぞや。」それより彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘は……と云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、比丘等の未だ自白せざるに呵責、依止、擯出、應追憶、除却等の式事を行ふべからず。之を行ふものは惡作の罪あり。

八―一　比丘等、斯の如き自白は非法にして、斯の如き自白は適法なり。比丘等、如何なるをか非法の自白となす。比丘あり波羅夷罪を犯す、大衆一同、衆多のもの、又は一個人彼に警告して、「具壽汝は波羅夷罪を犯せりや」と云ひ、彼は、『友等よ、我は波羅夷罪を犯せるにあらず、僧殘罪を犯せるなり』と云ふ。之に關して大衆僧殘罪を以て處分をなす、斯る自白は非法なり。比丘あり波羅夷罪を犯す……彼は『友等よ、我は波羅夷罪を犯せるにあらず、偸羅遮、波逸提、波羅提舍尼、惡作、惡說を犯せるなり』と云ふ。之に關して大衆惡說罪を以て處分をなす。斯る自白は非法なり。比丘あり僧殘、偸羅遮、波羅提舍尼、惡作、惡說を犯す……彼は『友等よ、我は惡說罪を犯せるにあらず、波羅夷罪を犯せるなり』と斯の如く云ふ。之に關して大衆僧殘罪を以て處分を行ふ、斯る自白は非法なり。比丘あり惡說罪を犯す……彼は『友等よ、我は惡說罪を犯せるにあらず、僧殘、偸羅遮、波羅提舍尼、惡作、惡說を犯せるなり』と斯の如く云ふ。之に關して大衆惡說罪を以て處分を行ふ、斯る自白は非法

なり。比丘等、斯の如き自白は非法なり。

二　比丘等、如何なる自白をか適法となす。比丘あり波羅夷罪を犯す、大衆一同、衆多のもの、又は一個人彼に警告して、『具壽、汝波羅夷罪を犯せりや』と云ひ、彼は『友等よ、然り我波羅夷罪を犯せり』と云ふ。之に關して大衆波羅夷罪を以て處分をなす、斯る自白は適法なり。比丘あり僧殘、偸羅遮……惡說を犯す……彼は『友等よ、然り我惡說罪を犯す』と云ふ。之に關して大衆惡說罪を以て處分をなす、斯る自白は適法なり。比丘等、斯る自白は適法なり。」

九　その時比丘等は大衆の中にて爭鬪を起し、喧嘩口論を事とし、口頭の刄を以て互に相刺して時を過し、其の諍事を決するとを能くせざりき、世尊に此の事を白せり。「比丘等、斯の如き諍事は（三五）多數決によりて之を決することを許す。五事を具有する比丘を選びて集籌者となすべきなり。貪欲、瞋恚、愚癡、怖畏に屈することなく、受取れると受取らざるとを知れることこれなり。比丘等、選ぶには當に斯の如くすべきなり。先づ之を比丘に請ふべく、請うて後聰明にして堪能なる一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆余が云ふ所を聽け、若し時可ならば大衆斯く斯くと名くる比丘を選びて集籌者となさん。是れ余が提議なり。諸尊師、大衆余が云ふ所を聽け、大衆斯く斯くと名くる比丘を選びて

【三五】これ巴人語 Yebhuyyasikā と稱するものにて、多數決の方法によりて事を決せんとするものなり。下一四の二四に出づ、第四なり。

集籌者となす。斯く斯くと名くる比丘を選びて集籌者となすを可とするものは默せよ、不可とするものは云へ、大衆斯く斯くと名くるものを選びて集籌者となし了る。大衆之を是とす、故に默す。余は之を斯の如しと了解す。』

一〇一　比丘等、籌を集むるに十事は非法にして、十事は適法なり。何をか籌を集むる非法十事となす。事件の瑣瑣たり、「裁斷」に正當の手續を經ず、「自他ともに」之を記憶せず、非法を說くもの多數なり、或は多數となるべき虞ありと知り、和合衆分裂すべく、或は分裂すべき虞ありと知り、非法にして籌を投じ、一部のもの之を投じ、「自己の」所見によりて之を投せざると是なり。此等を籌を集むるの非法十事となす。

二　何をか籌を集むる適法十事となす、事件瑣瑣たらず、「裁斷に」正當の手續を經、「自他ともに」之を記憶し、正法を說くもの多數なり、或は多數となるべき望ありと知り、和合衆分裂せざるべく、或は分裂せざるべき望ありと知り、籌を投ずること法に適ひ、全部のもの之を投じ、「自己の」所見によりて之を投ずると是なり。此等を籌を集むるの適法十事となす。」

一一一　その時ウヷーラ比丘は大衆の中に於て罪を審問せられ、否認して後是認し、是認して後

否認し、或は反訴を起し。知りて故に妄語を吐けり。比丘の中にて欲寡きもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり。「何故にウヴーラ比丘は大衆の中に於て・・・知りて故に妄語を吐くぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等よ。ウヴーラ比丘は大衆の中に於て・・・知りて故に妄語を吐くと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」・・・非難して說法をなし比丘衆に語げて宣はく、「さらば比丘等、ウヴーラ比丘に對して(三六)覓罪相式事を行へ。

二　比丘等、之を行ふには當に斯の如くすべきなり。先づウヴーラ比丘に警告すべく、警告して之を思ひ出さしむべく、思ひ出さしめて罪を宣告せしむべく、罪を宣告せしめて後、聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、此のウヴーラ比丘は大衆の中に於て罪を審問せられ・・・知りて故に妄語を吐く。若し時機可ならば、大衆ウヴーラ比丘に對して、覓罪相式事を行はん。是れ余が提議なり。諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、此のウヴーラ比丘は・・・妄語を吐く。大衆ウヴーラ比丘に對して覓罪相式事を行ふ。諸尊師中、大衆のウヴーラ比丘に對して覓罪相式事を行ふとを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。余は二たび此の義を宣ぶ・・・余は三たび此の義を宣ぶ・・・大衆ウヴーラ比丘に對して覓罪相式事を行ひ了れり、大衆之を是とす、故に默す。余は之を斯の如しと了解す。』

【三六】Tassapāpiyyasikākamma　七止諍法の第五、大品第九篇の六に出づ。「其の犯者に對して行はるべき式事」の意。

一二　一　比丘等、覓罪相式事を行ふに適法五種あり。不淨なると、無恥なると、非難あると、大衆〔擧りて〕彼に對して覓罪相式事を行ひ、法により和合して〔之を行ふ〕。比丘等、此等は覓罪相式事を行ふ適法の例五種なり。

二　比丘等、三事を具する覓罪相式事は非法非律にして效力あるなし。〔彼〕出席せざるに行はれ、審問せずして行はれ、自白せざるに行はれたると是なり（二七）……比丘等、三事を具有する覓罪相式事は法に適ひ律に適ひて效力あり、〔彼〕出席の上にて行はれ、審問して後行はれ、自白して後行はれたると是なり（二八）……

三　比丘等、三事を具備する比丘若し〔自ら〕希望せば、大衆彼に對して覓罪相式事を行ふべきなり、爭鬪、喧嘩、口論を事として多辯にして大衆中に訴事を起すを好み、愚癡不聰明にして犯罪多く敬意を缺き、在家人に混じて住し、不適當なる在家人と交ると是なり（二九）……

四　比丘等、覓罪相式事を行はれたる比丘は善く身を修むべきなり。而して之は修身の法なり。人に大戒を授くべからず、人に依止を與ふべからず、沙彌をして侍せしむべからず（三〇）……。」

五　それより大衆はウヷーラ比丘に對して覓罪相式事を行へり。

【二七】以下小品第一篇の二と同じ。
【二八】以下同三に同じ。
【二九】以下同四に同じ。
【三〇】以下同五に同じ。

一三―一　その時「大衆中にありて、爭闘を起し、喧嘩口論を事として時を過せる比丘等は語にも身にも多くの非沙門的の事をなせり、時に此等の比丘は心に思へらく、「我等爭闘を起し・・・非沙門的の事をなす。我等若し此等の犯罪によりて互に相處分せば、此の諍事は益激烈となり、「相互の間に」惡意を起し、「僧伽内に」分裂を生ずることあらん。我等之を如何にすべきぞ」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此に比丘衆あり、爭闘を起し・・・多くの非沙門的の事をなす。彼等若し心に、我等爭闘を起し・・・分裂を生ずることあらんと、斯の如く思惟することありとせよ。比丘等、斯の如き諍事は（三）草覆地法によりて之を決することを許す。

二　比丘等、之を決するには當に斯の如くすべきなり。「先」總て一所に集るべく、集りて後聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、我等爭闘を起し・・・多くの非沙門的の事をなす。我等若し此等の犯罪によりて・・・分裂を生ずることあらん。時若し可ならば大衆草覆地法によりて之を決せん。但大なる罪と、在家人に關係せる「罪」とを除く」と。一方黨派の比丘の中にて聰明にして智能あるもの、己の黨派の「比丘等」

【三】Tiṇavatthāraka 第六也。汚物は之を攪き亂す時は惡臭を放つ、草を以て之を覆へば惡臭来ることなし。之と同じく此の諍事も根本に溯りて仔細に穿鑿して決せんとすれば益激烈となり、相互の間に惡意生じ、延いて分裂を起すべき虞あり。よりて草を以て汚物を覆ふが如くして之を決せんとするなり。

に提議して云ふべきなり、「諸具壽、余が言ふ所を聽け、我等爭闘を起し…分裂を生ずることあらん、時若し可ならば余は諸具壽の犯せる罪と、余自ら犯せる罪との中、大なる罪と在家人に關係せる〔罪〕とを除き、諸具壽の利益のため、自己の利益のため、草覆地法によりて大衆の中に之を提示せん」と。他の黨派の比丘の中にて聰明にして智能あるもの、自己の黨派〔の比丘等〕に提議して云ふべきなり、『諸具壽、余が言ふ所を聽け…大衆の中に提示せん』と。

三　一方黨派の比丘の中にて聰明にして智能あるもの、(三)大衆に提議して云ふべし、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、我等爭闘を起し…分裂を生ずることあらん。時若し可ならば余は此等具壽の犯せる罪と、余自ら犯せる罪との中、大なる罪と在家人に關係せる〔罪〕とを除き、此等具壽の利益のため、自己の利益のため、草覆地法によりて大衆の中に提示せん。これ余が提議なり、諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、我等爭闘を起し…分裂を生ずることあらん。余は此等具壽の犯せる罪と、余自ら犯せる罪との中…大衆の中に提示す、我等の犯せる此等の罪の中、大なる罪と在家人に關係せる罪とを除き、草覆地法により之を大衆の中に提示することを是とするものは默せよ。是とせざるものは言へ。余は我等の犯せる此等の罪の中、大なるものと在家人に關係せるものとを除き、草覆地法によりて大衆の中に提示し竟れり。大衆之を是とす、故に默す」、「他の黨派の比丘の中にて聰明にして智能あるもの大衆に提

〔三〕前回は自派の比丘等に對して議せしが、今回は大衆全體に對して議するなり。

議して云ふべし（三三）……。』

四　比丘等、斯の如くすれば此等の比丘は此等の罪より脱る、但大なる罪と、在家人に關係せる罪と、式事を是認せざるものと、其の座にあらざるものとを除く。」

一四―一　その時比丘等は比丘等と相爭ひ、比丘尼等は比丘尼等と相爭ひしが、（三四）闡怒比丘は比丘尼の〔間に〕交り、彼等に黨して比丘と爭へり。比丘等の中にて欲寡きもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に闡怒比丘は比丘尼の〔間に〕交り、彼等に黨して比丘と爭ふぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を報じたてまつれり。……非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり。

二　「比丘等、爭論諍事に關するもの、非難に關するもの、罪過に關するもの、義務に關するものの四種あり。此の中何をか（三五）爭論諍事と云ふや。此に比丘等あり、之は法なり、非法なり、律なり、非律なり、如來の說きたまひ語げたまひし所なり、如來の說きたまはず語げたまはざる所なり、如來の行ひたまひ、制したまひし所なり、如來の行ひたまはず、制したまはざる所なり、之は罪なり、罪にあらず、輕罪なり、重罪なり、（三六）有餘罪な

【三三】以下總て上文と同じ。

【三四】Channa 闡怒、六羣の比丘の一人なり。

【三五】以下此等簡單にして單に「爭論諍事、非難諍事等」と云ふべし。

【三六】僧殘罪を云ふ。これ尙ほ餘命あり、相當の式事作法を行うて、比丘の資格を復するを得るが故なり。

り、〔三七〕無餘罪なり、大罪なり、小罪なり〔等と云う〕て相爭ふ。此に起る所のもの、爭鬪、喧嘩、口論異執、異論、不和、咎責、論抗等總て此等を爭論諍事となす。何をか非難諍事となす。此に比丘等あり、某比丘を破戒、汙行、邪見、邪生活等を以て非難す。此に起る所の非難、譴責、詰責、訓責、直言、辯疏、諧誹等總て此等を非難諍事となす。何をか罪過諍事となす。〔三八〕五種の罪聚若くは〔三九〕七種の罪聚、之を稱して罪過諍事となす。何をか義務諍事となす。僧伽の當に行ふべき責務、承諾を求むべきこと、白式事、白第二式事、白第四式事等之を稱して義務諍事となす。

三　何をか口論諍事の因となす。〔四〇〕六種の口論の因は爭論諍事の因たり、三種の不善根は爭論諍事の因たり、三種の善根は爭論諍事の因たり。何をか爭論諍事の因たる六種の口論の因となす。此に比丘あり、忿り恨む〔心を有す〕。斯る比丘は〔大〕師に對し恭敬の念なうして住し、法に對し僧に對し恭敬の念なうして住し、戒法は之を守ることなし。〔大〕師に對し恭敬の念なうして住し、法に對し僧に對し恭敬の念なうして住し、戒法を守らざるものは大衆中に於て口論を起す、〔而して〕此の口論たる衆人の不利益、不安樂、衆民の不利益、苦痛となるものなり。比丘等、汝等若し斯の如き内外口論の因を察せば、汝等此の不善なる口論の因

【三七】波羅夷罪を云ふ、比丘として生命なきの意なり。此の罪に問はるる時は再び僧伽に復歸することを得ず。

【三八】所謂五篇なり、波羅夷、僧殘、波逸提、提舍尼、惡作是なり。

【三九】所謂七聚なり、波羅夷、僧殘、偸蘭遮、波逸提、提舍尼、惡作、惡說是なり。

【四〇】Chavivadamūlāni（チャヴィヴーダムーラーニ）は六爭因、六爭根などと譯すべきが如し。

を捨つるに力を盡すべきなり。比丘等、汝等若し内外口論の因を察することなくば、汝等は此の不善なる口論の因の後來起らざるやう力を用ふべきなり。斯の如くして不善なる口論の因は捨てられ、斯の如くして不善なる口論の因は後來起ることなからん。

次に又比丘あり、「己の惡を」覆ひ、僞善にして嫉み、慳む「心あり」、虚僞にして諂ふ「心あり」、邪欲邪見あり、世利を宗とし、利得心ありて物を棄つるを難かる。世利を宗として利得心ありて物を棄つるを難かるものは、「大」師に對し恭敬の念なくして住し…斯の如くして不善なる口論の因は捨てられ、斯の如くして、不善なる口論の因は後來起ることなからん。之を爭論諍事の因たる六種の口論の因となす。

四　何をか爭論諍事の因たる三種の不善根となす。此に比丘等あり、貪欲心を以て言ひ爭ひ、忿恚心を以て言ひ爭ひ、愚迷心を以て言ひ爭ふ、之は法なり、非法なり…大罪なり、小罪なり等。之を爭論諍事の因たる三種の不善根となす。何をか爭論諍事の因たる三種の善根となす。此に比丘等あり不貪欲心を以て言ひ爭ひ、不忿恚心を以て言ひ爭ひ、不愚迷心を以て言ひ爭ふ、之は法なり、非法なり…大罪なり、小罪なり等。之を爭論諍事の因たる三種の善根となす。

五　非難諍事の因は何ぞや。六種の非難の因は非難諍事の因たり、三種の不善根は非難諍事の因たり。身は非難諍事の因たり、語は非難諍事の因たり。何をか非難諍事の因たる六種の非難の因となす。

此に比丘あり、忿り恨む「心を有す」(四一)……。何をか非難諍事の因たる三種の不善根となす。此に比丘等あり、貪欲心を以て言ひ爭ひ……。何をか非難諍事の因たる三種の善根となす。此に比丘等あり、不貪欲心を以て言ひ爭ひ……。何をか非難諍事の因たる身「貌」となす。此に一人あり、面貌醜惡、倭小、多病、眇目にして一肢萎え、駝背にして半身不隨なり、之によりて「人」彼を非難す。之を……何をか非難諍事の因たる言「相」となす。此に一人あり、言語粗惡、不明瞭にして澁難なり。之によりて「人」彼を非難す。之を……

六　罪過諍事の因は何ぞや。六種の罪過の生起は罪過諍事の因なり。罪の身より起りて語と意とより起らざるものあり、罪の語より起りて身と意とより起らざるものあり、罪の身と語とより起りて意より起らざるものあり、罪の身と意とより起りて語より起らざるものあり、罪の語と意とより起りて身より起らざるものあり、罪の身語意より起るものあり。此等の六種の罪過の生起は罪過諍事の因たり。

七　義務諍事の因は何ぞや。義務諍事には一の因あり、僧伽是れなり。

八　(四二)爭論諍事、善、不善、無記。爭論諍事には善なるあり、不善なるあり、或は無記なるあり。何をか善なる爭論諍事となすや。此に比丘等あり、善意を以て相爭うて云ふ、之は法なり、非法なり

【四一】三に同じ、「爭論諍事の因」を「非難諍事の因」に代へたるのみ。

【四二】以下四節は各諍爭と善、不善、無記等三種の性質との關係を示す。

〔四三〕……大罪なり、小罪なり等。此に起る所の爭鬪……論抗等、總て之を善なる爭論諍事となす。何をか不善なる爭論諍事となすや。此に比丘等あり、惡意を以て相爭うて云ふ、之は法なり、非法なり……大罪なり、小罪なり等。此に起る所の爭鬪……論抗等、總て之を不善なる爭論諍事となす。何をか無記なる爭論諍事となすや。此に比丘等あり、無記心を以て相爭うて云ふ、之は法なり、非法なり、……大罪なり小罪なり等。之を稱して無記なる爭論諍事と云ふ。

九　非難諍事、善、不善、無記。非難諍事には善なるあり、不善なるあり、或は無記なるあり。此の中何をか善なる非難諍事となす。此に比丘等あり、善意を以て某比丘の破戒、汙行、邪見、邪生活を非難す。此に起る所の非難、譴責、詰責、訓責、直言、辯疏、詰難等總て之を稱して善なる非難諍事となす。何をか不善なる非難諍事となす。此に比丘等あり惡意を以て……何をか無記なる非難諍事となす。此に比丘等あり無記心を以て……

一〇　罪過諍事、不善、無記。罪過諍事には不善なるあり、無記なるあり、〔されど〕罪過諍事には善なるものなし。此の中何をか不善なる罪過諍事となす。知覺し思量して犯す所のもの、之を稱して不善なる罪過諍事となす。何をか無記なる罪過諍事となす。知覺せず思量せずして犯す所のもの之を稱して無記なる罪過諍事となす。

一一　義務諍事、善、不善、無記。義務諍事には善なるあり、不善なるあり、無記なるあり。此の

〔四三〕　二を見よ。

中何をか善なる義務諍事となす。大衆の善意を以て行ふ所の式事、承諾を求むべき式事、白式事、白第二式事、白第四式事、之を稱して善なる義務諍事となす。何をか不善なる義務諍事となす、大衆の惡意を以て……何をか無記なる義務諍事となす、大衆の無記心を以て……

一二　(四四)諍論にして且つ諍論諍事なる、諍論なれど諍事にあらざる、諍事なれど諍論にあらざる、諍事にして且つ又諍論なる、諍論にして且つ諍論諍事なるあり、諍論なれど諍事にあらざるあり、諍事なれど諍論にあらざるあり、諍事にして且又諍論なるあり。

此の中何をか諍論たり且諍論諍事たるものとなす。此に比丘等あり、之は法なり、非法なり……大罪なり、小罪なり等と云うて諍ふ。此に起る所の諍鬪……論抗等、これ諍論にして諍論諍事たるものたり。何をか諍論にして諍事にあらざるものとなす。母は子と諍ひ、子は母と諍ひ、父は子と諍ひ、子は父と諍ひ、兄弟相諍ひ、兄弟姉妹相諍ひ、姉妹兄弟相諍ひ、朋友相諍ふ。これ諍論にして諍事にあらざるものたり。何をか諍事にして諍論にあらざるものとなす。非難諍事、罪過諍事、義務諍事、之を諍事にして諍論にあらざるものとなす。何をか諍事たり且つ諍論たるものとなす。諍論諍事はこれ諍事たり且つ諍論たるものなり。

一三　非難にして且つ非難諍事なる、非難なれど非難諍事にあらざる、諍事なれど非難にあらざる、諍事にして且つ非難なる。……

【四四】以下四節は四句分別なり。

一四　罪過にして且つ罪過諍事なる、罪過なれど罪過諍事にあらざる、諍事なれど罪過にあらざる、諍事にして且つ罪過なる。……此の中何をか罪過たり且つ罪過諍事たるものとなす。(四五)五種の罪聚は罪過諍事なり、七種の罪聚は罪過諍事なり、これ罪過にして罪過諍事なるものなり。何をか罪過(āpatti)にして諍事にあらざるものとなす。これ預流(sot-āpatti)と等至(sam-āpatti)と(四六)これ罪過にして諍事にあらざるものなり。何をか諍事にして罪過にあらざるものとなす。義務諍事、爭論諍事、非難諍事、之を諍事にして罪過にあらざるものとなす。何をか諍事にして且つ罪過なるものとなす。罪過諍事は諍事にして且つ罪過なるものなり。

一五　義務にして義務諍事なる、義務にして諍事にあらざる、諍事にして義務にあらざる、諍事にして且つ義務なる。……此の中何をか義務にして且つ義務諍事たるものとなす。大衆の當に行ふべき義務、承諾を求むべきこと、白式事、白第二式事、白第四式事等、これ義務にして義務諍事たるものなり。何をか義務にして諍事にあらざるものとなす。教授師に對する義務、和尙に對する義務、教授師を同じうするものに對する義務、和尙を同じうするものに對する義務等、これ義務にして諍事にあらず。何をか諍事にして義務にあらざるものとなす。爭論諍事、非難諍事、罪過諍事、これ諍事にして義務にあらず。何を

(四五) 上の二を見よ。

(四六) 之れは罪(āpatti)と預流(sotāpatti)と等至(samāpatti)と何等の關係あることを意味するにあらず、但其の語の構造が、上の羅馬字綴りにても明かなるが如く、同じ尾を有するより仕組みたる一種の遊戯なり。

か諍事たり且つ義務たるものとなす。義務諍事はこれ諍事にして且つ義務たるものなり。

一六　爭論諍事は幾種の止「諍法」によりて決せらるるや。爭論諍事は現前毘尼と【四七】多人語と二種の止「諍法」によりて決せらる。爭論諍事は一の止「諍法」即ち多人語によらず、唯現前毘尼の一止「諍法」によりて決せらるるやと「問ふもの」あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。此に比丘等あり、之は法なり非法なり……大罪なり小罪なり等と云うて爭ふとせよ。比丘等よ、此等の比丘若し此の諍事を決することを能くせば、之は既に決せられたりと稱す。何によりて決せられしや。現前毘尼によりて「決せられしなり」。此に此の現前毘尼には何かある。大衆現前、法現前、律現前、人現前これなり。大衆現前とは何ぞや。式事に與るべき比丘は既に悉く來り、承引を與ふべきものは既に承引を與へ、臨席せるものは之を非難せず、これ大衆現前なり。法現前、律現前とは何ぞや。法と律と師の教とによりて此の諍事を決すれば、此「の法と律と」は法現前、律現前なり。人現前とは何ぞや。相爭論するもの、自身と對手と共に臨席せる、これ人現前なり。比丘等、斯の如くして決せられたる諍事を、爭論者若し初に復することあらばこれ【四八】波逸提罪なり。承引を與ふるもの若し不平を唱ふることあらばこれ【四九】波逸提罪なり。

十七　比丘等よ、此等の比丘若し其の住院内に於て、該諍事を決すること能はずば、彼等は更に多

【四七】九の註を見よ。
【四八】波羅提木叉、波逸提六十三條。
【四九】同七十九條。

くの比丘の住める住院に趣くべきなり。比丘等よ、此等の比丘若し其の住院に趣く途中に於て該諍事を決することを得ば、之は既に決せられたりと稱す。何によりて決せられたりや【五〇】……これ波逸提罪なり。

一八　比丘等よ、此等の比丘若し其の住院に趣く途中に於て該諍事を決すること能はずんば、彼等は其の住院に趣き、住院僧に語げて云ふべきなり、『友等よ、此の諍事は斯の如くして生じ、斯の如くして發せり。冀くは諸具壽、法により律により師の教によりて此の諍事を決し、此の諍事をして終局せしめよ。』比丘等よ、若し住院比丘等年長にして【五一】外來比丘等年少ならば、前者は後者に語げて云ふべし、『願くば諸具壽、汝等我等の之を議する間、暫く一方に避けよ。』されど比丘等よ、若し住院比丘等年小にして外來比丘等年長ならば、前者は後者に語げて云ふべし、『さらば諸具壽、汝等我等の之を議する間、暫く此處に居れ。』比丘等よ、相議せる住院比丘等若し、『我等は此の諍事を法により律により師の教によりて決することを能くせず』と、斯の如く思惟せば、彼等は此の諍事を引き受くべからず。されど比丘等よ、相議せる住院比丘等、若し、我等は法により律により師の教によりて此の諍事を決することを得』と、斯の如く思惟せば彼等は外來比丘等に語げて云ふべし、『諸具壽、汝等若し、此の諍事の發生せし所に隨ひ、且又我等の法により律により師の教によりて之を決し、斯くて之をして終局に至らしむるやう

【五〇】以下一六の本文と同じ。
【五一】今此の事件を携へて他より來りしもの。

其「の始終」を語らば我等は此の諍事を引き受けん。されど諸具壽、汝等若し、此の諍事の・・・其「の始終」を語らば我等は此の諍事を引き受けん。されど諸具壽、汝等若し、此の諍事の・・・其「の始終」を語らずば我等は此の諍事を引き受けざらん。」「比丘等よ、斯の如くよく確めたる上にて住院比丘等は該諍事を引き受くべきなり。比丘等よ、外來比丘等は住院比丘等に語げて云ふべし、「此の諍事の發生せし所に隨ひて我等は汝等に之を語るべし。諸具壽若し此の諍事を法により律により師の教によりて斯く斯くの間に決し、斯くて之をして終局に至らしむるやう、之れを決することを能くせば、我等は此の諍事を諸具壽に引き渡さん。諸具壽若し・・・能くせずば、我等は此の諍事を諸具壽に引き渡さじ、我等こそは此の諍事の主人たらん。」「比丘等よ、斯の如くよく確めたる上にて外來比丘等は住院比丘等に該諍事を引き渡すべきなり。比丘等よ、此等の如く若し「斯の如くして」此の諍事を決することを能くせば、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。(五二)・・・これ波逸提罪なり。

一九　比丘等、此等の比丘該諍事を決するに當り、辯論果なく起りて、一辯論の意味をも之を了解すること能はずんば、斯の如き諍事は(五三)委員附托によりて之を決することを許す。十事を具有する比丘を選びて委員となすべきなり、「曰く」(一)持戒者たると、(二)波羅提木叉の律儀「によりて身を」攝

【五二】以下一六の末文を見よ。
【五三】Ubbāhikā（ウッバーヒカー）は ud + vah より出來たる語なり、「支ふ、上ぐ、運ぶ、移す」等の意義あり、之によりて全部の衆より一部の比丘より成れる調査委員、又は懲罪委員の手に移すの意となりしか。

すると、(三)行具はり、微少なる罪過にも怖を懷き、戒條に於てはよく〔之を〕執持して學ぶと、(四)多聞にして聞きたるは之を持ち、之を積むと、(五)諸法の初中後共によく、文義共に具はり、一切完具して清淨なる梵行を賞揚せる如き、斯の如き諸法を多く聞き、護持し、語を以て積み、心を以て觀、見を以て了解し、(六)(五四)兩波羅提木叉は詳に了達し、條により相によりて分別決斷すると、(七)律には巧にして〔他のために〕論破せられざると、(八)自他兩派をして悟らしめ、解せしめ、觀察せしめ、彼等を宥むることを能くすると、(九)諍事の始と終とを知ると、(十)諍事を知り其の起因を知り、其の終結を知り、其の終結に達すべき道を知るとこれなり。比丘等よ、此等の十事を具有するものを選びて委員となすことを許す。

【五四】比丘、比丘尼の大戒を云ふ。

二〇　比丘等、之を選ぶには當に斯の如くすべきなり、先づ之を比丘に請ふべく、請うて後聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聞け、我等此の諍事を決するに當り、辯論果なく起りて、一辯論の意味をも之を了解すること能はず。若し時機可ならば大衆某と名くるものと、某と名くる比丘とを委員に選ばん、此の諍事を決せんがために。これ我が提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、我等此の諍事を……大衆此の諍事を決せんがために某と名くるものと、某と名くる比丘とを選びて委員となす。此の諍事を決せんがために。某と名くるものと某と名くる比丘とを選びて委員となすことを是とするものは默せよ、是

とせざるものは言へ。大衆此の諍事を決せんがために某と名くるものと、某と名くる比丘とを選びて委員となすことを是とす、故に默す、我之を然なりと了解す。』

二一　比丘等、此等の比丘若し委員附托によりて該諍事を決することを能くせば、之は既に決せられたりと稱せらる。何によりて決せられたりや。現前毗尼によりて「決せられしなり」(五五)……これ波逸提罪なり。

二二　比丘等よ、此等の比丘の該諍事を裁決するに當り、此に一人の說法比丘あり、而も彼「波羅提木叉の」條條に通せず、須多毗崩伽に「通せず」彼意義を辨せず、文句の蔭によりて意義を沒却するとせよ。一人の聰明にして智能ある比丘は(五六)比丘等に提議して云ふべきなり。諸具壽我が云ふ所を聽け、此の某と名くる說法比丘は「波羅提木叉の」條條に通せず、須多毗崩伽に「通せず」、彼意義を辨せず、文句の蔭によりて意義を沒却す。若し時機可ならば此の比丘をして座を起たしめ、殘餘のものにて此の諍事を決せんと。比丘等よ、彼等若し彼の比丘をして座を起たしめ此の諍事を決することを能くせば、此の諍事は既に決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや……波逸提罪なり。

二三　比丘等よ、此等の比丘の該諍事を裁決するに當り、此に一人の說法比丘あり、彼「波羅木叉の」條條に通ずれども、須多毗崩伽に「通せず」、彼等義を辨せず、文句の蔭によりて意義を沒却する

(五五)　一六の末文を見よ。

(五六)　本部の大衆にあらず、少くも其の說法比丘は除外さるる故に「比丘等」と云うて「大衆」と云はず。

とせよ。一人の聰明にして智能ある比丘は比丘等に提議して云ふべきなり。諸具壽、我が言ふ所を聽け〔五七〕……波逸提罪なり。

二四　比丘等よ、此等の比丘若し此の諍事を委員附托によりて決すること能はずんば、彼等は此の諍事を大衆に引き渡すべきなり『諸尊師、我等は此の諍事を委員附托によりて決することを能くせず、大衆此の諍事を決せよ』と云うて。比丘等よ、斯の如き諍事は〔五八〕多數決によりて之を決することを許す。五事を具有する比丘を選びて集籌者となすべきなり。〔五九〕……余は之を斯の如しと了解す。集籌者たる比丘をして籌を集めしむべし。正法を說く多數の比丘の說く所に隨ひて之を決すべきなり。之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毘尼と多人語とによりて「決せられたるなり」。此に現前毘尼とは何ぞや。大衆現前、法現前、律現前、人現前これなり。大衆現前とは何ぞや。〔六〇〕……これ人現前なり、此に多人語とは何ぞや。多人語式事の執行、遂行、其の著手、進行、其の承認、嘉納等、これ多人語なり。比丘等、斯の如くして決せられたる諍事を、爭論者若し初に復することあらば、これ波逸提罪なり。承引を與ふるもの若し不平を唱ふることあらばこれ波逸提罪なり。」

二五　その時舍衞城に於て諍事は斯の如くして起り、斯の如くして生ぜり。此等の比丘は舍衞城に

〔五七〕　以下二二より推して知るべし。
〔五八〕　九の註を見よ。
〔五九〕　九の本文と同じ。
〔六〇〕　一六參照。

於ける大衆の諍事裁決に對して不滿を懷けり。〔彼等は〕、斯く斯くの住院に於て衆多の長老住めり、彼等は多聞にして經典に通じ、法、律、條目に通じ、智慧聰明の人、慚恥心あり、追悔心あり、修學の志あるものなり。彼等は此の諍事を法により律により、師の敎によりて決し、斯くして此の諍事をして終局に至らしめんと、云ふを聞けり。それより此等の比丘は彼の住院に趣き、此等の長老に語げて云へり、「諸尊師、此の諍事は斯の如くして起り斯の如くして生せり。冀くは諸尊師、此の諍事を法により律により師の敎によりて決し、之をして終局に至らしめよ。」長老比丘等は、舍衛城に於て大衆の〔此の〕諍事を決したる所は可なりと云ひ、之に隨ひて之を決せり。此等の比丘は舍衛城に於ける大衆の諍事裁決に對して不滿を懷き、衆多の長老等の諍事裁決に對して不滿を懷けり。〔彼等は〕斯く斯くの住院に於て三人の長老住めり、二人の長老住めり、一人の長老住めり、多聞にして……彼は此の諍事を法により……と云ふを聞けり。それより此等の比丘は彼の住院に趣き……之をして終局に至らしめよ」彼の長老比丘は舍衛城に於て大衆の〔此の〕諍事を決したる所、衆多の長老の〔此の〕諍事を決したる所、三人の長老の〔此の〕諍事を決したる所、二人の長老の〔此の〕諍事を決したる所、之は共に可なりと云ひ、之に隨ひて之を決せり。時に之等の比丘は舍衛城に於ける大衆の諍事裁決に對して不滿を懷き、衆多の長老等の……三人の長老の……二人の長老の……一人の長老の諍事裁決に對して不滿を懷き、世尊の居たまへる所に來り、世尊に此の事を白せり。〔世尊宣はく〕「比丘等よ、此の諍事

は既に裁定決斷せられたり。

二六　比丘等、此等の比丘を引き入れんがために、祕密、耳語、公開と、三種の集籌法を行ふことを許す。比丘等、何をか祕密の集籌法となす。彼の集籌者たる比丘は塗りたる籌と塗らざる籌とを作り、比丘等一人毎に之に近づきて云ふべきなり、『之は然然の籌なり、之は然然の籌なり、汝の欲する所のものを取れ。』彼之を受け取らば語げて云ふべし、『何人にも之を示すことなかれ。』彼若し非法を說く比丘等の多きことを知らば、『集籌宜しきを失へり』と云うて之を放棄すべく、若し法を說くものの多きことを知らば、『集籌宜しきに適へり』と云うて之を採用すべきなり。比丘等、斯の如きものこれ祕密の集籌法なり、比丘等、如何なるをか耳語の集籌法となす。彼の集籌者たる比丘は比丘等一人毎に耳語して云ふべし、『之は然然の籌なり、之は然然の籌なり、汝の欲する所のものを取れ。』彼之を受け取らば之に語げて云ふべし、『何人にも之を語ることなかれ。』彼若し非法を說くものの多きことを知らば、『集籌宜しきを失へり』と云うて之を放棄すべく、若し法を說くものの多きことを知らば、『集籌宜しきに適へり』と云うて之を採用すべきなり。比丘等、斯の如くなるものこれ耳語の集籌法なり。比丘等、如何なるをか公開の集籌法となす。彼若し法を說くものの多きことを知らば陽に公に籌を取らしむべきなり、比丘等、斯の如くなるを公開の集籌法となす。比丘等、集籌法に此の三種あり。

二七　非難諍事は幾種の止〔諍法〕によりて決せらるるや。非難諍事は現前毗尼と、憶念毗尼と、不癡

毘尼と、覓罪相と、此等四種の止〔諍法〕によりて決せらる。非難諍事は二種の止〔諍法〕卽ち不癡毘尼と覓罪相とによらず、唯現前毘尼、憶念毘尼の二種の止〔諍法〕によりて決せらるることありやと〔問ふもの〕あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。此に比丘等あり、某比丘を累はすに無根の破戒を以てす。比丘等、記憶の完全なる彼の比丘に對して憶念毘尼を與ふべきなり。之を與ふるには當に斯の如くすべきなり、彼の丘丘は大衆の所に趣き鬱多羅僧衣を一肩に掛け、年長比丘の足下を禮し、跪坐合掌して云ふべきなり。『諸尊師よ、比丘等我を煩はすに無根の破戒を以てす、我完全なる記憶を有するものとして大衆に求むるに憶念毘尼を授けんとを以てす、二たび之を求むべく、三たび之を求むべきなり。時に一人の聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、比丘等某と名くる比丘を煩はすに無根の破戒を以てす、彼完全なる記憶を有す（六二）…我之れを斯の如しと了解す』と。比丘等、此の諍事は旣に決せられたりと稱す。何によりて決せられたりや。現前毘尼と憶念毘尼とによりて〔決せられたり〕。此に何をか現前毘尼と云ふや。大衆現前、法現前、律現前、人現前これなり（六三）…此に何をか憶念毘尼と云ふや。憶念毘尼の執行、遂行、著手、進行、承認、嘉納等これ憶念毘尼なり。斯の如くして決せられたる諍事を爭論者若し初に復すことあらば、これ波逸提罪なり、承引を與ふるもの不平を唱ふることあらばこれ波逸提罪なり。

【六二】以下四の一〇に同じ。
【六三】一六を見よ。

二八　非難諍事は憶念毘尼と覓罪相との二種の止〔諍法〕によらず、現前毘尼と不癡毘尼との二種の止〔諍法〕によりて決せらるることありやと〔問ふもの〕あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。此に比丘あり發狂して心顚倒す。彼發狂して心顚倒するや、語に或は身に衆くの非沙門的の事をなす。比丘等彼の發狂し心顚倒して犯したる罪により、彼に警告して云ふ、『具壽、汝は斯く斯くの罪を犯したることを記憶すや。』彼は〔之に答へて〕『友等よ、我は發狂し心顚倒せり、我發狂して心顚倒するや、語に或は身に衆くの非沙門的の事をなしたり。我は之を記憶せず、我は愚なるによりて之をなしたるなり』と云ふ、斯く云ふも尚彼を警告して云ふ、『具壽、汝は斯の如き罪を犯したることを記憶すや。』『比丘等よ、此の比丘の愚癡ならざるに對して不癡毘尼を與へよ。之を與ふるには當に斯の如くすべきなり（六三）……我之を斯の如しと了解す。

【六三】五の一・二參照。

比丘等、之れを稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毘尼と、不癡毘尼とによりて、〔決せられたり〕。此に現前毘尼には何かある。……此に不癡毘尼には何かある。不癡毘尼の執行……嘉納等、これ不癡毘尼にあり、斯の如くして決せられたる諍事を爭論者、若し初に復することあらば、これ波逸提罪なり、承引を與ふるもの、若し不平を唱ふることあらば、これ波逸提罪なり。

二九　非難諍事は憶念毘尼と不癡毘尼との二止〔諍法〕を措いて、現前毘尼と覓罪相との二止〔諍法〕

によりて決せらるることありやと「問ふもの」あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。此に比丘あり、大衆の中に於て某比丘に對し重罪の警告をなして云ふ、『具壽、汝は斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は波羅夷罪に等しきものを犯したることを記憶すや。』彼云ふ、『友よ、我は斯の如き重罪、波羅夷罪又は波羅夷罪に等しきものを犯したることを記憶せず。』彼の「斯く」否認するを尚ほ強ひて云ふ、『具壽、汝宜しく斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之に等しきものを犯したるとを記憶すと知るべし。』彼は答へて云ふ、『友よ、我は斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之と等しき罪を犯したることを記憶せず、されど友よ。我は斯く斯くの輕罪を犯したることを記憶す。』彼の「斯く」否認するを尚ほ強ひて云ふ、『具壽、汝宜しく斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之れに等しきものを犯したることを知るべし。』彼は云ふ、『友よ、我が犯したる輕罪は問はれざるも尚ほ之れを自白せん。されど波羅夷罪又は之れと等しき重罪を犯しては、問はるるも我は之れを自白せじ。』『友よ、汝は此の輕罪を犯しても問はれずしては之れを自白せず、況や波羅夷罪又は之れと等しき重罪を犯しては、奈何で問はれざるに自白することあらん。汝宜しく斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之れに等しきものを犯したることを記憶すと知るべし。』『友よ、我斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之れに等しきものを犯したることを記憶す。但戯のため興のため之れを云へり、我は斯く斯くの重罪、波羅夷罪又は之れと等しき罪を犯したることを記憶せず』と。比丘等よ、此の比丘に對しては覓罪相式事を行ふべきなり。之を行ふには當に斯の如くす

べし(六四)・・・我は之を斯の如しと了解す。比丘等よ、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ、何によりて決せられたりや。現前毗尼と覓罪相とによりて「決せられたり」。此に現前毗尼には何かある。・・・此に覓罪相には何かある。覓罪相式事の執行・・・嘉納等、これ覓罪相にあり。斯の如くして決せられたる諍事を・・・これ波逸提罪なり。

三〇　罪過諍事は幾種の止「諍法」によりて決せらるるや。罪過諍事は現前毗尼、自言治、草覆地の三種の止「諍法」によりて決せらる。罪過諍事は一の止「諍法」即ち草覆地によらず、現前毗尼、自言治の二種の止「諍法」によりて決せらるるとありや。と「問ふもの」あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。比丘等よ、此に比丘あり衆くの罪を犯す。彼の比丘他の一人の比丘の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して彼に語げて云ふべきなり、『友よ、我某罪を犯し、此に之を告白す。』他の比丘は云ふべし、『「汝之を」認むるや。』『我之を認む。』『後來制して「之を犯さざれ」。』『比丘等、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毗尼と、自言治とによりて。此に現前毗尼には何かある。法現前、律現前、人現前これなり・・・「罪を」陳述するもの、「罪の」陳述「を聞く」もの共に列席せる、これ此に人現前なり。此に自言治には何かある。自言治式事の執行・・・嘉納等、これ此に自言治あり。斯の如くして決したる諍事を・・・波逸提罪なり。

【六四】以下一一の二參照。

三一　斯の如くして決せばこれ可なり、若し決せずんば、此の比丘は衆多の比丘の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長比丘の足下を禮し、跪坐合掌して云ふべきなり『諸尊師、我は某の罪を犯せり、此に之を告白す。』聰明にして智能ある比丘は此等の比丘に提議して云ふべきなり、『諸具壽、我が言ふ所を聽け、此の某と名くる比丘は「己の」罪を記憶し、開示し、告白す。若し諸尊時機可ならば我此の某比丘の罪を恕さん。』彼は「彼の某比丘に對して」云ふべし『之を認むるや。』『然り之れを認む。』『後來制して犯さざれ。』『比丘等よ、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毗尼と自言治とによりて。……波逸提罪なり。

三二　斯の如くして決せばこれ可なり。若し決せずんば、此の比丘は大衆の所に趣き……「諸尊師、我は某の罪を犯せり、此に之を告白す。』聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、此の某と名くる比丘は「己れの犯せる」罪を記憶し、開示し、告白す。若し大衆時機可ならば我は此の某比丘の罪を恕さん。』彼は「彼の某比丘に對して」云ふべし『之を認むるや。』『然り、之を認む。』『後來制して犯すとなかれ。』『比丘等よ、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毗尼と、自言治とによりて「決せられたり」。……斯の如くして決せられたる諍事を恕罪者若し初に復すことあらば、これ波逸提罪なり、承引を與ふるもの不平を唱ふることあらば、これ波逸提罪なり。

三三　罪過諍事は一の止〔諍法〕卽ち自言治によらず、現前毗尼と、草覆地との二止〔諍法〕によりて決せらるることありやと〔問ふもの〕あらば、ありと答ふべきなり。如何にしてか之ある。此に比丘等あり、爭鬪を起し、喧嘩口論を事として時を過し、語にも身にも衆くの非沙門的の事をなす。(六五)……彼等若し心に、我等爭鬪を起し、……草覆地によりて之を決することを許す。比丘等之を決するには當に斯の如くすべきなり。先づ總て一所に集るべく、……大衆の中に提示せんと。一方黨派の比丘の中にて總明にして智能あるもの、大衆に提議して云ふべし、……他の黨派の比丘の中にて總明にして智能あるもの、大衆に提議して云ふべし、『……我之を斯の如しと了解す。』比丘等よ、之を稱して諍事は決せられたりと云ふ。何によりて決せられたりや。現前毗尼と草覆地によりて〔決せられたり〕。此に現前毗尼には何かある。大衆現前、法現前、律現前、人現前これなり。此に何をか大衆現前と云ふ。比丘の式事に與るべきものは悉く來り、承引を與ふべきものは承引を與へ、臨席せるものは之を非難せず、之を此に大衆現前と云ふ。此に何をか法現前、律現前となす。法と律と師の教とによりて此の諍事を決したる、其の〔法と律と〕之を法現前、律現前と云ふ。此に何をか人現前と云ふや。〔罪を〕陳述するもの、〔罪の〕陳述〔を聞く〕もの、共に列席せる、これ此に人現前なり。此に草覆地には何かある。草覆地式事の執行、遂行、著手、進行、承認、嘉納等、これ此に草覆地なり。比丘等よ斯の如くして決せられたる諍事を諍論者若し初に復すこ

【六五】一三の一―三と同じ。

とあらば、これ波逸提罪なり、承引を與ふるもの不平を唱ふることあらば、これ波逸提罪なり。

三四　義務諍事は幾種の止［諍法］によりて決せらるるや。義務諍事は唯一の止［諍法］、現前毘尼によりて決せらる。

小事篇第五

一 一 その時佛世尊は王舍城中、竹林園、（一）栗鼠飼養處に住したまへり。時に六羣の丘比等は水浴をなすに當りて樹木に身を擦り、股、腕、胸、背をも擦れり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に彼の沙門釋子は水浴をなすに當りて樹に身を擦り．．．恰も末羅族の拳鬪者（二）文身者の如くするぞや。」「他の」比丘等は、此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。それより彼等は世尊に此の事を白したてまつれり。世尊は此の因縁により、此の機會に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり、「比丘等、六羣の比丘は水浴をなすに當りて．．．擦れりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は之を非難して宣へり、「比丘等よ、之は適せず、順せず、且つ正當ならず．．．何故に比丘等、此等の愚人は水浴に當りて．．．擦るぞや。比丘等、之は未だ信せざるものの信を得、既に信せるものの愈信ずるに至る所以にあらず。」斯く非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、水浴をなすに當りて樹木に身を擦るべからず、擦るものは惡作の罪あり。」

二 その時六羣の比丘等は水浴をなすに當りて、柱に身を擦れり．．．擦るものは惡作の罪あり。そ

（一） Kalandaka-nivāpa.

（二） 佛音は「都會の人にて皮膚を彩り飾るを事とするもの」と註す。文身の類か、文身を施したるものにして力技を鬪はすものなるべし。

の時六羣の比丘は水浴をなすに當りて、壁に身を擦れり……擦るものは惡作の罪あり。

三　その時六羣の比丘等は〔三〕摩浴所に於て水浴をなせり。人人憤り怒り且つ呟きて、恰も俗樂を享くる在家人の如しと云へり。比丘等は此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞いて、之を世尊に白したてまつれり。……「比丘等、摩浴所に於て水浴すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は〔四〕乾闥婆手を用ゐて水浴をなせり……「之をなすものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘は〔五〕紅石「を貫きたる」紐を以て水浴をなせり……「之をなすものは惡作の罪あり。」

四　その時六羣の比丘等は互に身體を摩擦し合へり……「比丘等、身體を摩擦し合ふべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は〔六〕Mallaka を用ゐて入浴せり……「比丘等、Mallaka を用ゐて入浴すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」時に一人の比丘あり、疥病に罹りしが Mallaka を用ゐざれば快からざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病に罹れるものには精製せざる Mallaka を用ふることを許す。」

五　その時一人の比丘あり、水浴をなすに當りて、老衰のため己の身體を擦ると能はざりき。世尊

【三】水浴場に木を板の如く削りたるものを立て、之に洗粉を塗りて身を摩る場所を云ふなり。

【四】水浴場に設けたる木製の手なり、之にて洗粉を取り、之を以て身を擦る。

【五】紅玉色の石を粉にしたるものに樹脂を混じて珠となし之を珠數の如く絲にて繋ぎ、水に濕し其の兩端を取りて身を摩る。

【六】摩竭羅（鯨、鮫又は鰐を云ふ）の牙を切り其の根と根とを合せて鉤を作り、之を用ゐて背を搔く。

に此の事を白せり。「比丘等よ、(七)拭布を用ふることを許す」。その時比丘等は疑心を抱いて互に背を擦ることをなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等(八)手を以て擦ることを許す。」

二一　その時六羣の比丘等は耳環を所持せり、耳璫を所持せり、首飾腰飾、手環、腕飾、手飾、指環を所持せり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり・・・「所持するものは惡作の罪あり。」

二　その時六羣の比丘等は髪を長く延ばせり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり・・・「比丘等、髪を長く延ばすべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、髪は二箇月の間之を延ばし、或は(九)二指まで之を延ばすことを許す。」

三　その時六羣の比丘等は櫛を以て髪を梳れり、蜷局形「の櫛」を以て髪を梳れり、手を櫛として、蠟油を用ゐて、水油を用ゐて髪を梳れり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「彼等恰も俗樂を享くる在家人の如し。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、櫛を以て髪を梳るべからず・・・之をなすものは惡作の罪あり。」

四　その時六羣の比丘等は面鏡又は水鉢に面を映せり。人人憤り怒り且つ呟きて、恰も俗樂を享

【七】力弱りて手を以て擦ること能はず、よりて布片を用ふることを許すなり。
【八】先の如く背と背と擦るにあらず、手を以て擦るなり。
【九】指二本の幅だけの長さを云ふ。二箇月間剃髪せず、而して髪の長さ二指に達せざる時は其にて可なり、髪の長さ二指の幅を出る時は二箇月以内と雖も之を剃るべし。

くる在家人の如しと云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、面鏡又は水鉢に面を映すべからず、之を映すものは惡作の罪あり。」その時一人の比丘の面に腫物生せり。彼の比丘問うて、友等よ、我が腫物は、如何なるぞと云ひ、彼等は之に答へて、友よ、汝の腫物は、斯く斯くなりと云ひしも、彼は之を信せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病あるがためには面鏡、又は水鉢に面を映すことを許す。」

五　その時六羣の比丘等は其の面を塗り、其の面を摩り、其の面に粉を施し、(一)雄黃石を以て面に印を付し、四肢を彩り、顏を彩り、四肢と顏とを彩れり。人人憤り怒り且つ呟きて……之をなすものは惡作の罪あり。」時に一人の比丘ありて眼疾に罹れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、(二)病のためには面を塗ることを許す。」

六　その時王舍城中に山頂の集會行はれたり。六羣の比丘等は之を見んがために趣けり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に沙門釋子は舞踏、唱歌、音樂を見んがために來るぞや、彼等は恰も俗樂を享くる在家人の如し。」世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、舞踏、唱歌、音樂を見んがために行くべからず、行くものは惡作の罪あり。」

【一】此の石を用ゐて白毫相の如きものを畫くなり。

【二】眼藥として一種の塗抹劑を用ゐ、之を顏に塗るべき必要あるがためなり。

三―一　その時六羣の比丘等は變調の歌聲にて法文を誦せり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「恰も我我の歌を唱ふが如く、此等釋子沙門は變調の歌聲にて法文を誦す。」比丘等は此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。彼等の中にて寡欲なるもの……世尊に此の事を白せり。……非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、變調の歌聲にて法文を誦するものに五種の患難あり、己も其の聲に愛著し、他人も其の聲に愛著し、居士等は不滿を唱へ、(三)音聲を「聞かんと」願へる人の定は亂れ、(三)後進のものは邪見を懷くに至る。比丘等よ、變調の歌聲にて法文を誦するものには此等五種の患難あり。比丘等よ、變調の歌聲にて法文を誦すべからず、誦するものは惡作の罪あり。」

二　その時比丘等は讀誦をなすに當りて疑を懷けり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、讀誦をなすことを許す。」

四　その時六羣の比丘等は、毛を外にしたる毛織の法衣を著けたり。人人憤り……世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、毛を外にしたる毛織の法衣を著用すべからず、之を著用するものは、惡作の罪あり。」

【三】正法を誦する人の音聲を聞いて禪定に入らんと欲するもの歟。

【三】己の師等も斯く唱へりと云うて己等も之に倣ふに至るを云ふなり。

五—一　その時摩揭陀の王なる斯尼耶・頻毗娑羅王の園中に（四）菴羅果熟し、王は比丘等の好む所に隨うて之を食ふことを諾せり。六羣の比丘等は未熟なる菴羅果を落して食へり。王その後菴羅果を食はんと欲し、人人に命じて云へり、「行け汝等、行いて菴羅果を持ち來れ。」「唯唯大王」と彼等は王に應諾を與へて園に趣き、園丁に語げて云へり、「大王菴羅果を食はんと欲す、之を與へよ。」「尊、菴羅果なし、比丘等未だ熟せざるを落して食へり。」それより人人頻毘娑羅王に白すに此の事を以てせり。王は云へり、「諸尊の菴羅果を食ふことは可なり、されど世尊は量「を知ること」を讃賞したまへり。」人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に沙門釋子は量を知らずして王の菴羅果を食ひしぞ。」比丘等此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞けり。此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、菴羅果を食ふべからず、之を食ふものは惡作の罪あり。」

二　その時某羣の人人大衆に食供養を行ふこととなりしが、羹に菴羅果の皮を投じたるを、比丘等疑念を懷いて之を受けざりき。世尊宣はく、「比丘等、受けて之を食へ。比丘等、菴羅果の皮を食ふことを許す。」その時某羣の人人大衆に食供養を行ふこととなりしが、彼等は未だ皮を剝ぐに及ばず、全きままを持ちて徘徊せり。比丘等疑を懷いて之を受けず。「比丘等、受けて之を食へ。」比丘等、五種の沙門に適する果物は之を食ふことを許す。火にて損じたるもの、刀にて損じたるもの、爪にて損じたるもの、未だ核子を有せざるもの、第五は核子を去れるものと是れなり。此等五種の沙門に適する

【四】 Amba 梵語にては āmra、マンゴーなり。

果物は之を食ふことを許す。」

六　その時一人の比丘あり、蛇のために咬まれて死せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、彼の比丘は慈愛を四蛇王家に加へざりし〔これ彼の比丘若し慈愛を四蛇王家に加へたらんには、これ彼の比丘は蛇のために咬まれて死するとなかりしならん。〕が故なり。何をか四蛇王家と云ふ、〔五〕ヸルーパッカ蛇王家、エーラーパタ蛇王家、チャッビャープッタ蛇王家、カンハーゴータマカ蛇王家是れなり。彼の比丘は、此等の四蛇王家に慈愛を加へざりし〔これ彼の比丘若し此等四蛇王家に慈愛を加へたらんには、彼は蛇の爲に咬まれて死するとなかりしならん。〕が故なり。比丘等、自護のため、自守のため、自己防衛をなすために此等四蛇王家に慈愛を加ふることを許す。比丘等、之をなすには當に次の如くすべし、

『ヸルーパッカ蛇に我が慈愛あり、エーラーパタ蛇にも、チャツビャープッタ蛇にも我が慈愛あり、
亦カンハーゴータマカ蛇にも。
無足類、二足類、四足類、また多足類にも我が慈愛あり。
無足類我を害することなかれ、二足類、四足類、多足類ともに我を害することなかれ。
あらゆる有情、あらゆる生類、ありとあらゆる有生、總て善福に逢ひ、一として災を受くること

〔五〕 Virūpakkha（ヸルーパッカ）, Erāpatha（エーラーパタ） Chabyāputta（チャツビャープッタ）, Kaṇhāgotamaka（カンハーゴータマカ）

なかれ。』

佛は無量、法は無量、僧は無量なり。長蟲、蛇、蝎、馬蚰、蜘蛛、蜥蜴、鼠等は有量のものなり。我守護防衛をなせり。生類は出で去れ、我世尊に歸命したてまつる、我七正徧智者に〔歸命したてまつる〕。比丘等よ、血を取ることを許す。」

七　その時一人の比丘厭嫌の念に制せられて己の陽莖を斷てり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此の愚人は他に斷つべきもの之あるに、己の陽莖を斷てり。比丘等、己の陽莖を斷つべからず、之を斷つものは偸羅遮の罪あり。」

八―一　その時王舍城の長者は高價なる旃檀樹髓の木節を得たり。時に彼の長者心に思へらく、「我當に此の旃檀木節を以て鉢を作らしむべきなり、木屑は我自身の受用なるべく、鉢は〔之を他に〕施すべきなり。」それより王舍城の長者は其の旃檀木節を以て鉢を作らしめ、之を袋に投じて竹竿を接ぎたるものの先に縛り〔公告し〕て云へり、「沙門又は婆羅門の阿羅漢たり神通具足者たるものに此の鉢を施す、〔よりて〕之を下せ。」それより〔一六〕富蘭那迦葉は王舍城長者の所に趣き彼に告げて云へり、「居士よ、我はこれ阿羅漢たり、神通具足者たり、よりて我に鉢を施せ。」「尊師、其壽若し阿羅漢たり、神

【一六】 Pūraṇa-Kassapa.

通具足者たらば、鉢は具壽の有なり、之を下したまへ。」次に（一七）末伽黎拘舍羅、阿耆陀翅舍欽婆黎、波鳩陀迦多衍那、删闍耶毗羅胝子、尼乾陀若提子は一一王舍城長者の所に趣き彼に告げて云へり、「居士よ、我はこれ阿羅漢たり、神通具足者たり、よりて我に鉢を施せ。」「尊師よ、具壽若し阿羅漢たり、神通具足者たらば鉢は具壽の有なり、之を下したまへ。」時に具壽（一八）摩訶目犍連と具壽賓頭盧婆羅墮闍とは朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて受食のために王舍城に入れり。具壽賓頭盧婆羅墮闍は具壽摩訶目犍連に告げて云へり、「具壽摩訶目犍連は阿羅漢たり、神通具足者たり、友目犍連よ、此の鉢を下せ、之は汝の有なり。」「具壽賓頭盧婆羅墮闍は阿羅漢たり、神通具足者たり、友婆羅墮闍よ、此の鉢を下せ、之は汝の有なり。」是に於て乎具壽賓頭盧婆羅墮闍は空中に上りて其の鉢を取り、三たび空中を回れり。時に王舍城長者は其の妻子と共に己の住所にありて合掌禮拜し、「尊師、婆羅墮闍尊、此に我等の家に下り立ちたまへ」と云へり。それより具壽賓頭盧婆羅墮闍は王舍城長者の家に下り立ち、王舍城長者は具壽の手より鉢を受け取り、高價なる噉食物を滿して、之を具壽に施せり。具壽は其の鉢を携へて園に歸り去れり。

二　人人は、尊賓頭盧婆羅墮闍の王舍城長者の鉢を下せりと云ふを聞き、また大聲高聲に「呼び噪ぎて」、具壽の後より隨ひ行けり。世尊其の大聲高聲を聞いて具壽阿難陀に語げて宣へり、「阿難

【一七】Makkhali-Gosāla, Ajita-Kesakambali, Pakudha-Kaccāyana, Sañjaya-Belaṭṭhiputta, Nigaṇṭha-Nāthaputta.

【一八】Mahāmoggallāna, Piṇḍolabhāradvāja.

陀、彼の高聲大聲は何ぞや。」「尊師、具壽賓頭盧婆羅墮闍は王舍城長者の鉢を下し、人人は尊賓頭盧婆羅墮闍の…後より隨ひ行く、尊師、これ其の大聲高聲なり。」それより世尊は此の因緣により此の機會に際して比丘衆を集め具壽賓頭盧婆羅墮闍に問ひて云へり、「婆羅墮闍よ、汝は王舍城長者の鉢を下せりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「婆羅墮闍、之は適せず順せず…何故なれば婆羅墮闍、汝は卑むべき一木鉢のために在家人に對して〔一九〕勝人法なる神通を示現するぞや。婆羅墮闍よ、恰も婦女の卑むべきマーサカ銀貨〔を得んが〕ために女陰を現すが如く、斯の如く婆羅墮闍、汝は卑むべき一木鉢のために在家人に對して勝人法なる神通を示現す。婆羅墮闍よ、之は未だ信せざるものの…益信ずるに至る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、在家人に對して勝人法なる神通を示現すべからず、之を示現するものは惡作の罪あり。比丘等よ、此の木鉢を壞し、之を粉末として、比丘等に塗眼料として與へよ。比丘等よ、木鉢を所有すべから、之を所有するものは惡作の罪あり。」

九―一　その時六羣の比丘等は金製銀製等種種の鉢を所持せり。人人憤り怒り且つ呟きて…世尊に此の事を白せり。「比丘等、金製の鉢を所持すべからず、銀製の鉢、摩尼製の鉢、瑠璃製の鉢、

【一九】 Uttarimanussadhamma 「人間以上の法」の義。

水晶製の鉢、青銅製の鉢、硝子製の鉢、錫製の鉢、鉛製の鉢、銅製の鉢を所持すべからず。所持するものは惡作の罪あり。比丘等、鐵製と土製と二種の鉢を所持することを許す。」

二　その時鉢底摩れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢臺を用ふるとを許す。」時に六羣の比丘等は金製銀製等種種なる鉢臺を所持せり。人人憤り怒り且つ呟きて……世尊に此の事を白せり。「比丘等、種種なる鉢臺を用ふべからず。之を用ふるものは惡作の罪あり。比丘等、錫製と鉛製と二種の鉢臺を用ふることを許す。」鉢臺厚くして「鉢と」合せざりき。世尊に此の事を白せり。「之を削ることを許す。」据らざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、摩竭羅の牙を切「り、之を差して据らしむ」ることを許す。」その時六羣の比丘等は一面に物の形を畫きたるもの、象嵌細工を施せるもの等、種種の鉢臺を所持し、之を觀せつつ街路に持ち廻れり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり……世尊に此の事を白せり。「比丘等、物の形を畫けるもの象嵌細工を施せるもの等、種種の鉢臺を所持すべからず。之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、無地の鉢臺を所持することを許す。」

三　その時比丘等水の附きたる鉢を藏め置きしが、鉢は「ために」銹を生ぜり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、水の附きたる鉢を藏むべからず。之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、鉢を乾かして後、藏むることを許す。」その時比丘等は水の附きたる鉢を乾かせしが、鉢は惡臭を放てり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、水の附きたる鉢を乾かすべからず。之をなすものは惡作の罪あり。比丘

等、水を拭き取りて之れを乾かし而して後、之を藏め置くことを許す。」その時比丘等は鉢を熱に曝せり。鉢の色[ために]變れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を熱に曝すべからず。之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、少時熱に乾かして後鉢を藏むることを許す。」

四　その時數多の鉢架なき鉢を野外に放置せしかば、鉢は旋風のために轉がされて破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢架を用ふることを許す。」その時比丘等は鉢を（三〇）外側なる臥臺の端に置きしかば、鉢は轉がり落ちて破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を外の臥處の端に置くべからず。之をなすものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を[外なる]小臥牀の端に置きしかば、鉢は轉がり落ちて破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を小臥牀の端に置くべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時比丘等鉢を地上に伏せ置きしが鉢の緣[ために]摩れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、草製の敷物を用ふことを許す。」敷物は白蟻のために嚙られたり。世尊に此の事を白せり。「小布を用ふることを許す。」小布はまた白蟻に嚙られたり。世尊に此の事を白せり。「鉢屏を用ふることを許す。」鉢屏倒れて鉢破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、（三一）鉢籠を用ふることを許す。」鉢は鉢籠のため摩れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢袋を用ふることを許す。」肩帶あらざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、肩帶及

【三〇】家の外側の壁際に臺を設けて臥すべき設備あり。

【三一】Pattakaṇḍolikā 口の大なる水瓶を入るるべき、編みたる入物と註せり、此の場合鉢を入るる籠の類なるが如し。

び結び紐を用ふることを許す。」

五　その時比丘等は壁杙又は龍牙に鉢を懸けしが、鉢は落ちて壞れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を懸け置くべからず。之をなすものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を臥榻の上に置きしが、失念して之に坐し、覆して之を壞したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を臥榻の上に置くべからず。犯すものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を座牀の上に置きしが、失念して之に坐し、覆して之を壞したり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を座牀の上に置くべからず、犯すものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を膝の上に置きしが、失念して立ちしより、鉢は轉がり落ちて破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を膝の上に置くべからず、犯すものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を傘の中に入れ置きしが、施風起りて傘を揚げしため、鉢は轉がりて破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を傘の中に入れ置くべからず、之を犯すものは惡作の罪あり。」その時比丘等は鉢を手にしながら、戸を開きしが、戸は返りて鉢は破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鉢を手にしたるまゝ戸を開くべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」

一〇一　その時比丘等は瓠壺を携へて受食に趣けり。人人「之を見て」憤り怒り且つ呟きて、恰も外道の如しと云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、瓠壺を携へて受食に趣くべからず、趣くも

のは惡作の罪に墮す。」その時比丘等は瓶壺を携へて受食に趣けり【三】……

二　その時某比丘あり、唯塵衣受用者なりしが、彼髑髏の鉢を所持せり。一人の婦人之を見て、恐れ、聲を放ちて「恐しきかな、これ必ず【三】畢舍遮なり」と云へり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に沙門釋子は髑髏の鉢を所持して畢舍遮鬼祟拜者の如くするぞや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、髑髏の鉢を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、唯塵衣受用者たるべからず、犯すものは惡作の罪あり。」

三　その時比丘等は屑片、骨片又は汙水を鉢に入れて持ち運べり。人人憤り怒り且つ呟きて、「此等の沙門釋子は食を容るるに用ゐたる鉢を不淨盤となす」と云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、屑片、骨片又は汙水を鉢に入れて持ち運ぶべからず、持ち運ぶものは惡作の罪あり。」

【三】以下上文より推すべし。
【三】一種の惡鬼なり。

一一　その時比丘等は手を以て裂いて後法衣を縫ひしかば、法衣の縁は不揃となれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、刀と之を卷くべき布片とを用ふることを許す。」その時大衆に欛附の刀を施せしものあり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、欛附の刀を用ふることを許す。」その時六群の比丘等は金製銀製等種種の刀欛を所持せり。人人……「比丘等、種種の刀欛を所持すべからず。之を所

持するものは惡作の罪あり。比丘等、骨製、牙製、角製、葦製、竹製、木製、樹脂製、果製、銅製、及び貝の心を以て製せるとを用ふることを許す。」

二　その時比丘等は鷄羽又は竹の外膚を用ゐて法衣を縫ひしが、縫宜しからざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、針を用ふることを許す。」針鏽を生ぜり。「比丘等。竹製の針筒を用ふることを許す。」筒中にありても尙ほ鏽を生ぜり。「比丘等、粉を充すことを許す。」尙ほ鏽を生ぜり。「比丘等、大麥粉を充すことを許す。」尙ほ鏽を生ぜり。「比丘等、石粉を充すことを許す。」尙ほ鏽を生ぜり。「比丘等、蜜蠟を塗ることを許す。」石粉散亂せり。「比丘等、石粉袋を用ふることを許す。」

三　その時比丘等は處處に杙を椓ち〔之に〕括りて法衣を縫ひしが、法衣は〔ために〕不正となれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、(二四)迦絺那と、迦絺那紐とを處處に縛りて法衣を縫ふことを許す。」凹凸ある箇所に迦絺那を擴げたるため、迦絺那は破れたり。「比丘等、凹凸ある箇所に迦絺那を擴ぐべからず。之をなすものは惡作の罪あり。」地上に之を擴げしが、塵土附著せり。「比丘等、草製の敷物を用ふることを許す。」迦絺那の緣古び損せり。「比丘等、緣に沿うて周圍を編み付くることを許す。」迦絺那適當ならざりき。「比丘等、(二五)杖迦絺那、Pidalaka (二六)籌、縛り絲、縛り紐を用ゐて縛り

〔二四〕此の場合の迦絺那とは大品第五篇に說明せる迦絺那衣と異り、框の類にて其の上に衣物を張りて縫ひたるものの如し。

〔二五〕Dandakathina 竹又は細長き木を以て作りたる框なり。Pidalaka とは杖迦絺那の端により、框の端に折りたたみて二重にすることを云ふと註す。

〔二六〕二重の法衣の中間に入るる一種の札なり。

縫ふことを許す。」縫絲の間不揃となれり。「比丘等、(二七)印を用ふることを許す。」絲歪めり。「比丘等、(二八)谷絲を用ふることを許す。」

四　その時比丘等足を洗はずして迦絺那を蹈みしかば、迦絺那はために汚れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、足を洗はずして迦絺那を蹈むべからず、之を蹈むものは惡作の罪あり。」その時比丘等は濕れたる足を以て迦絺那を蹈みしかば、迦絺那はために汚れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、濕れたる足を以て迦絺那を蹈むべからず、之を蹈むものは惡作の罪あり。」その時比丘等は靴を穿きたるまま迦絺那を蹈みしかば、迦絺那はために汚れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、靴を穿きたるまま迦絺那を蹈むべからず。之を蹈むものは惡作の罪あり。」

五　その時比丘等は法衣を縫ふに、指を以て之を攫みしかば、指はために痛めり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、指縮を用ふることを許す。」その時六羣の比丘等は金製銀製等種種の指縮を所持せり。人人憤り怒り且つ呟きて……「比丘等、種種なる指縮を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、骨製、牙製……及び貝の心を以て製するものとを用ゐることを許す。」その時針、刀、指縮の類紛失せり。世尊に此の事を白せり「比丘等、抽匣を用ふることを許す。」抽匣亂雜となれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、指縮の袋を用ふることを許す。」肩帶あらざりき。世尊に此

【二七】多羅葉などの如く、印となるものを用ふるを云ふ。
【二八】しつけ絲の類

の事を白せり。「比丘等、肩帯及び結び絲を用ふることを許す。」

六　その時比丘等屋外にありて衣服を縫ふに、寒暑のために苦しめり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、迦絺那室と迦絺那周廊とを「建つることを」許す。」迦絺那室の地所低かりしかば、水に浸されたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、地所を高くすることを許す。」積み上げしもの崩れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、瓦積と、石積と、木積と、三種のものを積み上ぐることを許す。」之を上るに當りて壞されたり。「比丘等、瓦段と、石段と、木段と、三種の階段を設くることを許す。」上るに困難を感せり。「比丘等、欄干を用ふることを許す。」迦絺那室に草と粉と散亂せり。」世尊に此の事を白せり。「比丘等。下塗をなして内塗外塗をなし、白色、黒色、赤土の上塗をなし、華鬘形、蔓形、摩竭羅魚の牙、戸棚、法衣懸くる竹竿、法衣懸くる繩を用ふることを許す。」

七　その時比丘等は法衣を縫ひ、其の處に迦絺那を放きたるまゝ立ち去りしかば、鼠又は白蟻のために咬まれたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等。迦絺那を摺むことを許す。」迦絺那破れたり。「比丘等、迦絺那を牛皮の中に摺み込むことを許す。」迦絺那損じたり。「比丘等、之を縛るべき紐を用ふることを許す。」その時比丘等は壁又は柱に迦絺那を立てかけて出で去りしかば、迦絺那は倒れて損せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、壁上の杙又は龍牙に迦絺那を懸くることを許す。」

一二　時に世尊は隨意の間王舍城に住したまひて後、毘舍離の方へ遊行に趣かせたまへり。その時比丘は針、刀、藥などを鉢に入れて行けり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、藥袋を用ふることを許す。」肩帶あらざりき。「比丘等、肩帶と結び絲とを用ふることを許す。」その時一人の比丘あり、履を帶に卷きて受食のために村里に入りたり。一人の信男子、其の比丘を拜せんとして履を以て頭を打ち、比丘は之を恥ぢらへり。此の比丘精舍に歸りて、比丘等に之を語り、比丘等は之を世尊に白せり。「比丘等、履袋を用ふることを許す。」肩帶あらざりき。「比丘等、肩帶と結び絲とを用ふることを許す。」

【二九】三本の棒を立て之に布を張り、上に水を濺ぎ下に之を受くと註す。

一三―一　その時途中に於ける水は良好ならざりしが、之を漉すべきものあらざりき。世尊に此の事を白せり。「漉水布を用ふることを許す。」布適當ならざりき。「比丘等、[二九]匙形の漉水器を用ふることを許す。」布なほ適當ならざりき。「比丘等、水甕を用ふることを許す。」

二　その時一人の比丘拘薩羅の地方に於て長路を旅しつつありき。一人の比丘「甲」不作法の事を行ひしかば、第二の比丘「乙」は之に告げて、「友よ、汝は斯の如きことをなすなかれ、之は宜しき事にあらず」と云ひしかば、甲比丘は乙比丘に對して恨を懷けり。時に彼の比丘「乙」渴に惱まされ恨を懷きたる比丘「甲」に向つて云へり、「友よ、我に漉水布を與へよ、我水を飲まんと欲す。」恨みたる比丘「甲」は

之を與へざりき。乙比丘は渇に惱まされて終に死したり。甲比丘精舍に歸りて「他の」比丘等に此の事を語れり。「友よ、汝は漉水布を貸さんことを求められながら之を與へざりしや。」「然り友等よ。」比丘等の中にて少欲なるものは憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に彼の比丘は漉水布を貸さんことを求められながら之を貸さざりしや。」彼等は之を世尊に白せり。世尊は此の因緣により此の機會に際して比丘衆を集め彼の比丘に問うて云へり、「比丘、汝は漉水布を與へよと請はれながら之を與へざりしと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難したまへり、「汝愚人よ……不作法、不相應なり。何故に愚人汝は漉水布を與へよと請はれながら之を與へざりしぞ。愚人よ、之は未だ信ぜざるものの……所以にあらず。」非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、長路を旅する比丘より漉水布を請はれたらば之を貸さざるべからず。貸さざるものは惡作の罪あり。比丘等よ、漉水布を携へずして長路を旅すべからず、旅するものは惡作の罪あり。若し漉水布、水甕なければ、僧伽梨衣の角「を用ゐ」、我之にて水を漉して飮まんと自誓すべし。」

三　それより世尊は次第に遊行しつつ、毗舍離城に著したまひ、此に大林の重閣講堂中に住したまへり。時に比丘等工事をなすに漉水布十分ならざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、(三〇)漉水器

【三〇】四本の棒を地上に立て、之に長方形の框の中央に仕切りあるものを縛り、其の中に布を張る。上に水を灑げば、水は中なる仕切りのために兩分せられて雙方に漏る、之を下にて受く。

を用ふることを許す。」尙は十分ならざりき。「比丘等、（三一）張布を用ふることを許す。」その時比丘等は蚊のために惱まされたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、蚊帳を用ふることを許す。」

一四―一　その時毗舍離城にて順次を以て美食を施すこと行はれ、比丘等は美味なる食物を食うて身體脹れ諸種の病を獲たり。時に耆婆迦拘摩羅伐蹉は事を以て毗舍離城に趣き、比丘等の身體脹れ、諸種の病に罹れるを見たり。彼之を見るや世尊の所に趣き一方に坐し世尊に白して云へり、「尊師、今比丘等は身體脹れ、諸種の病に罹れり。冀くは尊師、世尊の比丘等に經行と溫浴とを許したまはんことを、斯くて比丘等は病少きに至らん。」時に世尊は法を說いて耆婆迦を示敎利喜したまひ、耆婆迦は說法によりて世尊の示敎利喜を受け、座を起ち世尊を禮拜し右繞の禮をなして去れり。時に世尊は此の因緣により此の機會に際して說法をなし比丘衆に告げて宣へり、「比丘等よ、經行と溫浴とを許す。」

二　その時比丘等は平ならざる經行處に於て經行せしより足痛めり。世尊に此の事を白せり。「之を平にすることを許す。」經行處の地所低かりしかば水のために浸されたり。「比丘等、之を高くすることを許す。」（三二）……その時比丘等經行の間經行處より墜落せり、世尊に此の事を白せり。「比丘等

（三一）　之は水中に四本の柱を立て、之に一枚の廣き布を中央のみに垂れて水に浸るやうに張り、其の處より水瓶を以て水を汲み取るなり。

（三二）　一一の六參照。

經行處の欄干を設くることを許す。」その時比丘等は野外に經行するに寒暑のために惱まされたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、經行室を設くることを許す。」經行室の草と粉と散亂したり……

三　(三三)浴場の地所低かりしかば水のために浸されたり。「比丘等、地所を高くすることを許す。」(三四)……浴場に窗あらざりき。「比丘等、窗、柱と楣、臼形〔の孔〕、臍、閂、木栓、〔中央の〕針棒、〔上方の〕楔、鍵孔、戸締の孔、戸締の繩を用ふることを許す。」浴場の壁裾壞れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、下部に物を積み上ぐることを許す。」浴場に煙突あらざりき。世尊に此の事を白せり。「煙突を設くることを許す。」その時比丘等は小なる浴場の中央に爐を設けしかば〔浴場の〕空地あらざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、小なる浴場にありては〔場の〕一端に、大なる浴場にありては其の中央に爐を設くることを許す。」浴場に於て火のために面を燒けり。「比丘等、面に土を塗ることを許す。」手を以て土を濕せり。「土桶を用ふることを許す。」土惡臭を發てり。「〔香を以て〕薫ぶることを許す。」浴場に於て火のために身を燒けり。「水を運び來ることを許す。」盆叉は鉢を以て水を運び來れり。用水場と水盤とを据ゑることを許す。」草を以て圍みたる浴場にては汗を生ぜざりき。「下塗をなして內塗外塗をなすことを許す。」浴場は濕氣多かりき。「煉瓦と、石と、木と此等三種のものを敷くとを許す。」尙ほ濕氣ありき。「浴場を洗ふことを許す。」水止まりて流れざりき。「排水溝を設くることを許す。」そ

【三三】Jantāghara　火舍と譯することあり、溫浴をなす所なり。
【三四】一一の六參照。

の時比丘等浴場内の地面に坐せしかば、肢體に小疵を生ぜり。「浴場内の椅子を用ふることを許す。」その時浴場に墻あらざりき。「煉瓦と、石と、木と此等三種の墻を設くることを許す」

四　倉庫あらざりき。「倉庫を設くることを許す。」倉庫の地所低かりき。「地所を高くすることを許す。」（三五）……倉庫に窗あらざりき。「比丘等、窗……繩を用ふるとを許す。」倉庫の草と粉と散亂せり。「比丘等、下塗をなし（三六）……戸棚を用ふることを許す。」

五　下室濕氣多かりき。「比丘等、砂を撒くことを許す。」之を得ること能はざりき。「蹈石を敷くことを許す。」水止まりて流れざりき。「比丘等、排水溝を設くることを許す。」

【三五】 一一の六參照。
【三六】 一一の六參照。

一五　その時比丘等は裸形にして裸形の人を禮し、裸形にして裸形の人を禮さしめ、裸形にして裸形の人に給仕し……裸形にして裸形の人に施與し……裸形にして裸形の人より受け……裸形にして堅食物を食ひ、軟食物を食ひ、甜め又は啜れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、裸形にして「人を」禮すべからず、裸形の人より禮せらるべからず、禮せしむべからず、禮せしめらるべからず。裸形にして裸形の人に給仕すべからず、給仕せしむべからず、裸形にして裸形の人に施與すべからず、裸形にして裸形の人より「物を」受くべからず、裸形にして堅食物を食ひ、軟食物を食ひ、甜め又は啜るべからず。之をなすものは悪作の罪あり。」

一六—一　その時比丘等は浴場に於て法衣を地上に置きしかば、法衣は塵土に塗れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、法衣を「掛くべき」竿と縄とを用ふることを許す。」雨降りて法衣濡れたり。「比丘等、浴場に室を備ふることを許す。」浴場の室の地所低かりき‥‥浴場の室の草と粉と落ち散れり‥‥法衣「を掛くべき」縄を用ふることを許す。」

二　その時比丘等浴場にても水中にても疑念を懐いて互に用を辨ずることをなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、浴場用の被物、水中用の被物、布製の被物と、此等三種の被物を用ふることを許す。」その時浴場に水あらざりき。世尊に此の事を白せり。「井戸を設くることを許す。」縁壊れたり。煉瓦と、石と、木と三種のものを積み上ぐることを許す。井戸の地所低かりき‥‥その時比丘等は蔓又は帯を以て水を汲めり。「吸水用の縄を許す。」手痛めり。「比丘等、槓杆装置のもの、牛力装置のもの、滑車装置のものとを用ふることを許す。」器具多く破損せり。「三種の汲水器を用ふることを許す、銅製と、木製と、革製と是れなり。」その時比丘等は野外に水を汲みて寒熱のために惱まされたり。世尊に此の事を白せり。「井戸小屋を設くることを許す。」井戸小屋の草と粉と散亂せり‥‥井戸に蓋あらざりしため、草粉、塵土中に散せり。「蓋を用ふることを許す。」水器あらざりき。「水槽、水池を設くることを許す。」

一七—一　その時比丘等は精舍内の所所に水浴をなせしより、精舍は濕氣を生ぜり。世尊に此の事を白せり。「(三七)下水場を設くることを許す。」下水場は露出してありしため、比丘等は恥ぢて水浴をなさざりき。「煉瓦と、石と、木と、此等三種の墻を周らすことを許す。」下水場又濕氣多くなれり。「煉瓦と、石と、木と此等三種のものを敷くことを許す。」水止まりて流れざりき。「排水溝を掘ることを許す。」その時比丘等は〔浴後〕その肢體を(三八)寒風に曝せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、(三九)拭具を用ふること、或は布片を以て拭ひ取ることを許す。」

二　その時一人の信男子は大衆のために一の池を掘らんと思へり。世尊に此の事を白せり。「池を設くることを許す。」池の緣壞れたり。「煉瓦と、石と、木と三種のものを積み上ぐることを許す。」上下するに困難を感ぜり。「煉瓦と石と木と三種の階段を設くることを許す。」上下するに當りて墜落せり。「欄干を設くることを許す。」池に水滿てり。水樋と排水路とを設くることを許す。」その時一人の比丘大衆のために片屋根附の溫浴場を設けんと願へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、斯の如き溫浴場を設くることを許す。」

【三七】此の所にありて水浴をなすなり。一四は總て溫浴場に就て云ひしことを知るべし。

【三八】或は「肢體冷却せり」の意か。

【三九】牙、角、木等を以て製すと云ふ。

一八　その時六羣の比丘等は四箇月の間坐物より遠ざかれり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、四箇月の間坐物より遠ざかるべからず、遠ざかるものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は華を敷ける臥床の上に臥せり。人人精舍内を巡ぐりて之を見、憤り怒り且つ呟きて……世尊に此の事を白せり。「華を敷ける臥床の上に臥すべからず。臥するものは惡作の罪あり。」その時人人香又は華鬘を携へて精舍に至れり。比丘等疑うて之を受けざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、香を受けて五指の間戸に之を塗り、華を受けて精舍の一方に置くことを許す。」

一九―一　その時大衆に刀欄を施せしものありき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、刀欄を用ふることを許す。」時に比丘等思へらく、「刀欄は之を專用すべきぞ、或は他に讓るべきぞ。」「比丘等、刀欄は專用すべからず、(四〇)また他へ讓るべからず。」その時比丘等は飾りたる臥椅の上にて食を取れり。人人憤り怒り且つ呟きて……世尊に此の事を白せり。「比丘等、飾りたる臥椅の上にて食を取るべからず。食を取るものは惡作の罪あり。」時に一人の比丘病に罹りしが、食を取るに當り手を以て鉢を持つことを能くせざりき。世尊に此の事を白せり。「支棒を用ふることを許す。」

二　その時六羣の比丘等は同一器より食を取り、同一器より水を飲み、同一榻に臥し、敷物を同じ

【四〇】大衆の共用たるべしの意。

うして臥し、被物を同じうして臥し、敷物と被物とを同じうして臥せり。人人憤り怒り且つ呟きて……世尊に此の事を白せり。「比丘等、同一器より食を取るべからず……敷物と被物とを同じうして臥すべからず。之をなすものは惡作の罪あり。」

二〇―一　その時〔四一〕離車族のヷッダは〔四二〕メッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘等の友なりき。一日ヷッダはメッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘等の所に趣き、彼等に告げて云へり「諸尊、我禮拜せん。」斯く云ふも比丘等は默して語らざりき。二たびヷッダは……三たびヷッダは……三たび比丘等は默して語らざりき。「我諸尊に對して何の怒にか觸れたる、何故に諸尊我に語らざるや。」「友よ、我等はダッバのために惱まさるるに、汝は斯の如く關心する所なきや。」「諸尊、我何事をかなすべき。」「友よ、汝若し意あらば世尊をして今日ダッバを排斥せしめたてまつれ。」「諸尊、我何事をかなすべき、我何事をなすを得べきぞ。」「友よ、汝世尊の所に詣り世尊に白して云へ、尊師之は適當にあらず、正當にあらず、尊師、怖畏なく、災害なく、患難なかるべき所に怖畏あり、災害あり、患難あり、風無かるべき所より風來り、水は宛然燃ゆるが如し、我が妻は尊ダッバのために犯されたりと。」

二一「唯唯諸尊」と、ヷッダはメッチャ、ブンマヂャカ黨の比丘等に應諾して世尊の居たまへる所に

〔四一〕Vaḍḍha Licchavi.
〔四二〕一篇四の八―九參照。

趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、之は適當にあらず……尊ダッパのために犯されたり。」是に於て乎、世尊は此の因縁により、此の機會に際して比丘等を集め、具壽ダッパに問うて宣へり、「ダッパ、汝は此のヴッダが云ふが如きことをなししとを記憶すや。」「尊師、世尊の知らせたまふ所の如し。」二たび世尊は……三たび世尊は具壽ダッパに問うて宣へり、「ダッパ、汝は此のヴッダの云ふが如きことをなししとを記憶すや。」「尊師、世尊の知らせたまふ所の如し。」「ダッパよ、ダッパたるものは斯の如く［他を］惱ますものにあらず、若し汝之をなしたらばなしたりと云ひ、若し之をなさずばなさずと云へ。」「尊師、我生れてより以來夢にだも婬戒を犯ししことなし、況や醒めたるに於てをや。」

三　時に世尊は比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆離車族ヴッダに對して鉢を伏せ、大衆に食を奉せしむることなかれ。比丘等よ、八事ある信男子に對しては鉢を伏すべし、比丘等をして［食を］得ざらしめんとて徘徊す、彼等に不利を與へんとて徘徊す、彼等をして住所を失はしめんとて徘徊す、彼等を罵詈し、非難し、比丘と比丘とを離間し、佛を誹り、法を誹り、僧を誹る、比丘等、此等の八事ある信男子に對しては鉢を伏すべし。

四　之を伏するには當に斯の如くすべきなり、聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、離車族のヴッダは無根の破戒を以て具壽ダッパを窘し

む。若し時機可ならば大衆ヴッダに對して鉢を伏せ、彼をして大衆に食を奉ることを得ざらしめん。諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、離車族のダッパは……大衆ヴッダに對して鉢を伏せ、彼をして大衆に食を奉ることを得ざらしむ。ヴッダに對して鉢を伏せ、彼をして大衆に食を奉るを得ざしむることを是とするものは默せよ、是とせざるものは云へ。大衆ダッパに對して鉢を伏せ彼をして大衆に食を奉るを得ざらしむることを是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。」

五　それより具壽阿難陀は朝時に内衣を著け、鉢衣を携へてヴッダの住所のある處に趣き、彼に語げて云へり、「友ヴッダよ、大衆汝に對して鉢を伏せ、大衆は汝の供養を受くるとを拒む。」是に於て乎、ヴッダは大衆は我に對して鉢を伏せ、大衆は我が供養を受くるとを拒むと云ふとて、悶絶して其の所に倒れぬ。それよりヴッダの朋友親族のもの等はヴッダに語げて云へり、「止めよ、止めよ、友ヴッダよ、憂ふることなかれ、哀しむことなかれ。我等世尊と大衆とを宥めたてまつらん。」ヴッダは妻子、朋友、親族を伴ひ、衣物を濡らし、髮を濡らし、世尊の居たまへる所に趣き、首を以て世尊の足下を禮拜し、世尊に白して云へり、「尊師、愚者の如く迷者の如く、不良者の如く、我が尊ダッパを無根の犯戒を以て惱ましたるは、正に罪を犯せるなり。尊師、向後の誡のため我が罪を罪として領じたまはんことを。」「友ヴッダよ、誠に汝の、愚者の如く、迷者の如く、不良者の如く、ダッパを無根の犯戒を以て惱ましたるは正に罪を犯せるなり。友ヴッダよ、汝は罪を罪と見、法に隨うて悔ゆるが故

に我等汝の罪を領せん、友ヴッダよ、汝の罪を罪と見、向後の誡のために之を悔ゆるはこれ聖者の律に於て増長の事なり。」

六　それより世尊は比丘衆に語げて宣へり、「さらば比丘等、大衆離車族ヴッダに對して鉢を起し、彼をして大衆に食を奉ることを得せしめよ。比丘等よ、八事を具有する信男子に對しては「伏せたる」鉢を起すべし、比丘等をして「食を」得ざらしめんとて徘徊せず、彼等に不利を與へんとて徘徊せず、彼等をして住所を失はしめんとて徘徊せず、彼等を罵詈せず、非難せず、比丘と比丘とを離間せず、佛を謗らず、法を謗らず、僧を謗らず、比丘等、此等の八事を具有する信男子に對しては「伏せたる」鉢を起すことを許す。

七　之を起すには當に下の如しすべきなり。彼のヴッダは大衆の所に趣き、〔四三〕鬱多羅僧衣を一肩に搭け、比丘等の足を禮し、跪坐合掌して下の如く云ふべし、『諸尊師、大衆我に對して鉢を伏せ、我が供養を受くることを拒めり。我善く身を持し、隨順にして「己の失を」滅すに意を用ゐ、大衆の我に對して」鉢を起さんことを請ふ』と。二たび之を求むべきなり、三たび之を求むべきなり。聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師大衆我が云ふ所を聽け、大衆はヴッダに對して鉢を伏せ、其の供養を受くることを拒めり。彼今善く身を持し・・・鉢を起さんことを請ふ。若し時機可ならば大衆彼に對して鉢を起し、彼の供養を受くるこ

【四三】之は素より在家人の用ふるものにて白色の一枚の布を左の肩より右の腋下に搭く、佛又は長者の前に現はるる時の服裝なり。

とを諾せん。是れ我が提議なり。諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、大衆はヷッダに對し、……鉢を起さんことを請ひ、大衆彼に對して鉢を起し、彼の供養を受くることを諾す。ヷッダに對して鉢を起し大衆の彼の供養を受くるを是とする具壽は默せよ、是とせざるものは言へ、大衆ヷッダに對して鉢を起し彼の供養を受くることを諾す。大衆之を是とす、故に默す、我之を然なりと了解す、」と。」

二一　それより世尊は毘舍離城中に止まりたまふこと隨意の間にして後(四四)バッガーの方に遊行したまへり。次第に遊行しつつバッガーに達し、(四五)スンスマーラ山、(四六)ベーサカラー園なる鹿苑中に住したまへり。時に王子菩提はコーカナダと名くる宮殿を建立して未だ久しからず、沙門婆羅門、又は他の何人をも未だ此の處に住せしとあらざりき。時に王子菩提は青年(四七)サンチカープッタを呼びて云へり、「サンチカープッタよ、汝世尊の居たまへる所に趣き、我に代り首を以て世尊の足下を禮したてまつり、少病少惱、起居安く、氣力旺にして安樂に過したまふやを問ひたてまつりて云へ、「尊師、王子菩提は世尊の足下を禮したてまつり、少病少惱、起居安く、氣力旺にして安樂に過したまふやを問ひたてまつる。彼はまた斯の如く白す、尊師、世尊の明日比丘衆とともに王子菩提の食供養を受くることを諾したまはんことを」と。」「唯唯」と青年サンチカープッタは王子菩提に對して應諾の意を述べ、世尊の居たまへる

【四四】Bhaggā（バッガー）分破の意あり。
【四五】Suṃsumāra（スンスマーラ）鱷魚。
【四六】Bhesakalā（ベーサカラー）
【四七】サンチカー女の兒の意。

所に趣き、世尊とともに相揖せり。悦喜すべき談、憶持すべき〔談〕を終りて後一方に坐せり。一方に坐して後青年サンヂカープッタは世尊に白して云へり、「王子菩提は尊瞿曇の足下を禮し・・・尊瞿曇の明日比丘衆とともに王子菩提の食供養を受くることを諾せられんことをと、斯の如く白す。」世尊は默して之を諾したまへり。

二　時に青年サンヂカープッタは世尊の諾したまへるとを知りて、座を起ち王子菩提の所に趣き彼に語げて云へり、「我等尊に代りて彼の世尊瞿曇に白して云へり・・・沙門瞿曇はまた之を諾せり。」王子菩提は其の夜過ぎて後美味なる硬軟の食物を辨備し、白布を以てコーカナダ宮殿を最下の階段に至るまで嚴飾し、青年サンヂカープッタを呼びて云へり、「友サンヂカープッタよ、汝世尊の居たまへる所に趣き、世尊に時を報じたてまつりて云へ、時「至れり」、食「調ひ」終れりと。」「唯唯尊」と青年サンヂカープッタは王子菩提に應諾して世尊の居たまへる所に趣き・・・時に世尊は朝時に內衣を著け鉢衣を携へて王子菩提の住所に趣かせたまへり。王子菩提は世尊を迎へたてまつらんとて戶外に立てり。彼は世尊の遠くより來りたまふを見、起ち迎へて世尊を禮拜し、世尊の後に隨うて宮殿の方に行けり。時に世尊はコーカナダ殿の最下の階段の下に至りて立ちたまへり。王子菩提は世尊に白して云へり、「尊師、世尊の布を蹈ませたまはんとを、善逝の布を蹈ませたまはんことを、これ我が長時利益安樂のためなり。」斯く白しても尙ほ世尊は默したまへり。二たび・・・三たび王子菩提は世尊に白して

云へり、「尊師、世尊の布を…利益安樂のためなり。」世尊は具壽阿難陀に目示したまひ、具壽阿難陀は王子菩提に語げて云へり、「王子よ。布を取り去れ、世尊は布を敷きたる階段を蹈みたまはず、如來は卑しきものにも慈悲を垂れたまふ。」

三　王子菩提は布を取り去らしめ、コーカナダ〔殿〕上に座を設けたてまつれり。世尊は殿に上りて比丘衆とともに設けたる座に著かせたまへり。王子菩提は佛を首として大衆を美味なる硬軟の食物を以て手づから彼等の飽いて辭するに至るまで供養したてまつり、世尊の食訖りて鉢より手を置きたまへるを〔見て〕一方に坐したり。王子菩提の坐するや、世尊は法を說いて彼を示敎利喜したまひ、座を起ちて去りたまへり。それより世尊は此の因緣により此の機會に際して說法をなし、比丘衆に語げて宣はく、「比丘等よ、布を蹈むべからず、之を蹈むものは惡作の罪あり。」と

四　その時一人の婦女あり、流產をなししが比丘等を請し、布を敷き彼等に語げて云へり、「尊師、布を蹈ませたまへ。」比丘等疑を懷いて之を蹈まざりき。「尊師、吉瑞のために此の布を蹈ませたまへ。」比丘等疑を懷いて之を蹈まざりき。彼の婦女は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に諸尊は吉瑞のために〔之を蹈みたまへ〕と請はれて尙ほ蹈みたまはざるや。」他の比丘等は此の婦女の憤り怒り且つ呟けるを聞き、世尊に此の事を白したてまつれり。「比丘等よ、在家人は吉瑞を求むるものなり。在家人の吉瑞のために布を〔蹈みたまへと〕請はば、之を蹈むことを許す。」その時比丘等は足拭ふものを疑うて

蹈まざりき。世尊に此の事を白せり。「足拭ふものを蹈むことを許す。」

第二誦出　終

二二一　時に世尊は隨意の間バッガに居たまひて後、舍衞城の方に遊行したまへり。次第に遊行しつつ舍衞城に著したまひ、祇陀林中なる給孤獨者の遊園に住したまへり。時にミガーラの母毘舍佉は水瓶と、陶製の摩足器と、掃具とを携へて世尊の所に詣り、世尊を禮拜して一方に坐したり。一方に坐するや、ミガーラの母毘舍佉は世尊に白して云へり、「尊師、世尊の水瓶と、摩足器と、掃具とを受納したまはんことを、これ我が長時利益安樂のためたらん。」世尊は水瓶と掃具とを受納したまひ、摩足器を受納したまはざりき。それより世尊は說法によりてミガーラの母毘舍佉を示教利喜したまひ、毘舍佉は世尊の示教利喜を受け、世尊を禮拜し右繞の禮をなして去れり。世尊は此の因緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、水瓶と、掃具とを用ふることを許す、されど比丘等よ、陶製の摩足器は之を用ふべからず、用ふるものは惡作の罪あり。三種の摩足器を用ふることを許す、礫製、沙石製、(四八)海石製これなり。

二　時にミガーラの母毘舍佉は扇と、花瓶とを携へて世尊の居たまる所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐せり……「比丘等よ、扇と花瓶とを用ふることを許す。」

【四八】輕石なり。

二三—一　その時大衆に（四九）蚊拂を施せしものあり・・・・（五〇）犛尾製の拂子を施せしものあり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、犛尾製の拂子を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等よ、樹皮を以て製せると、優尸羅草の根を以て製せると、孔雀の羽を以て製せると、此等三種の蚊拂を用ふることを許す。」

二　その時大衆に傘を施せしものあり。世尊に此の事を白せり。「傘を用ふることを許す。」時に六羣の比丘等は傘を翳させて所所徘徊せり・・偶一人の信男子あり、數多の裸形外道の弟子等とともに園に入りしが、裸形外道の弟子等は六羣の比丘等に傘を翳させ遠くより來るを見、見るや彼等は信男子に語げて云へり、「尊、此の汝等の貴べる師等は傘を翳させて來ること恰も主藏大臣の如し。」「尊等、此等は比丘にあらず、普行沙門なり。」「比丘なり」「比丘にあらず」と云うて爭へり。それより彼の信男子は彼等の近くや、之を知りて憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に尊師等は傘を翳させて徘徊するぞや。」「他の」比丘等は此の信男子の憤り怒り且り呟けるを聞き、世尊に此の事を白せり。「比丘等、六羣の比丘等は傘を・・・と云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」・・・非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、傘を所持すべからず、之を所持するものは惡作の

【四九】蚊を拂ふために用ふる拂子の一種なり。

【五〇】犛牛は西藏及び他の中央亞細亞地方に產する水牛の一種、美しき尾あり、之を以て拂子を製す。

罪あり。」

三　時に一人の病比丘あり、傘を携へずしては快からざりき。世尊に此の事を白せり。「病者は傘を用ふることを許す。」時に比丘等は、世尊は唯病者にのみ傘を用ふることを許したまへりと云ひ、疑を懐いて園中にても、園の附近にても傘を用ふることをなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、病に罹れるものにも、罹らざるものにも、園中及び園の附近には傘を用ふることを許す。」

二四－一　その時一人の比丘あり、紐を以て鉢を縛り杖に吊して非時に某村の門を出で行けり。人人「彼の尊は盗賊と化せり、彼の刀光り輝くを「見たり」」と云うて、彼の後を追ひ、捕へて「其の然らざることを」知りて免せり。比丘はやがて園に歸りて比丘等に此の事を語れり。「友、汝は紐と杖とを携へたりと云ふか。」「然り、友等よ。」比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故なれば此の比丘は紐と杖とを携へしぞや。」それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。」……非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、紐と杖とを携ふべからず、之を携ふるものは惡作の罪あり。」

二　その時一人の比丘ありて病みしが、彼は杖なくして步行すること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病比丘には杖の許可を與ふことを許す。之を與ふるには當に斯の如くすべきなり。

彼の病比丘は大衆の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、年長の比丘等の足下を禮し、跪坐合掌して下の如く云ふべきなり、『諸尊師、我は病に罹り杖無うして歩行すること能はず。〔よりて〕諸尊師、我大衆に執杖の許可を求む』と。二たび之を求むべし、三たび之を求むべきなり。聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、此の某と名く比丘は病に罹り杖無うして歩行すること能はず、〔よりて〕大衆に對して執杖の許可を求む。若し時機可ならば大衆 某 と名くる比丘に對して執杖の許可を與へん。是れ我が提議なり。諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け....大衆某と名く比丘に對して執杖の許可を與ふ。某と名くる比丘に對して執杖の許可を與ふることを是とするものは默せよ、是とせざるものは云へ。大衆某と名くる比丘に對して執杖の許可を與へ竟る、大衆之を是とす、故に默す、我は之を斯の如して了解す、』と。」

三　その時一人の病比丘あり、紐なうして鉢を持ち運ぶと能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病比丘には紐の許可を與ふるとを許す。之を與ふるには當に下の如くすべきなり[五二]......。」その時一人の病比丘あり、杖なうしては歩行すること能はず、紐なうしては鉢を持ち運ぶこと能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病比丘には杖と紐との許可を與ふることを許す。之を與ふには當に下の如くすべきなり........。」

【五二】以下上の文より推量すべし。

二五　時に一人の比丘あり、反芻者なりしが、一旦口にしたるを更に嚼みて之を嚥み下せり。比丘等憤り怒り且つ呟きて云へり、「此の比丘は非時に食を取る」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此の比丘は牛族にして未だ久しからざるなり。比丘等、反芻者は反して嚼むことを許す。「されど」口門より外に出して之を嚼むべからず、之をなすものは法に隨うて處分せらるべきなり。」

二六　その時某の民羣あり、大衆に對して食供養を行ひしに食堂に於て飯粒散亂せり。人人憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に沙門釋子は食供養を受けて、善く之を受くると能はざるや。飯粒は一一百の勞作によりて成就せらるるものなり。比丘等は此の人人等の憤り怒り且つ呟きて云ふを聽けり。彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、施されつつある食の落ちたるは自ら拾うて之を食ひ、既に謝せられたる食「の落ちたる」は施主「之を拾ふ」ことを許す。」

二七―一　その時一人の比丘あり、爪を長くして受食に趣けり。一人の婦人あり、此の比丘を見、彼に語げて云へり、「尊師、來れ、我と交はれ。」「姉よ、止めよ、之は我に適するとに非ず。」「尊師、汝若し我と交らずば、我今己の爪を以て肢體を搔き、聲を揚げて、此の比丘我を犯すと云はん。」「姉

よ、汝の意のままに行へ。」それより彼の婦人は己の爪を以て肢體を搔き、聲を揚げて、「此の比丘我を犯す」と云へり。人人走り寄りて彼の比丘を捕へたり。彼等は此の婦人の瓜に皮と血と附けるを見、「之は此の婦人のなせし所業にして比丘の與る所にあらず」と云うて之を免せり。彼は後精舍に歸りて「他の」比丘等に之を語れり。「友、汝は爪を長くせりと云ふか。」「然り友等よ。」比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に此の比丘は爪を長くせしぞや。」それより彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、爪を長くすべからず、之を長くするものは惡作の罪あり。」

二　その時比丘等は爪を以て爪を切り、口を以て爪を切り、或は壁に擦りしため指痛を生ぜり。世尊に此の事を白せり。「爪刀を用ふることを許す。」血の出るまで爪を切りしため指痛を生ぜり。〔三二〕「肉に至るまで爪を切ることを許す。」時に六羣の比丘等は二十の爪を悉く磨かせたり。人人……世尊に此の事を白せり。「比丘等、二十の爪を悉く磨かしむべからず、之をなさしむるものは惡作の罪あり。」比丘等、雜垢を除くことを許す。」

三　その時比丘等の髮長く延びたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、〔三三〕汝等は互に髮を剃ることを能くするや。」「然り世尊。」是に於て乎、世尊は此の因緣により、此の機會に際して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、剃刀、刀砥、刀袋、刀權、並に總て剃刀に屬する器具を用ふるこ

【三二】勿論肉は之を切るに非ず。

【三三】原文には「比丘等は」とあり。

とを許す。」

四　その時六羣の比丘等は鬚を理めしめ、鬚を延ばさしめ、山羊鬚を作らしめ、四隅に「鬚を」殘さしめ、鬚を胸に垂れしめ、腹に垂れしめ、上髭を存し、丹田の毛を去らしむる等のことをなせり。人人……世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、鬚を理めしむべからず……丹田の毛を去らしむべからず、之をなさしむるものは惡作の罪あり。」その時一人の比丘あり、丹田に腫物を生ぜしが、「毛あるがために」藥附かざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病のためには丹田の毛を去らしむることを許す。」

五　その時六羣の比丘等は刀を以て髮を斷たしめたり。人人……世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、刀を以て髮を斷たしむべからず、之をなさしむるものは惡作の罪あり。その時一人の比丘頭上に腫物を生じ、剃刀を以て髮を剃ること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、病のためには刀を以て髮を斷たしむることを許す。」その時比丘等は鼻毛を長くせり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も〔五四〕毘闍舍信者の如し」と云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鼻毛を長くすべからず、之を長くするものは惡作の罪あり。」その時比丘等は或は礫石を以て或は蜜蠟を以て鼻毛を捕へしめたるため、鼻痛を生ぜり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、鑷子を用ふることを許す。」その時六羣の比丘は「鑷子を用ゐて」白髮を拔かしめたり。

【五四】怪鬼類の一種なり。

人人……「白髮を拔かしむべからず、之をなさしむるものは惡作の罪あり。」

六　その時一人の比丘の耳は耳垢のために塞がれたり。世尊に此の事を白せり。「耳爬を用ふることを許す。」その時六羣の比丘等は金製銀製等種種の耳爬を所持せり。人人……「比丘等よ、種種の耳爬を用ふべからず、之を用ふるものは惡作の罪あり。比丘等よ、骨製、牙製、角製、葦製、竹製、木製、樹脂製、果實製、銅製、及び貝殼の心を以て製せるとを用ふることを許す。」

二八―一　その時六羣の比丘等は多くの銅製青銅製の器物を蓄積せり。人人精舍内を巡行して之を見、憤り怒り且つ呟きて云へり、「何故に釋子沙門等は多くの銅製青銅製の器物を蓄積すること恰も青銅商の如くするぞや。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、銅製青銅製の器物を蓄積すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」

二　その時比丘等は塗眼藥、[五五]塗眼箆、耳爬、又は把手をも疑念を懷いて之を用ゐざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、塗眼藥、塗眼箆、耳爬、及び把手を用ふるとを許す。」その時六羣の比丘等は僧伽梨衣に凭れかかりて坐せしかば、其の縁破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、僧伽梨衣に凭れかかりて坐すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時一人の比丘あり、病に罹りしが、或手業なうしては堪ふること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、手業をなすこと

【五五】眼に藥を塗る時用ふる箆の類。

を許す。」比丘等思へらく、「手業とは如何なることをなすべきぞや」と。世尊に之を白せり。「比丘等、織機と、梭と、絲と、簺と、總て織機に附屬せる物品を用ふることを許す。」

二九—一 その時一人の比丘帶を用ゐずして受食のために村里に入りしが、街路に於て彼の安陀衣地に落ちたり。人人［驚いて］聲を揚げ、彼の比丘は恥らへり。それより精舍に歸り［他の］比丘等に此の事を語れり。比丘等は之を世尊に白せり。「比丘等、帶を結ばずして村里に入るべからず、入るものは惡作の罪あり。比丘等、帶を用ふることを許す。」

二 その時六羣の比丘等は、多くの絲を合せて作りたるもの、水蛇の頭に似たるもの、羯皷の形の縫をなせしもの、小珠の形の縫をなせしもの等種種の帶を所有せり。人人憤り怒り且つ呟きて……世尊に此の事を白せり。「比丘等、多くの絲を合せて作りたるもの……等、種種の帶を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等帶は〔五六〕布のままなると、〔五七〕縧だたるとを用ふることを許す。」帶の縁古びて破れたり。「比丘等、羯皷又は小珠の形に縁を經ふことを許す。」帶の端古びて破れたり。「比丘等、［端を］飾り又は折り重ぬることを許す。」帶の結目古びて破れたり。「比丘等、扣子を用ふることを許す。」その時六羣の比丘等は

【五六】 Paṭṭikā は、しごきの如きものなるべし。

【五七】 Sukarantaka は Sukara + Antaka にて「内をよく作りたる」の意、心を入れて綴りたる帶の類なるべし。

金製銀製等種種の扣子を所持せり。人人憤り怒り且つ呟きて…世尊に此の事を白せり。」「比丘等、金製、銀製等、種種の扣子を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、骨製、…………貝の心を以て製し、絲を以て製する等の扣子を用ふることを許す。」

三　その時具壽阿難陀は輕き僧伽梨衣を纏ひ、受食のために村里に入りしが、旋風起りて僧伽梨衣を揚げたり。それより具壽阿難陀は精舍に歸り比丘等に此の事を語れり。比丘等は世尊に之を報じたてまつれり。「比丘等、塊又は鎖を「用ゐて錘となすことを」許す。その時六羣の比丘等は金製、銀製等種種の塊を所有せり。人人憤り怒り且つ呟きて…世尊に此の事を白せり。「比丘等、種種の塊を所持すべからず。所有するものは惡作の罪あり。比丘等、骨製、牙製…絲製等を用ふることを許す。」その時比丘の塊も鎖も之を法衣に著けしより、法衣は破れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、塊の板と鎖の板とを用ふることを許す。」塊の板も鎖の板も內に附けしより法衣の角開きたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、塊の板は之を端に附け、鎖の板は七指又は八指內より之を附くることを許す。」

四　その時六羣の比丘等は在家人の衣物、象鼻樣、魚尾樣、四角附、多羅葉梗樣、百蔓樣等を著けたり。人人憤り怒り且つ呟きて…世尊に此の事を白せり。「比丘等、象鼻樣…百蔓樣等、在家人の衣物を著くべからず、之を著くるものは惡作の罪あり。その時六羣の比丘等は在家人の纏物を纏

へり。人人憤り怒り且つ呟きて・・・世尊に此の事を白せり。「比丘等、在家人の纏物を纏ふべからず、之を纏ふものは惡作の罪あり。」

五　その時六羣の比丘等は「力士、勞働者などの如く」衣を著くるに腋下を縛りたり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も國王の擔夫の如し」と言へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、衣を著くるに腋下を縛るべからず、之を縛るものは惡作の罪あり。」

三〇　その時六羣の比丘等は雙方用の槓を持ち運べり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も國王の擔夫の如し」と云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、雙方用の槓を用ふべからず、之を用ふるものは惡作の罪あり。比丘等よ、一方用の槓、差荷用の槓、頭上にて運ぶもの、肩にて運ぶもの、腰にて運ぶもの、提げて運ぶもの等を許す。」

三一―一　その時比丘等は楊枝を用ゐざりし「ため」、口異臭を生せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、楊枝を用ゐざれば、眼に害あり、口に惡臭あり、味道淸淨ならず、膽汁唾液食を混ず、食物消化せざる等五種の患難あり。比丘等よ、楊枝を用ふれば、眼に害なく、口に惡臭なく、味道淸淨に、膽汁唾液食と混せず、食物消化する等五種の功德あり。比丘等、楊枝を用ふることを許す。」

二　その時六羣の比丘等は、長き楊枝を用ゐ、之を以て沙彌等を打てり。世尊に此の事を白せり。「長き楊枝を用ふべからず、用ふるものは惡作の罪あり。最大量を八指として楊枝を用ふることを許す。之を以て沙彌等を打つべからず、打つものは惡作の罪あり。その時一人の比丘は極めて小なる楊枝を嚙みつつありしが、楊枝は喉に挿れり。世尊に此の事を白せり。「小さき楊枝を用ふべからず、用ふるものは惡作の罪あり、最小量を四指として楊枝を用ふることを許す。」

三二―一　その時六羣の比丘等は「草原又は森林に」火を放てり。人人憤り怒り且つ呟きて、「恰も燒林者の如し」と云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、火を放つべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時精舍草に覆はれてありしが、森林の火を失したる時、精舍も亦火を失せり。比丘等は疑心を懷いて消火又は防衞をなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、精舍の火を失したる場合は消火又は防衞をなすことを許す。」

二　その時六羣の比丘等は樹に攀ぢ登り、樹より樹に跳び回れり。人人「見て」憤り怒り且つ呟きて、「恰も猿の如し」と云へり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、樹に攀ぢ登るべからず、攀づるものは惡作の罪あり。」その時一人の比丘拘薩羅國の地方にて舍衞城に趣く途中、一頭の象ありて彼を追へり。彼の比丘は樹下に走り寄り「たれど」、疑念を懷いて之に攀ぢざりき、象は他の路に去れり。彼の比丘

は舍衛城に趣きて比丘等に之を物語れり。「比丘等よ、必要の事ある場合には人の高さだけ樹を攀ぢ(五八)災禍の迫れる場合には必要あるだけ「樹を攀づること」を許す。」

三三—一　その時ヤメール、デークラと名くる比丘あり、兄弟にして婆羅門族に生れ、言語美しく音聲美しかりき。彼等世尊の居たまへる所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、今や比丘等は名を異にし、姓を異にし、生を異にし、族を異にして出家す。彼等各各己の用語を以て佛語を損ふ。尊師、今我等佛語を(五九)梵語に轉じたてまつらん。」佛世尊は之を非難したまへり、「何故なれば汝愚人等は、尊師、我等今佛語を梵語に轉じたてまつらんと、斯の如く云ふぞや。愚人等、之は未だ信ぜざるものの信ずるに至り、既に信ぜるものの益益信ずるに至る所以にあらず。」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、佛語を梵語に轉ずべからず、轉ずるものは惡作の罪あり、比丘等、(六〇)各各己の用語を以て佛語を習ふことを許す。」

二　その時六羣の比丘等は(六一)順世說を學べり。人人憤り怒り且つ呟きて・・・・俗樂を享くるものの如しと云へり。比丘等此等の人人の憤り怒り且つ呟けるを聞き、之を世尊に白せり。「比丘等、順

【五八】火災水害、野獸に追はれて之を逃れんがため、道に迷ひて方角を見んがため等を云ふなり。

【五九】Chandaso Āropemacanda は吠陀、讃文。

【六〇】Sakāya Niruttiyā

【六一】Lokāyatam.

世說に於て精を見るの人此の教に於て增長隆盛に至ることを得べきや否や。」「否尊師。」「或はまた此の教に於て精を見るの人順世說を學ぶべきや否や。」「否尊師。」「比丘等よ、順世說を習ふべからず、之を習ふものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は順世說を敎へたり。人人……世尊に……「比丘等、順世說を敎ふべからず、之を敎ふるものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は畜生の學を學べり。人人……世尊に……「比丘等、畜生の學を學ぶべからず、之を學ぶものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は畜生の學を敎へたり。人人……世尊に……「比丘等、畜生の學を敎ふべからず、之を敎ふるものは惡作の罪あり。」

三　その時世尊は衆多の比丘羣に圍繞せられて法を說きたまふの序で嚏りたまへり。比丘等は、「壽かれ尊師、壽かれ善逝」と云うて高聲大聲をなし、說法は「ために」中斷せられたり。是に於て乎、世尊は比丘等に語げて宣はく、「比丘等、人の嚏りたる時「壽かれ」と云へりとて、其の故を以て壽延ぶとせんや、死するとせんや。」「(六二)否世尊。」「比丘等、人の嚏りたる時、「壽かれ」と云ふべからず、之を云ふものは惡作の罪あり。」その時人人比丘等の嚏りたる時、「壽かれ尊師」と云ひしも、比丘等は疑念を懷いて語ることをなさざりき。人人……世尊に……「比丘等よ、在家人は吉祥を欲するものなり。在家人若し「壽かれ尊師」と云はば、「之に應じて」壽延びよと云ふことを許す。」

【六二】生くるも死するも「壽かれ」と云ひたる故にあらず。

三四—一　その時世尊は衆多の比丘等に圍繞せられ坐して法を說きたまへり。時に一人の比丘あり葫を食へり、彼は他の比丘の困ぜざんとを願うて一隅に坐せり。世尊は彼の比丘の一隅に坐せるを見たまひ、比丘等に告げて宣へり、「比丘等よ、何故に彼の比丘は一隅に坐せるぞや。」「尊師、彼の比丘は葫を食へり、よりて彼は他の比丘等の困ぜざらんことを願うて一隅に坐せるなり。」「比丘等、斯の如き說法「の席」に入るを辭せざるべからざるが如き、斯の如き食物を食ふべしとせんや否や。」「否世尊。」「比丘等、葫を食ふべからず。之を食ふものは惡作の罪あり。」

二　その時具壽舍利弗は腹風病に罹れり。時に具壽大目犍連は舍利弗の所に趣き、具壽舍利弗に語げて云へり、「友舍利弗よ、汝先に腹風病に罹りたる時何「の藥」によりて治癒せしぞ。」「友よ、葫によりて「治癒せり」。」世尊に此の事を白せり。「比丘等、病のためには葫を食ふことを許す。」

三五—一　その時比丘等は、精舍内の所所に放尿せしより、精舍はためは汚れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、一隅に於て放尿することを許す、」精舍は惡臭「に滿て」り。「比丘等、尿甕を置くことを許す。」踞りて放尿するに苦痛を「感ぜり」。「比丘等、蹈臺を用ふることを許す。」蹈臺露出し、比丘等は「其處にて」放尿することを恥らへり。「比丘等、煉瓦と石と木と三種の壁を以て廻らすことを

許す。」尿甕に蓋なかりしため、惡臭を放てり。「比丘等、蓋を用ふることを許す。」

二　その時比丘等は精舍内の所所に屎を放ちしより、精舍は〔ために〕汙れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、一箇所に於て屎を放つことを許す。」精舍は惡臭に滿ちたり。「比丘等、糞坑を用ふることを許す。」糞坑の側壁壞れたり。「比丘等、煉瓦と、石と、木と此等三種のものを積み上ぐることを許す。」糞坑の地所低かりしため、水に浸されたり。「比丘等、地所を高くすることを許す。」積みたるもの落ちたり。「比丘等、煉瓦と、石と、木と三種のものを積み上ぐることを許す。」上るに苦を感せり。「比丘等、煉瓦と、石と木と三種の階段を設くることを許す。」〔階段を〕上るもの落ちたり。「比丘等、欄干を設くることを許す。」端に踞りて屎を放ちつつ〔中に〕陷れり。「比丘等、〔周圍を〕蓋うて中央に孔を設け、〔此處に〕屎を放つことを許す。」踞りて屎を放つに苦を感ぜり。「比丘等、踏臺を用ふることを許す。」

三　外部に尿を放てり。「比丘等尿壺を用ふることを許す。」屎篦あらざりき。「比丘等、屎篦を用ふることを許す。」屎篦を蓋ふべきものあらざりき。「之を用ふることを許す。」屎孔蓋なくして惡臭を放てり。「比丘等、蓋を用ふることを許す。」屋外に屎を放つに寒熱のために惱まされたり。「比丘等、廁舍を設くることを許す。」廁舍に戶あらざりき。「比丘等、戶、柱と楣、臼形〔の孔〕、軸、閂、木栓、〔中央の〕釘棒、〔上方の〕楔、鍵孔、戶締めの孔、戶締めの繩を用ふることを許す。」廁舍の草粉落ちた

り。「下塗をなし中塗外塗をなし、白色、黒色、赤色の上塗をなし、華鬘形、蔓形、摩竭羅魚の牙、戸棚、法衣懸くる竹竿、法衣懸くる繩を用ふるを許す。」その時一人の老衰したる比丘屎を放ち、起たんとして倒れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、懸繋を用ふることを許す。」厠舎には周壁あらざりき。「比丘等、煉瓦と、石と、木と三種の墻を廻らすことを許す。」

四　倉庫あらざりき。「比丘等、倉庫を用ふることを許す。」倉庫に戸あらざりき。……倉庫の草粉剝落せり。「比丘等、下塗をなし……戸棚を用ふることを許す。」下室濕氣多かりき。「比丘等、砂を撒くことを許す。」之を得ること能はざりき。「踏石を敷くことを許す。」水止まりて流れざりき。排水溝を設くることを許す。」淨瓶あらざりき。「淨瓶を用ふることを許す。」淨鉢あらざりき。「淨鉢を用ふることを許す。」踞りて洗淨をなすに苦を感ぜり。「比丘等、洗淨用の踏臺を用ふることを許す。」踏臺露出したるため、比丘等洗淨をなすことを恥ぢたり。「比丘等、煉瓦と、石と、木と三種のものにて墻塀をなすことを許す。」淨瓶に蓋なくして草粉又は塵土陷れり。「比丘等、蓋を用ふることを許す。」

三六　その時六羣の比丘等は自ら花樹を植ゑ、或は人をして植ゑしめ、自ら漑ぎ、或は人をして漑がしめ〔六三〕……等種種不作法のことをなせり、世尊に此の事を白せり。「比丘等よ、自ら花樹を植ゑ、

【六三】小品第一篇一三の一及び二を見よ。

或は人をして植ゑしめ、自ら灑ぎ、或は人をして灑がしめ…等斯の如き種種不作法のことをなすべからず。之をなすものは法に隨ひて處罰すべきなり。

三七　その時具壽優樓頻羅迦葉の出家するや、大衆は多くの金屬器、木器、土器の奉施を受けたり、時に比丘等心に疑ひて謂へらく、「世尊は金屬器を用ふることを許したまひしや否や、木器を用ふることを許したまひしや否や、土器を用ふることを許したまひしや否や。」世尊に此の事を白せり。是に於て乎、世尊は此の因緣により此の機會に際して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、武器を除くの外あらゆる金屬器を用ふることを許す。安樂椅子、肱掛椅子、木鉢、木履を除き總て木製のものを用ふることを許す。陶製の摩足器と陶製の器とを除き總て土製のものを用ふることを許す。」

坐臥處篇第六

一　その時佛世尊は王舍城中、竹林、栗鼠飼養處に住したまへり。その時世尊は未だ比丘等のために坐臥處を制したまはざりき。此等の比丘は、林中、樹下、山間、洞穴、山窟、塚間、寂林中、野外、藁堆等所所に住し、早朝に至りて林中、樹下……等所所より出で來り、進退、直視、側視、屈伸、端正にして眼を垂れ、威儀具れり。

二　その時王舍城の長者〔一日〕早朝林園に趣き、此等の比丘の林中樹下……等所所より出で來り、進退、直視、側視、屈伸端正にして眼を垂れ、威儀具れるを見、心に信仰心を起せり。それより王舍城の長者は、此等の比丘に近づき、彼等に問うて云へり、「尊師等、我若し(一)精舍を構へなば、尊師等我が精舍に住すべきや如何。」「居士よ、世尊は尚未だ精舍を許したまはず。」「さらば諸尊師、世尊に問ひたてまつりて我に報せよ。」「唯唯居士よ」と此等の比丘は王舍城の居士に應諾して世尊の處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、王舍城長者は「我等のために」精舍を構へんと願ふ。我等之を如

【一】Vihāra を精舍と譯するに二種の意義あり、一は同一境內に立てる建物全部を指して云ひ、一は此等の建物の箇箇を指して云ふ。祇園精舍、竹林精舍とは前者に屬し、今此の場合にては後者の意に取れるが如し。下に一日中に六十の精舍を構ふるの語あり。

何にすべきぞや。」是に於て世尊は此の因緣により、此の機に際して說法をなし、比丘等に語げて宣へり「比丘等、[二]精舍、兩房一戸、樓閣、別房、洞窟等、五種の住所を用ふることを許す。」

三　それより此等の比丘は彼の王舍城長者の處に趣き、彼に語げて云へり「居士よ、世尊は精舍「を設くること」を許したまへり、汝今望む所に隨ひて之を構へよ。」是に於て王舍城長者は一日中に六十の精舍を建てしめたり。長者は此等六十の精舍の工を竣るや、世尊の處に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり「尊師、世尊の明日我が家に就いて比丘等と共に供養を受くることを諾したまはんことを。」世尊は默して之を諾したまへり。是に於て王舍城長者は世尊の諾したまへることを知りて座を起ち、世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。

四　是に於て王舍城長者は其の夜を過ぎて後美味なる硬軟の食物を調へしめ、世尊に時を報じたてまつらしめたり「尊師、時「至れり」、食「調ひ」終れり。」世尊は朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて王舍城長者の住所に趣き、比丘等と共に豫て設けたる座に著きたまへり。是に於て王舍城長者は佛を初めたてまつり、大衆を美味なる硬軟の食物を以て手づから供養して、飽くに至らしめ、世尊の食訖りて鉢より手を放きたまへるを見て一方に坐したり。一方に坐するや、彼王舍城長者は世尊に白して云へり「尊師、我善業を願ひ、「生」天を願ふもの此に六十の精舍を造らしめたり、我之を以て如何にすべきぞや。」「さらば汝居士よ、此等六十の精舍を既來當來の四方の僧

【二】大品第一篇三〇に出づ。

衆に奉施せよ。」「唯唯尊師」と。王舍城長者は世尊に應諾したてまつり、此等六十の精舍を既來當來の四方の僧衆に奉施せり。

五　それより世尊は此等の偈を以て王舍城長者に隨喜の意を述べたまへり。

『人は「之によりて」寒熱を避け、それより又猛獸をも「避く」、蛇、蚊、冷き雨をも亦、
それより烈しき風熱の來るをも亦避けらる。入定禪觀のため、保護と安樂とを「與へんが爲に」
僧伽に精舍を施すは最第一なりと佛は賞嘆したまへり。
されば己の利益を見る賢智の人は樂しき精舍を構へ、其處に多聞の人を住せしむべきなり。
信心を以て飲料と食物と、衣服坐臥の具とを彼等直心の人に施すべきなり。
彼等は此の人のためにあらゆる苦痛を除くべき法を說き、〔三〕彼は此に此の法を知り、無漏にして般涅槃に入らん。』

時に世尊は此等の偈を以て王舍城長者を隨喜し、座を起ちて去りたまへり。

二一　人人、世尊は精舍を設くることを許したまへりと云ふを聞き、頻に精舍を建てしめたり。此等の精舍に戶あらざりしをば蛇蝎、百足蟲の類入り來れり。世尊に此の事を白せり、「比丘等、戶

【三】施主を指す。

を造ることを許す。」壁に孔を穿ち、蔓を以て、繩を以て戸を縛りしが、鼠又は白蟻のために嚙まれ、嚙まれたる戸は倒れたり。世尊に……「比丘等よ、戸柱と楣、臼形〔の孔〕、臍を造ることを許す。」戸は接ぎ合はざりき。「比丘等、戸締の孔及び繩を用ふることを許す。」戸は閉らざりき。「比丘等、閂、木栓、〔中央の〕針棒、〔上方の〕楔を用ふることを許す。」その時比丘等は戸を開くことを能くせざりき。世尊に……「比丘等、青銅製の鍵、木製の鍵、角製の鍵と、此等三種の鍵孔を設くることを許す。」戸を開きて精舍に入れば、精舍は安全ならざりき。世尊に……「比丘等、〔適宜の〕[四]器具と針棒とを用ふることを許す。」

二　その時精舍を葺くに草を以てせしかば、寒時には寒く、熱時には熱したり。世尊に……「比丘等、下塗をなして中塗外塗をなすことを許す。」その時精舍に窓あらざりしかば、眼に惡しく、〔室内〕惡臭に滿てり。世尊に……「比丘等、欄干付、格子付、柱付と此等三種の窓を設くることを許す。」窓よりして栗鼠又は蝙蝠入り來れり。世尊に……「窓掛を用ふることを許す。」窓掛を通じて栗鼠と蝙蝠と入り來れり。「比丘等、窓扉と[五]窓席とを用ふることを許す。」

三　その時比丘等は地上に臥せしかば肢體も衣服もともに塵土に塗れたり。世尊に……「比丘等、草製の敷具を用ふることを許す。」敷具は鼠又は白蟻のために嚙まれたり。「板榻を用ふることを許す。」

【四】或は機械附の錠か。
【五】或は布製の窓掛か。

板榻にては股體痛めり。「竹製の榻を用ふることを許す。」その時大衆に棺臺に似たる(六)マサーラカ臥榻を施せしものあり。世尊に・・・マサーラカ坐椅を施せしものあり。世尊に・・・その時大衆に棺臺に似たる(七)ブンヂカーバッダ臥榻を施せしものあり。世尊に・・・ブーヂカーバッダ坐椅を施せしものあり。世尊に・・・その時大衆に棺臺に似たる(八)クリーラパーダカ臥榻を施せしものあり。世尊に・・・クリーラパーダカ坐椅を施せしものあり。世尊に・・・その時大衆に棺臺に似たる(九)アーハッチャパーダカ臥榻を施せしものあり、世尊に・・・アーハッチャパーダカ坐椅を施せしものあり、世尊に此の事を白せり。「比丘等、アーハッチャパーダカ坐椅を用ふることを許す。」

四　その時大衆に凭椅を施せしものあり。世尊に・・・「凭椅を用ふることを許す。」高き凭椅を施せしものあり。世尊に・・・「高き凭椅を用ふることを許す。」その時大衆に凭椅を施せしものあり・・・高き凭椅を施せしものあり・・・腕附の凭椅を施せしものあり・・・大椅を施せしものあり・・・山羊足の椅を施せしものあり・・・阿摩勒の果梗に似たる椅を施せしものあり・・・板付の椅を施せしものあり・・・草を詰めたる椅を施せしものあり・・・藁の椅を施せしものあり。「世尊に此の事を白せり。「比丘等、藁の椅を用ふることを許す。」

【六】Masāraka（マサーラカ）とは臥榻又は坐椅の脚に穴を穿ち上より臺を差し込みたるものなりと云ふ。

【七】Bundikābaddha（ブンヂイカーバッダ）意義明かならず。

【八】Kulīrapādaka（クリーラパーダカ）とは臥榻又は坐椅の脚の蟹の脚の如く曲りたるものを云ふ。

【九】Āhaccapādaka（アーハッチャパーダカ）足を取りはづし得るものの如し。

丘」その時六羣の比丘等は高き臥榻に臥せり。人人精舍を巡行するの序で、之を見憤り怒り且つ呟きて、「恰も在家人にて俗樂を享くるものの如し」と云へり。世尊に……「比丘等、高き臥榻に臥すべからず臥するものは惡作の罪あり。」その時一人の比丘あり、低き臥榻に臥せしが蛇の爲に咬まれたり。世尊に……「比丘等、臥榻の臺を用ふることを許す。」その時六羣の比丘等は高き臥榻臺を所持し、臺とともに之を搖れり。「比丘等、高き臥榻臺を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、臥榻臺は八指を極量とすることを許す。」

六　その時大衆に〔二〇〕絲を施せしものあり。「比丘等、〔之を用ゐて〕臥榻を編むことを許す。」四方を編むに多くの絲を費せり。「比丘等、臥榻の絲を貫き相交へて編むことを許す。」布片を施せしものあり。世尊に……「比丘等、之を用ゐて褥を造ることを許す。」綿を施せしものあり。世尊に……「比丘等、樹より取りたる綿、蔓より取りたる綿、草より取りたる綿と、〔此等の三種の綿を〕剛きて枕を造ることを許す。」その時六羣の比丘等は長さ半身に達する枕を所持せり。人人精舍の巡行の序に之を見、憤り怒り且つ呟きて、「恰も俗樂を享くる在家人の如し」と云へり。世尊に……「比丘等、長さ半身に達する枕を所持すべからず、之を所持するものは惡作の罪あり。比丘等、頭大の枕を造ることを許す。」

七　その時王舍城に山頂の集會行はれたり。人人大官の用に充てんがために、獸毛、布、樹皮、草、

【二〇】Sutta と稱すれど臥榻を編むに用ふるものなれば絲としては大く、索としては小きものなるが如し。

樹葉を以て〔二〕枕褥を造れり。集會終るや、彼等は外皮を裂きて持ち去れり。比丘等は集會の行はれたる所に、夥しき獸毛、布、樹皮、草、樹葉の散亂せるを見、之を世尊に白せり。「比丘等、獸毛、布、樹皮、草、及び樹葉と此等五種の枕褥を用ふることを許す。」その時大衆に坐臥處を覆ふべき布を施せしものあり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、此を以て枕褥を覆ふことを許す。」その時比丘等は臥榻の枕褥を坐椅に用ゐ、坐椅の枕褥を臥榻に用ゐしが、枕褥は破れたり。世尊に……「比丘等、臥榻坐椅の被覆を用ふることを許す。」下敷をなさずして覆ひしかば、下より露はれ出でたり。「比丘等、下敷をなし、上に擴げて枕褥を覆ふことを許す。」外皮を剝ぎて取り去れり。「之を染むることを許す。」尙ほ取り去れり。「比丘等、之を補綴することを許す。」尙は取り去れり。「比丘等、掌大の補綴をなすことを許す。」

【二】Bhisi 獸毛其の他のものを中に詰めて枕褥を造りたるなり。或は單に褥と云ふべし。

三―一　その時外道等の臥處は白くして地面は黑く、壁には赤粉を塗れり。多くの人人は臥處を見んと欲して彼處に趣けり。世尊に……「比丘等、精舍内に於て白色黑色を〔用ゐ〕、赤粉を塗ることを許す。」その時壁荒くして白色附著せざりき。世尊に……「比丘等、〔先づ〕粗糠塊を混じ、手を以て〔固塊を〕去りて白色に塗ることを許す。」白色附著せざりき。世尊に……「柔かなる土を混じ、手を以て〔固塊を〕去りて白色に塗ることを許す。」白色附著せざりき。「瀝靑又は糊を混ずることを許す。」そ

の時壁荒くして赤粉附著せざりき。世尊に……「比丘等、〔先づ〕糖塊を混じ、手を以て〔固塊を〕去りて赤粉を塗ることを許す。」赤粉附著せざりき。「比丘等、芥子粉、蜜蠟油を用ふることを許す。」固まり過ぎてありき。「布片を以て拭ふことを許す。」その時地面荒くして黒色附著せざりき。「比丘等、〔先づ〕糖塊を混じ、手を以て〔固塊を〕去りて黒色に塗ることを許す。」黒色附著せざりき。世尊に……「比丘等、蟲糞泥を用ゐ、手を以て〔固塊を〕去りて黒色に塗ることを許す。」黒色附著せざりき。世尊に……「比丘等、澱滓と澁とを用ふることを許す。」

二　その時六羣の比丘等は房舍内に於て女相又は男相の戲畫を描かしめたり。人人房舍を巡行して之を見、憤り怒り且つ呟きて、「恰も俗樂を享くる在家人の如し」と云へり。世尊に……「比丘等、女相又は男相の戲畫を描かしむべからず、描かしむるものは惡作の罪あり。比丘等、花鬘、蔓草を〔描き〕摩竭羅魚の牙、戶棚を〔置くことを〕許す。」

三　その時精舍の地所低かりしかば水に浸されたり。世尊に……「比丘等、地所を高くするることを許す。」積み上げしもの崩れたり。「比丘等、瓦積、石積、木積と三種のものを積み上ぐることを許す。」之を上るに壞れたり。「比丘等、瓦段と、石段と、木段と、三種の階段を設くることを許す。」之を上るに倒れたり。「比丘等、欄干を用ふることを許す。その時房舍は〔毘沙門の天宮の如く〕人人密集せしため、比丘等は恥ぢて臥せざりき。世尊に……「比丘等、横帳を張ることを許す。」張りたる帳

を掲げて窺へり。世尊に……「比丘等、半壁を設くることを許す。」半壁の上より窺へり。「比丘等、方形の小房、細長き房、階上の房と、三種の房を設くることを許す。」その時比丘等は小なる室の中央に房を設けたるため空地あらざりき。世尊に……「比丘等、小なる室に於ては一方に房を設け、大なる室に於ては中央に房を設くることを許す。」

四　その時房舍の壁根古びたり。世尊に……「比丘等、木材の壁根を設くることを許す。」房舍の壁より雨水漏れり。「比丘等、防雨の設備「として」牛糞と灰とを混ぜる土を用ふることを許す。」その時蛇あり、草屋根の上より某比丘の肩の上に落ち來れり。彼怖がりて大聲を放てり。比丘等、走り寄りて彼に問うて云へり、「友よ、何故に汝は大聲を發せしぞ。」それより彼比丘は比丘等に之を物語れり。比丘等は之を世尊に白せり。「比丘等、布張の天井を設くることを許す。」

【三】一種防壁の設備なり、人の出入に足を以て入口兩側の壁を損す。之を損せざらんがため一種の設備を施す。

五　その時比丘等は坐牀又は臥榻の足に袋を掛け置けり。鼠又は白蟻のために嚙まれたり。世尊に……「比丘等、壁杙又は龍牙を用ふることを許す。」その時比丘等は坐牀又は臥榻の上に法衣を放置せしかば法衣は破れたり。世尊に……「比丘等、法衣を掛くる竹竿又は繩を用ふることを許す。」その時房舍に外緣なく庇護物あらざりき。世尊に……「比丘等、外緣、(三)防壁、內緣、廣廂を設くることを許す。外緣露出せり、比丘等恥ぢて「其の處に」臥せざりき。「比丘等、引き幕、開き幕を用ふること

を許す。」

六　その時比丘等は野外に於て食物の配分をなししかば寒熱のために惱まされたり。世尊に……「接待堂を設くることを許す。」接待堂の地所低かりき〔三〕……接待堂の草と粉と散亂せり。「比丘等、下塗をなして中塗外塗をなし、白色黑色、赤土の上塗をなし、華鬘形、蔓草形、摩竭魚の牙、戸棚、法衣掛くる竹竿、法衣掛くる繩を用ふることを許す。」その時比丘等は屋外に於て地上に法衣を擴げたり、法衣はために泥に塗れぬ。「比丘等、屋外にて法衣竿、法衣繩を用ふることを許す。」

七　飲料水枯渇せり。「比丘等、水舍水屋を設くるとを許す。」水舍の地所低かりき。〔四〕……水屋の地所低かりき。〔五〕……飲水の器具あらざりき。「比丘等、飲水用の螺及び杯を用ふることを許す。」

八　その時房舍には周圍の墻壁あらざりき。「比丘等、瓦墻、石墻、木墻三種の墻壁を設くることを許す。」門あらざりき。「比丘等、門を設くることを許す。」門の地所低かりしかば水のために浸されたり。「比丘等、地所を高くすることを許す。」門に戸あらざりき。「比丘等よ、柱と楣、臼形〔の孔〕、牖、門、木栓、〔中央〕の針棒、上方の楔、鍵孔、戸締めの孔、戸締の繩等を用ふることを許す。」門より草と粉と落下せり〔六〕……その時寮舍に濕氣多かりき。世尊に……「砂を撒くことを許す。」十分なら

〔三〕上の三參照。
〔四〕上の三參照。
〔五〕上の三參照。
〔六〕上の六參照。

ざりき。「石段を設くることを許す。」水滞れり。「排水溝を設くることを許す。」

九　その時比丘等は寮舍中所所に火爐を造りしより寮舍は燼灰に充ちたり。世尊に……「比丘等よ、一方に火舍を造ることを許す。」火舍の地所低かりき　(一七)……欄干を設くることを許す。」火舍に戸あらざりき　(一八)……戸締めの繩を用ふることを許す。」火舍より草と粉と落下せり　(一九)………。」

一〇　園に周圍の墻あらざりしかば山羊又は畜類來りて栽植地を害せり。世尊に……「比丘等、竹と棘と濠と、此等三種の墻を設くることを許す。」門あらざりき、山羊又は家畜の栽植地を害すること常の如くなりき。「比丘等、(二〇)棘門、アッカ材の門、トーラナ門、鐵門と、此等三種の門を設くることを許す。」門より草と粉と散亂せり　(二一)……園には濕氣多かりき　(二二)………。」

一一　その時摩掲陀の王斯尼耶・頻毘沙羅は、大衆のためにセメントと土とを塗れる宮殿を造らしめんと思へり。時に比丘等心に思へらく、「世尊は何種の屋蓋を許可し、何等の屋蓋を許可したまはざるや」と。世尊に此の事を白せり。「比丘等、瓦、石、セメント、草、木葉と此等五種の屋蓋を用ふることを許す。」

第一誦終

【一七】上の三參照。
【一八】上の八參照。
【一九】上の六參照。
【二〇】長き木材に木株を差し入れ、之に棘を縛したるもの。
【二一】上の六參照。
【二二】上の八參照。

四—一　その時給孤獨居士は王舍城長者の妹婿なりき。時に給孤獨居士は或事を以て王舍城に趣けり。王舍城長者は翌日佛を首として大衆を招待せんとし、奴僕勞働者等に命じて云へり、「さらば汝等早朝起き出でて粥を煮、飯を炊ぎ、羹を調へ、美味物を調へよ。」時に給孤獨居士は心に思へらく「先には此の居士余の來るや、あらゆる業務を擲ちて余と共に談話せり。彼今や苛立てる風情あり、奴僕勞働者等に命じて、さらば汝等……と云ふ。此の長者〔の家〕には娶ありや、嫁ありや、大齋會ありや、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を其の軍勢と共に明日の食事に招待せりや。」

二　時に王舍城長者は奴僕勞働者に命を傳へ、給孤獨居士の所に來り、彼と共に相揖して一方に坐したり。給孤獨居士は王舍城長者に語りて云へり、「居士よ、先には汝余の來るや、あらゆる業務を擲ちて余と共に談話したり。然るに汝今苛立ちたる風情あり、奴僕勞働者等に命じて……と云ふ。居士よ、汝の家には……招待せりや。」「居士よ、我〔が家〕には娶あるにあらず、嫁あるにあらず、摩揭陀の王、斯尼耶・頻毘沙羅を其の軍勢と共に招けるにもあらず、ただ大齋會近づけるなり、佛を首として大衆を明日の供養に請待したり。」「居士、汝は佛と云ふや。」「居士、我は佛と云ふ。」「居士、汝は佛と云ふや。」「居士、我は佛と云ふ。」「居士、汝は佛と云ふや。」「居士、我は佛と云ふ。」「居士よ、佛と云ひ佛と云ふ、之は音聲のみにても世に之を得ること難し。居士よ、今其の世尊、應供者、正徧智者を見たてまつらんがために近づくことを得べきや否や。」「居士よ、今は彼の世尊、應供者、正徧智者を

見たてまつらんがために近づくべき時にあらず、汝明日早朝彼の世尊、應供者、正徧智者を見んがために近づくべし。」それより給孤獨居士は明日早朝我は世尊、應供者、正徧智者を見たてまつらんと云うて、佛念を抱いて臥し、曉來れりと思ひて起き出ること三度に及べり。

三　それより給孤獨居士は(二三)寒林の入口に行きしに(二四)非人ありて門を開けり。給孤獨居士の(二五)都城を去るや、光明滅して暗黑現はれ、彼は怖れ、愕き、身の毛彌立ち、それより還り去らんと思へり。時にシーヴカ夜叉あり、隱れたるまま聲を發して云へり。

『一百の象、一百の馬、一百の驢車、摩尼の耳環を佩ぶる百千の處女、
此等は一闊步の十六分の一にも價せず。』

居士よ、進みて退くなかれ、進むは汝に宜しかるべく、退くは宜しからず。時に給孤獨居士に暗黑去りて光明現はれ、先に怖れ、愕ぎ、身の毛彌立ちしも止みたり。二たび……三たび給孤獨居士に光明滅して暗黑現はれ、彼は怖れ愕き身の毛彌立ち……止みたり。

四　それより給孤獨居士は寒林に至れり。時に世尊は夜未だ明けざるに起き出で屋外に於て經行したまへり。世尊は給孤獨居士の遠くより來るを見たまへり。之を見るや、經行處を下り、設けたる座に著きたまへり。坐して後世尊は給孤獨居士に語げて宣へり、「來れ須達よ。」時に居士は、「世尊我が

【二三】 Sītavana と云ふ、墓地にして物凄き所なるよりして斯く名けたるが如し。

【二四】 羅刹、夜叉の如き鬼類を云ふ。

【二五】 王舍城を云ふ、寒林は王舍城の南郊外にあり。

名を呼ばせたまふ」と云うて、歡喜踊躍し、世尊の居たまへる方に趣き、頭を以て世尊の足下を禮拜し、世尊に白して云へり、「尊師、世尊安隱に臥させたまひしや。」

『婆羅門の涅槃に入り、諸欲に染せられず、淸涼にして有質なきものは常に安樂に臥す、

あらゆる繫著を破り、心中の恐怖を伏し、心の寂に達せば安靜にして臥すること安隱ならん。」

五　それより世尊は給孤獨居士のために次第説話をなしたまへり、即ち布施の話、持戒の話、「生」天の話、諸欲の患難あり、虛榮にして不淨なること、及び出離の功德とを説きたまへり。世尊の給孤獨居士の心齊ひ、和ぎ、障礙を離れ、喜び、澄めることを知りたまふや、諸佛の常敎としたまへる所、苦集滅道を説きたまへり。恰も淸淨にして垢穢なき布のよく色に染むが如く、給孤獨居士は其の座に居ながら塵垢を離れたる法眼を得たり、「集の法は總て是れ滅の法なり」と。給孤獨居士は法を觀、法を得、法を知り、法に達して疑を超え、迷を去り、無畏を得、世尊の敎に於て他を賴らざるに至り、世尊に白して云へり、「希有なるかな尊師、希有なるかな尊師、譬へば尊師、覆へれるを起し、覆はるるを開き、迷者に道を示し、暗所に油燈を齎し、眼あるものは形相を見んと云ふが如く、之と同じく世尊は種種の方便によりて法を説きたまふ。尊師、我は世尊に歸依したてまつる、法及び比丘衆にも「歸依したてまつる。」世尊の我を今日より初めて終生歸依せる信士として見たまはんことを。尊師、世尊の明日大衆と共に我が供養を受くることを諾したまはんことを。」世尊は默して之を諾したま

へり。それより給孤獨居士は世尊の諾したまへることを知り。世尊を禮し右繞の禮をなして去れり。

六　王舍城長者は、給孤獨居士の明日佛を首として大衆を招じたてまつれりと云ふを聞けり。それより彼王舍城長者は給孤獨居士に告げて云へり、「居士、汝は明日佛を首とせる大衆を招じたてまつれりと云ふ、而も汝は遠來の人なり。居士よ、我汝に汝の佛を首とせる大衆のために食物を調ふるの資を給せん。」「居士よ、止みなん、我に佛を首とせる大衆のために食物を調ふるの資あり。」時に王舍城の一人は給孤獨居士の明日佛を首とせる大衆を招じたてまつれりと云ふを聞けり。それより彼王舍城のものは給孤獨居士に語げて云へり、「居士よ、汝は明日佛を首とせる……食物を調ふるの資あり。」摩揭陀の王、斯尼耶・頻毗沙羅は給孤獨居士の明日佛を首とせる大衆を招じたてまつれりと云ふを聞けり。……食物を調ふるの資あり。」

七　それより給孤獨居士は其の夜過ぎて後王舍城長者の家に於て硬軟の食物を調へ、世尊に時を報じたてまつれり、「尊師、時到れり、食調ひ終れり。」時に世尊朝時に內衣を著け、鉢衣を携へて王舍城長者の住處に趣き、大衆と共に豫て設けたる座に著きたまへり。時に給孤獨居士は佛を首として大衆に善き硬軟の食物を手づから彼等を飽いて謝するに至るまで供養し世尊の食了りて鉢より手を放きたまへるを「見て」一方に坐したり。一方に坐したる給孤獨居士は世尊に白して云へり、「尊師、世尊の比丘衆と共に舍衞城中に雨安居をなすことを諾したまはんことを。」「居士よ、如來は空屋に「住する

を□樂としたまふ。」「世尊、我之を知れり。善逝、我之を知れり。」それより世尊は說法によりて給孤獨居士を示敎利喜し座を起ちて去りたまへり。」

八　時に給孤獨居士は衆多の朋友の己の言に耳を假すべきものを有せり。それより給孤獨居士は王舍城に於て其の事務を終り、舍衞城の方に趣けり。彼は中途に於て人人に命じて云へり、「尊等、園を設けよ、精舍を建てよ、施物を調へよ、佛此の世に出でたまへり、彼世尊は我が招により、此の道を來りたまはん。」それより此等の人人は給孤獨居士の命によりて園を設け、精舍を建て、施物を調へたり。給孤獨居士は舍衞城に行いて普く舍衞城を見廻れり、世尊は何處にか住したまふべきぞ、村より遠きに過ぎず、近きに過ぎず、往來の便宜あり、志ある人人の行くに適し、晝は人の羣集するなく、夜は音なく響なく、風來らず、人の孤臥するに適し、思惟するに適せん。」

九　給孤獨居士は祇陀王子の園は村より遠きに過ぎず……思惟するに適することを見たり。之を見るや祇陀王子の所に趣き、彼に語けて云へり、「尊子、園を我に與へよ、精舍園となさん。」「居士よ、假令金貨を並べ布くとも與ふべきにあらず。」「尊子、我之を得たり。」「居士、我之を與へず。」「得たり、」「與へず」と云うて之を司直の大臣に問へり。大臣等は次の如く云へり、「尊子、汝既に値を言ひ出せるが故に園は與へられたるなり。」それより給孤獨居士は車を以て黃金を運ばしめ、祇陀園に並べ布かしめたり。

一〇　初めて運び來れる黃金は門に近き所に於て少分の空地を覆ふに足らざりき。是に於て乎給孤獨居士は人人に命じて云へり、「汝等、行きて黃金を持ち來れ、我等此の空地を敷かん。」時に祇陀王子心に思へらく、「此の居士尙ほ多くの黃金を費やさんとす、これ尋常の事にあらず」と、給孤獨居士に語げて云へり、「止めよ居士、我其の空地を敷かん。我に此の空地を與へよ、これ我が施なり。」給孤獨居士心に思へらく、「此の祇陀王子は優れ、名高き人なり、斯かる名高き人の此の敎に依るは大なる效果あるべし」と。彼の空地を祇陀王子に與へぬ。それより王子は其の所に門を建てしめぬ。給孤獨居士は祇陀林に精舍を建てしめ、房舍を建てしめ、門、接待堂、火舍、倉庫、兩便處、經行處、經行堂、井、井舍、浴場、浴堂、蓮池、〔三六〕延堂を建てしめたり。

【三六】四阿の類なり。

五一　時に世尊王舍城に止まると隨意の間にして後、毗舍離の方へ遊行したまへり。次第に經行しつつ毗舍離に達したまへり。此に世尊は毗舍離城中大林重閣堂中に住したまへり。その時人人「大衆のために」懇に作事をなし、作事を監督せる比丘等には、衣服摶食坐臥具及び病者の要具たる藥物等の資具を以て懇に奉事せり。時に一人の貧しき縫工あり、心に思へらく、「此等の人人の斯く懇に作事を行ふはこれ尋常の事にあらじ、我も亦作事を行はん。」それより彼の貧しき縫工は自ら泥を捏ね煉瓦を積みて壁を築けり。彼が拙き手を以て積みたる壁は歪みて壞れたり。二たび彼の貧しき縫工は：

：三たび彼の貧しま縫工は自ら泥を捏ね煉瓦を積みて壁を築きしが、彼が拙き手を以て積みたる壁は歪みて壞れたり。

二　彼の貧しき縫工は憤り怒り且つ呟きて云へり、「沙門釋子に對して衣服摶食坐臥具及び病者の要具たる藥物等の資具を奉施するものをば、彼等は敎へ且つ誡め、彼等のために作事を監督す。然るに我は貧し「きよりして」何人も我を敎へず、誡めず、我がために作事を監督せず。」比丘等此の貧しき縫工の憤り怒り且つ呟きて云ふを聞けり、彼は世尊に此の事を白せり。世尊は此の因緣に於て此の機會に際して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、作事監督者を與ふることを許す　比丘等、監督者たる比丘は、如何にせば精舍「の工事」は速に竣るべきやと力を竭し、破れ壞れたる箇所を繕ふべきなり。

三　之を與ふるには當に斯の如くすべきなり、先づ「某」比丘に之を請ふべきなり、請うて後聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、「諸尊師、大衆余が云ふ所を聞け、若し時可ならば大衆某と名くる居士の「建てんとする」精舍に某と名くる比丘を工事監督者として與へん。是れ余が提議なり。諸尊師、大衆余が云ふ所を聞け、大衆某と名くる居士の「建てんとする」精舍：：與ふ。某と名くる居士の「建てんとする」精舍に某と名くる比丘を工事監督者として與ふるを是とするものは默せよ、是とせざるものは云へ。大衆某と名くる居士の「建てんとする」精舍に某と名くる比丘を

工事監督者として與へ了る。大衆之を是とす、故に默す。余は之を斯の如しと了解す。」

六―一　時に世尊毘舍離城に住すると隨意の間にして、後舍衞城の方へ遊行したまへり。時に六羣の比丘の弟子等世尊を初め大衆に先んじて行き、精舍を占有し坐臥處を占有し、「之は我等の和尙のものたるべし、之は我等の阿闍梨のものたるべし、之は我等のものたるべし」と云へり。時に具壽舍利弗は世尊を初め大衆に後れて行き、精舍の旣に占有せられ、坐臥處の旣に占有せられ「たるため」坐臥處を得ずして一樹の下に坐せり。時に世尊其の夜過ぎて早朝起き出で咳拂ひしたまひ、具壽舍利弗も亦咳拂ひしたり。「誰か其の處にあるぞ。」「尊師、我舍利弗なり。」「舍利弗、汝何故に此の處に坐せるぞ。」それより具壽舍利弗は世尊に此の事を白せり。」

二　世尊は此の因緣に於て此の機會に際して比丘衆を集めて問はせたまへり、「比丘等、六羣比丘の弟子等は世尊を初め大衆に先んじて……之は我等のものたるべしと云へりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故に比丘等、此の愚人等は世尊を初め大衆に先んじて……之は我等のものたるべしと云ふぞや。比丘等、之は未だ信ぜざるものの……」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、何人か果して第一の坐牀、第一の水、第一の摶食を受くるに堪ふるや。」或比丘等は「世尊、剎帝利族より出でて出家したるものこそ第一の坐牀、第一の水、第一の摶食を受

くるに堪ふれ」と斯の如く云へり。或比丘等は「世尊、婆羅門族より出でて出家せるもの……居士族より出でて出家せるもの……經師、持律者、說法者、初禪を得たるもの、二禪、三禪、四禪を得たるもの、預流家、一來家、不還家、阿羅漢、三明の人、六通の人こそ第一の坐牀、第一の水、第一の摶食を受くるに堪ふれ」と斯の如く云へり。

三　時に世尊は比丘衆に語げて宣はく、「比丘等、往昔雪山の中腹に大なる（二七）尼拘律樹ありて、鷓鴣、猿、象の三友は此の樹の傍に住せしが、彼等は互に敬ふことなく、信ずることなく、互に義務を行ふことなうして住せり。時に比丘等、此等の友は心に思へらく、『我等の中にて年齡の最も長せるものを知らば、我等は彼を恭敬尊重讃歎供養し、また彼の教誡に依住せん。』時に比丘等、鷓鴣と猿とは象に問うて云へり、『友、汝は幾何の昔をか記憶するぞ。』『友等よ、我未だ子たりし時、此の尼拘律樹を股の間に挾みて過ぎ去れり、頂の芽は我が腹に觸れり、我が記憶する昔は斯の如し。』比丘等よ、次に鷓鴣と象とは猿に問うて云へり、『友、汝は幾何の昔をか記憶するぞ。』『友等、我が子たりし時、地上に坐して此の尼拘律樹の頂の芽を食へり。我が記憶する昔は斯の如し。』次に比丘等、猿と象とは鷓鴣に問うて云へり、『友、汝は幾何の昔をか記憶するぞ。』『友等よ、もと彼の處に大なる榕樹あり、我は其より一粒の果を啄み此に於て養せり。此の尼拘律樹は之より生せるなり。されば友等よ、年齡に於て我は最も長せるな

【二七】Nigrodha 榕樹、英語にバンヤンツリーと云ふもの是なり。

り。』是に於て乎、比丘等、象と猿とは鷓鴣に語げて云へり、『友、汝は年齢に於て我等の長者なり。我等汝を恭敬尊重讃歎供養し、汝の教誡に依住せん。』それより比丘等、鷓鴣は猿と象とをして五戒を守らしめ、己また之を守れり。彼等は互に相敬ひ、相信じ、互に義務を行うて住し、身壊れ、命終りて後善趣、天界に生ぜり。これ比丘等、鷓鴣梵行と稱するものなり。

『法に熟達せる人にして年老者を崇敬する者は現世にては稱譽を〔得〕、後世には善趣〔に生れん。〕』

四　されば比丘等、畜生類すら互に相敬し、相信じ、互に義務を行うて住す。此に比丘等、汝等斯の如き善説の敎に於て出家したるもの互に相敬し相信じ、互に義務を行うて住せば、これ可ならん。比丘等よ、之は未だ信ぜざるものの……」説法をなし比丘等に語げて宜はく、「比丘等、年次によりて禮拜、迎禮、合掌、奉事、第一の坐牀、第一の水、第一の搏食を受くることを許す。比丘等、大衆所屬のものは年次によりて之を保留すべからず。保留するものは惡作の罪あり。

五　比丘等、此等十種のものは禮拜すべからず、(一)先に受戒せるものは後に受戒せるものを拜すべからず、(二)全く受戒せざるものを拜すべからず、(三)年長者と雖も同一所に安居せず、非法を談ずるものを禮拜すべからず、(四)婦人を……(五)黄門……(六)別住者……(七)根本復歸のもの……(八)摩那埵に行はるべきもの……(九)摩那埵を受くるもの……(十)出罪に行はるべきものを禮拜すべからず。比丘等、此等十種の人を禮拜すべからず。比丘等、此等三種のものは之を禮拜すべきなり、(一)後に受

戒せるものは先に受戒せしものを禮拜すべきなり、(二)同一所に安居せざるも年長者にして正法を語るものは禮拜すべきなり、(三)比丘等、天、魔、梵を併せたる世界に於て、沙門婆羅門天人を併せたる集會に於ては如來、應供者、正徧智者を禮拜すべきなり。

七　その時人人大衆を指示して〔三八〕廷堂を設け、臥榻を設け、空地を設けたり。六羣比丘の弟子等は、世尊は大衆所屬のものは年次によりて取ることを許し、指定したるものを取るを許したまはずと云うて、佛を初め大衆に先んじて行き、廷堂、臥榻又は空地を占領し、之は我等の和尚のものたるべし、之は我等の阿闍梨のものたるべし、之は我等自身のものたるべしと云へり。時に具壽舍利弗佛を初め大衆に後れて到り、廷堂臥榻空地の既に占領せられたるより場所を得ずして一樹の下に坐せり。時に世尊其の夜過ぎて早朝起き出で咳拂ひしたまひ、具壽舍利弗も亦咳拂ひせり。「誰か其の處にありや。」「世尊、我舍利弗なり。」「舍利弗、汝何故に此の處に坐せるや。」それより具壽舍利弗は世尊に此の事を白せり、世尊は此の因緣により、此の機に際して比丘衆を集め、彼等に問うて宣へり……非難して說法をなし比丘等に語げて宣はく、「比丘等、指定したるものと雖も年次によりて保留すべからず。之を保留するものは惡作の罪あり。」

〔三八〕四の一〇の註を見よ。

八　その時人人食堂中又は屋內に於て、種種の廣牀大牀を設けしめたり、卽ち定量より大なる坐牀、脚に猛獸の形を刻みたる椅子、四指以上の毛ある黑山羊の皮の敷物、樣樣に縫ひたる羅沙の敷物、羅沙製白色の敷物、密なる花模樣ある羅沙製の敷物、綿を充たしたるもの、虎獅子の形を樣樣に現はしたるもの、上下の緣に總あるもの、一方の緣に總あるもの、寶玉を縫ひ附け絹を以て製したるもの、絹製の敷物、十六人の舞妓の立ち舞ふに足る羅沙の敷物、象上の敷物、馬上の敷物、車上の敷物、羚羊の毛を以て製したる敷物、白地の切の上に羚羊の皮を附けて作りたる敷物、上覆あるもの、雙方に赤き布團を附けたるもの等。比丘等疑うて之に坐せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、定量より大なる座牀、脚に猛獸の像を刻みて造りたる椅子及び綿を充たしたる敷物と此等三を除き、在家人の調へしものならば之に坐することを許す、されど臥することを許さず。」その時人人食堂內又は屋內に於て綿を充たしたる椅子又は寢臺を用意せり。比丘等疑うて之に坐せざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、在家人の調へしものならば之に坐することを許す、されど之に臥することを許さず。」

九—一　それより世尊は次第に遊行して舍衛城に達したまひ、此に舍衛城の祇陀林中、給孤獨居士の園に住したまへり。給孤獨居士は世尊の居させたまふ所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、世尊の明日大衆と共に我が供養を受くることを諾したまはんことを。」世尊は

默して之を諾したまへり。居士は世尊の諾したまへることを知るや、座を起ち、世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。居士は其の夜過ぎて後、美味なる硬軟の食物を調へ、世尊に時を報じたてまつれり、「尊師、時〔到れり〕、食〔調ひ〕終れり。」それより世尊は朝時に内衣を著け、鉢衣を携へて給孤獨居士の住所に到り、比丘衆と共に設けたる座に著かせたまへり。居士は手づから佛を初めとして大衆に美味なる硬軟の食物を以て、彼等の飽いて謝するに至るまで供養し、世尊の食終りて鉢より手を放きたまへるを見、一方に坐したり。一方に坐するや居士は世尊に白して云へり、「尊師、我祇陀林を如何にすべきや。」「さらば居士よ、汝祇陀林を已來當來の四方の大衆に奉獻せよ。」、「唯唯世尊」と居士は世尊に應諾したてまつりて、祇陀林を已來當來の四方の大衆に奉獻せり。

二　時は世尊は下の偈を唱へて給孤獨居士を隨喜したまへり、

『人は寒暑を避け、それより又猛獸をも〔避く〕、蛇、蚊、冷たき雨をも亦、
それより烈しき風熱の來るをも亦避けらる。
入定禪觀のため、保護と安寧とを〔與へんが爲に〕、僧伽に精舍を施すは最第一なりと佛は賞歎したまへり。
されば己の利益を見る賢智の人は樂しき精舍を構へ、其の處に多聞の人を住せしむべきなり。
信心を以て飲料と食物と衣服坐臥の具とを彼等直心の人に施すべきなり。

彼等此の人のためにあらゆる苦痛を除くべき法を說き、彼は此の處に此の法を知り、無漏にして般涅槃に入らん。』

世尊は此等の偈を以て給孤獨居士を隨喜し、座を起ちて去りたまへり。

一〇一　時に裸形外道の弟子たる某大臣は大衆のために供食を設けたり。具壽ウパナンダ釋子は後れて而も食未だ終らざる時來り、次なる比丘をして座を起たしめ、「ために」食堂中に大なる騷を生ぜり。彼の大臣は憤り怒り且つ呟きて云へり。「何故に沙門釋子は後れて而も食未だ終らざる時來り、比丘をして座を起たしむるぞ、「ために」食堂中に大なる騷を生ぜり。他處に坐すとも飽くまで食ふことを得るにあらずや。」比丘等は此の大臣の呟けるを聞けり、彼の中にて少欲なるものは憤り怒り呟きて云へり、「何故に具壽ウパナンダ釋子は後れて而も食未だ終らざる時來り、次なる比丘をして座を起たしむるぞ、「ために」食堂中に大なる騷を生ぜり。」それより此等の比丘は世尊に此の事を報せり。「ウパナンダ、汝……は生ぜりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故に愚人汝は……之は未だ信ぜざるものの……」非難して說法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、食未だ終らざる時は比丘をして座を起たしむべからず、起たしむるものは惡作の罪あり。若し或比丘をして座を起たしむるに彼若し別住中のものならば往いて水を持ち來れと云ふべし。斯くて無事なる

とを得ば其にて可なり、若し無事なることを得ずば、能く哺を嚙みて年長者に座を讓るべきなり。比丘等、如何なる事情あらんとも年長比丘の座を取るべからずと我は云ふ。座を取るものは惡作の罪あり。」

二　その時六羣の比丘等は病比丘をして座を起たしめんとせり。病比丘等は云へり、「友等、我等は病に罹れり、起つこと能はず。」「我等汝等を起たしむべし」と云ひ捉へて起たしめ、立ち上りたるを放てり。病比丘等は放たれて倒れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病比丘を起たしむべからず、起たしむるものは惡作の罪あり。」その時六羣の比丘等は我等は病比丘なれば起たしむべからずと云ひ、勝れたる臥榻を占取せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、病者には適當なる臥榻を與ふることを許す。」その時六羣の比丘等は少しの病にても坐臥處を保留せり。世尊に……「比丘等、少しの病には坐臥處を保留すべからず、之を保留するものは惡作の罪あり。」

二—一　その時十七羣の比丘等は邊地に立てる某精舍を修理し、我等此の處に於て雨安居に入らんと云へり。六羣の比丘は十七羣の比丘の精舍を修理せるを見て云へり、「友等、此等十七羣の比丘は精舍を修理せり、我等彼等をして此の處を去らしめん。」或者は、「友等よ、彼等の修理し終るまで待て、修理したる時彼等を去らしめん」と斯の如く云へり。それより六羣の比丘は十七羣の比丘に語げて云へ

り、「友等立ち去れ、我等精舍を得たり。」「友等は他の精舍を修理したらん。」「友等、精舍は大衆所屬にあらずや。」「然り友等、精舍は大衆所屬なり。」「友等、立ち去れ、我等精舍を得たり。」「友等、精舍は大なり、汝等も住せよ、我等も住せん。」「友等、立ち退け、我等精舍を得たり」と云うて怒り、不滿の色をなし、彼等の襟首を取へて引き摺り行けり。彼等は引き摺られて泣けり。他の比丘等は問うて云へり、「友等、何故に汝等は泣けるぞ。」「友等、此の六羣の比丘等は怒り不滿の色をなし我等を精舍より引き摺り出せり。」比丘の中にて少欲なるものは憤り怒り呟きて、「何故に六羣の比丘は‥‥それより彼等は世尊に‥‥「比丘等、六羣の比丘は‥‥眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して説法をなし、比丘等に語げて宣はく、「比丘等、怒り不滿なる比丘は大衆所屬の精舍より比丘を引き摺り出すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、坐臥處を指定することを許す。」

二　時に比丘等「心に疑うて」思へらく、「何人か坐臥處を指定すべきぞ」と。世尊に‥‥「比丘等、五事を具ふる比丘を選びて坐臥處の指定者となすことを得、貪欲、瞋恚、愚癡、怖畏に服することなく、受取れると受取らざるとを知ると是なり。比丘等、之を選ぶには當に斯の如くすべきなり、先づ「某」比丘に之を請ふべきなり　三九‥‥‥‥

三　時に坐臥處指定者となれる比丘等心に思へらく、「如何にして坐臥處を指定すべきぞ。」世尊に‥

【三九】五の三參照。

……「比丘等、先づ比丘を算へ、比丘を算へて後坐臥處を算へ、坐臥處を算へて後其の次第によりて配つことを許す。坐臥處の次第によりて配分せるに坐臥處剩れり。「比丘等、房室の次第によりて配つことを許す。」室の次第によりて配分せしに室剩れり。「比丘等、屋舍の次第によりて配分することを許す。」屋舍の次第によりて配分せしに屋舍剩れり。「比丘等、更にまた配ち與ふることを許す。」剩れるを配ちたるに他の比丘來れり。「與ふるを欲せざるものは與ふるの要なし。」その時比丘等界區外にあるものをして坐臥處を指定せしめたり。世尊に……「比丘等、界區外にあるものに坐臥處を指定せしむべからず、指定せしむるものは惡作の罪あり。」その時比丘等は坐臥處を受取りて常時之を保留せり。世尊に……「比丘等、坐臥處を受取りて常時之を保留すべからず、保留するものは惡作の罪あり。比丘等、雨時三箇月の間之を保留することを許す、他は然らず。」

四　時に比丘等思へらく、「坐臥處の配分は幾何なるべきや。」世尊に……「比丘等、坐臥處の配分は初終中の三種なるべきなり。〔三〇〕阿沙陀月滿月の翌日に於て初の坐臥處配分をなすべく、阿沙陀月より一箇月を過ぎて後終の坐臥處配分をなすべく、自恣の翌日より次の入安居の日に至る間に中の配分をなすべきなり。坐臥處の配分に此等の三種あり。」

第二誦出　終

〔三〇〕陽曆六月七月の間に來る印度曆の月名。

一二　その時具壽ウパナンダ釋子は舍衞城に於て坐臥處を受取り、某村落の住院に行き、其の處に於ても亦坐臥處を受取れり。其等の比丘互に言へらく、「友等よ、此の具壽ウパナンダ釋子は爭鬪、紛諍、喧噪をなし、多辯にして大衆中に訴事を起すものなり。彼若し此の處に於て雨安居をなさば我等は總て安樂ならざるべし。我等彼に問はん。」それより彼等比丘は具壽ウパナンダ釋子に問へり、「友ウパナンダ、汝は舍衞城に於て坐臥處を受取りたるにあらずや。」「然り友等。」「然らば友ウパナンダ、汝は一人にして二處を保留するや。」「さらば友等、今余は此の處を棄て彼の處を保留せん。」比丘の中にて少欲なるもの等は……世尊に……是に於て乎、世尊は此の因緣により此の機會に際して比丘衆を集め具壽ウパナンダ釋子に問ひて宣へり、「ウパナンダ、汝は一人にして二箇處を保留せりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故に愚人、汝は一人にして二箇處を保留するぞ。愚人、汝は彼處に於て得ば此處に失ひ、此處に於て得ば彼處に失ふ。斯の如くして汝は兩處に失へり。愚人、之は未だ信せざるものの……非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、一人にして兩處を保留すべからず、保留するものは惡作の罪あり。」

一三―一　その時世尊は種種の方法によりて比丘等のために律の談話をなしたまひ、律を讚歎し、

律を習ふことを讃歎し、再三說いて具壽優波利を讃歎したまへり。比丘等、世尊は種種の方法により
て……具壽優波利を讃歎したまふ。友等よ、我等具壽優波利に就いて律を習はんと云ひ、此に多くの比
丘等は長者幼者中年者ともに具壽優波利に就いて律を習へり。具壽優波利は長老比丘に對する敬意よ
りして立ちながら敎示し、長老比丘等は法に對する敬意よりして立ちながら敎示を受け、長老比丘等も
具壽優波利もともに疲れたり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、年少の比丘の敎示する時は同一座
又は法に對する敬意よりして高き座に坐し、長老比丘の敎示を受くる時は同一座又は法を重んずる意
により低き座に坐することを許す。」

二　その時衆多の比丘は具壽優波利の所に於て立ちながら「律の」讀誦を待つ間に疲勞を感じたり。
世尊に……「比丘等、座を同じうするとを許されたるものは共に坐することを許す。」時に比丘等疑ひ
思へらく、「幾何か座を同じうするとを得るものぞ。」世尊に……「比丘等、法臘三歳以內のものは共に
坐することを許す。」その時衆多の同一座の輩共に臥榻に坐せしに臥榻破れ、坐牀に坐せしに坐牀破れ
たり。世尊に……「比丘等、三人一組となりて臥榻に坐し、三人一組となりて坐牀に坐することを許
す。三人一組となりて臥榻に坐せしに臥榻破れ、坐牀に坐せしに坐牀破れたり。「比丘等、二人一組
となりて臥榻に坐し、二人一組となりて坐牀に坐することを許す。」その時比丘等疑を懷いて同一座に
坐するを得ざるものと共に長牀に坐せざりき。世尊に……「比丘等、黄門、婦人、兩性者を除き、同

一座に坐するを得ざるものと共に長牀に坐することを許す。」時に比丘等思へらく、「長牀の最少限量は果して幾何なりや。」「比丘等、三人のもの坐することを得るを長牀とすることを許す。」

一四　その時彌伽羅の母なる毗舍佉は大衆のために緣附の樓臺「の大斗に」象形を置けるものを設けんと欲せり。時に比丘等心に思へらく、「世尊は如何なる宮殿をか受用することを許し、如何なるをか受用することを許したまはざる。」世尊に……「比丘等、總ての宮殿を受用することを許す。」その時拘薩羅の波斯匿王の祖母死したり。彼の女の死するや、受用を許されざるもの多く僧伽の有に歸したり、卽ち定量より大なる座牀〔三〕……等これなり。世尊に……「比丘等、座牀の脚を取り去りて、之を受用し、椅子の「中に詰めたる」毛を去りて之を受用し、綿の敷物を刷きて枕を作り、他は總て地上の敷物となすことを許す。」

〔三〕八參照。

一五―一　その時舍衞城の附近なる或村里の住院內に於て、住院僧等は往來の比丘の爲に坐臥處を設くるに苦しめり。時に此等の比丘は互にいへらく、「友等よ、今我等は來往の比丘のために坐臥處を設くるに苦しむ。友等、我等總て大衆所屬の坐臥處を一人に與へ、彼の所有するところを受用せん。」彼等は總て大衆所屬の坐臥處を一人のものに與へぬ。外來の比丘は此等の比丘に語げて云へり、「友等、

我等のために坐臥處を設けよ。」「友等、大衆所有の坐臥處なし、總て一人のものに與へ終れり。」「友等、汝等は大衆所屬の坐臥處を捨てたりと云ふや。」「然り友等。」比丘の中にて少欲なるもの・・・世尊に・・・「比丘等、比丘等は大衆所屬の坐臥處を捨てたりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり、「何故に此等の愚人は・・・之は未だ信ぜざるものの・・・・非難して説法をなし比丘等に語げて宣へり。

二 「比丘等、此等五種の不可捨離物は大衆も、一部の衆も、個人も共に之を捨離すべからず、假令捨離すともこれ捨離せるにあらず、人若し之を捨離せば、これ偸蘭遮罪なり。何をか五種となす、(一)園林、園林地、(二)精舍と精舍地、(三)臥榻座、牀枕褥及び枕、(四)黄銅製の甌、壺、甕、瓮、瓶、斧、斤、鋤、鍬、(五)蔓、竹、文邪草、バッバチャ草、草、土、木製の器具、土製の器具、此等五種の不可捨離物は大衆も、一部の衆も、個人も共に之を捨離すべからず。假令捨離すとも、これ捨離せるにあらず、人若し之を捨離せば、これ偸羅遮罪なり。」

一六―一 時に世尊舍衞城に住すると隨意の間にして後、〔三〕キターギリの方に遊行したまへり、大比丘衆、舍利弗目犍連等五百人の比丘と共に。アッサジ、プナッバスカの與黨たる比丘等は世尊の

【三】 Kitāgiri.

大比丘衆、舍利弗目犍連等五百の比丘と共にキターギリに著したまへりと云ふを聞けり。「いざ友等よ、我等總て大衆所屬の坐臥處を配分せん、舍利弗目犍連は邪欲あり、邪欲のために制せらる。我等は彼等のために坐臥處を設けざるべし」と云うて、總て大衆所屬の坐臥處を配分しぬ。時に世尊は次第に遊行しつつキターギリに著したまへり。此に世尊は衆多の比丘を呼びて宣へり、「比丘等、汝等行きてアッサジ、プナッバスカの與黨たる比丘等の所に到り、友等よ世尊は……著したまへり。世尊のために坐臥處を設け、比丘衆、舍利弗目犍連のためにも「之を設けよ」と云へ。」「唯唯世尊」と此等の比丘は世尊に應諾したてまつり、アッサジ、プナッバスカの與黨たる比丘等の所に趣き、友等世尊は……設けよと云へり。「彼等は答へて」「友等よ、大衆所屬の坐臥處なし、我等總て之を配分せり。「友等よ、善來世尊、世尊は自ら欲する所の房舍に住したまはん。舍利弗目犍連は邪欲あり、邪欲のために制せらる。我等は彼等のために坐臥處を設けざるべし。」

二　「友等、汝等は大衆所屬の坐臥處を配分せりと云ふや。」「然り友等。」比丘の中にて少欲なるもの等は……それより此等の比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、之は眞なりや。」「眞なり世尊。」「何故に此等の愚人は大衆所屬の坐臥處を配分するぞや。比丘等、之は未だ信せざるものの……非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、此等五種の不可配分物は、大衆も一部の衆も個人も共に之を配分すべからざるなり。假令配分すともこれ配分せられざるなり。人若し之を配分せば偸羅遮の

罪あり。何をか五種となす(三)………。」

一七―一　その時世尊はキターギリに隨意の間住したまひて後アーラヰーの方に遊行したまひ、次第に遊行してアーラヰーに著したまへり。此に世尊はアーラヰーのアッガーラヷ制多中に住したまへり。時にアーラヷカの比丘等は斯の如き工事を人人に托せり、曰く土塊を他へ持ち去るにも、壁を塗るにも、戸を設くるにも、門を造るにも、窓を設くるにも、白塗をなすにも、黒塗をなすにも、赤粉塗をなすにも、屋根を葺くにも、所所接ぎ合すにも、戸に横木を渡すにも、破れ壞れたるを繕ふにも、地床を塗り換ふるにも工事を人人に托せり。工事を托するに二十年なるもあり、三十年なるもあり、一生涯なるもあり、或は「人の死して其の遺骸を荼毘に附し」灰の盡くるに及びて竣るべき精舍の工事を人人に托することもありき。比丘の中にて少欲なるもの等は……世尊に……「比丘等、之は眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「土塊を持ち去るに工事を人人に托すべからず……精舍の工事を人人に托すべからず、托するものは惡作の罪あり。比丘等、未だ造られざる、或は造り終らざる精舍の工事を托することを許す。小なる精舍は其の業を觀て五年又は六年の工事を托し、兩房一戸は其の業を觀て七年又は八年の工事を托し、大なる精舍及び樓臺は其の業を觀て十年又は十二年の工事を托することを許

【三】一五の二參照

す。」

二　その時比丘等總て精舍の工事を托せり。世尊に……「比丘等、總て精舍の工事を托すべからず、托するものは惡作の罪あり。」その時比丘等一人のものに二箇の精舍の工事を托せり。世尊に……惡作の罪あり。」その時比丘等工事を托せられ「他の比丘」をして其の處に住して「工事を督せしめたり」。世尊に……惡作の罪あり。」その時比丘等工事を托せられ、大衆所屬のものを保留したり。世尊に……惡作の罪あり。比丘等唯一箇の善き坐臥處を取ることを許す。」その時比丘等は界區外に住せる比丘に工事を托せり。世尊に……惡作の罪あり。」その時比丘等工事を托せられて常時保留をなせり。世尊に……惡作の罪あり。比丘等よ、雨時三箇月の間保留することを許す、他時は然らず。」

三　その時比丘等は工事を托せられて或は精舍を去り、或は還俗し、或は死し、或は沙彌たることを自白し、戒を捨てたること、極重の罪を犯せること、狂者たること、亂心者たること、肉身の痛苦に惱めること、罪を認めざるによりて擧罪に行はれたること、罪を謝せざるによりて擧罪に行はれたること、邪惡の見を捨てざるによりて擧罪に行はれたること、黃門たること、竊に大衆に交れるもの、外道に歸せるもの、畜生たること、殺母者、殺父者、殺阿羅漢者、犯比丘尼者、破和合僧者、出「佛身」血者、具兩性者たることを自白したり。世尊に……「比丘等、此に比丘あり、工事を托せられて後精舍を去るとせよ、大衆に不利あるべからずとて他「の比丘」に之を托すべきなり。此に比丘あ

り、工事を托せられて後還俗し、死し……具兩性者たることを自白すとせよ。大衆に不利あるべからずとて他[の比丘]に之を托すべきなり。此に比丘あり、工事を托せられ、工事未だ竣らざるに精舍を去るとせよ……具兩性者たることを自白すとせよ。大衆に不利あるべからずとて他[の比丘]に之を托すべきなり。此に比丘あり、工事を托せられ、工事既に竣りて後精舍を去るとせよ、これ其[の比丘]の功なり。此に比丘あり、工事を托せられ、工事既に竣りて後還俗すとせよ、……極重の罪を犯せることを自由すとせよ、大衆は其の主となる。此に比丘あり工事を托せられ、工事既に竣りて狂者たることを自白すとせよ、……邪惡の見を捨てざるにより擧罪に行はれたることを自白すとせよ、これ其[の比丘]の功なり。此に比丘あり工事を托せられ工事既に竣りて黄門たること……具兩性者たることを自白すとせよ、大衆は其の主となる。」

一八　その時比丘等は某信士の精舍內にて用ふる坐臥處を他處に運びて受用したり。彼の信士は憤り怒り呟きて云へり、「何故に諸尊は他人の受用物を他處にて受用するや。」世尊に……「比丘等、他人の受用物を他處にて受用すべからず。受用するものは惡作の罪あり。」その時比丘等は疑を懷きて布薩堂又は集會室を他處に移すことをなさず、地上に坐せしかば肢體も法衣も泥土に穢れたり。世尊に……「比丘等、一時之を移すことを許す。」その時大衆所屬の精舍壞れたりしが、比丘等は疑を懷きて坐臥

處を他に移さゞりき。世尊に……「比丘等、保護のために他處に移すことを許す。」

一九　その時大衆の坐臥處に要する高價の毛布を施せしものあり。世尊に……「比丘等、增加のために他と交換することを許す。」その時大衆の坐臥處に要する高價の衣を施せしものあり、世尊に……「增加のために他と交換することを許す。」その時大衆に熊皮、〔三四〕チャッカリ、チョーラカを施せしものあり、世尊に……「ともに足拭となすことを得。」

二〇―一　その時比丘等は洗はざる足にて坐臥處を蹈みしかば、坐臥處はために汚れたり。世尊に……「比丘等、足を洗はずして坐臥處を蹈むべからず、之を蹈めば惡作の罪あり。」その時比丘等は濕れたる足を以て坐臥處を蹈みしかば坐臥處はために汚れたり。世尊に……惡作の罪あり。」その時比丘等履を穿きたるまま坐臥處を蹈みしかば、坐臥處はために汚れたり。世尊に……惡作の罪あり。」

二　その時比丘等新に繕ひたる地へ唾したるため、色汚れたり。世尊に……唾するものは惡作の罪あり。比丘等、唾壺を用ふることを許す。」その時坐椅又は臥榻の足は新に繕ひたる地に搔き跡を附したり。世尊に……「比丘等、布を以て之を卷くことを許す。」その時比丘等新に繕ひたる壁に凭れたる

〔三四〕 Cakkali, Colaka 共に布片の一種なり。

ため、色汚れたり、世尊に……「比丘等、新に繕ひたる壁に凭るべからず、凭るるものは惡作の罪あり。比丘等、凭板を用ふることを許す。」凭板の下部は地を掻き上部は壁を損せり。「比丘等、上と下とを布を以て巻くことを許す。」その時足を洗ひたるもの疑を懐きて臥することをなさざりき。世尊に此の事を白せり。「比丘等、上に物を布きて臥することを許す。」

二一一　その時世尊は隨意の間アーラヰーに住したまひて後、王舍城の方へ遊行したまへり。次第に遊行しつつ王舍城に達したまへり。此に世尊は王舍城中竹林栗鼠飼養所に住したまへり。その時王舍城に飢饉あり、人人大衆食を設くること能はず、指定食、招待食、籌食、半月食、布薩日食、初日食を設けんと欲せり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、大衆食、指定食、招待食、籌食、半月食、布薩日食、初日食を受くることを許す。」その時六羣の比丘は自ら美味なる食を取り、不味なる食を他の比丘に施せり。世尊に……「比丘等、五事を具有するものを選びて食物配與者となすことを許す。貪欲、瞋恚、愚癡、怖畏のために制せられず、配分せるとせざるとを知れる是なり。之を選ぶには當に斯の如くすべきなり、先づ之を某比丘に請ふべく……我之を斯の如しと了解す。」食物配與者たる比丘等思へらく、「食物を配與するには如何にすべきぞ。」世尊に……「比丘等、籌又は片を以て印を附し、盛りて之を配與することを許す。」

二　その時大衆に坐臥配置者あらざりき。世尊に……「五事を具有するものを坐臥配置者となすことを得、貪瞋癡怖のために制せられず、配置せるとせざるとを知れるとこれなり。比丘等、之を選ぶには當に斯の如くすべきなり……我之を斯の如しと了解す。」その時大衆に典藏者あらざりき。世尊に……「五事を具有するものを選びて典藏者となすことを得、貪瞋癡怖に制せられず、守れると守らざるとを知るとこれなり。比丘等、是を選ぶには當に斯の如くすべきなり……我之を斯の如しと了解す。」その時大衆に衣服受納者あらざりき。世尊に……「五事を具ふるものを選びて衣物受納者となすことを得、貪瞋癡怖に制せられず、受納せるとせざるとを知るとこれなり。之を選ぶには當に斯の如くすべきなり……我之を斯の如しと了解す。」その時大衆に衣服配與者あらざりき……配粥者あらざりき……配果者あらざりき……硬食配與者あらざりき、世尊に此の事を白せり。「比丘等、五事を具ふるものを選びて硬食配與者となすことを得、貪瞋癡怖に制せられず、配與せると配與せざるとを知るとこれなり。之を選ぶには當に斯の如くすべきなり……我之を斯の如しと了解す。」

三　その時大衆の藏中に少價の資具夥しく收められたり。世尊に……「比丘等、五事を具ふるものを選びて少價物處分者となすことを得、貪瞋癡怖に制せられず、處分せると處分せざるとを知れると是なり。之を選ぶには當に斯の如くすべきなり……我之な斯の如しと了解す。」少價物の處分者は一人毎に針、鋏、履、帶、肩帶、漉水布、水甕、(三五)條葉、小條葉、大輪片、小

【三五】以下大品第八篇の一二の二參照。

輪片、竪縷、横縷を給與すべきなり。若し大衆に酪、油、蜜、糖あらば一度之を給すべく、再び要せば再び給し、更に要せば更に給すべきなり。その時大衆に水浴衣受納者あらざりき、……鉢受納者あらざりき……園丁監督者あらざりき……沙彌監督者あらざりき。沙彌等は監督者なきため、業をなすことを怠れり。世尊に此の事を白せり。「比丘等、五事を具ふるものを選びて沙彌監督者となすことを得、貪瞋癡怖に制せられず、監督せると監督せざるとを知ると是なり。比丘等、之を選ぶには斯の如くすべきなり……我之を斯の如しと了解す。」

破和合篇第七

一　その時佛世尊は阿㝹比耶に住したまへり、阿㝹比耶と稱する末羅族の村に。其の時釋氏王子にして其の名世に知れわたれるもの等世尊の出家したまへるに隨ひて出家したり、釋氏摩訶那摩と釋氏阿那律とは兄弟なり。阿那律は柔弱の質にて三箇の宮殿を有せり、寒時殿、熱時殿、雨時殿これなり。彼雨時殿の中に男子を交へざる樂手に侍かれ「て住すると」四箇月にして曾て殿を下るとあらざりき。摩訶那摩釋氏は心に思へらく、「今や釋氏王子にして其の名世に知れわたれるもの等は釋氏の家を出で世尊に隨ひて出家す。我等の家よりは一人として出家するものなし。我又は阿那律は出家するこそ可なれ。」それより彼摩訶那摩釋氏は阿那律釋氏の所に趣き、彼に告げて云へり、「今阿那律よ、釋氏王子にして……出家するものなし。されば汝出家せよ、然らざれば我出家せん。」「我は柔弱の質なり。我は出家すること能はず。汝出家せよ。」

二　「さらば汝阿那律よ、我汝がために在家生活の道を說かん。先づ田を耕さしむべく、耕さしめて種を播かしむべく、種を播かしめて水を漑がしむべく、水を捨てしめ、草を除かしめ、稻を刈らしめ、「刈りたるを」収めしめ、積みて堆となさしめ、打たしめ、藁を去らしめ、糠を去らしめ、簸しめ

穀倉に藏めしむべく、穀倉に藏めしめて來る年にも亦斯の如くなすべく、來る年にも亦斯の如くなすべきなり。」「業務は何時か盡き何時か終に達すべき。我等何時か安易にして五種の欲に耽り荒みて住することを得べき。」「阿那律よ、業務は盡きず、業務は終に達せず、父も祖父も業務未だ終らざるに世を去れり。」「さらば汝こそ在家生活の道を辿るべきなれ、我は在家を去りて出家得度せん。」それより阿那律釋氏は其の母の所に到り、彼の女に語りて云へり、「母よ、余は在家を去りて出家得度せんと欲す、余が在家を去りて出家得度することを許されよ。」斯く云ふや阿那律の母は彼に告げて云へり、「汝阿那律よ、汝等兩兒は我が好愛する所、何の讐視すべき所をも見ず、死すとも汝を離るるは我が欲せざる所、況や汝等生存せるに在家を去りて出家得度することを許さんや。」二たび阿那律釋氏は其の母に語りて云へり、「母よ、余は在家を去りて……出家得度することを許さんや。」三たび阿那律釋氏は其の母に語りて云へり、「母よ、余は在家を去りて……出家得度することを許さんや」

三　その時釋氏王跋提耶釋族を治せり。彼は阿那律釋氏の友なりき。時に阿那律釋氏の母心に思へらく彼の釋氏王跋提耶は釋族を治す、彼は阿那律の友なり、彼は在家を捨てて出家得度せんとは努めじ」と。彼の女は阿那律に告げて云へり、「汝阿那律、釋氏王跋提耶在家を捨てて出家得度せば、汝も亦た得度せよ。」それより阿那律は、跋提耶の所に趣き、彼に告げて云へり、「友よ、我が出家は一に汝に係る。」「友よ、若し汝の出家係りて我れにありとせば、之は恐あるべからず。我は汝と

(二)……汝は汝の欲する所に隨ひて出家せよ。」「友よ、二人ともに在家を捨てて出家得度せん。」「友よ、我は出家得度する能はず。我他に汝のためになし得ることあらば我之をなさん。汝は出家せよ。」「友よ、我が母は、汝阿那律、釋氏王跋提耶在家を去りて出家得度せば、汝も亦得度せよと斯の如く云ふ、而して友よ、汝は、若し我が出家係りて汝にありとせば、之は然あるべからず。我は汝と……汝は汝の欲する所に隨ひて出家せよと斯の如く云ふ。友よ、我等二人ともに在家を捨てて出家得度せん。」當時人人は眞を語り眞を約するものなりき。それより跋提耶釋氏王は阿那律釋氏に語げて云へり、「友よ、七箇年間待て。七箇年の後二人はともに在家を捨てて出家得度せん。」「友よ、七箇年は長きに過ぐ、我は七箇年間待つこと能はず。」「友よ、六箇年間、五箇年間……一箇年間、七箇月間、六箇月間、五箇月間、……半箇月間、七日間、余が兒等と兄弟とに王事を托し終るまで待て。」「友よ、七日は長きに過ぎず。我待たん。」

四　それより釋氏王跋提耶、阿那律、阿難陀、婆籔、金毗羅、提婆達多は理髪師優波利を第七人者として、曩に四種の兵を具へて園池に趣きたる時と同じく、四種の兵を具して出で行けり。彼等は遠く行きて後軍を返し、他の境土に入りて裝飾の具を去り、之を鬱多羅僧衣に包み、理髪師優波利に語げて云へり、「さらば汝優波利、還り去り、汝は之にて生活するに足らん。」理髪師優波利は還り去りつつ心に思へらく、「彼の釋氏等は凶暴なり。彼の王子等は我がために放たれたりと「思うて」、或は我を

【一】我は汝とともに出來せんと云はんとして止みたるなり。

殺さしむることあらん。此等の釋氏王子は在家を去りて出家得度す。況や我をや。」彼は裝飾の具を解き、之を樹に懸け、之を見るものに之を與ふ、取り去れと云うて彼の釋氏王子等の所に趣けり。釋氏王子等は理髮師優波利の遠くより來るを見、見るや彼に語げて云へり、「何故に優波利汝は歸り來れるぞ。」「尊子等、余が還り去りつつあるや心に、彼の釋氏等は凶暴なり‥‥況んや我をやと、斯の如き念起れり。尊子等、余は裝飾の具を解き‥‥それより余は還り來れり。」「優波利よ、汝の還り來れるや可。釋氏等は兇暴なり‥‥或は汝を殺さしむることあらん。」彼の釋氏王子等は理髮師優波利を作ひ世尊の居たまへる所に趣き世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、我等釋氏は憍慢の質なり。尊師、此の理髮師優波利は久しく我等に事へしものなり。世尊先づ彼を得度せしめたまへ。我等彼を禮拜、迎禮、合掌禮、適宜の禮を行ひ、斯の如くして釋氏族の釋氏たる慢心を伏せん。」是に於て乎、世尊は理髮師優波利を先づ得度せしめ、後彼の釋子等を「得度せしめたまへり」。それより具壽跋提耶は其の安居の間に於て三明に達し、具壽阿那律は天眼を得、具壽阿難陀は預流果に達し、提婆達多は凡夫位の神通を成就したり。

五　その時具壽跋提耶は林中に入りても樹下にありても空屋に居ても常に喜語を發して、嗚呼樂しきかな、嗚呼樂しきかなと云へり。時に衆くの比丘等は世尊の居たまへる所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、具壽跋提耶は林中に入りても‥‥嗚呼樂しきかなと云ふ。

尊師、是れ具壽跋提耶は心ならずして梵行を修して曩時に於ける王者の安樂を思うて林中に入りても……嗚呼樂しきかなと云ふなり。」よりて世尊は一人の比丘を呼びて宣へり、「汝比丘、我が言によりて跋提耶比丘を呼び、友跋提耶よ、師汝を呼びたまふと云へ。」「唯唯尊師」と彼の比丘は世尊に應諾したてまつり、具壽跋提耶の所に趣き、彼に語げて云へり、「友跋提耶、師汝を呼びたまふ。」

六 「然り友よ」と具壽跋陀耶は彼の比丘に應諾して世尊の處に到り、世尊を禮拜して一方に坐しぬ。一方に坐するや、世尊は具壽跋提耶に語げて宣へり、「跋提耶。汝は林中に入りても樹下にありても空屋に居ても常に喜言を發して嗚呼樂しきかな、嗚呼樂しきかなと云ふと眞なりや。」「眞なり世尊。」「汝跋提耶、何の事由を見てか林中に入りても……喜言を發するや。」「尊師、我先に王者たるや室内に於ても室外に於ても嚴しき護衞を附せられ、城内に於ても城外に於ても嚴しき護衞を附せられ、國の中にありて嚴しき護衞を附せられたり。尊師、我は斯の如く守衞防護せられたるにも尙ほ恐れ戰き、案じ怯えて住したり。然るに今尊師、我は林中に入り……恐れ戰くことなく案じ怯ゆることなく、柔順に安易にして鹿「の如き」心を以て住す。尊師、我は此の事由を見、林中に入りても……嗚呼樂しきかなと斯の如く喜言を發するなり。」時に世尊此の意を知り、其の時、此の喜語を述べて宣へり、

『內心に忿怒なく「之に」よりて有非有を超越したる、此の怖畏を離れたる安樂、無憂「の人」は諸天も之を窺ふこと能はず。』

二一　それより世尊は隨意の間阿㝹比耶に留まらせたまひて後、憍賞彌の方へ遊行したまひ、次第に遊行しつつ憍賞彌に著したまへり。此に世尊は憍賞彌の瞿史羅園に住したまへり。時に提婆達多は獨坐思惟の序で斯の如き念を起せり、「我何人を籠絡せば之によりて多くの利益と尊敬とを得べきぞ。」提婆達多は更に思へり、「此の阿闍世王子は幼年にして將來好運あるべき人なり。我宜しく此の人を籠絡し、之によりて多くの利益と尊敬とを得べきなり。」是に於て彼は坐臥處を藏め鉢衣を携へて王舍城の方に趣けり、次第に行きて王舍城に達せり。それより提婆達多は己の姿を滅し小童の相を化作して腰に蛇を卷き阿闍世王子の膝下に現はれたり。是に於て王子は恐れ戰き案じ憂ひたり。提婆達多は彼に語げて云へり、「王子、汝は我を恐れたりや。」「然り恐れたり、汝は誰なりや。」「我は提婆達多なり。」「尊師、汝若し提婆達多ならば、願くは己の姿にて現はれよ。」それより提婆達多は小童の姿を滅し、僧伽梨衣を著け、」鉢衣を持ちて阿闍世王子の前に立てり。これより王子は此の神通示現によりて提婆達多を信仰し、五百の車乘を伴ひて朝夕伺候し、五百釜の煮たる食を齎して供せり。提婆達多は利益、尊敬、讃詞に魅せられ心捕はれて斯の如きの希望を抱けり、曰く「余は比丘衆を指導せん」と。此の心を起すと共に提婆達多は其の神通を失へり。

二二　その時カクダと名くる拘利耶族の子は具壽目犍連の侍者たりしが近頃死して一の意所造の身を

稟け、摩揭陀村の田二三面の大さに其の身を變じ、而も彼は之によりて自身又は他身を遮ることあらざりき。それより天子カクダは具壽目犍連の所に到り、目犍連を禮拜して一方に立ち、目犍連に白して云へり、「尊師、提婆達多は利益、尊敬、讃詞に魅せられ、心捕へられて、余は比丘衆を指導すべしと、斯の如きの欲意を起し、此の心起ると同時に彼の神通滅せり」と。カクダ天子は之を語り、之を語りて具壽目犍連を禮拜し、右遶の禮をなして其の所に滅せり。それより具壽目犍連は世尊の居たまへる方に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、カクダと名くる狗利耶族の子は我が侍者たりしが近頃死して……時に尊師、天子カクダは我が所に來り……尊師、提婆達多は…………右遶の禮をなして其の所に滅せり。」「目犍連よ、汝は己の心を以て天子カクダの心を忖度し、彼の語る所は總て是にして非にあらずと思へりや。」「尊師、我は己の心を以て……非にあらずと思へり。」「目犍連よ、此の語を祕せよ、此の語を祕せよ、彼の愚人は久しからずして自ら己を示現せん。

三　目犍連よ、世に五種の師ありて存す。何をか五となす。此に一人の師あり、持戒不淸淨にして而も己は持戒淸淨なり、我が戒は淸淨潔白にして汙垢なしと斯の如く公言す、之を其の弟子等は此の尊師は持戒不淸淨にして……公言す、我等の在家者に語るに「實を以て」するは、之彼の喜ばざる所ならん。如何で我等は彼の喜ばざる所を以て彼を遇ひ得べき、衣服飲食坐臥具病者の要品たる藥種等の資具を以て彼は人の奉事を受く、彼のなす所によりてぞ彼は世に知られんと。目犍連よ、斯る師

を其の弟子等は持戒の上に於て保護し、斯る師はまた其の弟子等のため持戒上の保護を受くることを期待す。

四　次にまた目犍連よ、此に一人の師あり、生活不清淨にして而も己は清淨なる生活者なり、我の生活は清淨潔白にして汙垢なしと斯の如く公言す。之を其の弟子等は、此の尊師は生活不清淨にして…公言す、我等の在家者に語るに…世に知られんと。目犍連よ、斯る師を其の弟子等は生活の上に於て…期待す。次にまた目犍連よ、此に一人の師あり、説法不清淨にして…期待す。次にまた目犍連よ、此に一人の師あり、説義不清淨にして…期待す。次にまた目犍連よ、此に一人の師あり、知見不清淨にして…期待す。目犍連よ、世に斯の如き五種の師ありて存す。目犍連よ、我は持戒清淨にして、己は持戒なり。我が戒は清淨潔白にして汙垢なしと斯の如く公言す。我が弟子等は我を持戒の上に於て保護せず、我は又我が弟子等のため持戒上の保護を受くるを期待せず。生活清淨にして…説法清淨にして…説義清淨にして…知見清淨にして…期待せず。」

五　それより世尊は隨意の間憍賞彌に住したまひ、王舍城の方へ遊行したまへり。次第に遊行して王舍城に著し、此に世尊は王舍城中、竹林園栗鼠飼養處に住したまへり。時に衆多の比丘等は世尊の居たまへる所に近づき世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、阿闍世王子は五百の車乘を伴うて朝夕提婆達多を伺候し、且つ五百釜の煮たる食を齎して彼に供す。」「比丘等、提婆達多

の利益、尊敬、讃詞を羨むことなかれ。比丘等、阿闍世王子が五百の車乗を伴うて朝夕彼を伺候し、五百釜の煮たる食を齎して彼に供する間は、提婆達多は善法に於て損滅をこそ期すべく、増長「を期す」べからず。恰も猛犬の鼻頭に膽臟を縛せば、此の犬は之によりて益猛惡ならん。之と同じく比丘等、阿闍世王子が……期すべからず。比丘等、提婆達多の利益、尊敬、讃詞を得るは自己を殺ふがため、滅すがためなり。恰も芭蕉は自己を殺ふがために實を結び、滅すがために實を結ぶが如く、之と同じく比丘等、提婆達多の利益は……滅すがためなり、恰も竹は自己を殺ふがために……滅すがためなり。恰も葦は自己を殺ふがために……滅すがためなり。恰も牝驢は自己を殺ふがために孕み、滅すがために孕むが如く、之と同じく比丘等、提婆達多の利益、尊敬、讃詞を得るは自己を殺ふがためなり滅すがためなり。」

『果實は芭蕉を害ひ、果實は竹と葦とを「害ふ」、恭敬は惡人を害ふこと、恰も胎の牝驢を「害ふ」が
如し。』

初誦　終

三―一　その時世尊は大なる集團に圍繞せられ法を説きつつ坐したまへり、席には國王をも列せり。時に提婆達多は座を起ちて鬱多羅僧衣を一肩にし、世尊の方に合掌を向け、世尊に白して云へり、「尊

師、今や世尊は年老い、年朽ち、年長け、高齡に達したまへり。尊師、今や世尊は努力を缺きたまふ現法樂住を專にして住し、比丘衆は之を我に托したまへ、我比丘衆を指導せん。」「止めよ、提婆達多、比丘衆を指導せんと、斯の如きことを望むなかれ。」二たび提婆達多は……三たび提婆達多は世尊に白して云へり、「尊師、今や世尊は……我比丘衆を指導せん。」「提婆達多、我は舍利弗目犍連にすら比丘衆を托せず、如何に況や汝六年「古りたる」唾壺の如きものに於てをや。」それより提婆達多は、世尊は國王列席の集會の中にて唾壺の語を以て我を誹り、舍利弗目犍連を讃めたまへりとて怒り不滿の色をなし、世尊を禮拜し右遶の禮をなして去れり。これ實に提婆達多の世尊に對する第一の惡意なりき。

二　時に世尊は比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、提婆達多は先には此と云ひ、今は彼と云ふ。提婆達多の身によりて又は語によりて作す所は、これ佛とも法とも僧とも見るべからず、これ提婆達多なりと見るべしと、斯の如く彼に對し王舍城内に於て公告の式事を行へ。比丘等、之をなすには當に斯の如くすべきなり。聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり、「諸尊師、我が云ふ所を聽け、若し時可ならば大衆提婆達多に對し王舍城内に於て公告の式事を行はん。提婆達多は先には……彼の身によりて……これ提婆達多なりと見るべしと、これ我が提議なり。諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、大衆王舍城内に於て提婆達多に對し公告の式事を行ふ、彼先には此と云ひ……これ提婆達多なりと見るべしと。諸具壽の提婆達多に對し王舍城内に於て、提婆達多は先には此と

云ひ……これ提婆達多なりと見るべしと。斯の如く公告の式事を行ふを是とするものは默せよ、是とせざるものは云へ。大衆は提婆達多に對し王舍城内に於て、提婆達多は…先には此と云ひ…これ提婆達多なりと見るべしと、斯の如く公告の式事を行ひ了る、大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す』と。」それより世尊は具壽舍利弗に語げて宣へり、「さらば舍利弗、汝王舍城に於て提婆達多を公告せよ。」「尊師、我先に王舍城内に於て提婆達多を讃稱して云へり、ゴーチプッタは大神變あり、大偉力ありと。尊師、我今如何でか彼を王舍城内に公告せんや。」「舍利弗、汝は先にゴーチプッタは大神變あり大偉力ありと、如實に彼を王舍城内にて讃稱せしにあらずや。」「然り尊師。」「之と同じく汝舍利弗、今彼を王舍城内に於て如實に公告せよ。」「唯唯尊師」と、具壽舍利弗は世尊に應諾したてまつれり。

三　それより世尊は比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、提婆達多は先には此と云ひ、彼の身を以て…これ提婆達多なりと見るべしと、斯の如く王舍城内に於て提婆達多に對して公告をなすに大衆舍利弗を選べ。比丘等、選ぶには當に斯の如くすべきなり。先づ舍利弗に請ふべく、請うて後聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべきなり…。」具壽舍利弗は選擧せられて衆多の比丘と共に王舍城に入り、「提婆達多は先には之と云ひ…彼が身を以て…これ提婆達多なりと見るべし」と公告せり。此に人人の信心なく淨心なく覺らしむると難き輩は、此等の沙門釋氏は嫉妬心あり、

提婆達多の受くる利益と尊敬とを嫉むと云ひ、信心あり淨心あり賢にして智あるもの等は、世尊の王舍城に於て提婆達多に對して公告せしめたまふこと、これ尋常の事にあらじと云へり。

四　それより提婆達多は阿闍世王子の所に到り、彼に語げて云へり、「王子よ、人は昔は長命なりしが、今は短命なり、汝(三)王子として世を去るの理なきにあらず。されば王子、汝父を弑して王となれ。我は世尊を弑して佛となるべし。」是に於て阿闍世王子は尊提婆達多は大神變大偉力あり、尊提婆達多は知らんと刀を腿に帶して恐れ戰き、案じ憂ひつつ急ぎ日中内宮中に入れり。内宮に奉侍せる大臣等は阿闍世王子の恐れ戰き、案じ憂ひつつ日中急ぎ宮中に入るを見て彼を捕へたり。彼等は探りて腿に刀を帶せるを見、王子に告げて云へり、「王子、何をなさんとせらる。」「父を弑せんと欲す。」「何人の爲に唆かされしや。」「尊提婆達多のために。」大臣中或者は王子も殺すべく、提婆達多も殺すべく、總ての比丘をも殺すべしと思ひ、或者は比丘は殺すべからず、彼等は過なし、王子と提婆達多とを殺すべしと思ひ、或者は王子も提婆達多も比丘も殺すべからず、之を王に白すべし。我等王の命に隨うて行ふべしと思へり。

五　それより此等の大臣は阿闍世王子を伴ひ摩揭陀王、斯尼耶・頻毗沙羅の所に趣き、王に對して此の事を白せり。「王は云へり」「諸大臣、汝等如何にか之を思惟するぞ。」「大王、大臣中或者は王子も殺すべく、提婆達多も殺すべく、總ての比丘をも殺すべしと思ひ、或者は比丘は過なきが故に殺すべか

【三】太子として王位に上るの機を得ずしての意なり。

らず、王子と提婆達多とを殺すべしと思ひ、或者は王子も提婆達多も比丘も殺すべからず、之を王に白すべし、王の命ずる所に隨うて我等は行ふべしと、斯の如く思惟す。」「佛、法又は僧ならば之を如何にすべきぞ。」「世尊は先に、提婆達多は先には此と云ひ、今は之と云ふ、彼の身を以て又は語を以てなす所はこれ佛とも法とも僧とも見るべからず、これ提婆達多なりと見るべしと、斯の如く彼に對し王舍城内に於て公告の式事を行ひたまへるにあらずや。諸大臣の中にて王子も殺すべく、提婆達多も殺すべく、總ての比丘も殺すべしと云へるもの等の官を剝ぎ、比丘等は過なきが故に、彼等は殺すべからず、王子と提婆達多とを殺すと云へるもの等「の官」を下げ、王子も殺すべからず、提婆達多も殺すべからず、之を王に白すべし、王の命ずる所に隨うて我等は行ふべしと云へるもの等「の官」を上げたり。摩揭陀王、斯尼耶・頻毘沙羅は阿闍世王子に語げて云へり、「王子、何故に汝は我を殺さんと欲するぞ。」「大王、我は王位を得んと望む。」「王子、汝若し王位を得んと欲せば之は汝の王位なり」とて阿闍世王子に王位を讓れり。

六　それより提婆達多は阿闍世王子の所に趣き王子に語げて云へり、「(三)大王、(四)沙門瞿曇の命を奪はんが爲に人人に命ぜよ。」それより阿闍世王子は人人に命じて云へり、「汝等尊提婆達多の宣ふ所に隨うて行へ。」提婆達多は一人のものに命じて云へり、「行け汝、斯く斯くの所に瞿曇住す。彼の命を奪ひ

【三】阿闍世は王子なれど提婆達多は「大王」の語を以て彼を呼ぶ。

【四】提婆達多は是まで「世尊」の語を用ゐて佛を呼びしが今や外道等の用ふる「沙門瞿曇」の語を以て佛を呼ぶ。

此の道によりて還り來れ。」その道に二人のものを置き「此の道より一人のもの來る。彼の命を奪ひ、此の道より還り來れ」と命せり。其の道に四人のものを置き「此の道より……還り來れ。」と命じ、其の道に八人のものを置き「此の道より……還り來れ」と命じ、其の道に十六人のものを置き「此の道より八人のもの來る、彼等の命を奪ひて還り來れ」と命せり。

七　それより彼の一人のものは刀と盾とを取り、弓と箭筒とを携へて世尊の居たまへる所に趣き、世尊の傍にありて恐れ戰き憂ひ怯え身體竦みて立てり。世尊は此の人の恐れ……立てる見、彼に語げて宣へり、「友よ來れ、恐るるとなかれ。」彼の人は刀と盾とを一方に置き弓と箭筒とを捨てて世尊の居たまへる所に趣き、頭を以て世尊の足下を禮し世尊に白して云へり、「尊師、我愚者の如く、迷者の如く、不良者の如く、罪を犯せり、我は汙れたる心を有ち、殺害者の心を有ちて此の處に來れり。尊師向後の制裁のため世尊の我が罪を罪として領じたまはんことを。」「げにも友、汝は愚者の如く……殺害者の心を有ちて此の處に來れり。友汝は罪を罪と見、法に隨うて悔ゆるが故に、我等汝の罪を領せん、友よ、汝の罪を罪と見、向後の制裁のために之を悔ゆるはこれ聖者の律に於て增長の事なり。」それより世尊は此の人のために次第說話をなしたまへり、卽ち布施の話、持戒の話、「生」天の話、諸欲には患難あり、其の虛浮にして不淨なること、及び出離の功德とを說きたまへり……苦集滅道を說きたまへり、恰も淸淨にして垢穢なき布のよく色に染むが如く、彼の人は其の座に居ながら塵垢を離

れたる法眼を得たり、「集の法は總てこれ滅の法なり」と。彼の人は法を見、法を得、法を知り、法に達して疑を超え、迷を去り、無畏を得、世尊の敎に於て他を賴らざるに至り、世尊に白して云へり、「希有なるかな尊師、譬へば尊師、覆へれるを起し、覆はれたるを開き、迷者に道を示し、有眼者は形を見んとて暗處に油燈を揭ぐるが如く、斯の如く世尊は種種の方便によりて法を說きたまへり。尊師、我は世尊に歸依したてまつる、法及び比丘衆にも亦「歸依したてまつる」。世尊の我を今日より初めて終生歸依せる信士として見たまはんことを。」それより世尊は彼の人に語げて宣へり、「友よ、汝は此の道を行くことなかれ、此の道を去れ」とて他の道より還したまへり。

八　時に彼の二人の男は「何故に彼の男は久しく來らざるぞ」と、逆へ行きて世尊の一樹の下に坐したまへるを見たり。見るや世尊の所に來り。世尊を禮拜して一方に坐せり。世尊は彼等のために次第說話をなしたまへり、卽ち布施の話、持戒の話

(五)……時に彼の四人の男は……八人の男は……十六人の男は……

九　時に彼の一人の男は提婆達多の所に趣き、彼に語げて云へり、「尊師、我は彼の世尊の命を斷つと能はず、世尊は大神變、大偉力あり。」「止めよ、友我自ら沙門瞿曇の命を斷たん。」その時世尊は(六)耆闍崛山の背後なる影の中に經行したまへり。提婆達多は耆闍崛山に上り大なる石塊を投下し、「之によりて沙門瞿曇の命を斷たん」と「云へり」。兩峯相接して此の石を支へ、それより石片落ち來りて世

【五】以下上の七參照。

【六】Gijjhakūṭa 所謂靈鷲山なり。

尊の足より血を出せり。世尊は上を仰ぎ見、提婆達多に語げて宣へり、「汝の汙れたる心を有ち殺害者の心を有ちて如來の血を出すは、これ愚人汝不善業を積むなり」と。それより世尊比丘等に語げて宣はく、「比丘等、提婆達多の汙れたる心を有ち、殺害者の心を有ちて、如來の血を出せるは、提婆達多は第一の無間業を犯せるなり。」

一〇　比丘等は、提婆達多の世尊を殺したてまつるに心を碎けりと云ふを聞けり。此處に此等の比丘は世尊の精舍を回り回りて經行しつつ、世尊の守護保障のために大聲高聲に讀誦をなせり。世尊は大聲高聲に讀誦するを聞き、具壽阿難陀に語げて宣へり、「阿難陀よ、大聲高聲に讀誦するは何の聲ぞや。」「尊師、比丘等は提婆達多の・・・・を聞けり・・・・大聲高聲に讀誦する聲なり。」「さらば阿難陀、我が語によりて彼等の比丘に語げて、師は具壽等を呼びたまふと云へ。」「然り尊師」と具壽阿難陀は世尊に應諾したてまつり、比丘等の所に趣き彼等に語げて、師は具壽等を呼びたまふと云へり。此等比丘は「然り友よ」と具壽阿難陀に對して應諾し、世尊の居たまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐せり。一方に坐するや世尊は彼等に語げて宣へり、「比丘等、暴力を用ゐて如來の命を奪ひたてまつらんと、斯の如き理あるべからず。機あるべからず。比丘等、如來は次第に涅槃に入りたまふ。比丘等、世に五種の師ありて存す・・・我はまた我が弟子等のため知見の上に於て保護を受くることを期待せず。比丘等、暴力を以て如來の命を奪ひたてまつらんこと、斯の如き理あるべからず、機あるべか

らず。比丘等、各各己の精舍に還り去れ、如來は守護し得べきものにあらず。」

一一　その時王舍城に那羅耆利と云ふ象あり、猛惡にして人を殺す。時に提婆達多は王舍城に入り、象舍に行き調象師に語げて云へり、「友よ、我等王族のものは卑き位地のものを高め、飲食支給をも殖すことを能くす。よりて友よ、沙門瞿曇が此の街路を行く時此の那羅耆利象を放ち此の街路を往來せしめよ。」「唯唯尊師」と調象師は提婆達多に對して應諾せり。時に世尊は朝時に內衣を著け鉢衣を携へて衆多の比丘と共に受食のために王舍城に入りたまひ、彼の街路に達したまへり。調象師等は世尊の其の街路に達し給へるを見、那羅耆利象を放ちて其街路を往來せしめぬ。象は世尊の遠くより來り給へるを見て鼻を上げ耳と尾とを垂れ世尊の方へ走り寄れり。比丘等は那羅耆利象の遠くより來るを見、世尊に白して云へり、「尊師、此の象は猛惡にして人を殺す、「今」此街路に來れり、尊師退かせ給へ、善逝退かせ給へ。」「比丘等、怖るるとなかれ、比丘等、暴力を用ゐて・・・如來は次第に涅槃に入り給ふ。」二たび彼の比丘等は世尊に白して云へり・・・三び彼の比丘等は世尊に白して云へり・・・如來は次第に涅槃に入り給ふ。」

一二　その時人人は樓臺、雨房一戶、露臺の上に上りて見たり。此處に信心なく淨心なく覺らしむること難き輩は、げにも美しきかな大沙門は（七）那伽のために害せられんとするなり」と云ひ、信心あ

【七】 Nāga 象又は龍の意「無上」の意ありと解して佛世尊を指す場合もあり。

り淨心あり賢にして智あるもの等は、「げにも久しきかな那伽と那伽と相戰はんとす」と云へり。時に世尊は慈心を以て那羅耆利象を攝取したまひ、象は世尊の爲に慈心を以て攝取せられ、鼻を垂れて世尊の所に趣き、世尊の前に立てり。それより世尊は右手を以て那羅耆利象の額を撫しつつ、偈を以て象に語げたまへり、

『象よ、(八)那伽に近づくことなかれ、象よ、那伽に近づくことは難し、象よ、那伽を害して此の處より他世に至るものには善趣あるなし。

狂することなかれ、放心することなかれ、是れ放心の人は善趣に往かざればなり。汝は善趣に往くやう、然く行はざるなり。』

【八】佛世尊を指す。

其より那羅耆利象は鼻を以て世尊の足の塵を取らへ頭上に散じて後へ退きつつ、世尊を見奉ると共に後に屈めり。やがて象は象舍に行き己の所に立ち、而も柔順になれり。其時人人此偈を唱へたり。

『或は杖を以て、鉤又は鞭を以て御す、されど此の象は杖なく武具なうして、大仙のために御せられたり。』

一三　人人怒り憤り呟きて云へり、「此の提婆達多は邪惡にして無智なるかな。斯の如く大神變あり斯の如く大偉力ある沙門瞿曇を殺害せんが爲に心を碎く。」提婆達多の「受くる」利得と尊敬とは減じ世尊の「受けたまふ」利益と尊敬とは加はれり。その時提婆達多は利益尊敬の減じたるより、其の隨徒

と共に「信者の」家毎に報じて食を取れり。人人憤り怒り呟きて云へり、「何故に沙門釋子は信者の家毎に報じて食を取るぞや、何人か能く調へたるを愛せざる、何人か甘きを好まざる。」比丘等此等の人人の憤り……彼等の中にて少欲なるもの等は嘖り怒り呟きて、何故に提婆達多は其の隨徒と共に「信者の」家家に報じて食を取るぞや。」世尊に……非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、三の理由あるによりて信者の家にて三人食を取るとを許す。惡意ある人を制馭し、善良なる比丘に安樂住「を得せしめん」が爲、惡心あるもの等の黨を組みて和合衆を破るとなからしめんが爲、而して「信者の」家を哀むが爲なり。羣衆の食は法に隨うて處すべきなり。」

一四　時に提婆達多は(九)コーカーリカ、カタモーラカチッサカ、カンダデーヸーの兒なるサムッダダッタの所に趣き、彼等に語げて云へり、「友等よ、來れ、我等沙門瞿曇の僧伽を破らん、輪を破らん。」斯く云ふやコーカーリカは提婆達多に語げて云へり、「友よ、沙門瞿曇は大神變あり大偉力あり、我等如何にして沙門瞿曇の僧伽を破り、輪を破るとを得ん。」「來れ友等よ、我等沙門瞿曇の所に至りて五事を求めて、尊師、世尊は種種の方便を用ゐて寡欲滿足、害惡を絕ち、欲を制し、信心あり、尊敬心あり、精進を起すとを稱したまふ。尊師、此等の五事は種種の道に於て寡欲……精進を起すためなり。(一)尊師、願くは比丘等は終生林住者たらしめ、村里に入るは罪に觸るとせられよ、(二)終生乞食者たらしめ、招待を受くるはこれ罪に觸るとせら

【九】コーカーリカ Kokālika　カタモーラカ Katamoraka　チッサカ tissaka; カンダデーヸヤープッタ Khaṇḍadeviyāputta; サムッダダッタ Samuddadatta.

れよ、(三)終生著糞掃衣者たらしめ、居士(の施す)衣服を受くるは罪に觸るとせられよ、(四)終生樹下住者たらしめ、屋根ある家に入るは罪に觸るとせられよ、(五)終生魚肉を噉ふとなく、魚肉を噉ふものは罪に觸るとせられよと云はん。沙門瞿曇は此の五事を承認せじ。我等は此の五事を以て衆民に報告せん。友等よ、此の五事を以て沙門瞿曇の僧伽を破り、輪を破ることを得。これ人人は信心粗なるが故なり。」

一五　それより提婆達多は其の隨徒と共に世尊の居たまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し世尊に白して云へり。「尊師、世尊は種種の方便を用ゐて……魚肉を噉ふものは罪に觸るとせられよ。」「止みなん提婆達多、望む所に隨うて林住者たるべく、村里に住すべく、乞食者たるべく、招待を受くべく、著糞掃衣者たるべく、居士衣をも受くべし。提婆達多、我は八箇月の間樹下に坐臥することを許し、見ず聞かず疑はずと此の三事に於て清淨なる魚肉を受くることを許せり。」是に於て乎、提婆達多は、世尊は此の五事を承諾せずとて、踴躍歡喜し、其の隨徒と共に座を起ち、世尊を禮拜し右遶の禮をなして去れり。彼は其の隨徒を伴うて王舍城に入り衆民に報告して云へり、「友等よ、彼等は沙門瞿曇の所に行いて五事を要求し、尊師、世尊は種種の方便を用ゐて……魚肉を噉ふものは罪に觸るとせられよと云へり。沙門瞿曇は此の五事を承認せず。我等は此の五事を持して住せん。」

一六　此處に信心なく淨心なく覺すと難き輩は斯の如く云へり、「此の沙門、釋子等は欲を制し惡を

絶てる生活をなすものたり。然るに沙門瞿曇は榮耀の生活をなし、榮耀を念となす。」されど信心あり淨心あり賢にして智あるもの等は憤り怒り呟きて云へり、「何故に提婆達多は世尊の僧伽を破らんがため、輪を破らんがために心を勞するぞ。」比丘等は此等の人人の・・・彼等は世尊に此のことを白せり。「提婆達多、汝は僧伽を破らんがため、輪を破らんがために心を勞せりと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」「止めよ提婆達多、僧伽を破らんと欲することなかれ、破僧伽は重大事なり。提婆達多よ、和合せる大衆を分裂せしむるものは一劫の間「罰せらるべき」罪を犯し、一劫の間地獄の中に煮らる、又提婆達多よ、分裂せる大衆を和合せしむるものは最善の業を積み、一劫の間天上界にありて樂しむ。止めよ提婆達多、僧伽を分裂せしめんと欲することなかれ、破僧伽は重大事なり。」

一七　時に具壽阿難陀は朝時に内衣を著け、鉢衣を携へて受食の爲に王舍城に入れり。提婆達多は具壽阿難陀の受食の爲に王舍城を來往せるを見、近づき彼に語りて云へり、「今日より以後、友阿難陀よ、世尊とは別に、比丘衆とは別に布薩會を行ひ、僧伽の式事を行はん。」具壽阿難陀は受食の爲に王舍城内を來往し、食後受食より還りて世尊の所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し世尊に白して云へり、「尊師、此に我朝時に内衣を著け・・・提婆達多は我が受食の爲に・・・僧伽の式事を行はんと云へり、尊師、提婆達多は今日僧伽を破らん。」時に世尊は此の意を知り、その時此喜詞を述べたまへり。

『善は善人にはなし易く、善は惡人にはなし難し。惡は惡人にはなし易く、惡は聖者にはなし難

し。』

第二誦出　終

四―一　それより提婆達多は其の布薩日に當り座より起ちて、大衆をして籌を取らしめて云へり、「友等よ、我等沙門瞿曇の所に至り五事を要求して、尊師、世尊は種種の方便を用ゐて・・・魚肉を噉ふものは罪に觸るとせられよと斯の如く云へり。沙門瞿曇は此等の五事を承認せざれど我等は之は持して住せん。諸具壽の此等の五事を是とするものは籌を取れ。」その時毘舍離より來れる五百人の伐地子比丘等は、新參者にして事情を辨せざるものなりき。彼等は之は法なり、之は律なり、之は師の敎なりと「思うて」籌を取れり。提婆達多は僧伽を破りて五百人の比丘等を伴ひ〔一〕象頭の方に趣けり。舍利弗目犍連は世尊の所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐して具壽舍利弗は世尊に白して云へり、「尊師、提婆達多は僧伽を破り五百人の比丘を伴うて象頭の方に去れり。」「汝等舍利弗よ、此の新參の比丘等に對して汝等慈悲心なからんや。彼等の磨滅に至らざるに先ちて汝等行け。」「然り尊師」と舍利弗目犍連は世尊に應諾したてまつり、座より起ち世尊を禮拜し右遶の禮をなして象頭の方へ趣けり。その時一人の比丘あり、泣きつつ世尊の傍に立てり。世尊は彼の比丘に問うて宣へり、「何故に比丘汝は泣けるぞ。」「尊師、世尊の第一の弟子舍利弗目犍連すら提

【一】 (Gayāsīsa)、象頭山と云ふもの是なり。

婆達多の所に趣く、提婆達多の法は彼等の意に適ふなり。」「比丘よ、提婆達多の法の舍利弗目犍連の意に適ふこと斯の如き理なく斯の如き機なし、されど彼等は比丘等を取り返さんがために去れり。」

二　その時提婆達多は大なる集團に圍繞せられ法を說きつつ坐してありき。彼は舍利弗目犍連の遠くより來るを見、比丘等に語げて云へり、「比丘等よ、我が法の善く說かれしことを見よ、沙門瞿曇の第一の弟子たる彼の舍利弗目犍連も我が法を喜びて我が所に來る。」斯く云ふや、コーカーリカは提婆達多に語りて云へり、「友提婆達多よ、舍利弗目犍連に信を置くことなかれ、舍利弗目犍連は邪欲あり、邪欲のために制せらる。」「止めよ友、彼等我が法を喜ぶが故に歡び迎ふべし。」それより提婆達多は半座〔を讓〕り具壽舍利弗を呼びて云へり、「來れ友舍利弗よ、此の處に坐せよ。」「否友よ」と〔云うて〕具壽舍利弗は他の座に坐し、具壽目犍連も亦他の座を占めて一方に坐したり。提婆達多は其の夜多く法を說きて比丘等を示敎利喜し、具壽舍利弗を呼びて云へり、「友舍利弗よ、比丘衆は旣に疎懶睡眠を脫せり、されば友舍利弗よ、彼等の爲に法を說かんことを思へ、我が背病む、我之を伸ばさん。」「然り友よ」と具壽舍利弗は提婆達多に對して應諾を與へぬ。提婆達多は僧伽梨衣を四重に折り、右脇を下にして臥せり。彼は疲れてあり〔しより〕念を忘じ智覺を失ひ、瞬時にして睡に入れり。

三　それより具壽舍利弗は（二）說法神通に關して法を說き大衆を敎授訓誡し、具壽目犍連は神通示

【二】他人の意志を識りてなす說法を云ふと解す。

現に關して法を說き比丘等を教授訓誡せり。此等の比丘は具壽舍利弗の說法神通に關する說法、具壽目犍連の神通示現に關する說法によりて教授訓誡せられて塵垢を離れたる法眼を得たり、曰く凡そ集の法は總てこれ滅の法なりと。具壽舍利弗は比丘等を呼びて云へり、「友等よ、我等世尊の處に去らん、世尊の法を喜ぶものは來れ。」それより舍利弗目犍連は此等五百の比丘を連れ竹林園の方に趣けり。コーカーリカは提婆達多を覺まして、「友提婆達多、起きよ、彼の比丘等は舍利弗目犍連のために連れ去られたり。友よ、余は汝に語げて、舍利弗目犍連を信賴することなかれ、彼等邪欲あり、邪欲のために制せらると云ひしにあらずや」と云へり。提婆達多は其の處に於て口より熱血を吐けり。

四　舍利弗目犍連の二人は世尊の居たまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に坐し、具壽舍利弗は世尊に白して云へり、「尊師、分裂者に左袒せし比丘等に再び大戒を受けしめん。」「止めよ舍利弗、分裂者に左袒せし比丘等をして再び大戒を受けしめんと欲するなかれ。さらば汝舍利弗、此等の比丘は偸羅遮の罪ありと宣せしめよ。されど舍利弗、提婆達多は如何になせしぞ。」「尊師、恰も世尊の夜間多く說法して比丘等を示教利喜し、我を呼びて、『舍利弗よ、比丘衆は既に疎懶睡眠を脫せり、舍利弗よ、汝彼等のために說法せんことを思へ、我が背病む、我之を伸ばさん』と宣ふが如く、斯の如く彼は行へり。」

五　世尊比丘等を呼びて宣はく、「昔林中に一の大なる池ありき。其の傍に象住みしが、彼等は此の

池に入り鼻を以て蓮莖を拔き善く洗ひて泥を去りたるを嚼みて食へり、彼等之によりて色と力とを得、此の原因によりて死に逢ふこともなく、死に等しき苦に逢ふこともあらざりき。されど比丘等、幼き象等はまた此等の大象に倣ひて其の池に入り鼻を以て蓮莖を拔き善く洗はず泥の附きたるを嚼みて食へり。彼等は之によりて色と力とを得ず、此の原因によりて死に逢ひ、死に等しき苦に〔逢へり〕。之と等しく比丘等、提婆達多は我に倣ふにより苦に逢ひて死せん。

『大地を搖がし、蓮莖を喰ひ、池中にありて夜を守れる大象に倣うて泥土を喰へる彼の幼象の如く
此の貧人は我に倣うて死せん。』

六　比丘等、八事を具有する比丘は使者として遣はさるるに適す。何をか八事となす。此に比丘あり、聽くもの、聽かしむるもの、學ぶもの、憶持するもの、知るもの、知らしむるもの、怨親を辨ずるに巧なるもの、及び喧諍をなさざるものたるとこれなり。此等の八事を……適す。比丘等、八事を具有せる舍利弗は使者として遣はさるるに適す。何をか八事となす。比丘等、此に舍利弗は聽くものたり……喧諍をなさざるものたるとこれなり。比丘等、此等の八事を具有せる舍利弗は使者として派せらるるに適す。

『暴言の會席に入りて畏るることなく、語を制せず、敎を偽らず、說くに疑惑あることなく、問
はれて怒ることなし、此の斯の如き比丘は使者として趣くに適す。』

七　比丘等、八種の非法のために制せられ、心を捕へられたる提婆達多は、惡趣地獄に落ちて一劫の間留まるべく、救ふべからず。何をか八となす。利得のために制せられ、心を捕へられたる提婆達多は惡趣地獄に落ちて一劫の間留まるべく、救ふべからず、不利得、名聲、不名聲、尊敬、不尊敬、邪欲、邪友。此等八種の非法のために制せられ、心を捕へられたる提婆達多は惡趣地獄に落ちて一劫の間留まるべく、救ふべからず。善哉比丘等、起る所の利得を制し制して住せんこと、起る所の不利得、名聲、不名聲、尊敬、不尊敬、邪欲、邪友を制し制して住せんこと。比丘等、比丘は如何なる理によりてか利得の來る每に之を制して住すべきぞや、不利得……邪友の來る每の之を制して住すべきぞや。比丘等、人若し起る所の利得を制せずして住せば、彼に煩惱憂惱起ることあらん、之を制して住するものには此等起ることあらざらん。起る所の不利得……邪友を制して……住せば、彼に煩惱憂惱起ることあらん、之を制して住するものには此等起ることあらざらんが故なり。比丘等、比丘は斯る理によりて起る所の利得を制し制して住すべく、起る所の不利得……邪友を制し制して住すべきなり。されば比丘等、此に比丘は起る所の利得を制し制して住せん、起る所の不利得……邪友を制し制して住せんと、斯の如く汝等は習ふべきなり。比丘等、三種の非法の爲に制せられ、心を捕へられたる提婆達多は惡趣地獄に落ちて一劫の間留まるべく、救ふべからず。何をか三となす。邪欲あると、惡友あると、現世の小事に達せるがため向上の努力を捨てたると是なり。比丘等、斯の如き三種の非

法のために・・・救ふべからず。

八『世に邪欲の人は一人として生ぜざれ、邪欲者の趣く所、其は之によりて知れ。

賢者として知られ、練心の人として許され、名聲赫赫として立ち、提婆達多として聞ゆ。

彼放逸を事として如來に近づきたてまつりて、四方に門ありて恐ろしき無間獄に墮ちたり。

〔彼は〕汙れず邪業をなさざるものの傷害たり。邪惡業は此の汙心あり恭敬心なきものに觸る。

毒壺を以て大海を汙さんと思はんもの、彼之によりて之を汙すことなからん、これ海は畏ろしく且つ大なるが故なり。

之と同じく語を以て、完全者たり、寂靜の心ある如來を害ひたてまつらんと思ふものあらば、其の語は彼に增長することならん。

賢者は斯る人を友とし、又此の人に事へよ、此の人の道に隨ふ比丘は苦惱の滅に達せん、』と。」

五―一　その時具壽優波利は世尊の居たまへる所に到り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、大衆の不和、大衆の不和と云ふ、尊師、幾何の程度か大衆の不和にして大衆の分裂にあらざる、また幾何の程度か大衆の不和にして且つ其の分裂なる。」「優波利よ、(一)一方に一人あり、一方に二人あり、第四人者は提議をなし、籌を取らしめ、之は法なり、此の律なり、之は師の敎なり、

此「の籌」を取れ、之に同意せよと云ふ。優波利よ、斯の如きはこれ大衆の不和にして分裂にあらず。(二)一方に二人あり、一方に二人あり、第五人者…(三)一方に二人あり、一方に三人あり、第六人者…(四)一方に三人あり、一方に三人あり、第七人者…(五)一方に三人あり、一方に四人あり、第八人者は提議をなし、籌を取らしめ、之は法に適ひ之は律に適ふ、之は師の教なり、此「の籌」を取れ、之に同意せよと云ふ。優波利よ、斯の如きはこれ大衆の不和にして分裂にあらず。優波利よ、(六)一方に四人あり、一方に四人あり、第九人者…斯の如きはこれ大衆の不和にして且つ其の分裂なり。九人又は九人以上なるは大衆の不和にして且つ其の分裂なり。優波利よ、比丘尼は大衆の假令分裂のために力を勞するとも之を分裂せしむることなし。式沙摩那、沙彌、沙彌尼、優婆塞、優婆夷は假令大衆の分裂のために力を勞するとも之を分裂せしむることなし。優波利よ、大衆の〔三〕和合を破るは資格十分に具はり、和合住同じく、同一界區内に住する比丘なり。」

〔三〕分裂の意。

二　「尊師、大衆の分裂、大衆の分裂と云ふ、尊師、幾何程にしてか大衆は分裂せりや。」「此に優波利よ、比丘等あり非法を法と、法を非法と、非律を律と、律を非律と、如來の訓へたまはず語りたまはざる所を如來の訓へたまひ語りたまひし所なりと、如來の訓へたまひ語りたまひし所を如來の訓へたまはず語りたまはざる所なりと、如來の習としたまはざる所を如來の習としたまひし所なりと、如

來の習としたまひし所を如來の習としたまはざる所なりと、如來の制したまはざる所を如來の制したまひし所なりと、如來の制したまはざる所を如來の制したまひし所なりと、無罪を有罪、有罪を無罪、輕罪を重罪、重罪を輕罪、有餘罪を無餘罪、無餘罪を有餘罪、大罪を大罪にあらずと、大罪にあらざるを大罪なりと〔三〕說く。彼等此の十八事によりて「人人を」導き誘ひ、別別に布薩會を行ひ、別別に自恣を行ひ、別別に僧伽の式事を行ふ。優波利よ、斯の如くなるに至ればこれ大衆分裂せるなり。」

三「尊師、大衆の和合、大衆の和合と云ふ、尊師。如何なるをか大衆和合せりと云ふ。」「優波利よ、此に比丘等あり非法を非法と……大罪にありざるを大罪にあらずと說く。此等十八事によりて彼等を導き誘ふ。斯の如くなるを大衆和合せりと云ふ。

四「尊師、和合せる大衆を分裂せしむるものは如何なる「業」をか積む」

「優波利よ、和合せる大衆を破れば一劫の間續きて「責罰を蒙むるべき」重惡業を積み、一劫の間地獄中に煮らる。

『破僧伽者、墮惡道者、趣地獄者、一劫住者、徒黨を喜び、非法に住するものは安隱より遠ざかり、和合せる僧伽を破りて一劫の間地獄に煮らる、』と。」

「尊師、分裂せる大衆を和合せしむるものは如何なる「業」をか積む。」「優波利よ、分裂せる大衆を和合せしむれば大善業を積み、一劫の間天上界にありて樂しむ。

〔三〕大品第十篇五の四參照。

『僧伽の和合は安樂なり、和合せるものの受護も亦「安樂なり」、和合を喜び、法に住立し、安隱より遠ざからざるものは僧伽を和合せしめて一劫の間天界に樂しむ。」と。」

五　「律師、破和合僧者にして惡趣地獄に落ちて一劫の間留まるべく救ふべからざるものありや。」「優波利よ、破和合僧者にして惡趣……救ふべからざるものあり。」「律師、破和合僧者にして惡趣地獄に落ちず、一劫間住せず、救ふべからざるありや。」「優波利よ、破和合僧者にして惡趣……救ふべからざるにあらざるあり。(一)此に比丘あり、非法を法と說き、而も其を非法なりと見、分裂せるを非法なりと見、[己の]見(四)忍喜修を[己の主張する所に]引いて、提議し、籌を取らしめ、之は法なり、之は律なり、之は師の敎なり、此[の籌]を取れ之に同意せよと云ふ。優波利よ、此の破和合僧者は惡趣地獄に落ちて一劫間留まるべく救ふべからず(二)次にまた優波利よ、此に比丘あり、非法を法と說き、而も其を非法と見、分裂を適法と見、……(三)次にまた優波利よ、此に比丘あり、非法を法と說き、而も其を非法と見、分裂には疑を懷き……(四)其を適法と見、分裂を非法と見……(五)其を適法と見、分裂には疑を懷き……(六)其に疑を懷き、分裂を非法と見……(七)其に疑を懷き、分裂を適法と見……(八)其に疑を懷き、分裂に疑を懷き、[己の]見忍喜修を[己の主張する所に引いて]提議し、籌を取らしめ、之は法なり、之は律なり、之は師の敎なり、此[の籌]を取れ、之に同意せよと云ふ。優波利よ、此の破和合僧者は惡趣地獄に落ちて一劫間留まる

【四】許容、承認する所の意。

べく、救ふべからず。次にまた優波利よ、比丘あり、法を非法と說き（二五）……。」

六「尊師、如何なる破和合僧者か惡趣地獄に落ちず、一劫住者ならず、救ふべからざるにあらざる。」（二）「優波利よ、此に比丘あり非法を法と說き、而も其を適法と見、分裂を適法と見、（二六）〔己の〕見忍喜修を〔己の主張する所に〕牽くことなうして提議し、籌を取らしめ、之は法なり律なり、之は師の敎なり、此〔の籌〕を取れ、之に同意せよと云ふ。優波利よ、此の破和合僧者は墮惡趣者にあらず、墮地獄者にあらず、一劫住者にあらず、不可救者にあらず。（二）優波利よ、此に比丘あり、非法を法と說き而も其を非法と見、分裂を適法と見（二七）……。」

第三誦出　終

【二五】之にも上の「非法を法と說く」場合と同じく八箇條あり。總て八箇條あれば合して百四十四となる。これ救ふべからざるものの場合也。

【二六】前條と異る所は唯此一句にあり。これ地獄に墮つると墮ちざるとの相違を生ず。

【二七】之にも上と同じく十八事各各八箇條、總て百四十四條ありと知るべし。

義務篇第八

一　その時佛世尊は舍衞城中、祇陀林給孤獨「居士」の園に住したまへり。その時外來の比丘等は履を穿きたるまゝ園に入り、傘を携へたるまゝ、被物を著けたるまゝ、衣物を頭上にしたるまゝ園に入り、飲料水を以て足を洗ひ、年長の住院僧を禮拜せず、坐臥處を問はず。一人の外來比丘は住者なき精舍の「戶の上方なる」楔を外し、戶を開き強ひて中に入りしが、其の上方の楯より一匹の蛇肩上に落ち彼は怖れて聲を揚げたり。「他の」比丘等走り寄り彼の比丘に問うて云へり、「何故に友、汝は聲を揚げしぞ。」彼の比丘は比丘等に此の事を語れり。比丘の中にて寡欲なるもの等は憤り怒り呟きて云へり、「何故に外來の比丘等は履を穿きたるまゝ園に入り：：坐臥處を問はざるや。」それより此等比丘は世尊に此の事を白せり。「比丘等、外來の比丘等は履を穿きたるまゝ園に入り：：坐臥處を問はずと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」佛世尊は非難して宣へり「何故に比丘等、外來の比丘等は履を穿きたるまゝ園に入り：：坐臥處を問はざるや。之は未だ信せざるものの：：。」非難して說法をなし比丘衆を呼びて宣へり、「さらば比丘等、外來比丘の義務を制せん。外來比丘は當に之によりて行ふべきなり。

二　外來比丘は、我今園に入らんとすとて、履を脫ぎ、低くして叩き、之を携へ、傘を下し被物を

取り衣物を肩にし落著きて遽つることなく園に入るべきなり。精舍に入らば、居住の比丘等は何處に集まれるぞと思惟すべきなり。彼等の集まれる應接堂、廷堂又は樹下に趣きて一方に鉢を置き、法衣を置き、適當の座席を取りて坐すべし。飲料水を問ひ、用水を問ふべし、飲料水は何れ、用水は何れぞと云うて。若し飲料水の要あらば之を取りて飲むべく、若し用水の要あらば之を取りて足を洗ふべし。足を洗ふには一の手を以て水を注ぎ、一の手を以て足を洗ふべし、同じ手を以て水を注ぎ且つ足を洗ふべからず。履を拭ふべき布を問うて履を拭ふべし。履を拭ふには先づ乾きたる布を以て、後濕れたる「布」を以て拭ふべし。履を拭ふ布を洗ひて一方に置くべし。住院僧若し「己の」年長者ならば禮拜すべく、年少者ならば禮拜せしむべし、余は何處に坐臥處を得るやと云うて坐臥處を問ふべく、其の處に人の住めるや否やを問ふべし。親近すべき箇所、すべからざる箇所を問ふべく、有學「地に入れること」を認められたる家を問ふべく、大小便所を問ふべく、飲料水、用水、杖、大衆の集會所を問ひ、何時入場し、何時退場すべきやを問ふべし。

三　精舍に人の住するなくんば戶を叩きて暫し待ち「戶の上方なる」楔を外して戶を開き外に立ちて中を見るべし。若し其の精舍に塵積り、臥牀の上に臥牀を置き、座椅の上に座椅を重ね、坐臥具を上に積めりとせば、比丘之を能くせば淸除すべきなり。精舍を淸除するには、先づ地上の敷物を去りて一方に置くべし。臥牀の臺を、褥と枕とを、座席の敷物を去りて一方に置くべし。臥牀を下してよく

摩り合ひ又は衝きあたらしむることなく、戸の背後に運びて一方に置くべし。座椅を下して：：唾壺を去りて一方に置くべし。凭れ板を去りて一方に置くべし。精舍若し蛛網あらば見て直に之を除くべし、窓と室との隅を掃ふべきなり。赤堊を塗りたる壁に塵積りてあらば布を濕し絞りて拭ふべし。黒く塗りたる地に塵積りてあらば布を濕し絞りて拭ふべし。地面「未だ塗り」終りてあらずば水を注ぎて掃除し、塵のために精舍を損はしむべからず。塵は積み置きて一方に捨つべし。

四　地上の敷物を日に曝し、掃ひ、叩き、元の通りに据ゑ置くべし。臥牀の臺を：：臥牀を日に曝し掃ひ叩き下し巧に摩り合はせ又は衝き當つることなく、戸の後に運び元の通りに据ゑ置くべし。座椅を：：褥と枕とを日に曝し掃ひ叩き還して元の通りに据ゑ置くべし。座席の敷物を：：唾壺を日に曝し掃ひ還して元の通りに据ゑ置くべし。凭れ板を：：：：

五　鉢衣を置くべし。鉢を置くには一手に鉢を取り一手に臥牀の下又は座椅の下を撫でて鉢を置くべし。素地の上に鉢を置くべからず。衣を置くには一手に衣を取り一手に衣掛くる竿又は繩を掃ひ、端を彼の方にし摺みたる箇所を此の方にして掛くべし。若し塵風東、西、北又は南より來らば東西北南の窓を鎖すべし。寒時には日中窓を開き、夜間之を鎖すべく、熱時には日中之を鎖し夜間之を開くべし。房舍若し塵あらば之を拂ふべく、倉庫、接待堂、火舍、便所若し塵あらば之を拂ふべし。飲料水、用水なくば之を供ふべく、洗滌瓶に水なくば之を供ふべし。比丘等よ、之は外來比丘の義務なり、外

來比丘は之によりて行ふべきなり。」

二―一　その時住院僧等は外來僧を見て座席を設けず、足洗ふ水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑず、迎へて鉢衣を取り、飲料水を問ふことをなさず、年長僧と雖も禮拜せず。坐臥處を設けざりき。彼等の中にて寡欲なるもの等は憤り怒り呟きて、「何故に住院僧等は外來僧を見て……坐臥處を設けざるや」と云へり。彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、住院比丘の義務を制せん、住院比丘は之によりて行ふべきなり。

二　比丘等、住院比丘は年長なる外來比丘を見て座席を設くべく、足洗ふ水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑ、迎へて鉢衣を受け取り、飲料水を問ひ、若し能くせば履を拭ふべし。履を拭ふには先づ乾きたる布を以て、後濕りたる「布」を以て拭ふべし。履拭ふ布を洗ひて一方に置くべし。外來比丘を禮拜すべく、坐臥處を設けて汝之を得と云ふべく、人の住めるや否やを語るべく、親近處、非親近處を語り、有學「地に入れること」を認められたる家を語り、大小便所、飲料水、用水、杖、大衆の集會所を語り、此の時入場し此の時退場すべしと語るべし。

三　「外來比丘」若し幼年者ならば、此處に鉢を置け、衣を置け、之は座席なり等と坐しながら之を語

れ。飲料水、用水、履拭ふ布を語るべし。外來比丘をして禮拜せしめ、坐臥處を設けて汝之を得と云ふべく 二……此の時退場すべしと語るべし。比丘等、之は住院比丘の義務にして住院比丘等は之によりて行ふべきなり。」

三—一 その時外出の比丘等は木製又は土製の器具を藏めず、戶窓を開き、坐臥處を何人にも托せずして去れり。木製土製の器具は失せ、坐臥處は之を護るものあらざりき。比丘の中にて寡欲なるもの等は……それより彼等は世尊に……非難して說法をなし彼等に語げて宣へり、「さらば比丘等、外出する比丘の義務を制せん、彼等之によりて行ふべきなり。

二 外出比丘は木製又は土製の器具を藏め、戶窓を鎖し、坐臥處を人に托して去るべし。比丘あらずば沙彌に托すべく、沙彌あらずば園丁に托すべく、比丘沙彌園丁共にあらずは四箇の石の上に臥牀を据ゑ、臥牀の上に重ね、座椅の上に座椅を重ね、坐臥處を上に積み、木製土製の器具を藏め、戶窓を鎖して出で去るべし。

三 精舍若し雨漏らば、能くせば之を修理すべく、或は如何にしてか精舍を修理せんと力を盡すべきなり。斯くて無事なることを得ば可なり、若し然らずば雨漏らざる箇所にて四箇の石の上に臥牀を据ゑ……戶窓を鎖して去るべし。若し精舍一面に雨漏らば能くせば坐臥處を村里に運び、又は如何に

【一】 上二の終參照。

してか之を村里に運ばんと力を盡すべきなり。斯くて無事なることを得ば可なり、若し然らずば屋外に於て四箇の石の上に臥牀を据ゑ・・・。木製又は土製の器具を藏め、草又は木葉を以て上を覆ひ、願くは一部にても殘れかしと云うて去るべし。比丘等、これ外出比丘の義務なり、彼等之によりて行ふべきなり。」

四—一　その時比丘等は食堂に於て隨喜をなさざりき、人人憤り怒り呟きて、「何故に沙門釋子は食堂に於て隨喜をなさざるぞ」と云へり。比丘等此の人人等の・・・を聞き、世尊に・・・世尊は此の因縁により此の機會に際して說法をなし比丘等を呼びて宣へり、「比丘等、食堂に於て隨喜をなすことを許す。」時に比丘等思へらく、「何人か食堂に於て隨喜をなすべきぞ。」世尊に・・・世尊は此の因縁により て說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、長老比丘の食堂に於て隨喜をなすことを許す。」その時或一羣の人人僧伽食を施し、具壽舍利弗は僧伽の長老なりき。「比丘等、世尊は長老比丘の食堂に於て隨喜することを定めたまへり」と「云うて」獨り具壽舍利弗を殘して去れり。具壽舍利弗は此の人人等に對して隨喜の意を述べて獨り去れり。世尊具壽舍利弗の遠くより來るを見、彼に問うて宣へり、「舍利弗、食事圓成せりや。」「尊師、食事圓成せり、されど比丘等は我獨りを殘して去れり。」世尊は此の因緣により說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、食堂に於て四五の長老及び次位の長老比丘は「隨喜

の終るを」待つべきことを定む。」その時一人の長老比丘食堂に於て用便を待ち之を堪へたるため氣絶して倒れぬ。世尊に……「比丘等、必要ある場合には次位なる比丘に告げて去ることを許す。」

二　その時六羣の比丘等は内衣外衣を著くること整はず、威儀を整へずして食堂に趣き、身を傍に轉じて長老比丘の先へ先へと行き、彼等の間に割り入りて坐し、年少比丘の座席を奪ひ、僧伽梨衣を擴げて家の中に坐したり。比丘等の中にて……世尊に……非難して説法をなし比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、食堂の義務を制せん、比丘等は食堂中之によりて行ふべきなり。

三　若し園に於て「食」時報せられなば〔一〕三輪を覆ひ、總輪を内衣にて覆ひ、帶を結び、僧伽梨衣を摺みて搭け、結紐を結び、洗ひたる鉢を携へ、徐徐として意を注ぎつつ村里に入るべきなり。身を傍に轉じて長老比丘の先へ先へと行くべからず。よく身を覆ひて屋内に入るべく、よく自ら制して屋内に入るべく、眼を垂れて屋内に入るべく、「衣を」捲りて入るべからず、大聲に笑ひつつ入るべからず、音なくして入るべし、體を振りつつ、手を振りつつ、頭を振りつつ入るべからず、手を腰にして、衣物を被りて、跪して入るべからず、よく身を覆ひて屋内に坐すべく、よく自ら制して……跪して坐すべからず、長老比丘の間に割り入りて坐すべからず、年少比丘の座席を奪ふべからず、僧伽梨を擴げて家の中に坐すべからず。

〔一〕Timaṇḍala 三輪、臍と兩膝とを指す、Parimaṇḍala 總輪、此等の處を覆ひ隱すなり。

四　水を供せられなば兩手を以て鉢を支へて水を受くべし、低くしてよく觸れ合はすことなく鉢を洗ふべし。受水者あらば、鉢を低くして受水器中に水を注ぎ、受水者、周圍の比丘又は僧伽梨衣に水を注ぐことなかれ。若し受水者なくば鉢を低くして地上に水を注ぎ、周圍の比丘等は僧伽梨衣に水を迸しらしむることなかれ。飯を與へられなば兩手を以て鉢を取りて飯を受くべし。羹「を受くる」餘地を殘すべし。若し酪、油、美味物あらば、長老は、總て等しく供せよと云ふべし。油斷なく鉢に意を注ぎ、羹と等量に且つ等しく盛りて食を受くべし。總て飯を受け終らざる間長老比丘は食ふべからず。

五　油斷なく鉢に意を注ぎ、(三)戸毎に得たるを、羹と等量に飯を食ふべく、盛り上げたるを推し崩して食ふべからず。飯を美味にせんと思うて羹又は副食物を飯に撒くべからず、「己」病者にあらずして己のため特に羹又は飯を求むべからず、嫉妬心を以て他の鉢を窺くべからず、食片は大に過ぐべからず、食片をば圓くすべきなり、食片を「口に」近けざるに口を開くべからず、食ふに當りて(四)手を總て口中に投ずべからず、口に食を滿して語るべからず、食塊を「口に」投ずべからず、食片を舐るべからず、頰を脹らすべからず、(五)手を振るべからず、食粒を撒くべからず、舌を出すべからず、チャプチャプ音さすべからず、スルスル音さすべからず、手、鉢、唇を舐るべからず。食物のために「汙れたる」手を以て

【三】Sapadana　家毎に受食して得たる食物の意。

【四】箸又は匙を用ゐず手を以て食を取りつつあることを心得べし。

【五】食粒の附きたるを拂はんがためなり。

水器を取るべからず。

六　總て食し終らざる間、長老比丘は水を受くべからず。水を供せらるれば兩手を以て鉢を支へて之を受くべし、低くしてよく觸れ當つることなくして鉢を洗ふべし。受水者あらば鉢を低くして受水器中に水を注ぎ、受水者、周圍の比丘、僧伽梨衣に水を注ぐことなかれ。若し受水者あらずば鉢を低くして地上に水を注ぎ、周圍の比丘又は僧伽梨衣に水を注がしむることなかれ。嗽ぎたる水を混せる鉢水を屋內に棄つべからず。歸るには年少比丘先づ歸り、長老比丘は後歸るべし。よく身を覆ひて屋內に入るべく……跪して入るべからず。比丘等、これ比丘の食堂內に於ける義務なり、食堂內に於ては彼等之によりて行ふべきなり。」

第一誦出　終

五—一　その時受食の比丘等內衣外衣を著くること整はず、威儀具はらずして受食のために徘徊せり。省慮する所なくして家に入り、家を出で、遽しく家に入り、遽しく家を出で、あまり遠き所に立ち、あまり近き所に立ち、あまり長く立ち、あまり早く歸れり。或受食の比丘は省慮する所なくして家に入れり。彼は「家の」戶と思うて內室に入りしに、其處に一人の婦女裸體のまま仰向に臥し居たり。比丘は此の婦人の裸體のまま仰臥せるを見、之は戶にあらず內室なりと「云ひ」、其の處より去れ

り。彼の婦人の夫は其の妻の裸體のまゝ仰臥せるを見、我が妻は此の比丘の爲に犯されたりと「思うて」、彼を捕へて打てり。彼の婦人は其の音の爲に目を醒し、夫に告げて云へり、「夫、何故に汝は此の比丘を打てるぞ。」「汝は此の比丘の爲に犯されたり。」「夫、我は此の比丘のために犯されたるにあらず、彼の比丘は過なし」と云うて之を放たしめたり。彼の比丘は精舍に歸り、比丘等に此の事を白せり。比丘の中にて少欲なるもの等は……「何故に受食の比丘等内衣外衣を著くること整はず……あまり早く歸るぞ。」此等の比丘は世尊に……「比丘等眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし比丘等に告げて宣へり、「さらば比丘等、受食の比丘の義務を制せん、彼等之によりて行ふべきなり。

二　受食の比丘は『今村里に入らん』とて三輪を覆ひ……徐徐として意を注ぎつつ村里に入るべきなり。よく身を覆ひて屋内に入るべく(六)……跪して入るべからず。家に入るには『之より入り、之より出でん』と省慮すべし。遽しく家に入り(七)……あまり早く歸るべからず。立つにあたりては食を施さんと思へりや否やと省慮すべし。〔家人〕若し業を放き、座より起ち、匙を拭ひ、器を拭ひ又は置かば、施さんと欲するなりとて立つべし。食を施さるる時は左手を以て僧伽梨衣を披き、右手を以て鉢を支へて受くべし。施食者の口を見るべからず。羹を施さんと思へりや否やと省慮すべし。〔家人〕若し匙を拭ひ、器を拭ひ又は置かば、施さんと欲するが如しとて立つべし。食を施され終らば僧伽梨衣

【六】四の三の初參照。
【七】五の一の初參照。

を以て鉢を覆ひ、徐徐として意を注ぎつつ歸るべし。よく身を覆ひて内庭に出づべし……跪して内庭に出づべからず。

三　先に村里の受食より歸りたるものは座席を敷き、足洗ふ水、足「上する」臺、足「上する」板を据ゑ、汚れたる皿を洗うて供ふべし、飲料水、用水を供ふべし。後に村里の受食より歸りたるものは殘食ありて、「之を食はんと」欲せば、食ふべく、欲せずば青草少なき所に棄て、又は生物棲まざる水に投ずべし。彼は座席を上げ、足洗ふ水、足臺、足板を藏め、汚れたる皿を洗うて藏め、飲料水、用水を藏め、食堂を掃ふべし。飲料水器、用水器、厠水器の空虚なるを見ば之を備ふべく、若し之を能くせずば手語にて第二人者を呼び手を協せて之を備ふべし。之がために默を破るべからず。比丘等、之は受食の比丘の義務なり、彼等は之によりて行ふべきなり。」

六—一　その時衆多の比丘森林中に住居せしが、彼等は飲料水を備へず、用水、火、燧具を備へず、星宿、方角を知らざりき。盜賊此の處に來り彼等に語げて云へり、「尊師、飲料水ありや。」「友よ、之なし。」「尊師、用水、火、燧具ありや。」「友よ、之なし。」「尊師、今日は如何なる星宿にか合せる。」「友等よ、我等之を知らず。」「尊師、此の方角は何ぞや。」「友よ、之を知らず。」それより彼の盜賊等は、「此等は飲料水、用水、火、燧具を備へず、星宿、方角を知らず、此等は盜賊にして比丘にあらずと云

うて彼等を打ちて去れり。彼等は世尊に……世尊は此の因緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、森林住の比丘等の義務を制せん、彼等は之によりて行ふべきなり。

二　比丘等、森林住の比丘は朝早く起き出で、鉢を袋に投じて肩に搭け、法衣を肩にし、履を穿き、木製土製の器物を藏め、戶窓を鎖し、坐臥處を去るべし。今村里に入らんとすと〔云ふ時〕、履を脫ぎて袋に投じ肩に搭け、三輪を覆ひ、總輪に內衣を被……意を注ぎて歸り來るべし。よく身を覆ひて內庭に入るべく……脆して內庭に入るべし。

三　村里より去るには鉢を袋に投じて肩に搭け、法衣を摺みて頭上にし、履を穿きて去るべし。森林住の比丘は飲料水を備へ、用水、火、燧具、杖を備へ、全部又は一部の星宿を知り、方角をも知るべきなり。比丘等よ、これ森林住者の義務なり、彼等は之によりて行ふべきなり。」

七―一　その時衆多の比丘等屋外に於て法衣を作りつつありしに、六羣の比丘等風に向へる庭に於て坐臥具を叩きたるため比丘等は塵を被れり。比丘の中にて少欲なるもの等は……彼等は世尊に……非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、比丘等の坐臥に關する義務を制せん、坐臥の上には彼等之によりて行ふべきなり。

二　比丘の住する精舍に塵積り、而して彼若し能くせば之を掃ふべきなり。精舍を掃ふには先づ鉢

衣を取り出して一方に置くべし、座席の敷物を、褥と枕とを取り出して一方に置くべし、臥牀を下してよく觸れ合はせ又は衝き當らしむることなく、戸の背後に運びて一方に置くべし、座椅を下して……臥牀の臺、唾壺、凭れ板を取り出して一方に置くべし、地上の敷物の敷かれたる所を考へ、取り出して一方に置くべし、精舍に蜘網あらば見て直に之を除くべし、窓と室との隅を掃ふべし、赤土を塗りたる壁、黑く塗りたる地に塵積りてあらば、布を濕し絞りて拭ふべし、地面「未だ塗り」終りてあらずば水を注ぎて掃ひ塵のために精舍を損はしむべからず、塵を積み置きて一方に棄つべし、比丘に近き處にありて、精舍、飲料水、用水に近き處又は風に向へる庭にありて坐臥具を叩くべからず、風下に於て之を叩くべし。

三　地上の敷物を一方に於て日に曝し、掃ひ、叩き、持ち來りて元の通りに据ゑ置くべし。臥牀の臺を……臥牀を一方に於て日に曝し、掃ひ、叩き下し、巧に觸れ合はせ、又は衝き當つることなく、戸の背に運び元の通りに据ゑ置くべし。座椅を……褥と枕とを一方に於て日に曝し掃ひ叩き還して元の通りに備へ置くべし。座席の敷物を……唾壺を一方に於て日に曝し掃ひ還して元ありし處に置くべし。凭れ板を……鉢衣を置くべし[八]……。

四　塵風若し東西北又は南より來らば[九]……寒時には……房舍若し塵あらば……飲料水なくば……若し年長の比丘と同一精舍内に住せば彼の許可を求めずして讀誦をなすべからず、試問をなすべから

【八】以下一の五の初參照。
【九】以下一の五の終參照。

ず、說明をなすべからず、法を談ずべからず、燈火を點じ又は消すべからず、窓を開き又は閉づべからず。若し年長比丘と同一經行處に經行せば、彼の轉ずる所にて己も轉ずべく、僧伽梨依の角にて彼に觸るべからず。比丘等よ、これ比丘の坐臥に關する義務なり。坐臥の上には彼等之によりて行ふべきなり。」

八—一　その時六羣の比丘は火舍中に於て長老比丘等の爲に障へられたるより、憎惡の心を以て多くの薪を積み、火を點じ戶を閉ぢ戶邊に坐したり。比丘等は熱氣に苦しめられ而も戶を失ひ氣絕して倒れぬ。比丘等の中にて寡欲なるもの：：それより彼等比丘は世尊に：：非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「火舍中に於て長老比丘等の爲に障へられしとて憎惡の心を以て多くの薪を積み、火を點ずべからず、之をなすものは惡作の罪あり。戶を閉ぢて戶邊に坐すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。

二　さらば比丘等、比丘等のため火舍中の義務を制せん、火舍中に於ては彼等之によりて行ふべきなり。先づ火舍に入るものは、若し灰積りてあらば之を捨つべし、火舍、土床、房室、前室、火舍堂若し塵積りてあらば之を掃ふべし、粉を摩り、粘土を濕し、水瓶に水を注ぐべし。火舍に入るには粘土を以て面を塗り、前後を覆ひて入るべし、長老比丘等の間に割り入れて坐すべからず、年少比丘等の座を奪ふべからず。若し能くせば火舍中長老比丘等のために用を辨ずべし。火舍を出づるには火舍

用の椅子を携へ前後を覆ひて出づべし。若し能くせば水中に於て長老比丘等のために用を辦ずべし。長老比丘等の前にありて又は上にありて浴すべからず。浴終りて出でんとするものは入らんとするものに道を讓るべし。後火舍を出るものは、火舍若し濕りてあらば、洗ふべし。粘土器を洗ひ、火舍用の椅子を纏め、火を消し戶を閉ぢて去るべし。比丘等、これ比丘の火舍中に於ける義務なり。火舍中に汝等は之によりて行ふべきなり。」

九　その時一人の婆羅門族出身の比丘あり、大便通の後、何人か此の汚れ惡臭なるものに觸れんやと云ひ、洗淨することを欲せず、ために局部に蛆生せり。彼の比丘は之を「他の」比丘等に語れり、「友、汝は大便通をなして後洗淨せずと云ふや。」「然り友よ。」比丘の中にて少欲なるもの等は憤り怒り呟きて「何故に「此の」比丘は大便通の後洗淨をなさざるや」と云へり。彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘、汝は大便通の後洗淨をなさずと云ふは眞なりや。」「眞なり世尊。」非難して說法をなし、比丘等を呼びて宣へり、「比丘等、大便通の後水あらば必ず洗淨をなすべし、洗淨をなさざるものは惡作の罪あり。」

一〇—一　その時比丘等廁房に於て年齡の順序によりて順に上れり。年少比丘は先に來りて上廁を

控へ、便を堪へたるため氣絕して倒れぬ。世尊に…非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、厠房に於ては年齡の順序によりて厠に上るべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、來りたる順序によりて厠に上ることを許す。」

二　その時六羣の比丘等は遽しく厠房に入り、衣を捲りて入り、悲み泣きつつ、楊枝を嚼みつつ、大便を行ひ、尿桶の外に大便を行ひ、尿桶の外に小便を行ひ、尿桶內に唾し、粗き尿橛を以て掻き、尿橛を糞桶內に投じ、遽しく出で、衣を捲りて出で、チャプチャプ音させつつ洗淨し、洗淨盤中に水を殘せり。比丘等の中にて少欲なるものは…彼等は世尊に…非難して說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「さらば比丘等、比丘等のため厠房中の義務を制せん、彼等は之によりて行ふべきなり。

三　厠に入らんとするものは外に立ちて咳拂をなすべく、內にあるものも咳拂をなすべし。法衣掛けの竿又は繩に法衣を掛け、よく意を注ぎて厠に入るべし。遽しく厠に入り、衣を捲りて入るべからず、厠の踏臺の上に立ちて衣を捲るべし。悲み泣きつつ、楊枝を嚼みつつ大便を行ふべからず…衣を捲りて出づべからず、洗淨所の踏臺の上に立ちて衣を捲るべし、チャプチャプ音させつつ洗淨し、洗淨盤中に水を殘すべからず、洗淨所の踏臺の上に立ちて衣を覆ふべし。厠房の外部汚れてあらば之を洗ふべし、尿橛箱滿ちてあらば尿橛を捨つべし、厠房若し塵あらば之を掃ふべし、若し土床、房室、前室、塵あらば之を掃ふべし、洗淨用の瓶に水なくば之を備ふべし。比丘等、これ比丘等の厠房に於

ける義務なり。廁房に於ては彼等之によりて行ふべきなり。」

一一—一四　（大品第一篇二五の一四—二四、二六の一—一一、三二の三及び三三と同じ、故に此に譯出することを略く）

波羅提木叉篇第九

一—一　その時佛世尊は舍衛城の東園なる彌伽羅母の樓閣に住したまへり。時に世尊は其の布薩日にあたり比丘衆に圍繞せられて坐したまへり。具壽阿難陀は夜更け、(一)初分を過ぎたる時、座を起ち鬱多羅僧衣を一肩にし、合掌を世尊の方に向け、世尊に白して云へり。「尊師、夜更け、初分既に過ぎたり、比丘衆坐すること久し、尊師、世尊の(二)波羅木叉を讀誦したまはんことを。」斯く云ふや世尊は默したまへり。二たび具壽阿難陀は夜更け中分既に過ぎたる時……默したまへり。三たび具壽阿難陀は夜更け後分既に過ぎ、日昇らんとして喜ばしき夜色現はれたる時、座を起ち鬱多羅僧衣を一肩に搭け、合掌を世尊の方に向け、世尊に白して云へり。「尊師、後分既に過ぎ、日昇らんとして喜ばしき夜色現はれたり。比丘衆坐すること久しく、尊師、世尊よ、彼等の爲に波羅提木叉を讀誦したまはんことを。」「阿難陀、[此の]衆は不清淨なり。」

二　時に具壽大目犍連は心に思へり、「世尊は何人に關してか、阿難陀、此の衆は不清淨なりと、斯の如く宣ふや。」それより具壽大目犍連は其の心を以てあらゆる比丘衆の心を忖度し、「彼は彼の人の破

(一) 一夜を三分し、初分、中分、後分と云ふ。

(二) 大品第二篇に出づ、世尊の比丘のために制したまへる二百二十七條の戒律を云ふ。

戒邪法不淨にして疑はしき行跡あり、「己の」行爲を隱覆し、沙門らしからずして沙門なりと自稱し、淨行者らしからずして淨行者なりと自稱し、内心腐り、卑聞にして穢生のものたり、而も比丘衆の中に坐するを見たり。見るや、彼に近づき彼に告げて云へり、「友よ、起て、汝世尊のために認めらる、汝諸比丘と同住すべからず。」斯く云ふや彼は默せり。二たび具壽大目犍連は彼の人に告げて……彼は默せり。三たび具壽大目犍連は彼の人に告げて……彼は默せり。是に於て乎具壽大目犍連は彼の人の腕を捕らへて戸外に拉し、針棒と閂とを鎖して世尊の所に趣き世尊に白して云へり、「尊師、我彼の人を外に出でしめ、衆既に清淨となれり。尊師、世尊の比丘衆のために波羅提木叉を誦したまはんことを」「目犍連、不可思議なり希有なり、彼の愚人の腕を捕へらるるに至るまで待たんことを」。

三　それより世尊は比丘等に語げて宣へり、「比丘等よ、大海中には此の八種の不可思議希有のことあり、之れを見て阿修羅は大海を樂しとす。何をか八となす。(一)比丘等、大海は次第に窪み、次第に傾き、次第に陥り、忽ちにして陥ることなし。大海の次第に窪み……忽ちにして陥ることなき、これ大海第一の不可思議希有のことにして、阿修羅は之れを見て大海を樂しとなす。(二)次に比丘等、大海「の水」は一定して岸を超ゆることなし。大海「の水」は一定して岸を超ゆることなき、これ大海第二の不可思議希有のことにして阿修羅は之れを見て大海を樂しとなす。(三)次に比丘等、大海は死屍と共に居らず、若し大海に死屍ある時は速に之れを岸に追ひ陸に上ぐ……(四)次ぎに比丘等、大なる河の

(三)恆河、閻牟那、阿夷羅伐底、薩羅浮、摩企等の如き、大海に達したる後は初の族と名とを棄てて唯大海とぞ名けらるる……(五)次に比丘等、世にありとあらゆる流は大海に來り、空中よりする流は〔大海〕に注げど、之によりて大海〔の水〕は減じ又は滿てりとも見えず……(六)次に比丘等、大海は唯一味卽ち鹹味なり……(七)次に比丘等、大海は多くの寶、種種の寶を有す、此に此等の寶あり、曰く眞珠、摩尼、瑠璃、硨磲、璧石、珊瑚、銀、金、紅玉、馬腦等是なり……(八)次に比丘等、大海は大なる生物の住する所なり、此に此等の生物あり、曰く(四)帝麑、帝麑伽羅、帝麑帝麑伽羅、阿修羅、龍、乾闥婆等是なり。大海には身長一百由旬、二百由旬、三百由旬、四百由旬又は五百由旬のものあり、……比丘等、大海には此等八種の不可思議希有の事あり、そを見て阿修羅は大海を樂しみとなす。

四　之と同じく比丘等、此の敎には八種の不可思議希有の事あり、之を見て比丘は此の敎を樂しとなす。何をか八となす。(一)恰も比丘等、大海は次第に窪み、次第に傾き、次第に陷り、忽ちにして陷ることなきが如く、之れと同じく比丘等、此の敎に於ては次第戒學あり、次第作業あり、次第階級あり、忽ちにして無學果を證知することなし。比丘等、此の敎に於ては次第戒學あり……證知することなき、是れ此の敎に於て第一の不可思議希有の事なり、之を見て

【三】Gaṅgā, Yamunā, Aciravatī, Sarabhū, Mahī 佛典中常に現はるる印度の五大河なり。

【四】Timi, Timiṅgala, Timitimiṅgala, Asura, Nāga, Gandhabba 共に大海中に棲息すと想像せられたる大なる生物の名なり。

比丘は此の教を樂しとなす。(二)恰も比丘等、大海「の水」は一定して岸を超ゆることなきが如く、之と同じく我が弟子等のために制したる戒學は彼等は假令生命を喪ふとも之を犯すことなし……(三)恰も比丘等、大海は死屍と共に居らず、若し大海に死屍ある時は速に之を岸に追ひ陸に上ぐ、之と同じく比丘等、人の邪戒邪法、不淨にして疑はしき行跡あり、「己の」行爲を隱覆し、沙門らしからずして沙門なりと自稱し、淨行者にあらずして淨行者なりと自稱し、内心腐り、卑聞にして穢生のもの、大衆は彼と同住せず、彼等は集りて速に彼を追ふ、假令大衆の間に坐せりと雖も、彼は大衆より遠ざかり大衆は亦彼より「遠ざかる」……(四)恰も比丘等、大なる河の恆河、閻牟那、阿夷羅伐底、薩羅浮、摩企等の如き、大海に達したる後は初の族と名とを棄てて唯大海とぞ名けらるる、之と同じく比丘等、刹帝利、婆羅門、吠舍、首陀等の四族のものは如來の說きたまへる教に於て在家を去りて出家得度しもとの族と名とを棄てて沙門釋子とぞ稱せらるる……(五)恰も比丘等、世にありとあらゆる流は大海に來り、空中よりする流は「大海に」注げど、之によりて大海「の水」は減じ又は滿てりとも見えず、之と同じく比丘等、假令數多の比丘は無餘涅槃界に入ると雖も、之がために涅槃界は減じ又は滿てりとも見えず……(六)恰も比丘等、大海は唯一味卽ち鹹味なるが如く、比丘等、此の教は唯一味卽ち解脫味なり……(七)恰も比丘等、大海は多くの寶、種種の寶を有す、此に此等の寶あり、曰く眞珠、摩尼、瑠璃、硨磲、璧石、珊瑚、銀、金、紅玉、馬瑙等是なり、之と同じく比丘等、此の教は多くの寶、種

種の寶を有す、此に此等の寶あり曰く、四念處、四正勤、四神足、五根、五力、七覺支、八正道是なり・・・(八)恰も比丘等、大海は大なる生物の住する所なり、此に此等の生物あり曰く、帝麑、帝麑伽羅、帝麑帝麑伽羅、阿修羅、龍、乾闥婆等是なり。大海には身長一百由旬、二三四五百由旬のものあり。之と同じく比丘等、此の敎は大なる人物の住する所なり、此に人物とは預流者、一來者、不還者阿羅漢及び此等を證知するの中途にあるもの等是なり・・・比丘等、此の敎には八種の不可思議希有の事あり、之を見て比丘等は此の敎を樂しとす。」世尊は此の意を知りその時此の喜詞を宣べたまへり。

『雨は覆へるには烈しく降りて、開けるには烈しく降ることなし、されば覆へるは之を開け、斯くて之に烈しく降ることなからん。』

二　時に世尊比丘等を呼びて宣へり、「比丘等、今より以後我は布薩を行はじ、波羅提木叉を誦せじ。比丘等、今より以後汝等布薩を行ひ、波羅提木叉を誦せよ。如來の不淨の衆中にありて布薩を行ひ、波羅提木叉を誦せんこと、斯る道理あるべからず。比丘等、罪あるものは波羅提木叉を聞くべからず、之を聞けば惡作の罪あり。比丘等、罪あるもの波羅提木叉を聞けば、之を禁止するとを許す。之を禁止するには當に斯の如くすべし、布薩會の當日、十四日又は十五日に於て彼の面前にて大衆中に提示して云ふべきなり、『諸尊師、大衆我が云ふ所を聽け、某と名くる比丘は罪を犯せり、我彼の波羅提

木叉を禁止せん、彼の面前に於ては、之を誦すべからず」と。「斯くして」波羅提木叉は、禁止せられたるなり。

三－一　その時六羣の比丘は、何人も我等を知らずと云ひ、罪を犯せるものにして波羅提木叉を聞けり。他人の心を知れる長老比丘等は他の比丘等に語げて云へり、「友等よ、某某と名くる六羣の比丘は、何人も我等を知らずと云ひ、罪を犯せるものにして波羅提木叉を聞けり。」六羣の比丘は、他人の心を知れる長老比丘等の……聞けりと云へりと云ふを聞けり。彼等は良比丘等は先づ我等に對して波羅提木叉を禁止せんと云ひ、罪なき清淨比丘に對して、事なく理由なきに波羅提木叉を禁止せり。比丘の中にて少欲なるもの等は……それより彼等は世尊に……非難して說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、罪なき清淨比丘に對して事なく理由なきに波羅提木叉を禁止するものは惡作の罪あり。

二　比丘等、一種の波羅提木叉禁止は法に適はず、一種は法に適ふ、二種は法に適はず、二種は法に適ふ、三、四、五、六、七、八、九、十種は法に適はず、十種は法に適ふ。

三　何をか一種の法に適はざる波羅提木叉禁止となす。無根の破戒によりて波羅提木叉を禁止す、これ一種の法に適はざる波羅提木叉禁止なり。何をか一種の法に適へる波羅提木叉禁止となす、事實上の破戒によりて波羅提木叉を禁止す、これ一種の法に適へる波羅提木叉禁止なり。何をか二種の法

に適はざる・・・無根の破戒と無根の邪行とによりて・・・何をか二種の法に適へる・・・事實上の破戒と事實上の邪行とによりて・・・何をか三種の法に適はざる・・・無根の破戒、邪行、邪見によりて・・・何をか三種の法に適へる・・・事實上の破戒、邪行、邪見、邪生活によりて・・・何をか五種の法に適はざる・・・無根の波羅夷罪、僧殘罪、波逸提罪、波提舍尼罪、惡作によりて・・・何をか六種の法に適はざる・・・(五)無根の爲さざる破戒、爲せる破戒、爲さざる邪行、爲さざる邪見、爲せる邪見によりて・・・何をか七種の法に適はざる・・・無根の波羅夷罪、僧殘罪、偸羅遮罪、波逸提罪、波提舍尼罪、惡作、惡說によりて・・・何をか八種の法に適はざる・・・・・無根の爲さざる破戒、爲せる破戒、爲さざる邪行、爲せる邪行、爲せる邪見、爲さざる邪生活、爲せる邪生活によりて・・・何をか九種の法に適はざる・・・無根の爲せる、爲さざる、及び爲せる爲さざる破戒、無根の爲せる、爲さざる、及び爲せる爲さざる邪行、並に無根の爲せる、爲さざる、及び爲せる爲さざる邪見によりて・・・何をか十種の法は適はざる・・・(六)波羅夷罪のもの其の會に列せず、波羅夷罪の話は起らず、戒を捨てたるもの其の會に列せず、戒を捨てたる話は起らず、彼適法にして和合せる「措置」に服し、適法にして和合せる「措置」に應ずるを辭す、適法にして和合せる「措置」に應ずるを辭するの談は行はれず、破戒の上に於て見聞疑なく、邪行の上に於て見聞疑なく、邪見の上に於て見聞疑なし・・・・・・

【五】爲さざること即ち怠慢に附することが破戒となり、又爲せることが破戒となる場合を云ふ。

【六】以下各項 四以下 に說明す。

四　如何にしてか波羅夷罪を犯せるもの、其會に列せるとある。比丘等、此に比丘「甲」あり、波羅夷罪を犯せりと見るべき相、表、徴等によりて彼「甲」の此の罪を犯せるを見たる一比丘「乙」あり、或は乙は「目のあたり」甲の波羅夷罪を犯せるを見ず、唯他の一人の比丘「丙」ありて乙に語りて云ふ、「友よ、某と名くる比丘「甲」は波羅夷罪を犯せり」と、或は乙自ら甲の波羅夷罪を犯せるを見て、又丙は乙に甲の波羅夷罪を犯せしことを語らず、而も甲自ら乙に語げて云ふ、「友よ、我は波羅夷罪を犯せり」と。比丘等よ、望むらくは乙比丘は「斯る場合に於て」其の見たる所、聞きたる所、疑へる所により、其の布薩日、即ち十四日又は十五日、彼の面前に於て大衆中に之を宣言すべきなり、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、某と名くるもの波羅夷罪を犯せり、我彼の波羅提木叉を禁止す、彼の面前に於ては之を誦すべからず」と。比丘に對して波羅提木叉を禁止するや、十障事中の一あるによりて、列座のものは散じ去るべきなり。何をか十障事となす。王、盗、火、水、人、非人、猛獸、毒蛇の障難あり、生命、梵行の危險あるとによりてなり。望むらくは比丘等、其の住院又は他の住院内に於て其のものの列席せる所に於て大衆中に宣言して云ふべし、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、某と名くるもの波羅夷罪「を犯せりと云ふ」談起り、其の事未だ審議せられず、若し時可ならば大衆其の事を審議せん」と。斯くて無事なることを得ればこれ可なり、若し得ずば其の布薩日、十四日又は十五日に其のものの列席せる所に於て大衆中に宣言して云ふべし、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、某と名くるもの波羅夷罪

〔を犯せりと云ふ〕談起り、其の事未だ審議せられず、我彼の波羅提木叉を禁止す、彼の面前に於ては之を誦すべからず」と。波羅提木叉の禁止は法に適へり。

五　如何にしてか戒を捨てたるもの其の席に列せることある。比丘等、此に比丘〔甲〕あり、戒を捨てたりと見るべき相、表、徴によりて彼〔甲〕の戒を捨てしことを見たる一比丘〔乙〕あり（七）……

六　如何なるをか適法にして和合ある〔措置〕に應せずとする。比丘等、此に比丘〔甲〕あり、適法にして和合ある〔措置〕に應せずと見るべき相、表、徴によりて彼〔甲〕の之れに應せざるを見たる一比丘〔乙〕あり……

七　如何なるをか適法にして和合ある〔措置〕を受領するを辭すとなす。比丘等、此に比丘〔甲〕あり、適法にして和合ある〔措置〕を受領するを辭すと見るべき相、表、徴によりて彼〔甲〕の之を受領するを辭するを見たる一比丘〔乙〕あり……

八　如何なるをか破戒に就て見聞疑ありとなす。比丘等、此に比丘〔甲〕あり、破戒に就て見聞疑ありと見做すべき相、表、徴によりて彼〔甲〕の破戒上の見聞疑あることを見たる一比丘〔乙〕あり、或は乙は自ら甲の破戒上の見聞疑あることを見るにあらず、唯他の一人の比丘〔丙〕あり乙に語りて云ふ、『友よ、某と名くる比丘〔甲〕は破戒上の見聞疑あり』と、或は乙は甲の破戒上の見聞疑あることを自ら見ず、又丙は乙に之れを語らず、而も甲自ら乙に語りて云ふ、『友よ、我は破戒上の見聞疑あり』

【七】以下四を參照せよ、「波羅夷罪を犯せる」を「戒を捨てたる」に代へよ。

と、望むらくは比丘等、其の見たる所、聞きたる所、其の疑へる所により、其の布薩日、即ち、十四日又は十五日、彼の面前に於て大衆の間に之を宣言すべきなり、「諸尊師、大衆余が言ふ所を聽け、某と名くるもの破戒上の見聞疑あり、我彼の波羅提木叉を禁止す、彼の目前に於ては之を誦すべからず」と。波羅提木叉の禁止は適法なり。

九　如何なるをか邪行上に見聞疑ありとなす。（八）……如何なるをか邪見上に見聞疑ありとなす。（九）……此等十種を法に適へる波羅提木叉の禁止となす。」

第一誦出　終

四　その時具壽優波利は世尊の居たまへる所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、起りたる問題を自ら引き受けんと欲する比丘は、如何なる條件の下に之を引き受くべきぞや。」「優波利よ、起りたる問題を引き受けんと欲する比丘は、五の條件の下に之を引くべきなり。彼れは當に斯の如く觀察すべきなり、（一）余が此の問題を引き受けんとするは時を得たりとせんや否やと。優波利よ、若し此の比丘觀察して、余が此問題を引き受けんとするは時にあらずと知らば、優波利よ、彼は之を引き受くべからず。優波利よ、若し此比丘觀察して、彼が此の問題を引き受けんとするは時に合へりと知らば、彼は更に觀察すべきなり、（二）余が此の問題を引き受けんとするはこれ正し

【八】上の八を參照せよ。
【九】前註【八】を見よ。

とせんや否やと。優波利よ、若し此の比丘觀察して・・・彼が此の問題を引き受けんとするはこれ正しと知らば、彼は更に觀察すべきなり。(三)余が此の問題を引き受けんとするはこれ利を伴へることなりとせんや否やと。優波利よ、若し此の比丘觀察して・・・彼が此の問題を引き受くるはこれ利を伴へりと知らば、彼は更に觀察すべきなり、(四)余は此の問題を引き受くるに當りて相見、相親める比丘等を法と律とに適へる我が黨中に引き入れ得べしとせんや否やと。優波利よ、若し此の比丘觀察して・・・彼は此の問題を引き受くるに當りて相見、相親める比丘等を法と律とに適へる彼が黨中に引き入れ得べしと知らば、彼は更に觀察すべきなり、(五)余若し此の問題を引き受くれば之を原として大衆の鬪爭異執、紛諍、大衆の分裂、隔執、不和、不調生ぜんや否やと。優波利よ、若し此の比丘觀察して・・・彼若し此の問題を引き受くるも之を原として大衆の爭鬪、異執、紛諍、大衆の分裂、隔執、不調、不和生ずることなしと、斯の如く知らば、彼は之を引き受くべきなり。優波利よ、起りたる問題を引き受けんと欲する比丘は斯の如く五の條件の下に之を引き受くべきなり。」

五―一　「尊師、難責者たる比丘の他を難責するに當り、幾何法の己の身に具はれることを察して他を難責すべきぞや。」「優波利よ、難責者たる比丘の他を難責するに當り、五種の法の己の身に具はれることを察して他を難責すべきなり。(一)優波利よ、難責者たる比丘は他を難責するに當り、余は身

行清淨なりや否や、余は清淨にして瑕疵なく汙垢なき身行を有するや否や、此の法はこれ余が身に存するや否やと觀察すべきなり。優波利よ、彼若し身行清淨ならず、清淨にして瑕疵なく汙垢なき身行を有せずとせば、彼に對して、望むらくは具壽よ、先づ身戒を習へと、斯の如く云ふ者あらん。(二)次にまた優波利よ、彼は、余は口行清淨なりや否や、余は清淨にして瑕疵なく汙垢なき口行を有するや否や、此の法はこれ余が身に存するや否やと觀察すべきなり……(三)次にまた優波利よ、彼は、同梵行者に對して障ふることなき慈悲心常に我にありや、此の法はこれ余が身に存するや否やと觀察すべきなり……(四)次にまた優波利よ、彼は、余は多聞にして聞きたるは之を持ち、之を積み、諸法の初中後共に善く、文義共に具はり、一切充足して清淨なる梵行を賞揚せる如き、斯の如き諸法を多く聞き護持し語を以て積み、心を以て觀、見を以て了解するや否や、此の法はこれ余が身に存するや否やと觀察すべきなり、……(五)次にまた優波利よ、彼は、余は兩波羅提木叉には詳に了達し、條により相によりて分別決斷するや否や、此の法はこれ余が身に存するや否やと、斯く觀察すべきなり。優波利よ、彼若し兩波羅提木叉に詳に了達せず、條により相によりて分別決斷せず、友よ、之は世尊何處に於て說きたまひしぞと問はれて說き明すこと能はず、彼に對して、望むらくは具壽よ、先づ戒律を習へと云ふものあらん。優波利よ、難責者たる比丘は他を難責するに當り此の五種の法の己の身に具はれることを察して他を難責すべきなり。」

二　「尊師、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは幾何法を己に確めて後他を難責すべきぞや。」「優波利よ、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは五の法を己に確めて後他を難責すべきなり、曰く(一)時にして云はん、非時には云はじ(二)正しきを云はん、正しからざるを云はじ、(三)溫かに云はん、暴しく云はじ、(四)利あるを云はん、利なきを云はじ、(五)慈心を以て云はん、不慈心を以て云はん。優波利よ、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは此等の五法を己に確めて後他を難責すべきなり。」

三　「尊師、非法なる難責をなす比丘を幾何法によりてか反省を促すべき。」「優波利よ、非法なる難責をなす比丘は五の法によりて反省を促すべきなり、(一)具壽よ、汝は時を得ずして難責し、時を得て難責せず、反省するの要あり、(二)正しからずして難責し……(三)暴しく難責し……(四)利なきを難責し……(五)具壽よ、汝は憤怒心を懷きて難責し、慈悲心を以て難責せず、反省するの要ありと。優波利よ、非法なる難責をなす比丘は此等の五法によりて反省を促すべきなり。これ何の故ぞ。他の比丘をして正しからざるに難責せんと思はざらしめんためなり。」

四　「尊師、非法の難責を受けたる比丘を幾何法によりてか反省を棄てしむべきぞ。」「優波利よ、非法の難責を受けたる比丘をして反省を棄てしむるに五の法あり(一)具壽よ、汝は時ならず、時來らざるに難責せられたり、反省の要なし、(一)(二)(三)(四)具」壽よ、汝は憤怒心を懷きて、慈悲心なきものの

ために難責せられたり、反省の要なし。優波利よ、非法の難責を受けたる比丘は此等の五法によりて反省を棄てしむべきなり。」

五「尊師、適法の難責をなす比丘は幾何法によりてか其の反省を棄てしむべきぞ。」「優波利よ、適法の難責をなす比丘は五の法によりて其の反省を棄てしむべきなり、(一)具壽よ、汝は時至れるに難責し、時至らざるに難責せしにあらず、反省するの要なし、(二)(三)(四)(五)具壽よ、汝は慈悲心を以て難責し、憤怒心を以て難責せず、反省するの要なし。適法の難責をなしたる比丘は此等の五法によりて其の反省を棄てしむべきなり。これ何の故ぞ。他の比丘をして正しくして初めて他を難責せんと思はしめんがためなり。」

六「尊師、適法の難責を受けたる比丘は幾何法によりてか其の反省を促すべきぞ。」「優波利よ、適法の難責を受けたる比丘は五の法によりて其の反省を促すべきなり、(一)具壽よ、汝は時至れるに難責せられ、時至らざるに難責せられしにあらず、反省するの要あり、(二)(三)(四)(五)具壽よ、汝は慈悲心を以て難責せられ、憤怒心を以て難責せられしにあらず、反省するの要あり。優波利よ、適法の難責を受けたる比丘は此等の五法を以て其の反省を促すべきなり。」

七「尊師、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは幾何法の己にあることを思惟して他を難責すべきぞや。」「優波利よ、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは五の法の己にあること

を思惟して他を難責すべきなり、曰く(一)慈悲心あると、(二)「他の」利益を求むると、(三)哀愍心あると、(四)罪を脱れたると、(五)律を尊重すると是れなり。優波利よ、難責者たる比丘の他を難責せんと欲するものは此等五法の己に存することを思惟して他を難責すべきなり。」「尊師、難責を受くる比丘は幾何法にか己を確立すべきぞ。」「優婆利よ、難責を受くる比丘は二種の法に己を確立すべきなり、曰く、眞實と怒らざると是れなり。」

比丘尼篇第十

一　その時佛世尊は【一】釋氏國の迦比羅衞城中、尼拘律園内に住したまへり。時に【二】摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の居たまへる所に趣き、世尊を禮拜して一方に立ち、世尊に白して云へり、「願くは尊師よ、女人は亦如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨て出家得度することを得ん。」「止みね瞿曇彌よ、汝女人の如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨て出家得度することを得んと望むことなかれ。」二たび……三たび摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して云へり、「願くは尊師よ、女人も亦……出家得度することを得んと望むことなかれ。」是に於て乎瞿曇彌は、「世尊は女人の如來の說きたまひたる敎に於て出家得度することを許したまはず」と云うて、苦しみ煩え、涙を垂れ泣きつつ、世尊を禮拜し、右遶の禮をなして去れり。

二　それより世尊は隨意の間迦比羅衞城に住し、毘舍離城の方へ遊行したまへり、次第に遊行しつつ毘舍離に達したまひ、此に世尊は毘舍離城の【三】大林中、重閣講堂内に住したまへり。時に瞿曇彌は髮を斷たせ、黃色の衣服を著け、衆多の釋氏女と共に毘舍離城の方に趣き、次第に毘舍離城の大林、

【一】Sakya Kapilavatthu, Nigrodha-ārāma.

【二】Mahāpajāpatī Gotamī 世尊の生母摩耶夫人の妹にして、共に淨飯大王の妃たり。夫人の沒後世尊を乳養したる方なり。

【三】Mahāvana Kūṭāgāra-sālā.

重閣講堂に近づけり。瞿曇彌は足瘇れ、身に塵を浴び、苦しみ煩え涙を垂れ泣き悲しみつつ戸の外に立てり。具壽阿難陀は瞿曇彌の足瘇れ…泣き悲しみつつ戸外に立てるを見、彼女に語げて云へり、「何故に瞿曇彌、汝は足瘇れ…泣き悲しみつつ戸外に立てるぞ。」「尊師阿難陀よ、斯く世尊は女人の如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨て出家得度することを許したまはざるが故なり。」「さらば瞿曇彌よ、しばし余が世尊に女人の…出家得度を請ひたてまつるまで、此の處に居れ。」

三　其より具壽阿難陀は世尊の所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、彼の瞿曇彌は足瘇れ…泣き悲しみつつ戸外に立ち、世尊は女人の…許したまはずと「云ふ」。尊師、女人も如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨て出家得度するを許したまはんことを。」「止みね阿難陀、汝女人の如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨て出家得度することを得んと望むことなかれ。」二たび…三たび具壽阿難陀は世尊に白して云へり、「彼の瞿曇彌は足瘇れ…出家得度することを得んと望むことなかれ。」是に於て乎、具壽阿難陀は、世尊は女人の…許したまはず。我當に宜しく他の方法により世尊に女人の…請ひたてまつるべきなりと「思ひ」、彼は世尊に白して云へり、「尊師、女人若し如來の說きたまひたる敎に於て出家得度せば、預流果、一來果、不還果、阿羅漢果を實證することを得べきや。」「阿難陀よ、女人若し…實證することを得。」「尊師、女人若し…實證することを得ば、瞿曇彌は世尊の姨母にして世尊に大恩を被せたてまつれるもの、世尊を立たせ、養ひ、

乳を與へ、世尊の母の沒したまふや、世尊を乳養したてまつれり。望むらくは尊師、女人の如來の說きたまひたる敎に於て在家を出でて出家得度することを得んことを。」

四　「阿難陀よ、瞿曇彌若し八條の重法を領受せば是れこそ彼の女の大戒たらん。（一）大戒を受けてより百歲を經たる比丘尼も今日大戒を受けたる比丘を敬禮、起迎、合掌、應待すべし。此の法を恭敬尊重讃歎して終生犯すことなかるべし。（二）比丘尼は比丘の住はざる住院內に安居すべからず。此の法を……（三）毎月二回比丘尼は比丘衆より二種の事を期すべし、卽ち布薩日を問ふことと、敎誡を受くると是れなり。此の法を……（四）安居を終りたる比丘尼は「比丘、比丘尼」兩衆の間に於て、「見聞疑の」三事によりて自恣を受くべきなり。此の法を……（五）重罪を犯したる比丘尼は「比丘、比丘尼」兩衆の間に於て半月摩那埵を受くべきなり。此の法を……（六）二年間六種の法を學習する式沙摩那は兩衆の間に於て大戒を授けられんことを求むべきなり。此の法を……（七）如何なる事情あらんとも比丘尼は比丘を罵詈讒謗すべからず。此の法を……（八）今日より以後比丘尼の比丘に對する言路は閉され、而も比丘の比丘尼に對する言路は閉されず。此の法を……阿難陀、瞿曇彌若し是等八種の重法を領受せば、是れぞ彼の女の大戒なる。」

五　具壽阿難陀は世尊の所に於て此等八種の重法を學び、瞿曇彌の所に來り、彼の女に語げて云へり、「瞿曇彌、汝若し八種の重法を領受せば是卽ち汝の大戒とならん。（一）大戒を受けてより百歲を經

たる比丘尼も・・・比丘の比丘尼に對する言路は閉されず、此の法を・・・瞿曇彌よ、汝若し此等八種の重法を領受せば是れ卽ち汝の大戒とならん。」「譬へば尊師阿難陀よ、女人には男子の年若く、年壯にして美しきもの、髮を洗ひて優波羅の花鬘、婆師迦の花鬘、阿帝物多の花鬘を得、兩手に受けて頭上に安くが如し、之と同じく尊師、阿難陀よ、我此等八條の重法を領受し終生犯すべからずとせん。」

六　次に具壽阿難陀は世尊の所に來り世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、瞿曇彌は八條の重法を領受し、世尊の姨母は大戒を受け了はれり。」「阿難陀よ、女人若し如來の說きたまひたる敎に於て在家を捨てて出家得度することを得ざりせば、阿難陀よ、梵行は久しく住立するならん、正法は一千年の間世に存するならん。阿難陀よ、今女人如來の・・・今正法は唯五百年の間世に存せん。譬へば阿難陀よ、女人多くして男子少き家は盜人劫賊の押し入ること容易なるが如く、之と同じく女人の在家を捨てて出家得度することを得る敎にありては梵行久しく住立せず。譬へば阿難陀よ、熟したる稻田に白種と名くる病疫生じ、其の稻田の長く存せざるが如く、之と同じく女人の・・・梵行久しく住立せず。譬へば阿難陀よ、熟したる甘蔗田に淺紅種と名くる病疫生じ、其の甘蔗田の長く存せざるが如く、之と同じゝ女人の・・・梵行久しく住立せず。譬へば阿難陀よ、人の大なる湖水に堤を設けて水の寄するを防がんとするが如く、之と同じく阿難陀よ、我は比丘尼のために豫め八種の重法を設けて終生犯すべからずとせり。」

二一　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の居たまへる所に來り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、我此の釋女等を如何にすべきや。」世尊は法を說いて瞿曇彌を示教利喜したまひ、瞿曇彌は說法によりて世尊の示教利喜を受け、世尊を禮拜し右遶の禮をなして去れり。後世尊は此の因緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、比丘尼は比丘尼によりて大戒を授くることを許す。」

二　其等の比丘尼は瞿曇彌に語げて云へり、「(四)尊は未だ大戒を受けず、我は既に之を受けたり、而して世尊は比丘尼は比丘尼によりて大戒を授けらるべしと制したまへり。」時に瞿曇彌は具壽阿難陀の所に至り、彼を禮拜して一方に立ち、彼に語りて云へり、「尊師阿難陀、此等の比丘尼は我に對して、尊は未だ大戒を受けず……世尊は……制したまへりと斯の如く云ふ。」具壽阿難陀は世尊の所に至り、世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して云へり、「尊師、瞿曇彌は、「我に對して」此等の比丘尼は、尊は未だ大戒を受けず……制したまへりと斯の如く云ふと云へり。」「阿難陀よ、瞿曇彌が八種の重法を領受したる時、是れ即ち其の受戒なりき。」

【四】 Ayyā（アイヤー） 年長又は身分高き婦女を呼ぶに用ふる語、大姉は之に當るが如し。

比丘尼の八重法　終

三　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は具壽阿難陀の所に至り、彼を禮拜して一方に立ち、彼に語りて云へり、「尊師、阿難陀よ、我は世尊に一の恩惠を請ひたてまつる。尊師よ、世尊の比丘及び比丘尼の其の年齢に准じて敬禮、起迎、合掌禮、應待をなすことを許したまはんことを。」それより具壽阿難陀は世尊の居たまへる所に來り……世尊に白して云へり、「尊師、瞿曇彌は、我は世尊に一の恩惠を請ひたてまつる……應待をなすことを許したまはんとを」と斯の如く云へり。」「阿難陀よ、如來の、女人を敬禮……應待するを許したまふべき理由あるべからず、時機あるべからず。此等の邪說の異道等すら女人を敬禮……應待することなし、況や如來は女人を敬禮……應待することを許したまはんや。」それより世尊は此の因緣に於て說法をなし比丘等に語げて宣へり、「比丘等、女人を敬禮、起迎、合掌禮、應待すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」

四　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の所に趣き、世尊を禮拜して一方に立ち、世尊に白して云へり、「尊師、比丘尼の戒學の比丘と關係あるものは我等之を如何にすべきぞや。」「瞿曇彌よ、比丘尼の戒學の比丘と關係あるものは、比丘等の習ふが如く、汝等も之によりて習へ。」「尊師、比丘尼の戒學の比丘と關係なきものは、我等之を如何にすべきぞや。」「瞿曇彌よ、比丘尼の戒學の比丘と關係なきものは、其が制せられたる所に隨うて之を習へ。」

五　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の居たまへる所に趣き……白して云へり、「願くは尊師、我世尊より法を聽いて單り他と遠ざかり勤勉に熱烈專心にして住するを得る、斯の如き法を說きたまはんことを。」「瞿曇彌よ、汝が知る所の法若し欲愛のためにして離欲のためにあらず、欲結のためにして離結のためにあらず、憍慢、大欲、不滿足、羣衆、怠惰、難堪忍のためにして、謙遜、小欲、滿足、孤棲、勤勉、易堪忍のためにあらざることを知らば、之は實に法にあらず、律にあらず、師の教にあらずと知るべきなり。されど又瞿曇彌よ、汝が知る所の法若し離欲のためにして欲愛のためにあらず、離結のためにして欲結のためにあらず……あらざることを知らば、之は實に法なり、律なり、師の教なりと知るべきなり。」

六―一　その時比丘尼の波羅提木叉は未だ誦せられざりき。世尊に……「比丘等、比丘尼の波羅提木叉を誦することを許す。」時に比丘等は思へり、「何人か比丘尼の波羅提木叉を誦すべきぞ。」世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼のために波羅提木叉を誦することを許す。」その時比丘は比丘尼の房に趣きて彼等のためには波羅提木叉を誦せり。人人憤り怒り呟きて云へり、「此等は彼等の妻なり、此等は彼等の情婦なり、今此等は彼等と共に戲る。」比丘等は此等の人人の……呟けるを聞き、それより世

尊に……「比丘等、比丘は比丘尼のために波羅提木叉を誦すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘尼の比丘尼のために波羅提木叉を誦することを許す。」比丘尼等は如何にして波羅提木叉を誦すべきやを知らざりき。世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼のため如何にして波羅提木叉を誦すべきやを語ることを許す。」

二　その時比丘尼等は其の罪を謝せざりき。世尊に……「比丘尼等は其罪を謝せざるべからず、謝せざるものは惡作の罪あり。」比丘尼等は如何にして謝すべきやを知らざりき。世尊に……「比丘の比丘尼等のため罪を謝するの法を語ることを許す。」時に比丘尼等は思へり、「何人か比丘尼の謝罪を受くべきぞ。」世尊に……「比丘の比丘尼の謝罪を受くることを許す。」その時比丘尼等は街路、巷路、十字路に於て比丘を見るや、鉢を地上に放いて、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して其の罪を謝せり。人人憤り怒り呟きて云へり、「此等は彼等の妻女なり、情婦なり、夜間彼等を惑はして今其の罪を謝するなり。」世尊に……「比丘は比丘尼の謝罪を受くべからず、之を受くるものは惡作の罪あり。比丘尼の「他の」比丘尼の謝罪を受くることを許す。」比丘尼等は如何にして謝罪を受くべきやを知らざりき。世尊に……「比丘の比丘尼のなめに謝罪を受くるの法を語ることを許す。」

三　その時比丘尼に對して式事を行はざりき。世尊に……「比丘等、比丘尼に對して式事を行ふとを許す。」時に比丘等思へり、「何人か比丘尼に對して式事を行ふべきぞ。」世尊に……「比丘の比丘尼に

對して式事を行ふことを許す。」その時式事を行はれたる比丘尼等街路、巷路又は十字路に於て比丘を見るや鉢を地上に放いて鬱多羅僧衣を一肩に搭け、跪坐合掌して罪を謝したり。是れ斯くすべきものなりと思ひてなり。人人……「此等は彼等の妻女なり、情婦なり、夜間彼等を惑はして今之を謝するなり。」世尊に……「比丘は比丘尼に對して式事を行ふべからず、之を行ふものは惡作の罪あり。比丘尼の比丘尼に對して式事を行ふことを許す。」比丘尼等は如何にして式事を行ふべきやを知らざりき。世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼に式事を行ふの法を説くことを許す。」

七　その時比丘尼は大衆の中に於て爭闘、喧噪、紛諍を起し、互に口頭の槍を以て相刺し、其の諍事を止むること能はざりき。世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼等のために諍事を決することを許す。」その時比丘等比丘尼の爲に諍事を決せしが、之を決するに當り式事に與るべき比丘尼及び罪を犯したる比丘尼共に出席せり。比丘尼等は云へり、「願くは尊師、比丘尼等のために式事を行へ、比丘尼等の謝罪を受けよ、世尊は比丘の比丘尼等のため諍事を決すべきことを制したまへり。」世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼のために式事を説明して之を彼等に引き渡し、比丘尼の比丘尼に對して式事を行ふこと、比丘の比丘尼のために罪を説明して之を彼等に引き渡し、比丘尼の比丘尼より謝罪を受くべきことを許す。」

八　その時(三)蓮華色比丘尼の弟子たる比丘尼は世尊に隨侍すること七年、律を習ひ悉せしが、忘念の性なりしかば學ぶ所は總て忘れたり。彼の尼、世尊舍衞城に趣きたまはんとすと聞けり。彼の尼思へらく、「我世尊に隨侍したてまつること七年……忘る。女人の生涯世尊に隨侍したてまつることは難し、我之を如何にすべきぞ。」彼の尼は他の尼等に之を語れり、尼等は世尊に……「比丘等、比丘の比丘尼に律を敎ふることを許す。」

第一誦出　終

九―一　その時世尊隨意の間毘舍離城に住したまひて後、舍衞城の方へ遊行したまへり、次第に遊行して舍衞城に達し、此に世尊は舍衞城の祇陀林なる給孤獨居士の園に住したまへり。その時六羣の比丘は比丘尼等に汙水を注ぎ、彼等の己等を愛慕せんことを願へり。世尊に……「比丘等、比丘は比丘尼に汙水を注ぐべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、此の比丘に對して懲戒を行ふことを許す。」時に比丘等は懲戒は之を如何にすべきぞと思へり。世尊に……「比丘等、其の比丘は比丘尼衆より禮拜を受けざるやうにすべし。」その時六羣の比丘は身體を開いて比丘尼等に示し、股、陰部を開いて尼等に示し、彼等と語り、彼等と相交り、彼等の己等を愛慕せん

【五】Uppalavaṇṇā.

ことを願へり。世尊に……「比丘等、比丘は身體を開いて……相交はるべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、此の比丘に對して懲戒を行ふことを許す。」時に比丘等懲戒は是を如何にすべきぞと思へり。世尊に……「比丘等、其の比丘の比丘尼衆より禮拜を受けざるやうにすべし。」

二　その時六羣の比丘尼は比丘に汚水を注ぎ、彼等の己等を愛慕せんことを願へり……「比丘等、〔此等の比丘尼に對して〕閉戸[六]をなすことを許す。」閉戸をなしても〔彼等は〕之を受けざりき。世尊に……「比丘等、教誡を禁止することを許す。」その時六羣の比丘尼は身體を開いて比丘等に示し、乳房、股、陰部を開いて……彼等と語り、彼等と相交はり……世尊に……「比丘等、〔此等の比丘尼に對して〕閉戸をなすことを許す。」閉戸をなしても彼等は之に應せざりき。世尊に……「比丘等、教誡を禁止することを許す。」

三　時に比丘等は心に疑ひ思へらく、「教誡を禁止されたる比丘尼と共に布薩會を行ふは適當なりとせんや否や。」世尊に……「比丘等、教誡を禁止されたる比丘尼とは其の諍事の決せらるるまで、共に布薩會を行ふべからず。」その時具壽ウダーイは教誡を禁止して遊行に出で去れり。比丘尼は憤り怒り呟きて、「何故に尊ウダーイは教誡を禁止して自ら遊行に出で去るぞや。」世尊に……「比丘等、教誡を禁止して〔自ら〕遊行に出で去るべからず、之をなすものは惡作の罪あり。」その時愚癡不聽明のもの〔尼の〕教誡を禁止せり。世尊に……「比丘等、愚癡不聽明のものは〔尼の〕教誡を禁止すべからず、之

【六】精舍に出入することを禁止するなり。

れをなせば惡作の罪あり。」その時比丘等は事なく理由なきに敎誡を禁止せり。世尊に……惡作の罪あり。その時比丘等敎誡を禁止して其の決定を與へざりき。世尊に……惡作の罪あり。」

四　その時比丘尼等、(七)敎誡に趣かざりき。世尊に……法に隨うて處分すべきなり。その時比丘尼衆總て敎誡に趣けり、人人憤り怒り且つ呟きて、此等は彼等の妻女なり、情婦なり、今此等は彼等と共に戯ると云へり。世尊に……「比丘等、比丘尼衆總て敎誡に趣くべからず、趣く時は惡作の罪あり。「比丘等、四人又は五人づつ敎誡に趣くことを許す。」その時比丘尼等四人又は五人づつ敎誡に趣きしが、人人は尙ほ憤り……共に戯ると云へり。世尊に……「四人又は五人づつ敎誡に趣くべからず、趣く時は惡作の罪あり。」「比丘等よ、二人又は三人づつ比丘尼の敎誡に趣くことを許す。一人の比丘「甲」の所に至り、鬱多羅僧衣を一肩にし、足を禮し、跪坐合掌して彼に語げて云ふべし、『尊、比丘尼衆は此に比丘衆の足下を禮拜し、敎誡のため趣かんことを請ふ、尊、比丘尼衆は敎誡のため趣くことを得んと望む』と云ふ。彼の比丘「甲」は波羅提木叉讀誦者「乙」の所に至り、彼に語げて云ふべし、『尊師、比丘尼衆は比丘衆の足下を……望むと云ふ』と。乙は甲に語げて云ふべし、『何人か比丘尼敎誡者に選ばれたるもの「丙」ありや。』若し比丘の比丘尼敎誡者に選ばれたる者あらば乙は甲に語げて云ふべし、『某と名くる比丘は比丘尼敎誡者に選ばれたり、比丘尼衆彼の所に行くべし。』若し何人も比丘尼敎誡者に選ばれたるものなくば甲は乙に問うて云ふべ

【七】敎誡を受くるために比丘の所に趣くなり。

し、「何れの具壽か比丘尼を教誡するに堪ふるや。」若し何人か尼を教誡するに堪ふるもの「甲」あり、彼且つ八事を具有せば、彼を選びて云ふべし、『某と名くる比丘は比丘尼教誡者に選ばれたり。尼衆は彼の所に往くべし。』若し何人も比丘尼教誡に堪へずば乙は甲に語げて云ふべし、『一人として比丘尼教誡者に選ばれたるものなし。尼衆「自ら」よく之を成せよ』と。」

五　その時比丘等教誡「の任」を受けざりき。世尊に……「比丘等、教誡の任を受けざることなかれ、受けざるものは惡作の罪あり。」その時一人の愚比丘あり、比丘尼等彼の所に趣きて云へり、「尊、教誡「の任」を受けよ。」「妹よ、我は愚なり、奈何でか教誡「の任」を受けん。」「尊、之を受けよ、世尊は、比丘は比丘尼を教誡すべしと、斯く制したまへるにあらずや。」世尊に……「比丘等、愚者を除き他のものにて教誡「の任」を受くることを許す。」その時一人の病比丘あり、比丘尼等……「比丘等、愚者と病者とを除き他のものにて教誡「の任」を受くることを許す。」その時一人の外出せんとする比丘あり、比丘尼等……「比丘等、愚者と病者と外出者とを除き他のものにて教誡「の任」を受くることを許す。」その時一人の比丘あり林間に住せり、比丘尼等……「比丘等、林間の比丘は教誡「の任」を受け、某處に趣くべしと約束することを許す。」その時教誡「の任」を受けながら之を果さざりき。世尊に……「比丘等、教誡「の任」を受けて之を果さざることなかれ、果さざるものは惡作の罪あり。」その時比丘等、教誡「の任」を受けて趣かざりき。世尊に……その時比丘尼等約束の所に趣かざりき。世尊に此の事を白

せり。「比丘等、比丘尼等は「教誡のため」約束せし箇所へ趣かざるべからず、趣かざるものは惡作の罪あり。」

一〇一一　その時比丘尼等長き帶を用ゐ、之によりて襞を作れり。人人……恰も在家女人の俗樂を享くるものの如しと云へり。世尊に……長き帶を用ふべからず、之を用ふれば惡作の罪あり、比丘等尼等は一廻りの帶を用ふることを許す。之によりて襞を作るべからず、之を作れば惡作の罪あり。」その時比丘尼等竹線を以て織りたる布、皮布、白布、編みたる白布、襞ある白布、チョーラ布、編みたるチョーラ布、襞なるチョーラ布、編みたる絲布、襞ある絲布を以て襞を作れり。人人……恰も在家女人の俗樂を享くるものの如しと云へり。世尊に……襞を作るべからず、之を作れば惡作の罪あり。」

二　その時比丘尼等牛の脛骨を以て背を搔かせ、牛の顎骨を以て背、手、手背、足、足背、股、顏顬を叩かせたり。人人……世尊に……之をなさしむるものは惡作の罪あり。」

三　その時六羣の比丘尼等面を塗り、面を摩擦し、面に粉を施し、雄黃石を以て面に印し、四支を彩り、面を彩り、四支と顏とを彩れり。人人……世尊に……之をなすものは惡作の罪あり。」

四　その時六羣の比丘尼等黠靑をなし、差別相をなし、窓を開いて街路を眺め、半身を戸外に露はし、集まりて踊らしめ、遊女を設けしめ、酒舖を設けしめ、肉肆を設けしめ、店を開かせ、金貸をな

し、商人となり、奴婢、男女の勞働者を使ひ、畜類を飼ひ、綠なると熟せるとを賣り、刀箱を所持せり。人人‥‥世尊に‥‥之をなすものは惡作の罪あり。」

五　その時六羣の比丘尼等は總て靑色なる、黃色なる、赤色なる、茜色なる、黑色なる、橙色なる、暗黃色なる衣服を著けたり。緣を斷たざる、緣の長き、花形の緣ある、龍頭形の緣ある法衣を著け、短衣を著け、木皮衣を著けたり。人人‥‥世尊に‥‥之を著くるものは惡作の罪あり。」

一一　その時一人の比丘尼死するに當りて、「我死して後、我が資具を大衆の所有となせ」と云へり。此に比丘と比丘尼と相爭ひ、各各己のものなりと云へり。世尊に‥‥「比丘等、比丘尼死するに臨みて、我死して後、我が資具を大衆の所有となせと云はば、比丘衆は此に權利なし、資具は比丘尼衆のものなり。式沙摩那若し死するに臨みて‥‥比丘尼衆のものなり。比丘、沙彌、信士又は信女死するに當りて、我死して後我が資具は之を大衆の所有とせよと、斯の如く云はば、比丘尼衆は此に權利なし、資具は比丘衆のものなり。」

一二　その時もと力士の妻たりしもの比丘尼の中に出家してありしが、街路に一人の弱き比丘を見肩頭を以て之を突き轉がせり。比丘等憤り怒り呟きて、何故に比丘尼は比丘に突き當るぞと云へり・

世尊に……之をなすものは惡作の罪あり。比丘尼若し比丘を見ば遠くより避けて道を讓ることを許す。」

一三一　その時一人の婦女あり、夫の他行中情夫によりて懷胎せり。彼の女は墮胎して、家に往來する一人の比丘尼に語げて云へり、「尊、此の胎兒を鉢に入れて持ち去れ。」彼の尼は胎兒を鉢に入れ、僧伽梨衣を以て之を覆ひて去れり。時に一人の受食のために往來せる比丘あり、誓をなして云へり、「我第一に得たる食を比丘又は比丘尼に與ふることなうして之を食ふことをなさじ。」是に於て彼の比丘は此の尼を見、「妹よ、食を受けよ」と云へり。「止みなん尊。」二たび……三たび彼の比丘は此の尼に語げて、「妹よ、食を受けよ」と云ひ、「尼は之に答へて」「止みなん尊。」と云へり。「妹よ、我は誓を立てて我第一に得たる食を比丘又は比丘尼に施さずしては食ふことをなさじとなす。よりて妹よ、之を受けよ。」それより此の尼は彼の比丘のために迫られ出して鉢を示し、「尊、鉢中の胎兒を見よ、何人にも之を語るとなかれ」と云へり。彼の比丘は憤り怒り呟きて云へり、「何故に鉢中に胎兒を入れて持ち去るぞ。」比丘は「他の」比丘等に之を語れり。比丘の中にて少欲のもの等は……世尊に……比丘尼は鉢中に胎兒を入れて持ち運ぶべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、比丘尼若し比丘を見ば鉢を出して示すことを許す。」

二　その時六羣の比丘尼等は比丘を見るや鉢を覆して其の底を示せり。比丘等憤り……世尊に……「尼等は比丘を見、鉢を覆して其の底を示すべからず、之をなすものは惡作の罪なり。尼若し比丘を見ば鉢を起して之を示し、鉢中若し食物あらば之を以て比丘を饗すべきなり。」

一四　その時舍衞城中、街路に男根を放棄したるを比丘尼等頻に之を觀たり。人人聲を揚げて叫び、尼等は之を恥らへり。それより彼等道院に歸り「他の」尼等に之を語れり。彼等の中にて少欲なるもの等は憤り怒り呟きて、「何故に尼等は男根を熟視するぞ」と云ひ、彼等は世尊に此の事を白せり。「比丘等、尼等は男根を熟視すべからず、之をなせば惡作の罪あり。」

一五―一　その時人人の比丘等に食を施し、比丘等は尼等に之を施せり。人人……「何故に尊等は己の受用のために與へられたるを他に與ふるぞや、恰も我等が與ふべき所を知らざるが如くなり。」世尊に……「自己の受用のために與へられたるを他に與ふべからず、之を與ふるものは惡作の罪あり。」その時比丘等の施物堆く積まれたり。世尊に……「比丘等、之を大衆に施すことを許す。」益堆くなれり。世尊に……「之を個人にも施すことを許す。」その時蓄藏せる比丘の施物堆く積れり。世尊に……「比丘等、蓄藏せる比丘の施物は尼等にも施して之を受用することを許す。」

二　その時人人は比丘尼等に食を施し、比丘尼等は比丘等は之を施せり（八）……

一六―一　その時比丘等の坐臥具は堆く積まれ、比丘尼等には之あらざりき。尼等は使者を比丘の所に送りて云へり、「願くは尊等、しばし我等に坐臥具を與へよ。」世尊に……「比丘等、尼等しにばらく坐臥具を與ふることを許す。」

二　その時月經中の比丘尼等覆附の臥牀坐榻に臥し又は坐ししかば坐臥具はために血に汚れたり。世尊に……「比丘等、比丘尼は覆附の臥牀坐榻に臥し又は坐すべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、室內衣を用ふることを許す。」室內衣血に汚れたり。世尊に……「猿股を用ふることを許す。」猿股は滑り落ちたり。世尊に……「紐を以て結び股に縛ることを許す。」紐切れたり。世尊に……「犢鼻褌と腰紐とを用ふることを許す。」その時六羣の比丘は常時腰紐を用ゐたり。人人……世尊に……「尼等は常時腰紐を用ふべからず。用ふれば惡作の罪あり。月經中のもの「に限り」腰紐を用ふることを許す。」

第二誦出　終

【八】一と全く反對するのみ。

一七―一　その時大戒を受けたるもの或は「女性の」相なく、相のみあり、經水なく、常に經水あり、

〔九〕……、「小便」常に漏れ、〔一〇〕……女性黄門たり、〔一一〕……「女根」破壞し、兩根あることを示せり。世尊に……「比丘等、大戒を授くるには二十四條の障礙法を問ふことを許す。問ふには當に斯の如くすべきなり、『汝は「女性の」相なきにあらざるか……〔一二〕汝に癩病、癰腫、乾癬、肺病、癲癇等、斯の如き疾病なきや、汝は人なりや、女なりや、自由の身なりや、負債なきや、王に奉事せずや、父母〔又は〕夫の承認を得たりや、滿二十歳に達せりや、汝の鉢衣を得たりや、汝の名は何ぞや、推擧者の名は何ぞや』と。」

二　その時比丘等は尼等に障礙法を問ひしが、受戒志望のもの等は惑ひ懼れて答ふること能はざりき。世尊に此の事を白せり。「一方に於て大戒を授くべきものには比丘尼衆に於て障礙なきやを問ひ、比丘衆に於て戒を授くることを許す。」その時比丘尼等訓誡なうして受戒志望者に障礙法を問ひしが、彼の女等は惑ひ懼れて答ふること能はざりき。世尊に……「比丘等、先づ訓誡し、後障礙法を問ふとを許す。」其の大衆中に於て訓誡せしに、受戒志望のもの等は同じく惑ひ懼れて答ふること能はざりき。世尊に……「比丘等、一方に於て訓誡を與へ、大衆中にありて障礙法を問ふことを許す。訓誡を與ふるには當に斯の如くすべし、先づ和尚を取らしめ、鉢衣〔に就て〕語るべし、之は汝の鉢、『之は〔汝の〕僧伽梨衣、鬱多羅僧衣、安陀衣、之は掩腋衣、水浴衣なり、行きて彼の位に立て』と。」

【九】 [illegible] ka Sikharini Aepmrisikā の三語不明。
【一〇】 前註【九】と同じ。
【一一】 前註【九】と同じ。
【一二】 以上總て十一箇條なり。

三　愚癡不聰明なるもの訓誡を施せしが、受戒志望者は惑ひ懼れて答ふること能はざりき。世尊に……「比丘等、愚癡不聰明のものの訓誡を施すべからず、施さば惡作の罪あり、聰明にして智能あるものの訓誡を與ふることを許す。」

四　選擧せられざるもの訓誡をなせり、世尊に……「選擧せられずして訓誡をなすことを禁ず、之をなさば惡作の罪あり。選擧せられたるものの訓誡を與ふることを許す。選擧するには當に斯の如くすべきなり。自ら己を選擧すべく、他人他人を選擧すべきなり。自ら己を選擧するには如何にすべきや。聰明にして智能あるもの大衆に提議して云ふべきなり、『諸姉、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるもの某と名くる大姉によりて大戒を授けられんことを望む。時若し可ならば我某と名くるものを訓誡せん』と。斯の如く自ら己を選擧すべきなり。他人他人を選擧するには如何にすべきや。聰明にして智能ある一人の比丘尼は大衆に提議して云ふべきなり、『諸姉、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるもの、某と名くる大姉によりて大戒を授けられんことを望む。時若し可ならば我某と名くるものを訓誡せん』と。斯の如く他人他人を選擧すべきなり。

五　其の選擧されたる比丘尼は受戒志望者の所に行きて云ふべし、『某よ聽け、之は汝の眞實（を語るべき）時、如實（を語るべき）時なり。起りたる事を大衆中に於て問はれ、有るは之ありと云ふべく、無きは之なしと云ふべし。惑ひ懼るることなかれ、汝に斯の如く問はん、汝は（女性の）相なきにあら

ざるか……汝の名は何ぞや、汝の推擧者の名は何ぞや』と。「志望者は」唯一人來れり。一人來るべからず。訓誡者先づ來り大衆に提議して云ふべし、『諸姉、大衆我が言ふ所を聽け、某と名くるもの某と名くる大姉によりて大戒を授けられんことを求む。我彼の女を訓誡せり。時若し可ならば某をして來らしめん。』『此に來れ』と云ふべし。「志望者をして」鬱多羅僧衣を一肩に搭け、比丘尼等の足下を禮し蹲坐合掌して受戒を求めしむべし、『諸姉、我大衆に授戒を求む、諸姉、慈愍を垂れて之を授けよ。二たび……三たび諸姉、我大衆に授戒を求む、諸姉、慈愍を垂れて之を授けよ。』

六―七　聰明にして智能ある一人の比丘尼は大衆に提議して云ふべきなり（二三）………

八　（二四）直に彼の女を比丘衆の所に導き、彼の女をして鬱多羅僧衣を一肩に搭け、比丘等の足下を禮し、蹲坐合掌して受戒を求めしむべし、『諸尊、我某と名くるもの某と名くる大姉によりて授戒を求め、既に一方に於て戒を授けられ、比丘尼衆に（二五）清淨なる「ことを認めらる」。諸尊、我大衆に授戒を求む、大衆慈愍を垂れて我に之を授けよ。諸尊、我某と名くるもの……二たび……三たび諸尊、我大衆に授戒を求む、大衆慈愍を垂れて我に之を授けよ。』聰明にして智能ある一人の比丘は大衆に提議して云ふべし、『諸尊師、大衆我が言ふ所を

【二三】以下大品第一篇七六の九―一二に示せる比丘の受戒の場合と全く相同じ、之を參照して知るべし。

【二四】既に尼衆中の受戒終りたれば、是より比丘衆中にて戒を受けんとするなり。

【二五】謂ゆる二十四箇條の障礙法なきことを云ふ。

聽け、此の某と名くるもの某と名くるものによりて授戒を求め、既に一方に於て戒を授けられ、比丘尼衆のために淸淨なることを認めらる。某と名くるもの某と名くる推擧者により授戒を求む。時若し可ならば大衆 某 と名くるものに對し、某と名くるものによりて大戒を授けん、之我が提議なり(一六)・・・次に影を量るべきなり。時季日時を告げ示すべきなり、一切の事を告げ示すべきなり。比丘尼等に語げて此のものに(一七)三依法及び(一八)八不應作事を告げ示せと云ふべし。

一八　その時比丘尼等食堂に於て座を讓りて時を費せり。世尊に・・・「比丘等、八人の尼は年齡に準じて「坐し」、他は來れる順序によりて、「坐すこと」を許す。」その時比丘尼等世尊は、八人の尼は年齡に準じ、他は來れる順序によりて、「坐すこと」を許したまへりと云ひ、常に八人の尼を年順によりて「座を」保留し、他の來れる順序によりて「著坐せしめたり」。世尊に・・・「比丘等、食堂に於ては八人の尼を年順によりて坐し、他を來れる順序によりて、「坐すこと」を許し、他所にては常に年順によりて「座を」保留することを許さず。之をなすものは惡作の罪あり。」

(一六) 以下常の如く一白三羯磨の形式なれば之を類推すべし。

(一七) 比丘の四依法中樹下住の一を除く、比丘尼は樹下に住するを禁ぜらるるなり。

(一八) 八波羅夷罪に相當す。

一九—一　その時比丘尼等自恣を行はざりき。世尊に……「比丘等、比丘尼は自恣を行はざるべからず、行はざるものは法によりて處分せらるべきなり。」その時比丘尼等彼等の間にて自恣を行ひ、比丘衆の中にては之を行はざりき。世尊に……法によりて處分せらるべきなり。」その時比丘尼等比丘等と同時に自恣を行ひて喧噪を起せり。世尊に……「比丘尼は比丘と同時に自恣を行ふべからず、行ふものは惡作の罪あり。」その時比丘尼等食前に自恣を行ひて時を費せり。世尊に……「食後に自恣を行ふことを許す。」食後自恣を行ひしに時遲れたり。世尊に……「今日〔尼衆の中にて〕自恣を行ひ、明日比丘衆の中にて自恣を行ふことを許す。」

二　その時尼衆總て自恣を行ひて喧噪を起せり。世尊に……「一人の聰明にして智能ある比丘尼を選び、比丘尼衆のために比丘衆中に自恣を行ふことを許す。之を選ふには當に斯の如くすべし、先〔其の〕比丘尼に之を請ひ、後一人の聰明にして智能ある比丘は大衆に提議して云ふべきなり、『諸姉、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば大衆、尼衆に代りて比丘衆中に自恣を行はしめんがために某と名くる比丘尼を選ばん、これ我が提議なり[二九]……』

三　此の選ばれたる比丘尼は尼衆を伴ひて、比丘衆の所に至り、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、比丘の足下を禮拜し蹲坐合掌して下の如く云ふべし、『諸尊、此に比丘尼衆は見聞疑により比丘衆に對して自恣を行ふ、諸尊、比丘衆、尼衆に慈愍を垂れて之を語げよ、〔罪を〕見て之を謝せん。二たび……三た

【二九】一白三羯磨の式事なり。

び諸尊、此に比丘尼衆は……〔罪を〕見て之を謝せん』と。」

二〇 その時比丘尼等は比丘に對して〔其の〕布薩を禁止し、自恣を禁止し、命令を發し、敎誡を禁止し、許可を求め、難責し、追憶せしめたり。世尊に……「比丘等、比丘尼は比丘に對して〔其の〕布薩を禁止すべからず、假令禁止すとも其の効なく、禁止するものは惡作の罪あり。自恣、命令、敎誡、許可、難責、追憶〔一〇〕……その時比丘等比丘尼等に對して布薩を禁止し、自恣を禁止し、命令を發し、敎誡を禁止し、許可を求め、難責し、追憶せしめたり〔一一〕……

二一 その時六羣の比丘尼は、或は牝獸の挽きて女の御者添ひ、牡獸の挽いて男の御者の添へる車に乘りて旅せり。人人……恰も恆河、摩企河の祭の如しと云へり。世尊に……〔斯の如き〕車に乘りて旅するものは法に隨ひて處分せらるべきなり。」その時一人の比丘尼病に罹り歩行すること能はざりき。世尊に……「病者は車に乘るとを」許す。」時に比丘等疑ひ思へり、「牝獸牡獸何れの挽けるものぞと。」世尊に……「牝獸牡獸の挽き、又は手を以て挽けるに乘ることを許す。」その時或比丘尼あり、車の動搖のため、益不快を感ぜり。世尊に……「比丘等、〔一二〕駕又は轎を用ふることを許す。」

〔一〇〕皆上の如し。
〔一一〕以下上文と同じ。
〔一二〕駕 Sivikā は大、轎 Pātanki は小なり。

二二―一　その時アッダカーシーと名くる遊女比丘尼中に出家してありしが、彼は世尊の所に於て大戒を受けんとて舍衞城に趣かんと欲せり。無賴の徒はアッダカーシー遊女の舍衞城に趣かんとすと云ふを聞いて路を塞げり。遊女は無賴漢の路を塞げりと云ふを聞き、使を世尊の所に送り、我大戒を受けんと欲す、我は如何にすべきやと言ひ送れり。世尊は此の因緣によりて說法をなし、比丘等に語げて宣へり、「比丘等、使者を以て大戒を授くることを許す。」

二　比丘を使者として大戒を授けぬ。「比丘を使者として大戒を授くべからず、之をなせば惡作の罪あり。」式沙摩那、沙彌、沙彌尼、愚癡不聰明の「尼」を使者として大戒を授けぬ。「比丘等、式沙摩那、沙彌、沙彌尼、愚癡不聰明の「尼」を使者として大戒を授くべからず、之をなすものは惡作の罪あり。比丘等、聰明にして智能ある「尼」を使者として大戒を授くべきなり。

【三】一七の八參照、此の一句同所の文と異なれり。

三　彼の使者たる比丘尼は大衆の所に趣き、鬱多羅僧衣を一肩に搭け、比丘尼の足下を禮し、蹲坐合掌して下の如く云ふべし、『諸姉、某と名くるもの、某と名くる大姉によりて授戒を求め、一方に於ては戒を授けられ、比丘尼衆中「其の」淸淨なることを「認めらる」、【三】彼の女障礙ありて此に來らず。諸姉、某と名くるもの大衆に對して大戒を授けられんことを求む、大衆慈愍を垂れて之を授けよ。二

たび諸姉・・・三たび諸姉、某と名くるもの某と名くる大姉によりて授戒を求め・・・大衆慈愍を垂れて之を授けよ。』聰明にして智能ある「比丘」大衆に提議して云ふべきなり、『諸尊師、我が言ふ所を聽け、此の某と名くるもの某と名くるものによりて授戒を求め、既に一方に於て戒を授けられ、比丘尼衆のために淸淨なることを「認めらる」、彼の女障礙ありて此に來らず〔三四〕・・・・・・。」

二三 その時比丘尼等森林中に住せしが無賴漢のために犯されたり。世尊に・・・住するものは惡作の罪あり。」

二四 その時一人の信士は比丘尼衆のために下僕の室を造れり。世尊に・・・「之を用ふることを許す。」足らざりき。世尊に・・・「尼院を設くることを許す。」足らざりき。世尊に・・・「工事を起すことを許す。」足らざりき。「個人「の住處」をも設くることを許す。」

二五—一 その時一人の女人懷胎して後出家せしが、出家の後胎兒動けり。時に此女人思へらく、「我此の兒を如何にすべきぞや。」世尊に・・・「比丘等、其の兒の成長するに至るまで、之を養ふことを

【三四】 以下一百三羯磨の作法による。一七の八と同じく、唯「彼の女障礙ありて此に來らず」の語を加ふるのみ。

許す。」時に彼の尼思へり、「我は一人住することを得るや、他の尼も小兒と共に住することを得るや。我之を如何にすべきぞ。」世尊に……「比丘等、一人の尼を選び、其の尼の伴として與ふることを許す。之を選ぶには當に下の如くすべきなり、先づ某比丘に請ふべく、請ひて後一人の聰明にして智能ある尼は大衆に提議して云ふべきなり、『諸姉、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば大衆某と名くるものを選びて某と名くる尼の伴となさん。是れ我が提議なり（二五）……。』

二　時に彼の隨伴の尼は思へり、「我此の兒に對して如何にすべきぞ。」世尊に……「室を同じう「して臥」することの外、他の男子に對すると等しく其の兒に對して行ふべきなり。」

三　その時一人の比丘尼は重罪を犯して摩那埵を受けつつありき。時に彼の尼心に思へらく、「我は唯一人住することを得るや、他の比丘尼も亦我と共に住することを得るや。我之を如何にすべきぞ。」世尊に……「比丘等、一人の尼を選び其の尼の伴として與ふることを許す。之を選ぶには當に下の如くすべきなり（二六）………。」

二六―一　その時一人の尼は戒を捨てて還俗せしが、後再び來りて尼等に授戒を請へり。世尊に……「比丘等、比丘尼は戒を捨つべからず、彼の女は還俗すると同時に比丘尼にあらず。」

【二五】以下一白三羯磨作法による。

【二六】以下一と同じ。

二　その時一人の比丘尼尚袈裟を被ながら外道に入りしが、後再び來りて授戒を請へり。世尊に・・・「比丘等、袈裟を著けながら外道に入りたるものは、「再び」來るとも戒を授くべからず。」

二七一　その時比丘尼等は男子の禮拜、剪髮、剪爪、傷を縛る等を疑ひて應ぜざりき。世尊に・・・「之に應ずることを許す。」

二　その時比丘尼等踵を以て「腿を」壓しながら結跏趺坐せり。世尊に・・・「比丘等、比丘尼は結跏趺坐すべからず、之をなせば惡作の罪あり。」その時一人の病比丘尼あり、結跏趺坐せずしては快らざりき。世尊に・・・「比丘等、比丘尼は半跏趺坐することを許す。」

三　その時比丘尼等厠房に於て大便を行ひ、六羣の比丘尼等は其の處にて墮胎したり。世尊に・・・「比丘等、便所にて大便をなすべからず、なすものは惡作の罪あり。比丘等下部は開き上部は覆へる所にて大便をなすことを許す。」

四　その時比丘尼等粉を用ゐて浴を行へり、人人・・・在家の女人の俗樂を享くるものの如しと云へり。世尊に・・・「比丘尼は粉を用ゐて浴をなすべからず、之をなせば惡作の罪あり。」その時比丘尼等香を入れたる粘土を用ゐて浴をなせり。人人・・・世尊に・・・「比丘等、比丘尼は香入りの粘土を用ゐて浴をなすべからず。之をなせば惡作の罪あり。普通の粘土を用ふることを許す。」その時比丘尼等火

舍内に浴をなしながら喧噪を起せり。世尊に……「比丘尼は火舍内に浴すべからず、浴するものは惡作の罪あり。」その時比丘尼等流に壓されながら、流に逆ひて浴したり。世尊に……「比丘尼は流に逆ひて浴すべからず、之をなせば惡作の罪あり。」その時比丘尼等浴場なき〔三七〕所に於て浴し、無賴漢のために犯されたり。世尊に……「比丘尼は浴場なき所にて浴すべからず、なせば惡作の罪あり。」その時比丘尼等男子の浴場にて浴をなせり。人人……世尊に……「比丘等よ、比丘尼は男子の浴場にて浴することを禁ず、浴せば惡作の罪あり。比丘尼は婦人の浴場に於て浴することを許す。」

〔三七〕浴場は多く河又池の畔にあり。

五百〔結集〕篇第十一

一　時に具壽大迦葉は比丘等に語げて云へり、「友等よ、我一度大比丘衆五百數のものと共に波婆より拘尸那羅に通ずる路を通りつつありき。友等よ、我道を下り一樹の下に坐せしに、一人の活命外道の徒あり、拘尸那羅より曼陀羅華を手にして波婆の方へ長路を行けり。我は此の活命士の遠くより來るを見、彼に語げて云へり、『友よ、汝恐くは我等の師〔の消息〕を知らん。』『友よ、然り我之を知る、沙門瞿曇は入滅より今日既に七日を經たり、此の曼陀羅華は其の處より得たるなり。』『此處に友等よ、比丘の未だ欲を離れざるもの等は或は腕を組みて泣き、自ら地に投じ、輾轉反側して、世尊の入滅したまふこと早きに過ぐ、(一)善逝の入滅したまふこと早きに過ぐ、眼目の世に滅すること早きに過ぐと〔云へり〕。されど比丘の既に欲を離れたるもの等は念覺を失ふことなく、諸行は無常なり、此に如何でか〔常住なることを〕得んと云へり。友等よ、此に我此の比丘等に語げて云へり。止めよ、汝等、悲むなかれ、歎くなかれ、世尊は先に既に總て喜べるもの、愛せるものと別れ、離れ、異なるべきを說きたまへり。生じ存し、作られたる朽壞の法朽ちることなかれと、斯の如き道理あるべからずと〔說きたまへり〕と。』

【一】 Sugata 世尊の別號。

友等よ、時に〔二〕善賢と名くる〔三〕晩年に出家せしものあり、此の集會に列してありしが、彼は此等の比丘に語げて云へり、『止めよ、友等、悲むなかれ、歎くなかれ、我等よく彼の大沙門より脫れ得たり、我等は、之は汝等に適す、之は汝等に適せずと云うて「彼のために」惱まされしが、今我等自ら欲することは之をなし、欲せざることはなさざることを得』と。

〔四〕されば友等よ、我等、非法の榮えて法の衰へ、非律の榮えて律の衰へざるに先ち、非法を說くものの力を得て法を說くものの力を失ひ、非律を說くものの力を得て律を說くものの力を失ふに先ち、法と律とを〔五〕合誦せん。」

二　〔六〕「さらば長老よ、比丘等を選べ。」是に於て乎具壽大迦葉は五百に一を少ける數の阿羅漢を選べり。比丘等は具壽大迦葉に語げて云へり、「尊師よ、此の具壽阿難陀は尚ほ有學の身にして貪瞋癡及び怖畏より脫るることを得ざるも、彼世尊の傍にありて法と律とを學べること多し。されば尊師、長老具壽阿難陀をも選べ。」よりて具壽大迦葉は具壽阿難陀をも選びたり。

三　時に長老比丘等は思へり、「我等何處に於て法と律とを合誦すべきや。」彼等は更に思へり、「王舍城は受食處多く、坐臥處多し、我等當に王舍城に於て雨安居を行ひ、法と律とを合誦し、他の比丘

【二】Subhadda 須跋陀羅。
【三】Vuddha-pabbajita 晩年僧の意。
【四】以下又大迦葉の言なり。
【五】Saṅgāyati これ「結集」の動詞形なり。第十一、十二兩篇を通じて合誦と譯したり。
【六】比丘等の大迦葉に對して合誦に與るべき比丘を選ばんことを請ふ。

等をして同所に雨安居を行はざらしめん。」

四　時に具壽大迦葉は大衆に提議して云へり、「友等、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば、大衆、王舍城に於て雨安居を行ひ、法と律とを合誦せんが爲に此等五百の比丘を選ばん、他の比丘等をして王舍城中に雨安居をなさしむべからず。是れ我が提議なり。友等、大衆我が言ふ所を聽け、大衆王舍城に於て雨安居を行ひ、法と律とを合誦し、他の比丘等をして同所に雨安居せざらしめんが爲に此等五百の比丘を選ぶ。諸具壽の中、王舍城に於て雨安居を行ひ、法と律とを合誦し、他の比丘等をして同所に雨安居を行はざらしめんが爲に此等五百の比丘を選ぶことを是とするものは默せよ、是とせざるものは云へ。大衆は王舍城に於て雨安居を行ひ法と律とを合誦し、他の比丘等をして同所に雨安居を行はざらしめんがために此等五百の比丘を選び了る。大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す」と。

五　それより長老比丘等は法と律とを合誦せんが爲に王舍城に趣けり。時に彼等は互に云へらく、「友等よ、世尊は破れ朽ちたるを繕ふを賞したまへり、我等（七）初月に於て破れ朽ちたるを繕ひ、中月に於て相集まり法と律とを合誦せん。」それより長老比丘等は初月に破れ朽ちたるを繕へり。

六　時に具壽阿難陀は、明日は集會あり、我有學の身にして集會に列するは適當にあらずと〔思ひ〕夜の大部分を身念に住して過し、夜明くる比臥せんとして其の體を横へたり、頭、未た枕に著かず、

【七】雨安居期三月を三分して。

足の未だ地より離れざるに、「彼の」心は著を脱れ、諸漏より離れぬ。是に於て具壽阿難陀は阿羅漢となりて集會に趣けり。

七　時に具壽大迦葉は大衆に提議して云へり、「友等、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば我優波利に律を問はん。」具壽優波利はまた大衆に提議して云へり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば我具壽大迦葉に律を問はれて之に答へん。」それより具壽大迦葉は具壽優波利に問うて云へり、「友優波利よ、第一の波羅夷罪は何處に於て制せられたる。」「尊師、毗舍離城に於て。」「何人に關して。」「迦蘭陀の子たる須提那に關して。」「如何なる事情に就て。」「男女の交に就て。」それより大迦葉は優波利に對して、第一波羅夷罪の事情に問ひ、由來、人、制、(八)隨制、罪、無罪を問へり。「友優波利よ、第二の波羅夷罪は何處に於て制せられたる。」「尊師、王舍城に於て。」「何人に關して。」「陶師の子陀尼迦に關して。」「如何なる事情に就て。」「不與取に就て。」大迦葉は優波利に對して、第二波羅夷罪の事情を問ひ……無罪を問へり。「友優波利よ、第三の波羅夷罪は何處に於て制せられたる。」、「尊師、毘舍離城に於て。」「何人に關して。」「衆多の比丘に關して。」「如何なる事情に就て。」「殺人に就て。」大迦葉は優波利に對して、第三波羅夷罪の事情を問ひ……無罪を問へり。「友優波利よ、第四の波羅夷罪は何處に於いて制せられたる。」「尊師、毘舍離城に於て。」「何人に關して。」(九)「婆裘河邊の比丘等に關して。」「如何なる事

【八】附隨して制せられたる法則。

【九】Vaggumudā.

情に就て。」「勝人法に就て。」大迦葉は優波利に對して、第四波羅夷罪の事情を問ひ・・・無罪を問へり。斯の如き方法によりて〔一〇〕兩律を問ひ、問はるるに隨ひ具壽優波利は之に答へたり。

八　時に具壽大迦葉は大衆に提議して云へり、「諸友、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば我阿難陀に法を問はん。」具壽阿難陀は大衆に提議して云へり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、時若し可ならば我具壽大迦葉に法を問はれて之を答へん。」夫より具壽大迦葉は具壽阿難陀に問うて云へり、「友阿難陀よ、〔一一〕梵網經は何處に於て說かれしや。」「尊師、王舍城と〔一二〕那爛陀との間なる王所屬の家アンバラッチカ中に於て。」「何人に關して。」「普行出家須比夜と青年梵施とに關して。」それより大迦葉は阿難陀に對して梵網經の由來を問ひ、「之に關係せる」人を問へり。「友阿難陀よ、沙門果經は何處に於いて說かれしや。」「尊師、王舍城の耆婆の菴婆林中に於て。」「何人とともに。」「夷提希の子なる阿闍世とともに。」それより大迦葉は阿難陀に對して沙門果經の由來を問ひ、「之に關係せる」人を問へり。斯の如き方法によりて〔一三〕五尼柯耶を問ひ、問はるるに隨ひて阿難陀は之に答へたり。

九　時に具壽阿難陀は長老比丘に語りて云へり、「諸尊師、世尊は入滅に臨み我に告げて宣へり。阿

〔一〇〕比丘の波羅提木叉、比丘尼の波羅提木叉を云ふ、前者は此等の四波羅夷罪以下二百二十七條、後者は八波羅夷罪以下。

〔一一〕Brahmajālasutta 長阿含、第一經。

〔一二〕Sāmaññaphalasutta 長阿含第二經。

〔一三〕Pañca nikāya 長、中、增一、雜及び小の五阿含を云ふ。巴利聖典中經藏は總て此の中に含まる。

難陀よ、我が滅度の後大衆若し希望せば〔四〕小少戒は之を捨つることを得んと。」「友阿難陀よ、汝は世尊に、尊師何をか小少戒となすやと問ひたてまつりしや。」「諸尊師、我は世尊に之を問ひたてまつらざりき。」或長老等は四波羅夷罪は除き、他は〔總て〕小少戒なりと云ひ、或長老等は四波羅夷罪、十三僧殘罪を除き、他は……或長老等は四波羅夷罪、十三僧殘罪、二不定罪を除き、他は……或長老等は四波羅夷罪、十三僧殘罪、二不定罪、三十尼薩耆耶、波逸提を除き、他は……或長老等は四波羅夷罪、十三僧殘罪、二不定罪、三十尼薩耆耶波逸提、九十二波逸提を除き、他は……或長老等は四波羅夷罪、十三僧殘罪、二不定法、三十尼薩耆耶波逸提、九十二波逸提、四波底提舍尼を除き、他は小少戒なりと云へり。時に具壽大迦葉は大衆に提議して云へり、「諸友、大衆我が言ふ所を聽け、我等の戒は在家者と關係せる者あり、在家者と雖も我等に就て、之は汝等沙門釋子に適し、之は適せずと云ふことを知る。我等若し小少戒を捨てば、沙門瞿曇が弟子のために制したる戒は煙の〔上る〕間のものなりき。師の世に在せし間、彼等は戒を學び、師の入滅するや。今彼等は之を學ばずと云ふものあらん。時若し可ならば大衆未だ制せられざるは之を制せず、既に制せられたるは之を捨てず、制せられたる所に隨ひ戒を持して住せん。是れ我が提議なり。諸友、大衆我が言ふ所を聽け、我等の戒は……大衆未だ制せられざるは之を制せず、既に制せられたるは之を捨てず、制せられたる所に隨ひ戒を持して住す。諸具壽中、未だ制せられざるは之を制せず、

【四】四分律五四卷「雜碎戒」

既に制せられたるは之を捨てず、制せられたる所に隨ひ戒を持して住することを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ、大衆未だ制せられざるは之を制せず、既に制せられたるは之を捨てず、制せられたる所に隨ひ戒を持して住す、大衆之を是とす、故に默す、我之を斯の如しと了解す。」

一〇　時に長老比丘等は具壽阿難陀に語げて云へり、「友阿難陀よ、汝の世尊に對して、尊師何をか小少戒となすやと問ひたてまつらざりしはこれ惡作罪なり、汝之を領せよ。」「諸尊師、我は思なうして世尊に之を問ひたてまつらざりしなり。我は此の惡作罪を見ず、されど諸尊師の故を以て之を領せん。」「友阿難陀よ、汝の世尊の雨時衣を踏みて縫ひたるは是れまた惡作罪なり。汝之を領せよ。」「諸尊師、敬意なくして世尊の雨時衣を踏みて縫ひたるに非ず、我此の惡作罪を見ず、されど諸尊師の故を以て之を領せん。」「友阿難陀よ、汝女人をして先づ世尊の法體を禮せしめ、彼等の泣いて〔觸るるや〕、世尊の法體は涙のために汚されたり、是れまた惡作罪なり。汝之を領せよ。」「諸尊師、我は彼等をして時を後れざらしめんがために、先に世尊の法體を禮せしめたり、我此の惡作罪を見ず、されど諸尊師の故を以て之を領せん。」「友阿難陀よ、汝は世尊の〔其の入滅に就いて〕大なる兆相を示したまひ、大なる表示をなさしめたまひたるにも拘らず、世尊に對して、世尊一劫の間世に住したまへ、善逝一劫の間世に住したまへ、衆人の利益のため、衆人の安樂のため、世間哀愍のため、人天の利益安樂のためにと云うて、世尊に請ひたてまつらざりしは是れまた惡作罪なり、汝之を領せよ。」「諸尊師、我は

魔のために憑かれ世尊に對して、世尊一劫の間世に住したまへ……人天の利益安樂のためにと云うて世尊に請ひたてまつらざりしなり。我彼の惡作罪を見ず、されど諸尊師の故を以て之を領せん。」「友阿難陀よ、如來の說かせたまひたる敎に於て、女人の得度を得るやう汝の力を盡したるは是れまた惡作罪なり、汝之を領せよ。」「諸尊師、此の摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の姨母にして世尊に大恩を被せたてまつれるもの、世尊を立たせ、養ひ、乳を與へ、世尊の母の沒したまふや、世尊を乳養したてまつれりと「思うて」如來說の敎に女人の得度を得べきやう力を盡したり。我此の惡作罪を見ず、されど諸尊師の故を以て之を領せん。」

一一　その時具壽富樓那は大比丘衆、五百數の比丘と共に南山に遊行せり。それより彼は南山に住することを隨意の間にして、長老比丘等の法と律とを合誦したる時、王舍城中、竹林園の栗鼠飼養處なる長老比丘等の所に趣き、彼等と共に相揖して一方に坐したり。長老比丘等は彼に語げて云へり、「友富樓那よ、諸長老は法と律とを合誦したり、汝之に服せよ。」「友等よ、諸長老の法と律とを合誦したることや可、されど余は世尊より面り聞き、面り學びたる所に隨ひて之を憶持せん。」

一二　時に具壽阿難陀は長老比丘に語げて云へり、「諸尊師、世尊は入滅に臨み、我に語げて宣へり、「阿難陀よ、さらば大衆我が入滅の後〔二五〕闡怒比丘に對して〔二六〕梵杖の罰を宣せよ」と。」「友阿難陀よ、

〔二五〕Channa.

〔二六〕Brahmadaṇḍa處分の性質は下に說けるが如し。

汝は世尊に、尊師何をか梵杖の處分となすやと之を問ひ上れりや。」「之を問ひ上れり。世尊〔宣はく〕、阿難陀よ、闡怒は〔他の〕比丘に對して自ら欲する所を語るとあらん、されど比丘等は闡怒に對しても言ひ、又彼を敎授訓誡すべからず』と。」「友阿難陀よ、さらば汝自ら闡怒比丘に對して梵杖の罰を宣せよ。」「諸尊師、我奈何でか闡怒比丘に對して梵杖の罰を宣せん、彼の比丘は兇惡粗暴なり。」「さらば友よ、多くの比丘と共に行け。」「唯唯諸尊師」と阿難陀は長老比丘に對して應諾し、大比丘衆、五百數の比丘と共に流を上る船によりて憍賞彌に〔趣き船を〕下りて優塡那王の園に近き一樹の下に坐せり。

一三　偶ま優塡那王は其の宮女等と共に園内を逍遙しつつありしが、宮女等は、我等の師、尊阿難陀は園に近き一樹の下に坐したまふと云ふを聞けり。彼女等は優塡那王に請ひて云へり、「大王、我等の師、尊阿難陀は園に近き一樹の下に坐したまふと云ふ、大王、我等尊阿難陀を見たてまつらんと欲す。」「さらば汝等沙門阿難陀を見よ。」それより彼の女等は具壽阿難陀の所に趣き彼を拜して一方に坐したり、阿難陀は法を說いて彼の女等を示教利喜し、彼の女等は說法によりて阿難陀の示教利喜を受け、彼に五百領の鬱多羅僧衣を施せり。宮女等は阿難陀の所說を歡喜隨喜し座を起ちて彼を拜し右遶の禮をなして去れり。

一四　優塡那王は宮女等の遠くより來るを見、彼の女等に語げて云へり、「汝等沙門阿難陀を見たりや。」「大王、我等尊難阿陀を見たてまつれり。」「汝等沙門阿難陀に何物かを施せしや。」「大王、我等尊

阿難陀に五百領の鬱多羅僧衣を施し上つれり。優塡那王は憤り怒り呟きて云へり、「何故に沙門阿難陀は斯く多くの鬱多羅僧衣を受くるぞや。彼は衣服商たらんとするや、彼は商舗を開かんとするや。」是に於てか優塡那王は阿難陀の所に趣き彼と共に相揖し、悦喜すべく記憶すべき談話を終りて後一方に坐し、阿難陀に語げて云へり、「阿難陀よ、我が宮女等此の處に來れるにあらずや。」「大王、汝の宮女等此の處に來れり。」「汝阿難陀に何物か施せしや。」「大王、我に施すに五百領の鬱多羅僧衣を以てせり。」「汝阿難陀は斯く多くの鬱多羅僧衣を以て何をかなさんとす。」「大王、襤褸衣を著けたるもの等と共に之を分たん。」「汝阿難陀よ、古き襤褸衣は之を如何にせんとする。」「大王、之は床の敷物となさん。」「汝阿難陀よ、古き床の敷物は之を如何にせんとする。」「大王、之は褥包となさん。」「汝阿難陀よ、古き褥包は之を如何にせんとする。」「大王、之は地上の敷物となさん。」「汝阿難陀よ、古き敷物は之を如何にせんとする。」「大王、之は足拭となさん。」「汝阿難陀よ、古き足拭は之を如何にせんとする。」「大王、之は雑巾となさん。」「阿難陀よ、古き雑巾は之を如何にせんとする。」「大王、之は細く切りて粘土と混じ、土床を塗るに用ゐん。」是に於てか優塡那王は、此等沙門釋子は總てのものを善用して滅びるなからしむと云うて、具壽阿難陀に更に五百領を施せり。是れ彼の阿難陀に初めて一千領の衣服の供養ありたるなり。

一五　それより具壽阿難陀は[二七]瞿史羅園に趣き、豫ねて設けたる座に著けり。具壽闡陀は具壽阿

【二七】([illegible]) 阿[illegible]提國の首都憍賞彌城中にあり、闡陀比丘は此の所に住したるなり。

難陀の所に趣き、彼を拜して一方に坐したり。一方に坐するや阿難陀は彼に語げて云へり、「友闡怒よ汝は大衆のために梵杖の處分に附せらる。」「尊師、阿難陀よ、何をか梵杖の處分となす。」「友よ、汝は自ら欲する所を言はん、されど比丘等は汝と語るべからず、汝を敎授訓誡すべからず。」「尊師、我が比丘等と談話し、〔彼等の〕敎授訓誡を受くるを禁ぜられたるは、是れ斃されたるにあらずや。」と云ひ、其の處に氣絕して倒れぬ。それより具壽闡怒は梵杖の處分のために苦しめられ、惱まされ、悔悟の心に捕へられ、單り他より遠ざかり勉勵し熱烈專心にして住し、久しからずして、之を得んがために良家の子のよく在家を捨て出家得度すと云ふ、彼の無上なる梵行の果を現世に於て自ら證知逮得して住せり。生既に絕え、梵行既に終へられ、作すべきことは既に作し終へられ、更に斯の如きことのために〔作すべきと〕なしと知れり。具壽闡怒は阿羅漢の一人となれり。彼阿羅漢果を成ずるや。具壽阿難陀の所に來り彼に語りて云へり、「尊師、阿難陀よ、今我が梵杖の處分を解除せよ。」「友闡怒よ、汝が阿羅漢を證せしと同時に汝の梵杖の處分は解除せられたり。

一六　此の律の合誦には五百數の比丘加はりて少からず多からざりき。よりて此の律の合誦を五百〔結集〕と稱せり。

七百結集品第十二

一　世尊入滅したまひてより一百年を經たる時、毘舍離所屬の伐地子比丘等は毘舍離城に於て十〔非〕事を宣言せり、曰く(一)角「中に」鹽〔を蓄ふる〕は可なり、(二)〔日中を過ぎて陰〕二指〔幅となるまで食を取るも〕可なり、(三)村に入るには〔食後更に食を取るも〕可なり、(四)住居〔は同一所にても布薩會は之を別別に行ふ〕は可なり、(五)〔一部の衆にて式事を行ひ〕事後承諾を求むるも可なり、(六)習慣〔に依順する〕は可なり、(七)攪亂せざる〔牛乳を飲む〕は可なり、(八)醱酵せざる〔棕櫚酒を飲む〕は可なり、(九)緣なき〔坐具を用ふる〕は可なり、(十)金銀〔を受くる〕は可なり。時に〔一〕カーカンダカの子なる耶舍具壽は伐地地方に遊行しつつ毘舍離に達し、此に具壽耶舍は毘舍離城の大林中、重閣講堂内に住せり。その時伐地子比丘等は布薩會の日にあたり銅鉢に水を滿たし、比丘衆の中に置きて入り來れる毘舍離の信士等に語げて云へり、「友等よ、大衆に〔二〕一カハーパナ、半カハーパナ、一パーダ、一マーサカルーパを施せ、大衆のために受用物を調ふる要あり。」斯く云ふや、耶舍は毘舍離の信士等に語げて云へり、「友等よ、大衆に一カハーパナ……を施すことなかれ。沙門釋子の金銀〔を受くる〕は

【一】Kākaṇḍakaputta Yasa 迦乾陀子耶舍以下カーカンダカの語を反覆することを省く。

【二】Kahāpaṇa, Pāda, Māsaka-rūpa

可ならず、彼等は金銀は受けず、彼等は金銀を持たず、彼等は摩尼黄金を捨てたるもの、金銀を遠ざけたるものなり。」毘舍離の信士等は耶舍のために斯の如く告げらるるも尚ほ大衆に一カハーパナ・・・を施せり。時に伐地子比丘等は其の夜を過ぎて後、比丘の數に准じ、一股分を別にして配分せり。伐地子比丘等は耶舍に語げて云へり、「友耶舍よ、是れ汝の配當の金なり。」「友等、我に配當の金なし、我は金を受けず。」

二　時に毘舍離の伐地子比丘等は、「友等よ、此のカーカンダカの子耶舍は信心あり淨心ある信士等を惡口罵詈して信仰なきに至らしめたり、今我等彼に對して(三)遮不至白衣家式事を行はん」と云うて、彼等は耶舍に對して此の式事を行へり。耶舍は彼等に語げて云へり、「友等、世尊は遮不至白衣家式事に行はれたる比丘には隨伴を與ふべしと制したまふ。我に隨伴の比丘を與へよ。」伐地子比丘等は一人の比丘を選び耶舍の隨伴として與へぬ。耶舍の比丘共に毘舍離城に入り信士等に語げて云へり、「我は信心あり淨心ある信士諸君を惡口罵詈すと云はる、「されど」我は非法を非法と說き、法を法と說き、非律を非律と說き、律を律と說く。

三　友等よ、昔世尊舍衞城中、祇陀林なる給孤獨長者の園に住したまひ、此に友等、世尊は比丘等に語げて宣へり、『比丘等、此等の四は日月の障蔽なり、此の障蔽のために障へられて日月は熱せず、輝かず。何をか四となす。比丘等、雲は日月の障蔽なり、此の障蔽のために障へられて日月は熱せ

【三】小品第一篇一八を見よ。

ず、光らず、輝かず。雪は……煙塵は……（四）羅睺は……此等の四は日月の障蔽なり、此の障蔽のために障へられて日月は熱せず、光らず、輝かず。之と同じく比丘等、此等の四は沙門婆羅門の障蔽にして、或沙門釋子は之に障へられ、ために熱せず、光らず、輝かず。何をか四となす。比丘等、或比丘等のスラー酒を飲み、メーラヤ酒を飲み、飲酒を止めざるものあり。これ沙門婆羅門第一の障蔽にして、此の障蔽のために障へられ、ために彼等は熱せず、光らず、輝かず。次にまた比丘等、或比丘等の男女の交を行ひ、男女の交を止めざるものあり……次にまた比丘等、或比丘等の金銀を受け、金銀を持することを止めざるものあり……次にまた比丘等、或比丘等の邪なる生活を營み、邪なる生活を止めざるものあり……比丘等、此等の四はこれ沙門婆羅門の障蔽にして彼等の或者は之に障へられて、ために熱せず、光らず、輝かず」と。友等よ、世尊は之を語げたまひ、善逝は之を語げて後、師は更に語げて宣はく、

『貪瞋のために障蔽せられたる某某沙門婆羅門、無明のために鎖され、好愛の相を喜べる人人。
彼等スラー酒メーラヤ酒を飲み、男女の交を行ひ、無智にして金銀をも亦之を受く。
或沙門婆羅門等は邪命によりて生活し、日の親なる佛の障蔽なりと示したまへる、此等障蔽のために或ものは障蔽せられ、不浄にして塵垢を有てる獸の如き輩は熱せず、光あらず。
渇愛の奴僕は其の母と共は黒暗のために覆はれ、墓田を増加して再生を受く。』

【四】 羅睺（ラーフ） 阿修羅の一にして日月蝕を起すと信ぜられたるなり。

我は斯の如く説き、且つ非法を非法なりと、法を法なりと、非律を非律なりと、律を律なりと説くものにして而も、信心あり淨心ある信士諸君を惡口罵詈すと稱せらる。

四　友等よ、世尊曾て王舍城中、竹林園栗鼠飼養所に住したまへり。その時國王の後宮中、國王の交れる座に集會せる人人の中に斯の如き談起れり、『沙門釋子に金銀は適當なりや、彼等は金銀を受くるや、彼等は金銀を持つや』と。その時マニチューラカと呼べる村長其の座に列してありき。友等よ、マニチューラカ村長は衆會のものに語げて云へり、『尊等、斯く云ふとなかれ、沙門釋子に金銀は適當ならず。彼等は之を受けず、彼等は之を持たず、彼等は摩尼黄金を捨てたるもの、金銀を遠ざけたるものなり。』村長は衆會のものをして覺らしむることを得たり。村長は衆會のものをして覺らしむるとを得て、世尊の居たまへる所に趣き世尊を禮拜して一方に坐し、世尊に白して言へり、『此に尊師、王の後宮中、王を交へたる衆會の座に次の如き談起れり……斯く云ふや尊師、我は衆會のものに語げて云へり……尊師、我は衆會のものをして覺らしむることを能くせり。尊師、我が斯の如く云ふは世尊の所説を説くものにして、非事を以て世尊を誣ふにあらず、法を僞法と説くにあらず、我と法を同じうする論議者は非難せらるるに至らざるか。』『げにも村長、汝の斯の如く説くは我が所説を説くものにして非事を以て我を誣ふにあらず……非難せらるるに至らず。これ村長よ、沙門釋子に金銀は適當にあらず……金銀を遠ざけたるものなればなり。金銀の適當なるものには五欲適當なり、五欲適當

なるは、實に之を非沙門法、非釋子法の徒なりと見るべし。されど村長よ、草を要するものは草を求むべく、木を要するもの、車を要するもの、人を要するものは、各木、車、又は人を求むべし。されど如何なる手段を以てすとも我は金銀を受け又は求むべからずと、我は斯の如く宣せり。」我は斯の如く說き、且つ非法を非法なりと…說くものにして而も信心あり淨心ある信士諸君を惡口罵詈すと稱せらる。

五　友等よ、曾て世尊は同じ王舍城に於て具壽ウパナンダ釋子に關し金銀を捨て、且つ「之に就て」戒を制したまへり、我は斯の如く說き且つ非法を非法と…說くものにして而も信心あり淨心ある信士諸君を惡口罵詈すと稱せらる。」

六　斯く云ふや毘舍離の信士等は具壽耶舍に語げて云へり、「尊師、尊耶舍こそは獨り沙門釋子なれ。尊師、尊耶舍毘舍離城に住したまへ、我等尊師の衣服坐臥飲食及び病者の要具たる藥品等の資具「を得るやう」力を盡さん。それより耶舍は信士等をして覺らしめ、隨伴の比丘と共に園に還れり。」

七　時に毘舍離の伐地子比丘等は隨伴の比丘に問ひて云へり、「友よ、耶舍は信士等に懺謝したりや。」「友等、我等は邪惡とせられ、耶舍のみ獨り沙門釋子とせられ、我等は總て非沙門非釋子とせらる。」是に於て乎、伐地子比丘等は、友等、此の耶舍は我等の選擧によらずして在家者に說示をなせり、今我等彼に對して除却式事を行はんと云ひ、之を行はんと欲して相集まれり。具壽耶舍は空中に上り

て憍賞彌城に下り、それより使者をパーテーヤ並にアヴンチ、ダッキナギリの比丘等の許に送りて云へり、「諸尊師來れ、我等此の諍事を引き受けん、非法の榮えて法の衰へ、非律の榮えて律の衰へ、非法を談ずるものの力を得て、法を談ずるものの力を喪ひ、非律を談ずるものの力を得て、律を談ずるものの力を喪ふに先ちて。」

八　その時具壽サンブータ（五）サーナヴーシーは（六）アホーガンガ山に住せり。具壽耶舍はアホーガンガ山中なるサンブータの所に趣き、彼を禮して一方に坐し、彼に語げて云へり、「尊師、此の毘舍離の伐地子比丘等は毘舍離城に於て十事を宣言せり、曰く（一）角〔中に〕鹽〔を蓄ふる〕は可なり…（十）金銀〔を受くるは〕可なりと。尊師、今我等、非法の榮え…律を談ずるものの力を喪ふに先ちて此の諍事を引き受けん。」「然り友よ」と具壽サンブータは具壽耶舍に應諾を與へたり。時に六十人のパーテーヤの比丘等、總て森林住者たり、總て乞食者たり、總て著糞掃衣者たり、總て單持三衣者たり、總て阿羅漢たるものアホーガンガ山に集まり、八十八人のアヴンチ、ダッキナーバータの比丘等、或は森林住者たり…或は單持三衣者たり、總て阿羅漢たるもの〔また〕アホーガンガ山に集れり。

九　長老比丘等は會議の序で相云へらく、「此の諍事は難にして密なり、如何にせば我等與黨を得、之によりて此の諍事に優勢なることを得ん。」時に（七）具壽レーヴタは（八）ソーレーヤに住せしが、彼は多

【五】Sāṇavāsī 商那和修、「麻衣を著るもの」の意。
【六】Ahogaṅga 阿休山。
【七】Revata 離日、離婆多。
【八】Soreyya.

聞にして經典に通じ、法、律、條目に通じ、智慧聰明の人、慚恥心あり、追悔心あり、修學の志あるものなりき。長老比丘等は更に云へり、「此の具壽レーヴタはソーレーヤに住す、彼は……修學の志あるものなり。我等若し彼を與黨とし得ば斯くて我等は此の諍事に優勢なることを得ん。」具壽レーヴタは清淨にして人眼に勝れる天眼を以て長老比丘等の會議するを聞けり。之を聞くや彼心に思へらく、「此の諍事は難にして密なり、我若し之を避けばこれ我に取りて可ならず。されど今彼の比丘等來らん。我若し彼等と混ぜば「途中」安樂なることを得ざらん。我宜しく先づ去るべきなり。」彼はソーレーヤより〔九〕サンカッサに去れり。長老比丘等はソーレーヤに行きて、具壽レーヴタは何處ぞと問へり。彼等は答へて、彼具壽レーヴタはサンカッサに去れりと云へり。レーヴタはサンカッサより〔一〇〕カンナクッヂャに去り〔一一〕……ウヅンバラに去り……アッガラプラに去り……サハヂャーチに去り……此に長老比丘等はサハヂャーチに於て具壽レーヴタに會したり。

一〇　時に具壽サンブータは具壽耶舍に語げて云へり、「友よ、此の具壽レーヴタは多聞にして……修學の志あるものなり。我等若し彼に質問をなさば彼は唯一の問答によりて終夜を過すことを得。今彼は其の弟子なる讀經者を呼ばん、汝は彼の比丘の讀經終りたる時此等の十事を問ふべし。」「唯唯尊師」と耶舍はサンブータに對して應諾の意を述べたり。やがて具壽レーヴタは其の弟子なる讀經比

【九】Saṅkassa 僧佉舍。
【一〇】Kaṇṇakujja, Udumbara, Aggaḷapura, Sahajāti.
【一一】以下長老等の彼の後を追ふこと上の如し。

丘を呼び、耶舍は讀經終りたる時具壽レーヴタの所に趣き、彼を禮拜して一方に坐し、彼に語げて云へり、(一)「尊師、角鹽淨は適法なりや。」「友、角鹽淨とは何ぞや。」「鹽なき時食はんとて角中に鹽を蓄ふるは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(二)「尊師、二指淨は適法なりや。」「友、二指淨とは何ぞや。」「日の陰の二指幅になるまで「日中を」過ぎたる非時に食を取るは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(三)「尊師、村內淨は適法なりや。」「友、村內淨とは何ぞや。」「食を受け、更に受くることを謝したるもの、村內に入らんとする時、殘食にあらざるを受くるは可なりや。」「之は適法にあらず。」(四)「尊師、住所淨は適法なりや。」「友、住所淨とは何ぞや。」「同じ界區內の多くの住院に住するもの別別に布薩會を行ふは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(五)「尊師、事後承諾淨は適法なりや。」「友、事後承諾淨とは何ぞや。」「一部の衆にて式事を行ひ、歸り來る比丘等に報せんとするは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(六)「尊師、習慣淨は適法なりや。」「友、何をか習慣淨と云ふ。」「之は我が和尚の習とせし所、之は我が阿闍梨の習とせし所にて之を行ふは適法なりや。」「或は適法なり、或は適法にあらず。」(七)「尊師、不攪亂淨は適法なりや。」「友、何をか不攪亂淨と云ふ。」「乳の質を變じ、而も未だ酪となるに至らざるは、食を受け更に受くることを謝したるもの、殘食にあらざるを食ふは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(八)「尊師、チャローギを飮むは適法なりや。」「友、チャローギとは何ぞや。」「スラー酒にしてスラー酒にあらず、未だ酒となるに至らざるを飮むは適法なりや。」「之は適法にあらず。」(九)「尊

師、縁なき坐具を用ふるは適法なりや。」「友、之は適法にあらず。」(十)「尊師、金銀を受くるは適法なりや。」「友、之は適法にあらず。」「尊師、毘舍離城なる伐地子比丘等は此等の十〔非〕事を宣言す。我等今、非法の榮え……律を談ずるものの力を喪ふに先ちて此の諍事を引き受けん。」「諸友よ」と具壽レーヴダは具壽耶舍に對して應諾の意を表せり。

第一誦出　終

二—一　伐地子比丘等は耶舍の此の諍事を引き受けんとするの意あり、彼與黨を求めて之を得たりと云ふを聞けり。彼等思へらく、「此の諍事は難こして密なり、我等如何なる與黨を得、之によりて此の諍事に優勢なることを得ん。」彼等は更に思へり、「此の具壽レーヴタは多聞にして……修學の志あるものなり。我等若し彼を與黨とし得ば、斯くて我等は此の諍事に優勢なることを得ん。」是に於て乎、彼等は、鉢衣坐具針筩帶漉水布水甕等多くの沙門の資具を調へたり。彼等は此等沙門の資具を攜へ、船によりてサハヂャーチに上り、船を下り一樹の下にて配食を行へり。

二　時に具壽〔二〕サールハは獨居靜思の序で心に斯の如き念を起せり、〔三〕「パーチーナの比丘等とパーテーヤの比丘等と、何れか法を談ずるものぞ。」具壽サールハは法と律とを觀察して心に思へらく、

〔二〕サールハ Sāḷha.
〔三〕パーチーナカ Pācīnaka 東方者の意、伐地子比丘等を指す。

「パーチーナの比丘等は非法を談ずるものにしてパーテーヤの比丘等は法を談ずるものなり。」時に一人の淨居天の天子あり、己の心を以て具壽サールハの心を忖度し、恰も力ある人の屈げたる腕を伸べ、伸べたる腕を屈ぐるが如く、淨居天中に沒し、サールハの目前に現はれたり。彼の天子はサールハに語げて云へり、「善い哉、尊師サールハ、パーチーナの比丘等は非法を談ずるものにしてパーテーヤの比丘等は法を談ずるものたり。されば尊師、正しきに依りて住止せよ。」「天子よ、先も今も我は同じく正しきに依りて住す。されど此の諍事に於て彼等の我を選ぶまで我は我が所見を述べざるべし。

三　伐地子比丘等は此の沙門の要具を携へ、具壽レーヴタの所に趣き、彼に語げて云へり、「尊師、長老鉢衣．．．水甕等沙門の要具を受けよ。」「友等、止みなん、我衣服足れり」と云うて之を受くるを欲せざりき。時にウッタラと名くる比丘は法臘二十歳にして具壽レーヴタの侍者なりき。伐地子比丘等は具壽ウッタラの所に趣き彼に語げて云へり、「具壽ウッタラ、鉢衣．．．水甕等沙門の要具を受けよ。」「友等、止みなん、我衣服足れり」と云うて、之を受くるを欲せざりき。「友ウッタラよ、昔は人人沙門の要具を世尊の所に持ち來り、世尊若し之を受けたまへば、彼等は喜べり、若し之を受けたまはざれば、彼等は具壽阿難陀の所に持ち來り、尊師、長老沙門の要具を受けたまへ、これ猶ほ世尊の受けたまふが如くならんと云へり。具壽ウッタラは伐地子比丘等のために、友汝の要とする所を言へと迫られ一枚の法衣を受け取れり。「具壽ウッタラよ、長老に向ひて唯之を云へ、尊師長老、大衆中に於

て唯之を云へ、『諸佛世尊は東方に生れ出でたまふ、(一四)パーチーナの比丘等は正法を談ずるものにしてパーテーヤの比丘は非法を談ずるものなり』と。」「諸友等」と具壽ウッタラは毘舍離の伐地子比丘等に應諾して具壽レーヴタの所に趣き、彼に向ひて、「尊師長老、大衆中に於て『諸佛世尊は……非法を談ずるものなり』と、唯之を云へ」と云へり。「比丘、汝は我を非法に陷れんとす」と云うて長老は具壽ウッタラを追へり。伐地子比丘等はウッタラに問うて云へり、「友ウッタラ、長老何と云へる。」「友等、我等は邪惡にせられたり、長老は、比丘汝は我を非法に陷れんとすと云うて我を追へり。」「汝は法臘二十歳に滿てるにあらずや。」「然り友等。」「我等汝を(一五)重依の師とせん。」

四　時に大衆は此の諍事を決定せんがために相集れり。時に具壽レーヴタは大衆に提議して云へり、「友等、大衆我が云ふ所を聽け、我等若し此の諍事を此の所に於て斷ぜば、其の原となれる比丘等は再び式事を行ひて之を擾き亂すことあらん。時若し可ならば、大衆此の諍事の起れる所に於て之を斷ぜん。」之れより長老比丘等は之を決せんと欲して毘舍離城に趣けり。時にサッバカーミーと名くるもの毘舍離城に住せしが、彼法臘一百二十歳、具壽阿難陀の弟子にして全世界の大衆中の最年長者なり。具壽レーヴタは具壽サンブータに語げて云へり、「友、我はサッバカーミー長老の住する精舍に趣かん、汝は早朝具壽サッバカーミーを訪ひ此等の十事を問へ。」「然り尊師」と具壽サンブータは具壽レーヴタに對して應諾を

【一四】東方者の意なること上に云へるが如し。

【一五】(Garunissaya ガルニッサヤ) 重大なる師となすの意。

與へたり。レーヴタはサッバカーミーの住する精舍に趣きしが、サッバカーミーの坐臥處は、室内に設けられ、レーヴタの坐臥處は、室に面して設けられたり。時にレーヴタは、此の長老は老年にして而も臥せずと云うて寢ねず、サッバカーミーは、此の比丘は外來者にして而も臥せずと云うて寢ねざりき。

五　具壽サッバカーミーは其の夜過ぎて後具壽レーヴタに語げて云へり、「友、今汝は如何なる法によりてか多く住する。」「尊師、我今多く慈悲住によりて住す。」「友、汝は多く安隱住によりて多く住すと稱せらる。此の慈悲は卽ち是れ安隱住なり。」「尊師、我先に在家者たりし時、慈悲を習としたり。よりて今我多く慈悲住によりて住す。されど我阿羅漢果を得てより既に久しし。尊師、長老は如何なる法によりてか多く住する。」「友よ、今我多く〔二六〕空住によりて住す。」「尊師、長老は多く大人住によりて住すと稱せらる。此の空は卽ちこれ大人住なり。」「友よ、我先に在家者たりし時空を習としたり、よりて今我多く空住によりて住す。されど我が阿羅漢果を得て以來既に久しし。」

六　兩長老間の談末だ終らざる時、具壽サンガータ此の處に來り著し、具壽サッバカーミーを拜して一方に坐し、彼に語げて云へり、「尊師、毘舍離城なる伐地子比丘等は此等の十事を宣言す、曰く（一）角〔中に〕鹽〔を蓄ふるは〕可なり・・・（十）金銀〔を受くるは〕可なりと。尊師、長老は和倘の許にあり

【二六】Suññatāvihāra.

て多く法と律とを習へり。長老、法と律とを觀察して以て如何となす、バーチーナの比丘とバーテーヤの比丘と何れが果して正法を談ずるものたる。」「友よ、汝亦和尚の許にありて多く法と律とを習へり。汝法と律とを觀察して以て如何となす、バーチーナの比丘とバーテーヤの比丘と何れが果して正法を談ずるものたる。」「尊師、我法を觀察して、バーチーナの比丘は非法を談ずるものにして、バーテーヤの比丘は正法を談ずるものたりと、斯の如く〔思惟す〕。されど此の諍事に於て我を選ぶまでは我が所見を述べざるべし。」「友よ、我亦法と律とを觀察して、バーチーナの比丘は非法を談ずるものにして、バーテーヤの比丘は正法を談ずるものたりと、斯の如く〔思惟す〕。されど此の諍事に於て我を選ぶまでは我は我が所見を述べざるべし。」

七　それより大衆は其の諍事を決せんがために相集まれり。此の諍事を決するに當りて爭論限りなく起り、一發言者の意味する所を解する能はざりき。よりて具壽レーヴタは大衆に提議して云へり、「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、我等此の諍事を決するに當りて爭論限りなく生じ、一發言者の意味する所を了解すること能はず。時若し可ならば大衆此の諍事を委員附托によりて斷せん」とて、バーチーナ比丘四名とバーテーヤ比丘四名とを選べり、卽ちバーチーナ比丘は（二七）具壽サッバカーミー、サールハ、クッヂャソービタ、ヴーサバガーミーにして、バーテーヤ比丘は具壽レーヴタ、サンブータ、ヤサ及びスマナなり。具壽レーヴタは大衆に提議して言へり、「諸尊師、

【二七】此等は其の出身地の方角によりて定めたるものの如し。

大衆我が言ふ所を聽け、我等此の諍事を決するに當りて爭論限りなく起り、一發言者の意味する所をも之を了解すること能はず。時若し可ならば大衆委員附托によりて之を斷ぜんがために四名のパーチーナ比丘と、四名のパーテーヤ比丘とを擧げん。これ我が提議なり。諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、我等此の諍事を決するに當り……大衆委員附托によりて之を斷ぜんがために四名のパーチーナ比丘と四名のパーテーヤ比丘とを擧ぐ。諸具壽中、委員附托によりて此の諍事を斷ぜんがために四名のパーチーナ比丘と四名のパーテーヤ比丘とを擧ぐることを是とするものは默せよ、是とせざるものは言へ。大衆此の諍事を委員附托によりて斷ぜんがために四名のパーチーナ比丘と四名のパーテーヤ比丘とを擧げ竟れり。大衆之を是とす、故に默す。我之を斯の如しと了解す。」時にアジタと名くる比丘あり、法臘十歲にして大衆の波羅提木叉讀誦者なり。大衆は具壽アジタを長老比丘等の坐臥設備者として選べり。長老等思へらく、「我等何處に於て此の諍事を斷ぜん。」彼等更に思へり、「此のヷーリカ園は愛すべくして音少く響少し、我等當に此のヷーリカ園に於て此の諍事を斷ずべし。」それより長老比丘等は此の諍事を決せんと欲してヷーリカ園に趣けり。

八　時に具壽レーヴタは大衆に提議して云へり、「諸尊師、我が言ふ所を聽け、大衆の時若し可ならば我具壽サッバカーミーに律を問はん。」具壽サッバカーミーは大衆に提議して云へり、「友等、大衆我が言ふ所を聽け、若し大衆の時可ならば我レーヴタの律を問ふに答へん。」時に具壽レーヴタは具壽サ

ッバカーミーに問うて云へり、(一)「尊師、角鹽淨は適法なりや。」「友、角鹽淨とは何ぞや。」「鹽なき時食はんとて、角中に鹽を蓄ふるは適法なりや。」「適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「舍衛城中、(一八)須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「蓄食に就て(一九)波逸提罪なり。」「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、此の第一事は大衆の爲に決せられ、是れ邪法邪律にして、師の教に反せりとせらる。我此の第一籌を投ず。」

(二)「尊師、二指淨は適法なりや。」「友、二指淨とは何ぞや。」「日の陰の二指幅になるまで〔日中を〕過ぎたる非時に食を取るは適法なりや。」「適法にあらず。」「何處に於いて乎禁止せられたる。」「王舍城中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「非時食に就て(二〇)波逸提なり。」「諸尊師、我が言ふ所を聽け・・・我此の第二籌を投ず。」

(三)「尊師、村内淨は適法なりや。」・・・「適法にあらず。」「何處に於いてか禁止せられたる。」「舍衛城中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「殘食にあらざるものを食ふに就て(二一)波逸提罪なり。」「諸尊師、我が言ふ所を聽け・・・我此の第三籌を投ず。」

(四)「尊師、住所淨は適法なりや。」・・・「適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「王舍城中、(二二)布薩篇中に。」「何の罪かある。」「律を守らざるに就て惡作罪なり。」「諸尊師、我が言ふ處を聽け・・・

【一八】Sutavibhaṅga 律の一部なり

【一九】波羅提木叉の波逸提法三十八條に觸る。

【二〇】波逸提法三十七條。

【二一】波逸提法三十五條。

【二二】大品第二篇八の三。

我此の第四籌を投ず。」

(五)「尊師、事後承諾淨は適法なりや。」……「適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「瞻波城中、(三三)律篇の中に。」「何の罪かある。」「律を守らざるに就いて惡作罪なり。」「諸尊師、我が言ふ所を聽け、……我此の第五籌を投ず。」

(六)「尊師、習慣淨は適法なるや。」……「或は適法にして或は適法にあらず。」「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け……我此の第六籌を投ず。」

(七)「尊師、不攪亂淨は適法なりや。」……「適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「舍衛城中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「殘食にあらざるものを食ふに就て(三四)波逸提罪なり。」「諸尊師、我が言ふ所を聽け……我此の第七籌を投ず。」

(八)「尊師、デャローギを飮むは適法なりや。」……「適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「憍賞彌中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「スラー酒、メーラヤ酒を飮むに就て(三五)波逸提罪なり。」「諸尊師、我が言ふ所を聽け……我此の第八籌を投ず。」

(九)「尊師、縁なき坐具を用ふるは可なりや。」……「友、是れ適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「舍衛城中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「切斷すべきものに就て(三六)波逸提罪なり。」

【三三】大品第九篇三の五。
【三四】波逸提法第三十五條。
【三五】波逸提法第五十一條。
【三六】波逸提法八十九條。

「諸尊師、我が言ふ所を聽け・・・我此の第九籌を投ず。」

（十）「尊師、金銀を受くるは適法なりや。」・・・「友、是れ適法にあらず。」「何處に於てか禁止せられたる。」「王舍城中、須多毘崩伽の中に。」「何の罪かある。」「金銀を受くるに就て〔二七〕波逸提罪なり。」「諸尊師、我が言ふ處を聽け・・・我此の第十籌を投ず。」

「諸尊師、大衆我が言ふ所を聽け、此等の十事は大衆のために決せられ、よりて此等は邪法邪律にして師の教に反せりとせらる。」「友、此の諍事は決せられ、よく斷ぜられたり。されど友、汝大衆中に於て此等の比丘をして覺らしめんがため、此等十事に就て問へ。」それより具壽レーヴタは大衆中にありて具壽サッバカーミーに對し十事に就て問ひ、問はるるに隨ひて具壽サッバカーミーは之に答へたり。

九　此の律の合誦には七百より多からず少からざる數の比丘加はりたり、よりて此の律の合誦を七百「合誦」と稱す。

〔二七〕尼薩耆夜波逸提第十八條。

國譯小品終

大正七年六月十六日印刷
大正七年六月十九日發行
大正八年四月廿八日再版發行
昭和三年三月十二日三版發行
昭和四年六月十五日四版發行

國譯大藏經 經部第九卷

（岡山製本）

【非賣品】

著作權所有

編輯兼發行者 國民文庫刊行會
東京市神田區小川町一番地

右代表者 鶴田久作
東京市本郷區西片町十番地

印刷者 中島藤太郎
東京市本郷區動坂町三百一番地

印刷所 協成社印刷所
東京市本郷區動坂町三百一番地

發行所 國民文庫刊行會
電話神田（五三五番／八三八番）
振替東京一八五七二番